

会 議 録 目 次

令和3年第1回曾於市議会臨時会

会期日程	1
○1月20日(水)	
議事日程第1号	3
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第1号	5
議案第2号	12
閉 会	30

会 議 録 目 次

令和 3 年第 2 回曾於市議会臨時会

会期日程	31
○ 2 月 8 日 (月)	
議事日程第 1 号	33
開 会	35
開 議	35
会議録署名議員の指名	35
会期の決定	35
議案第 3 号	35
閉 会	59

会 議 録 目 次

令和3年第1回曾於市議会定例会

会期日程	61
○2月22日（月）	
議事日程第1号	63
開 会	66
開 議	66
会議録署名議員の指名	66
会期の決定	66
議長諸般の報告	66
市長の一般行政報告	66
議案第4号～議案第36号	67
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	82
散 会	84
○2月24日（水）	
議事日程第2号	85
開 議	87
一般質問	
徳峰 一成 議員	87
重久 昌樹 議員	110
渡辺 利治 議員	126
鈴木 栄一 議員	140
散 会	150
○2月25日（木）	
議事日程第3号	151
開 議	153
一般質問	
海野 隆平 議員	153
迫 杉雄 議員	174
今鶴 治信 議員	193
久長登良男 議員	209
散 会	225

○ 2月26日（金）

議事日程第4号	227
開 議	229
一般質問	
宮迫 勝 議員	229
松ノ下いずみ議員	238
岩水 豊 議員	252
散 会	275

○ 3月2日（火）

議事日程第5号	277
開 議	280
議案第4号	280
議案第9号～議案第11号	285
議案第12号～議案第14号	291
議案第15号～議案第19号	292
議案第23号	300
議案第24号～議案第26号	328
議案第27号～議案第29号	328
議案第37号	329
議案第20号～議案第22号	353
発議第1号～発議第3号	357
散 会	360

○ 3月11日（木）

議事日程第6号	361
開 議	364
議案第4号	364
議案第9号～議案第11号	366
議案第12号～議案第14号	369
議案第15号～議案第19号	374
議案第23号	379
議案第24号～議案第26号	385
議案第27号～議案第29号	388
議案第37号	391
散 会	395

○ 3月12日（金）

議事日程第7号	397
開 議	399
議案第5号	399
議案第6号、議案第7号	403
議案第8号	404
議案第30号	407
議案第31号～議案第33号	453
議案第34号～議案第36号	456
散 会	459

○ 3月25日（木）

議事日程第8号	461
開 議	463
議案第5号	463
議案第6号、議案第7号	466
議案第8号	469
議案第30号	472
議案第31号～議案第33号	490
議案第34号～議案第36号	496
議案第38号	498
発議第4号	510
閉会中の継続調査申出について	512
閉 会	513

令和3年第1回曾於市議會臨時會

會 期 日 程

令和3年第1回曾於市議会臨時会会期日程

会期1日間

月	日	曜	会 議	摘 要
1	20	水	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議案の上程・審議・表決 ○閉会

令和3年第1回曾於市議會臨時會

令和3年1月20日

(第1日目)

令和3年第1回曾於市議会臨時会会議録（第1号）

令和3年1月20日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 訴えの変更について

第4 議案第2号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第11号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	渕合昌昭	7番	宮迫勝
8番	今鶴治信	9番	九日克典	10番	伊地知厚仁
11番	原田賢一郎	12番	山田義盛	13番	大川内富男
14番	渡辺利治	15番	海野隆平	16番	久長登良男
17番	谷口義則	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	土屋健一				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚剛	教	育	長	瀬下浩
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長	橋口真人	
副	市	長	大休寺拓夫	学校教育課長	川路道文	
総	務	課	長	今村浩次	社会教育課長	内山和浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳留弘	農	林	振興課長	竹田正博	

財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 觀 光 課 長	安 藤 誠
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
稅 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新澤津 順 郎
市 民 課 長	岩 元 浩	水 道 課 長	德 元 一 浩
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	會計管理者・會計課長	桐 野 重 仁
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	監 查 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
大 隅 保 健 福 祉 課 長	田 代 庄 市	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

開会 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより、令和3年第1回曾於市議会臨時会を開会いたします。

○議長（土屋健一）

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土屋健一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議長において、大川内富男議員及び渡辺利治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1月20日の1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第1号 訴えの変更について

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、議案第1号、訴えの変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第3、議案第1号、訴えの変更について説明をいたします。

令和2年6月23日、議案第54号として、議決の訴えの提起において、別紙の令和元年度深川地区水道管破損事故損害賠償金支払いに関する訴えの提起の相手方名簿に記載の請求額を変更するもので、修繕施工業者請求分を合わせて請求すること及

び当初見積額による積算を支払い精算額として543万1,910円を682万1,578円に変更することにより、138万9,668円の増額となったため提案するものです。

以上で、日程第3、議案第1号を説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

訴えの提起については、以前、議会にも説明がありました。改めてお聞きをいたします。

この訴えを提起するに至ったこの間の経過を時系列的に、数字を含めて詳しく説明をしてください。この訴えの提起をするに至ったこの場所、この地番等を含めて、そしていつに、何年何月にこの破損事故があったのかどうかを含めて、そしてこの間、協議がされてきたと思うんですが、協議の進みぐあいについての状況、進展、今後のめど等を含めて、詳しくこれは時系列的に説明をしてください。

○水道課長（徳元一浩）

令和元年8月5日に、末吉町深川2662番地1及び2762番地2の土地の隣接する里道におきまして、本市が所有する水道管を破損したものでございます。

その後、相手の業者とのその破損に関する協議を行ってまいりましたが、11月に相手が支払うということで協議が一旦は終わったところでございました。ところが、12月に相手の代理人弁護士より支払いには応じられないという訴状が、弁護士のほうから手紙が届きましたので、それについて、うちも代理人弁護士というか、弁護士相談を行いまして、それにつきましては、提訴したほうがいいんじゃないかということで協議を進めてきて、昨年6月に……

（何ごとか言う者あり）

○水道課長（徳元一浩）

議案としては、6月23日の議案として提訴の議案を出したところでございます。

このときの相手方の請求額におきましては、まず濁り水、濁水ですね、濁水の解消のための水道を、水を捨てたわけですけど、その水道料金のほうの金額が本管部分で105万3,800円、給水管分で75万8,670円という、量を出しての金額と、あと減圧弁があったんですけど、減圧弁の金額を修繕という見積もりの価格でございまして、これが361万9,441円で、合計いたしまして当初のその議案のときの請求額を543万1,910円という形で請求額を出しておりました。

で、議案が議決になってから、弁護士の先生と協議をする中で、やはり見積金額ではなく、もう支払った金額のほうで確定されるということで、減圧弁修繕を発注

いたしまして、まず減圧弁の修繕での見積額から発注した執行で120万156円の減額になってまいりました。

その後、弁護士の方が訴状を作成する中で、本管のその相手方からその業者に支払いをする部分はどうなってるかという話がございまして、それについては相手方からも一年以上たってますけど、まだ支払いはされてないということでした。それについては市の財産でもあり、そこを修繕してもらった業者に対しての損害を与えることはいけないではなかろうかという協議を持ちまして、弁護士さんの判断によりまして、一応その分も業者のほうから支払ったということに支払いをして、そこを確定した額で上乗せをしても、うちの訴状としての提訴の在り方としては問題はないということでしたので、業者のほうの修繕というか、業者に支払う分が257万8,824円でございます。これを差引き、執行残の差引きと業者分の増額分を加えて、金額的には138万9,668円の増額となったところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○水道課長（徳元一浩）

相手との協議は1回も行っておりません。これは、弁護士との話だけで相手との協議は全然行っておりません。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

この間、正式に相手を訴えたのはいつ付ですか。まず、これが第1点ですね。

第2点は、答弁漏れのないように、この間、相手と裁判所で協議はされていないことはちょっと理解に苦しむんですよね。もう相当月数たってるわけでしょう。なぜ1回も協議がされていないのか、これが2点目。

3点目は、数字の確認をいたしますが、これまで、いわば、市がやむなく必要な修繕に関する修繕費等を257万8,824円、いわば立替えといいますか、払っているのかの数字の確認。

それから、第4点目、市としては当然、相手が100%悪いということで、一応過失をしたということで弁護士費用を含めて、もろもろの経費も併せて曾於市としては相手側に請求をしなければいけないでしょう。そうした市の基本的な考え方であるのか、数字を含めて確認方答弁をしてください。

それから、5点目、相手側の基本的な対応でございます。

お聞きしますが、相手側は自分が、過失かどうか分かりませんが、結果として被害を与えたということは認めているわけですね。これが確認であります。それから、認めてたら当然、一定のこの損害に関する費用を相手は出さなければいけないでしょう、法律上も。その確認はしっかりと取れているのかどうか、これが質問であり

ます。

最後に、相手も過失を認めているのであったら、当然、損害を支払うことに、法律上はなると思うんです。あるいはならざるを得ないと思うんです。

質問いたしますが、ここで市と考え方が違うのは、その金額についての考え方が違うのかどうか、これを含めて答弁をしてください。

以上です。

○水道課長（徳元一浩）

お答えいたします。

訴えについての日付でございますが、今、これは弁護士との、今年の6月議会が終わってから、訴えの提起してから弁護士と協議をいたしまして、弁護士のほうで今訴状を作成をしておりますので、まだ訴えとして裁判所のほうへ訴状のほうはまだ提出しておりません。

協議についてでございますが、相手との協議は、その相手が弁護士を立ててきた12月以降、相手とは一切、市としては話は相手とはしておりません。

その業者のほうの257万8,824円ですが、これは業者のほうからちゃんと金額を内訳をもらっております。

257万8,824円ですけど、これについては業者のほうから内訳をちゃんともらったところでの金額になっております。

市として、相手がその認めてないというか、相手は最初からその辺については全然認めておりませんので、そこを協議をしまして、今年の6月にもう訴えをするという形になったわけでございます。

金額についてでございますが、金額はもうこれは弁護士の方に、訴状を作る中で弁護士の先生のほうから全部一応協議をした中での金額になっております。金額は、弁護士の先生が訴状を作るわけですけど、この中でいろんな計算方法がございまして、その根拠となる計算、根拠となる部分の資料は弁護士の方に預けておりますけど、それに基づいて弁護士の方が訴状は全部作成されますので、ほとんどもう、その訴えに関する、訴状に関しての中身についてはもう弁護士に任せてあるところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、相対的に1点質問いたします。

弁護士、弁護士って、もちろん専門的だから弁護士に任せなけりゃいけないけども、我が曾於市ですから、弁護士はあくまで手段ですよ、市独自になかなか解決が困難だから市の代理人弁護士としてやっているわけで、主体は曾於市なんですよ。

その責任者は市長なんですよ。ですから、これは議会にいわば提案してるわけだから、やはり弁護士、弁護士も大事けども、曾於市として基本的にどのような考え方で議案を提案して、今後、臨もうとしてるのかを聞いてるんですよ。その主体としての考え方、市長をはじめとして副市長、しっかりと対応を、質問に答えていただきたいと思っております。これが第1点であります。

第2点の質問でありますけども、これは基本的には、裁判の性格でいえば、本裁判になるわけですね、これ確認であります。この調停とか、そういった問題やなくて。

それから、第3点目、今、課長答弁にもありましたように、まだ訴状を作成する段階ということで、相手側も正式に弁護士を通して対応しておりますので、これは相当期間が長引くものじゃないかということが一般的には予想されます。今、その段階であるということで確認していいですね。まだ1回も正式に裁判を通して協議がされてないわけでありまして、これが3点目。

4点目、市の基本的な考え方を再度伺います。再度伺います。

市としては、相手側に何を根拠として請求するか、この質問であります。もちろん、この、水道管の破損に伴う必要な金額、これは、確認いたしますが、257万8,824円、これは当然請求をしなければいけないし、市としてもこれが前提ということではないかと思えます。この数字の確認であります。

併せて、私がお聞きしたいのは、曾於市としては、先ほどの主体ということを行いましたけど、100%曾於市としては責任はないわけですよ。市長、そうですね、誰が考えても。ですから、曾於市としてこの損害に関する費用プラスその後の、あるいは今後も予想される弁護士費用を含めての諸経費、場合によっては、一般、この、民事だったら損害賠償も考慮に入れなければいけないと思うんですよ。それらを含めて、曾於市としては何を総合的にこの相手側に対して請求をしたいという考えであるのか、これ、非常に重要な点であります。裁判でもかなりこの点は見解の相違が出てくるであろうからであります。この点で、しっかりとここで答弁してください。弁護士任せじゃいかんですよ、課長。弁護士任せじゃいかんですよ、答弁してください。

そして、その場合にそうした損害賠償まで含めた計算であるのか、今回提案されている682万1,578円というのは、これらを含めて入っているのか、数字としての整合性があるのかの確認であります。整合性があるのかの確認であります。

以上、3回目の質問であります。

○市長（五位塚剛）

市の基本的な考え方についてお答えしたいと思います。

今回は、高之峯の元ゴルフ場の隣地でありまして、都城の山元林業さんが民地の植えられている杉を伐採するということで市に届出がありまして伐採をされました。

木だけ、材木だけを伐採をしておれば、このような事故は起きませんでした。私も当時現場に行きましたが、伐根といいまして、木を切った後の根元までの木を掘り起こしておられました。そのときに本市の本管を引っかけて、漏水が起きました。基本的には、伐根の許可をしておりません。また、伐根の申請もされておられません。根本的なところで、山元林業さんが今回作業を行われた手順の中に落ち度があったというふうに確認をしております。

その後、すぐに復旧工事をいたしました。市民の方々にかなりの迷惑をおかけいたしました。結果的に本管を破っておりますので、そこから周りの汚泥が本管の中に入って、一般家庭の蛇口、電気温水器、ボイラー等にも相当入りまして、最終的には個人の財産のものを修繕しなきゃならないというのも発生をいたしました。それに対して市内の業者の方が対応した金額が入っております。このことについて、当初この山元林業さんと市のほうで話し合いをしておりましたら、最初的时候は全部、修繕費を含めて認めて払ってもらえるというような雰囲気でありましたが、最終的には理解してもらえませんでした。

当然ながら、そうなると、私たち行政としてはこのことにかかった費用等も含めて相手に請求せざるを得ません。そのことで弁護士の方に入ってもらって、いろいろの間対応してまいりましたが、最終的には、山元林業さんからかかった水道業者への支払いもまだ払わないという状況がありましたので、今回このような形でその分も追加して、また諸経費を入れて正式な損害の訴えに始まるということでございます。

あとについては、水道課長に答弁させます。

○水道課長（徳元一浩）

まず、この裁判、本裁判になるかということでございますが、これは今回の議会をこの議決をいただきまして、この議決分を添付した中での訴状で提出ですので、裁判になるかならないかは訴状を裁判所に出してからのお話で、裁判になるか調停になるかは裁判所で決定になると思います。

あと、基本的な考え方については、もう今、市長が言われるように、相手も弁護士を立ててきましたので、市としても弁護士を立てて対応するという形でしたところでございます。

この257万8,824円につきましては、言われるとおり、立替えという形での請求額に上乗せしたところでございます。

あと、経費につきましては、訴状の中で請求の趣旨ということでこの請求額プラ

ス、あと訴訟費用につきましては、被告の負担とするという文言を書き加えられる
と思います。

(何ごとか言う者あり)

○水道課長（徳元一浩）

金額は別として、この金額と請求額と、その裁判費用とかについての金額はまた
別途の負担ということで、金額をまだ出されておられません。それについてはもう精
算額になりますので、その弁護士費用というのは結局、裁判に出会える費用とか、
旅費とか、そういう関連も出てきますので、その分についてはまた別途になると思
います。

(何ごとか言う者あり)

○水道課長（徳元一浩）

入っています。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議
規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号については委員会の付託を省略する
ことに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

私は、本議案には賛成をいたします。この種の議会への提案というのは、よっぽ
どのがなければあまりないといひますか、かつては旧末吉町ではいひゆるこの
職員の三役の問題がありましたけども、五位塚市政になってからも南之郷中学校の
教員の自殺に関する問題がありましたけども、ここまでは大きくなっておりません。

その点で、私は一つ、市としても、市長答弁を聞く限りやむを得ない、ある面で

は当然な、やはり市としての対応であると受け止めておりますが、いずれにいたしましても、恐らく解決が長引きそうであるし、市として基本的な考え方をいわば崩さず、ブレないように対応をすべきじゃないかと思えます。ブレないからといって妥協すべきでないということではさらさらなく、一定の譲歩ももちろんあり得ますけども、基本的な姿勢、考え方をしっかりしないと、その妥協あるいは柔軟な対応にも一線を越えることにもなりかねない心配、おそれがこの種の裁判の場合にはあり得ますので、その点はしっかりとやはり弁護士と相談して基本的な対応をしていただきたいと思っています。もちろん、議案については賛成であります。

○議長（土屋健一）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第11号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第4、議案第2号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第4、議案第2号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第11号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に4億3,160万8,000円を追加し、総額を354億4,804万8,000円とするものです。

第2条は、繰越明許費の補正であり、5ページの第2表のとおり、新型コロナウイルス感染症対策事業について翌年度に繰越しして、使用することができる経緯を定めています。

それでは、予算の概要を配付しました補正予算提案理由書により説明をいたしま

すので、2ページをお開きください。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種委託料等や思いやりふるさと寄附金積立金等による追加であり、歳入から説明をしますと、国庫支出金は新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金を910万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を1,613万2,000円、寄附金は思いやりふるさと寄附金を2億5,000万円、繰入金は財政調整基金繰入金を4,486万8,000円、思いやりふるさと基金繰入金を1億1,150万円それぞれ追加しています。

歳出については、新型コロナウイルス感染症対策事業を3,324万3,000円、思いやりふるさと寄附金推進事業を3億9,836万5,000円、それぞれ追加しています。

以上で、日程第4、議案第2号の説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○15番（海野隆平議員）

いよいよワクチン接種が始まるんだなあという感を受けたところではありますが、今回、ワクチン接種委託料として910万8,000円という予算が計上されているわけがあります。

単純な質問をさせてもらいますが、医療従事者2,000人というふうにあるわけがありますが、まず、この接種の委託先はどこになるのかお答えいただきたい。

それと、もう一点、医療従事者2,000人というふうにあります。先ほど言ったとおり、具体的な接種対象者ですね、当然、医療関係者になるわけですが、具体的な接種対象者はどういったふうになるのか、お聞きしたいと存じます。

それと、今回の接種は、アメリカのファイザー社のワクチンになるというふうに聞いておりましたが、マイナス75度の温度を維持しなければならぬわけですが、当然、接触場所等については、もう何か所というわけにもいかんだろうというふうに思うわけですが、接種場所はどのようになるのか、お聞きしたいと存じます。

それと、PCR検査補助金として800万円というふうになっておりましたが、1万円が800件というふうになっております。一般の方がPCR検査を受けた場合は、今まで半額補助というふうに聞いておったわけですが、今回は全額補助という形になるのか、お聞きしたいと存じます。

それと、PCR検査は特定の医療機関だけなのか、民間の医療機関でもどこでもできるのか、ちょっと具体的にお聞きしたいと存じます。

あと、曾於市内ですよ、PCR検査についてであります。現在まで何名の方が

検査されているのか、PCR検査を受けておられるのか、お聞きしたいと存じます。

最後に、ふるさと納税であります。今回、ふるさと納税が大きく増えた要因は何なのか、1回目、お聞きしたいと存じます。

以上であります。

○市長（五位塚剛）

今日の臨時議会において、保健課長がちょっと自分の都合で出席しておりませんので、それについては全体的に大休寺副市長と大隅の保健課長が協議しておりますので、2人から答弁させます。

また、今回の本会議においては、前農林振興課長が亡くなった関係もありまして、竹田課長が商工観光課長から変更して、新しく安藤課長になりましたので、どうしても不足する部分もありましたら、また補強して答弁させたいと思います。

○副市長（大休寺拓夫）

それでは、お答えいたします。

（何ごとか言う者あり）

○議長（土屋健一）

暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副市長（大休寺拓夫）

それでは、お答えいたします。

まず第1点の、接種の委託先ということでございますが、基本的に、これは医療機関、ドクターにしてもらいますので、接種の方法については2通りございまして、医療機関で個別でやっていただく、今、季節性インフルエンザがございまして、あれと同じ方式で、それぞれ病院に行っていて打っていただくという方法と、あと平成21年度に起こりました新型インフルエンザ、いわゆる豚インフルエンザがございましたが、そのときも大蔓延をしたわけですけれども、集団接種を行いました。集団接種をする場合、この2通りがございまして、いずれにしても1件当たり二千幾らという金額で委託をします。集団接種になろうとしても、個別の医療機関にしても、委託料は払うということでございます。

あと2,000人の具体的な対象者ということでございますが、こちらは医療機関関

係者と従事者ということで行います。

厚労省が出しておりますのは人口の3%という数字でございますが、これでいきますと曾於市の場合は大体1,000人前後になります。しかしながら、この医療従事者等という中には範囲が広くて、業種、そういうものは限っておりません。いわゆる病院を存続させるための人々、例えば、事務職員とか、あと栄養士あるいは介護職員、あと給食を作っていただけの方とか、幅広いことが対象になっておりますので、それについては、各医療機関の判断で提出をしていただくということになっておりますから、そこを我々は2,000人と見たところでございます。

3点目のファイザー社の超低温冷凍庫、ディープフリーザーとありますが、これについては国から割当てが来ております。2月末に3台入ることになっております。曾於市に3台ということでございますので、これが個別接種になるか、集団接種になるかで場所が変わってまいりますので、1月の8日でしたけれども、医療機関、曾於市の医師会の皆様方とお話をして、そこを今、協議中でございます。まだ未定でございます。

それから、PCR検査のことですが、全額補助かということでございますが、これは半額助成を基本としております。1万円を限度ということで、市内でできるところが、松岡救急クリニックしかないと思っておりますけれども、そこ辺りが2万5,000円取っていらっしゃるようでございます。そこを判断しまして、都城へ行けば2万円前後とかあるんですけれども、そこを判断をして、2分の1の1万円限度ということで提案をさせていただいているところです。

あと、PCR検査をしていただくところですが、それぞれ民間施設もありますし、病院もございます。東京等では結構安いですけれども、対象としては、民間であろうが、そういう、基準に乗ったPCR検査であればお支払いをするということでございます。

以上です。

ちょっと漏れました。参考までに申し上げますが、松岡救急クリニックで検査を受けられた方が、7月7日までで110名いらっしゃいます。最近はちょっと少ないんですが、一番多い月で、7月で、ちょうど志布志で感染者が多数出たと、クラスターが、そういう関係で心配されたと思いますが、その月で72名受けていらっしゃいます。あと、多い月は8月が12名、あと12月、市内で感染者が出ましたので16名いらっしゃいます。今年に入ってから、1月7日までは4人ということで、そうは増えていない状況でございます。

以上です。

○商工観光課長（安藤 誠）

先ほど質問がありました、ふるさと納税、思いやりふるさと給付金の増になった理由であります、新型コロナウイルスの関係、そして、それに伴いまして国が緊急事態宣言でテレワーク、そして外出禁止と、不要不急の外出の自粛ということで、家で過ごす時間が全国的に増えたということで、それによりまして、ふるさと納税に希望された方が増えたというのが主な一因だと考えております。

○15番（海野隆平議員）

医療従事者を対象として2,000名ということで、それに関係する、従事するというか、給食の方、またあと介護関係の方とか全て、事務の方とか対象になるというようなことではあります、接種場所については、先ほど言ったとおり、マイナス75度を維持しなきゃいかんというようなことで、曾於市には3台一応設置されるというような話であるわけではあります、具体的にその接種場所をもう決めないかんじゃないかと思うんですけど、そこ辺の話し合いはされていないのか、それと接種は2回というふうになっているわけではあります、この接種日等々については、具体的な接種日というのはまだ決まっていないのか、再度お聞きしたいと存じます。

それと、PCR検査についてであります、現在まで110名の方が、松岡救急クリニック、4月7日までですね、受けられたというようなことではあります。今後、今現在でも26名の方が曾於市内で感染されているというふうに聞いております、今後また増える可能性もあるし、また市民の方々、感染に対して非常にデリケートになってらっしゃるといことも十分分かっているわけですけど、PCR検査、今、松岡救急クリニックでしかできないのか、それと民間の医療機関でも対応してもいいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどのように医師会との話し合いになっているのか、具体的にお聞きしたいと存じます。

それと、ふるさと納税の件であります、家で過ごす時間が多くなって、当然それに対して、ふるさと、曾於市に対してのふるさと納税をされる方が増えたというような答弁でありましたが、最終的にどのぐらいを見ておられるのか、もう最終的な、一応予算としては聞いてますけど、最終的どのぐらいまでに行くだろうと、また今後増えるだろうというふうには予測しますが、最終的どのぐらい見ているのか、再度お聞きしたいと存じます。

以上であります。

○副市長（大休寺拓夫）

まず第1点の、接種場所の特定をしたほうがいいのかということですが、ここも医師会のほうに投げかけているところでございます。

医師会の考え方も結構ありまして、要は院内感染を起こすといけませんので、できたら一つの場所だと、例えばの話、医師会立病院でという話も出ております。あ

ともう一つ問題は、30分程度は待機をしてもらわないとアナフィラキシー症候群、症状が出ます、出る場合もございますから、病院がいいよという先生方もいらっしゃいますので、そこは医師会の先生方の判断を仰がないとちょっとできないということで、しかしながら、さっき言った、冷凍庫をどこに置くかを今月中に特定をして、県に報告をする業務がございますので、今月中には方針は決まろうかと思いません。

あと、2回接種ということで、前回のインフルエンザは1回で済んだんですが、今回の場合は、小学生以下は2回打ちましたけど、接種時期につきましては、新聞報道でもあるとおりに、大体1万人の医療従事者については2月末からと了解をもらった上で、あと一般の医療関係者は3月の中旬辺りから、中旬辺りですね、あとは高齢者基礎疾患の方が3月の末、あと一般の方は5月頃になるだろうということで、そこ辺りが明確に言えないもんですから、日にちも設定できないということと、あとそのワクチンが幾らぐらい加工できるか、国が県ごとに配分をして、県が市町村ごとに配分をしますから、幾ら予約を受けたからといって、それに見合うワクチンは来ないというのが非常に歯がゆいところでありまして、そこも今、設定をできないという事情がございます。

3点目のPCRの件ですが、現在、この前の医師会のお話を聞いたときに、市内では松岡さんぐらいだろうということで、今後、昭南病院辺りが入れたいという意向もございましたので、若干は増えてくるのかなと思っております。

以上です。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、お答えいたします。

今後の見通しということでありましたけれども、今回、補正予算をお願いしているわけですが、歳入からいきますと、寄附金につきましては20億5,000万円を予定しておりますが、例年、1月、2月、3月の3か月間でいきますと、1月当たり大体3,000万円ほど寄附を頂いているみたいですので、それも含めまして20億5,000万円ということで見込んでおるところであります。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（宮迫 勝議員）

コロナのワクチン接種についてお尋ねいたします。

中心は医師会立病院になるだろうと、今、答弁でありました。医師会立病院となると、2市1町の絡みもあるんですけども、国からの通達等を踏まえて、2市1町を交えた医師会立病院との話し合いの現時点までの到達点、ここを簡単に説明をし

てください。

それから3月、4月と、年度末、新年度への移行期でもあって、職員の方が業務量が増えるんじゃないかなと思います。今の業務をこなしながら、ワクチン接種の業務も行うのは大変じゃないかなと感じております。ワクチン接種のための新しい部署を設けて対応するのか、それとも一時的に臨時職員なり、そういう増員をして対応するのか、これについて議論されていたら答弁をしてください。

以上2点です。

○副市長（大休寺拓夫）

第1点目の医師会との話し合い、あと2市1町との関係でございますが、2市1町との行政とは話は終えております。終えてるっちゃうか、途中ですけれども、あとそれを踏まえて、今週の水曜、また医師会とも話をする予定であります。医師会は医師会のほうで理事会に、今日ですかね、今日諮られますので、その答えを受けてまた行政と医師会とのお話をさせていただく、要は、曾於市と医師会だけじゃちょっと話し合いはできませんので、それぞれ大崎町、志布志町の医師会立病院でございますから、先ほどちょっと申されましたけど、まだ医師会立病院で決定という話ではございませんので、流動的でございます。

あと2点目の、その、3月から4月の業務量が増えると、職員の、我々も大変苦慮をしているところであります。そういうこともありまして、例年4月には健康診断、集団検診をやっております。ほとんどの保健師、保健課の職員はほとんどそちらに1か月出っ放しでございますので、そういうことも考えられましたから、今年の、今年といたしますか、令和3年度の特定健診につきましては、時期を9月末にもう引き伸ばしました。

そういうことですので、保健師16名いますが、そちらのマンパワーは足りるということですが、やはり予約を取ったりとかありますので、非常に業務量は増えるのかなと思っております。

そういうこともありまして、新しい部署はと、そういう考えもございまして。確かに、鹿児島市、薩摩川内市、霧島市におかれましては、準備室内、そういうものも設けていらっしゃると思いますので、医師会のほうとのその接種のやり方、市のほうで全部集団接種で予約を取るということになれば大変激務になりますので、そこを見極めて、必要であれば2月でも体制を考えようかなという状況でございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

2人の質問を踏まえる形で質問いたします。

まず、財政についてでございます、補正予算の。今回の補正予算では、ワクチン関係並びにPCR、さらにふるさと関連で、基本的には財調から繰り入れて、またふるさとでは、ふるさと基金から繰り入れて、一方で、これを積み立てる方式で、基本的には、市の段階では財政運営をしております。その点で、提案された、現在のこの財政調整基金が80、総額で、13基金にありますが、81億2,000万円であります。前年度末が100億9,000万円でありましたけども、一応財政課長として今後どれだけ、年度末までに積み立てる計画であるのか、非常に大事な問題でありますので、100億円規模までは持っていけないと思うんですが、これをまずお聞きします。

次に、市長に質問いたします。

私はコロナ関係では昨年12月の一般質問で、率直に言って市のコロナ対策は非常に予算的にも内容的にも、あるいは他市町村に比べても遅れているのではないかって、コロナ対策を本来、市の取り組むべき重要課題と位置づけて、臨時議会を開いてまで、これは全面的に取り組むべきではないかと問題提起を含めた一般質問をいたしました。最終的には市長答弁は、臨時議会を開いて対応したいという点でありまして、私もそれなりに、街頭演説や文書をとおして市民にもお知らせをいたし、市民も一定の理解と期待感があったのではないかと考えております。

今回のこの補正予算を見ますと、その場合、私は市単独のということをあえて付け加えたんですけども、市単独の支援措置が必要ではないかって、今回提案された補正予算を見ますと、市単独の予算としては、今、議論がありました、PCR検査に対する1万円を上限とする単独補助であります。もちろん、これは報道もありましたように、率直に評価すべき内容であるし、評価したい点であります。

ただ、私としては、今の市民を取り巻くこのコロナ環境から見まして、数字に間違いがなければ、昨日段階で曾於市内の感染者が27名、特に今年に入って23名ではないでしょうか。これはある面では危機的な感染状況であるし、市民、年齢や職業を超えて、もうどなたもコロナ関係では、生活や仕事に支障や影響が出ている状況であると受け止めております。

ですから、私は臨時議会を開いて全面的な支援策が必要という期待感を持っていたんですが、今回、PCR検査の補助一本だけあります。

市長にお聞きしますが、全面的な市単独のこの予算措置は、新年度の当初予算で私たち議会は期待しているのかどうか、この1点であります。

次に、各課長、大休寺副市長にワクチン関係について質問をいたします。副市長に質問をいたします。

副市長答弁では、この2,000名というのは、国の一つの指針といたしますか、人口

のおおむね3%、3%といいますと、曾於市では三万四、五千人でありますので、三千数百名になりますが、今回は2,000名に限定しての予算措置であります。

繰り返しの質問になるかもしれませんが、今後のこの市としての、最終的に、全市民、三万数千人を対象としたワクチン接種、さらに事が大きくなります、基本的には、世界的にも2回接種がやはり必要であるというのが一般的であります。今後、国の考え、方針を聞かなければいかんともし難い、副市長も言われますように、歯がゆい思いだと思っておりますが、しかし、ここは議会でありますから、今後の基本的な流れについては、少なくとも説明はすべきだと思うんですよね。ですから、今回2,000人を対象として行う、第二弾、第三弾は、新年度に入る点もありますけれども、流れとしては、どういった方向で、市としては考えているのか、これは必要最小限のこととして市は内部で検討をすべきですよ、正式な設置機関を設ける設けない関係なく。やはり三万数千人の市民の命と健康を守る行政上の責任がありますので、その点で、繰り返しますが、今後のワクチン接種の、市としての流れについては当然議論されていると思います。議論の方向を示していただきたい、これが第1点であります。

第2点目は、細かい質問で恐縮ではありますが、この2,000人は当然、曾於市の医療従事者は、これは大休寺副市長、調べているでしょう。1,000人か前後しかないと思うんですよ、私の調査でも。ですから、答弁がありましたように、関連する給食、事務等を含めて入っております。

この2,000名であります、これはあくまでも曾於市内に居住する方々が対象でしょうか。例えば、曾於市内に居住する方の中でも、都城を中心として市外にも恐らく何百名規模、医療関係は勤務しております。その人たちは対象となるのか。一方、都城をはじめとした市外県外から曾於市内の医療機関に通勤する方々も対象となるのか、この対象となる方々の市の考え方でございます。これが質問であります。

それから、この海野議員の質問にありましたけれども、今後のこのとりあえず2,000人のこのワクチン接種の委託先、どこが行うか、現在ははっきり分かっているのは、分かってないわけですよ、これは。集団接種になるか、あるいは個別接種になるか。これは今日現在分かってないわけですかね、これも確認いたします。

これは非常に重要な点であります。なぜかといいますと、あくまでもこれは2,000名、第一弾であるからであります。今後さらに10倍、20倍、市民を対象に設置しなければいけないと思います。もちろん、一定の軌道修正は当然あり得ますけれども、基本的には、市としてどのような方法と手段で設置を行っていくかと思っております。これは当然、市内部でも集団的議論されているでしょう。もうこれは医師会、2市1町に関係なく、市として基本的な我が市の考え方、取組を持ちながら

医師会とも話し合うと、あるいは志布志、大崎とも話し合うと、主体としての市の基本的な考え方が大事だと思っております。

その点で、市としては、基本的には今後のやはりワクチン接種の広がりもありますので、何をこの根拠、ベースとして行っていくのかどうか、この点で御承知のように、もう全国の市町村、非常に悩んで苦勞して、そして鹿児島市だけではなくって、県外を見ましてもいろいろ検討しているんですよ。それがまだ正式に曾於市の場合は設置されていない、この点を含めて、今後、検討が必要ではないかと思っております。これらの質問であります。

それから、今回のワクチン接種いろいろありますけれども、もっとも安いといえますか、ファイザー製でありますけれども、この予算的には2,070円ということでございます。もちろん、国の責任において全額国の負担ということでもあります。これも確認いたします。2,070円で足りるんですか。私、少ないという感じがするんですよ、2,070円、一般の新聞報道によると。この点で、この今回の接種を含めて、基本的にワクチン接種は、今後も全額国の負担ということで、一般財源は基本的には全くないということを含めて、受け止めていいのかの質問でございます。

さらに、このPCR検査についてでございます。海野議員の質問に関連いたしまして、7月7日までは、松岡救急クリニックで110名じゃなかったかということでございますが、分かっている限り、現在までトータルで曾於市では何名の方々がこのPCR検査を行ったのか。

ここで確認いたします。ここでいう、副市長、PCR検査の人数はあくまでも自主的な、市民による、熱が出た等で一応検査してくださいということでのPCR検査でしょう。これも確認いたします。なぜかといいますと、これまでも曾於市でも、言わば感染者が出ました、濃厚接触者が出ました、必要で保健所を中心としてPCR検査を行っていますっていうのはこれは少なからずあります。これは当然、全額国の補助ですよ。それはもちろん入っておりません。今後も入りません。ですから、現在提案されているこのPCRの1万円を上限とする補助はあくまでも市民の何らかの疾病が出て、そして心配で結果としてPCR検査を受ける、行ったって、それに対する1万円補助ということで理解いたしておりますが、これも確認であります。いずれにいたしましても、繰り返しますが、今現在何名の方々がPCR検査を受けていると、市としては把握しているのか、これの答弁してください。

それから、副市長も一番、私以上に御承知のように、やはりこれだけ今年に入って曾於市内でも感染者が広がりがある中、これを言わば阻止するためには、阻むためには、基本的には全市民を対象としたPCR検査が理想的であります。あるいは少なくともクラスターが発生したら、その関連の全ての地域を含めた、職場だけ

やなくて、PCRが検査がこれは不可欠、不可欠でございます。これに対しての市としての予算措置は取られておりません。取っておりません。あくまでも個別だけ、部分的でございます。これでいいのか。これも全国的には、ほかの市町村では、独自にこれを行っている、予算措置を行っているところもあります。この点での市としての協議はされていないのか、まだ協議途中であるのか。曾於市内でもいつクラスターが発生するか分かりませんよ。その点で、市の考え方をお聞きをしたいと思っております。

最後に、繰り返しますが、この検査場所については、松岡救急クリニックが1か所だけであるようでございますが、これは客観的に見ましても、今の深刻な状況を見てあまりにも少ない、答弁にもありましたけども、今後ほかの病院等も考えているようでありますが、これも市としての主体的な考え方を持って医療機関とも相談するという、まちの、曾於市の言わば、受けの姿勢ではなくって、もっと能動的な積極性あるこのPCR検査体制の医療機関への働きかけ、要請が必要じゃないかと思うんですよね。

こうしてこそ今回の提案されるPCR検査、そして不足するならばまた3月の議会で予算増額をするって、これは非常に喜ばしいことで、大事なことでありますので、その辺りにもついても答弁をしてください。

最後に、ふるさと納税について一、二点質問いたします。

前年度に比べて今回約1億円ちょっと、基本的にはプラスの基金が増えたということで、相当増えたわけじゃないです、1億円ちょっと増えたということで、今回の予算措置であります。これは非常に、個人的にも、また客観的にもいいことで、喜ばしいことであります。

この点で課長にお聞きいたしますが、今回の本年度の、特に年度末、12月を中心としてプラスの基金が増えた、この特徴といいますか、中身を含めて、当然特徴が出ています。例えば、寄附金の件数が増えたのか、あるいは中身のこの1件当たりが増えたのか、あるいは地域的などが増えたのかを含めて分析されていると思いますので、答弁してください。

併せて、もし把握していたら答弁してください。都城市、志布志、大崎も、前年度までは市民1人当たり、曾於市以上に給付金額が多い、特に都城市は、中身的にも全国第2位でありましたけども、隣接するほかの市町村は本年度の給付金のこの取組の到達状況はどうであるのか、数字の上で把握していたら報告をしてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

新型コロナウイルス対策についての基本的な考え方でございます。

私たちも曾於市の状況は11月の5日まではゼロでありました。12月31日の段階で6名、ですから、1月の5日以降に急激に増えました。これについては、もう都城との関係で、市民がどうしても病院、買い物、仕事場という関係で、どうしてもそういう接触の中で増えました。それで、今回対策の予算を出しましたけど、基本的にはこの1人1万円の補助が、今年になってからPCRを受けた方々については1万円補助をしたいなと思っております。

あとのいろんな、夜を中心とした料理屋さん、また観光を含めたタクシー会社、バス会社、また八百屋さん、運送業、実態を今、調査しております。特に昨年12月の末から1月にかけて急激に深刻な状態になっておりますので、これについて、この間議論してきました。国のほうで1月の18日に、国会開かれて、第3次補正を發表されましたけど、まだ市に対する具体的な数字等は出ておりませんが、予想するところでは2億円近いものが対策として使えるのではないかなと思っておりますので、緊急に、この国とのやり取りをして、この3月末の当初予算じゃなくて、臨時議会を再度打ちたいというふうに思っております。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

そうです。総合的な、だから、先ほど言いましたように、今の状況を見て、今いろいろと各課で詳細に実態分析しておりますので、それに本当に困っている方々に対する支援策を打ち出したいというふうに思っております。

いろいろ質問がありましたが、今回のコロナに関しては、財部の学校等もありましたけど、そのように感染者が出たところについては、子供たちを含めてPCR検査をしましたが、これは全部自己負担はありません。全てこういう感染者が出たところの濃厚接触は全て本人の自己負担はありません。そういうことを理解していただきたいと思います。

今後については、2市1町で協議をしていきますけど、非常に、答弁いたしましたように、病院のほうも、正直なところ、感染者が病院の中の看護師を含めて被災を受ける可能性もありますので、本当は非常にみんな困っている状況であります。しかし、曾於市を含めた2市1町のこの曾於地域のコロナ対策をするためには、どこかの病院で、やはり気張ってもらわなきゃなりません。そのことについては、引き続き、病院とも相談しながら、集団接種の在り方も含めて十分対応していきたいというふうに思います。

あとについては、担当課長から答弁させますけど、ふるさと納税については、大体ボーナスが出たあの状況を見て、12月に一気に増えております。件数も昨年度より増えております。しかし、1人当たりの給付数はちょっと落ち込んでいるのが実

態であります。ほかの市町村についてはなかなか教えてくれませんが、また実数が分かっていたら報告したいと思います。あとは、担当課長に答弁させます。

○副市長（大休寺拓夫）

コロナの接種関係についてお答えいたします。

1点目と3点目は同じような中身でしたので、市長が申されたとおり、基本的な方向でございますが、やり方は医療機関でやっていただく方法と、あと集団でやっていく方法、あと3点目は、個別と集団と織り交ぜてやっていく方法、この3つがあるかと思えます。担当課と今、協議をしているんですが、その範囲内では、私どもは、いわゆる高齢者、65歳以上の方、それから基礎疾患を持っていらっしゃる方については、かかりつけ医のところで、病院で受けていただくのが一番ベストかなと、あとそのほかの方については、集団でやったほうが効率がよいという協議内容をしております。

ただ、それは医師会の協力なしではとてもできませんので、医師の数も限られておりますし、また院内感染のおそれもあります。あと移動の問題、あと駐車場、30分間の待機と、非常に問題点が、クリアすべき問題点が多いですので、そこはまた医師会と十分協議をしながらお願いをしていきたいと思っております。

それから、2,000名という数が、実際市内の、市内の関係者で言えば、医師、看護師、あとは作業療法士とかいろいろいらっしゃいますけども、600名前後だと思います。ただ、関わる方、そこをずっと膨らませていきますと、2,000名は取っておかないと予算上、足りない場合はちょっと困りますので、2,000名見たというところでありまして。実際は2,000名はいかないと思えます。

それから、医療従事者の範囲でございますが、接種につきましては、費用負担は住所のある市町村です。そういうことですので、曾於市民で、医療従事者については全て曾於市が委託料をお支払いするというところでございますので、医療従事者につきましては、それぞれの大きい病院は病院自体でできます。あと、それ以外の病院につきましては、どっか1か所医療機関を決めて、そこで打っていただきますので、そういう形になります。

それからあと志布志保健所とか、あと救急隊員等につきましては、県が予定をしておりますので、そこで打っていただくということで、それぞれ住所地のあるところがその負担を払うと、委託料を払うということですので、例えば、都城に、病院に勤めていらっしゃる方については、曾於市のほうで請求が来ると、そういう流れでございます。

それから、4点目のワクチンの2,070円ですが、これは全額国庫が全て負担をいたしますので、市の負担はございません。

それから、PCRの件ですが、実施的なものについては全額個人負担でございますので、そこを1万円、最高負担をするということです。基本的に、保健所が言ってきたものについては全て国が見ます。あと、自分で行かれる方、病院で心配だなと、病院に行かれて、風邪か、ほかの基礎疾患か分かりませんが、そういうときに医師が判断をすれば、これは全額ただになります。それ以外、いろんな就職活動とか、大学受験あるいは上京しないといけないという、そういう状況の場合に、PCRの証明が欲しいという方、自己的に行かれた場合はもう全額負担になりますので、そこを補助をしたいという考え方でございます。

それから、6点目の全市民へのPCRの必要性ですが、先般、広島市が発表いたしましたけれども、これについては賛否両論あるようでございます。鹿児島県の場合はそこまで現状なっておりませんので、それが必要かなというところ若干疑問があるところでもあります。

それから、場所ですね、PCRの場所でございますが、また医療機関の考え方もございますので、この前、先生方にお聞きしたところは、1か所か2か所のところについては購入したいと意見がございましたから、それについて、いろいろまた院内感染なんかも懸念があると思いますので、そこまた医療機関の考え方かと思えます。ただ、こういう補助はありますということを、考えておりますということはお伝えしておりますので、それぞれ検討されると思います。

以上です。

(「1月までに何名できるんですか」と言う者あり)

○副市長(大休寺拓夫)

1月7日までに110名です。1医療機関ですので、都城とか把握できませんから、参考までに松岡救急クリニックで110名という数字です。

○財政課長(上鶴明人)

それでは、今、議員からありました、財政的な質問についてでございます。

まず、議員のほうで言われました、令和元年度末、財政調整基金をはじめとする特定目的基金が100億円ほどあったということで、今現在としては、81億円ぐらいしかないけれどもということでございました。

今回の11号補正予算における現時点の特定目的金の残高につきましては、今ありましたとおり、81億2,632万円でございます。令和元年度の同時期の特定目的基金、末の残高が87億9,549万5,000円でしたので、それと比較しますと約6億7,000万円ほどの減となっているところでございます。これにつきましては、大きな理由といたしましては、今現在ありますコロナウイルス対策の関係、感染症の関係、それと令和元年度、2年度と大きな災害が発生しました。これに大きな一般財源を投じた

ところでございます。これによりまして、特定目的基金の全体額も減少したところでございます。

今後のということで、基金の繰戻しについてですが、市長が今答弁されましたとおり、今回コロナ対策につきまして、何らかの予算措置があります。そういったものを踏まえて、それを加味した後で、少しでも財源に余裕があるときには、基金へ積み立てていきたいと思っておりますが、今現在として考えられる財源としましては、普通交付税の決定に伴う財源と、それと3月末にならないと分かりませんが、特別交付税、こういったもの、それから最終的な執行残、こういったものを加味して、少しでも財政調整基金、その他基金に積み戻し、もしくは繰戻し、もしくは積立てをしていきたいと考えているところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

言われますのは全体額ということですか、特定目的基金の。今言われましたとおり、市長のほうで今答弁されましたとおり、コロナの関係をこれから臨時議会等出していきます。それと国の臨時交付金のこの件もでございます。こういったものを加味していかないと、今現在では幾らというのは言えないところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、財政関係から。まず財政はどんな、いかなる事情があっても、時々の本会議における答弁には、やはり一点の責任を持って答弁していただきたいと思うんですよ、答弁ができないじゃいけないと思うんですよ。コロナコロナと言われますけど、12月議会でも質問いたしましたけども、私の解釈に間違いがなければ、現在まで一般財源はコロナ関係には曾於市としては、二億数千万しか、二億数千万ですよ、出してないと思いますよ、だから12月議会でも取り上げたんですよ。企画課長、そうですね。純粋な一般財源は。ですから、その辺りはやっぱり財政課長として、元締めでありますので、一応今後の財政については答弁してください。もう答弁よろしいです。

市長の答弁で、3月の当初予算待ちじゃなくて、臨時議会を開いて提案したいって、もう私はこれは大歓迎です。ぜひその方向でやっていただきたいと考えております。

その点で、この飲食業関係とか、運送関係、もちろんそうでありますけども、私は12月議会でもあえて質問までしなかったんですけども、医療関係にも、やはりこの補助をすべきじゃないかということも検討していただきたいと思っております。

曾於市内の医療関係、医師会の数、医師が少なくなって大変だと思っておりますので、

ですから12月議会のときには、この箱物関係の設置補助でありましたが、それはそれとして、医療関係に対しての補助を検討すべき、本題は国であります。国でありますけども、それにこの対応、補助する関係で、不十分であっても研究すべきじゃないかと思っております。気持ちの上で大分医療関係者も違うと思うんですよ、要請、協議だけじゃなくって、その点で考えていただきたい。金額は関係なく、気持ちの問題として。答弁はよろしいです。

あと二、三、大休寺副市長に質問いたします。

今後のこの第二、第三弾を含めた接種の在り方、今回提案されているのを含めて、個別接種、集団接種あるいはそれを組み合わせた接種ということで、組み合わせたというのはさすが副市長ですね。私も考えておりました。ぜひその方向を含めて、曾於市にできる、特に医師会関係を含めた現在の体制、非常にこれはもう合併に比べて、医師を含めて体制は弱くなっております。医師会病院でも、御承知のように8名前後でしょう、常勤の医師は。合併直後は17名おられたんですよ。ですから、そうした、全体として医療関係が曾於市内、高齢化になっております。そこもやっぱり現実を見ないといかんということで、医師会も大変だし、市も大変だと思いますので、その点は十分、実態を見ながら研究をしていただきたいと思っております。曾於市に合った形、なかなか大変であるでしょうけども、検討をしていただきたいと思っております。答弁があったら答弁してください。

それから、PCR検査、答弁にありましたように、全市民を対象としたというのは、なかなか現実的に曾於市内じゃ難しいと思います。しかし、今回提案されているこの200人ですね、200人が適切であるかどうかというのはいろいろと議論の分かれるところであります。はっきり言って中途半端な数字であります。ですから、それは市の、やはり戦略的といいますか、今後の方針も考えながら、今回の予算措置はあくまでも本年度限りの予算でありますので、当然、新型コロナが今後も、令和3年度以降も続く場合は、この補填措置も追加をしなければいけませんけども、どこまでを対象とするかは研究を重ねるべきじゃないかと思っております。そう大きな金額ではありませんので、これについても答弁をしてください。

ほかにもいろいろ質問したい点がありますが、まずは、第一歩はやることではないかと思っておりますので、市の今後の取組と努力を見てまいりたいと思っております。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

まず、接種体制でございますが、参考までに平成21年度、2回、2回じゃないんですよ、4,000名弱集団接種をやりました。そのときに、総合センターで1回や

ったんですが、そのときに医師が10名、10チームつくって、それに看護師が3名つくると、あと曾於市、市の職員がそれぞれ携わりましたので、そのときで、医師10名で1,558名を接種いたしました。そういうことが実績で持っておりますので、そこを勘案して今回いろいろ試算をするんですが、今回は2回接種しないといけないということで、非常にそこが苦しいということでございます。

また、医師についても、医師会立病院の先生方じゃなくて、曾於医師会に加盟していらっしゃる先生方にそれぞれ、例えば、集団接種であれば、多分土日をしていないと思います。あるいは営業時間が終わった時間外に打つかですね。基本的には土日かなという気がします。

そういうことで、非常に先生方も少なくなっていると思いますので、そこをどうするかは非常にまた検討課題だと思っております。

あと、もう一つPCRの件ですが、一応800名、3月まで見ました。

(何ごとか言う者あり)

○副市長（大休寺拓夫）

はい。当初予算はまだ、今検討中でございますが、一応このPCRについては、令和4年度の3月までを予定をしております、この要綱がですね。

(何ごとか言う者あり)

○副市長（大休寺拓夫）

令和3年度まで。そういうことですので、それに相応する当初予算も計上したいと考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

1点ほど2回目の質問で、ちょっと質問がかけておりましたので、質問いたします。

このワクチン接種について、1回目の答弁の中ではその対象者となる2,000名は、一応、曾於市内に居住する方々が医療関係も一応対象となるということですね。もちろん、それはそれで必要なんですけど、ですから、例えば、都城の医療機関に勤める方もやはり対象となります。

私の質問というのは、もっとこれを広げて、曾於市内に市外から勤務する医療関係の方々ですね、これも対象とすべきじゃないかと思うんですね。そこがもう柔軟に対応しているか。なぜかというと、都城は1万円補充やってないでしょう。だけど、働く職場は我が曾於市内なんだから、だから都城を含めてそうした補助はありますか。だから、その辺りについては、ちょっと今回未曾有の状況というか、ウイルス問題でありますので、実態から見て柔軟な対応が必要じゃないかとも言えま

すけれども、その辺りについては、今日段階の答弁でいいですので、答弁してください。

○市長（五位塚剛）

今回のコロナ対策のワクチンについては、国が進めていきますので、当然、国は人をどういうふうに確認するかというのは、もう住所があるところでないとな数が把握ができないんですね。ですから、市独自の支援策は、当然ながら市民になりますけど、これについては、曾於市に住んでる人が都城の医療機関に行っている人は曾於市で見る、都城の住民の方が曾於市にいる人は都城で見るとというのが基本的な考え方であって、それはもう、そのような、全国的にはもうそういうふうになるだろうというふうに思っております。それが基本的な国の指導だというふうに感じております。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

全体として積極的なようでありまして、もちろん賛成をいたします。私の2回目の質問というのは、私の勘違いでありましたので、訂正方々、もう答弁はできませんので賛成をいたします。

ワクチン接種に対してのこの市内居住者云々じゃなくて、PCR検査ですね、PCR検査についてはやはり市内の医療機関に勤務する方々も1万円補助をすべきじ

やないかという観点からの質問でありましたので、検討をしていただきたいと思います。
ています。柔軟に対応すべき……。

以上です。賛成いたします。

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これで、令和3年第1回曾於市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時29分

令和3年第2回曾於市議會臨時會

會 期 日 程

令和3年第2回曾於市議会臨時会会期日程

会期1日間

月	日	曜	会 議	摘 要
2	8	月	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議案の上程・審議・表決 ○閉会

令和3年第2回曾於市議會臨時會

令和3年2月8日

(第1日目)

令和3年第2回曾於市議会臨時会会議録（第1号）

令和3年2月8日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第3号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第12号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	湊合昌昭	7番	宮迫勝
8番	今鶴治信	9番	九日克典	10番	伊地知厚仁
11番	原田賢一郎	12番	山田義盛	13番	大川内富男
14番	渡辺利治	15番	海野隆平	16番	久長登良男
17番	谷口義則	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	土屋健一				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚剛	教	育	長	瀬下浩		
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長	橋口真人			
副	市	長	大休寺拓夫	学校教育課長	川路道文			
総	務	課	長	今村浩次	社会教育課長	内山和浩		
大隅支所長兼地域振興課長	徳留弘	農	林	振	興	課	長	竹田正博
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商	工	観	光	課	長	安藤誠

企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新 澤 津 順 郎
市 民 課 長	岩 元 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

開会 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより、令和3年第2回曾於市議会臨時会を開会いたします。

○議長（土屋健一）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土屋健一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において海野隆平議員及び久長登良男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日2月8日の1日限りといたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第3号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第12号）について

○議長（土屋健一）

日程第3、議案第3号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第3、議案第3号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第12号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2億5,065万円を追加し、総額を356億9,869万8,000円とするものであります。

第2条は、繰越明許費の補正であり、5ページの第2表のとおり、生活困窮者一時金給付事業ほか1件について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めています。

それでは、予算の概要説明をいたしますので、一般会計補正予算に関する説明書の9ページをお開きください。

今回の補正予算は、生活困窮世帯への一時金給付事業及び中小企業への持続化給付事業の実施であり、歳入から説明しますと、繰入金には財政調整基金繰入金を2億5,065万円追加しております。

歳出については、10ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症対策として、著しく収入減となった生活困窮世帯への一時金給付事業の追加により、生活困窮者一時金給付事業を965万円、事業収入または売り上げが一定程度減少した中小企業への事業継続支援金の追加により、市単独持続化給付金事業を2億4,100万円をそれぞれ追加しております。

以上で、日程第3、議案第3号を説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○1番（重久昌樹議員）

まず、生活困窮者一時金給付金給付事業についてお伺いいたします。

今回のこの事業につきましては、緊急小口資金を申請して決定を受けた方が、受けた世帯が対象ということでございますが、委員会説明資料の6ページのところになりますけれども、内訳で2年3月から3年1月末までの世帯が51世帯合わせて書いてございますが、これは既に貸し付けを受けた世帯だと思いますが、このことの確認を1点。

あと、下のほうに見込みで50世帯ございますけれども、この50世帯については今後見込まれる世帯だということになるでしょうけれども、どのような根拠によるものなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

次に、市単独の持続化給付金事業のところですが、先般、県の事業継続緊急支援金というものが発表されておりましたが、今回の曾於市の中小企業事業継続支援金と、これについては要件がそれぞれでしょうけれども、あえぱそれぞれに受給ができるのか、お伺いしたいと思います。

あと、委員会説明資料の7ページのところに、内訳として飲食店、貸し切りバス

業、タクシー業及び運転代行業の20%から50%というような表記がありますが、その下に上記以外の業種とありますけれども、この上記以外の業種で主なものが分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

生活困窮者の内容ですが、私たちも今の市民の方々に、どういう方々が本当に困っていらっしゃるのか、その実態を把握するのにいろいろ苦勞しております。その中で、社会福祉協議会に緊急小口福祉資金という形で、1世帯の上限で20万円という貸付制度があります。この方々を見ても、タクシーの運転手さんとか、いろんな本当に生活がコロナの関係で困って貸し付けをお願いして、生活をどうしても立て直しをしたいという方々が社協のほうで申請を受け付けて、ちゃんとチェックをして問題がないという方々に対して資金の貸し付けをされているようでございます。

今まで大体50人前後の方々が貸し付けをされておりますので、この方々がやっぱり一番苦しいんだろうと思って、まずこの対象者したところです。今後も、今の状況がまだ続く限り、生活が厳しい方々が出てくる可能性もありますので、そのことを見込んで予算を提案いたしました。

あとについては、各担当課長から答弁をさせます。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、御質問のあった件についてお答えしたいと思います。

説明資料の6ページのほうでございしますが、令和2年3月から令和3年1月末で現在5万円掛ける11世帯、あと10万円掛ける41世帯ということで、52世帯の方々につきましては3月から今年の1月末まで緊急小口の資金を借りられた方々でございします。

この方々につきましては、昨年3月11日に国のほうが緊急小口に対する特例措置を設けるということで、対象者については新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯ということで、特例措置を出したところでございます。

この特例措置によりまして、1月末までに52世帯の方々が緊急小口を利用してありますが、この緊急小口につきましては、従来であれば10万円以内の貸し付けというところでございますが、この特例措置によりまして貸し付けの上限額を20万円以内と、10万円引き上げて20万円以内というふうに上限額を定めております。また、措置期間につきましても、従来であれば2月以内というところでございますが、これについても1年以内、償還期限につきましても従来であれば12か月以内ということ

を、今回2年以内というふうに期限も特例措置によって延びたところでございます。

今ここに5万円、10万円というふうに分かれておりますが、5万円の方々については現在10万円、20万円以内ということですので、今10万円借りた方々、10万円の41世帯につきましては、20万円、上限いっぱい借りられた方々については今そこに表記をしてあるとおりでございます。

今後の見込みの10万円の50世帯につきましては、先ほど言いましたように上限額が20万円以内ということですので、今後、緊急小口資金を借りられたかもしれない方々に対して、一応一番上の上限額20万円を借りたときに、2分の1以内ということで10万円の給付をするというふうを考えておりますので、一応そこに10万円の、あと今後50世帯ということで見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、商工観光課関係ですけれども、県の支援金が2月5日の日に県知事のほうから発表がありまして、またホームページ等いろいろと確認しますと、詳細についてはまだ示されていないところでもあります。しかし、私たちへの今回この臨時議会をお願いしております支援金につきましては、県の要綱それ等が定められたとしても、一応私たちとしては同時に申請といいますか、県とは別に申請があれば当然市のほうに申請があればお支払いしたいと考えているところでもあります。

それと、もう一件、委員会説明資料の7ページのそのところに記載してあります、その他の上記以外の業種ということでどういうものがあるとかということでありましたが、建設業とか、あと建設業でも個人の大工さん、左官さんとかいらっしゃいます。それと小売業、製造業、あと自動車の整備工業など、今上に記載してあります貸し切りバス、飲食店、タクシー、運転代行業、それ以外のところで農林業、漁業とか、あとそういうものに属さないものであれば、個人の方も申請ができるということになっております。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

生活困窮者一時金給付事業のところについて、もう一件だけお伺いしますけれども、これにつきましては今既に貸し付けを受けられている方が52世帯ということで、これはもう実数になるわけですけれども、今後、この見込みの中には、今後この小口貸付事業を希望をされる方、この方が決定をしていけば、この方も対象となっていくのか、後先になりますけれども、今まではこの要綱の中身では決定を受けた世帯ということですので、今後決定をしていけばその方もまたこの支援事業、給付事業が受けられるのか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

状況が変わっていく可能性もありますので、現段階ではまだ貸付金を借りていない方が今後生活困窮者ということで申請があったときは、当然ながら社協のほうで審査をして貸し付けをしていきますので、その方々も対象になってまいります。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

中小企業事業継続支援金についてお伺いいたします。

上記以外の業種と区別されているようですが、業種の区別の根拠をお伺いします。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、予算書の7ページでもありますが、飲食店、貸し切りバス業、その他ありますが、上記以外の区別ということで今ありましたので、お答えいたします。

まず、曾於市におきましては宮崎県と非常に、もう隣同士でありまして、国が緊急事態宣言を発出されまして、その後、宮崎県が独自に宮崎県下を含めまして、全県下非常事態宣言を出しました。そうしますと、曾於市におきましてはもう隣接している都城が休業と、休業を要請しているという関係で、どうしてもそれに付随しまして曾於市でも飲食店の方々、そして飲食店でアルコール等飲みますとタクシーもしくは代行運転等の方々非常に影響が出ているということ、それとGoToトラベルが国が進めていたわけですけれども、それにおきましても緊急事態宣言を国で出した関係で、それが一時中断ということになっております。そうしますと、観光で貸し切りバスを利用される方、そういう方々につきまして相当数のキャンセルが出ているということでもあります。

そういうことで今回につきましては、この飲食店、タクシー、そして代行運転、そういうふうな貸し切りバスという業種につきましては、今申し上げましたようにほかの業種も大変なんですけれども、この4つの業種につきまして特に区別をして今回支給をさせていただくということになっております。

○4番（岩水 豊議員）

お伺いしたいのは、この上記の業種の方以外も同じような状況にあると思っております。ですので、できればこれを一本化できなかったのか、そこが一つ。

それと、上記以外の業種の中で先ほど課長より説明がありましたが、フリーランスとか呼ばれておりますエンジニア、デザイナー、プログラマー、カメラマンとか、あと茶道教室とか行っている方々というのも対象として考えていいのか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

基本的には上記以外の方々ということで、いろんな職種がありますので、その代わりに昨年の8月から今年の1月にかけて、一定の仕事をされていた方が20%の減収があるということが見込める収支内訳書を含めたものをちゃんと提示してもらえば、一般的な、フリー的な仕事をされている方々も対象になるというふうに、私たちは審議したところでございます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（宮迫 勝議員）

まず、曾於市の飲食業の方々が、市長に面談を求めて減収の補填というか、支援の要請がありました。これに基づいて市長は曾於市内の事業所の実態調査をしたいという話でありました。この実態調査の状況はどうであったのか、まずこれの報告をしてください。

それから、減収期間の、いつからかなと思ったら今市長が言った、昨年の8月から今年の1月までということでしたけども、これでいいのか。そしてその売上げ減少の確認方法ですね、月単位、昨年の1月と今年の1月での比較なのか、それとも昨年8月から今年の1月までのある1月分でも減少が20%から50%していれば対象となるのか、これの確認です。

それと、福祉事務所の生活困窮者一時給付金について、この小口資金を利用した世帯、先ほど例えばでタクシーの運転手とかいう、そういう市長の答弁がありましたけども、この小口資金を利用した世帯の実態はどうなのか、例えば母子家庭の方とか、父子家庭、単身サラリーマン、岩水議員からあったフリーランスの方々、それから開校、それに企業が時間短縮で手取りが減ったとか、そういうのが分かっていたら分かる範囲で答弁してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

都城市のほうが、宮崎県を含めて緊急事態宣言が出されまして、特に飲食業をされている方々の制限がかかりました。その中で、私たちの曾於市の飲食業の方々も非常に同じような影響が出始めました。要するに、夜の飲食業に対してある程度の控えてほしいという提案でありましたけど、これが昼間の食事のほうにも相当な影響が出まして、昨年から今年にかけて市内の飲食業の方々が、本当に生活ができないぐらいお客さんが少なくなったということで、組合のほうから嘆願書が出されました。

それを受けて、私たちもいろんなところに出向き、中身の実態を聞きに回りました。私も相当回りましたが、実態はそうでした。今まで、昨年の11月、12月前ま

ではそうでもなかったところが、昼間の定食屋さんなんか非常に多かったところが、極端にやっぱ減っておりました。お話を聞いたら、昨年の暮れから今年にかけて目に見えるようにお客さんが減って、場合によってはもう5割以上減っているという方もいらっしゃいました。

そういう状況もありまして、またタクシー運転手の方々、代行の方はもう代行を一時やめられる。休業されたところもあります。また、ラーメン屋さんも12月いっぱいまで店を閉じられたところもあります。また、末吉では食事をするとところが、通常の生活をやめてテイクアウト方式にされたところもあります。そういういろいろな、様々な報告がされました。

あとは、担当課長のほうから答弁をさせます。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、緊急小口資金の貸し付けの実態ということで、どういう方々がというところがございますが、一応この緊急小口資金につきましては、先ほどからありますように社会福祉協議会を通じて緊急小口資金を貸し付けをされた方々であります。社協さんのほうにどういう業種があるのかということで聞いております。多い順番に行きたいと思っております。

一番多いのが運転代行業、続きまして派遣社員、続きましてタクシー運転手、スナックの勤務者、あと建設業の社員、ホステスさんというような業種になっているというふうに聞いているところでございます。

以上です。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、お答えいたします。

まず、この今回のお願ひしている支援の関係ですけれども、まず最初に私たちとしましては去年の8月から今年の2月までと、2月は今2月ですのでまだ売上げ等が出てないところもあるわけですけれども、その場合は8月から今年の1月までということの中で、まず前年度と、その期間、前年度と比べまして1円でもトータルが減収しているということをまず一つしていただきまして、その後にパーセントの確認とか、そういうのは8月から2月の間で、どの月でも任意なんですけれども1か月間を比較いたしまして、それで何%売上げが落ちているかということで、そこを見まして減収率を確定するというところで考えております。

○7番（宮迫 勝議員）

一つ答弁漏れがあったんで、売上げ減少の確認方法ですね、例えば伝票、普通は伝票で見るんでしょうけども、どこで確認するのか、まずこれが一つです。

それから、確認の意味で今回の市の単独支援事業において、市内全ての事業所が

網羅的に救済されると確認していいのか、それから当然この持続化給付金、この支援事業については確定申告等で雑収入になると思うんですよね。これの場合の税金の申告で気をつけるところがあれば報告してください。

これらの、それから福祉事務所のこの生活困窮者一時金給付事業について、これは貸し付けであって返さなくちゃいけないんですよね。だから、今までも借りたいけども、この生活が苦しい中で返す当てがない。だったら、ますます苦しくなっていくっていう方もいらっしゃいます。

こういう方たちの救済はどう考えているのか。それから、この制度を、社協の小口資金の貸付制度を知らない方も多くいると思うんです。これらの方々にどう周知するのか、そして確認で社協の小口資金を先に借りた後に福祉事務所の生活困窮者一時金給付事業の申請をするこの流れでいいのか、2つともですけども、これらの事業の支援についての市民の方に対してどういう方法で周知されるのか、ここを答弁してください。

○市長（五位塚剛）

市民の方々が、コロナによる生活困窮という形での今回は提案であります。

当然ながら中小企業の方が商売されている個人の方も含めて、当然売上げが、今回は20%以上という形でした。その確認をやはりやる必要があります。そういう意味では、当然ながら確定申告、青色、白色、そして市町県民税の申告をされております。その方々が申告をする以上は、その内訳というのは当然ながら持っていらっしゃいますので、その内訳で少なくとも昨年の実績と今年の状況というのは当然ながら、今確定申告も始まりますので、去年の実情というのは当然出てくると思います。それを、トータルと一緒に月別の状況を見ながら、なるべく苦しい状況が分かれば、それはもう全て認めるという方向で進めていきたいというふうに思います。

支援の範囲は、これは建設業を含めて基本的には全ての方が対象になります。それだけでよかったですかね。

（「周知方、どうやって市民等に周知を」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

市民に対する周知の仕方については今日、議会のほうで承認いただければ当然、広報を含めて、市報を含めて、FM放送、また社協さんにもそれをお伝えしながら、この貸付制度を知らないという方もいらっしゃいますので、生活が困っていらっしゃる方はそういう制度を利用してくださいということも含めて、広く広報は進めていきたいとします。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

どのように周知していくかということで、今市長が言われたとおり、この決定を受けた後に市のホームページ、S O O G o o d FM、あと社協さんのホームページ等もございますので、そちらで周知をしていきたいというふうに考えております。それと、どうしても生活が苦しい中で仕事等も解雇になった方もいらっしゃるんじゃないかなと。この緊急小口を借りられた方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

そういう方々については、市の生活相談支援センターがございしますが、そちらのほうの就労等もございしますので、そちらと一緒にしながら支援をしていって、少しでも早く就労ができるような形で案内をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○商工観光課長（安藤 誠）

先ほどは失礼いたしました。まず、書類の確認方法ですが、市長のほうからもありましたけれども、確定申告の内訳書、もしくは市民税なりの申告の場合でもなんですが、とにかく売上げが分かる書類を提出していただきまして、それで確認をさせていただくと。中には、非常に月の収入しか書いていない方もあるかもしれません。

極力そういうのを、私たちも提出された書類を確認させていただきまして、支給に該当するかどうかというのを判断させていただきたいと思います。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それでは、確定申告時の注意点について答弁させていただきます。

収入の種類に、区分によりまして異なるところですが、雑所得、事業所得の場合にはそれぞれの所得の中で申告をする形となります。あと、収入が給与所得の場合につきましては、一時所得として申告する形となります。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

最後に、福祉事務所のこの生活困窮者一時金給付事業について、この支援を受けるためにはまず社協の小口資金を借りること、これが順番としては先か、この手続をして借りた上での曾於市単独での支援事業を受ける、こういう流れでいいのか、確認です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

今、議員が申されたとおり、今回の一時金給付につきましては、社協さんの緊急

小口の資金をまず借りた後に、審査を受けた後に決定通知が出るかと思います。その決定通知を受けてうちのほうが一時金の給付をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

市単独の持続化給付金事業第2期分について確認を込めて、ちょっと質問をさせていただきます。

先ほど、宮迫議員のほうからもお話が出ましたが、これはもう確認でありますけど、事業収入、また売上げが一定程度減少した中小企業に対し、支援金を交付するというふうにあるわけですが、昨年8月から今年の2月までの期間で、これ1か月でも売上げが減少した月があれば、交付の対象になるのか、ちょっとこれは確認ですけど、答弁いただきたいと思います。

それと、今回の給付金については飲食業、また貸し切りバス、タクシー業及び運送代行業、または上記以外の業種と、給付金額も30万円、20万円、また50%以上ダウンしたところについては、50万円と40万円という金額になっているわけですが、なぜこのような区分になったのか、お聞きしたいと存じます。

それと、3点目ですけど、上記以外の業種という、先ほど来質問も出ていますが、該当しない業種ですね、いわゆる先ほど農林業という話も出ましたが、それがあるのかお聞きしたいと存じます。

それと、4点目ですけど、今回の給付対象事業所が飲食、旅行業関係が170件、上記以外の業種で600件、合計で770件というふうになっております。2億4,100万円という予算であります、合計対象件数770件、この予算と件数で十分対応できるのかですね、この予算で十分対応できるのか、お聞きしたいと存じます。

それと、周知については先ほど答弁がありましたので、そのように理解したいと思えます。

また、申請期間ですけど、申請期間はいつからいつまでになるのか、給付金の申請期間はいつからいつまでになるのか。またあわせて、申請受付から給付までの期間はどのくらいなのか。

以上です。お聞きしたいと存じます。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、お答えいたします。

まず最初に、売上げの一定減になったといった場合の確認ということでしたけれども、1か月でも下がっていればいいのかということでしたが、要綱の中では去年の8月から今年の2月までということで、その間、どの月か1か月でも前年度と比

較いたしまして減少をしていただければ、20%以上というのがありますけども、それを減少していれば、1か月でも減少しておればいいということでもあります。

それと、飲食業とか、上記の以外とかいうことで、それと30万円、20万円、50万円、40万円と区分を分けたということですが、まず区分、金額の前に減少率のパーセントを設定をいたしました。20%から50%未満、そして50%以上ということで2つの減収区分をまず決めまして、そして飲食業、それとタクシー、代行業、それと貸し切りバス業ということで、いろいろと宮崎のこととか、緊急事態宣言のこととかありましたので、その分につきましては上記の業種以外ということで分けさせていただきました。

まず、この持続化給付の前に、支援の前に前回行いましたが、前回は定額30万円ということで30%以上50%未満につきましては全て30万円の定額ということでさせていただいておりますが、今回につきましてはどうしても50%以上はもう当然100%までということになっておりますので、一応、今回金額に差を設けさせていただいたのは20%から50%までと、それから50%以上ということで、金額を30万円、20万円、50万円、40万円ということで設けさせていただいているところであります。

それと、3番目でしたけれども、上記以外のものということで該当しない業種があるかということでしたが、先ほども申し上げましたけれども、農林業なり、要綱のほうにもうたってはいますけれども、暴力団の関係者なり、風俗営業法の関係なり、あと政治団体、宗教団体という方々につきましては、今回も該当はしないところであります。

それと予算のことですが、今回お願いしているのが、私たちが件数としては770件の2億4,100万円ということになっております。当然、申請してみないとということで、私たちが予算を立てる段階で思って、積算する中でどういうふうに根拠を設けたということだと思いますと、まず商工会なり、そして私たちのところで把握していますか、そういう業種が1,100件ほどあります。その中で、20%に達していない方もいらっしゃると思いますが、それを含めまして1,100件のうちの70%の方々につきましては20%を超えているんじゃないかということで、まず770件という数字を出させていただきました。

申請につきましては、今臨時議会で議決をいただいた後に段取りをいたしますけれども、2月、3月で幾らか申請が当然来ます。そして、今年の5月31日までを申請期限ということさせていただいております。

予算につきましては、もし足りないという表現は非常に今議会をお願いしている中で言い方は失礼ですけども、もし足りないようであればまた市長に相談して、またそのところは増額できるものなのかを、また検討させていただきたいと思っております。

それと、先ほどとちょっとかぶってしまいましたけれども、給付の申請期間、すみません、ちょっとかぶりしましたが、来週の2月15日の週から随時もう申請を受け付けたいと考えております。

それと、給付の期間といいますか、申請してからということで、何日くらいで支給ができるかということですが、どうしても事務的に必要な期間というのがあります。申請を受け付けてから、審査を受けて、審査をして決裁を受けて、そして伝票を切ると。もう、一般的なことなんですけれども、私たちとしては早急にお支払いをしたいという考え方でおりますので、2週間以内には支払いをできるようにしたいと考えております。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

今、課長のほうから答弁をいただいたところでありますが、区分についてはある程度私も理解はできるんですけど、ただ12月から本年現在に至るまでですけど、どの業種、業態とも大変厳しいということは先ほど市長のほうからも答弁がありました、やはり金額も大事なことなんですけど、やはりなぜ一律同額にされなかったのかなど。いわゆる20%とか、30%まで、30万円、50%で、50万円とかですね。やはり、同額でよかったんじゃないかなというふうに私思うわけですが、そこ辺は検討されたのか、お聞きしたいと存じます。

それと、2億4,100万円の予算ということで今課長ほうから答弁がありました。今回は、私もいろいろ聞いてみましたけど、曾於市内の中小零細企業者、商工会の会員ですけど862事業所あるんですよ。商工会員外の事業所やったら622事業所ありますけど、合計で1,484事業所というふうに私は理解しておりますが、今なおどの事業所の大変厳しい経営状況が続いておりますが、ほとんどの事業所が給付金対象事業所に私はなるんじゃないかなというふうに考えておりますが、先ほど課長の答弁では、金額の増については検討したいというようなことでありましたけど、補正ということもありますけど、それがそういった形で対応していただけるのか、再度確認ですけどお聞きしたいと存じます。

あと、方法等についてはよろしいです。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回のコロナの関係で、建設業、土木工事の方々、また水道電気設備事業の方々、こういう工事に関するの方々というのはほかの飲食店と違って、そんなに売上げが少なくなっているというところはないようでございます。やはり、外に出るのを控えてくださいという状況でありましたので、特に飲食業の方々、またそれを利用さ

れる、場合によってはタクシー、代行、観光バスの関係の方々、そういう方々が一番影響があるだろうというふうに思っております。全体的に、その建設業の中でもコロナで影響があるという方があれば、それはちゃんと内訳書を出してもらえれば、当然ながら対象にはなりません。

予算が足らなくなったらどうするのかということでありましたが、これまで国の給付金事業やらこの間の市の独自のをやってきましたけど、あれで一定の実数的なものはつかんでおりますので、今回少し多めに予算を出しましたけど、万が一今後またコロナの状況は急激的に変わるようであれば、当然ながらまた場合によっては補正なり、また当初予算の中で出すとか、そういうことも含めて検討はしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの質疑を踏まえて、何項目か質問いたします。

私、昨年的一般質問、先日の臨時議会を含めて、今、市が取り組むべき重要課題、あるいは優先課題は言うまでもなく新型コロナ対策を全面的に真っ正面に据えて、市単独の事業を含めて取り組んできたということで再三提起してきました。先日の臨時議会のPCR検査、あるいは今回の2つの事業に対する給付もその一環として受け止めております。それを踏まえて質問をいたします。

この間、私の質問に市長は先日の臨時議会を含めて今、市民のコロナに関する実態調査を行っているということでございました。これは非常に大事なことでございます。ただ、今回2億円を超える予算であります。一般財源であります。ですから、今後もあり得ることではありますが、そうした実態調査を行う場合は多額の、いわば一般財源を使うというのを実態調査でありますから十分に議論して、そして聞き取り調査も大事ですが、その前提として一定の様式を作りまして、そして飲食業はもちろんのこと農林業を含めて、あるいは働いている非正規の方々を含めて、どのような影響あるいは被害が及んでいるか、いわば行政でありますから文書でもって、様式でもって実態調査を行うのが私は近代的だとか、本来の在り方だと思っておりますよ。

質問いたしますが、これまでの実態調査を踏まえた今回の提案というのは、そうしたいわば文書での統一された様式に基づく実態調査であったのか、ただいまの同僚議員の質疑を聞く限りそうではない、聞き取り調査とか、これはこれで大事なんですけども、を中心とした実態調査であったのか、伺います。これが第1点であり

ます。

それから、第2点目は関連いたしまして、当然今困っているのは飲食業だけでなく、市民全員が日常生活を含めたら困っております。例外は一人もおりません。その中で本来、国県市を含めて支援するのが行政の役割、あるいは仕事、もっと言えば責務じゃないでしょうか。ですから、そうした点で実態調査というのはただいま提案された対象の方々を中心とした実態調査であるのか、あるいは働く方々、あるいは農林業を含めた方々の実態調査をこれまで行ってきたのか、これが質問の第2点目であります。この点はもう、一般質問で今後取り上げてまいりますけども、一応実態調査についての答弁をしてください。

それから、第3点目、今回の提案は2つの大きくは要綱に基づいての答弁であります。また、それに基づいての予算提案であります。この新型コロナ関係の市単独の事業については、昨年来、市が独自の要綱をつくりまして、現在を含めて取り組んでおりますが、率直に言って今回のこの要綱を含めて整合性が見られません。

ですから、同僚議員の中でも当然のことながら1か月でも減収となったら、対象となるのかとか、あるいは特に事業対象者はその他の項目についてあるけれども、これはどうなのかって当然、私たちは疑問があります。それは要綱がしっかりしていないからですよ。ですから、今回のこの2つの要綱を策定するにあたって質問がありますが、課長としてはもちろん一生懸命、これを要綱をつくっております。

例えば、私、商工観光課長だけでも4回事前に意見交換をいたしました。こういう要綱を含めてですね。それが一生懸命ですよ。しかし、一番大事なのはもとをしめる副市長と市長であります。副市長と市長はこの要綱を作成するにあたっての基本的な、やはり要綱を作成する在り方について、一定の助言や指導を行ったのでございましょうか。これは、非常に大事なことであります。課長にもやはり限界がありますよ。一生懸命やっても。その点で、特に市長と副市長の役割は非常にこれは重要であります。これが第3点目。当初の一定要綱を策定するにあたって、市長、副市長は助言と指導を行っておるのか、これが3点目の質問であります。

第4点目の質問は、特にこの中小企業等に対しての要綱は、私は不十分だと思っております。細かい点の大元は、二、三点は後で質問いたしますけれども、今回議会に提示された要綱はこれは最終要綱であるのか、これが確認であります。ただいまの本日の議会審議を含めて同僚議員のやはり手直すべき点は、要綱として手直しする考えであるのか、それとも最終であるのか、これが質問の4点であります。

次の質問、今回のこの予算については、一般財源、財調から、財政調整基金から2億4,100万円取り崩しております。この点で、今の現在の財調の基金残高が、取り崩したことによりまして10億3,149万4,000円となりました。昨年の年度末では27

億8,540万2,000円でありました。この点もこれまでも議論いたしてまいりましたが、課長答弁では年度末、本年度年度末は26億円から27億円程度になるのじゃないかということでありましたが、今回の取り崩しで約2億円減額になるということで現段階では確認していいのかどうか、これはこの点での質問であります。

次に、具体的な内容について質問をいたします。間違っていたら、答弁の中で訂正をしてください。

まず、第1点は生活困窮者一時金の給付についてでございます。これは、これまで昨年来、社会福祉協議会が行ってきた事業、あるいは今後行う事業について、市が単独で言わば10万円と20万円の、違いますね。に対して、市が単独で一応助成を行うということでございますが、ただ社会福祉協議会がどれまで給付を行ったのか、52世帯は分かっておりますけれども、どういった方々が受けたかは市は分かっておりません。確認であります。

ですから、こうした方々を今回市が補助を行う場合は、当然社会福祉協議会を通してでしか、この案内の、案内といいますか、申請書を含めて案内はできません。ですから、やり方としては市が直接申請書を送付しようにも名前が分からない、住所も分からない。だから、社協を通しての案内とならざるを得ない。今後もならざるを得ない。その点での確認であります。ですから、郵送受付、あるいは直接窓口で受け付けるとしても、そうした言わば迂回した形でのやり方になるという点で、間違いなければ確認をしてください。

それから、関連いたしまして、先日の新聞報道によりますと、社会福祉協議会が行った給付事業に、貸付金について非課税世帯は国としてはもう返済しなくてもいいという報道がありました。このことについても確認をしてください。

次に、中小企業の支援金についてでございます。特に、これは課長としては一生懸命この要綱をつくったと思うんですけども、例えばこの文言が中小企業事業の継続支援金ということですね。あるんです。ですから、同僚議員の何名かの質問でも、この様々な質問が出されました。だから、本来だったらやっぱ中小企業者等まで入れるべきだったって、中小企業というともう断定ですよ、中小企業って。中小企業以外の方々ももちろん、恐らく多くの方々を対象となるんですよ。個人事業者を含めてでありますから。これが第1点。変更する余地はないのかどうかですね。

あるいは、もう大工、左官さん等を含めて対象となりますが、どこを見てもそれが判断できるような、理解できるような項目が見当たりません。どこかあったら教えてください。一行でもですね。ですから、これもやはりもし変更できるんだったら、変更が必要じゃないでしょうか。

あるいは、3点目、一応申請期間がありますけど、対象となる期間がありますけ

ども、令和2年8月から令和3年の2月までと。ただ、答弁にもありましたように3月から受付じゃなくて、2月の本日の議決を含めて速やかに2月から一応申請したいといった、申請してもいいという答弁でした。であれば、当然2月までやなくて、そういった方々は令和3年の1月までということにならざるを得ないって、それが分かるようなやはり文書がないんですね。ないですよ。

さらに言いますと、海野議員の質問にもありましたように、そして答弁にありましたように1か月でも、やはり前年同月に比べて減収であった場合も対象となるって、それもこの要綱を見る限り、誰が見ても分からないというか。さらに、大前提としてその場合も、令和2年8月から令和3年の2月までを通して、トータルで前年同月比1円以上、1円以上減収の方が前提となります。しかし、それもどこにも書いていない。こうしたことを含めて、もし見直しができるんだったら、一人でも多くの方々が、市民の方々がせつかくの制度でありますので利用できるように、私の質問、同僚議員の質問を含めて手直しが必要じゃないかと思っておりますが、これらについても答弁をしてください。

あとは、2回目以降、質問いたします。

○市長（五位塚剛）

コロナ関係につきましては、この間、いろんな形で市民の状況を把握してまいりました。商工会に加入されている方々に対する聞き取り調査、また市の職員による訪問活動、そういう形での取組で今回提案をいたしました。この要綱についても、基本的には両副市長を含めて私も確認をいたしました。先ほどの答弁からありますように、基本的には大工さん、左官屋さんを含めた個人経営の方々も全部対象であります。

また、この要綱について不備がどうしても生じるというふうになれば、当然要綱については見直しはしていきたいというふうに思います。あとについては、各担当課長から答弁させます。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えします。

要綱等につきましては、各課が持ってきますけれども、その趣旨とか目的、そういうものをある程度、コロナ経済対策会議のほうで出し合って、意見交換をします。当然、市長からの要望もありますし、原課の担当課が一番迅速に動きやすいということもありますから、そこも十分話を聞きながら、特に今回の第2弾、持続化につきましては、第1回目を踏まえていろいろな反省もありますので、担当課とは10回以上話をしながら、減収率とかあと対象者、あと金額の分け方とか十分検討したところであります。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○副市長（大休寺拓夫）

アンケートについては、担当課長のほうから説明させます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、財政調整基金の関係で御質問があったところでございます。

議員から言われたとおり、今回の補正予算におきまして財政調整基金から2億5,000万円繰り入れをしておりますので、現在の財政調整基金の残高が10億3,000万円ほどとなっております。昨年度末の残高が27億円でしたので、大きく減少しているところでございます。今回、財政調整基金から繰り入れしましたが、今後、財政調整基金につきましては、交付税の決定、そういったものが出てきております。次回の定例会の予算では上げられると思っております。

そういったもの、それからまた最終的な執行残、こういったものを踏まえ、それと国の第3次補正に伴います臨時調整、この新型コロナウイルス感染症の対応の地方創生臨時交付金、こういったものを計上していった段階で、最終的には額が出てくるものと思っております。今現在では、議員のほうから言われました26億円から27億円という金額がございました。今まだ最後の詰めをしておりますので、その額については明確にはお答えできませんが、一応25億円ほどにはなんとか積めるんじゃないかと、今の段階で考えておりますが、まだこれからいろいろひょっとすると国の動きそういったものが出てきた。また、県からの事業等の内示といいますか、そういったものが出てくると、そこにまたある一定の財源が必要になる場合もございます。今の段階では一応25億円程度には何とかなるんじゃないかと考えているところでございます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

今回の一時金給付につきましては、議員が申されますように、緊急小口資金につきましては社会福祉協議会が実施しているところでございます。今回、昨年3月から今年1月、現在52世帯の方々が今貸し付けのほうを借りている状況でございますが、この方々の名前、住所等については、こちらのほうは分かっていないところでございます。今回、この予算と要綱をつくる中で、社会福祉協議会さんと打ち合わせをさせていただいております。

今回、この52世帯の方々については、この議会で決定をいただき、と同時に52世帯の方々にはこういう制度が始まりましたよということで案内をしていただけると

いうことで、了解を得ているところでございます。また、社協さんのほうが既に決定通知を出しているわけなんです、この決定通知をもし紛失している方がいらっしゃれば、再発行もしていただけるということで、了解を得ているところでございます。

今後につきましては、窓口にも、社協さんのほうに緊急小口を貸してくださいと来た場合については、こういう制度が始まっていますよということで、その都度案内をしていただけるということで、今打ち合わせをしているところでございます。

あと、非課税世帯についてで……。

(何ごとか言う者あり)

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

今回については、申請書も送付をしていただけるということでございます。

それと、非課税世帯の件でございますが、今回のこの特例措置につきましては、償還時においてなお所得の減少が続く住民非課税世帯の償還を免除することができる取り扱いとしているということで、今聞いているところでございます。返済時にまた社協さんのほうに話をしていくわけなんです、このときに非課税世帯であれば免除することができるという取り扱いがあるというふうになっているところでございます。

以上です。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、まずアンケートの件でありますけれども、アンケートにつきましては商工観光課の職員がそれぞれ出向きまして、全ての業種を網羅しているつもりなんです、人員の関係で全ての皆さんにアンケートがとれますか、聞き取りができたわけではないんですけれども、聞き取りにつきましては様式はどうかということでありますけれども、聞き取りで行っていることであります。

それと、あと……。

(何ごとか言う者あり)

○商工観光課長（安藤 誠）

それと、中小企業ということであるけれども、それが個人とかそういうことが明確にうたわれていないということではありますが、まず中小企業ということでお願いしたところにあります、中小企業の中でも雇員人数とか、そういうものが定められておりまして、どの業種は何人以下と、出資金の関係もありますけれども、どちらかを満たせばいいということになっています。私たちとしては、雇員の人数を見て、それが該当するようであれば業種と、中小企業ということで見ております。中には、従業員50人以下とかいうところもあります。当然、50人以下ですので、ゼロ

も含まれておりますが、1人の個人事業主、個人の方も該当するということで見えております。これは、大工さん、左官さんについてもなんですが、そういうふうに見ております。

それと、令和2年8月から令和3年2月までの間、2月に申請される方につきましては、2月はまだ出ていないんだがということでしたけども、要綱の中で3条の第5号の中で、この場合ということで、対象期間の売上げが確定していない場合につきましては、申請時で確定した期間を比較するものができればいいということで決めさせていただいております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、市長に質問いたします。

そもそも論からまずお聞きします。今回のこの提案は新型コロナで影響被害を受けている中の、特に被害を受けているであろう飲食業を中心としたもちろん運送業を含めた提案であります。これはこれでももちろん評価をいたしますけれども、今市民がどれだけ影響被害を受けているかを把握しながら、必要な対応をとるのが本来行政の役割仕事であります。そのほかの方々、業種についてはまだ実態調査をされていないのか、典型的な例では例えば非正規の方々、あるいは直接困難である医療従事者、場合によっては介護関係の従事者、さらには農林関係ですね、農林関係も私が聞いたところではやはり影響を受けている方々もあります。それらはまだ実態調査をしていないのかどうか、この質問でございます。これが、第1点。

それから、もう答弁よろしいですが、ただいま同僚議員を含めた質疑の中で、要綱等について不備というよりも追加修正を含めて必要と考えられたら早急にした上で、やはり1人でも多くの方々が、活用が利用ができるように取り扱っていただきたいと思っております。これは答弁よろしいです。当然のことです。

それから、質問の2点目であります。今回のこの予算は、繰り返しますが財政調整基金からの取り崩しであります。一方、今後、国の第3次補正に伴いまして、曾於市にも3月末から遅くとも4月のはじめにかけて3億753万円の第3次の補正に伴う臨時交付金が交付されます。この3億753万円については新たな、新たなですね、今回は別に新たな今後の支援策に当然取り組むべきであります。大事な点でありますので、この確認を求めます。今回の予算に回すのではなくて、新たな取組に回すべきでありますと考えますが、そうした考え方であるのかどうか、質問をいたします。

次の質問、この中小企業等についてはいろいろ、昨年第1期の取組を踏まえた2期目分でありますので、副市長答弁にもありましたように、これまでの経験教訓

も生かしながらししていくべきでありますけれども、内容的にも変わった点があります。まず、前後いたしますが、第1点でありますけれども、この第2期分については令和3年の5月31までの申請期間って、これはあまりにも短いんじゃないでしょうか。わずか3か月ですね。1,000名近い方々を対象として予算を組んでいるって、金額も非常に大きいっていう点ですね。申請期間が短いと、誰が見ても短いと言えますけれども延ばすべきじゃないか、これが質問の第1点であります。

それから、この窓口となるのが、これはもう社協じゃなくて直接市の商工観光課であります。商工観光課の職員は、課長今7名ですよ。課長。7名です。7名で対応できますか。特に年度末に入ります。応援体制をいただくということは聞いておりますが、ほかの課から応援がどれだけできますか。ほかの課も年度末です。特に保健課は今後商工観光課以上に忙しくなる。ワクチンを抱えていますから、保健課も応援ももらわなければいけないって。この体制の在り方はどのような対応で、この中小企業等についても対応すると考えておられるのか。せつかく課長はじめとして、今後も頑張っていたきたい大事な事業でありますので、その点についても当然議論されていると思いますので、答弁してください。

最後に、この今回予算提案された2つの事業についての、税申告との確認でございます。税務課長が言われたように、これは一応一時金の所得になります。確認があったら答弁してください。一時金として一応申請しなければいけないって、昨年来、支給されているので、税申告で申請しなくていいのはいわゆる一人10万円の国の交付金、これは特例といいますか、しなくてもいい。それ以外は全て一時金として申請して、ただ1件50万円の控除がありますので、全額ゼロとはなりますけれども、一応申請が義務づけられていると思いますけれども、確認をしてください。

以上が2回目の質問であります。

○市長（五位塚剛）

今回のコロナによって、市内の業種どういふ方々が本当に厳しいのかということいろいろ調査をいたしました。医療関係者の方々、また福祉施設の関係者の方々も支援すべきかどうかということも検討いたしました。これについては、国のほうから医療従事者のほうにはもうちゃんと給付金が出ておりましたので、私たちは、市のほうからはもう別に特別しなくてもいいだろうという判断をいたしました。

中でも、保育園関係が支援がありませんでしたけど、いろいろ聞いてみましたら、そういうところについては基本的には生活給という形でちゃんと給料が保障されている状況でありましたので、この部分も保留をしたところでございます。

今回は、最も、本当に生活が厳しい方々をどのようにして支援をするかという形で、困っている方々がこの社協の福祉給付金をお願いして一時的に生活を守ろうと

いう方ですので、まずここからしようということでした。今後の問題ではありますが、当然ながら国の給付金事業がまた出てきておりますので、当然ながらそれは次の段階で新たな事業を展開をしたいというふうに思っております。農業の関係については、お茶の支援もいたしました。全体的な農家としては市の堆肥を場合によっては、1農家当たり4トンを無料配布をして、そういう意味でも市の有機堆肥使っていただいて、今後に生かしていただきたいという支援を考えているところでございます。

今後についても、またいろいろありますけど、今回は今の提案いたしました5月で一旦締め切らせていただきたいと思っております。また、新たな状況が変われば、また新たな対策をしたいと思っております。

あとは、各担当課長から答弁をさせます。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、質問がありましたのでお答えいたします。

まず、令和3年5月31日までの申請の件ということでありました。今市長も言われましたけど、前回は令和2年2月から7月までの第1回目のときは申請期限を8月としておりました。今回は令和3年2月までの売り上げが確定といいますか、分かってからということで、そうしますと3月、4月、5月ということで3か月間を設けてあります。一応こういう形で要綱にもうたわらせていただいております。

それと、窓口、申請体制といいますか、ことですけれども、確かにもう年度末になりまして、各課、それぞれまた当然、商工観光部門もですが、ほかの課もですけれども年度末に向かって繁忙期といいますか、最終的な年度末の仕事がたくさんあるわけでありまして、確かに今言われますように、申請が件数的には相当数なると思っております。そこで各課の皆様方といいますか、職員の皆さん方にも応援をもらいたいということで考えております。そこにつきましても、今後どういう形でやれるのか、また課内でも打ち合わせをして、また市長なりの指示を仰いでいきたいと思っております。

また、申請につきましても、窓口といいますか、書類の受け取りというのは各支所でも、財部、大隅でもしていただくように打ち合わせをしていくところでありまして、申請につきましても商工観光課のほうで行いますので、早急な支給ができるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋健一）

徳峰議員、3回目です。

○19番（徳峰一成議員）

今後の第3次の国の交付金3億753万円は、新たな事業に使うって市長答弁があ

りましたので、私もほっといたしました。これが大事であります。一般質問でも当然困った方々はほかにいっぱいおりますので、支援すべきだという立場で質問いたします。答弁よろしいです。

もう一点だけに絞って、この中小企業の事業支援給付金ですね、第2期分、せっかくの多額の予算を通しての市の提案でありますので、一人でも多くの方々があるいはもれなく、そして当局としても課題な負担とならないように、特に担当課が十分にその辺りは市長と副市長が一定の役割を果たすことが大事じゃないかと思っております。

例えば、さっき申し上げた申請期間が5月31日までと、これはあまりにも短いと言えます。確定申告が1か月延びるでしょう。4月までですね。そこから逆算しても短すぎると。件数もあまりにも多すぎるって。そして、直接これを一応認めるか認めないかというのは、一応商工観光課の課長を中心とした職員の方々に、課長行うわけですよ。行うわけですよ。応援もらっても応援の人たちが審査に参加はできないでしょう。実際上ですね。そうした意味で、担当課も大変ですよ。わずか二、三か月間で恐らく1,000件近い書類を預かって審査を行うというのは。

そして答弁にもありますように、海野議員の質問に対する答弁にもありました速やかに、速やかに一応申請については認可された人は一応給付したいっていう市の考え方なんです。これもう、非常に大事ですね。そうした点で、応援体制を含めて過大な負担に職員ならないように、その点はやはり十分な検討が必要じゃないかと言えます。この期間を含めてですね。その点で、ほかにも質問したい点がありますけど、この1点に絞って3回目でありますけども、答弁してください。せっかくの制度でありますので過大な負担にならないよう、また一人でも多くの市民が支援を受けられるように、この両面から対応していただきたいという点からの質問であります。

○市長（五位塚剛）

コロナで、本当に生活が厳しくなった方々に対する給付金事業であります。当然、市民の税金からの、また国民の税金からの支給でありますので、支給を受けられる方々が当然ながら収支の内訳、売上げが分かるものを提示しないとこれは審査ができません。それだけを作ってもらえれば簡単にできますので、そのことを含めて市民の皆さん方には周知をしたいと思います。同時に、それをチェックする担当課についても、ほかの課からのマンパワーで応援をして、その課が負担にならないようにしっかりとそれは進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

先ほど答弁漏れがありましたので、収入については一時所得になるのかということですが、先ほど申しあげましたように、今回のこの持続化給付金につきましては、減収の補填という考え方になりますので、それぞれその収入のあったものをその他所得であれば、その他所得、事業所得であれば事業所得の収入として計算します。一時所得につきましては、給与収入のあった方につきましては一時所得ということで計算します。

以上です。

○議長（土屋健一）

ここで、徳峰議員に申し上げます。質疑にあたって、答弁を求めない質疑、質問はできませんので申し上げます。これは、会議規則第55条でございますので、今後のために本席からお伝えをしておきたいと思っております。

ほかに質疑はありませんか。

○14番（渡辺利治議員）

今回の支援事業、市独自のやつでございまして、一般財源からでございます。どこにもひもつきのない、本当に市民のために使われる支援事業と思っておりますが、一つだけ気になるのがございます。同じ市民でありながら、農林業は除外されますけど、同じ市民として事業としている農業でございます。先ほど市長もお話がありましたように、お茶とかそういうのはしていますといたしますけど、これはもしほかの業種であって、その今回の7か月間か、この中のうち1月でも減収があった場合は園芸にしろ何にしろ、これは平等に扱うべきではなかろうかと思っておりますけど、いかがなんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

農業の場合は、先ほどもちょっと触れましたが、今後農家に対して堆肥を1農家当たり4トンほど支援をして頑張っていたきたいというふうに思っております。

○14番（渡辺利治議員）

堆肥も確かに有効な支援かもしれませんが、場合によっては堆肥は私は望まないという方もおられます。だから、同じくこのような形で平等にさせていただいて、お金という形で今回も支援ですから、そのような形にしてもらわないと平等性に欠けると思います。

そしてまた、頭から農業を外しております。市としては、全てに平等に与えるべきではないでしょうか。これは先ほど言いましたように、ひもつきの事業ではございませんので、市独自でやるわけですから、同じく平等に農業にもすべきなんです。農林業とっておりますので林業含めてです。これは、考え直す必要はないんでしょうか。そしてまた、これをどの程度まで実態としては落ちているのか、それを把

握していないわけですから、やらないと思いますけど、この考えどうなんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

コロナの関係で農家の所得が減ったということの、私たちも予想されるのが白菜農家の方々が非常に安値になっておりました。ただ、今ちょっと回復しつつあるんですけど、そういう全体的なことも見たいというふうに思います。生産の牛の農家の方々は高値に元返ってきております。肥育の方々は厳しい状況でありますけど、コロナがどこまで影響があるのかというのが、まだはっきり私たちも分かりませんが、全体的にその辺りも含めてもうちょっと検討させていただきたいと思います。

次の当初予算なりにまた補正の中で、農家の方々の救済策があるのかどうかも含めて検討はさせていただきたいと思います。

○14番（渡辺利治議員）

検討しますという言葉が出ましたから、しかし牛、野菜、確かにこれは安かったり高かったりしますけど、特に野菜の場合は今年非常に乱高下があるわけですけど、しかし今回支援を受ける方々に対しましては、一月の分がもし下がっていたらそれで対象事業なんですけど、農業の場合にはそれを言うておりませんが、これはまたある意味では不平等だと思っております。

そしてまた、花、キュウリ等とかそういったものに対しましては、特にコロナによる影響が、甚大な被害を被っているわけですよ。牛に関しましてはさほど、肥育は特に厳しいんでしょうけど、生産に関しましてはさほど響かなかったのかという気はいたしますけど、やはり個人個人によりましてはやっぱり差はあると思いますけど、やはり農業に関しても同じような気配せ気配りをしてやらないことには、市民としては納得いかないと思いますが、やはりさっきの答弁と同じような考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今後、先ほども言いましたように、農家の実態調査をしたいと思います。農家の状況を見ながら、対応は今後検討させていただきたいと思います。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これ

に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて、令和3年第2回曾於市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時33分

令和3年第1回曾於市議會定例会

会期日程

令和3年第1回曾於市議会定例会会期日程

会期32日間

月	日	曜	会 議	摘 要
2	22	月	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○議案等の上程・提案理由の説明
	23	火	休 日	天皇誕生日
	24	水	本 会 議	○一般質問
	25	木	本 会 議	○一般質問
	26	金	本 会 議	○一般質問
	27	土	休 日	
	28	日	休 日	
3	1	月	休 会	
	2	火	本 会 議	○議案等の審議・委員会付託（補正等）
	3	水	委 員 会	
	4	木	委 員 会	
	5	金	休 会	
	6	土	休 日	
	7	日	休 日	
	8	月	休 会	
	9	火	休 会	
	10	水	休 会	
	11	木	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決（補正等）
	12	金	本 会 議	○議案等の審議・委員会付託（当初）

月	日	曜	会 議	摘 要
3	13	土	休 日	
	14	日	休 日	
	15	月	委 員 会	
	16	火	委 員 会	
	17	水	委 員 会	
	18	木	委 員 会	
	19	金	委 員 会	
	20	土	休 日	
	21	日	休 日	
	22	月	休 会	
	23	火	休 会	
	24	水	休 会	
	25	木	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決（当初） ○閉会

令和3年第1回曾於市議會定例会

令和3年2月22日

(第1日目)

令和3年第1回曾於市議会定例会会議録（第1号）

令和3年2月22日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長諸般の報告

第4 市長の一般行政報告

（以下33件一括提案）

第5 議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

第6 議案第5号 曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について

第7 議案第6号 曾於市被災者生活再建支援資金貸付基金条例の制定について

第8 議案第7号 曾於市災害対策援護資金貸付条例の一部改正について

第9 議案第8号 曾於市宅地関連等災害復旧事業基金条例の制定について

第10 議案第9号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第11 議案第10号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

第12 議案第11号 曾於市手数料条例の一部改正について

第13 議案第12号 曾於市国民健康保険給付支払準備基金設置条例の一部改正について

第14 議案第13号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について

第15 議案第14号 曾於市介護保険条例の一部改正について

第16 議案第15号 曾於市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止について

第17 議案第16号 曾於市道路占用料徴収条例の一部改正について

第18 議案第17号 曾於市都市公園条例の一部改正について

第19 議案第18号 曾於市営住宅条例の一部改正について

第20 議案第19号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

第21 議案第20号 押印の省略に伴う総務常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について

第22 議案第21号 曾於市立学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

第23 議案第22号 押印の省略に伴う建設経済常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について

- 第24 議案第23号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第13号）について
 第25 議案第24号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
 第26 議案第25号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について
 第27 議案第26号 令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）について
 第28 議案第27号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について
 第29 議案第28号 令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について
 第30 議案第29号 令和2年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
 第31 議案第30号 令和3年度曾於市一般会計予算について
 第32 議案第31号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計予算について
 第33 議案第32号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について
 第34 議案第33号 令和3年度曾於市介護保険特別会計予算について
 第35 議案第34号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について
 第36 議案第35号 令和3年度曾於市水道事業会計予算について
 第37 議案第36号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計予算について

第38 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 重久昌樹 | 2番 松ノ下いずみ | 3番 鈴木栄一 |
| 4番 岩水豊 | 5番 湊合昌昭 | 7番 宮迫勝 |
| 8番 今鶴治信 | 9番 九日克典 | 10番 伊地知厚仁 |
| 11番 原田賢一郎 | 12番 山田義盛 | 13番 大川内富男 |
| 14番 渡辺利治 | 15番 海野隆平 | 16番 久長登良男 |
| 17番 谷口義則 | 18番 迫杉雄 | 19番 徳峰一成 |
| 20番 土屋健一 | | |

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 梅木康
 主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 五位塚剛 教育長 瀬下浩
 副市長 八木達範 教育委員会総務課長 橋口真人

副市長	大休寺 拓夫	学校教育課長	川路道文
総務課長	今村浩次	社会教育課長	内山和浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳留弘	農林振興課長	竹田正博
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商工観光課長	安藤誠
企画課長	外山直英	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	山中竜也	建設課長	新澤津順郎
市民課長	岩元浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	櫻木孝一	会計管理者・会計課長	桐野重仁
介護福祉課長	福重弥	監査委員事務局長	吉元剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹下伸一	農業委員会事務局長	中山純一

開会 午前10時00分

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより令和3年第1回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（土屋健一）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土屋健一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、谷口義則議員及び迫杉雄議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月25日までの32日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、会期は32日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（土屋健一）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（土屋健一）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

-
- 日程第5 議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第6 議案第5号 曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 曾於市被災者生活再建支援資金貸付基金条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 曾於市災害対策援護資金貸付条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 曾於市宅地関連等災害復旧事業基金条例の制定について
- 日程第10 議案第9号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 曾於市手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 曾於市国民健康保険給付支払準備基金設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 曾於市介護保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 曾於市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止について
- 日程第17 議案第16号 曾於市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 曾於市都市公園条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 曾於市営住宅条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 押印の省略に伴う総務常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第21号 曾於市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 押印の省略に伴う建設経済常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第25 議案第24号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第26 議案第25号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第27 議案第26号 令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第28 議案第27号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について

- 日程第29 議案第28号 令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について
日程第30 議案第29号 令和2年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第31 議案第30号 令和3年度曾於市一般会計予算について
日程第32 議案第31号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計予算について
日程第33 議案第32号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第34 議案第33号 令和3年度曾於市介護保険特別会計予算について
日程第35 議案第34号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について
日程第36 議案第35号 令和3年度曾於市水道事業会計予算について
日程第37 議案第36号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計予算について

○議長（土屋健一）

次に、日程第5、議案第4号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから、日程第37、議案第36号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計予算についてまでの、以上33件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第5、議案第4号から日程第37、議案第36号まで一括して説明をいたします。

日程第5、議案第4号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、説明をいたします。

総合整備計画を策定するに当たり、1月18日に鹿児島県との協議を終えましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、大隅町恒吉辺地の総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるものです。

当該辺地は、平成28年度から5か年の辺地総合整備計画を策定し、地域内の市道の整備を進めてまいりました。現在策定している総合整備計画が令和2年度末で計画期間を終了しますが、地域内に継続して整備すべき区間を有することから、今回、令和3年度から令和7年度までの5か年の総合整備計画を新たに策定するものです。

事業の内容といたしましては、地域内の市道神牟礼沖上線、延長400m、事業費6,100万円と、市道須田木線、延長640m、事業費8,233万1,000円の計2路線を改良舗装するものです。

次に、日程第6、議案第5号、曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について、説明をいたします。

市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関し必要な事項を定めるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するもの

です。

本条例の制定により、令和3年度執行予定の市議会議員選挙及び市長選挙において、ポスター掲示場に掲示するポスターの作成費用を、限度額まで候補者に代わって公費で支払うこととなります。

条例の主な内容といたしましては、第2条において選挙運動用ポスターの作成の公営を定めるとともに、第4条において公費の支払いについて定めるものです。

次に、日程第7、議案第6号、曾於市被災者生活再建支援資金貸付基金条例の制定について、説明をいたします。

現在運用されている曾於市災害対策援護資金貸付基金を廃止し、新たに当該基金を財源として曾於市被災者生活再建支援資金貸付基金条例及び曾於市住宅関連等災害復旧事業基金を設置することにより、それぞれの目的に即した支援を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものです。

次に、日程第8、議案第7号、曾於市災害対策援護資金貸付条例の一部改正について、説明をいたします。

曾於市災害対策援護資金貸付基金条例の廃止及び曾於市被災者生活再建支援資金貸付基金条例の制定に伴い、被災者生活再建支援資金の貸付基金として関連する規定を改正し、災害時の被災者支援に資するために、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものです。

次に、日程第9、議案第8号、曾於市宅地関連等災害復旧事業基金条例の制定について、説明をいたします。

近年多発する集中豪雨等により生じた宅地関連等の被害を早期復旧し、市民生活の安定に資するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものです。

次に、日程第10、議案第9号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、説明をいたします。

現に在職する市長としての任期が満了となる本年7月における給与月額を0円とし、私の退職手当を不支給にするため提案するものです。

次に、日程第11、議案第10号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について、説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において新型インフルエンザ等感染症等と位置づけ、所要の措置を講ずることができることとするため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものです。

次に、日程第12、議案第11号、曾於市手数料条例の一部改正について、説明をい

たします。

手数料を徴収する事務のうち、昨年更新した航空写真データを活用するため、航空写真を追加するとともに、字絵図面閲覧及び字絵図面謄本は閲覧や交付の見込みがないため削除することに伴い、本条例の別表を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものです。

次に、日程第13、議案第12号、曾於市国民健康保険給付支払準備基金設置条例の一部改正について、説明をいたします。

国民健康保険制度改革により療養諸費の審査支払手数料、葬祭諸費及び出産育児諸費を除く保険給付費について、全額が県補助金の交付対象とされたことに伴い、これまで主に保険給付に要する費用の円滑な支払いを設置目的としてきた基金を、国民健康保険事業全般の円滑な運営を図るための基金とするため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものです。

次に、日程第14、議案第13号、曾於市国民健康保険条例の一部改正について、説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において新型インフルエンザ等感染症と位置づけ、所要の措置を講ずることができることとするため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものです。

次に、日程第15、議案第14号、曾於市介護保険条例の一部改正について、説明をいたします。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行により介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、第1号被保険者の介護保険料に関して、意図せざる影響や不利益が生じないように所要の見直しを行うこと及び新型コロナウイルス感染症を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において新型インフルエンザ等感染症と位置づけ、所要の措置を講ずること並びに介護保険法第129条の規定により、介護保険事業に要する費用に充てるための保険料を徴収するに当たり、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間の第1号被保険者の保険料の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものです。

次に、日程第16、議案第15号、曾於市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止について、説明をいたします。

本条例は、国の施策により、平成5年度に合併前の旧3町において1,000万円ずつの基金を設置し、その運用益により土地改良施設の機能が適正に発揮できるよう、地域住民の共同活動の強化に資する事業の財源に充てるため制定しましたが、本基

金の設置目的と同趣旨の多面的機能支払交付金事業が国において創設、実施されたことに伴い、当該基金を廃止するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき本条例の廃止を提案するものです。

次に、日程第17、議案第16号、曾於市道路占用料徴収条例の一部改正について、説明いたします。

道路法施行令及び鹿児島県道路占用料徴収条例において、占用料の額を改定する措置が講じられたことに伴い、当該条例で定める占用料金を改定するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものです。

次に、日程第18、議案第17号、曾於市都市公園条例の一部改正について、説明をいたします。

新たに整備した鳴神公園を都市公園として管理するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき本案を提案するものです。

鳴神公園は、大隅町鳴神町の八合原土地区画整理地内に位置し、公園面積は0.22ha、主な整備内容は、芝生、ベンチ、フェンス、駐車場等の整備です。

次に、日程第19、議案第18号、曾於市営住宅条例の一部改正について、説明をいたします。

令和2年度公営住宅整備事業において、ビューテラス桜ヶ丘を建設したことに伴い、関連する規定を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき本案を提案するものです。

今回、建設されたビューテラス桜ヶ丘は、1棟の5階建てで、エレベーターを完備し、38戸が入居可能な住宅で、建築基準法による床面積は2,093.28㎡です。

次に、日程第20、議案第19号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について、説明をいたします。

令和2年度地域振興住宅建設事業において、原口西団地に2戸、見帰団地に1戸、恒吉団地に1戸の地域振興住宅を建設したことに伴い、関連する規定を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものです。

次に、日程第21、議案第20号、押印の省略に伴う総務常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について、説明をいたします。

総務常任委員会所管の関係条例について、押印の省略に伴い、関連する規定を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものです。

次に、日程第22、議案第21号、曾於市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、説明をいたします。

文教厚生常任委員会所管の曾於市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例について、押印の省略に伴い、関連する規定を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号

の規定に基づき提案するものです。

次に、日程第23、議案第22号、押印の省略に伴う建設経済常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について、説明をいたします。

建設経済常任委員会所管の関係条例について、押印の省略に伴い、関連する規定を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案するものです。

次に、日程第24、議案第23号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第13号）について、説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から13億9,128万5,000円を減額し、総額を343億741万3,000円とするものです。

第2条は、繰越明許費の補正であり、7ページの第2表のとおり、光ファイバー網整備推進事業ほか19件について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めています。

第3条は、債務負担行為の補正であり、8ページの第3表のとおり、財部交流館指定管理料ほか3件について、限度額を変更しています。

第4条は、地方債の補正であり、9ページから11ページの第4表のとおり、県単砂防施設整備事業ほか30件について、それぞれ限度額を追加、変更、廃止しています。

それでは、予算の概要を配付いたしました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算は、それぞれの事業の確定及び執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、交付額の確定による地方交付税の追加や事業費の執行見込みによる県支出金及び市債、財源調整による財政調整基金繰入金の減額が主なものです。

歳出については、事業費の確定及び執行見込みによるものや新型コロナウイルス感染症による各種事業の中止等に伴う減額や、現年発生公共土木施設災害復旧費の追加が主なものです。

次に、日程第25、議案第24号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1億7,291万円を追加し、総額を57億4,240万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正予算は、保険税等の収入見込みや執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、国民健康保険税や県支出金、諸収入を追加するものが主なものです。

歳出については、事業費の確定及び執行見込みによる減額と一般被保険者療養給付費及び保険給付費等交付金償還金の追加が主なものです。

次に、日程第26、議案第25号、令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出の総額から930万7,000円を減額し、総額を6億910万1,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、7ページをお開きください。

今回の補正予算は、保険料等の収入見込みや執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、後期高齢者医療保険料及び繰入金を減額するものが主なものです。

歳出については、執行見込みによる後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものが主なものです。

次に、日程第27、議案第26号、令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）について、説明をいたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に3,566万5,000円を追加し、総額を57億5,156万2,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。

今回の補正予算は、国庫支出金等の収入見込みや執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金を追加し、繰入金及び分担金及び負担金を減額するものが主なものです。

歳出については、執行見込みにより保険給付費を追加し、地域支援事業及び予備費を減額するものが主なものです。

次に、日程第28、議案第27号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について、説明をいたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から3,035万6,000円を減額し、総額を8,761万9,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正であり、18ページの第2表のとおり、下水道事業債の限

度額を変更しております。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正予算は、事業費の確定及び執行見込みによる増減が主なもので、歳入については、国庫支出金及び市債を減額し、繰入金を追加するものが主なものです。

歳出については、生活排水処理事業費を減額するものが主なものです。

次に、日程第29、議案第28号、令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について、説明をいたします。

特別会計補正予算書の20ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正であり、水道事業収益既決予定額に902万9,000円を追加し、予定額を5億9,343万7,000円、水道事業費用既決予定額から1,572万4,000円を減額し、予定額を5億8,346万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、12ページをお開きください。

今回の補正予算は、収益的収入については、営業収益を減額し、営業外収益を追加するものが主なものです。

収益的支出については、執行見込みにより原水及び浄水費、配水及び給水費を減額し、消費税及び地方消費税を追加するものが主なものです。

次に、日程第30、議案第29号、令和2年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、説明いたします。

特別会計補正予算書の22ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正であり、下水道事業費用既決予定額から68万2,000円を減額し、予定額を1億8,339万5,000円とするものです。

第3条は、予算第4条の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を9,186万3,000円に改め、資本的収入の既決予定額から297万円を減額し、予定額を2億3,100万8,000円、資本的支出の既決予定額から594万円を減額し、予定額を3億2,287万1,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、13ページをお開きください。

今回の補正予算は、収益的支出について、収入見込みにより、営業費用の処理場費、総係費を減額するのが主なものです。

資本的収入については、収入見込みにより、国庫補助金を減額しています。

資本的支出については、執行見込みにより建設改良費を減額しております。
以上です。

○議長（土屋健一）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時42分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（五位塚剛）

本日、ここに令和3年第1回曾於市議会定例会が開会されるに当たり、市政運営に臨む私の姿勢と所信の一端を申し上げますとともに、令和3年度の一般会計予算案の重点施策など、その概要について説明を申し上げます。

国は、予算編成の基本方針として、経済財政運営と改革の基本方針2020に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに、デジタル改革、グリーン社会の実現や防災・減災、国土強靱化の推進、少子高齢化対策や働き方改革など、経済・財政一体となった改革を推進することとしております。

予算編成に当たっては、我が国の財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進し、地方においても国の取組と基調を合わせ、徹底した見直しを進めることとしております。

令和3年度の地方財政対策においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、安定的な行政サービスを提供しつつ、防災・減災、国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度を2,414億円上回る約62兆円の額を確保されたところです。

本市におきましては、このような国の施策に対応するとともに、市誕生後15年で約9,600人減少している事実と、超高齢化に対する危機意識を市民全体で共有し、本市の将来像である、豊かな自然の中でみんなが創る笑顔輝く元気なまちを実現するため、第2次曾於市総合振興計画に示したまちづくりの基本方向に向けた取組を進め、市民が安心して働き、将来に夢や希望を持つことができるような魅力あふれる地域社会を実現していくため、令和元年度に改定した第2期曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略を計画的に実施しながら、市の人口増対策に対して積極的に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、市民が安全・安心を実感できる社会となるよう、全力を尽くしてまいります。

私は、市長就任8年目に当たり、市民の皆様と約束しました公約の実現に、今後
もさらに努力してまいり所存であります。

まず、市の人口増対策として実施している宅地分譲整備事業は、財部地域におい
て整備を進めてまいります。

また、大隅町坂元地区及び大隅南地区の販売も引き続き取り組みながら、今後も
人口増を図る事業を継続して実施してまいります。

市内3か所に設置した子育て支援センターは、身近な場所として安心して子育て
が行える施設であり、今後も利用促進に向けてさらなる情報発信に努めてまいり
ます。

また、幼児教育・保育の無償化により保護者の負担は軽減されましたが、これま
で実施してまいりました保育園、認定こども園等の保育料の負担軽減、高校3年生
相当時までの医療費の無料化を継続して実施してまいります。

情報発信事業は、曾於市を市内外にPRするための大変重要な事業であります。
今後も情報発信の中核をなす市報そおや、コミュニティFM放送S O O G o o d F
M、ホームページ等について、分かりやすい内容で積極的に市民の皆様への情報提
供に取り組んでまいります。

また、全国への曾於市の発信として、PR大使の御協力と郷土会等の支援を頂き
ながら、本市の知名度の向上に努めてまいります。

庁舎整備につきましては、令和元年度に策定しました本庁・支所機能再編計画に
基づき、窓口業務をはじめとする市民サービス拡充を図るとともに、災害時におけ
る重要な防災拠点施設としての役割から、庁舎の整備を進めることとしており、ま
ずは本庁舎施設の整備から取り組んでまいります。

まちの発展には産業の振興が欠かせません。曾於市は、畜産を中心とする農業の
まちであり、農業生産額を増やすことを本市発展の基本と掲げる中、令和2年度曾
於市農畜産物生産実績における生産額合計は470億1,790万6,000円、前年と比較す
ると11億1,751万7,000円、2.3%の減であり、畜産部門では、6億1,673万5,000円、
1.5%の減となりました。

園芸作物等については、畑かんの水を活用した農作物の収量増、品質向上を図り、
農業の所得の向上を目指します。

また、農家の経営安定を図るために、加工・業務用野菜の取組をさらに推進いた
します。

また、農作業の受委託や農業機械導入経費の削減等を図るため、農業公社を平成
30年度に設立し、平成31年度より稼働しております。今年度は、コントラクター事
業用作業機械等の導入を図り、畜産農家の規模拡大が図られるよう努力してまいり

ます。

畜産については、生産基盤の拡大を図るため、畜産振興協議会事業を中心とした導入保留対策や家畜改良を計画的に進めてまいります。

また、家畜伝染病を防止するための防疫対策の強化による家畜衛生体制の確立と家畜の生産性向上を図ってまいります。

思いやりふるさと寄附金推進事業につきましては、昨年度に引き続き全国から多くの寄附金を頂き、お礼として本市の特産品を贈呈しております。令和2年度は4月から1月までの10か月間で約10万8,000件、約19億6,000万円を超える寄附金を頂き、3月末までには20億5,000万円を超える見込みであります。

曾於市を応援くださいました全国の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和3年度も、さらにふるさと納税に対する活動を充実し、本市の全国的なPRと地域活性化に努めてまいります。

また、一般財団法人曾於市観光協会を核として、本市の観光事業の充実と、ゆるキャラである、そお星人のPR活動も引き続き進めてまいります。

災害復旧事業につきましては、昨年も梅雨前線等の豪雨により、多くの市道、農道、河川、農業用施設等の災害が発生し、また、農畜産物にも甚大な被害をもたらしました。一日も早い復旧に努め、あわせて、防災・減災のための予防・保全対策を図ってまいります。

まちづくりは人づくりであり、本市発展の基本となるものです。個性豊かな教育と文化のかおるまちづくりの基本理念の下、学校教育においては、確かな学力を身につけ、自立する力を育む教育を推進するとともに、豊かな心を育み、健やかな身体と体力の増進に取り組みます。

現在、整備中の岩川小学校は、令和4年4月の移転・開校を目指し、引き続き整備を進めるとともに、GIGAスクール構想を着実に推進するため、全小中学校のICT機器の積極的な導入・更新を行うなど、新たな時代にふさわしい教育環境の実現に取り組みます。

学校給食においては、安全でおいしい給食の提供と食育を推進するとともに、学校給食費の保護者負担の軽減にも引き続き取り組んでまいります。

社会教育関係では、市民の生涯学習事業や文化振興事業、スポーツ振興事業など、社会教育全般の様々な学びの場の提供、地域活動の拠点となる各地区・校区公民館や青少年・女性部等の支援を行ってまいります。

市民の健康づくりや生きがいづくりの場として、また、市民や市外からの利用者が広く交流し、憩える場として、平成29年度にオープンしました新地公園グラウンドゴルフ場は、これまで8万4,000人を超える方々に御利用いただいております。

今後も、市内外の多くの皆様に御利用いただくよう、施設の充実とサービスの向上に努めてまいります。

令和3年度の予算編成は、前年度に引き続き、市民の皆様が開かれた市政を目指すとともに、農・畜産物の付加価値を高め、商工業の発展をさらに推進し、子供からお年寄りまで、笑顔が輝き元気なまちづくりを目指すため、市民にやさしい市政運営、人と自然を生かした活気ある地域づくり、教育・文化を促進し、心豊かなまちづくり、人口増を目指し、地域活性化の推進、農・畜産物を生かした所得倍増のまちづくりの5つを基本方針として、限られた財源の中、市民の福祉、教育、暮らしを守るための予算として編成をいたしました。

また、本年度は市長選挙が執行される年であることから、まずは年間予算を策定し、その後、市単独の新規事業などを除いたものを骨格予算として計上をいたしました。その結果、令和3年度の一般会計当初予算は268億7,500万円となり、前年度当初予算に対して3,000万円、0.1%の減となりました。

内容につきましては、それぞれの議案の提案理由で説明を申し上げます。

以上で施政方針を終わりますが、議員各位及び市民の皆様への御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、日程第31、議案第30号、令和3年度曾於市一般会計予算について、説明をいたします。

まず、予算書の4ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を268億7,500万円と定めるものであります。

第2条は、繰越明許費について、10ページの第2表のとおり、農林水産施設災害復旧費ほか1件について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めております。

第3条は、債務負担行為について、11ページの第3表のとおり、期間及び限度額を設定するものであります。

第4条は、地方債について、12ページから13ページまでの第4表のとおり、限度額を32億3,160万円とするものであります。

第5条は、一時借入金の最高額を20億円と定めるものであり、第6条は、歳出予算の流用について定めるものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお開きください。

前段は、国の予算及び地方財政対策、本市の予算編成の基本方針について述べておりますので、御覧いただきたいと思います。

2ページの16行目からの予算の内容について説明をいたします。

予算規模は、令和2年度当初予算に対して3,000万円、0.1%減の268億7,500万円となりました。

まず、歳入について、市税は、市民税、固定資産税の減等により、4.3%減の31億8,793万円を計上し、地方交付税の普通交付税は、前年度実績等を考慮して算定し、75億7,863万9,000円を計上しました。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金や学校施設環境改善交付金等の増により、9.8%増の33億9,279万5,000円を計上し、県支出金は、現年発生農地・農業用施設災害復旧費補助金等の増により、4.9%増の21億194万4,000円を計上しました。

寄附金は、思いやりふるさと寄附金を昨年と同額計上いたしましたが、山中貞則顕彰記念事業寄附金の減により、0.1%減の18億350万3,000円を計上しました。

繰入金は、曾於市立学校施設整備基金繰入金や思いやりふるさと基金繰入金等の増により、10.3%増の35億6,194万2,000円を計上し、市債については、公営住宅建設事業費等の減により、20.0%減の32億3,160万円を計上いたしました。

次に、歳出については、総務費は、庁舎整備事業費の増により、34.2%増の30億7,885万2,000円、民生費は、国民健康保険特別会計繰出金や障害福祉サービス費の増により、2.7%増の79億5,292万8,000円、衛生費は、新型コロナウイルス感染症対策事業等の増により、13.0%増の13億7,821万5,000円を計上いたしました。

農林水産業費は、資源リサイクル畜産環境整備事業等の減により、8.0%減の19億4,085万3,000円、商工費は、思いやりふるさと寄附金推進事業等の増により、0.8%増の31億8,603万円、土木費は、住宅建設費等の減により、34.6%減の18億6,284万6,000円を計上しました。

消防費は、防災施設整備事業等の減により、23.2%減の7億1,282万8,000円、教育費は、公民館施設整備事業等の減により、10.7%減の28億772万円、災害復旧費は、過年発生農地・農業用施設災害復旧費等の増により、1816.2%増の5億6,386万7,000円、公債費は、元金・利子の減により、2%減の31億3,740万5,000円を計上しました。

このような予算規模で、健全財政の維持を基本に、市民にやさしい市政運営を行ってまいりますので、市民並びに議会の皆様方の御理解と御協力及び御指導をお願いするものです。

次に、日程第32、議案第31号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計予算について、説明をいたします。

まず、予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を56億4,236万5,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金の最高額を5億円と定め、第3条は、歳出予算の流用について定めるものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、6ページをお開きください。

令和3年度の予算については、平成30年度から県が財政運営の責任主体として、国保運営の中心的な役割を担うことになり、市町村と共同で運営しております。

予算編成については、国民健康保険制度の使命とその性格に鑑み、これまでの実績を基に、療養給付費、療養費、高額療養費、国民健康保険事業納付金等を推計し、これを賄うに足りる保険税を公平かつ適正に賦課徴収することを旨としております。

また、療養諸費等は、年間平均の世帯数を対前年度0.5%減の5,903世帯、被保険者数を対前年度1.4%減の9,737人として見込んだところです。

予算総額は56億4,236万5,000円となり、令和2年度当初予算に対して1億4,379万2,000円、2.6%の増となりました。

次に、日程第33、議案第32号、令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について、説明をいたします。

まず、予算書の20ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を6億1,949万2,000円と定めるものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、8ページをお開きください。

令和3年度における後期高齢者医療特別会計予算については、2年ごとに実施される保険料率の改定により、令和2年度から3年度の保険料率を、所得割率10.38%、均等割額5万5,100円とし、年間平均の被保険者数を7,814人として保険料等を見込みました。

予算総額は6億1,949万2,000円となり、令和2年度当初予算に対して41万2,000円、0.1%の増となりました。

次に、日程第34、議案第33号、令和3年度曾於市介護保険特別会計予算について、説明をいたします。

まず、予算書の24ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を58億5,191万8,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金の最高額を5億円と定め、第3条は、歳出予算の流用について定めたものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、10ページをお開きください。

介護保険事業の令和3年度は、住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らし続

けていくことができるよう、引き続き、サービスが必要となった際の介護給付や予防給付と、地域支援事業を展開してまいります。

また、令和3年度から第8期計画が始まり、令和3年度から5年度までの給付見込みに対する新たな保険料を設定したところであります。

予算総額は58億5,191万8,000円となり、令和2年度当初予算に対して、2億1,164万2,000円、3.8%の増となりました。

次に、日程第35、議案第34号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について、説明をいたします。

まず、予算書の28ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を1億1,279万5,000円と定めるものであります。

第2条は、地方債について、31ページの第2表のとおり、限度額を2,380万円とするものであります。

第3条は、一時借入金の最高額を4,000万円と定めるものであります。

それでは、予算の概要について、当初予算提案理由書により説明をいたしますので、12ページをお開きください。

令和3年度も引き続き、国庫補助金や市債等を主な財源として50基を設置する計画です。

予算総額は、1億1,279万5,000円となり、令和2年度当初予算に対して457万9,000円、3.9%の減となりました。

次に、日程第36、議案第35号、令和3年度曾於市水道事業会計予算について、説明をいたします。

予算書及び予算提案理由書により説明をいたしますので、予算書の33ページ及び当初予算提案理由書の14ページをお開きください。

令和3年度予算は、令和元年度実績及び令和2年度実績見込みを基に編成をいたしました。

施設整備は、水源施設、管路の更新が主なものです。

第2条における業務の予定量は、給水戸数1万5,103戸で、年間総給水量は328万9,790トン、1日の平均給水量は9,013トンの予定であります。

第3条の収益的収入及び支出、第4条の資本的支出につきましては、提案理由書に記載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

第9条は、流用についての定めでありまして、第11条における他会計からの補助金は、一般会計からの補助金6,671万4,000円であります。

第13条は、棚卸資産購入限度額を90万5,000円と定めるものであります。

次に、日程第37、議案第36号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計予算につい

て、説明をいたします。

予算書及び予算提案理由書により説明をいたしますので、予算書の38ページ及び当初予算提案理由書の17ページをお開きください。

第2条における業務の予定量は、接続戸数1,727戸で、年間総排水量は36万9,252トン、1日の平均排水量は1,012トンの予定であります。

第3条の収益的収入及び支出、第4条の資本的収入及び支出につきましては、提案理由書に掲載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

第7条は、企業債でありまして、限度額を1,600万円とするものであり、第8条は、一時借入金の限度額を1億6,284万4,000円と定めるものであります。

第9条は流用についての定めでありまして、第11条における他会計からの補助金は、一般会計からの補助金1億2,775万5,000円であります。

以上で、日程第5、議案第4号から日程第37、議案第36号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

日程第38 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（土屋健一）

次に、日程第38、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち市議会議員から選出する議員について1人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りをいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の

規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（土屋健一）

ただいまの出席議員数は19人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に徳峰一成議員及び重久昌樹議員を指名いたします。

候補者名簿を配付いたします。

(候補者名簿配付)

○議長（土屋健一）

候補者名簿の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（土屋健一）

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（土屋健一）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（持留光一）

それでは、議席順を申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、最後に、20番。

(投票)

○議長（土屋健一）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。徳峰議員及び重久議員の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（土屋健一）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは、先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち、有効投票19票、無効投票ゼロ票でございます。有効投票のうち、森山良和君11票、大園たつや君8票、以上のとおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、2月24日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時26分

令和3年第1回曾於市議會定例会

令和3年2月24日

(第2日目)

令和3年第1回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和3年2月24日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

- 通告第1 徳峰 一成 議員
- 通告第2 重久 昌樹 議員
- 通告第3 渡辺 利治 議員
- 通告第4 鈴木 栄一 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 重久 昌樹 | 2番 松ノ下 いずみ | 3番 鈴木 栄一 |
| 4番 岩水 豊 | 5番 湊合 昌昭 | 7番 宮迫 勝 |
| 8番 今鶴 治信 | 9番 九日 克典 | 10番 伊地知 厚仁 |
| 11番 原田 賢一郎 | 12番 山田 義盛 | 13番 大川内 富男 |
| 14番 渡辺 利治 | 15番 海野 隆平 | 16番 久長 登良男 |
| 17番 谷口 義則 | 18番 迫 杉雄 | 19番 徳峰 一成 |
| 20番 土屋 健一 | | |

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留 光一 次長兼議事係長 森岡 雄三 総務係長 梅木 康
主任 富田 洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	内 山 和 浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳 留 弘	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	安 藤 誠

企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新 澤 津 順 郎
市 民 課 長	岩 元 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（土屋健一）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第1、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

私は、共産党議員団を代表して、大きくは4項目にわたり一般質問をいたします。初めに、前回に続き、15億円かけた末吉本庁舎の増築は、見直しと規模縮小をについてでございます。

①末吉本庁舎の増築を中心とした全体事業費と1、2階の床面積を確認する意味で再度聞きたい。

②令和3年度に計上された予算とその内容を聞きたい。

③令和2年当初予算に計上された基本設計、実施設計の執行は、令和3年度の6月、さらに令和3年度当初予算に計上された増築関連の入札は、今年の9月の計画であるのか、これを確認する意味で聞きたい。

④関連して、合併時から令和3年度までの過疎債、合併特例債、辺地債のそれぞれの総額について。

また、令和3年度予算の中のそれぞれの借入債の金額についてもお聞きしたい。

⑤関連して、これら借入債の要件、例えば、交付税措置、返済期間、利率等もお聞きいたします。

次に、国のコロナ交付金の5億2,000万円の積極活用についてでございます。

①国の新型コロナ臨時交付金5億2,000万円が、早ければ令和2年度この3月末以降入ってくると言われます。今後、この臨時交付金と一般財源を加えた全面的なコロナ支援策が必要ではないか。先日の臨時議会でも、このことは質問いたしましたが、具体的な方針を聞きたい。

②関連して、新型コロナ支援策で、今後、特に力を入れたい分野や業種等について聞きたい。

③関連して、市はこれまで新型コロナ支援に、一般財源をどれだけ使ってきたかお聞きしたい。

次に、質問の3、高齢化と介護保険の在り方についてでございます。

曾於市でも高齢化が進む中で、低年金者、独り暮らし、さらに広く言って医療と福祉の在り方など、解決すべき諸課題が多く見られます。次の3点でお聞きしたい。

①現在、1万数千人に上る、年金生活者の年金収入の実態を分類して報告されたい。

②独り暮らしの現状と対策について報告されたい。

③介護保険の財政の現状を報告されたい。

最後に、質問の4、農村地域の大きな人口減少に抜本的な対策についてでございます。

なぜならば、今、手を打たなければ、恐らく数年後では手遅れとなるからでございます。

質問の①合併後、特に農村地域の子供を含む人口減少が激しく進行しています。農村集落の崩壊が進んでいます。小学校が存続の危機に直面しております。まさに今、実効性、効の効は効き目のある、実効性のある抜本的で強力な人口増対策が必要とされていますが、市の具体的な方策を聞きたい。

②このことに関連して、旧3か町の合併時と現在を比較した人口の動態について聞きたい。

③同じく、旧3か町の合併時と現在を比較した子供の人口動態についても聞きたい。

④同じく、旧3か町と各小学校の児童数の人口動態についてもお聞きしたい。

⑤このことに関連して、合併時から現在までの地域振興住宅の毎年の建設戸数を聞きたい。

⑥同じく、各小学校の児童数の中で、現在、活性化住宅と、これは旧末吉町の単独事業であります、活性化住宅と地域振興住宅に入居している子供の総数についても分類して報告されたい。

⑦活性化住宅並びに地域振興住宅の総戸数を聞きたい。

重なりますけども、さらに、これらの住宅で空き家の戸数について。

また、これらの住宅で一戸平均の床面積並びに宅地面積についてもお聞きしたい。

⑧平成24年度から令和2年度までの9年間の地域振興住宅の年ごとの建設戸数とそれに対する（問合せを含む）申込者数を対比して報告されたい。

最後に、⑨地域振興住宅の過去数年における一戸当たりの平均建設費をお聞きしたい。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の4の④以外については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の4の④については、教育長に後から答弁をさせます。

1、末吉本庁舎の増築は見直しと規模縮小をの①末吉本庁舎の増築の全体事業費と1、2階の床面積についてお答えをいたします。

本庁舎増築に係る全体事業費は14億9,000万円を予定しており、建物の面積につきましては、1階1,323㎡、2階962㎡、計2,285㎡であります。

なお、この面積につきましては、設計業者がプロポーザル審査会に提案した図面に基づくものであり、現在、市民ワークショップでの御意見や職員の意見を取り入れながら、また、総合窓口ワンストップサービスや防災センター機能の構築を目指して、協議を重ねながら基本設計を進めているところであります。

今後、基本設計終了後に実施設計を行い、最終的な配置や面積等が確定することになります。

1の②令和3年度に計上された予算とその内容についてお答えいたします。

令和3年度は、6億6,104万8,000円の予算を計上しております。

主な内容につきましては、増築庁舎の本体工事が6億1,500万円、工事監理業務委託料が1,020万円、西側と栄楽公園の駐車場整備工事が3,496万9,000円でありませぬ。

1の③令和2年度予算に計上された基本設計、実施設計と令和3年度予算に計上された増築関連の入札の計画についてお答えいたします。

令和2年度に計上しております基本設計、実施設計につきましては、6月末までの完成を、また、令和3年度に予算計上しております庁舎の増築工事につきましては、8月の入札を計画しているところです。

1の④合併時から令和3年度までの過疎債、合併特例債、辺地債の総額、また、令和3年度予算のそれぞれの金額についてお答えをいたします。

合併後の過疎対策事業の借入総額見込みは、令和元年度分までの実績113億9,480万円に令和2年度見込額17億5,920万円と令和3年度当初予算額16億9,100万円を追加した148億4,500万円などとなります。

次に、合併特例債の借入総額見込みは、令和元年度分までの実績140億9,830万円に令和2年度見込額2億5,020万円と令和3年度当初予算額5億5,940万円を追加した149億790万円となります。

次に、辺地対策事業債の借入総額見込みは、令和元年度分までの実績18億5,130

万円に令和2年度見込額2億260万円と令和3年度当初予算額1億6,920万円を追加した22億2,310万円となります。

1の⑤借入債の要件（交付税措置、返済期間、利率等）を聞きたいについてお答えいたします。

過疎対策事業債は、交付税措置は70%、返済期間は12年以内償還、うち据置3年以内、資金区分は公的資金で国が定めた金利となっています。

次に、合併特例債は、交付税措置は70%、返済期間は据置期間を含め原則借入額により決めています。資金区分は公的資金及び民間資金となっており、民間資金については、入札による市内金融機関の借入金利となります。

次に、辺地対策事業費は、交付税措置は80%、返済期間は10年以内償還、うち据置2年以内、資金区分は公的資金で国が定めた金利となっています。

2、国のコロナ交付金5億2,000万円の積極活用をの①市の具体的な方針についてお答えいたします。

今回のコロナ感染症対策臨時交付金については、国の要綱によって交付金の目的が定められております。

それによりますと、市が作成する感染症に対応した実施計画に基づく事業に要する費用と、国が定める補助事業に対し交付金が支給されることとなっております。

第3次交付金については、5億2,000万円のうち約2億2,000万円は、国庫事業の地方負担額を算定の基礎とした交付金となっております。

そのため、補助事業の地方負担分に係る財政措置であり、これまでにコロナ支援策で多くの一般財源を充てている事業にも充当する予定にしております。

具体的な方針については、感染拡大の影響を受けている地域経済に重点を置いた支援策を検討したいと考えております。

2の②今後、特に力を入れたい分野や業種等についてお答えいたします。

今後、市内のあらゆる事業者を検討していきますが、特に、商工業の中でも比較的規模の小さい事業者を重点に支援できないか検討しています。

2の③市は、これまで一般財源をどれだけ使ってきたか聞きたいについてお答えいたします。

令和2年度補正予算（第13号）計上時点におけるコロナ対策関係の一般財源の予算措置額は、5億3,851万1,000円であります。

3、高齢化と介護保険の在り方についての①年金生活者の年金収入の実態を分類して報告されたいについてお答えいたします。

令和元年度の決算時における公的年金の収入額別の人数は、年金収入額が200万円以上が1,277人。140万円から200万円未満が1,890人。120万円から140万円未満が

1,305人。100万円から120万円未満が2,029人。80万円から100万円未満が2,544人。70万円から80万円未満が1,957人。70万円未満が4,726人となっております。

3の②独り暮らしの現状と対策についてお答えいたします。

現在、市で把握している曾於市の独り暮らしの高齢者は、入所や入院を除いた65歳以上の高齢者全体の約2割を占めていると想定しており、3年前の高齢者等実態調査結果と比較しても特に大きな変化はないところです。

独り暮らし高齢者への対策として、家族との同居が挙げられますが、遠方に住んでいる、経済的な問題がある、仕事をしている等、同居できない理由も各家庭様々であり、病気や孤独死、消費者トラブル等を事前に防ぐため、市として、見守り訪問専門員による安否確認、緊急通報システムの設置、訪問給食サービス事業などを展開しております。

また、社会福祉協議会では、在宅福祉アドバイザーによる見守り活動、心配事相談、サロン活動の支援等を実施しており、市と連携して独り暮らしの高齢者の社会的な支援を行っています。

3の③介護保険の財政の現状についてお答えいたします。

介護保険特別会計については、平成30年度から令和2年度までの第7期介護保険事業計画により実施しており、第7期の決算額は、平成30年度54億6,172万213円、令和元年度55億5,973万7,209円、令和2年度は57億5,156万2,000円を見込んでおり、毎年伸びている状況です。

令和3年度からは、令和5年度までの第8期計画により事業を行うこととなります。令和3年度の歳出を58億5,191万8,000円を見込んでおりますが、第7期計画の保険料でいきますと、歳入が1億1,003万1,000円不足するところです。

現在の保険料では、令和3年度以降は財源不足が生じるため、第8期計画においても3年間の給付費総額を見込み、保険料を設定するところです。

今年度末に見込んでいる基金残高1億1,000万円を令和3年度に3,000万円、4年度、5年度に4,000万円ずつ繰り入れ、保険料を253円軽減し、8期の保険料は標準月額で6,669円に改正させていただき、第8期の事業を計画しているところです。今回の改正で、前回と比較すると14.7%の上昇となります。

4、農村地域の大きな人口減少に抜本的な対策をの①人口増対策の具体的な方策についてお答えいたします。

曾於市における最大の課題とも言える人口減少について、課題分析、実態把握、情報収集、先進地研修などを行うため、昨年11月、企画課内に検討委員会を設置するよう指示したところです。両副市長を中心に関係課長12名で構成されております。

さらに、若い職員や女性職員等もメンバーとする暮らし子育て専門部会と暮らし

住まい専門部会の2つの専門部会を置き、これまでに6回の部会と検討委員会を開催しております。

この委員会を通じ、対策を講ずるための事業を検討したいと考えております。

4の②合併時と現在の人口動態についてお答えいたします。

住民基本台帳の数値によると、平成17年6月末時点で、大隅町1万3,050人、末吉町2万330人、財部町1万688人、合計4万4,068人です。

次に、令和3年1月末は、大隅町9,371人、末吉町1万6,944人、財部町8,045人、合計で3万4,360人となり全体で9,708人、約22%の減少となっております。

4の③子供人口の動態についてお答えをいたします。

住民基本台帳の20歳以下ですが、平成17年6月末、大隅町2,409人、末吉町3,923人、財部町1,926人、合計8,258人です。

令和3年1月末は、大隅町1,327人、末吉町2,753人、財部町1,130人、合計で5,210人となり、全体で3,048人、約37%の減少となっております。

4の⑤合併時から現在までの地域振興住宅の年度ごとの建設戸数についてお答えいたします。

平成20年度10戸、平成21年度11戸、平成22年度19戸、平成23年度10戸、平成24年度23戸、平成25年度27戸、平成26年度10戸、平成27年度9戸、平成28年度8戸、平成29年度6戸、平成30年度3戸、令和元年度2戸で、本年度建設中の4戸が完成しますと142戸となります。また、令和3年度は5戸を計画しています。

4の⑥各小学校の児童数の中で、現在、活性化住宅と地域振興住宅に入居している子供総数についてお答えをいたします。

内訳は、小学校ごとに乳幼児、小学生、中学生、高校生に分類しますが、大学生は把握できないので御了承ください。

まず、活性化住宅については、末吉管内のみで櫛小学校は中学生1人、高校生2人の計3人。高岡小学校は小学生4人、中学生1人の計5人。岩南小学校は高校生1人、諏訪小学校は中学生1人、高校生2人の計3人。岩北小学校は現在子供がいない状況で、光神小学校は乳幼児2人、小学生2人の計4人。深川小学校は乳幼児1人、小学生3人、中学生3人、高校生2人の計9人。柳迫小学校は乳幼児2人、小学生6人、中学生2人、高校生1人の計11人で、市内全体で36人となります。

続いて、地域振興住宅の末吉管内については、櫛小学校区は乳幼児10人、小学生10人、中学生2人、高校生2人の計24人。高岡小学校は乳幼児2人。岩北小学校は乳幼児1人。岩南小学校は小学生2人。諏訪小学校は乳幼児14人、小学生7人、中学生は1人の計22人。深川小学校は乳幼児16人、小学生9人、中学生4人、高校生1人の計30人。柳迫小学校は乳幼児29人、小学生26人、中学生が5人の計60人。光

神小学校は乳幼児1人です。

大隅管内については、菅牟田小学校は乳幼児10人、小学生7人の計17人。笠木小学校は乳幼児6人、小学生8人、中学生2人の計16人。恒吉小学校は乳幼児2人、小学生4人の計6人。大隅北小学校は乳幼児5人、小学生4人、中学生2人、高校生1人の計12人。月野小学校は乳幼児20人、小学生15人、中学生3人、高校生1人の計39人。大隅南小学校は乳幼児1人です。

財部管内については、財部小学校は乳幼児6人、小学生6人、中学生2人の計14人。財部南小学校区は乳幼児が7人、小学生が10人、中学生1人、高校生2人の計20人。財部北小学校区は乳幼児1人、小学生2人、中学生2人の計5人。中谷小学校は乳幼児10人、小学生4人、中学生1人、高校生2人の計17人で、市内全体で289人となります。

活性化住宅及び地域振興住宅を合わせて325人です。

4の⑦活性化住宅及び地域振興住宅の総戸数、これらの住宅で空き家戸数、住宅の1戸平均の床面積と宅地面積についてお答えいたします。

活性化住宅は、総戸数34戸で、現在の空き家が4戸、1戸平均の床面積は約83.85㎡、宅地面積の平均は414.21㎡です。

地域振興住宅は、令和2年度建設の4戸を含め142戸で、空き家が1戸、1戸平均の床面積は約89.75㎡、宅地面積の平均は約447.70㎡です。

4の⑧平成24年度から令和2年度までの9年間の地域振興住宅の年度ごとの建設戸数と申込者数を対比した報告についてお答えいたします。

平成24年度の申込者数は48人で建設戸数は23戸、平成25年度の申込者数は50人で建設戸数27戸、平成26年度の申込者数56人で建設戸数10戸、平成27年度の申込者数49人で建設戸数9戸、平成28年度の申込者数30人で建設戸数8戸、平成29年度の申込者数18人で建設戸数6戸、平成30年度の申込者数6人で建設戸数3戸、令和元年度の申込者数10人で建設戸数2戸、令和2年度の申込者数10人で建設戸数4戸です。

4の⑨地域振興住宅の過去数年における1戸当たりの平均建設費についてお答えいたします。

平成20年度から令和元年度の12年間の用地購入費、測量設計費、造成費、建築本体工事を含めた平均の建設事業費は約1,585万2,000円ですが、ここ3年間の平均の建設事業費については、約2,002万円となります。

あとは、教育長が答弁をいたします。

○教育長（瀬下 浩）

4、農村地域の大きな人口減少に抜本的な対策をの④旧3か町と各小学校の児童数の人口動態等についてお答えいたします。

令和3年2月の児童数を、平成17年5月の児童数と比較しますと、末吉町地域の小学校児童数はマイナス257人で23.5%の減、大隅町地域はマイナス253人で36.8%の減、財部町地域はマイナス216人で39.3%の減となっております。

小学校別で比較しますと、末吉小がマイナス120人で18.2%の減、櫛小がマイナス46人で54.1%の減、高岡小がマイナス4人で30.8%の減、岩北小がマイナス31人で72.1%の減、岩南小がマイナス11人で34.4%の減、諏訪小がマイナス24人で23.1%の減、光神小がマイナス19人で59.4%の減、深川小がマイナス29人で46.0%の減、柳迫小がプラス27人で42.9%の増、岩川小がマイナス102人で27.1%の減、菅牟田小がプラス2人で16.7%の増、笠木小がマイナス36人で53.7%の減、大隅北小がマイナス39人で56.5%の減、恒吉小がマイナス16人で51.6%の減、大隅南小がマイナス27人で75.0%の減、月野小がマイナス35人で36.5%の減、財部小がマイナス160人で36.6%の減、財部北小がマイナス28人で65.1%の減、財部南小がマイナス28人で50.9%の減、中谷小は増減なしとなっております。小学校全体では、マイナス726人31.1%の減となっております。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に入ります。

ただいまの教育長答弁で、後ほど質問いたしますが、合併後、現在まで旧3か町において、どれだけの減少率になったか試算しておいてください。

例えば、末吉小の場合が257名ですが、合併に比べて何%減少率になっているのかですね。これも聞きたかったのでありますので、後ほどお聞きしますので教えてください。

残りの私の一般質問が43分と非常にもう限られた、制約された時間でありますので、途中飛ばしながら質問をせざるを得ませんので、その点は、議長も市長はじめ当局もよろしく願いいたします。

最初に、15億円をかけた末吉本庁舎の見直し、縮小についてでございます。

私は、今回を含めてこの問題は、連続9回一般質問で取り上げており、これまでの現時点での基本的な立場は、1つは、市民アンケートを尊重して大隅支所にある教育委員会と財部支所にある福祉事務所は、住民の意向を尊重して残す立場で対応されたいという点と。

2つ目は、ただいまありましたように、人口減少が激しく進んでおり、既に財政の厳しさが見られ、率直に言って私は3年後から5年後は厳しい財政が、財政指標出てくるものと思っております。この点からも、規模縮小をいわば曾於市の今後の身の丈に合った形で、財政状況も鑑みて行うべきじゃないか。具体的には、例えば、1、2階のいわゆる市民の広場、あるいは30坪等計画されている売店など、あるいは

は会議室が多過ぎるなどこれを見直して規模縮小を行うべきであるということで、15億円の見直しと縮小をという立場で、現在まで今回も質問をいたしております。

先ほどの市長答弁では、12月議会における私の基本的な質問と、例えば、建設費も約14億9,000万円、床面積も約2,300㎡、詳しくは2,285㎡ということで、基本的には変わっておりません。細かい点は時間の制約上、質問いたしません、こうした12月議会と基本的には変わらない立場で市長としては進める方針であるようでございます。

いずれにいたしましても、この事業は、今後、曾於市民にも大きな影響を直接・間接にも与える大事業でありまして、7月の市長選挙では、率直に明快な形で、そして逸らさず、市民に一応市長の考え方を真正面から訴える、そして理解を頂くというのが本来だと思います。12月議会でもこの点は質問いたしましたが、改めてその点で確認をさせてください。

○市長（五位塚剛）

市庁舎の再編につきましては、もうこの間、何度も答弁いたしましたが、基本的には、平成28年の4月の熊本の大地震を受けて、曾於市におけるこの本庁舎、財部、大隅の庁舎が耐震がありませんでしたので、あのときのあの状況を見たときに、役所が基本的には役所の役目を果たさないということで、29年度から本庁のこの庁舎を含めた耐震の問題を含めて議論してきました。そして、今後の在り方について行革委員会を含めて、また、地域の活性化検討委員会を含めて、いろいろやってきた状況で議会にもこの中身を全部詳しく説明してきました。

今回は、具体的に予算も進んでおります。基本的な予算額については、今のところは変わらないわけですが、面積的にも同じくらいの面積ですが、ただ、中身については、今見直しを含めてやっているところでありまして、売店について100㎡ほどありましたけども、これについては、かなりの面積が少なくなるのではないかなと思っておりますけども、再度見直しできるところについては、見直しを進めていきたいというふうに思っております。

（「やはり大事な問題として」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

この問題は、市民の皆さんたち非常に関心がありますので、詳しく市民の皆さんたちに市の計画をちゃんと説明して、市長選挙でもそのことを市民に問いたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

売店等を含めた見直しというのは、当然あり得るべきでありまして、総体面積が2,300という大器が変わらない中に見直しということで、私は疑問点があります。

いずれにいたしましても、これは市長選挙だけでなく11月の私たち市議員選挙にとっても、大事な問題として私を含めて真正面から問うべき、避けてはならない課題だと考えております。

次に、15億円のこの財源についてでございます。

多くが借入債、中でも合併特例債でございます。合併特例債を使うと、何かほかの起債に比べて、借入債に比べて有利であるかのような、そうした受け止め方もあるようでございますが、決してそうではございません。

先ほどの、市長答弁にもありましたように、合併後この数十年間、曾於市は特に過疎債、過疎債が約148億円、合併特例債が149億円、車の両輪で様々な分野の事業を行ってまいりました。このこと自体は、非常に大事なことであり、もちろん私も肯定的に捉えております。

そして、辺地債、辺地債は22億円であります。このいわゆる3つの借入債を条件を比較いたしますと、最も条件のいいのが辺地債で交付税率が80%であり、過疎債と合併特例債は御承知のように、交付税措置は70%であります。過疎債は昔から70%であります。ほかの要件も返済期間も含めて利率等あまり変わりありません。私が申し上げたいのは、合併特例債が特に有利な借入債では決してないという点でございます。そこを間違わないようにして、やはり市役所再編についても対応すべきであると思っております。

合併特例債ももっと言ひまして、借金は借金である。こうした基本認識が私は大事じゃないかと思っております。

市役所再編について、合併特例債を使うべきでないということは、さらさら言っておりません。使ってもいいんですが、あくまでも借入債、借金であるということ。を前提にやはり使うべきじゃないか、その点で市長の基本認識を聞きたい。

○市長（五位塚剛）

本庁も3町が合併をいたしまして、合併特例債という国の借入事業ができるわけでございます。それで、この間いろんな事業を進めてまいりましたが、同時に過疎債という事業もあります。今回も心配しておりましたが、曾於市は引き続き、過疎地域の指定になりまして、過疎債を使えます。合併特例債にしても、過疎債にしてもこれは非常に有利な借入でございます。そして、この庁舎建設については、基本的には、過疎債では使えない状況になっております。ですから、合併特例債を使って庁舎建設をいたします。公民館については、過疎債が使えますのでこれを使います。辺地債はこの事業には、建物事業には使えないのが現状でありまして、そういう有利な状況の中で、今しなければこの事業ができなということをお願いをしたいところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

再度同じ質問をいたします。

合併特例債といえども、借金であることに変わりはないという基本認識が大事じゃないかということでございます。

2つの観点から、この点も質問をいたします。

例えば、今から8年前から10年前に、いわゆるフラワーパーク問題が起きました。私たち共産党議員団も大反対いたしましたけども、当時、建設費は11億円。その多くの部分が合併特例債でありました。

当時の、例えば、市長側のチラシを見ますと、合併特例債は事業費10億円とした場合に7億円は国からの地方交付税で賄われ、曾於市は3億円で負担すればよいという大変な有利な制度であるという、そうしたことで、まあ弁明というか、説明がありましたけども、私たちは、合併特例債といえども借金に変わりはないという立場で、これに反論した経過があります。

今回のこの10億円事業についても、同じ合併特例債であり、合併特例債に色の違いはございません。確かに、個人的には、フラワーパークは反対であり、今回の市庁舎建設に特例債を使うことには賛成であります。しかし、あくまでも借金に変わりはないということは、特にトップの市長は強くそれを認識すべきじゃないか、これが第1点。

関連いたしまして、先ほど私は3年後、恐らく5年後には曾於市の財政の悪化の兆しが見えるのではないかと言いましたけども、例えば、本年度から見た場合も、本年度、この令和元年度、昨年度の一般会計における借金総額、借入の残高が217億円であります。1年後の、本年度2年度の末の一般会計における借入残高が261億円と1年間に借入残高が43億円増えております。これは一例でございます。一例でございます。このまま進みますと、私は抜き差しならぬことになるのではないかと、これは財政計画に表れません、課長。財政計画は今後の事業は、基本的な事業しか入れてないからであります。いずれにいたしましても、こうした点が見られるんですよ。ですから、15億円に特例債を使わないということは全く私も言っておりませんが、特にトップの市長は、やはり借金に変わりはない、これを前提にして考えて対応しなければ若い世代、後の世代に負担を想像以上に、予期せぬ以上に背負うことにもなりかねない。こうしたことから、くどいようではありますが、借金に変わりはないという基本認識をお持ちであるか、再度伺いたい。

○市長（五位塚剛）

合併特例債また過疎債についても、借入れをいたしまして償還期間を設けながら返していきますけども、しかし、全体の7割は、交付税上措置をされるということ

になります。

この本庁の場合は、約15億円の事業ですけど、市の工事費に関しては一般財源が1億5,000万円で済みます。当然、その借入れのお金を含めて3億5,000万円という数字が出てきますけど、これは、今だから使えるという事業でありますので。フラワーパーク事業も含めて、これも計画は13億5,000万円という事業でありましたけど、これも借入れです。基本的には借入れという形にはなると思います。

○19番（徳峰一成議員）

次の質問に移ります。

コロナ対策でございます。

私が心配していた一つは、5億2,000万円今後入ってきますが、これをこれまで使った支援策に一部回すべきではない、全額今後の支援策に回すべきである。それは、先月の臨時議会でも質問いたしまして、基本的にはそのときの市長答弁は、今後に回したいという答弁だったんですよ。これは議事録見たら分かります。で、それでも私は心配で、あえて2回目の質問をしたところ、今回の答弁では一部回すような表現の答弁がありましたけれどもそうなんでしょうか。私は、今後のこの交付金については、全額今後の支援策に回すべきである、できるならば、それにプラスアルファの一般財源も加えて全面的な支援策を行うべきではないかという立場からの本日の質問でございます。市長の真意を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

国からのこのコロナに関する事業は、国からの今後出てくる金額については、今まで市が一般財源を使ったものに対しても使ってもいいですよという内容になっておりますので、当然コロナ対策での事業ですので、それに対して充てることは可能ですので、それはやっていきたいというふうに思います。

（「全額今後を使うわけですね、これまで使ったのには回さないということ」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

今まで、補正の中でも出したものについても当然これについては、繰り入れてもいいということになっておりますので、一部入ってくるだろうというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

若干認識の違いはありますが、いずれにいたしましても、基本的には今後の新たな施策に全面的に使うべきではないかということ強調したいと思っております。

で、その中で私も3週間、4週間の間に商店街を中心として、80軒をべたで回り

ました。べたで。その結果、市のほうも実態調査をもっと大掛かりな形で行っておりまして、認識は同じだと思うんですが、ほとんどの方々がやはりコロナの影響を受けておる。その違いはありますけれども受けております。先日の議会における、いわゆる2億円の中小企業を中心とした支援策ですね、これは私も大賛成であります。評判も非常によろしい。一方で、FM放送でも繰り返し流しました。私はこれを聞く中で、流せば流すほどこれに恩恵を受けない、これはある面では圧倒的な市民です、3万数千人が圧倒的な市民は、なぜ自分のところに支援策が回らないのかという当然の声があります。私も何名も聞きました。ですから、その点は、しっかりと今、市民の皆さんの世論といいますか、あるいは意見、要望等を客観的にしっかりと冷静につかむ必要があるんじゃないかと思っております。この点での所見をまず聞かせていただきたい。

2点目は、その中で何名かの市民からも声を聞いたんですが、全市民に行き届くような支援策が必要じゃないかと。当然のことですよ。程度の差こそあれ、全市民が困っているわけですから、それについての考え方はないのか、やり方はいろいろあるかと思いますが、これはお任せいたします。全市民にやはり喜ばれる支援策がこの5億2,000万円でも必要じゃないか。その2つでありますけども、答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

市民の皆さんたちのコロナに対するいろんな意味での影響は、非常に大きいというふうに思っております。

また、この給付金事業を受けられない方も実際いらっしゃるというふうに思っております。

私たちも本当に困っている方々に対して、支援をしたいという基本的な考え方は一緒であります。ですから、一番困っている方が生活ができなくて社会福祉協議会を通じて貸付けを受けておりましたので、そういう方々にせめて借りた分の2分の1の10万円を支給をするということもいたしました。今後も引き続き、市民のどういふ方々が困っているかというのは引き続き、また対策はしていきたいというふうに思います。

全市民を対象にしたコロナ対策の問題であります。今、検討しているのは、以前給付をいたしました全ての市民の方々に5,000円ほどの地域商品券を配布してそのうちの半分は大手のスーパーというか、そういうところじゃなくて地元の小さな商店街が使えるようなそういう考えで、半分ずつ分けたいなというふうに思っております。

全体的には、その使い方については場合によっては、床屋さんとかマッサージ屋

さんとかいろんな人方に使ってもいいわけですね。広くこのことについて、恩恵を受けられるように業者の対象を広げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

全市民を対象に行うということで、商品券のことが出ましたけども、それも一つだと思うんですね。で、昨年の商品券は、非常にプレミアム率といいますか、ほかの市町村に比べても弱かった、低かったという点もあります。これらも含めて、教訓点としてやっていかなければいけないと思っております。

具体的には、この5億2,000万円は、私は早いほどいいと思っておりますが、市としては大体何月頃をめどに議会に提案する予定であるのか、お聞かせください。

○市長（五位塚剛）

この事業については、国からの事業計画がありますので、担当課長から答弁をさせます。

○企画課長（外山直英）

今回の第3次の交付金の限度額については、2月10日付で頂いておるところでございますが、これを基に3月の2日に議会のほうへ提案できるものというふうに考えております。

（「いや、その5億円全部ですか。小出しじゃなくって、最終的に何月まで。小出し提案はいかんですよ。」という者あり）

○議長（土屋健一）

暫時、休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画課長（外山直英）

申し訳ございません。正確な数字ではないんですけども、全体事業費で約4億円。交付金対策事業で約2億5,000万円程度を考えておるところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

3月2日までに全額で4億円ですか、2億5,000万円ですか。

私が聞いているのは、だからこれまで全員協議会での説明では5億2,000万円ほど3月末から4月に入ってくるだろうって説明でありました。それを前提に質問し

ているんですよ。

ですから、これだけ大きな金額の交付金が入ってくるわけでありますので、繰り返しますが、必要な一般財源を加えて全面的なコロナ支援策を行うべきで、それも早いほうにこしたことはない。いつの予定なんですかというそういった単純な質問なんですよ。だからシンプルに答えていただきたいと思っております。

○議長（土屋健一）

暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時03分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○企画課長（外山直英）

大変申し訳ございませんでした。今後、3月2日に提案予定ということでお聞きいただければ幸いです。

まず、交付金該当事業が4つのものを検討しておりまして、事業費のほうは2億9,793万9,000円でございます。うち、この4つに充てます交付金の金額が1億4,630万9,000円となります。また、このほかにですけれども、1億円程度を令和3年度の当初予算に移行するという計画を持っているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの課長答弁だと、約4億円、4億円弱の予算が3月定例議会までに一応提案ということで受け止めておきたいと思っております。その残りについては、新年度の補正予算になるかどうか分かりませんが、対応したいということで確認をさせていただきます。間違いなければそれで答弁よろしいです。

次の、このコロナ対策は非常に大事な問題でありますけれども、残りについては同僚議員が今日、明日、明後日手ぐすね引いて待っておられますので、同僚議員に委ねたいと思っております。いずれにいたしましても、全面的な支援が大事じゃないかって。各分野、もちろん力点を置きながらもその点は、市民感情から見ても大事なことじゃないかということで、80軒を回り感じておりますので、その点は素直に受け止めて対応していただきたいと考えております。

次に、高齢化と介護保険の在り方についてでございます。

私は、失礼ながらこの時々の町長、市長においても市民の生活実態、関連いたし

まして市民の気持ちや感情、ある面では世論、これを非常に大事にした市政かじ取りが必要じゃないかと思っております。

特に、年金生活者が非常に多くて、先ほどの答弁では、年金を受けておられる方が1万5,728人でございます。人口の、子供を除いたら半分となっております。で、この中で年金の格差が非常に見られます。

例えば、1年間に80万円以内の年金受給者が6,683人、全体の42%を超えております。10名中4名以上の方が1年間に80万円にも達しないって、なくても70万円未満の方々が4,700名と圧倒的でございます。そこから介護保険、あるいは国保税、高い方は後期高齢医療保険などが引かれております。ですから、これは同僚議員もそうだと思うんですが、私も議員活動を通して、特に年金生活者、国民健康保険税、介護保険についての意見、不満が非常に以前から高い。その点をしっかりと見ながら市政かじ取りが大事だと考えております。市長の基本的なその点での立ち位置、考え方を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

市民の実態がどのようになっているかというのを、我々行政はつかむ必要があるというふうに思っております。当然ながら、そういう状況を見ながら施策も進めなきゃならないわけでございます。基本的には同じ考えでございます。

○19番（徳峰一成議員）

本日は、時間の関係で、国民健康保険と介護保険を比較しながら考えていきたいと思っております。

例えば、国民健康保険会計あるいは税につきましては、新年度を見ましても財政状況が客観的に厳しい。これを踏まえて、新年度は、一般会計から2億5,000万円の繰入れをやっております。昔は違いました。国からいろいろクレーム、ペナルティがつかまりました。今ではどの市町村も金額はともあれ行っており、例えば、2億5,000万円というのは大きいんですが、8年前の池田市政の最後の年も一般会計から2億5,000万円を繰り入れております。

一方におきまして、財政が厳しいということで、今現在、市のこの国民健康保険における積立基金は、僅かに682円でございます。国民健康保険会計における基金積立残額は682円でございます。

このように厳しい中で、国民健康保険は市としても、ただいま市長答弁にもありましたように、市民の生活実態も見ながら2億5,000万円を繰り入れております。これは率直に評価すべき点であります。もう評価以外にほかに異論はございません。

一方、介護保険はどうであるかと言いますと、介護保険はそうっていないと。現状でこの市の予算編成資料を見ますと、例えば、国民健康保険の場合は、新年度

におきまして加入者が1万人を割りまして9,800名。予算額が55億円でございます。引き上げまして55億円。

一方、介護保険はどうであるかと言いますと、この令和3年度新年度加入者が1万4,200名でございます。予算額が国民健康保険を追い越しまして、一、二年前からでありますけども、58億5,000万円でございます。

私が一番申し上げたいのは、介護保険は、今では国民健康保険と同じように、あるいはそれ以上に予算も大きくなり、そして加入者も1.5倍に増えております。こうした中で、国民健康保険と同じようにいわば市民の生活の立場、目線で新年度対応しているかと言うと、残念ながらそうならない点が指摘できます。例えば、市長答弁にもありましたように、新年度は財政が厳しいということで、14.7%の大幅引上げを前提として予算、あるいは条例改正を行っております。14.7%は具体的に1人当たりの値上げ額が853円でありまして、これまで平均で5,816円であったのが6,669円という、これは大変な引上げでございます。

私は3つの観点から、市の基本的な立ち位置といたしますか、対応の仕方に問題があると考えており、まず、質問の第1点は、本当に財政が厳しいからといって14.7%の引上げが必要であったのかという疑問点でございますが、これについて答えていただきたい。

○市長（五位塚剛）

介護保険制度にも基金を持っておりますが、値上げをしないようにするために介護保険の基金からも繰入れをしながら値上げを抑えてきました。平成29年度も6,000万円を取り崩した経過があります。

今回もこの2年度で5,000万円を取り崩す予定であります。それでも第8期が始まっていきますので、この3年間の8期を維持するためには、今回値上げをしなければどうしてもやっていけない状況でありまして、お願いするわけでございますけど、ただ、低所得者の場合は、それほど影響はないというふうに思っております。これは平均でありまして、平均であっても一定以上の所得のある方は、ちょっと厳しい部分もありますけど、この制度自体がそういうふうになっておりますので、私たちも非常に悩んでいるところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

低所得者と言いましたけども、一部その点は、一応思い当たります。これは平成25年度、池田市政の最後の年でありましたけども、私も再三取り上げました議会で。国と県と市の補助事業がありまして、市の単独事業じゃございません。それを使って曾於市は行っております。

ちなみに、ほかの市町村はほかの市町村で、ほかの制度で対応しているんですよ。

これは間違わないように。その点で一定の曾於市の場合は、低所得者対策はあるとしても、全体と見て問題点がある。

私は第1点、14.7%は必要ないと考えております。1回目の答弁で、1億円以上の新年度は歳入不足が心配されるということでありましたけども、例えば、14.7%というのは、試みの計算、試算いたしますと、1億2,000万円の新たな増収になるんですよ。これはもう予算にも反映されています。1億2,000万円。御承知のように、介護保険会計は、国・県そして基金からの繰入れがありまして、全体の58億円の総予算の中で、1号被保険者加入者が支払う保険料からの一応歳入は全体の23%でございます。58億円の中で、23%は負担しなけりゃならないとなっております。全国一律法律で。この23%に案分いたしますと、これは4,800万円でございます。ちなみに令和3年度は、どれだけこの給付が増えるかといいますと、市は3.19%の増を試算いたしております。

ちなみに、令和4年度は1.86、令和5年度は伸び率を2.18でありまして、これは過去3年、あるいは過去6年間の伸び率とそう大きな変化はございません。若干3年度が3.19という伸びでございますが、いずれにいたしましても、それを案分いたしましても私の試みの計算では、保険者が新たに負担すべき金額は4,800万円で済みます。複雑な会計方式になっておりますけども、これは3年間で3か年事業でありますので、押しなべて考えましても、4,800万円の6倍をいたしましても約2億数千万、けども14.7%の値上の場合、3年間に3億6,000万円の増収となり、3億6,000万円マイナス2億数千万円で1億円の剰余金が出ます。この点で14.7%は必要ないと断言できます。これが第1点。

時間の関係で2番目、国民健康保険の場合は、基金残高がいわばゼロに近い600円でございます。それだけ市民の立場で対応しております。ところが、介護保険の場合は、答弁であったように、この本年度新年度当初、新年度当初であっても8,000万円基金残高があります。なぜ使わないのでしょうか。同じ目線で国保と介護保険を考えるんだったら、これを基本的には全額使うべきじゃないでしょうか。その点で、どうしても財源が足りなかったら、対応策を考えていくという。それほど切実な問題なんですよ。なぜ全額8,000万円を使わないまま、貯金のまま残しているのか。この点を聞きたい。

○市長（五位塚剛）

基本的な考え方は、徳峰議員が言われるように、この値上げをしたら1億円以上の剰余金が出るということは全く想定しておりません。基金を入れても取り崩しても、最小限の値上幅になります。また、次年度以降も3年度見込みでも3,000万円、そして4年度も4,000万円、5年度にも4,000万円入れたらもうほとんど基金がなく

なります。こういう形で基金自体もなくなりますので、一気に値上げをしなきゃいけない状況になりますので、それを抑えるためにしたんですけども。副市長から詳しく説明させます。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

今、1億6,000万円ほどの基金を保有をしております。介護保険がですね。これを2年度も大分きつくなりましたので、最終補正で一応5,000万円取り崩しを予定をしております。そうしますと、残り1億1,300万円ほどになりますが、この1億1,000万円を次期8期3年度から5年度、3年間の給付費を見て全額投入いたします。

今市長が申し上げられたとおり、3年3,000万円、次が4,000万円、4,000万円ということで1億1,000万円投入をします。これで介護保険料を低く抑えようということでございます。それをしても、向こう3年間の給付費の状況を見た場合に、どうしても現状じゃ足りませんので、14.7%引き上げないと、とてももたないということでもあります。議員も御存じのとおり介護保険の場合は、介護保険法に基づいて向こう3年間の給付費を見込んで、保険料を算定することになっておりますので、そこであえて残るという計算は我々はしておりません。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

これは3年前も聞いたんですよ。私も合併後、一部を除いてこれを審議する文厚委員会に所属しております。流れを含めて仕組みを含めて基本に知っております。

例えば、3年前も議論したんですよ。3年前の値上げ率は2.8%だったんですよ。同じように余ったお金は、基金を3か年で配分したいって。考えてみてください、1年目も2年目も3年目も、当初予算で基金取崩しをやったけども、年度途中で余って、そして本年度2年度も含めて繰戻しをやってるんですよ、繰戻しを。これ以前も同じなんですよ。で、この介護の給付率が今後伸びるかと言うと、市の資料でも先ほど言いましたように、令和3年度は3.19、4年度が1.86、そして5年度が2.18。

ちなみに、3年前、平成30年度は、伸び率が1.29、元年度が2.83、2年度が3.32、それでも同じでありますけども、伸びはありますけどもそう急激な伸びではないということは、市の資料で出ているんですよ。

ですから、もろもろ考えて私は、この取崩しを含めてやはり、国保に比べて目線が冷たい。いわゆるこの国保に比べて、継子扱いをしているんじゃないかと、介護保険の場合は。取扱いが。そう言わざるを得ないんですよ。

最後に、時間の関係で1点、国民健康保険の場合は、一般会計から繰入れをやっていきます。昔は違いました。曾於市だけでなく今はどこもやっております。

ところが、介護保険も一般会計からの繰入れはできないことじゃない。これは国会でも担当大臣が共産党国会議員団の質問に答えております。これをやるかやらないか。市長に端的にお聞きしますが、現在、今後もやるつもりはないのかどうかあります。私は、もし新年度、金額はともあれこれを先駆けてやったらこれは大拍手、高く評価したんですよ。それがゼロ計上であります。やる意思はないのかでございませう。

○市長（五位塚剛）

私達も、そのことを相当悩みました。国保の場合も、一般会計からの繰入れをした場合に、国からのペナルティという形での指導がありましたけど、全国的にどの自治体も本当に厳しいということでやっております。そのようにして、全国的に広がっていくと非常にやりやすいんですけども、まだ介護保険については、全国的には本当に数えるほどしかない状況であります。私達もどうにかしてこの介護保険制度に繰入れができないか、引き続き努力をしてみたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

今年は特に市長選挙もありますし、私たち市議会議員選挙もあるんですよ。市長選挙だけの問題じゃないんですよ。14.7%という大変な値上げ。で、後ほど審議されます先日提案があった市長退職金、市長退職金の廃止、大賛成でありますけども、これも九州圏内では、いわば先進的な事例ですよ。そうした立場で五位塚市長、なぜ金額はともあれ提案がされないのか。その点でいま一度かみしめていただきたいと考えております。値上げ幅があまりにも大き過ぎることを含めて、私はやはり、言葉悪いですけども、国民健康保険に比べて市の対応、認識、立ち位置、やはり言葉悪いですけども、継子扱いをしているようなという率直な感じがしてならないから、あえて一般質問で取り上げました。

最後に、この人口問題について取り上げます。

この間、合併後、旧3か町のあるいは曾於市全体の人口減少ですが、ひど過ぎると言いますか、この点で答弁にありましたように、市としても昨年、検討委員会を立ち上げたということでございまして、これはこれとして、実効性のある取組をしていただきたいと考えております。

どれだけ落ち込みがすごいと言いますと、私が試算したところ、曾於市全体でもそうなんですけれども、特に、大隅町、財部町の減少率がひど過ぎるんですね。

例えば、大隅町が合併後この間、3,679名減りまして、減少率が28%であります。財部町は2,643人減りまして、減少率が24.7%、旧末吉町は3,386人減りまして

16.6%でありまして、末吉町に比べて、大隅町は1.7倍減っている。財部町も1.5倍減っております。これは平均的でありますから、これは特に農村に入りますと、本当まですごいんです。私も合併後十数年間、大隅町内をくまなく回っておりますけども、もう本当にこれはひどいんですよ。このままでは、ますます進んでいくと思います。農村部は。平均がそうでありますから。これは子供も同じでありまして、先ほどの答弁をちょっと整理いたしますと、教育長の答弁を。子供の、小学生の減少、末吉がこの間、257人減で23.5%、大隅町が253人減で36.8%、旧財部町が216人減で39.3%減であります。旧末吉町に比べて大隅町が1.5倍、財部町の場合は1.6倍の減少率であります。これが特に農村部の小学校の場合はすごいですよ、また。人口と同じようにですね。それが先ほどの市長の答弁の数字の結果に表れていると思います。まさに一刻も許さない、私はこの農村地域における人口増対策を強力に進めていかなければいけないと思っております。一般論的な、やはり人口減少が少ないからという、もちろん議論も必要でありますけども、特に農村地域の人口増対策には、力を入れなければ、恐らく今でも遅すぎる。ですからこれは、五位塚市長のまさに重点的・優先的課題じゃないかと思っております。まず、その認識からあるいは決意を含めてお答え頂きたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

なぜ人口が減ってきているのかということをお互いに認識したほうがいいと思います。これは正直なところ、誰が今、市長であってもこの現実に関心を持っておりません。

私も4人兄弟であります。私たちの両親のときから見たらですね、私たちは今4人家族、場合によっては、多いところで5人家族とかありますけども、今の私たちの今の子供たちが、30代、40代のこの子供たちが、平均的に子供さんが2人というのが実情であります。まあ2人が切るという状況でありますから、これを統計的に、歴史的にずっと見てくると、これは人口が減ってくる日本の今の仕組みなんですね。ですから、今私たちもこの現状を踏まえた上で、曾於市の人口をどのようにして増やしていくかということの対策を今、一生懸命取り組んでおります。

しかし、すぐにこれは結論は出ません。それはなぜかと言うと、子供を産み育てる環境のこの基礎部分が非常に少なくなっているわけですから、今、私たちの曾於市に、曾於市外から定住してもらえる人をいろんな形で取り組んでおります。同時に、曾於市に残ってもらって、曾於市を出たらまた曾於市に帰ってきてもらえるような施策をしながらやっていきますけども、非常に厳しいと思っておりますけども、努力はしなければならないというふうに思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

例えば、高齢者は別にいたしまして子供たちのことと言いますと、これ教育委員会が文厚委員会に提出された基礎資料でありますけれども、具体的に今、小学校の閉校問題が議論があるのが、末吉町の高岡小学校、あるいは大隅町の南小学校でございます。子供の数が9名ということでございます。ところが今後、例えば、末吉の高岡小学校の場合は9名であります、私、高岡って言いましたかね、で、光神小学校が残っておりますが、高岡小学校は、令和3年度新年度以降、6名とか7名が推移いたします。あるいは、財部の北小学校の場合も現在15名であります、数年後には9名、7名になるといった、そうした見通しでございます。いずれにいたしましても、小学校が存続するかどうか岐路に立たされていると、やはり父母の方々、関係者としては、現実少なくなったから閉校して、そして市街地の学校にまとめてくれという意見は当然出ますよ。しかし、行政当局あるいは私たち議員サイドとしては、そうした現場の実態を見ることも大事でありますけれども、今の時点で何とかならないかと。これを知恵を出しながら必要な予算を思い切って投入してやってみるって。やってみて駄目だったら、やはり致し方ないですけども、まだ私はやるべき余地が残されていると思っております。

そこで一つは、もう言うまでもなく地域振興住宅なんですよ。地域振興住宅以外にですね、即効性のある、効き目のある施策は見当たりません。これは市長も同じ考えだと思います。地域振興住宅は、答弁にもありましたように、実にこの多くの子供たちが入っております、これまで建設された地域振興住宅の中に、子供たちが実に325人、乳幼児を含めて入っているんですよ。325人を別な施策でやるといってもこれは絶対できない。そうした優れた制度であります。これを分類いたしますと、旧末吉町に活性化住宅を含めて多くが集中している。325人の中で、末吉町に178人が住んでいる、54%。大隅町は91名、財部は56人です。ですからもっともっと、大隅町、財部町を含めて、地域振興住宅を建設すべきじゃないかと。旧末吉町のときには、活性化住宅、私も同僚の五位塚議員もその点で、再三提案を含めて当時の田崎町長が対応をされました。で、合併直後も1年、2年は当時の池田市長は、これには対応しておりません。私じゃなくて五位塚議員も当時、質問したと思うんですが、この重要性について。そしてその後、池田市長は、これはうんと評価すべきですよ。この前向きな対応をいたしまして、市長答弁にもありましたように、特に、平成22年度は19戸建設、23年度は10戸建設、24年度は24戸、25年度は27戸建設いたしております。

ところが、五位塚市政になって、26年度は10戸、9戸、8戸、6戸、3戸、2戸今回は4戸と減っております。ですから、私は心配いたしまして、8年前に、五位

塚市長が就任して間もなく一般質問でも、地域振興住宅の重要性を提案いたしました。議事録見たら分かりますけども、当時の市長答弁は、毎年10戸をめどに建設したい、気持ちの上じゃ10戸は少ないなと思いましたがこれもこれを了としまして、答弁を一応認めましたけども、しかし10戸になっていない。

これも、これまで一部申込みが少なくなったということでありましたけども、決してそうではないんですよ。市長答弁にもありましたように、申込者は多くありまして、そして、例えば、平成24年度は23戸建設で48人申込み、25年度が27戸で50人申込み、26年度が10戸建設で56人、27年度が9戸建設で49人の申込み、28年度が8戸建設で30人の実に申込み、29年度も6戸建設で18人の申込みなんですよ。やはり、建設戸数が少なくなっているから、残念ながら市外の方々でありますから2年、3年待てない。そのために、現在では例えば、令和2年度4戸建設で申込者も10人に敢えてしぼんできている。しぼんできているんですよ、これは。やはり、この点は、深く教訓化すべきじゃないか。この新年度予算でも僅かに5戸建設ですか、予算計上されています。これ以外にない、思い切ったやはり予算投入を行うべきじゃないかって。これは必ず実効性のある措置であります。いろいろ改善しなければならない点があります。しかし、それは柔軟に対応する。例えば、月野小学校の場合もですね、八合原に造っております。櫛小学校の場合も見帰や櫛に造っております。それで成功いたしております。で、床面積を含めて宅地面積を含めて、いろいろ工夫が必要、当然のことながら。それを行いながらやはり、地域振興住宅を軸に据えた今後の総合振興計画を含めた対応をすべきじゃないかということを提案いたします。

市長の答弁を頂きたい。

○市長（五位塚剛）

基本的には、私は今でも農村部の小学校のところによそから帰ってきて子供を連れて住みたいからという方があれば、もう積極的に応援をしたいと思えます。

ただ、今言われるように、農村部の小学校が非常に生徒数が少なくなっている現状がありまして、農村部に申込みをする人が少なくなっているというのがまた事実なんですね。決して、だからこの応募者の方が全部対象者ではないんですよ。そこは私たちもよく分析をして、結論を出してやっております。本当に、過疎化になっている、複式学級になっている中谷とか、場合によっては大隅の南とかそういうところに、子供を連れて帰ってきたいという人がいらっしゃれば当然やりたいと思えます。

基本的には、最低5戸は造りたいと思えますけども、それ以上に申込みが該当する人があれば、補正を組んでもやりたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

最後に、対応が弱いですね。あまり池田市政と比較したくないんだけど、当時、建設戸数が多かったのは申込者も多かったって。これが相乗効果を果たしていて、そして市外の方々、関係者、世論にも曾於市に入って来たら地域振興住宅を造ってくれるといった形で申込者も多かったと思うんですね。これが残念ながらしぼんきっているんですよ。この点は、やはり自己分析が必要じゃないか、特に、お二人の副市長ですね、それはせっかくの、私は今だと最後のチャンスだと思っていて前向きな提案であるんですよ。その点は含んで、対応していただきたいと考えております。

私の質問は終わります。

○企画課長（外山直英）

すいません、先ほどコロナ対策事業で、今後提案予定の事業費を私のほうが4億円と申しましたが、事業費のほうで3億円でございます。訂正させていただきます。（「3億円と、2億9,000万円と1億円ということだったから4億円」と言う者あり）

○企画課長（外山直英）

合わせれば4億円です。

○議長（土屋健一）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時38分

再開 午前11時42分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2、重久昌樹議員の発言を許可いたします。

○1番（重久昌樹議員）

1番、無所属自由クラブの重久昌樹です。さきに通告しておきました3項目について質問いたします。

まずは、大きな1項目めの公用車の環境対策等についてであります。

政府が掲げる2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロ達成に向けた地球温暖化対策推進法改正案が示されました。基本理念に2050年までの脱炭素社会の実現と明記し、今国会に提出されます。長期的な目標を法律に位置づけることで、自治体や事業者による脱炭素の取組や技術革新を促す狙いがあるとの新聞報道がありました。

地球温暖化対策は、世界規模で深刻化する環境問題であります。それぞれができることを少しずつでも実施することが必要であると考えているところでございます。

以上のようなことを思い、次の3点について質問いたします。

①普通車と軽自動車の台数と、うちハイブリッド車の台数を伺います。

②温室効果ガス削減に向けた公用車の在り方について、どのように考えるか伺います。

③市内の電気自動車用充電施設の設置状況について伺います。把握されている範囲で結構でございます。

次に、大きな2項目めの犬、猫の対策についてであります。

鹿児島県では、2月を猫の適正飼養推進月間と定め、猫の終生飼養及び適正飼養の啓発を行っています。

曾於市においてもFM放送で適正飼養について、市民の方々に広く呼びかけを行っているところでございます。

地域で、人や犬、猫も快適に暮らすためには、その環境にふさわしい飼い方が求められていると言われております。

以上のようなことから、次の2点について質問いたします。

①苦情の件数と内容について伺います。

②苦情等について、どのような対策を取っているのか伺います。

次に、大きな3項目めの職場の健康管理についてであります。

健康管理については、定期健診等により適切に管理されていると思っております。

国民の4人に1人は一生のうちに鬱状態、鬱病、神経病、アルコール依存症等の精神に作用する物質による障がいを経験すると言われております。

社会人のメンタルヘルス不調の原因で多いのは、職場要因です。職場の人間関係がうまくいかなかったり、業務に係る負担が大きかったりと、自分ではコントロールできない要素があるため、ストレスが大きくなる傾向にあります。

このようなことから、次の3点について質問いたします。

①定期健診の受診状況について伺います。（3年間）

②要精密検査者の再検査受診状況について伺います。（3年間）

③メンタルヘルスが原因と思われる入院や退職者がいるのか伺います。（3年間）

以上、壇上からの1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、重久議員の質問に対してお答えしたいと思います。

1、公用車の環境対策等についての①普通車と軽自動車の台数のうち、ハイブリッド車の台数を伺いますについてお答えいたします。

現在、市が所有しております公用車で、大型バス、特殊車両、消防車両等を除い

た普通自動車の台数は52台で、うちハイブリッド車は10台であります。また、軽自動車は98台所有しており、ハイブリッド車はありません。

1の②温室効果ガス削減に向けた公用車の在り方について、どのように考えるかについてお答えいたします。

温室効果ガス削減対策として、ハイブリッド車の購入は有効な手段だと考えております。

現在、市では、公用車の新規購入や更新の際、出張用車両を中心に低公害車のハイブリッド車を購入しております。今後も低公害車を順次導入することにより、自動車から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス削減に努めてまいります。

1の③市内の電気自動車用充電施設の設置状況についてお答えいたします。

現在、市内の公共施設で電気自動車用充電器を設置しているところは、道の駅たからべ・すえよし・おおすみ弥五郎伝説の里の3か所であります。

2、犬・猫の対策についての①苦情の件数と内容についてお答えいたします。

犬は令和元年度が28件、令和2年度が1月現在で15件で、合計43件です。内容につきましては、放し飼い、ふん尿、鳴き声が主なものです。

猫は令和元年度が23件、令和2年度が1月現在で19件で、合計42件です。内容につきましては、鳴き声、ふん尿、悪さ、飼い方が主なものとなっております。

2の②苦情等についての対策についてお答えいたします。

苦情原因となっている犬・猫の飼い主へ、現地での指導や文書指導を実施しており、案件によりましては、志布志保健所と連携の下、飼い方指導を行い、随時対応をしているところであります。

また、ふん尿の苦情につきましては、ふんの後始末看板やS O O G o o d F M、市のホームページなどにより、飼い主に周知を行っております。

特に、野良猫などのふんやいたずらの被害で相談をされる方には、猫などを寄せつけない防除機の貸出しを行い対応しております。

今後も志布志保健所と連携を取りながら対応をしていきたいと考えております。

3、職場の健康管理についての①3年間の定期健診の受診状況についてお答えをいたします。

受診対象者は、育児休暇、病気休暇職員や人間ドック受診者を除いた、特別職、正規職員、会計年度任用職員であります。

平成30年度は、対象者381人であり、全員受診しております。

令和元年度は、対象者372人であり、全員受診しております。

令和2年度は、対象者370人であり、全員受診しております。

3の②3年間の要再検査者の受診状況についてお答えいたします。

職員健康診断受診者のうち、要精密検査と診断された人数と、その後、再検査を受けたとの報告であった人数を報告します。

平成30年度は、65人が診断され、そのうち報告者は8人です。

令和元年度は、69人が診断され、そのうち報告者は14人です。

令和2年度は、60人が診断され、そのうち報告者は25人です。

3の③3年間のメンタルヘルスが原因と思われる入院や退職者についてお答えいたします。

個人の特定につながるため、年度は差し控えさせていただきます。

入院者は0人です。退職者は1人であると思われます。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

それでは、2回目の質問をいたします。

今、1回目の回答を頂きましたけれども、普通台数とハイブリッド車の占める割合でございますが、思ったよりはハイブリッド車への変更が進んでいるのかなというふうに思っております。

順次更新もしていくという考えでもございますけれども、軽自動車については、98台所有している中で、まだないということですが、軽自動車はマイルドハイブリッド車というような形でガソリンエンジンをアシストする電気で、そういった車ももう出ております。

また、一番対象となるのが、やはり電気自動車ではなかろうかなというふうに思いますが、ここらあたりも順次改善がされていくことを期待したいというふうに思います。

2番目の公用車の在り方等についてでございますが、温室効果ガス削減対策に向けた取組は、十分ここで伺えるところでございます。

県も今年の更新する公用車のうち、52台中、電気自動車を4台、ハイブリッド車を40台、85%ぐらいをそういった車に更新をしていくと。また、水素を利用した燃料電池車、これも1台を購入するという報道もございました。

このようなこともあります。県内のほかの市町村の状況というのは把握されているのか、調査等もされているのか。

今、電気自動車は曾於市においては無いようでもございます。また、軽自動車もまだ、そういったハイブリッドカーになっていないようでもございますが、ここあたりの状況の把握はどのようにされているのかお伺いをいたします。

○市長（五位塚剛）

全国的には、ハイブリッド車を導入した、また、電気自動車を導入した自治体は

相当増えてきております。例えば、長崎の五島列島の中には、あそこの中はほとんど電気自動車でレンタカーを借出しているようでございます。

そういう形でいろんな取組はされておりますけど、私たちも今後は増やしていきたいと思っておりますけど、ほかの自治体の状況はつかんでいるかどうか、総務課長か財政課長から答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

今ありました議員の御質問でございますが、県内の43市町村でございますが、この中の実態把握という形では、まだ行っていないところでございます。

○1番（重久昌樹議員）

私もちょっとホームページ等で調べてみたんですけども、なかなか出ていないようでもございます。市長が今答弁されたように、他県では相当進んでいる地域もあるというふうに分かったところでもございますが、出張等でどこそこへ出かける機会もあると思っておりますけれども、そういった中でそういった取組が確認されたとかいうのはないですかね。

○市長（五位塚剛）

出張である自治体に訪問しましたら、市長車がすばらしいハイブリッド車でありました。金額が非常に高いなというふうに驚いたところであります。それに同乗させてもらいましたが、非常に静かな感じがいたしましたけど、今後はそういうふうな形になってくるのかなと思っておりますけど、市の職員が使う軽自動車についても今後はまた検討していきたいというふうに思います。

○1番（重久昌樹議員）

なれば、市長車も当然でしょうけれども、そういう公務で使う、特に、先ほどもありましたけれども、遠い出張に使うのは優先的に変えていった方がいいんじゃないかなというふうに思いますが、鹿児島市はそういった電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車、燃料電池自動車、こういったものの普及に取り組んでいるということで、ボディカラーも緑のボディカラーを使用していると。また、側面にはハイブリッドとか電気カーをイメージさせた電気コードを載せて、そういった意識啓発にも努めているというようなことも書いてございました。そういった市民へ対してのアピールというのも、今後公用車、ただ、電気自動車なり、ハイブリッドカーだけではなくて、そういう方面からも、車自体にそういう宣伝をして皆さんに示すというような方法も大事ではないかなというふうに考えますが、どのようにお考えですか。

○市長（五位塚剛）

市内には、公的なところでは、道の駅で3か所と言いましたけど、個人の企業で

電気自動車の充電器を持っていらっしゃるところが何社かあるようでございます。今後は電気自動車を含めた脱炭素化に向けた取組が、国からも補助事業として当然出てくるだろうと思っておりますので、市民に対しても何らかの啓発活動といたしますか、そういうことは必要だというふうに思っております。

○1番（重久昌樹議員）

電気自動車の充電施設については、今から質問するところでしたけれども、先に市長が答弁を頂いたところですが、電気自動車が普及するに当たり、公用車のボディにそういった電気自動車の普及の宣伝をしていく、鹿児島市が行っていますが、緑色とか、電気コードを書いて電気自動車を使っているんですよというような意識啓発、市民へ対してのそういったのは取り組むお考えはないですかということでしたけれども、そっちのほうの答弁を頂きたいと思っております。

○市長（五位塚剛）

まだそのようなことは考えておりませんでしたけど、すえよしの道の駅に電気自動車の充電がありまして、よく利用されております。

ただ心配なのが、近づいてきても音がしないから非常にびっくりしますね。だから、そのあたりを運転者の方と、そのあたりの運転の仕方、また、歩行者との関係をよく理解しないと事故等も発生しますので、今のようなことについては、今後大事な問題でありますので、検討させていただきたいと思っております。

○1番（重久昌樹議員）

いろいろ取組もされているようでございますが、電気自動車等については、音の問題等も今出ましたけれども、ハイブリットにしましても、ある程度モーター音を出すようなメーカーの改善もされているようでございます。そこあたりでは、使う方、あるいはまたメーカーからも、そういった提案も改良もされると思っております。

電気自動車、取組が近隣ではなかなか進んでいないと思っておりますけれども、電気自動車の取組をなるべく先進的に勧めることが重要かと考えております。そういうことであろうというふうに私も認識をしているところでございます。

あと、この電気自動車に順次、10台ほど切り替わっているわけですが、今後、2050年までに炭素排出の実質ゼロを、政府が実質ゼロ目標を2050年までということ掲げましたけれども、これに対して導入を今されている車につきましては、順次更新時期に合わせてもう全部変えていくのか、あるいは、そこあたりのタイミングをどのような感じで変えていくのか。先ほどの答弁書で見た限りでは、ハイブリッド車に順次変えていくというような答弁であったようでございますが、そこらあたりのタイミングと言いますか、そこあたりはどのように考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

○財政課長（上鶴明人）

今、議員からありました質問でございますが、今現在、先ほどもあったとおり、更新の際に出張用公用車を中心として低公害車のハイブリットカーの導入を行っているところでございます。

今まだ、その国が出しております2050年の目標に向かっては、今のところまだ市長、副市長とも協議をしておりませんので、今後それに向けてどのようにやっていくのか、今現在、総合振興計画の中では、今回第6期をつくっておりますが、その中では一応、令和7年度を目標にという形で、一応15台に増やすという形ではしております。ただ、更新の時期がまちまちでございますので、そういったものを含めて、これから市長、両副市長と協議をしながら決めていきたいと思っております。

○1番（重久昌樹議員）

電気自動車を含めて、そういった計画的な導入ということで要望しておきたいというふうに思います。

先ほど出ましたけれども、3番目の市内の充電施設の設置状況でございますが、利用状況等は把握はされていないですかね、お伺いいたします。

○財政課長（上鶴明人）

先ほどありました議員からの質問で、公共施設としては3駅でございます、道の駅に。これについては、都度都度、その周辺を通ったときに見ておりますが、その際には、やはり使用されていることが多いということで聞いております。

また、そのほか市内には、あと7か所民間の施設がございます。この7か所につきましては、よく見受けられるのが、大隅のほうではニシムタ岩川店、こちらのほうにもありまして、こちらのほうもよく活用されているというお話は聞いております。

そのほかにつきましては、自動車のディーラー、こういったもの、それから民間の業者の方も一部入っているようでございます。ですので、ディーラーについては購入者は自由にできますけど、そういった点では一般の車両というのはできませんので、今現在はそう考えると4か所で使えるのかなと思っております。

これにつきましても、やはり費用等の問題もありますので、市長、副市長と協議しながら、また検討していきたいと思っております。

○1番（重久昌樹議員）

分かりました。

これにつきましては、県内にこういった、今おっしゃったように商業施設や事業所に、去年の3月現在でありますけれども、394機充電スタンドがあるというのが、この間新聞報道がされておりました。

今回、県の予算にも、電気自動車充電器の設置費用を補助するために、約150機分に相当する1億6,200万円を計上されたということで、急速充電器設置の場合は価格の4分の3、通常充電器設置の場合は2分の1を補助するというようなことも載っていましたが、こういうところも活用しながら、このような充電施設を増やすことが、電気自動車なりの普及にもつながっていくということを考えます。

電気自動車の普及には、このことは重要なことだと考えますが、このことについて、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

曾於市内の3つの道の駅も議会にお願いして補助事業で取り入れました。今後、電気自動車が普及が広がっていくでしょうから、場合によっては、公園とか公共的な施設、公民館とか役所とか、そういうところも、今後検討をしなきゃならない時期がくると思います。また補助事業を含めて検討させていただきたいと思います。

○1番（重久昌樹議員）

地球温暖化対策については、行政が率先して取り組むべき事項であるというふうに考えております。少しずつでも環境に優しい取組がなされるように期待したいというふうに思います。

○議長（土屋健一）

ここで、昼食のため重久議員の一般質問を一時中止して、休憩いたします。
午後は、おおむね1時10分、再開いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時08分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開き、重久議員の一般質問を続行いたします。

○1番（重久昌樹議員）

それでは、2項目めの犬、猫の対策について質問させていただきます。

苦情の件数なり、内容、苦情等の対策については、第1回目の答弁でお示しいただいたように分かるところでございます。

犬につきましては、基本放し飼いはできないということでございますので、そんなに苦情もないのかなというふうに思っておりましたが、放し飼い等も苦情に出てきているということで、ちょっと驚いたところです。

犬等については、保健所等の捕獲ができますので、これはそのような方向で対応していれば大丈夫かなと思いますが、猫については、つないで飼育するというの

が基本できないということでございます。

特に、猫についてこれからちょっと質問させていただきたいというふうに思いますが、対策を答弁いただきましたけれども、このような現地での資料なり、広報周知等をしていただいておりますが、この対策によって、どの程度成果があるのか、そこあたりを把握されていれば教えていただきたいというふうに思います。

○市民課長（岩元 浩）

それでは、今の対策の効果について答弁をいたします。

犬につきましては、飼い主を直接の指導ということもありますので、改善はされているというふうに思っているところでございます。

ふんの始末につきましては、看板を設置するというので、少しは減少はしているのかなと思っております。

一番なのは猫につきましてでございますけれども、いわゆる野良猫になんですけれども、かわいそうで餌を与えている例が多いということが事実でございます。餌を与えないように指導はしているところでございます。それから、飼い猫がいる場合には、自分の猫しか餌を与えない、猫は室内で飼う、また、首輪や迷子札というのがございまして、それをつけるよう指導をしているところでございます。

それから、これはあれなんですけれども、これ以上増やさないように、不妊・去勢の手術の指導も行っているところでございます。

先ほど申しましたように、防除機の貸出しも行っているところでございますが、猫につきましては、効果がある猫とない猫があるようでございます。

以上でございます。

○1番（重久昌樹議員）

今、ある程度の効果もあるところでございますけれども、犬はさっき申しましたように、保健所の対応ということでございますが、猫について、地域猫と言いますか、飼い主のいない猫、そういった猫は保健所が犬みたいな対応はできないのか、そこあたりのところをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○市民課長（岩元 浩）

それではお答えいたします。

猫につきましては、愛護動物というのがございまして、それから、動物の愛護及び管理に関する法律が制定しておるところでございます。それに守られている関係で、捕獲処分はできないというところでございます。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

その地域猫的な飼い主のいない猫については、対応がなかなか難しいというふう

に感じるころでもございます。

最初に言いましたように、2月は猫の適正飼養推進月間ということで、今課長もおっしゃいましたけれども、県でも適正な飼い方ということで、もう周知しかないんじゃないかなというふうに、これを見る限り思っているところでございます。室内で飼いましょう、不妊・去勢をしましょう、所有者の明示をしましょうということしか、大体見ても書いていないようでございます。

ここらあたり、一番考えられるのが個体数を増やさないことだろうと思いますけれども、これに対して、不妊・去勢の手術に対する、県内の自治体で、そういった助成をしているようなところがあれば、分かれば教えていただきたいと思います。

○市民課長（岩元 浩）

それではお答えいたします。

県内におきましては、2市3町1村の補助金の助成を行っている自治体があるところでございます。これにつきましては、個人への補助、もしくは地域のボランティアへの補助を行っているということが内容でございます。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

私もちょっと調べてみましたが、鹿児島市内がそういったので先行されているようでございます。

市内におきましては、条例等も定めていらっしゃるようでございますが、島については、奄美の報道等でもありますように、奄美のくろうさぎの関係でそういった対策もされているのかなというふうにも思いますけれども、先日と言いますか、前の新聞に大崎でTNR活動をされているというNPOの方の記事が載っておりました。

TNRというのは、T r a p N e u t e r R e t u r nというのを略した言葉だということで、捕獲機などで野良猫を捕獲して不妊・去勢手術を行い、元の場所に戻すことだそうでございます。

また、野良猫の繁殖を防ぐのが狙いということで、県の先ほどの適正飼養推進月間のポスターにも不妊・去勢をしましょうということであらうでございます。これをするので、地域猫が増えるのを抑えるということになるんじゃないかなというふうに思いますが、これに併せて、家庭の猫も不妊・去勢手術、繁殖を予定しない場合は、こういったのもみましょうということで、うたっているところもございません。

そういうことでございますので、ここあたりの不妊・去勢手術に対しては、費用も、これはちょっと調べたところですが、1万5,000円から3万円程度と、

獣医師さんに確認したわけではございませんが、大体そのぐらいかかるということでもございます。

先ほどのNPOの方は、今回で8回目の実施ということでございまして、住民らから約50匹が持ち込まれたということで、地元の獣医師さんと連携して、そういう手術をしたと。もちろん、費用については有料ということで、地域でもこんな活動が進んでいるところでございます。

そこで、行政として、こういった不妊・去勢手術に対する、別の市町では先行してやれるところもありますけれども、曾於市として、こういった猫対策に費用を助成をするお考えはないか伺いたしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今のところ、そのような具体的な要望も今私も聞いておりませんし、担当課からそのようなことをしたらどうかという話も今のところ聞いていないところですけど、ほかの市町村のほうでそういうのがあるようですので、勉強させていただきたいなと思います。

○1番（重久昌樹議員）

ぜひ、先行事例もあるようでございますので、前向きな検討を期待したいというふうに思います。

続きまして、3番目の職場の健康管理についてでございます。職場の健康管理につきましましては、今、第1回目の質問で答弁を頂きましたけれども、職場健診については、全員受診をしていただいているということでございました。

これは、当然と言えば当然かなというふうに感じましたけれども、2番目の再検査受診状況についてですが、これについて若干驚いたところでもございます。この数字が思ったように、要再検査者は結構多いんですけれども、60人前後ですね、結構多いんですけれども、再検査をされた方が結構少ないということですが、ここが健康管理について一番大事だと思うんですよね。

その後のと言いますか、この報告をした人はもうそれでいいんでしょうけれども、その後、再検査をされなかった職員に対しては、どのような対応をされているのかお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

今、答弁書に書いてございますけれども、それぞれ報告者は少ないところがございますが、職員の皆様方には再検査をした場合には報告をというふうに通知を再通知までしているところでございますが、なかなかその報告は上がってこない、実施していない人、あるいは実施したけれども報告をしていない人がいるかとは思って

おります。

この後でございますが、産業医を曾於市で嘱託と言いますか、いますので、産業医の先生に健康診断を実施していただくというところで、処置をしているところでございます。

○1番（重久昌樹議員）

やはり、この再検査を受診して、その結果を追跡することが職員の健康管理に一番つながるんじゃないかなということでございます。

ここを再検査をするところを限りなく100%に近づけていただく努力をしていただきたいというふうに思っておるところでございます。

次に、3番目のメンタルヘルスの要因と思われる入院や退職者についてでございますが、これについてですけれども、1人はいらっしゃるということで、ここがゼロが理想だというふうに思うところでございます。

メンタルヘルスの発症というのは、部署としてはどのように確認がなされるのか、例えば、本人が体調不良を申し入れてくる場合とか、それかもう先行して病院に行って診断書を提出してくるとか、いろいろあると思いますけれども、そこあたりがどのような状況なのか教えていただきたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

一番多いと言いますか、そういう事例は、やはり本人が受診をいたしまして、診断書を提出してということで病気休暇のほうに入っていくというのが一番多いかと思いますが、それ以外にも、例えば私なり、あるいはうちの総務課の秘書人事系の職員のほうに相談があって、本人からお話を聞いたりしながら受診はどうだろうかというところもあるところでございます。この2通りかというふうに思っております。

○1番（重久昌樹議員）

このメンタルヘルス対策というのは、どのようなふうになされているのかお伺いをいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

メンタルヘルスにつきましては、法によりまして、事業所50人以上のところにつきましてはストレスチェックというのを行わなければならないというふうになっております。

本市でも毎年1回、このようなチェックをしております。通常で申し上げますと、6月、7月ぐらいに全職員に対しまして、チェック表を渡しまして、回答をしてい

たきます。その回答されたものを委託しております業者のほうに渡しまして、それで分析をしていただいております。

分析結果につきましては、これは本当に個人情報でありますので、本人宛に通知をされます。しかし、今年度からでございますけれども、やはりそれだけでは、例えば事業所、各所属、各課での対応ができないということで、今年度から各課長に對しまして、課の状況はこのような状況ですよというのを30分ずつだったと思いますが、各課長のヒアリングをさせていただいたという状況でございます。そのような中で、各課長等が課内の状況を把握して、いろいろな対策に充てていくというようなどころを実施しております。

これにつきましては、市の職員安全衛生委員会というのが立ち上がっておりますので、これで毎年協議をしていながらでございます。先ほど申し上げましたとおり、個人情報のところがありますので、そこあたり十分留意しながら、この安全衛生委員会で協議をし、実施をしているところでございます。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

メンタルヘルス対策につきましては、いろいろ対策を講じられているというふうを感じるところでございます。

ストレスが心の健康に影響すると言われておりますけれども、職場に全ての原因があるというわけではございませんが、職場内の原因としましては、長時間の勤務、これは去年、おとし、災害復旧により、職員が長時間勤務をされたという事例もありましたけれども、それなり、過重な心理的負担がかかる勤務や、上司、同僚、部下との対立関係、昇進異動、組織改編とよく言われるパワハラ、セクハラ等が挙げられるところです。

このようなことを軽減する取組としては、良好な職場関係を構築するなり、相談所の確保なり、適材適所、仕事の支援、手助け、精神的な支え、裁量範囲を増やすなど達成感を与えるということで、かねてストレス軽減のために職場でもやられていることだろうと、周知はされているだろうというふうには感じているところでございます。

このようなことが緩衝要因とされているということで言われておりますけれども、ここで緩衝要因とされる、適材適所なり、相談所の確保について、若干取り上げてみたいと思っておりますけれども、適材適所については、ストレス軽減の緩衝要因にもなるわけですが、定期異動を実施する前に職員に対して意向調査、このようなことは行われていないのか。例えば、各個人にこういう意向調査をするということですが、現在の部署は自分に合っているのか、合っていないのか、また、どこの部署の業務

をやってみたいと本人がいろいろ希望があるでしょうから、それやら、昇給のことに関係すれば、さらに上級職を目指したいとか、あるいはもうこのままでいいとか、また、職場内の問題もその中に取り上げて、どういう状況であるとかというのを、封書でと言いますか、総務課長なら総務課長に対して、もちろん丸秘でそういったのを送るといような意向調査、こういったのは行われていないのかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市の職員の勤務状況は、全ての担当課長が部下の状況を把握しなさいという指導をしております。同時に、職員のこの異動調査、動向についても数年前から取り入れております。基本的には、長い方でどうしてもやむを得ず5年勤務されている職場がありますけど、なるべく3年か4年で異動ができるような状況でありますけど、どうしても特別な理由の場合は1年、2年でも異動することはあります。

また、外郭団体といいますか、出向することもありますので、それについてもある程度の意向を聞きながら、また、本人とも合意の下に進めているところでございます。

○1番（重久昌樹議員）

各課長が職員の健康状況については把握しているということでしたが、私が個人的に一職員に対して意向調査をして、それを適材適所なり、そういったのに役立てるために、そういった調査はしていないですかということでしたけれども、そこあたりはしているかお答えいただきたいというふうに思います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

全職員に対しまして、個人ごとに人事異動希望調査というところで、4年ほど前だと思っておりますけれども、実施しているところでございます。

その中には、心身の状況、それから家族の状況、それから持っている資格的なところも記述をしていただいたり、あるいは先ほどありました出向希望、あるいは人事異動先の希望とその他につきまして記載をしていただきまして、それを全て確認をしているという状況でございます。提出者につきましては、全職員提出されるまで要請をしておりますので、全職員が提出をしているところでございます。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

分かりました。

それでは、私もちょっとそこは確認不足でしたけれども、そういったのが適材適所につながって、ストレスの解消につながれば、大変いい職場環境ができてくるな

というふうに思います。引き続き、そういったのは職員のことをちゃんとそういったところで確認しながら職場環境づくりに役立てていただきたいというふうに思います。

次に、相談所の確保ということでございます。心の病気というのは、なかなか気づきにくいところでありまして、周りもなかなか分からない、さっきありましたように上司が部下の観察をしてもなかなか分かりにくいところもあると思います。

こういったふうに、何かおかしいなと思ったときには診断書を持ってくるのがほとんどだということで、先ほどあったようでございますが、そういったときにすぐ相談できる場所、メンタルに関しての相談できる場所、取り扱う部署、そこは特に決まった部署があるかお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

現時点では規定等は作成しておりませんので、決まった場所、部署というのはないところでございますが、通常は総務課のほうに相談が来るものでございます。

○1番（重久昌樹議員）

通常総務課で対応できるのであれば、それでもいいかなというふうに思います。

早期発見ができれば、早期に回復できると、職場に対しての影響も少なくなるということでございます。

総務課ということでございますが、決まったところではないということなんですけれども、職員相談所ということで、特に決まり事もないと思いますが、要領等を作成して、ちゃんとそういった位置づけをすることで、また改善につながるのかなというふうに思います。また、そういった要領を設定して末端の職員まで周知ができれば、またそういった改善につなげるのかなというふうに思います。職員相談所的な窓口を新設といいますか、今現状は総務課で担当されているということでございますけれども、要綱等、要領等の整備をして、さらに一般の末端の職員まで周知をしていくような考えはないかお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

鹿児島県内では聞いておりませんが、ほかの市町でもそのような要綱をつくっているところがあるようでございます。やはり、相談をどこにすべきかというのを全職員に分かってもらうためには、そのようなことも必要だろうというふうに思っておりますので、ここにつきましては検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

ぜひ、そのような方向で前向きな検討を期待します。

あと一つ、緩衝要因として良好な職場環境の構築というのがありますが、ここは先ほど安全衛生委員会等も話も出ましたけれども、若い人たちの意見というのは大事だというふうに思います。上司、同僚なり、いろんな意見もあると思いますが、職場環境改善プロジェクトのような職場に関してのそういったいろんな要望事項とか、解決事項とか、中堅職員が中心となって、そういったところを取り組むような場所といたしますか、場は特にプロジェクト等では今あるのかお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

特に今年度につきましては、職場環境を変えていきたいと思いますということで、それぞれの各課がそれぞれ1人の職員に負担がかからないような、いろんな例えば掃除の仕方とか、ああいうのを取り組んでいってまいります。それがそれぞれの課でまちまちでございますので、昨年、令和2年度になりまして、各課でしているそのようなものを出し合っていたいただきまして、庁議だったと思いますが、こういうことをほかの課では取り組んでいってまいりますということを全体に周知をいたしまして、いいと思われるところは取り組んでくださいというようなところはしたところがございます。

今、議員がおっしゃいますプロジェクト的なところはつくっておりませんが、そのような方向で、今後とも負担が1人に集中しないように、みんなで取り組んでいけるように、そのような職場環境に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

職場環境を改善するためには、そういった各課から1人ぐらいずつ抽出をして、年代別にでも出していただいて、そこで話を出すことがいろんな意見が出てくると思うんですね、若い方の意見。課長に対しては言いにくいところも、そういったプロジェクトの中では、職場を改善するプロジェクトだから、勇気を持って出そうとか、そういうことも考えられますので、ぜひそこあたりは取り組んでいただければ、職場改善に大きくつながっていくんじゃないかなというふうに思います。

今後、支所再編等によりまして、職員数も大分減ってくると思います。全職員が健康で業務に取り組む職場環境が大事になってきます。

定期健診による健康管理は100%ができておりました。

心の健康管理というのは、いろいろな要因があると思います。隠れた部分も、また多くあると思います。

また、管理職も上司であると同時に、一人の職員でもあります。管理職を含めた全職員が体調変化に対応できる体制づくりというか、そういう相談窓口の設置、前向きに検討するという答弁でございましたので、早期にそういうところを構築していただいて、職員が元気で働ける職場環境というものを目指していただきたいというふうに思うところでございます。

最後に、市長の考えをお伺いして終わりたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市の職員は、市民のために基本的には奉仕も含めて、住民サービスを進める大事な人材でありますので、職員が元気でないと曾於市は元気になりませんので、引き続き頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（土屋健一）

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時37分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3、渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○14番（渡辺利治議員）

14番、創政会所属、渡辺利治でございます。通告に基づき、質問いたします。

新型コロナウイルス感染症が1年過ぎても終息は見えず、何もかもが歯車がおかしくなってしまい、今はワクチン接種が1日でも早く受けられることを望んでいるところでございます。

本市におきましても、2月8日の臨時議会で地域経済の活性化を図り、復興に寄与する目的で市単独持続化給付金事業が可決され、返済のないこの事業は、該当者にとりましては希望の持てるものと期待しておると思います。

1の質問のコロナ禍における減収の給付金事業の不平等について伺います。

この事業は、あくまで昨年8月から今年2月まで減収のあった割合に応じて対象者を支援するものであり、業種により差別するのはいけないことと思ひ、それを生計のなりわいとするものであれば、等しくするのが当たり前だと思っております。

また、この事業は国の指導や規定のない、市単独事業の市独自の施策であります。が、農林業の方々が外されていることから、次の点について伺います。

まず、市内の農林業者の戸数を伺います。

そして、農林業以外は現金救済となり、農家には堆肥4トン配布する考え方、また、林業家には何の救済もないんですが、なぜこのようにしたのかを根拠を伺います。

次に、冒頭述べましたように、農林業を外さずに、平等に対策を取るべきであったと思いますが、市長の考えを伺います。

続いて、学校教育について、市長並びに教育長へ伺います。

施政方針の中にありました5つの基本方針の(3)の教育文化を促進し、心豊かなまちづくり、(4)の人口増を目指し、地域活性化の推進とありますが、現実には人口減に歯止めはかからず、児童数の実態は厳しくなるばかりと予想されます。

実際に大規模校はなくなって、適正規模校が末吉小のみ、残りは小規模校4校過小規模校が15校の状況であることから、今後の児童数の推移と複式学級の推移について伺います。

次に、複式学級において、市費による市独自の支援教諭が置かれておりますが、この支援策の体制について伺います。

次に、岩川小は来年4月1日開校を目指し、着実に進んでおりますが、末吉小学校は令和6年、7年で全て改築予定となっておりますが、その内容について伺います。

次に、平成24年度より南之郷中が末吉中へ、財部北中、財部南中は財部中へ統合され、大隅町のほうでも統合がそれ以前にされておりますが、去年の私の一般質問の中で市長、教育長は、地域が動けば動くと言っておりましたので、中学校の統合についての経緯を尋ね、1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、渡辺議員の質問にお答えしたいと思います。質問事項の1については私が最初に答弁いたしますが、質問事項の2については教育長に後から答弁させます。

1、コロナ禍における減収の給付事業の不平等についての①農林業の市内の戸数はいくらかについてお答えいたします。

2015年の農林業サンセスでは、総農家数3,818戸で、専業農家は1,517戸となっておりますが、曾於市園芸振興会及び農協の生産部会の会員数では、園芸がユズを含めて701戸、花きが8戸、お茶が63戸となっております。

畜産部門は生産牛が834戸、肥育牛が40戸、そのうち一貫経営が9戸となっております。

林業経営体は農林業サンセスでは116戸となっております。

1の②農林業以外は現金救済で、農家には堆肥4トン配布と林業の救済はないこ

との根拠があるかについてお答えいたします。

農林業以外については、最も経営に影響を受けた商工業を中心に早急に救済が必要であったために、持続化給付金事業を実施したところです。

農業部門では、特に耕種部門の露地園芸作物は、その年の経営体系によって品目や作付面積、収量、出荷先の変動もあり、総体的な減収幅を捉えにくいところがあります。お茶については、品質向上対策補助金で対応したところです。

林業については、専門的な林業経営体はほとんどなく、農業との複合経営であると思います。

1の③平等な対策についてお答えいたします。

農林業分野においても、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものと認識しております。その中でも林業においては、伐採などが回復傾向にあり、大きな落ち込みはなかったと聞いております。

農林業全般においては、国が多岐にわたる支援策を打ち出しておりますので、それらを軸として対応してまいります。

市といたしましては、有機センターの堆肥の無料配布で支援したいと考えております。

次は、教育長が答弁をいたします。

○教育長（瀬下 浩）

それでは、2の学校教育についての①児童数の今後の推移についてお答えします。

令和元年度末までに出生した子供が入学する令和8年度までの児童数で試算しますと、令和3年4月は1,617人、令和4年4月は1,539人、令和5年4月は1,501人、令和6年4月は1,456人、令和7年4月は1,388人、令和8年4月は1,339人と予想しているところです。

2の②複式学級の推移についてお答えいたします。

令和元年度末までに出生した子供が入学する令和8年度までの7年間の複式学級数等についてお答えいたします。

令和2年度は14校の32学級、令和3年度は14校の30学級、令和4年度は15校の32学級、令和5年度は15校の31学級、令和6年度は16校の36学級、令和7年度は16校の34学級、令和8年度は16校の33学級となる予定です。

2の③複式学級支援教諭の体制についてお答えいたします。

複式学級の指導体制は、2学年を1人の担任が授業する体制となっており、2学年で同単元と一緒に授業を行う場合と、各学年別々の単元の授業を行う場合があります。

別々の単元を授業する場合は、担任が一つの学年を指導しているときは、もう一

つの学年は間接指導となります。その児童の間接指導を支援する体制として、教頭が入ったり、学校活動支援員を活用している学校もあります。

学校活動支援員の業務は、現在は授業において特別に支援が必要な児童生徒への支援を主としており、授業以外にも様々な学校の教育活動の支援も行っているところではあります。

2の④末吉小学校改築事業についてお答えします。

末吉小学校校舎の改築につきましては、新しい学校給食センターの建設終了後に、改築工事に着手できるように計画しているところです。

令和3年2月に改定した曾於市総合振興計画では、令和5年度に基本設計の策定を計画していますが、基本設計の策定から校舎の完成までは整備内容の規模により、4年から5年が必要となります。

2の⑤大隅中、財部中の統合の経緯についてお答えいたします。

大隅中への統合は、平成11年に大隅町中学校統合推進本部を設置し、平成12年度に統合計画の公表、地域説明会等を行った後、同年12月議会で統合及び大隅中設置条例が議会で可決されました。その後、校舎の改修や増築等が行われ、平成17年3月末で大隅北中学校、恒吉中学校、月野中学校、岩川中学校が廃校となり、4月に大隅中が新設開校となったところです。

財部北中と財部南中の財部中学校への統合につきましては、少子化の影響により、両中学校の複式学級化が予想されたことから、平成21年度に策定した曾於市学校規模適正化計画において、財部中学校への統合が示されたところです。

その後、議会全員協議会や市政説明会、学校や校区での説明会等を行い、平成22年9月の議会定例会において、曾於市小学校及び中学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が議決され、平成23年度3月末で財部北中と財部南中は廃校となり、財部中へ統合されたところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

ただいま、1回目の答弁を頂きましたけど、まず、この令和2年度におきます農家戸数、林家戸数は示されましたけど、これらの2年度の農畜産物生産額は前年度より約10億円ぐらい少ない470億1,700万円という資料が出されておりますけど、これは相当数な大きな金額でございまして、曾於市に寄与する位置といたしましては、多大なものがありますけど、この農林業者に対する市長の見解はどんなものでしょうか。

○市長（五位塚剛）

令和2年度の曾於市における農業総生産額は、前の年度から下がってきました。いろんな要因がありますけど、一部コロナによる影響もあると思います。また、甘

藪については、基腐病が発生しましてありました。また、場合によっては豊作的になった状況の中で、単価高が下がったというのもあります。そういう意味では、農家の皆さんたちが、全体的にはやっぱりそういう形で減収になっておりますけど、引き続き、今後もまたいろんな形での支援は検討していきたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

農業・林業は特に、自然が相手の事業でございますので、その年々によって収入は大分加減されるわけでございますけど、これだけの金額が曾於市内で発生しているということは、これがまた幾らか市に還元されるということは、もう十分承知のことだと思いますけど、やはりこんな大きな金額が上がる中におきましても、今年度は今回の事業でにおきますように、やはり何人かは、あるいは数は我々も把握できないわけですけど、それなりの市としては、やはり支援措置というのは考えなければいけないかと思いますが、いかがなんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

各畜産、ほかの耕種部門、また花き部門とか、お茶の部門といろいろ分野別に見る必要があると思います。

畜産については、今、回復傾向にありますし、依然としてお茶農家が厳しい状況になるのかなと思っております。

花農家につきましては、最初、コロナで厳しくなるなというふうに思っておりましたけど、意外と中国からの輸入のものが入ってこなくて、結果的には花農家は増益になっているようでございます。

また、耕種部門については、いろんな職種がありますが、今後はこの販売価格の問題、要するに販売先の問題を含めて、やはりJAさんと一体となって販売先の確保をしていかないと、やはり厳しい状況がまた来るのではないかなと思っておりますけど、引き続きいろんな形での各種団体と協議をしながら、農家支援は考えていきたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

私の質問にありますように、今回の支援策、これが農林業が外されているを主眼に置いての質問でございますので、農林業に関しては、収入が上がった方もおれば、マイナスもおる、しかし花農家において、今の状況でございます。そして、お茶に関しては相当厳しいです、甘藷にしても。

それぞれいろんな業種からの要望はありますが、やはり今回の支援策というのは、市独自のものですから、満遍なく同じスタートラインにつけるような状態で、これを市が公告なりして、そしてそれを受けて、これは妥当だったと思えば、

それを支援すればいいわけですから、その考えはないのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この間、国・県なりのコロナ対策の支援事業もありました。ですから、その国・県の事業に該当する農家につきましては、そういうのを紹介もいたしました。

林業に関しては、一部最初に材木が輸出ができないという状況があって、値段が落ちましたけど、林業の方々の人たちが大きな収益が落ちているという状況ではないようでございます。

今後また、コロナ対策の事業を進めていきますけど、具体的に農業の関係で、どの部門が本当に厳しいのかというのは、また引き続きこのコロナの関係が続くでしょうから状況を見て判断していきたいと思えます。

○14番（渡辺利治議員）

私が言っているのは、今回の事業をなぜ一緒にしなかったのかということなんですよね。だけど市長の答弁は、農業は今のところいいというような感想を持っていますよね。

だけど、一緒に案内すれば、別に問題はないんですよ。該当者は、ちゃんとそれに応募して、書類をそろえて出すわけですよ。頭から外すということ自体が不平等というわけですよ。何でそれにしたんですかということですよ。

農業がよかったからというのは、あくまでも全部把握しているわけじゃないでしょう。そして、農林業以外の方にも全てにアンケート取られたんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

コロナでこの1年間、やっぱり一番厳しくなった方々を支援するのが行政の役目だろうというふうに思って、いろんな調査を行って、また、いろんな人たちの意見を聞いて対応したところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

確かにそうなんです。一番困った人を助ける、それが行政の責務でありますけど、しかし今回の支援事業は、それを一部外しての支援事業でしょう。

そしてまた、去年5月に出了たあの支援事業でも、商業だけ、農林業外していません。それはまだ理由は分かります。しかし、今回はそれから約1年たってからのことですので、やはりそこあたりは、市独自のやつですよ。撤廃してするのが当たり前なんです。そういえば、まだ全然それに関係ないわけですね。

再度伺います。どうしてもこれは一緒にできないのでしょうか。不平等ですよ。

○市長（五位塚剛）

私たちも曾於市の農業の実態を見ながら、やはり対策を打ちます。

一番厳しい農業というのは、ああいうお茶農家の方々だったのだろうというふう

に思っております。そういう意味でお茶農家に対しては、支援をいたしました。

決して、ほかの農業に関して支援をしないということではありません。当然ながら、農業というのは1年間を通じて結果が出てくるわけですから、一昨年から去年がどうだったかというのは、やはり1年たった状況でないと分からない部分必ず出てきます。そういう意味で、また私もいろんな調査に基づいて支援をしましたが、決してその支援をしないということではありません。

○14番（渡辺利治議員）

確かに、支援をしないということはしていませんけど、何らかの形で支援は頂いております。市なり、また国・県からの助成事業があります。サツマイモも今回、第3次補正の中で決まりましたように、反当2万円ですかね、3割以上の人、あと1万円ですよ、反当あたり。

そういうのもあるんだけど、これは市単独でやっているわけですから、だから私が言うのは、みんな一様に並ばせろと。そうしたら、応募した方々が該当したら、それに市の助成がもらえる、そういった事業なんですよ。

それにすら、スタートに並べられないじゃないですか。それが一番不平等ですよ。

もうその答えはいいです。もう何ですか、同じ答えなんですから。多分水かけ論ですよ。

じゃあ角度を変えますけど、先ほど市長が言われましたけど、農家の実情を踏まえながらと。そして、3月8日の質疑の中で私が言ったときに、それが原因か分かりませんが、農家実態調査をということで今回アンケートを出しておりますね、市長名で。出していますよね、農林振興課から。市長名で来ているんですよ。御存じないですか。

（「いや、知っています」と言う者あり）

○14番（渡辺利治議員）

うなずかんから。

出していますよね。あれは今後どのような方向に分析するのか。中には今後のと書いてあるんだけど、やはり減収がどうだったとか、いろいろ書いてあるわけですから。あれはどのような方向で、今後の支援として使う予定ですか、具体的には。

○市長（五位塚剛）

私たち行政は、コロナの関係で市民がどういう状況に陥っているかというのを、やっぱり実態調査をする必要があると思います。そういう意味で、農業も含めて農家にアンケートのお願いもしております。

今後は、この結果を見て、当然ながら農林振興課を中心として検討を開いて、やはり厳しい状況の中に具体的にあったら手だてはしなきゃならんだろうと思ってお

ります。

そういうふうな形でのアンケートをいたしました。

○14番（渡辺利治議員）

ちょっと言葉を返すようですけど、農業のほうにもこういうアンケートをしたということですけど、じゃあ商業の方々はアンケート、こういうような形式でなされたんですか。

○市長（五位塚剛）

商工業については、この間、商工会を通じて、また、職員が出向いて聞き取りをいたしました。今回、8月以降のことについて、商工業にアンケートをしたかどうかは、商工観光課長、答えますかね。

（「してない」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

具体的にはアンケート調査はしていないようです。

○14番（渡辺利治議員）

アンケート調査をしないで、よくこの前の2月8日の臨時議会出された戸数が出ましたね、件数が。20万円掛ける何戸数、50万円掛ける何戸数、それ以外はとはっきりと出ていますね。あれは、大まかな数字だったのか、それとも超えた場合は、また補正するんですか。

○市長（五位塚剛）

市内の飲食業とか、市内のいろんな商工業というのは、もう数字が出ております。それを前提として、1回目をしたときも数字を基にしながらやりまして、今回はちょっと予算を多めにして出しましたので、市内の実数というのは、大体それを基にして出しております。

○14番（渡辺利治議員）

アンケートの件ですけど、市長名で農林振興課から出されております今回のアンケート、3月1日までの投函となっておりますけど、あのアンケートでどうしても実態把握をし、今後どうするのかというのが、本当に生かされるのであったらば、あれは再度出し直してほしいんですけど。いかがなものでしょうか。多分中身は、あんまり言わんほうがいいんですけど。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

今、議員のおっしゃる部分については、私どもが経過といたしまして案内文書と調査票のほうに、いわゆる番号を押してしまいました。これについては、非常に不信感を持たれたのかなということで、非常におわび申し上げるところでござ

ございますが、認定農業者の方々にアンケート取ったところですが、559名認定農業者がいらっしゃいまして、その中で曾於市だけではなくて、都城市、志布志市、曾於市で認定を受けていらっしゃる方々もいらっしゃいます。そういった方々を省いてといいますか、曾於市中の方だけを抽出して、それに番号を付したところが、印刷の段階でこの番号が残ってしまいまして、私どものほうにも問合せがありまして、これが個人が特定できるのではないかというふうに言われました。

私どもの意図としましては、そういったことではなかったんですけれども、内容的にも減収額とか、収入額とか、そういったものを記入するようにはなっておりませんで、その方には御説明申し上げましたけれども、あくまでも意図とするところは、どれぐらいの割合で減収があったのか、そして、どういう施策が必要なのかということを我々は知りたかったところございまして、非常に不信感を与えてしまったのかなということで反省はしているところでございます。

○14番（渡辺利治議員）

そのような苦情が私にも来ております。そしてまた、同僚議員にも来ていると聞いております。

そして、このアンケートは、やはり今、農林振興課長が申されましたように、不信感があるわけですよ。

だから私としては、みんなの希望としては、これは無効であるから、本当にするんであったら、また再度出していただけるような策はないのかなという私の考えもありますけど、そういった苦情もありますので、今のままで受け付けても、幾ら来るかは分かりませんが、やはりこれは不信感を拭えませんよ。

絶対使わないということは、それは分かっております。果たして、それを何名考える、信用するか、そういう疑義が起こった場合は、改めて出し直すべきなんですよ。別に3月1日を過ぎても、これは農林振興課長、関係ないですよ、3月1日に限らず。仮に再発送しても、同じ内容で再発送しても、別に困りませんよ。

みんなが望むのは、本当にこれが市として欲しい情報なら、再発行をしていただけないものか、それを伺います。

○市長（五位塚剛）

農林振興課長が答弁いたしましたように、手違いがあったということで、業者委託をいたしましたので、全て回収をするように指示をいたしました。

当然ながら再発行をして、当たり前のものをお願いをしたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

それが本当なんですよ。それで本当の農家の気持ちも分かってくるし、また、

行政とのぎくしゃくのしない農政の政策も打てるし、またそれを恩典を受けることもできますから、必ずそういうことが、今ちゃんと答弁されましたので、それを信じています。

それでは、学校関係について伺います。

現在、曾於市内においての、この支援教諭の人数は幾らなんでしょうか。

○学校教育課長（川路道文）

それでは、お答えいたします。

現在、学校活動支援員として25名を採用しているところです。

○14番（渡辺利治議員）

支援教諭と私は言っているんですけど、今教育課長のほうでは、学校活動支援員ですか。

では、その学校活動支援員は、どこにどんな力点を置いての仕事をなされているんでしょうか。

○学校教育課長（川路道文）

お答えします。

基本的には、特別に支援が必要なお子さんに対して、授業中に支援を行うというのが主な業務になりますが、そのほかにも、校長・教頭の指示に従って、授業の準備とかいうような手伝い、プリントの印刷、あるいは授業準備のお手伝いとか、そういうのを支援していただいているところです。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

私の勘違いでしょうかね。

複式学級においては、学校活動支援員、この制度で今やっていると同いますが、私たちの考えでは、多分複式学級において、両方授業できないから、それに対する支援でこれまでであったと思います。いつからこのような体制に変わったのでしょうか。

○教育長（瀬下 浩）

今のことなんですけど、私も県の教育委員会にいるときに、曾於市のほうでそういう取組をされているということで、すごく感心したんですね。そして、実際今いる複式学級の片方を担任の先生が持って、片方を、全部というわけではないけれども、ある程度支援員の先生が面倒見てくださると、大変すばらしい活動だなと思っていました。

ところが、現在は、徐々に人がいなくなった、そういうふうには、以前は教員経験者だとか、若い教員志望で採用試験でなかなかうまくいかずに一生懸命支援員をし

たり、期限付の教員をされたり、そういう方々がたくさんいらっしゃって、そういう支援、一つの複式学級の一方を任せられるような、担任の先生が任せられるような方がたくさんいらっしゃったんですけれども、なかなかそういう方がいなくなっている。今、御存じのとおり、教員が足りない時代です。正規の教員が配置できるはずなのに教員が配置できないという状況まで来ているわけです。ですので、もう今は経験したとか、そういう方も全部期限付教員として採用されている。なかなか担任のほうももう一方のほうを持って授業を進めてもらえるように安心して委ねられるような方がもう徐々にいなくなって、もうここ最近はおぼないと思います。幾分、何人か経験者の方、やっているところもあるかもしれませんが、もう現在では、そういうことができない状況になっていまして、また、国のほうもスタンスが、先ほど言いましたように変わってきているんですね。そういう活動ではなくて、支援員の活動が特別支援教育をかなり国は重視するというので、特別支援学級がものすごい増えました。ですので、足りなくなっているわけですけど。

学級数は、県下では、毎年50学級ずつ減りよったんですけど、今は逆にものすごい増えているんです。ということは、一人でも特別支援学級を認めるということで、非常に特別支援教育に力を入れているものですから、ただし、特別支援学級に行かなくても、それに近い子供さんたちが普通学級にいらっしゃるということで、そういった子供さんたちに支援をしていくと。そこに今の支援員の重点が置かれています。だから、多くの学校ではそういう形で、この子の算数を見てくださとか、のとき授業を横に寄り添ってくださとか、そういう形で実施されているような状況。以前のとは大分中身が変わっているということでございます。

○14番（渡辺利治議員）

確かに、学校のほうも形態が変わりましたよね、教育の形態が。そっちのほうに重点を置くようになったことは分かりますけど、やはり曾於市におけるの真の目的は別の方向だったんですよ、教育長、今認められたように、褒めたように。

だから、結局、前みたいに平等な教育は受けられないとも考えられますよね。

だから、やはり今25人ですか、曾於市におけるのが、20学校において。だから、ほとんど1校に1人、プラスアルファなんですけど、やはり教育という観点から見れば、両方ともこれは重要視しなければならないわけなんですけど、ではこれは市費で、曾於市のお金でやっていますよね、全てでしょ。で、これに代わる国からのこういう事業はないんでしょうか。

○教育長（瀬下 浩）

特別支援教育に関しては、一部、国のほうからも交付税がと措置はされているんです。ただ、先ほど言いましたように、じゃあほかのところ、そういう複式学級

で担任がいて支援員がやっているというところは、鹿児島県内には、まずないと思います。

じゃあ複式学級は1人の先生が2つの学級を持つから不平等かという、決してそうではなくて、むしろ基礎学力、いわゆる小学校で習う基本的な知識だとか、技能だとか、理解だとか、そういった部分につきましては、実際、鹿児島定着度調査基礎・基本に対する調査も毎年ありますけれども、むしろ複式学級の子供たちのほうがきめ細かな指導がなされているということで高いんです、かなり高いです。ですので、決して複式学級だからということではないと思います。

今の、教育は普通の大きな学校でも、先生が一方向的に教えるという授業はないんです。子供たちが考えさせる、そういった授業がなっています。

複式の場合も、そこら辺の工夫がなされています。すごく研究が進んでいまして、わたりとかなんとか言っていますね。一方が授業を受けるときに、一方は自分たちで考える時間、考える時間を取りなさいという今授業になっているんです。すごくそこら辺考えられていて、うまく工夫がなされております。ですので、決して複式学級だから学力に影響があるとか、そういうことではないと思います。

○14番（渡辺利治議員）

別に、そう目くじら立てて言えるような問題じゃないんですよ。ただ、人が集まらないから市のほうでは、まだ少ない人間でやっておられますよね。だから、これを国の体制とか、そういうのが学習指導員、これは市費でなくてもあるでしょう、ない。市独自でしなくても、それとスクールサポーター、これも市のほうで取り入れるのではなくて、取り入れるんだったら、これは国か県のほうでたしか見る、国のほうで見るんですかね。それはありますよね。そういうふうな考えはないんでしょうか。

○学校教育課長（川路道文）

お答えします。

スクールサポーター等、そのような事業は本市には、まだ採用されておりませんが、この学校活動支援員については、複式の学校にも配置して、そのような授業ももちろん入って、子供たちも指導しておりますし、そのほかにもまた、授業の準備等もしているということで、どこの大規模校、小規模校にかかわらず、平等に配置しているところであります。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

曾於市内で、こうした指導支援をする先生方が少ない中であったんならば、余計こういう制度を使って、広く門戸を開けて採用すべきなんですよ。それについては、

別に働きかけはしていないんでしょうね、国・県のほうに。

○教育長（瀬下 浩）

あのですね、今そういう制度あるんです。あるんだけど、非常に鹿児島県に配置される人数が少なく、割合とか、市で希望出しても1人当たるか当たらないかわからないと。それぐらいの今数しか、なかなかそういうのには過員がなされていないというのが現状です。

○14番（渡辺利治議員）

応募しなければ、当たる確率はないわけですから、やはりそういった事業にはほとんど取り入れるようにしていただきたいと思います。

次に、末吉小学校の完成時の最大児童収容数、それと同じく、岩川、財部、これを伺います。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

今の学校の児童生徒数でよろしいんですね。

（何ごとか言う者あり）

○教育委員会総務課長（橋口真人）

まず、末吉小学校でございますが、今1学年だけが2クラスで、あとは3クラスでございます。

今後、35人学級が段階的に行われてきます。末吉小学校だけであれば、今後も令和8年までは3学級で推移していくと想定しているところです。

○14番（渡辺利治議員）

なぜ、これを質問したかといいますと、やはりだんだん児童数が少なくなってくる、当然部屋が空く、もしくは35人学級の入居に対して10名ということも予想されます。そのときに、今後さらなる人口減少や少子化を考えた施設整備が必要となってくるわけですから、先を見据えた計画が求められるわけでしょう。そのときに、どのように対策をしていくのかを伺いたいですよ。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

今後ですけど、今現在の末吉小学校の規模が平米数で申しますと、4,500㎡ぐらいであるところであります。

この数字を基に、今、今後の計画をつくっているわけでございますが、3学級で推移するという形でいくと、現在も今この4,500㎡で2クラスは放課後児童クラブに貸しております。それから2学級が空き教室になっております。要するに現時点でも空き教室ができておりますので、今の末吉小学校校区のこの児童数でいけば、3学級で今後足りるかなと思っています。

ただ、先ほども教育長申しましたが、特別支援学級が今後増えていくと、1クラ

スと2クラス程度のそのとき見直しが必要かなとは思っているところであります。

○14番（渡辺利治議員）

今の質問に対して、市長、やはり児童数が少なくなってくる中において、先を見据えた学校の工事に入るときに、やはり先を見らんにかいかんという考えたときに、今、末吉小学校、去年の2月に出された、この長寿命化の計画の中では、令和6年、7年かな、それにできるようになっておりますけど、今の教育長の答えでは先延ばしのような感じですよ。8年度以降にちょっと延びましたよね。ですから、今でもっと先を見据えた計画をしていかないと、ますます15校、岩川小、財部小、末吉小を除いたほかの学校は、ほとんどこれはどんどん減っていくわけですよ。だから、それをもし統廃合を考えて、それは先を見据えてするんだったら、やはりちょっとは余裕を持って造っていた方がいいんじゃないかと思うんですが、そのような構想というのはいないのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

将来的には、大隅のほうでは、大隅南小学校のほうが、岩川小学校のほうに開校と同時に一緒に入りたいという声があるようでございます。末吉のほうも、高岡小学校が場合によっては末吉小学校のほうに移りたいという希望があるようでございます。

当然ながら、そういう声を教育委員会でも十分配慮しながら、学校建設は進めなきゃならないというふうに思っております。そのことも一応頭に入れながら、学校の部屋数といいますか、それを検討はしておりますけど、国が閣議決定で35人学級をやるということを決めましたので、当然そのあたりのことも含めて、再度見直しをしながら、具体的にはそういうことも含めて、検討はしていきたいというふうに思います。

○14番（渡辺利治議員）

やはり総合的に考えますと、メリット・デメリットがあるわけなんですよね。でも、デメリットはメリットに変えていくような、負の考えではなくて、やっぱりプラス思考で考えていけば、どんどん過疎化していく児童数の少ない学校は、しまいには親のほうが、保護者のほうが、そこから出ていくわけなんですよ。そうすると余計過疎化される。それよりはやはり早い時点で、手を統合のほうに持っていけば、親御さんはそこからその地域におりながら子供だけが中央の学校にとか、町のほうじゃないけど、一応その統合されたそこにいるわけですから、地域としてはそこまではさびてこない。

ですから、今度、大隅南小、あそこも分譲を2つ予定しておりますよね。その中においても、やはり統合すれば、あそこから子供が通える。当然、あそこに住める

わけですよ。

だから、そういったプラスの考えで、前向きにやって持っていければ、やはり曾於市も、そんな捨てたもんじゃありませんよ。

複式学級だって、私の学校の後輩は一発で東大に現役合格ですよ。いろんな面があるんですよ。

でも、やはり大きな形で見れば、統合もそろそろ考えていかんにやいかん。今2つの地域からそういう話が出ておりますけど、やはり地域からだけじゃなくして、市もある程度はサポートというか、一歩突っ込んでやらんと、皆さんが少ない中では、保護者が少ない中では、なかなか前に進めません。

そのような考えを伺いまして、私の質問は終わります。

○市長（五位塚剛）

小学校の統廃合の問題は、非常に地域にとってはデリケートな問題であります。地域活性化の問題でも非常に大事な問題であります。

私たち行政側は、地元の公民館、学校、PTA含めて、いろんな相談事、また、考え方を求められれば、積極的に地域に出て行って、教育委員会と色々な形での話し合いは、今後も続けていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（土屋健一）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時24分
再開 午後 2時36分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4、鈴木栄一議員の発言を許可いたします。

○3番（鈴木栄一議員）

無所属自由クラブ、鈴木栄一です。

通告しておきました、コロナワクチン接種について質問します。

新型コロナウイルス感染症が発生し、県内でも1,754人感染し、25名の方が亡くなっています。曾於市でも34名の方が感染しました。

感染拡大を抑え込み、経済活動の回復を目指すためワクチン接種が始まり、2月17日から医療従事者に対し先行接種が始まりました。今後の接種は順次行われると思いますが、有効性・安全性が不透明で接種に不安を持っている方、ワクチン接種

を期待される方がいらっしゃいます。

接種に向けて細かい部分があると思いますが、細かい部分も考えていかなければ
と思い、次の質問をします。

- ①ワクチン接種のスケジュールを伺いたい。
- ②ワクチン接種までの流れを伺いたい。
- ③16歳以上65歳未満及び65歳以上の人数を伺いたい。
- ④施設に入居されている方の人数を伺いたい。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、鈴木議員の質問にお答えしたいと思います。

1、コロナワクチン接種についての①ワクチン接種のスケジュールについてお答
えいたします。

令和3年2月17日から、接種順位1位の医療従事者等への接種が始まりました。
接種順位2位の65歳以上の高齢者への接種は、4月以降の予定とされています。そ
の後、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の者、それ以外
の者と、ワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえて、国が決定する実施時期に基
づいて接種する計画です。

1の②ワクチン接種までの流れについてお答えいたします。

市が16歳以上の市民全員分の接種券を作成し、年齢ごとに国の決定した時期に接
種券を郵送いたします。年齢や、基礎疾患の有無により接種順位が異なりますので、
順番が来るまでお待ちいただくことになります。

医療機関や市が準備する集団接種会場に、希望する接種会場を電話等で予約を入
れてワクチンを接種することになります。

1の③16歳以上65歳未満及び65歳以上の人数についてお答えいたします。

コロナワクチン接種における年齢は、令和4年3月31日時点での満年齢に基づい
ております。

令和3年2月10日時点での16歳以上65歳未満の人数は1万6,107人、65歳以上の
人数は1万5,021人です。

1の④施設に入居されている方の人数についてお答えいたします。

令和3年2月1日時点で、曾於市内の介護保険施設に入居されている方の人数は
883人です。

以上です。

○3番（鈴木栄一議員）

2回目の質問をします。

通告書を出してから、連日のマスメディアの情報で質問することは少なくなりましたが、スケジュールが流動的で確定していないので、答弁できないことがあると思います。できる範囲内で結構です。

国のスケジュールが2転3転し、昨日にも4月に始まる予定であった高齢接種から5月以降になり、自治体が準備を進められない状態が続いているとの報道がありました。本市ではどうでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

本市でも当初国が示していました4月初旬からの準備をしているところでございますけれども、まだ国のほうで今ワクチンの供給量等が確定しないと、不透明であるということで、接種をいつからというのはまだ本市に連絡は来ていないところでございます。

○3番（鈴木栄一議員）

その件で、全国の自治体からいろんな不満が出ているんですけども、曾於市からはその不満はないでしょうか。

なかったら結構ですけども。

○市長（五位塚剛）

私を含めて、私たち行政のほうには来ていないですけども、保健課のほうにも不満の声は来ていないというふうに思いますけど、来ていますか。来ていないということでございます。（笑声）

○3番（鈴木栄一議員）

言えない面もあると思うんですけども、政策担当の職員たちは結構不満は持っているんじゃないかなとは思っております。私も不満はあって当たり前だと思っています。

今でも、昨日のことも、接種2回を1回にするというのがありました。そのような旨も担当大臣が話していました。これからどのようになるか本当分からない状態ですけども、いろんなことが変更になるとまた作業をやり直したり、いろんな事務量増えてくるんですけども、今のところはもう2人体制で十分なんではないでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

現在、まだ、医療機関のほうとその接種体制については協議中でございますけれども、今決まっているところが、個別接種と集団接種を並行してやっていくというところがこの前の19日の会で決めていただいたところです。

その接種体制については、ワクチンの供給量に応じまして、まず、個別接種を優

先して、残りのほうを集団接種でやっ払いこうというような協議ができておりますので、あとは供給量がどのくらいになるかで、その接種体制は若干変更になってくるかなと思っているところです。

あと、その、2回から1回になった場合ということで、最大限2回という計算をしておけば、少なくなるほうはいいのかなと思っているところです。

○3番（鈴木栄一議員）

今、その集団接種、個人接種という話ありましたが、これ私、後でまた質問しようかなと思っていたんですけども、今そういう話が出ましたので、その集団接種になった場合は、各町とか大きな場所を借りて接種されるのでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

今のところ、この前、医療機関と協議をした中では、個別接種を優先するという形で取ってますので、あと1か所、末吉のほうに生きいき健康センターを集団接種会場というふうに今協議をしているところでございます。

○3番（鈴木栄一議員）

個別接種が多いということですか。

○保健課長（櫻木孝一）

優先して個別接種からということですが。曾於市内に16医療機関がありますけれども、その医療機関が1日何人接種ができるかというのを曾於医師会のほうでアンケート調査をしているところです。そのアンケート調査の結果を見て、何人できるかというのを大まか分かりますので、その後、そこで入りきらない、入りきらないというか、予約を受付切らない人たちが集団接種のほうにお願いするという形になるかと思っているところです。

○3番（鈴木栄一議員）

その集団接種になった場合、接種はしたいけど交通手段がないという方なんかいらっしゃると思うんですね。その場合、その方達をどのように手助けしていくかお伺いします。

○保健課長（櫻木孝一）

その交通手段につきましては、保健課のほうでもいろいろ検討いたしました。大きなマイクロバスを出そうとか、タクシーを利用しようとか、そういう話も出たところなんですけども、どうしても予約制という形になりますので、予約を取った場合、バスで一気に来られても密集になってしまって、コロナ対策としてはちょっと難しくなるということで、今検討しているのがタクシーを利用した送迎を考えているところです。それについても、個人でタクシー会社を予約してもらい形になるんですが、そういう形であればなと今協議を進めているところでござい

ます。

○3番（鈴木栄一議員）

バスの件が出ましたけども、市内でも貸切バス業者いらっしゃると思うんですよ。仕事は減少しているので貸切バス業者なんかを利用されるのはどうなんでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

先ほどもちょっと話しましたが、どうしても一気に運んでしまった場合、その接種会場が密集になってしまうと。また、予約制ということで、どこの地域からという形で絞っていければ、マイクロバスでの送迎も可能にはなってくると思うんですけども、完全予約制、本人がいつ受けたいというのがそれぞれ地区ごとに違って、バスを出すのもなかなか難しいのかなという形で、今考えているところは、どうしても移動手段のない人はタクシーで送迎をしてもらえればどうかな、というふうに今検討しているところです。

○3番（鈴木栄一議員）

分かりました。

このワクチン接種までの流れということなんですけども、これからまだ国のスケジュールが決まって、それから皆さんにいろんな案内を出したり、予約を入れたりするということなんですけども、今これを見れば、予約は自分で医療機関や市が準備した接種会場に予約を入れるということになっているんですけども、これでいいんでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

基本的には、ここに書いてあるとおりだったんですけど、この前の19日の医療機関との協議の中で、医療機関の予約も全て市役所のほうで取るという形に協議が進んでいるところです。全て、医療機関も集団接種会場も市役所のほうで予約を受付すると、その情報については医療機関は医療機関に流すような形になっていますので、そういう形で、今後予約等はやっていきたいというふうに今協議をしているところです。

○3番（鈴木栄一議員）

やっぱり予約は一本化したほうがいいと思います。医師会との連携を重要にして、密な連絡を取り合えばできるんじゃないかなと思っております。

接種の話あちこち飛びますけども、接種の順番、医療従事者はやっぱり3月で、方向でよろしいんでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

現在のところ、医療従事者については3月の中旬からという形ではなっております。ただ、これについても、ワクチンの供給量がどうなるのかで若干ずれてくるの

かなとは思っています。今、EUのほうで輸出規制がかかっているということで、報道・新聞等で出ていますけれども、供給量がちゃんと来れば予定どおり、スケジュールどおり、3月中旬には接種が開始されるのかなと思っているところです。

○3番（鈴木栄一議員）

1月の20日の臨時会で、ワクチン接種に対して説明がありましたけど、2,000人ということでしたよね。この2,000人というワクチンはもう確保、まあ確保つうのもないけど、2,000人分は曾於市内に来る予定なんではないでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

この医療従事者については、県のほうでワクチンの量は確保する形になっていきますので、市のほうでは、特に、この医療従事者の分のワクチンの量はこちらのほうで把握していないところでございます。

○3番（鈴木栄一議員）

この医療従事者というのは、自治体の職員もその課によっては入るという話を聞いたんですけども、どういう職員の方が医療従事者として接種をされるのでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

自治体の職員という形で今出ているのが、消防の救急隊員ですね。救急隊員とあと保健所の職員がその医療従事者の中にも含まれるという形になっています。

○3番（鈴木栄一議員）

接種会場なんかで係をされる方は、やっぱり市役所の職員が行かれるわけですよね。その方なんかは、接種はされないのでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

今のところ、その予定はないところですが、どうしても感染疑いの方が多いという形になれば、そういうことも考えられると思いますが、今のところ、自治体の職員等の中に接種会場に従事する者は含まれていないところでございます。

○3番（鈴木栄一議員）

この間、担当大臣が、キャンセル待ちも最悪の場合考えていかなきゃいけないという話を聞いたんです。ワクチンを有効的に使うために。どうしてもキャンセルが出て、キャンセル待ちとか、有効的に使うためには市の三役の方もキャンセルが出たら接種をされることは考えていないのでしょうか。考えていなくても、できれば市の三役には最初に接種をしていただき、市民の方がワクチンに対していろんな不安を持っていると思うんですね。それを払拭するためにも、やっていただければと思うんですけども、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今テレビ等で、このワクチンの問題が非常に日に日に動いております。医療従事者が100万人増えたために、ずれてくるという話もあるし、2回接種をしなくて1回接種を今自民党のほうでも議論しているという話もありますし、非常に私たちも、この問題というのは国がしっかりとしていただきたいというふうに思います。当然、当初は1つのワクチンから6人分、6人分取れるんだということで前提で話が進んでおりましたけども、日本の場合は5回分しかできないということも言われておりましたけど、また今になって、新しい注射器ができるということで6人になる話もありますし、非常に、そうなったときには、また元に戻っていくというふうに思います。

それと、今言われましたようにキャンセルが出たときに、場合によっては早く三役も打ったほうが良いという要請がありましたけど、キャンセルが出れば早く打ちたいというふうに思います。

○3番（鈴木栄一議員）

ぜひ、そのようにお願いします。

先ほど言いましたけど、2回を1回にした場合効果のほうがですね、1回打っては70%の効果、2回打れば85%の効果ということは出ているんですけども、この15%というのは大きいですので、できたらここで言うのも何ですが2回接種で国のほうも進めていただければなと思っております。その3週間が、1回打って3週間の間にもう1回打つということなんですけども、ワクチンが少なかったらその3週間を長くしてやれば2回接種が可能じゃないかなと思っております。

それと、これ順番の、高齢者施設の従事者がある程度後ろのほうに来ているんですけども、介護従事者ができたら医療従事者と一緒に接種してもらえば、介護施設の介護されたりいろいろすると思うんですけども、そうすりゃ、高齢者の集団感染の予防にもなるんですけども、市としてはこれはどうもできないんでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

今日の新聞だったと思うんですけども、国のほうで接種の順番等は地方自治体で判断は委ねられるというような形でちょっと新聞に出ていました。ただ、国のほうから今そういう形の正式な指示は出ていませんので、今後そういう指示がありましたら、そういうことも検討していきたいなと思っているところです。

○3番（鈴木栄一議員）

接種の主体は自治体であり、具体的な接種のあり方は自治体の判断でできるって、ちょっと私も見たんですけども、まだこれは、介護従事者も早く接種ができれば、また大分安心じゃないかなと思っております。

それと、接種希望者、地域で60%以上の人が免疫を持っていれば感染は終息する

と言われますが、免疫を獲得するにはワクチン予防接種が必要であり、接種は強制でなく努力義務で、多くの人に接種をお願いされると思うんですけども、接種希望は何%くらいだと思いますか。

○保健課長（櫻木孝一）

前、報道で見たところ、高齢者が67%、全体含めて63%から60%くらいの割合、希望をされているというアンケート結果が出ていました。ただ、そのアンケートを取った時期がまだ早かったので、今、副反応について大分、緩和というか少なくなってきたという情報も入ってきていますので、若干増えてくるのかなと。曾於市としては一応70%ぐらいを見ているところでございます。

○3番（鈴木栄一議員）

今の課長は答弁されたように、私も知り合い何人か聞いてみたんですよ。接種する人は60%、したくない30%、分からないが10%でした。

したくない人の答えは副反応が怖い、あとは長期的にどういう副反応が出てくるか、そっちのほうに怖いということですね。たまには、注射が嫌いという方もいらっしゃいました。私も生活の中で2番目に注射が嫌いですね。私もまだはっきり分かんないところであります。

あとはですね、変わった人で、ぽつんと一軒家だから人と合わないから接種はしなくてもいいという方もいらっしゃいます。そういうことは、訪ねてくる人は少ないかもしれないけど、外に自分で買物とか行くときあるから、そういう方も接種は必要かなと思っています。その人たちにちゃんとした正確な情報を届けてもらって、納得した上で接種を進めていきたいなと思っていますので、皆さんの担当者のいろんな知恵を借りて、接種に向けて頑張っていただければなと思っています。

それと、接種はいろんなやり方、今テレビなんかで練馬モデルとか川崎モデルとかいろんな方法を放送されていますけども、市はどこか参考にされている市とかそういう自治体があるんでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

特にどこをということではありませんけれども、今、先ほど出ました練馬区のモデルが個別接種を優先して、あと、集団接種会場も設けるという形を取っていますので、そこに近いのかなというふうには思っているところです。

○3番（鈴木栄一議員）

シミュレーションまだこれからですよ。もうされているんでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

これからになります。

また、週に1回医療機関との検討会を毎週するというので、今、この前の19日

の会で決まりましたので、その中でいろんなシミュレーション等を今後、お互い協議していきたいなと思っているところです。

○3番（鈴木栄一議員）

集団接種になった場合、問診から接種まで大体何分くらい見ていらっしゃるのでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

国が示している時間は1人3分というふうに見ております。曾於市としてもその程度を見て、1日1人の接種時間はそれで検討していきたいなと、今後接種スケジュールを組むとき、やっていきたいなと思っているところです。

○3番（鈴木栄一議員）

接種は3分で、接種終わって待機は15分から30分と言われてはいますが、待機場所は密になるんじゃないでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

時間を設けて、いきなり押しかけて来てもらってもなかなか対応はできませんので、15分単位で予約を取るようになっています、集団接種会場も。その会場に来て15分の間に受付をして、問診をして、接種をして、待機をしてもらうという形で繰り返していけば最大何列、その注射を打つ人が何人でちょっと変わってきますけども、そこは時間で区切ってやっていきますので、密にならないように今後やっていきたいなと思っているところです。

○3番（鈴木栄一議員）

分かりました。

まあ一応、接種は住民票のあるところが基本ということですよ。住民票そのまままで長期出張とかで、学生は県外の大学とか専門学校に行っている場合は、手続きだけで済むというような話を聞いたんですけども、その手続きなんかは簡単なものなんではないでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

その行っている市町村、都道府県どこに行っているかちょっと分かりませんが、そちらのほうで届出をすれば簡単にできるようなにはなっております。そこで接種券を、まあ接種券というか、こちらから1回接種券を送りますので、その病院、その接種券がそちらの、東京なら東京だった場合、本人が、家族の者が送ってもらえればその接種券も使えますし、その医療機関で受けられるという形にはなるかと思えます。届出をしてですね。そんな難しいことではないと思えます。まだ、どういふふうにするかというのは、こちらの方に示してないところでございます。

○3番（鈴木栄一議員）

そこまではまだ決まってないということですね。例えば、子供たちもすぐ簡単に今住んでいるところで手続きができると思ってもいいですね。

続きまして、介護施設の入居されている方が883人ということなんですけど、高齢者1万5,021人の中にこの883人という方も入っているという考えでよろしいんでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

この883人の中に65歳以上が入っていれば、それで全部含まれている人数になります。

○3番（鈴木栄一議員）

すみません、まだ私の質問がおかしかったと思います。

この介護施設というのは、曾於市に入居施設が何軒ぐらいあるんでしょうか。

○介護福祉課長（福重 弥）

現在29施設あるとございます。

○3番（鈴木栄一議員）

この入居されている方の接種の方法は、多分、会場まで行かれないと思うんですよ。感染の問題やら、ましてや歩けなかったり、この場合接種はどのような訪問接種なのか巡回接種なのかというのは、どのような方法なんでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

高齢者施設については、普通やっています季節性のインフルエンザの予防接種と同等な扱いになろうかと思えます。その施設に嘱託医が来て兼ねてインフルエンザの予防接種をされるんだったら、そういう形になると。もしそういう嘱託医がない場合、施設で今まで病院に連れて行ってインフルエンザの予防接種をされている場合は、そういう形になると。そのほか、どうしてもというときには相談して、行政と医療機関とその施設と協議をして、どういうふうにするかというのを協議していきたいなと思っているところです。

○3番（鈴木栄一議員）

漏れなく皆さんが接種できるように、いろいろ考えていただければなと思っています。

先ほど言いましたように、メディアのほうである程度情報を仕入れていますので質問をすることもなくなりました。

最後に、正確な情報を皆さんに発信していただき、皆さんが接種していただけるようお願いしております。

早く終わるのも感染防止の一つかなと思っていますので、これで一般質問を終わります。（笑声）

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日25日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時06分

令和3年第1回曾於市議會定例会

令和3年2月25日

(第3日目)

令和3年第1回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和3年2月25日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第5 海野 隆平 議員

通告第6 迫 杉雄 議員

通告第7 今鶴 治信 議員

通告第8 久長登良男 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番 重 久 昌 樹	2番 松ノ下 いずみ	3番 鈴 木 栄 一
4番 岩 水 豊	5番 湊 合 昌 昭	7番 宮 迫 勝
8番 今 鶴 治 信	9番 九 日 克 典	10番 伊地知 厚 仁
11番 原 田 賢一郎	12番 山 田 義 盛	13番 大川内 富 男
14番 渡 辺 利 治	15番 海 野 隆 平	16番 久 長 登良男
17番 谷 口 義 則	18番 迫 杉 雄	19番 徳 峰 一 成
20番 土 屋 健 一		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持 留 光 一 次長兼議事係長 森 岡 雄 三 総務係長 梅 木 康
主 任 富 田 洋 一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	瀬 下 浩
副 市 長	八 木 達 範	教育委員会総務課長	橋 口 真 人
副 市 長	大休寺 拓 夫	学 校 教 育 課 長	川 路 道 文
総 務 課 長	今 村 浩 次	社 会 教 育 課 長	内 山 和 浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳 留 弘	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	安 藤 誠

企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新 澤 津 順 郎
市 民 課 長	岩 元 浩	水 道 課 長	徳 元 一 浩
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（土屋健一）

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第5、海野隆平議員の発言を許可いたします。

○15番（海野隆平議員）

大きくは3項目について質問をいたします。明解な答弁を求めたいと存じます。

まず、新型コロナ対策とワクチン接種について質問をいたします。昨日は同僚議員より、今後のワクチン接種についての質問がありましたので、できるだけダブらないように質問していきたいというふうに存じます。

新型コロナの国内感染が確認されてから約1年が経過いたしております。新聞、テレビ等のマスコミ報道では、毎日のように感染者数、重症者数、死亡者数と報道され、感染者、重症者、死亡者とも、とどまることなく、増加の一途をたどっております。医療従事者、ベッド数とも足りず、医療の危機、医療崩壊に達しているところまで言われているところであります。

昨年度末から今年度に入り、関東・関西の11都府県においては、緊急事態宣言が再度発令され、不要不急の外出、夜8時までの時短営業や3密の回避など、自粛を呼びかけております。

また、隣接する都城市や三股町におきましても、病院や老後施設において、クラスターの発生により多くの感染者が発生いたしております。これにより、宮崎県では都城市に対し、感染急増圏域に指定いたしております。

昨年12月より今年に入り、曾於市内においても、34名の感染者が確認されており、1月7日には対策本部会議を開き、公共施設の一時閉鎖や不要不急の外出や越境の自粛など、FM放送を通じて市民に要請いたしております。

身近に迫る感染の恐怖は、市民生活にも大きな不安を募らせております。

そこで、質問の第1点であります。本年に入り、市民コロナ感染者の確認により、公共施設の一時閉鎖や、県境をまたいでの外出の自粛など、厳しい規制が取ら

れております。コロナ対策と市民生活の影響についてはどのように考えているのかお聞きしたいと存じます。

2点目の質問であります、PCR検査については、全国的に低料金で簡易な形式での検査が可能となっておりますが、曾於市内の検査体制はどのようになっているのかお聞きしたいと存じます。

3点目の質問であります、今後、医療従事者より随時ワクチン接種が始まりますが、市民への接種計画はどのようになっているのか、接種についてのマニュアルはあるのかお聞きしたいと存じます。

次に、新型コロナによる商店の経営悪化と対応についてを質問いたします。

昨年12月から本年度に入り、隣接する都城市や三股町をはじめ、本市とコロナの感染者が急増いたしており、急増するコロナ感染者対策として、さらなる感染者拡大防止のために、公共施設の閉鎖やFM放送による感染防止対策や、不要不急による外出の自粛など、昨年の4月の緊急事態宣言以上に厳しいコロナ対策が取られております。

1月7日以降、曾於市の緊急事態に合わせて、市民の生活が一変いたしており、各商店街への人通りは全くなく、商店への客足は一気に減っており、今なお、大変厳しい経営状況が続いております。特に、夜の飲食店においては、12月の忘年会から1月の新年会と、需要の高まる繁忙期にもかかわらず、予約は全てキャンセルされ、毎日が休業状態となっております。今後の回復の見込みもなく、この状態が続けば、廃業もしくは倒産に追い込まれるのではと、悲痛な声を聴いております。

そこで、質問の第1点であります、昨年より本年度に入り、コロナ感染者急増とともに客足は遠のき、各商店への来店者は激減いたしております。商店主の声を聴いても、このままでは、廃業もしくは倒産するのではないかと、大変危機感を感じております。

そこで、1点目の質問であります、市内の経営の実態をどのように捉えているのかお聞きしたいと存じます。

2点目の質問であります、1月15日、市長室において、飲食店組合の皆様が来庁され、休業要請や協力金支給を求める要望等があったと思いますが、そのことについてはどのように受け止められたのかお聞きしたいと存じます。

3点目の質問であります、今の状況では、景気がいつ回復するのか見通しが立たないのが現状です。今後の景気対策については、どのように考えておられるのかお聞きしたいと存じます。

次に、来年より始まる、小学5・6年生教科担任制について質問をいたします。

中教審は、2022より、小学5・6年生を対象に、専門の教員が教える教科担任制

を導入することとしており、対象教科として、理科、算数、英語を対象科目としております。

神奈川県や兵庫県では、既に先行して教科担任制を取り組んでおり、専門の教員による授業は分かりやすいとの高い評価を得ているところであります。

また、文科省では授業準備の効率化により、多忙な教員の働き方改革にもつながるといふふうにあります。

そこで、質問の第1点目ではありますが、来年より導入を予定されている小学5・6年を対象とした教科担任制については、どのような見解をお持ちかお聞きしたいと存じます。

次に、2点目の質問ではありますが、教科担任制の導入に合わせて、専門性の高い教員の確保が課題とありますが、教員の確保については、どのように検討されているのかお聞きしたいと存じます。

3点目の質問ではありますが、教科担任制の導入については、各学校に対し十分な理解と説明が必要と思うところでありますが、各学校への対応はどうであるのかお聞きしたいと存じます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、海野議員の質問にお答えしたいと思います。質問事項の1と2については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の3については、教育長に後から答弁させます。

1、コロナ対策とワクチンの接種についての①コロナ対策と市民生活の影響についてはどのように考えているかについてお答えいたします。

令和3年1月7日に、1都3県を対象区域として緊急事態宣言が発令され、その後11都道府県まで拡大されました。

また、隣接する都城市及び三股町は、宮崎県独自の感染急増圏域に指定され、外出自粛等の要請が行われました。

本市でも、感染拡大防止のために、通勤、通学、通院、介護等の生活に必要な外出を除き、不要不急の往来を控えていただいたり、公共施設の利用制限を行いました。

このことにより、市民の皆様には大変御不便をおかけしていると思っております。

1の②PCR検査については、低料金で簡易な形での検査が可能となっているが、市内の検査体制はどのようになっているかについてお答えいたします。

鹿児島県は昨年11月より、発熱等、気になる症状がある場合は、かかりつけ医に相談できるように体制を整備し、現在811医療機関が診療・検査医療機関として指

定されております。

市内の医療機関では、松岡救急クリニック分院が診療・検査医療機関と指定され、鹿児島県ホームページで公表されています。

市内のほかの医療機関については、公表されていませんので把握ができておりません。

1の③接種計画はどのようになっているか、マニュアルはあるのかについてお答えいたします。

接種計画については、現在、曾於医師会と2市1町とでワクチン接種体制について検討を行っております。医療機関での個別接種の公共施設を利用した集団接種の実施について、医療機関の意向を確認した上で計画してまいります。

接種についてのマニュアルについては、国が策定した新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きがあります。

2、新型コロナによる商店の経営悪化と対応についての①市内の経営の実態をどのように捉えているのかについてお答えいたします。

国は感染拡大防止のため、GoToトラベルの一時停止や、東京都をはじめ、10都道府県を対象に、緊急事態宣言を発出しています。

宮崎県は、独自の緊急事態宣言により、飲食店の営業時間の短縮要請や不要不急の外出の自粛などを県民にお願いいたしました。

また、鹿児島県は、鹿児島市のほか4市を対象に県独自の緊急事態宣言により、対象地区の飲食店には営業時間の短縮要請をし、県民に対しては、県をまたいだ不要不急の外出自粛をお願いいたしました。

そのような中、曾於市は都城市をはじめとする経済圏であるため、県境を越えて往来する方が減少し、さらに、市民の方々も感染防止のために、県境をまたぐ不要不急の移動の自粛や、飲食店などでの外食を控えたことによる、市内の飲食店に大きな影響が出ております。飲食店の中には、自ら営業時間の短縮をされている方、来店客数の激減により、やむを得なく休業している方、いつお客さんが来るか分からないまま店を開けている方、店内での飲食提供をやめて、テイクアウトや料理の宅配など、様々な工夫をされております。

また、飲食店でのお酒を飲む方が減少した影響で、タクシーや代行運転を利用される方も激減いたしました。

さらに、GoToトラベルの効果で、観光客など、徐々に回復基調でありましたが、その一時中断の影響で、貸切りバスのキャンセルが続出したことで、貸切りバス業も非常に影響を受けております。

ほかにも様々な業種の方々が新型コロナの感染拡大で影響が出ています。

2の②1月15日、飲食店組合の皆さんの休業要請や協力金支援を求める要望等についてはどのように受け止めたのかについてお答えをいたします。

今年1月15日に曾於市飲食店連絡協議会の3の方が来庁されて、市に対して嘆願書を提出されました。

その中で、昨年新型コロナウイルス感染症の拡大により、国の緊急事態宣言が発出され、徐々に来客数が減少し、その後、宮崎県、鹿児島県での感染が拡大した時期が、忘年会、新年会シーズンに重なり、来客数が激減いたしました。

さらに、宮崎県の緊急事態宣言により、曾於市の経済圏である都城市の営業時間の短縮要請や不要不急の外出自粛により、飲食店は非常に厳しい状況になったということが、今回、嘆願書を提出された経緯であります。

嘆願を受け、飲食業の状況、また、ほかの業種についても、厳しい状況であるということを受け止めています。

2の③今後、市内の景気対策についてはどのように考えているかについてお答えいたします。

当然ながら、本市の感染者数の動向はもちろん、鹿児島県や宮崎県、特に、都城を中心とする北諸県地域の感染者数の動向も注視しています。

今後、ワクチン接種も始まります。市民の接種状況、または近隣市町の接種状況や感染者の推移にも注視していきます。

なお、新型コロナが終息することが最大の目標ですが、感染者の状況を確認しながら、経済活動を回復基調にするのが必要です。そのためには、国や県の支援内容なども見ていく必要があります。

次は、教育長が答弁をいたします。

○教育長（瀬下 浩）

3、来年より始まる小学5・6年教科担任制についての①教科担任制についての見解についてお答えします。

文部科学省が令和4年度から実施することとしている小学校高学年における教科担任制につきましては、教科指導の専門性の高い教員が指導することから、授業の質が高まり、学力の向上が期待できますし、一人一人の児童に複数の教員が関わることから、生徒指導の充実にもつながります。

また、小学校から教科担任制に慣れさせておくことで、中学校での教科担任制にスムーズにつながられ、心理的な中1ギャップの解消にもつながるものと考えます。

このようなことから、これまでの学級担任制の良さに、教科担任制の良さを加味することで、これまで以上の教育効果が期待できると考えます。

3の②教員確保についてどのように検討されているかについてお答えします。

公立小・中学校の教員の採用及び学校への配置につきましては、教職員定数に係る法令に基づき、県教育委員会によって行われています。

県教育委員会では、教科担任制の導入に係る教員確保等については、現時点では未定であるとのことであり、まだ何も基本的な方針等は出されておられません。

市教育委員会としましては、これまでもできる限り専門性の高い教員を配置してもらおうよう、県教育委員会へ要望してまいりましたが、今後も継続して指導力の高い教員の確保に努めてまいります。

3の③各学校への理解と説明が必要と思うが、各学校への対応はどうであるかについてお答えします。

現時点では、教科担任制についての教員配置や具体的な内容・方法等の情報については何も示されておられませんので、今後、文部科学省や県教育委員会から具体的な内容や方法等について示された際には、各小学校へ十分な理解を図っていききたいと、そのように考えております。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

ただいま、1回目の答弁を頂いたところでありますが、まず、新型コロナ対策とワクチン接種について、再度質問をしてまいります。

本市も昨年の12月から本年に入り、隣接する都城市や三股町の感染者に合わせて、本市でも感染者が急増いたしております。

そこで、質問であります。急増した要因については把握されていると思いますが、その急増した要因は何であったのか、感染経路等はまだ解明されているのかお聞きしたいと存じます。

○市長（五位塚剛）

感染者の方については、基本的には個人情報に関係がありまして、公表されていないのが実態であります。また、市に対しても、名前等を含めて、現状からは示されておられません。

ただ、私たちの曾於市の場合は、都城市で感染者が増えてきましたので、それに合わせて、大体曾於市も増えてきました。

そうすると、職場の関係、また、学校の関係とか、また、その職場との関係の親族関係とか、そういう関係で曾於市の市民にもコロナの感染者が増えてきていたのではないかというふうに推測されるところでございます。

○15番（海野隆平議員）

私は、その個人情報というのがありますので、当然公表はできないということは分かっているわけですが、感染経路等については、やはり把握しておく必

要があるのではないかなど。

今、都城市との関係について答弁をされましたけど、具体的に、やはり感染経路を解明することが、一つの予防のに繋がるわけですので、そこを、よくやっぱりちゃんと把握すべきじゃないかというふうに思うわけですけど、担当課長のほうでは把握されていないのでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

先ほど、市長のほうから申されたとおり、保健所からの情報というのが限られております。

どこの経路からという情報もありませんので、こちらとして把握はできてないところですが、ただ、県の発表資料によりますと、誰と誰は関連性があるというのは出ています。そのデータでいきますと、感染したこの34名の中で、10グループは関連があったということで、その県の発表資料に基づいて確認は取れているところがございます。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

年代によりましてはですね、特に、高齢者や基礎疾患のある方については、重篤化の傾向があるというふうに聞いておるところであります。市内の感染者、34名いらっしゃるわけでありまして、年代別にこれも当然把握されていると思うんですけど、どうであったのか。

それと、重症者は34名の中にはいらっしゃらなかったのか。

それと、感染者のその後の経過はどうであったのか、併せてお聞きしたいと思います。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、年代別の人数について回答いたしたいと思います。

まず、10歳未満が2名、10代が2名、20代が4名、30代が4名、40代が3名、50代が9名、60代が4名、70代が2名、80代が4名ということで、合計34名となっております。

あと、重症者については、情報等が入っていませんので、確認ができていないところです。

あと、その後の経過ということで、全員退所・退院が確認はされているところです。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

全員退院されたということで、それはそれでよかったなというふうに思っている

わけでありますけど、本年度に入りまして、志布志保健所管内において、かなりの感染者が出ておるわけでありますけど、当然、病棟とかベッド数とか、それから医療スタッフの確保等やら、これ、十分であったのか、十分対応できているのかお聞きしたいと思います。

○保健課長（櫻木孝一）

その入院入所等については、県のほうで、どこの医療機関にと、どこのホテルにと、宿泊施設になりますけど、案内をしますので、こちらのほうで、そちらのほうの対応はしていないところです。

十分今のところ対応はできているというふうに思っているところです。

○15番（海野隆平議員）

ほとんど県任せというような状況であるようですが、やはり、県と市とは密に連携取るべきだというふうに思っております。当然、それなりの情報というのは、お互いに周知すべきだというふうに思いますので、やはり、県との連携というのは十分確保していただきたいなというふうに思います。

先ほどのPCR検査について、ちょっと質問をしましたが、PCR検査については、指定した医療機関での検査というふうに聞いておりますが、曾於市内では、先ほどあったとおり、松岡救急クリニックが指定されているようでありますけど、感染者が非常に無症状の方も多く、濃厚接触があったとしても、心配なら簡易に検査ができるとされているわけでありますけど、しかも、低料金でできるというふうに聞いておりますが、市内どの医療機関においても簡易な検査はできないのか、当然、これは今後のこともありますが、ただ、指定した病院云々も大事ですけど、やはり簡易な検査については、16の医療機関ありますけど、やはりそういった体制を整えるべきだというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

先ほど、市長のほうの答弁でもあったとおり、診療・検査医療機関というのが県のほうで指定されております。その指定されている病院で公表されている医療機関が、先ほど申しましたとおり、松岡救急クリニックの分院になります。

そのほか、曾於市内の医療機関も、これに指定されている病院もあるかと思いません。ただ、公表されていないだけであります。

公表されていない理由というのが、それぞれの医療機関で考え方もあるようでございますけれども、医療機関や職員への誹謗中傷等が懸念されたりとかというのがあって公表はしないというような医療機関もあるようでございます。

ですので、発熱等、どうしても気になる症状がある場合は、まず電話でかかりつけの病院に確認をして、そこが検査ができるかできないかというのは、そこで確認

をしていただくというふうになっております。もし、その病院が確認できない場合は、確認できる医療機関を紹介するという形になります。

そういう医療機関が、もしない場合は、保健所に設置してあります相談センターがありますので、保健所のほうになります。そちらのほうに相談をするという形に今なっているところでございます。

○15番（海野隆平議員）

現在までですけど、PCR検査を受けられた方ではありますが、特に、12月から今年度に入りまして、感染者数が34名と非常に増えているわけではありますが、非常に心配された方も多かったのではないかなというふうに思うわけではありますが、今まで、本日まででよろしいんですけど、昨日までですよ、PCR検査受けられた方は、どのくらいいらっしゃるのか、検査の結果については、どのくらいで、何日ぐらいかかり、また、判定の結果ではありますが、どのように通知されているのか、併せてお聞きしたいと思います。

○保健課長（櫻木孝一）

1月の臨時議会で、PCR検査の設置費補助金という形で、議会のほうで認めていただきまして、1月1日より、補助金のほうの交付申請、補助金を交付しているところでございます。

その中で、現在、29件の申請があったところでございます。で、その申請については、領収書と検査を受けた確認ができる添付書類をつけるようにということになっております。

で、その方が、陰性、陽性というのは、こちらのほうで把握しておりません。もし、陽性の場合、医療機関のほうに保健所に報告するようになっておりますので、そういう形で、今のところ曾於市としては、その陽性、陰性の確認はできていないところでございます。

○15番（海野隆平議員）

陰性、陽性については、ほとんどもう県のほうから連絡があるというような受け取り方でよろしいわけですね。

感染者の症状によっては、無症状の方もいらっしゃいますが、医療機関では、感染者がいないときほど、PCR検査は必要というようなことであります。

最近では、唾液による簡易な検査キットも開発されておりますが、今後、感染者を出さないためにも、PCR検査、強化すべきじゃないかなと、私は思うわけではありますが、いわゆるモニタリングによるPCRの検査の必要性が今うたわれておるわけではありますが、これは医師会と医療機関との連携が必要となるわけではありますが、その、出たから云々じゃなくて、やはり定期的というかですよ、これは

非常にいろいろ手続上の問題もあるかと思うんですけど、モニタリングによるPCR検査について、今後、やはり積極的に行うべきではないかというふうに思うわけではありますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○保健課長（櫻木孝一）

そのことについては、今後、医療機関と行政と、また検討をしてみたいと思っているところです。

○15番（海野隆平議員）

医療機関と今後検討してみたいというような答弁でありますけど、このモニタリングについては、大体、症状が出たからとか、感染者が出たからとかいうんじゃないくて、やはり定期的な必要性というのは、私はあると思いますので、その辺は十分また検討していただきたいなというふうに思います。

ファイザー社のワクチンでありますけど、マイナス75℃以上の保管が必要であり、運用が大変難しいというふうに聞いております。解凍をすれば、接種1,000回分以上を5日間で使い切る必要があるというふうにされておるわけであります。

効率よく接種する必要がありますが、接種方法については、昨日の鈴木議員の質問に対し、個別接種を優先するというようなこと、その後、集団接種を計画しているというような答弁でありました。

個別接種については、曾於市内16の医療機関で予約により接種をしてほしいとのことあります。当然、日程とか時間帯とも指定されて——これは接種券等がありますので、接種券で日程とか時間帯等は指定されるというふうに思うわけですが、やはり、個人はどうしても都合がありますので、その日程、時間等に接種できない方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですけど、そういった場合の接種の方法等についてはどのようにお考えなのか。

それと、集団接種の会場として、末吉の保健センターを予定しているというようなことありますが、接種会場は保健センターが1か所になるのかですね。ただ、大隅、財部の方々はわざわざ出てこられないといけないというような不便性もありますので、そこ辺、考慮すべきじゃないかと思っておりますけど、併せてお聞きしたいと思っております。

○保健課長（櫻木孝一）

まず、その接種できない方、予定どおり日程に合わせて接種できない方はどうするのかということをございましたけれども、一応日程的には、平日から土曜日、日曜日まで、一応日程的には組む予定でございますので、その中でどこかか接種をしていただきたいというふうに思っています。どこという形で、こちらで指定するわけではありませんで、その中で、自分で都合がつく中で接種していただければ

など思っているところです。

あと、集団接種の会場ですけれども、現在のところ、生きいき健康センターをという形で計画しておりますけれども、今日の新聞にありましたとおり、ワクチンの供給量がかなり少ないようでございます、最初のほうは。で、それでいきますと、集団接種をする、まず、そこまでワクチンが行き届くのかなというところもあります。

先ほど、議員のほうからもありましたとおり、個別接種を先にやっていきますので、個別接種でまずやっていただいて、そこで補えない場合は、集団接種という形になっていますので、それで末吉のほうの生きいき健康センターのほうでも、ちょっと対応がし切れないというふうになった場合は、また大隅、財部、そちらのほうも、今後医療機関と一緒に検討してまいりたいと思っております。

○15番（海野隆平議員）

財部、大隅の方々の利便性も十分考慮しながら、接種会場については検討していただきたいなというふうに思います。

ワクチンの接種を迅速に進めるために、ワクチン接種時の確認とか、訓練等を行っている自治体もあるわけですが、本市においては、今、医療機関との連携、接種時の手順については、いまだ打合せがされていないというような、昨日の答弁であったというふうに思っておりますが、手順というのは非常に大事だと思うんですけど、当然打合せをしていただきたいわけですが、これ、いつされるのかなということと、昨日の報道では、先ほどちょっと確認されましたけど、65歳以上に方に対し、4月の12日より随時接種が始まるというような報道があったわけがありますので、やはりもう時間が迫っていますので、ワクチンの手順等、また訓練含めて、やっぱり早急にすべきじゃないかというふうに思いますけど、答弁を求めたいと思います。

○保健課長（櫻木孝一）

医療機関との、当日のやり方というのは、この前、先週の19日に医療機関との検討会をした中で、その会場で一緒にどういう手順でやるかというのを確認をしようということで、決めていただいておりますので、来月、3月になったら、そういう形の準備をしたいと思っているところです。

○15番（海野隆平議員）

3月初めには打合せをするということですので、しっかりやっていただきたいなというふうに思います。

ファイザー社のワクチンについては、コロナに対する有効性が高いというふうに聞いております。しかしながら、アナフィラキシーなどの副反応が出たことも確認

されているわけでありますが、市民の間には、副反応に対する不安等もまだ払拭されていないというような状況であります。安全性と副反応については、やはり市民にきちんと私は説明すべきじゃないかというふうに思うわけでありますが、その点についてはいかがお考えか、見解をお聞きしたいと思います。

○保健課長（櫻木孝一）

接種券を一人一人にお送りしますが、その中でファイザー社の取扱いの説明書、その中に、こういう症状がある方はお控えくださいとか、かかりつけの医療機関に御相談してくださいというような形で書いてありますので、そこらあたりを十分周知をしていきたいなと思っているところです。

○15番（海野隆平議員）

やはり、市民の不安を払拭することは大事なことでありますので、しっかり、そこ辺も市民に説明していただきたいなというふうに思います。

昨日も鈴木議員に対する答弁では、接種計画については、予定はあっても、いまだにはっきりしていないというような答弁であったというふうに思っておりますが、マスコミの報道によりまして、国の接種計画、やはり、いまだに二転、三転というようなところもありますが、昨日は、菅首相のほうで、先ほども話したとおり、65歳以上は4月12日より、順次接種していくと。恐らく、まあ本市、いつになるか分かりませんが、4月中旬以降になるんじゃないかなというふうに思っているところではありますが、市民はワクチンの接種については、高い関心と期待を寄せているところでもあります。国や県との連携を密にさせていただいて、市民に対して、しっかりとしたスケジュールを示していただきたいなというふうに思うわけでありますが、いろんなやり方があるだろうと、スケジュールの公表については。この件につきましての市長の見解を再度求めまして、市長、よろしいでしょうか、この項の質問を終わりたいと思います。

○市長（五位塚剛）

コロナについては、やはり非常に、市民の生活を守る上でも大事な問題でありますので、引き続き、早く市民が接種できるように、対策も含めて進めていきたいというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

接種計画については、やはり市民が、とにかく、いつ接種されるのだろうかとか、いつ頃から始まるのかとか、非常に皆さん、強い関心を持っていらっしゃると思いますので、そこ辺、やっぱり、市として、しっかり説明していく必要があるというふうに思いますので、十分な説明を要望いたしまして、この項の質問を終わります。

続きまして、新型コロナウイルスによる商店の経営の悪化と対応について質問をしてまい

りますが、曾於市内の商業者の実態については、厳しいという実感を、市長は感じておられるということで、私もまさに同感であります。

そこで、再度お聞きしますが、実態を知るということは、やはり、数値的に把握をしていただきたいなというふうに思うところではありますが、聞き取り調査はしたというふうな話も聞いておりますが、やはり、実態調査というのは非常に大事じゃないかと思えますけど、今年に入ってから、特に厳しい状況が続いております。最近での実態調査、景況調査、当然されているんじゃないかというふうに思うんですけど、されていたら、いつ、どういった形の調査をされたということについてお聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市内の飲食店、または市内の中小企業の状況というのは、随時私たち役所の人たちも足を出向いて、この間、聞き取りもしております。私自身も、ほとんどの昼の食事については、曾於市内のそういう料理屋さんを訪問しながら聞き取りをしております。

現実的には、昨年暮れから、今年の1月にかけて、急激にお客さんが少なくなったというのが実態であります。

そういう中で、今回のような飲食店の組合から嘆願書が出ました。私たちも、そのことを含めて、担当課のほうで商工会を通じて、また、いろんな状況も聞きながら進めていきました。

数字で幾らというのは、今出ておりませんが、いろんな、商売されていない別な分野の人たちもいっぱいいらっしゃいますので、総合的な対策等が大事でありますので、引き続き、この市民の状況をつかむための努力をしたいというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

具体的な実態調査はまだされていないというようなことでありますので、そのように理解いたしますが、先ほどから話しておりますとおり、本年度に入りまして、非常に厳しい状況が続いているというふうに私も感じております。やはり、今どういう実態なのか、今どういう状況にあるのかということの数値的に求めることは大事なことじゃないかというふうに思いますので、今後、実態調査、景況調査、まだ十分時間がありますので、ひとつ、担当課、どこになるか分かりませんが、ひとつ準備していただきたいなというふうに考えております。いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

現在、確定申告が始まりましたので、当然ながら、この結果も数字が出てまいります。

私たちも、今、この現状でコロナが終息すれば非常事態宣言も解除になっていく方向でありますので、全体的には人の動きが、そういう飲食店のほうを含めて出ていくと思います。

しかし、私たちも実態調査はやっぱりやるべきだというふうに思います。

担当課は商工観光課が中心になってやりますけど、どういう形が一番いいのかということを含めて、何らかの対策を含めたそういう実態調査というのは、つかんでいきたいというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

ぜひ、実態調査を行っていただきたいなというふうに思います。

先ほど、確定申告の話が出ました。間もなく確定申告が始まるわけでありましたが、恐らくどの事業所も厳しい確定申告になるのではないかなというふうに予想いたしておるところであります。

本年の確定申告も昨年同様4月15日までというふうに、慣例では3月15日までですが、1か月延びましたので、4月15日というふうになっておりますが。

そこでお聞きしますが、当初予算は私は見せていただきましたけど、所得税、法人税などの税収については、非常に厳しいというふうに受け取っておりますが、市長、どのようにこの所得税、法人税、受け止めておられるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○市長（五位塚剛）

曾於市は農業のまちでありますので、畜産を含めた形での確定申告が始まりますけど、畜産については大分回復傾向になってきましたので、そんなに影響はないかなというふうに思っておりますけど、土建業、建設業の方についても仕事の減っていない状況であります。また、公共事業に関しても相当、災害を含めて出ましたので、問題ないと思っておりますけど。

要するに、一般的に飲食を伴う、そういう商売されている方々、また、なるべく出入りを避けるために少なくなっている床屋さんとか、パーマ屋さんとか、そういう関係の方々、また、観光業、タクシー関係の勤めてる方々、そういう人たちは全体的には最も厳しい状況になってきているだろうと思います。

そういう意味では、市の歳入でありました所得税がかなり落ち込むということで、数字的にも大体の予想は、前も発表いたしましたけど、厳しい状況が出てござろうというふうには思っております。

○15番（海野隆平議員）

今、答弁があったとおり市税については非常に厳しいというふうな予算になっているわけでありませけれども、31億8,792万円、対前年比1億4,396万円ということ

で、減になっております。

そしてまた、4.3%の対前年比減ということで、厳しい財政運営になっていくんじゃないかなと、いわゆる自主財源が非常に大事でありますので、そういった中での税収というのも大事であります、やはり厳しい財政運営になっているんだなというふうには考えてはおるところであります。

2月8日の臨時議会におきまして、曾於市内の中小零細業者に対して2億4,100万円の曾於市独自の財政支援がなされたことにつきましては、私自身も高く評価したいなというふうに思っております。厳しい経営状況の中、まさしく的を射た施策じゃなかったかなというふうに考えておりますが。

そこで、お聞きいたすところではありますが、現在までの状況、もう既に申請等が始まっていると思うんですけど、これ、申請については原則郵送というふうになっているようではありますが、本日までの問合せ件数とか申請件数、また給付件数、もう既に始まっていると思いますので、一応状況について、中間状況になるかと思えますけど、お聞きしたいと思えます。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

受付自体は議決を頂きまして、2月の15日から受付を始めております。

今の申請内容といいますか、今、海野議員のほうからも言われましたけども、郵送もお願いしているところですけども、一応トータルで22件ほど来ております。

その中で、もう一応、決裁を受けているもの等がありますけれども、今現在は22件です。

○15番（海野隆平議員）

2月15日から始まっておりまして、現在まで申請件数222件ということで……

（「22件です」と言う者あり）

○15番（海野隆平議員）

ごめん。22件ですね。はい、22件。給付件数が22件じゃないんですか。

○商工観光課長（安藤 誠）

大変失礼しました。22件の申請のうち、今、支給の決定をいたしているところが14件であります。

（何ごとか言う者あり）

○15番（海野隆平議員）

まだ、申請件数少ないようではありますが、今回の給付事業につきましては、一応5月31日までの締切りというふうになっておりますが、大変厳しい経営環境の中で、ほとんどの事業所が、この事業に該当するのではないかなというふうに思っておる

ところであります。

そこで、再度お聞きしますが、今回予算枠として、770件の事業所が対象枠というふうになっているわけでありますが、2月8日の臨時議会では、申請者が増えた場合は、追加補正もあり得るといような答弁であったというふうに理解しておりますが。

そこで再度お聞きしますが、今の課長答弁では申請は22件というふうに、今後またさらに増えてくるだろうというふうに思いますけど、申請者が増えた場合については補正という考え方で受け取っていいのか、ちょっと確認であります。

それと、また、この給付事業については知ってらっしゃる方も、ほとんど事業所についてはいろんな周知の方法でやっていらっしゃいますので、知ってらっしゃる方も、知ってる事業所もあると思うんですけど、給付の延長、いわゆる5月31日までの締切りとなっていますけど、今後やっぱり給付の延長についても考えるべきじゃないかというふうに考えておりますけど、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

このことにつきましては、まず市民の皆さんたちに、こういう支援事業を始めましたということを知らしめることが大事だと思います。FM放送も含めてしておりますけど、まだ、市がこういう事業をしたということを知らない業者の方も、たくさんいらっしゃるようでございます。何らかの形でその広報はしますが、その予算に対して非常に不足する状況が出てきたときは、当然ながら対策はしますが、まだ現状としては、当然、今始まったばかりでありますので、状況を見ながら、今後検討したいと思います。

○15番（海野隆平議員）

始まったばかりですので、そういう答弁だろうというふうに思いますけど、状況を十分判断しながらやっていただきたいなというふうに思っております。

昨年の市独自の持続化給付金事業と併せまして、去年は家賃保証が給付対象というふうになっていたわけでありますが、去年は69件の申請に対しまして877万9,000円が支給されております。今回は、給付対象外というふうになっているわけでありますが、なぜ今回は家賃保証は給付対象外となったのか、検討されたんだろうというふうに思いますけど、なぜ検討されなかったのかお聞きしたいと存じます。

○市長（五位塚剛）

今回の議会に提案しましたこの予算は、やはり宮崎県都城のほうに緊急事態宣言が出されまして、12月初めぐらいは、Go To トラベルの関係もあって、回復傾向にあったのが急激に落ちてきました。その関係で、都城の飲食店が時間短縮を含めた形でされまして、当然ながらもうほとんど休業という形になってきてまして、急激

的に都城に合わして曾於市の飲食店もそういう流れが来まして落ち込んできました。

それが、1月になって、特に私たち曾於市もコロナの感染者が急激に増えてきました。そういう状況で、皆さんたちは食事に行くのも控えてきたわけですので、その結果一番困っているそういう方々をまず救済すべきだということで今回のような手だてをしたわけです。

家賃のその補助については、まだその市民からも、どうしてもしてほしいという具体的な相談事というのはほとんどありませんでしたので、まずそちらのほうを優先すべき、また、生活ができなくて、本当に社協のお金を借りてやりくりしなきゃならないという、そういう人たちを優先すべきだということを検討していたしました。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

家賃保証よりも持続化給付金を優先したというふうな受け取り方をしたいということではありますが。

先ほど、飲食店連絡協議会による市役所への要望等についての話がありましたが、飲食店連絡協議会による60店舗への聞き取り調査によりますと、どの店舗も売り上げが9割以上落ちたというふうに回答いたしております。現在約20店舗が自主休業中とのことでもあります。

後継者もなく、廃業も真剣に考えているという悲痛な声も聞いているところではありますが、ほとんどの飲食業はコロナ対策は私はもう十分されているというふうに思っているわけではありますが、やはり客足の遠のいている夜の飲食業の利用促進、これは非常に大事じゃないかと思えますけど。コロナ対策ももちろん併せて併用してやっていかないかんわけではありますが、飲食店の利用促進についてはどのような考えをお持ちか、お聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

コロナの関係で、ほんとに、飲み物を提供する、食事を提供する、特に夜の商売されている方々が一番厳しい状況にありました。今、鹿児島県もそういう意味ではもう緊急事態宣言というのも解除されておりますので、基本的には私も人数をある程度絞った形での、家族だけでもいいから、夜、食事に行ってもらったりとか、それは私はいいいと思います。その代わりにしっかりと感染防止をしていただいて、また、市の職員に対しても忘年会もできなくて、新年会もほとんどしておりませんので、状況を見ながら、少人数でもいいから市内のそういうお店やさんに行きなさいということも指示をしておりますけど。

しかし、市の職員も職員同士で飲みに行ったということが、変な形でのうわさに

なるのが非常に、職員としても非常にちゅうちょしてる部分がありますけど、大分今落ち着いておりますので、今後はなるべくそういうところにも応援はしたいなと思います。

だから、酒屋さんとか、果物、野菜を納めてる、そういう業種の方々、いろんな方々に影響がありますので、もうほんとにいろんな形での支援をしたいなと思っております。

○15番（海野隆平議員）

利用促進ということで今話を受けましたが、ぜひひとつそういった方向での利用度を高めていただきたいなというふうに思います。

夜の飲食店では、生き残り策として去年はドライブスルー、今年はテイクアウトによる販売を支援していきたいとのことですが、しかしながら、消費者は、どの店がどのようなテイクアウトをしているのか分からないというようなことであります。

市内の飲食業のテイクアウトマップでもあればと、利用促進につながるんじゃないかなというところではありますが、夜の飲食店の少しでも支えになればと思うところでもあります。市内飲食業のテイクアウトマップ、マップについてはどのような見解をお持ちか、これは恐らく、企画課、商工観光課か、どちらかになるろうかと思っております。見解をお聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市内の料理屋さんの中には、もうテイクアウト中心に始められたところもあります。また、今までも注文をして、昼間、また夜に取りに行く、そういう方々も相当おられます。

また、びっくりしたのは、夜、居酒屋さんが市役所に、何といたしますか、オードブルの注文でテイクアウトみたいな形での事業をしておりましたので、やはり非常にいいことだと思っております。曾於市内のそういうテイクアウトができるものが、もうちょっと知られてない部がありますので、商工会ともまた話合いをしながら、これは市の行政のほうは商工観光課が担当ですので、そういうことが出来ないかということを検討させたいというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

新型コロナの終息が見通せない中、今後接種されるワクチンに寄せられる期待は非常に大きいものがあります。しかしながら、消費は伸びていくのか、景気はいつ回復するのか、見通しが立たないのが現状であります。

去年は、企画課を中心とした市独自の経済対策配布型商品券利用は大変好評であ

りまして、大きな景気の下支えになったというふうに思っているところであります。コロナ対策と同時に、景気対策も喫緊の課題じゃないかなというふうに思うところではありますが。

そこで、再度聞きますけど、曾於市独自の、いわゆる商品券事業を含めた景気対策については、どのようにお考えかお聞きしたいと存じます。また、検討されているのか、検討されているとおっしゃれば、いつ頃を予定されているのか、具体的な商品券の中身、内容と併せてお聞きしたいと存じます。

○市長（五位塚剛）

今も商工会を通じて、チューリップ券の商品券をやっております。プレミアム付きはもう完売いたしましたして、非常に人気があります。同時に、また、今後新たなものが当然求められてくると思いますので、それについてはまた検討はしたいと思いますが、市のほうからまた、1人当たり5,000円の、地域のいろんな、食べ物でもいいし、何でも買ってもらうものもいいし、それをしたいと思います。

それについては、この前も説明いたしましたけど、なるべく地元のこの中小の業者にお金が落ちるように利用してもらえばありがたいなと思っておりますけど、いろんな形の対策を引き続き検討いたします。

○15番（海野隆平議員）

1人5,000円程度の商品券を予定してるということですので、期待したいというふうに存じます。

最後になりますけど、国や県とも、商工業に対しまして個人融資制度や各種給付金事業を通じて支援をしていただいておりますが、しかしながら、本年5月、6月には、貸付枠の返済が迫っております。それに合わせて、今後倒産件数とかいうものが増えてくるんじゃないかなというふうに、大変懸念いたしておるところであります。国も、3次補正によりまして、商工業者に対しまして給付金事業を計画してきておりますが、早急な景気回復を望むところであります。

市内の景気回復のためにも、まず地元で買い物をしてもらう、夜の飲食店を利用してもらう、地元にお金を落としてもらう、そのことに尽きるんじゃないかなというふうに考えますが、市長、市内の景気対策に合わせまして、市内の景気対策に対する意気込み等を再度お聞きしまして、この項の質問を終わりたいと思います。

○市長（五位塚剛）

国の補正でも、無利子貸付けの予算も出ておりますし、私たちも中小企業に対する支援というのは大事だと思っておりますので、同時に、曾於市内にお金が落ちるように、いろんな形での努力をしたいというふうに思います。

○15番（海野隆平議員）

あと6分ですので、5・6年生教科担任制について質問いたしますけど。

中教審が導入を答申した小学5・6年の教科担任制について、担任制に先行して取り組んでいる地域については、その効果を実感しているということでもあります。専門の教員による授業は分かりやすいとの好評で、児童の学ぶ意欲の向上につながるというふうにあります。

教育委員会におきましても、前向きに検討されていることというふうに思いますが、具体的にどのように検討されているのか、まだ、中教審のほうからは具体的なことは聞いていないというようなことでもありますけど、やはりもう、導入に合わせてやっぱり準備していく必要があると思うんですけど、どのような形で検討していくのか、お聞きしたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

本当の意味で、専門的に、例えば今3教科言われています、算数の非常に指導力の高い先生や、それから理科、それから今、英語が急に入ってきて各学校困っているわけですが、英語の指導力のある先生、そういった先生方がそろえられるのであれば、それなりの効果が出てくるんだろうと思います。

ただ、今、教員確保等のことを考えますと、恐らく、新たな教員を、そういう専門的な教員を新たに確保して各学校に配する、そういうことはなかなか厳しいのかなというふうに考えます。

現状でも教科担任制はできます。その学校内で非常に算数の指導力のある先生、理科、英語ができる先生、そういった先生を5、6年の教科担任として持ってくれば、今現在の学校でもやれることはやれるわけです。

ただ、それだけの先生がそろってるかとなると、甚だまだ不安定なところがあります。最終的には学校長さんが、各学校長が自分の学校の先生たちの指導力、力量を見極めて、そして、担任とそれから教科担任との配合、どの程度のことでやるのかということを考えながら、一番理想的な状態で、現状の中でベストという形で教科担任制を導入していくという形になるのかなというふうに考えております。

○15番（海野隆平議員）

非常に前向きな答弁を頂いたところでありますけど、教科担任制においては、小学校一人一台の端末のデジタル環境化が進む中、デジタル教科書の指標は着実に進んでいるところでありますが、普及促進を図ることを、ここについては求めているところであります。

曾於市もデジタル化が進んでおりますが、今後、デジタル教育に精通した、いわゆる教員養成も必要かというふうに思うわけですが、現在もデジタル化に合わせていろんな指導が行われているというふうに思っていますが、教員養成につ

いてはいかがお考えでしょうか。

○教育長（瀬下 浩）

今、GIGAスクール構想にしろ、今言われる教科担任制にしろ、本質的に高めていこうとすると、教員養成の過程から、大学における教員養成の過程から改善を図っていかなくちゃならない。採用も、それに応じた採用をしていかなくちゃならない。根本的なところからやっつけていかなければ、本格的なものとはできないと思います。

ただ、市町村におきましては、もう、そう言っておられないわけですので、進めていかなくちゃならないということで、とりあえずデジタル化につきましては、もう既に教職員の研修も始まっております。

そして、恐らく教科書のほうもデジタル教科書になっていくと、自動的にそういった、パソコンを活用した授業というふうに転換されていくことになるだろうというふうに思っております。今、熱心に先生方も参加しておられるようでございます。

○15番（海野隆平議員）

もう時間がないですので、詰めて話をしますけど。

全国的に教員の、学校の滞在時間が長いというふうに聞いているところでありますが、曾於市内自体は私もよく分かりません。8時間なのか、7時間45分なのか、滞在時間は分かりませんが、ただ、教員の滞在時間は全国的に長いなというふうなことも聞いております。

この教科担任制を導入することによりまして、担任の先生のゆとりのある時間が生まれ、そのことが教員の働き方改革にもつながるんじゃないかなというふうに期待されておりますが、その点についていかがでしょうか。

○教育長（瀬下 浩）

学校の人数によって大分違うんですけども、例えば教科担任の先生は今までは担任をしていて全教科の学習をしなければ、準備しなくちゃならなかったのが、その専門の教科を準備すればいいということで、そういう意味では軽減されると思います。ただし、人数の少ないところでは、教科担任であり、担任でもあるというようなことになりますので、どこまでそれが軽減につながるかというのは、ちょっと未知数でございます。

○15番（海野隆平議員）

教科担任制については、専門性を持った、いわゆるICTを兼ねた人材の確保が非常に難しいというふうにされているわけですが、来年の導入に向けてどのような人材確保をされるのか、これは非常に教育長の手腕は大きいというふうに思っておりますが、導入に向けての学校内のいわゆる環境整備と、人材確保に向けての教育長の決意ですよ。これは非常に大事だと思うところでありますが、教育長の基

本的な考え方、再度お聞きしまして、この項の一般質問は終わりたいと思います。

○教育長（瀬下 浩）

この人材確保と、正規の教職員につきましては、これは県のほうで人事異動の標準というのがありますので、それに基づいて適正・公正にされるわけですので、本市だけが特別になどということとはできない。

ただ、学校の実態に応じて、学校校長からいろんな、こういう方が欲しい、こういう方が欲しいという要望はもらっておりますので、それに基づいて県のほうには要望していくという形になります。

教科担任制を効果的にするためには、先ほど言いましたとおりです、学校内の先生たちの力量を見分けた中で、どういう形で配置するのが一番ベストなのかを考えていただいて、その上でやっていただくということに尽きるかと思います。

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時26分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

私は、本定例会の一般質問におきまして、2項目を7件の要旨で市長に質問いたします。

まず、平成28年1月以降始まったマイナンバー制度も5年が経過しようとしておりますが、国はもとより全国各自治体に取り組んでおり、私たち曾於市民はどのような状況であるか、一市民としてどのような対応なのか、なかなか理解しがたい状況と思っています。

曾於市の取組の現状について伺います。現在までマイナンバーカードの交付枚数率について本市並びに県内外の状況について、どうであるかを伺います。

次に、②であります、マイナンバーカードに対する市民の意識をどのように捉えているか、市民は利便性並びにメリット等の状況はどのように理解しているのか、市長の見解を伺います。

次に、③であります、交付枚数率が増えない原因はどのように捉えているのか、交付枚数率増を対応するにはどうであるか、マイナンバーカードを利用したデジタ

ル化社会は、世界的に遅れていることに対し、政府が進めていることについて本市も全面的に取り組む体制が必要かと思えます。

今後の取組について市長の見解を伺います。

次に、④であります。本市はマイナンバーカードのコンビニ交付サービスは対応されていないようですが、市民サービス並びにマイナンバーカードの利便性の観点からどう対応すべきかと思えます。市長の見解を伺います。

次に、2項目めの山中顕彰館についてであります。平成26年4月19日オープン当時から、入館者がだんだん減少しているのではないかと感じております。

①、2018年からの入館者の推移について、どうあるか伺います。特に、令和2年度としては新型コロナウイルス感染症拡大防止の中で、どうあったのかを伺います。

次に、②、入館者増について年間を通じた対応、並びに季節的なイベント等が何か事業が行われてきたのかを伺います。

次に、山中貞則先生が大正10年7月9日生まれであり、今年は生誕100年ですが、政治家として先生が残された偉大なる功績について皆さんが周知のとおりであります。

生誕100年を大々的に企画・開催し、大政治家として今後末長く語り継ぎ、次代を担う若者や子供たちに認知してもらおう郷土の誇りとして語りつなぐため、生誕100年に取り組むべきと思えますが、対応を伺います。

以上で、壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、迫議員の質問にお答えしたいと思います。

1、マイナンバーカードの状況についての①交付枚数率、本市並びに県内外の状況についてお答えいたします。

令和3年2月7日現在において、曾於市は交付枚数6,069枚、交付枚数率は17.09%、鹿児島県は交付枚数37万7,690枚、交付枚数率23.17%、全国は交付枚数3,222万1,537枚、交付枚数率25.34%となっております。

1の②市民の利便性はどうであるかについてお答えいたします。

マイナンバーカードは、身分証明書等として利用できますので、市民の方には各窓口での申請時や税の確定申告、マイナポイント等各分野で利用していただいていると思っております。

1の③市民の意識をどのように捉えているかについて、また今後交付枚数率に対してどのような対応を考えているかについてお答えいたします。

現在、マイナンバーカード推進に対する国の様々な施策により市民の意識も上昇してきていると思っております。しかしながら、国・県の交付枚数率と比べますと、

依然として低い状況にありますので、国の補助金を活用いたしまして、令和3年度よりマイナンバーカード事務の会計年度任用職員を配置して、取得推進に取り組みたいと考えております。

1の④コンビニ交付は検討しないかについてお答えをいたします。

コンビニ交付につきましては、費用面の課題もあることから現時点では導入しておりません。しかしながら、マイナンバーカードの普及と利便性の向上等を考え、今後、有利な国の補助金等を活用した導入について検討する必要があると考えております。

2、山中貞則顕彰館についての①2018年からの入館者の状況についてお答えいたします。

2018年は3,652人、2019年は2,672人、2020年は1,068人となっています。

2の②今後の対応についてお答えいたします。

近年、入館者の高齢化や新型コロナウイルスの影響もあり減少傾向にあるため、情報発信の充実を図りながら、趣旨に賛同された方々が寄附できる仕組みのホームページを開設する準備を行っております。

また、バスツアーなどの訪問先に組み込んでいただけるよう、曾於市観光協会、旅行代理店及び高齢者学級等を所管する自治体に対する働きかけを行うなどの対策をサポートしたいと考えております。

2の③生誕100年に対して記念事業を行う考えはないかについてお答えいたします。

本年7月9日、故山中貞則先生の生誕100年を迎えることから、その功績をたたえ、顕彰会を中心に計画されている企画展や記念事業の実施に協力したいと考えております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

2回目の質問に、ただいまの答弁とかみ合わせながらいたします。

まず、マイナンバーカードの交付率ということが、やはり気になっておりますが、市長の今の答弁によると2月の7日現在、私が手元にあったのが1月1日の現在の本市並びに県、全国的な数字であります。ここ1か月超えたところで、国にしても県にしても曾於市にしても、1%以上伸びているというような状況であります。ただ気になるのは、19市町村の中で本市が19番目ということで、他の自治体もそれなり僅差なんです。本市よりも交付枚数率が高いということが気になっておりますし、その反面、隣の都城市が、どういう手だてをしたのか分かりませんが、2月1日現在の交付枚数率が51.8%という数値が出ております。また、都城市の取

組次第では、現在、全国2番目のようなパーセントですけど、伸びていくんではないかなという予想をしています。

この件について、今日まで曾於市の取組というのが私たちにもなかなか目にとまりませんでした。通告に対してからでもいいですけど市長の見解をまず求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

なぜマイナンバーカードが、利用者が利用者といいますが、申請者が増えないかと言いますと、基本的にはマイナンバーカードの利便性ということが、まだ認知されていないんだろうと私は思います。

要するに、役所に来て住民票を取ろうとしても、基本的には本人の証明をする免許証やら年金のカードを含めて身分証明ができるわけですので、マイナンバーカードはなくても住民票、また、いろんな申請ができるわけです。そういう意味では、マイナンバーカードの利便性というのが、まだ普及が弱いのではないかなと思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

今の答弁が市長の見解だというふうに受け取りますが、けど、社会情勢、世間はそこにはもうないというような気がします。ここ二、三年急激に政府が法律の下にマイナンバーカード手続法やらデジタル化法等に基づいて開示しながら取り組んでということの裏には、やはり世界的な日本のデジタル化が遅れているという状況をつかんでいるものだというようなニュース情報をよく耳にしております。

そのあたりから考えると、今後は我々地方においては二手に分かれるんじゃないかと、当然、デジタル化を国が目指す以上は国に歩調を合わせるわけですが、まあ、一方、今市長の答弁について市民の理解が得られないと、ここまで来ればやっぱり道が二手に分かれるなという考えします。

市長が再度、国の動きやら世界的な動きやら、どう見てもデジタル化社会を突き進むということ等を考えてみれば、もうちょっと答弁にも欲しいものがありますし、ただ言えることは、私たち議会としましては、全国に先駆けという言葉で言えば、ペーパーレス化して今日に来て、やはり他の議会とか自治体からやっぱり注目を浴びていると、ここあたりがスタートラインじゃなかったのかなという気がしていますが、このままの状況でいくとなると、何のためのペーパーレス化、タブレット導入かというところあたりも一回立ち止まらにやいかんというような気がします。

そういう意味で、市長が再度同じ答弁をされるか分かりませんが、見解を伺いたいと思います。

○市長（五位塚剛）

マイナンバーが、国がスタートするときに、カードを取得するというのは強制ではありませんよというのがスタートでありました。

国の考え方がいろいろ今変わってきておりますけど、市民に対してマイナンバーカードを全て取得しなさいという、我々行政も強制力はありません。

これは本人の自由でありますけど、ただこの利便性というのがちょっと具体的に高まらないと市民の皆さん達も進んでマイナンバーを取得するということにはならないかと思えます。

しかし、私たちも行政の立場ですので、マイナンバーカードの取得については、新年度の予算の中でも推進をするための対策は進めていきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今の答弁、今後ということですが、そしたら都城市政がやっぱり努力して、先般の新聞にも載りましたが、市長自ら先頭に立っての取組をしています。この格差をどうやってこう理解すればいいかですね、まあ、都城は都城、県境を越えても広域圏の定住関係があることやから、やっぱりこうして歩調を合わせるといことやら横に並びということやれ、やっていかなければいけないのじゃないかなと私は思います。

そういう観点から、今さっき言いましたように二手の道に分かれるのか、徹底したデジタル化社会に進むのかということになれば、当然、市民の理解を得られないとか、何の利便性があるのかというのは、はたまたどんなものか。この事業に関しては各全国の自治体がやっているという受け取り方じゃなくて、国からいろんな手続やら書類が送ってきて、それに載っているわけです。一方に各自自治体、市長横に立って腕を組んでいるようなもんじゃないと思います。

国はそういうことで良いか悪いか分からないというような考えじゃいつまでたっても市民には浸透しないと思います。

一言、この全国的見地、鹿児島県の43の自治体の見地そしてまた隣の都城市をにらんだ見地から、今後、その交付枚率を上げる気がありますか、それとも上げる努力をしますか、そこを答えて貰いたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今後、新年度予算の中でもマイナンバーカードを推進するための予算もお願いしておりますので、基本的には推進、交付枚数率は上げる方向で努力はしたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

努力は当然するべきだと思いますし、その段階で利便性の問題、義務化でもない

と、この言葉はずっと尾を引くと思います。義務化でもないということですね。けど、もう事業が始まってから、指折り数えればもう四、五年たっているわけです。この先ほど報告ありました2月7日現在の6,069人という数字の市民は、もう何年前からかの人もおるわけです。そこらあたりから考えれば今後の対応を考えていかなきゃいけないわけですが、市民のいろんないわさが耳に入って、義務化でないことや、何かこう個人的な、プライバシー的なものがどうのこうのという声も聞きますが、これは、中身の説明がないし、誰かが言ったらそれに尾ひれがつくようなもんで今日まできているんじゃないかなと、私は思います。

そういう意味から、行政の立場からやっぱり、この、進めようとするものを、また進めようとするよりも国際的なもう流れだというふうになれば、行政側もそれなりの対応をすべきだと思います。市長がどこまでこの捉え方するか分かりませんが。

そしたら、質問に最初のマイナンバーカードの交付を受けた市民がもう何年たっているかということですが、そのあたりの把握がされておれば答弁をもらいたいと思います。

といいますと、この制度につきましては、取得して10回目の誕生日で更新と、そして、その前に中のチップが5年で取替えというふうになっていますが、そのあたりの対応は連携が取れているのか。国のほうの推進しているいろいろ書類が送ってきます。マイナンバーカード、ナンバーの認定番号やら封筒に、各家庭に市民に届いていますが、そこらあたりの把握はどうできているのか私たちが分かりません。市民課でどうやって分かるのか、それもただ国の言いなりなのか、市民課がどこまで今後対応するのか、答弁できるんですけどもここで聞きたいと思います。

マイナンバーカードを申請しますと一月近くかかって取得することはできます、交付されますが、その前後、もしくは今後はどういうふうな対応になるのか、対応を答えてもらいたいと思います。全然タッチしませんじゃないと思いますけど、どうですか。

○市民課長（岩元 浩）

それでは、お答えいたします。

マイナンバーカードにつきましては、28年の1月から開始がされておりますけれども、28年度で交付枚数が2,383人いらっしゃいます。その中の一部の方が暗証番号が5年目を迎えますので、その更新が来ているということでございます。

なお、未取得者に対しての数字につきましては、申し訳ありませんが把握をしております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

そこまで所管で把握されておりますが、今、答弁されたように、5年目でチップの取替えが来るっていう意味ですかね。

○市民課長（岩元 浩）

それでは、お答えいたします。

暗証番号の変更が来るということでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

暗誦番号の変更が来るということに理解すればよいですね。

来るということですが、それについては、最初の段階の、出てきますところのそこがまた通知をしてくれるわけじゃないが、行政、曾於市としてはそれに対応するのじゃないですか。もし、しないのであれば、しないと答弁をもらいますが、今後はどうやって市側は対応していくんですか。私は全然分かりません。

（何ごとか言う者あり）

○18番（迫 杉雄議員）

どこを窓口として、どこまで今後これからどういうふうに対応していくのかわかっていうのが私たちじゃ、市民には分かりません。だから、市が今後対応していく内容を答弁してくださいということです。

全然タッチしないっていう意味じゃないでしょう。

○市民課長（岩元 浩）

それでは、お答えいたします。

マイナンバーカードにつきましては、発行時に20歳未満の方が発行から5回目の誕生日で有効期限が切れます。それから、20歳以上の方が10回目の誕生日で有効期限が切れることになっております。それぞれ通知が来ますので、それを持って私もがまた対応をいたしたいと思えます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今の答弁で通知が来れば対応すると、そういう今後の流れになりますかね、はっきりしませんか。

とにかく市では、ただパイプと連絡が取ればよいというような対応ですか。今後は市のほうがある程度対応してくれるんじゃないですか。5年目とか10回目の誕生日とか、20歳未満の、未成年ですね、そういうのに対しては、どういうふうに対応されるのかというのが分からないから、一応答えを聞きたいんです。

総務省の地方公共団体情報システム機構というところから、我々国民には案内が来るわけです。その案内のパイプになるのが市民課だというふうに捉えて、市民課

がどこまでタッチできるのかという質問をしている。もう全然今までどおりでタッチしませんよと、義務でもありませんよというようなスタンスなのかですね、やはり今後はやっぱりデジタル化社会を目指すのが目的ですから、ある程度は行政側の受皿ちゅうか窓口がなければいけないと思うね。そこらあたりが全然分からないから、義務化でない、もう本人の自主的だと、逆に言えば、まちづくりは今後の狙いやから推進すべきだと。推進するにはやっぱりそれなりの窓口で行政側は対応すべきだという質問をしているわけです。答えは一緒ですか。

○市民課長（岩元 浩）

お答えいたします。

先ほど議員が言われましたとおり、取扱いの事務に関しては、地方公共団体情報システム機構が発行しているところがございます。それをもちまして有効期限とか来たときは通知をいたします。

それを持って市民の方が窓口のほうに来られて、私どもが対応をしているというところがございます。

なお、今後の申請につきましては、市長もお答えをされたわけですけれども、出張申請等のサポート体制の強化を図って、今後以上のまた推進を図って市民の方の取得を目指したいと思います。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今後、推進に向けての議論をすると、やはり一步前に出て、市民の前に出て、いろんな利便性ですね、デメリットというのは私が見て読む情報には出てこないわけですよ。出てくるというのはあんまり話がかみ合わないんだけど。利便性がどこまであるのかというような論法で。

だから、市民に対して今後は必要なんだと。今後4月以降には健康保険証とどのようのとか、いろんなものが出てきております。それを市民に伝えるのは、行政側の立場じゃないかという考えですが。

この中でやっぱり、市長がさっき答えたように、デジタル化社会を目指すか、もしくはという、こういう質問をしましたが、曾於市はどういうふうに向けていけばよろしいですか。

市長が今現段階での答弁を求めるところです。いろんな情報があります。市民がそれに納得しないから義務化じゃないと。それだけで進めるわけいかんし、今後をにらんだらやっぱり一步前に出て、この件に取り組むべきだという考えを再度、再度聞くようなものですが、最後、今後でいいですが答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

この問題は、基本的には国が始めた事業であります。日本国全体で25%の今このカードの取得率という、この状況を見るならば、少なくとも75%の国民は、この利便性、このマイナンバーカードの将来的な役割が何なのかということが、やはり理解ができていない、理解が不足しているというふうに裏返せばなるわけです。

隣の都城市が普及率が第2位ということで私も知っておりますけど、それは都城市がそういう取組をされる一つの何かを考えてらっしゃるんだろうと思うんですけど。

私たちは、今後、国がいろんな形で施策を取ってきたときには、やっぱり対応しなきゃなりませんけど、今の現状としては、このカードを取っても、取得しても、紛失した場合のこととか自分のプライバシーとか、そのあるいは心配だと言う方もおられます。

そういう意味でまだこのことについて、普及が進まないのは、そういう背景があるからだというふうに思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

まあ、市長が再三同じ立場で見解ということで聞きましたので、もう4度目は聞きませんが。

次に、このマイナンバー手続法やらデジタル化3原則を進める国について、ちょっとこう気になるし、やっぱり今後のまちづくりに生かさにやいかんというのが、3原則というのが目に映るわけです。

一にデジタルファーストと。当然、デジタル化社会という意味ですよね。個々の手続をITで行うということが一つですね。

それと、ワンスオンリーという言葉があります。一度出した情報はもう出さなくてオーケーと。二度も三度も判こを押さなくていいという意味だと思います。

それと、3原則の3番目ですね、ワンストップ、民間サービスを含めた複数の手続サービスを一度で行うと。ここらあたりは前から耳にしとった、庁舎に入ってくればインフォメーションでいろいろ分からないことは聞くんだけど、これが市民に利便性をもたらすという角度から考えれば、進めるデジタル化3原則は、今後、各自治体とか役所ですね、役所は当然努力しなければいけないもんだといかんと思いますが、市はどう捉えるかですね。

それと引き換えて、今、市が取り組む庁舎の増築があるでしょう、それについてはやっぱりこのワンストップという言葉も再三使われていますが、やっぱりデジタル化3原則を根源にして、今私が申しましたデジタルファースト、ワンスオンリーそしてワンストップと、このあたりについては市長、どういうふうに見解を述べられますか、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

今、迫議員が言われたことについては、私もまだ勉強不足の部分もありますけど、市民が市役所に来られたときに、今までは住民票を取るところと年金の手続のところ、また税の証明を取るところ、これが場所が違いましたのでこれをワンストップで一つのところで全部証明書含めて相談ができるように、これは基本的に本当に大事だと思って、新しい庁舎ができましたら、そういう体制づくりのために進めていきたいというふうに思います。

デジタルの問題とは、やっぱりちょっと違うんじゃないかなというふうに私は思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

市長の見解がだんだん答弁で分かってくるんですが、まちづくりを目指そうという観点については世の中の波に乗らにゃいかんと、世の中の流れに沿わなきゃいけないという観点だと思います。特に、今後一極集中や都市部の集中でやってきた日本国家ですが、今後はいろんな角度から地方は地方でまたやっていかんにゃいかん問題がたくさんあると思います。

一極集中の立場からよりも、こんだけのオンラインやら、あらゆるものが走っている以上は、やっぱり地方は地方のスタンスでやっていくし、どうかするとその地方の中の地方間格差が出てくるという内容だと思います。地方においても地方の格差がある、それを取り上げたのが、私は、都城と曾於市というような感覚で捉えているところです。

都市と地方の格差は今まで来たこれはもう今からどうかせにゃいかんということで、地方においての地方の格差、これがデジタル化社会につながっていくんだという観点です。

ですから、今後今のままで市民が幸せという立場でいくか——今後やっぱり人口減少で子供たちも少なくなる、けど、一方で子供たちはどんどんこの先を走っているわけです。我々、年がもう70になる人間と10代の子供たちとはこのデジタル化は、IT化は全然理解しようがないぐらい格差があると私は見えています。

その中で私たちの時代ではないと次の世代の時代だというふうに考えて今後の方向づけ、いろいろな問題に対応すると。今後、努力はするということですが、マイナンバーを基にして交付枚数率を上げるということですが、やっぱりその地点から、ただ口で言うのは易しいですよ。市民がついてこんにゃいかんし、そのあたり市長は何か柱をぼんと見せてもらいたいし、やっぱり庁舎増築だけで進む問題では、落成式が済むだけの一過性になってくるんじゃないかなという気がします。

そこらあたり、市長が市民をどこまでこの件で口説けるか、午前中の答弁に求め

たいと思います。

○市長（五位塚剛）

非常に質問が多岐にわたりますので答弁は非常に苦慮するんですけど。

やはり、曾於市民が安心して暮らせるまちづくり、また活気あるまちづくりをするというのは、私は、行政の大きな役目だというふうに思っております。また、市長としての役目だというふうに思います。将来の子供たちのためのやっぱり教育をするのも大事だというふうに思います。

そういう意味で市民に優しい行政の在り方は、同時に頑張っていきますけど、このマイナンバーカードと、このまちづくりがどういうふうにつながっていくのか、非常に、私もまだ分からない部分がありますので、また勉強させていただきたいと思います。

○議長（土屋健一）

ここで、昼食のため迫議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後は、おおむね1時10分再開いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時09分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

午前中に前後して質問をしましたが、③に対する交付枚数率のアップについての推進努力、手だてを二、三聞きたいと思います。

答弁の中でありましたが、マイナンバーカード事務の会計年度の任用職員を配置して、推進に取り組みたいという答弁はもらっております。これと同時に、やはり市民がこの制度に理解し、協力、推進するというような状況に持っていく手だては、ほかにもあるかと思います。これはこれとしてです。

マイナポイントについて、ある程度他市町村やら他の住民は取り組んでいるというところもあります。できますなら、午前中に報告がありました今回までの6,069名の交付者の中で、マイナポイントまでもらっている人の実態が分かりますか、聞くところですが。答えられれば答えてもらいたいと思います。それを基に、やはり推進力に欠けるという考えですので、その方法の手だてをお聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

具体的なこの予算は商工観光課のほうで出しておりますので、商工観光課長のほ

うで答弁させます。

○商工観光課長（安藤 誠）

先ほどマイナポイントについて御質問がありました。

マイナポイントというのは、マイナンバーカードを交付を受けてから、商工観光課のほうでマイナポイントの受付等をいたしております。

ただし、先ほど質問がありましたとおり、マイナンバーカードを取得された方全ての方がマイナポイントを申請するかというと、されない方もいらっしゃいます。マイナポイントを受け付ける場所というのが、マイナポイント事務局というのがありまして、国が持っております。国のその事務局からの委託を受けた業者といたしまいか、携帯電話のショップなり小売店、スーパーとかあとコンビニとかあります。この委託を受けないとまずできないわけですが、当然市のほうでもその受付業務は行っております。受付をした実数ですが、大隅、財部、末吉で受け付けた実数につきましては178件ということになっております。

件数は以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

俗に言う178人という数字ですね。6,069人からすれば、かなり受付ちゅうか、もらう人が少ないが、こういうのも行政サービスの中で、説明やら指導やら、今答弁される内容が市民に100%分かっておれば、それなりにできるんだろうけど、そこら辺りを推進力に変えると。

他の自治体の話を聞くと、こういうチラシを課に来た市民に対して配ったり推進をしているということですので、何かの形で商工観光課が窓口で推進すべきだと。そうすると必ずや他の市民もどげんすればよかつかと、5,000円という金額、まあ25%だろうけど、来るんじゃないかな。そうすることによって、マイナンバーカードの利用やらその類いが、だんだん有効利用、利便性が出てくるんじゃないかなという考えですので、ぜひ今後、市長のトップダウンでも、そういうふうに職員にも協力してもらえないもんか、市長の考えを聞いてから次の質問に入りたいと思いますが、今しゃべった内容は、課によってその市民サービスができるもんか、市長の見解を聞きます。

○市長（五位塚剛）

マイナンバーカードについては、市民課のほうで管理していきますけど、今後の推進のための会計年度任用職員も市民課のほうで進めていきますけど、マイナポイントの関係は商工観光課のほうで担当するみたいですが、うまく連携を取り合いながら、市民に対してマイナポイントの何というかよさですね。その辺りがはっきり分からないと広がっていかないでしょうから、その辺りは推進するように話を進

めていきたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

予算的にはもっと私は分からないんですが、一応そういうような流れをやっぱり市長がトップですので、市長の口から出ればほとんどの所管は動くし、言葉は悪いですがトップダウンちゅうのは必要じゃないかなと思えます。

やっぱり、今はやりの付度ちゅうのは、あまりよくないというように思えますので、ぜひ今後検討をしてもらいたいと思えます。先ほど述べたように、必ずやこのマイナンバー制度とか、自分で今後ずっと自分を守ってくれるカードだというような意識が出てくるんじゃないかなと思えます。

次に、コンビニ交付は検討しないかということで、現状が段取りができてないというような状況です。その中で、やっぱりいろいろ議論して検討するということは、曾於市においても、コンビニ交付が準備されていないという中でも、市民はともかく市外から入ってくる人についても、一つのPRになるんじゃないかと思えますが、さっきの答弁が経費の問題ということ等ですが、端的に質問は、どのような手順やら、経費というのは私じゃあ分かりませんが、なるのか、答弁を求めたいと思えます。

○市長（五位塚剛）

私が市長になったときに、コンビニでも住民票が取れる体制ができないかということで、いろいろ検討をいたしました。そして、どれぐらいの費用かかるのか、そしてどれぐらいの維持費がかかるのかということで検討いたしましたけど、非常に大きな市の負担になるようでありましたので、そのときにはもうしないほうで決定をいたしました。

今回の場合でも、コンビニでするとなると相当な費用がかかります。国が補助事業として具体的に支援事業が出てくれば、検討はしたいと思えますけど、今の段階でどれぐらいの初期費用がかかるか、担当課長から答弁させます。

○市民課長（岩元 浩）

それではお答えいたします。

費用につきましては概算でございますけれども、まずはシステム改修が必要でございます。システム改修それから年間の保守料それから運営負担金等がございます。先ほど申しましたように、地方公共団体情報システム機構への負担金それから1件当たりの手数料でございます。それを5年間で総費用という形で契約いたしまして、概算ではございますが、約4,600万円ほど総体でかかる予定でございます。うち、初年度につきましては、2,000万円ぐらいという形で計上をしているところでございます。1年間にかかる金額でございますが、約1,100万円という形で概算

が出ているところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

かなりかかると、中身については金額を精査しているわけじゃないんですが、そのぐらいの予想だということですね。分かりました。

金額について議論するとなると、曾於市に対してもふるさと納税等の使い道もあるんじゃないかというふうに考え、これ以降まちを活気づけるためにも、今後、これ以降方向づけが必要だと思いますが、再度、金額について市長の見解を聞きたいと思います。金額が多いから明日しませんよという答えか、そのうちは検討していくという答えか、市長の見解次第だと思います。

○市長（五位塚剛）

今、市民課長が答弁いたしましたように、非常に投資の金額が大きい状況であります。今の段階では、導入する計画はないところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

近い将来やっぱり曾於市という立場、曾於市民の立場からぜひ検討やら対応を進めたいと思います。

次に入りますが、2番目の山中顕彰館について答弁をもらっておりますが、2020年度は1,068人ということですが、大体昨年ごろから市外者が入っていないような話です。内容的、昨年度、一昨年度の入館者の状況をどのように捉えているか、担当のほうで捉えていれば答弁を求めたいと思います。

○企画課長（外山直英）

昨年の状況で申し上げますと、昨年度は市内、市外約半々のような割合でございます。

○18番（迫 杉雄議員）

それでは、やはりこのコロナ禍でなかなか議論も進まないわけですが、やはり根本に返って、山中貞則顕彰館が何の施設かということ。郷土の偉大な政治家という立場やらあらゆる意味で国、県そしてこの地域を問わず貢献された方です。それはもう私がしゃべるまでもありません。そんな中で、どうかするとだんだん人から忘れられていくというような感じもします。その反面、聞きますと、先生を慕って遠くから訪ねてくる人が、個人的とか団体グループもですが、いるんだということ。聞けば、やっぱりいるわけです。ですから、それに対する今度はこっちの心構えですが、それなりの対応ということになりますけど、また新たなるPRをするべきだと思っておりますので、3番目に通告をしております、生誕100年祭、これもひとつくめて質問をしたいと思います。

今日まで、もう去年からですが、この生誕100年についての企画会議等は、何回も開かれているんじゃないかと思うんですけど、その回数、中身をちょっとお聞きしたいと思います。

○企画課長（外山直英）

100周年を迎えるに当たりまして、まだ仮称でございますけれども、生誕100年記念事業実行委員会というものが発足予定でございます。

これによりまして、先生の功績をたたえ、来る9月ぐらいをめぐりに、記念式典や講演会をしたいという要望を頂いておるところでございます。また、この事業につきましても、主催のほうをこの実行委員会が行いますので、市の関与といたしましてはサポートといいますか、協賛というような形になろうかと思っております。

以上でございます。

○18番（迫 杉雄議員）

市のほうがサポートということは、もう現段階では内容が全然進まないということだと思いますが、誕生日が7月の9日というところとまあ指折りもう4か月です。それを越えて9月ということですが、それなりの準備をもう今年1月1日からすべきだと。そりゃそれなりの実行委員会が立ち上がっているかもしれませんが、すべきだと私は思います。

現段階でその準備、かれこれ今年はというような過程が全然見当たらないんですけど、何かつかんでいらっしゃいますか。

○企画課長（外山直英）

この100周年記念に先立ちまして、現在コロナ禍でございますので来館者が少ないという事情もございました。

そこで、先ほどの質問でもお答えしておりますけれども、ホームページを計画しておりますので、そこで来館せずとも寄附ができるような仕組みをつくらうとしておるところでございます。また100周年の記念事業につきましても、現在、企画課の事務局と実行委員会のほうと会合を持っておりまして、大体の構想ですとか、費用の面そういった打合せは実施済みでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

せかせるわけではないですが、今言ったように今年ももう2か月が過ぎると、まあ3月はすぐです。その心配があれこれ全然見えない、私自身個人的に感じられないんですけど、できますならやっぱり何か広報とか、端的に言えば、もう今年、生誕100年という郷土の大偉人山中貞則というような、単純に一番分かりやすいのは横断幕か垂れ幕か、そういうものにも手をつけるべきだと。それは実行委員会がすべきなのか、市がしたらいいのかなのか。市がしてもいいんじゃないですか。それを

質問するところですが、どういうふうに捉えているかですね。

今の段階では、何も見えないわけです。やることはやりますと。けど、もうまあ3月だから、新年度よという言葉は抜きにして、もう去年からの話なんです。だから、その辺りで何か実行委員会なるものが分かりませんが、そういう何といいますか、1段階、2段階のその準備案があるんですか。もう一回聞きます。

○企画課長（外山直英）

今回この記念事業につきましては、先ほど来申し上げましたこの実行委員会へ、補助金という形で支出をしたいと考えております。よって、当初予算のほうに予算を計上しておりますので、その議決前に少し広報するのはいかがなものかというところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

少しも、たくさんもないわけですが、やっぱりするべきですよ。平成26年の1月1日は、山中顕彰館の設置及び管理条例が生きているわけですので、当然ものは市のもんでしょう。指定管理にしてあるだけです、その中身を出すのも出さないのも指定管理者なのかもしれないしは市の財産なのか、そこら辺りをはっきりさせて、前もって市側も取り組むべきだと私は思います。

そうすることによって、先生の偉大さだけ語るんじゃないで、あそこではいろんな教育にも、政治はともかく教育でも勉強になるわけです。それが、功を来さなければただの建物かと、中を見れば飾ってあるねというだけの施設ではもったいないし、今後ああいう類いの顕彰的なものがないと思います。やっぱり今あるのを今後生かして、それが俗に言う若い次の世代の若者やら、教育に生かすべきだと思うんです。そこら辺りの話も出ているのか、再度聞きます。

○企画課長（外山直英）

この記念事業の内容を、少しお話しさせていただいたほうが分かりやすいかと思いますが、生誕100年に関する記念ビデオの作成やテレビ放映、それから記念誌の制作、記念品の製作などを計画されていらっしゃると思います。今後変更もあるかと思いますが、また講演といたしまして、著名な方をお呼びして記念講演も行いたいという意向でございます。そういったことでございますので、ある程度の内容につきましては、お互いに理解しているというような状況でございます。

○18番（迫 杉雄議員）

俗に言う半年というような時間を見た場合は、前になってから机やら腰かけを並べてするものじゃないと思います。1年を前年、後年を通してでも生かして、そのまま今後生かせるべきだと思います。

一つの考えられることですが、先生についていろんな大きな業績もありますが、

その中で先生がずっと本を出しているわけです。先生にまつわる本が出ているわけです。それなんかも最近読むことはないだろうし、読む人もいないだろうというような気がします。再度、今まで出版されたものを増版して、読んでもらうような手だても事業の一環になるんじゃないかと思います。

私が見た限り、8冊ほどの先生に関する書物が著書がありますが、今現在、顕彰館の中でも販売されております。売れているのか売れてないのか分からないからだけど、それはやっぱり、肝心の市民が目に入れて読むべき、偉大さをかみしめるべきだと思うんですが、市長、どんなもんですか。

やっぱり貞則先生の生誕100年だあというような感じで、一過性の事業をすればよかよというような考えでは、よくないと思います。生誕100年からまた50年でも、30年でも先に同じようにつなげていくことこそ、やっぱり郷土の偉大な偉人だということになります。例を言えば、鹿児島にいろんな偉人が今日までいます。特に、明治維新やら幕末からのいろんな人がいますが、やっぱり語り継がれるわけです、事あるたびに。

山中貞則先生は私たちの郷土の人ですが、私たちせめて曾於市民だけでも、語り継がれるような手だてをするべきだと思いますけど、市長、どうですか、生誕100年ばかりでものを見ますか。答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

先ほど企画課長が答弁いたしましたように、基本的には山中顕彰館のほうの事務局と行政のほうと打合せをしながら、生誕100周年の記念事業をやりたいという要請がありましたので、市といたしましても何らかの形で支援すべきだということで、当初予算に200万円の支援を考えております。

今言われるように、これで終わりじゃないと私も思います。今後、市民をはじめまた子供たちに先生が生きてきたいろんな取組を含めて、やっぱり知らせることは非常に大事だと思っております。今後のことについては、顕彰館の事務局のほうともまたよく話し合いをしたいと思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

さっき言いましたように、山中貞則顕彰館の設置及び管理に関する条例、これは市の条例ですので、これをやっぱり生かすべきだと思います。この中には、事業と指定管理者による管理等というのが第2条と第4条に出ております。この辺りは、どっちかという、市の条例の中に組み込まれた指定管理者ということですので、市が一步下がって腕を組んでいたら、あれは目的とする今後の対応は薄れるんじゃないかと思っております。

指定管理側のもしくはその実行委員会側の活躍は、行動はそれなりのものがある

かと思いますが、やっぱりその横に市があるんだということはちゃんとしていなければ、宝が生きないんじゃないかなと思うんです。

今後、難しい管理に関する条例じゃないですが、この条例があることに対して、市長、再度点検をしてみる気はないですか。

○市長（五位塚剛）

山中顕彰館ができる前に、私も議員をしておりましたので、よく記憶しております。山中先生の財産を譲り受けて、市が買って、新しい形での顕彰館をつくっていくということが議論になりました。

それについて市がどういうふうにして、この事業を進めるかということで条例が提案されて、運営については、基金を募って基金の中から運営をしていく。それで、指定管理をしていくということで議会で議決を得まして、今日まで来ているわけでございます。市としては条例はありますから、条例に基づいた事業をやるしかないと思うんですけど、今、迫議員から言われるように今年が山中先生の生誕100年になりますので、これを機会に、また市民の皆さんまた沖縄の方々含めて、全国に山中先生を慕っていらっしゃる方がいらっしゃるでしょうから、そういう方々に対しても何らかの形での曾於市からの発信はできると思います。

条例を今見直すとか、点検をするとか、そういうことは特にしなくても、条例はそのまま生きているというふうに思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

この条例の提案者は曾於市長、五位塚剛ですので、それは重々分かっています。条例を改正せよとか、そういう意味じゃあなくて、条例を再度見直して今後の在り方、見直しに進めるべきと思います。

あと今提案的に言いましたが、先生に関する書物、著書ちょっと読み上げてみたいと思います。「語録のエピソード集 山中貞則とはこんな人」これ一例ですね。

「山中貞則伝」「若い政治家山中貞則の足跡」それから「山中貞則先生の思い出」「政治家の山中のプロフィール」「山中貞則のことだま」それから「皇国」それから1冊あったですか、「南国汽船」というのがあるが、まだほかにもあるんじゃないか、私が目が届いたところ8冊くらい、厚いのやら薄いのやら、これをもう一回精査するということが、精査ちゅうかやっぱりあるものはあるんで生かしていかにゃいかん。これがやっぱり行く末に残るんだということを、今年辺りがいいタイミング、チャンスだと思います。でなきゃ、また何年かするうちにだんだん、今から先は少子高齢化やいろんな社会の情勢が変わっていくと思えば、大変なことになると思います。

今言った話をぜひ通告して、教育長に答弁をもらおうかと思ったが、通告してお

りませんので。聞こえていらっしやると思います。こういうのをさっき言った若い世代、もしくは子供たちに残すことは一つの一番大事な、もしくは我々の時代じゃないという、先の時代だということの位置づけだと思います。

最後に、市長が何か答えられれば答えてもらおうし、通告なしの教育長が何か言いたければ答弁を。

○市長（五位塚剛）

私も山中先生の本を読ませていただいたこともあります。ですから、子供たちが、先生の生きてきた時代を勉強することはいいことだというふうに思います。市の図書館のほうにも何冊かあるようでございますけど、今言われたような全ての本が、3つの図書館にあるかないかを確認しておりませんが、先生の書籍を図書館に並べるとするのは、非常に大事なことだというふうに思います。そういうことを含めて、教育長もそれなりの考えあると思いますので、答弁を教育長からさせていただきます。

○教育長（瀬下 浩）

今、市長が申されたとおり、図書館にそういったものがあって、やっぱり興味のある方にはいつでも見ていただくと、そういう体制をつくっていくことは大切なことだというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今の答えで今後進めてもらおうけど、1点だけ付け足しておきたいと思いますが、肝心な大政治家という偉大な人ですが、私たち議員という政治家にも、ぜひ目が届いて、手に届くぐらい考えます。ということは、今あるのは何年か前に印刷したもんですが、できれば事業の中で同じもんを、薄いのもありますし、そういうのを増刷して、欲しい人はそれなりの値で読んでもらうというようなことも考えてもらいたいと思います。特に1冊は語録のエピソード集なんか、もうちっとしっかりした政治家にならんかというようなふうに受け取れますので、そういうことを付け添えて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（土屋健一）

ここで質問者交代のため、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 1時42分
再開 午後 1時52分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○8番（今鶴治信議員）

議長の許可を得ましたので、私は大きく3つの項目について、市長に質問いたします。

まず、第1にコロナ感染症対策について、①市内3つの道の駅の収支及び利用の状況について伺います。

②メセナ住吉交流センター・弥五郎の湯・財部温泉健康センターの収支及び利用の状況について伺います。

③曾於市民プール・そお生きいき健康センター（トレーニング室）の収支及び利用の状況について伺います。

④ワクチン接種の行程について伺います。

続きまして、2つ目の項目としまして、農業振興について。

①サツマイモ基腐病対策として、本市の考えについて伺います。

②ハクサイの指定産地を市内全域に拡大できないか伺います。

③以前質問しました農業収入保険の本市の対応について伺います。

最後に、3番目として、高規格道路の開通について質問いたします。

3月28日に末吉都城志布志道路のインターが開通式を迎えます。

そこで、都城志布志道路の末吉インターがもうすぐ開通しますが、今後有効利用するため、工業団地等を造設する考えはないか、市長に伺います。

明確な答弁を求めて壇上からの一回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の質問にお答えしたいと思います。

1、コロナ感染症対策についての①市内3道の駅の収支及び利用の状況についてお答えいたします。

道の駅すえよしと道の駅たからべは、損益計算書になりますが、令和2年度12月末までの収支実績は、道の駅すえよしの収入が1億7,613万8,400円、支出が1億9,001万3,120円、マイナス1,387万4,720円であります。利用状況は20万2,946人で、昨年同期でマイナス8万7,918人となります。

道の駅たからべの収入が5,217万5,985円、支出が5,801万4,062円で、マイナス583万8,077円、利用状況は11万9,821人で、昨年同期でマイナス1万6,236人となります。

道の駅おおすみは、収入と利用状況になります。収入が2億1,253万225円で、利用状況は14万3,234人、昨年同期でマイナス3万5,870人となります。

1の②メセナ住吉交流センター・弥五郎の湯・財部温泉健康センターの収支及び

利用の状況についてお答えいたします。令和2年度12月末までの収支実績で答弁いたします。

メセナ住吉交流センターの収入が3,164万8,210円、支出が4,920万5,188円で、マイナス1,755万6,978円、利用状況は10万2,466人で、前年比較がマイナスが4万3,487人となります。

弥五郎の湯の収入が552万8,930円、支出が654万501円で、マイナス101万1,571円、利用状況は2万216人で、前年比較マイナス7,155人となります。

財部温泉健康センターの収入が2,634万7,169円、支出が4,319万9,329円で、マイナス1,685万2,160円、利用状況は5万3,968人で、前年比較マイナス2万7,201人となります。

1の③曾於市民プール・そお生きいき健康センターの収支及び利用状況についてお答えいたします。

曾於市民プールにつきましては、1月末で比較しますと、利用料は令和元年度521万5,790円で、今年度が325万2,410円で196万3,380円の減収となっています。

利用客数につきましては、元年度2万7,739人で、今年度が1万9,621人で8,115人の減となっています。

そお生きいき健康センターのトレーニング室につきましては、1月末で比較しますと、利用料は令和元年度は563万9,920円で、今年度が269万4,230円で294万5,690円の減収となっています。

利用者数につきましては、令和元年度が2万3,400人で、今年度が1万2,378人で1万1,022人の減となっています。

1の④ワクチン接種の行程についてお答えいたします。

令和3年2月17日から接種順位1位の医療従事者への接種が始まりました。

接種順位2位の65歳以上の高齢者への接種は、4月以降の予定とされています。

その後、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の者、それ以外の者と、ワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ、国が決定する実施時期に基づいて接種する計画です。

2、農業振興についての①サツマイモ基腐病対策として本市の考えについてお答えいたします。

サツマイモ基腐病については、本市も約786haの圃場で発生しており、そのうち3割以上の減収面積は328haになっております。

現在、県を中心とした「大隅地域さつまいも基腐病対策プロジェクトチーム」の会議で対応策を協議しております。

市といたしましては、現在103戸の農家から提出されている「かんしょ重要病害

虫被害対策事業」の申請書を県へ申請しておりますので、採択を受けましたら迅速に事業を進めてまいります。

本市の今後の対応策といたしましては、大隅地域のプロジェクトチームと連携しながら対策を講じてまいります。

2の②ハクサイの指定産地を市内全域に拡大できないかについてお答えいたします。

現在、国の指定野菜価格安定対策事業のハクサイにつきましては、産地の登録要件として農協が出荷団体となり申請され、指定産地を曾於市大隅町として令和3年度は143haを申請されております。

市町村は、事業の申請団体ではないため、現状では市のほうで市内全域に拡大するというのは厳しいところです。

2の③農業収入保険の本市の対応についてお答えいたします。

昨年の9月議会におきまして、農業収入保険の市補助金について、できるかできないか検討すると答弁いたしました。

その後、担当課と協議を重ねまして、令和3年度当初予算で加入者負担保険料の3分の1以内で15万円を上限として、360万円ほどを計上させていただきました。

3、高規格道路の開通についての①工業団地を造設する考えはないかについてお答えいたします。

現時点では、工業団地を造設する計画はありませんが、将来的にはアクセスのよさを利用した工業団地造成の可能性もあると考えます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

ただいま市長より1回目の答弁を頂きました。

順次、質問項目に従いまして、2回目以降の質問をさせていただきます。

まず、市内の道の駅の利用状況の答弁を頂きましたが、予想以上にコロナ感染症の影響が出て大変な利用状況の減、また収入減となっております。

そこで伺いますが、購買者の買い控え、また道の駅に寄る客数が減ったということも考えられますが、この間に市議会のほうにも報告があったんですけど、道の駅を休みにしたとか、そういう時期があったのか伺います。

それとまた、食事のところもそれぞれありますけど、そういう食事の影響はどうであったか伺います。

○市長（五位塚剛）

3つの道の駅の形態はそれぞれ違うんですけど、コロナの関係で厳しい状況のときは、感染防止のためにお店を休んだ時期もありました。また、レストランも休ん

だときもありました。

非常にそういう意味では、答弁をいたしましたように、非常にお客さんが、やはり集まるということが一番コロナでは感染が拡大するというのが報道されておりましたので、そういう意味では、こういうところに集まるのを多くの方々が、買い控えといいますか、集まることを敬遠されたというのは事実でございます。

○8番（今鶴治信議員）

市の施設に限らず、同僚議員の質問にもありましたけど、民間のところも大変苦勞されているということで、特に私は重複しないように市の施設について今回質問をすることでございますが、その中で今年度もやはりこのような状況がしばらくは続いていくと思えますけど、その中でできることとしまして、私もほとんど道の駅のほうに伺うことがないもんですから、そういう食堂関係の亚克力板とかの飛散防止対策等はされているのかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

すえよしの道の駅では、密を避けるためにテーブルの数を縮小して、バイキングもマスクと手袋をしておりました。

そして、透明のこういうのはしておりませんが、いろんな形での感染防止はしているようでございます。

○8番（今鶴治信議員）

頂いた答弁書の中で、道の駅のおおすみの場合は人数的な数値はありましたけど、形態が違うのでこういうことでしょうか、やっぱり金額の比較はできなかったのかどうか伺います。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、まず道の駅は3か所あるわけですが、道の駅だからとすえよしにつきましては、メセナ末吉のほうに今年から指定管理ということでお願いしております。

おおすみのほうにつきましては、指定管理ということではなくて、今、農土家市と大成畜産のほうになるんですけれども、2か所については使用料という形になっております。

その関係で指定管理のところにつきましては、毎月収支につきまして報告がありますけれども、道の駅おおすみのほうにつきましては、売上げだけをと人数をとということで報告を求めているところでもありますので、今質問にありますように数字的に差といいますか、ちょっと内容的に数字的なものが収支と売上げという形になっております。

○8番（今鶴治信議員）

今回の補正予算の中でも、一部予算が出ていましたが、メセナ住吉交流センター、また、そお生きいき健康センターについては補正がされておりました。

また、財部の温泉のほうもそういうふうに補正が出ていましたけど、今、商工観光課長からありましたけど、道の駅おおすみは利用料ということで、私はもう指定管理だと勘違いしておりましたので、そういう状況だということなので理解しました。

特に、道の駅すえよし、道の駅たからべ、そしてメセナ住吉交流センターと財部温泉健康センターはメセナ末吉が指定管理を受けて今経営をされていますが、これまではすえよしの道の駅、また、メセナ住吉交流センターが黒字ということで、財部温泉センター、また、たからべの道の駅も大分収支がバランスが取れてきたとしても、少し赤字ですので補ってきたわけでありますが、市の考えとしましては、こういう経営努力ではいかんせんできないコロナ感染症ということでもありますので、こういう指定管理料では足りないんですけど、今後こういうメセナ末吉に対する市の助成の考えは、それぞれの施設に補正予算を組んでいくのか、そういうので対応されるかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

3つの道の駅の運営についても、本当に厳しい状況にあります。

ですから、メセナ末吉で管理しているこのたからべ、すえよしの道の駅、また住吉の温泉、財部の温泉については、会社のほうから一つ一つの施設の黒字状況が報告されておりますので、指定管理料の中から指定管理料を安くする、それとまた場合によってはメセナ末吉については、国のコロナ対策の事業に対しても申請がされておまして、一部ですけどそういうのも入ってきておりますけど、厳しくなる状況でありましたら、新たに市のほうからの支援も当然必要になってくるのではないかなと思っております。

大隅の農土家市についても、株式会社のそういう出荷者協議会の組織でありますので、当然要請があれば、使用料の減免等も含めて当然すべきだというふうに思っております。

○8番（今鶴治信議員）

今、市長の答弁がございまして少しは安心しましたけど、非常に企業努力をされている中で、今回コロナ感染症ということで、いかんしがたい利用者が減ったということでマイナスになっております。

ということで、市のほうもその辺は理解して、いろいろ手だてを今後考えていかれるということで、ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

特に、道の駅おおすみが株式会社として、出荷者やそういう人たちが売上げで差額でやってらっしゃると思いますので、利用料を下げるだけで済むのかどうかは分

かりませんが、それでも追いつかないときは、何らかのまた助成等も考えるべきじゃないかと思えますけど、最終的にどこで収支をされるのか分かりませんが、その点に特に、道の駅おおすみについてのその辺の線引きはどこら辺でされるかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

おおすみの道の駅に関しては、今のこのコロナがここ1か月、2か月で収束をしてお客さんが回復すればある程度伸びてくるだろうと思います。

ただ、今から夏に向けていく中で、梅雨に入ると当然野菜等も少なくなってきましたので、そういうものもありますので、引き続きその農土家市ともよく協議をして、市が何らかの支援ができるものがあるのかどうかということを含めて十分検討したいと思います。

○8番（今鶴治信議員）

それと、道の駅すえよし、また道の駅たからべの地元、これまで支えていただいた出荷者協議会の方々、やはり売上げでその手数料を支払いしてやってらっしゃるわけですが、これだけ売上げが減ってくると、再生産の意欲がなかなか起きてこない可能性のあると思いますので、商工業のほうにも手厚く、できるだけ市ができる範囲でされていますので、ぜひ出荷者協議会の方々の意見等も聞いて、そういう方々に対して何らかの、昨日の同僚議員の中で堆肥等の無料配布等も考えていらっしゃるという話もありましたけど、そういう方面でもいいですので、出荷者協議会の方々の意見を聞いて、また植付けに対す種子等の若干でもそういう助成的なものが考えられないかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

引き続き、全ての出荷者協議会がありますので、そことよく担当課を通じて協議をして、市が支援すべきものを検討していきたいと思います。

○8番（今鶴治信議員）

それと、やはり市民プール、また、そお生きいき健康センターのトレーニング室が非常に好評で利用者が多いということでありましたが、やはりコロナで汗をかいたり密になるということで感染のおそれがあることで、かなりの利用者減になっておりますが、これにつきましても予算的措置をされるということでありましたが、一旦定期的にトレーニングをされている方がやめられて、またコロナがある程度落ち着いたら、またトレーニングに帰ってきていただければいいけど、少し来年利用者が減ってくるんじゃないかという予測もされますが、その辺については、やはり指定管理者との協議等はされているのかどうか伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

生きいき健康センターにつきましては、指定管理業者がメルヘンスポーツとなっております。

令和2年度につきましては、協議をした中で、どうしても減収になるということで、今回2年の3月の今回の13号補正で補正をお願いしているところでございます。

今後、回復するかしないかというところについては、これからまた業者と一緒に、指定管理者として、協議をしてまいりたいと思っております。

○8番（今鶴治信議員）

普通の民間の中でも大変な影響でございますが、やはりこういう指定管理業者のところに大きな影響が出ております。

その中で、市のほうは指定管理としてまた上乘せするというので、そういうふうに対応していただければ、比較的恵まれていますけど、やはりそれを含め、今後とも回復に向けて企業努力もぜひ必要であるとは思いますが、コロナを収束しないことにはなかなか利用者も安心して利用できないと思いますので、今後とも市のほうもよく話し合っ、経営の安定化に向けて協力をしていただきたいと思います。

4番目のワクチン接種につきましては、何人もの同僚議員が質問しましたので、一点だけ、補正予算の中で超低温の保冷庫を3台ほど入れるという話だったと思いますが、その置き場所は以前はまだ決まっていなかったということでございましたが、どのほうに保管されるようになったか、その点だけ伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

冷凍庫につきましては、1月の臨時議会の中で3台計上したところでございます。

その時点で冷凍庫からのサテライト型、協力していただける医療機関に運べるのが3個までというのが決まっていた、3台、3医療機関までというのが。

最初その機関ということでしたので、それではちょっと足りないということで、冷凍庫のほうを3台予算計上したんですけれども、その後、国のほうの方針が変わってきて、幾らでも大丈夫という形になりましたので、国からの冷凍庫の配置が3台予定されていますので、その3台で十分ではないかと思っております。だから、市で予算計上した分は必要はなくなったという形になります。

その冷凍庫3台の一応配置場所ですけども、1つは曾於医師会ですね。大隅にある医師会のほうに1台、あと1台は今計画しているのは昭南病院、あと1台を保健課、保健課というか曾於市役所のほうに配置して、それで各医療機関にワクチンの配送をしていきたいというふうに計画をしているところです。

○8番（今鶴治信議員）

配置場所も決定したということで、3台で間に合うということで、よく私も分からないんですけど、1台当たりの冷凍庫に1回にどのぐらい、何人分ぐらいのワク

チンが保管できるんでしょう。

○保健課長（櫻木孝一）

一応冷凍庫も2通りありまして、最初入ってくる分が10箱でしたので、9万7,500回分になります。だから1つあれば十分なんですけど、まとまって入ってきませんので、それが国からは3台来るという形になっております。

○8番（今鶴治信議員）

もう一回伺いますけども、その3台の冷凍庫はもう既に曾於市に入ってきていてもう設置されているかどうか伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

曾於市に入ってくる冷凍庫については、2月に医師会のほうに1台は入ってきております。あと4月、6月に入ってくる計画になってますので、今のところ1台が入ってきたということでございます。

○8番（今鶴治信議員）

2月の分は曾於医師会病院に入る、4月、6月に順次入ってくる場合の、先ほど昭南病院と市役所の保健課に保管するという話でありましたが、優先的に言うと4月に入る分をどちらのほうに設置するかどうかは決まっているのか伺います。

○保健課長（櫻木孝一）

今のところ4月に昭南病院に考えているところです。

ただ、その曾於医師会立病院に今置いてある冷凍庫につきましては、医療従事者用という形で最初配置されていますので、その分が必要でなくなれば、その分を市役所のほうに持ってくれば、可能かなと。

あと1台については、その後必要な医師会のほうにまた戻すというような形も考えているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

今後のことということで、そういう設置的時期も決定しているということで安心しました。

ほかには同僚議員が質問されましたので割愛させていただきます。

続きまして、2番目の農業振興について質問いたします。

前回の定例議会で、同僚議員が何人も質問されましたので私はもうちょっと割愛しましたが、今回また植付け時期も来ましたので、サツマイモ基腐病が、私の知っている農家たちも一部で出ているということで、非常に不安に思っているところでございます。

786haの圃場で発生しているということで、そのうち3割以上の減収は328ha、まあ半分近くだなあとということで、大変な状況であるなあと思っているところであります。

ます。

その中で、国のほうは間に合わなかったということでありましたが、今度、県のほうに「かんしょ重要病害虫被害対策事業」の申請を103戸の方がされているということで、これまでの説明でいいますと、3割以上減収が2万円、それ以外が1万円という被害の補助でありましたけど、とてもそれでは農家は対応、もらわないよりはいいんですけど、抜本的な対策にはならないと思っております。

その中で私もよくは分からないんですけど、いろいろ説明を聞くと糸状菌というカビの一種による病原菌であるということで、やっぱり茎葉とかそういうのが畑に残っておくと、それからまた胞子が出て発病するということでもあります。

その中で、やはり畑かんセンターの先生方にも、なかなかゼロにすることはできないけど、良質の堆肥を投入したりすると、やはり有効バクテリア等が増えて、そういうカビなんかも分解して大分抑制するという話も聞いております。

今後、幾つかの登録農薬もできていいるとは聞いておりますが、ふった後一元的に表面的には抑えるけど、やはり土の中までは浸透していかないということで、やはり土づくりがこれからは大事になってくるんじゃないかと思っております。

その中で、市長が4トンほど農家のほうに無料で配布したいという話は昨日も聞きましたけど、無料じゃなくてもいいんですけど、やはりこれまでも有機センターの、私も利用しておりますが、助成を頂いております。

その中で、甘蔗の人たちのこの基腐病対策として広く普及するために、私は畜産農家は散布機も持っているんですけど、普通の園芸農家は皆が皆持っていませんので、やはり散布までしていただかないと堆肥の畑の投入は難しいと思っております。

そこで、そういう今後の課題でありますけど、堆肥の普及ということで、もうちょっと植付け時期が始まりますんで今年度は間に合わない傾向にありますが、そういう助成をして、堆肥の利用を増やせば、また有機センターの利用も上がっていくと思うんですけど、市長はその点の考えはどう考えるか伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市には、すばらしい有機の堆肥の堆肥センターがあります。当然、市の施設でありますので、市のほうの堆肥センターがどんどん農家が使ってもらうのは非常にありがたいことでもあります。それに対して支援するのも、これは大事だと思っております。

今回は、このコロナの関係で、全ての農家に4トン辺りを無料配布をしたいというふうに思っておりますけど、これは時期的に一気には堆肥は全部ありませんので、秋までにかけて随時したいと思っておりますけど、今後のこの堆肥の使い方については、今言われるように、もうちょっと価格のことも含めて農家の方々が使いやすいよう

なやり方を検討しておりますし、今後もまたそれは進めていきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

私も自分で生産牛もいるんですけど、やはり完熟した堆肥でないと、なかなか肥効がもたないということで、特にハクサイは有機センターの有機魂を使っております。非常にこれが成績がよく、ハクサイ等も今年も単価は安かったんですが、いい品質のものができております。

鶏ふん等も若干入っていると聞いておりますが、鶏ふんが肥効が強過ぎて牛ふんとのバランスでありますので、両方減らし、また広い面積もふれますので、ぜひ長い、ある程度期間を置かないと、すぐに効果は出てこないと思うんですけど、いろいろ大隅町のハクサイ農家の人たちの話を聞いたところ、やはり甘蔗の後にハクサイを、堆肥を入れて植付けた後は、今のところは連作をされてないからでしょうけど、基腐病は出てないという農家の人も聞いております。

だから、甘蔗専作農家が多く、もう裏作はそのまま使わない、利用されない人が多いですので、そのような中に、そういう有機堆肥を投入してバクテリア等でそういう茎葉を分解したら、そういう菌も大分減ってくるのかなあという話も聞いておりますので、ぜひ今後そういう対策も含めて、また畑かん推進という意味でも、水があるところで、そういう実証圃的な取組も畑かんセンターと協力し合って取り組んで、されているのかしれんけど、そういうことをモデルのように取り組んで、少しでもまた復旧していくんじゃないかと思うんですけど、そういう考えはないか伺います。

○市長（五位塚剛）

市のこの有機堆肥センターについては、当然ながら畑かんセンターの方々ももう十分理解しておられます。

また、農林振興課長が新しくまた就任しましたので、課長の決意があると思いますので課長から答弁させたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

基腐病対策につきましては、先ほど答弁書にもありましたけれども、大隅地域でプロジェクトチームを組んで、今、原因の究明であったり、対策であったりという話が進んでいるところでありまして、今おっしゃられました実証圃の設置、こういったものも計画をされております。

このプロジェクトチームにおきましては、県、市、JAそれから生産者の代表の方も入っていらしておられますので、そういった御意見を賜りながら実証を図って

いきたいというふうを考えているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

なかなか市で取り組めることも限りがあるんですけど、曾於市は畜産のまちということで市営の有機センターも運営されておりますし、耕畜連携という感じで、それをまた畑に還元して良質の農産物が生産されれば、非常に理想であると思っております。

ぜひ今後その普及に向けて御尽力いただきたいと思っております。

続きまして、第2項目め、先ほど私ごともなんですけど、ここ何年かハクサイが、特に今年はコロナ関係で業務用は非常事態宣言ということで、非常にハクサイに限らず野菜等が売行きが悪いところでございます。

その中で、以前も質問したんですけど、曾於市の畑かん営農ビジョンにも含まれているハクサイ、キャベツは、曾於市全体で指定産地を受けているんですけど、ハクサイが合併前の大隅町だったということで、この中で私が大隅、今年は廃棄処分はされたかどうか分からないんですけど、同じそお鹿児島農協、また同じ曾於市でありまして、やはりハクサイをこれから畑かん、ここも畑かんも推進していく中では増やしていかなくちゃいけないと思っております。

そこで、やはり農協が出荷団体となっているんだったら、そこを農協を通して出荷しなくちゃいけないという条件があるんですけど、安定的生産を目指すために、ぜひ曾於市全体で指定産地にさせていただくと、まだハクサイの植付けも増えてくるんじゃないかと思っておりますが、農協で、市が携わっているわけじゃないんでしょうけど、農協等とそういうふうにしてタイアップしていけば、これを枠を拡大するのは可能なのか、国としては、もうこれ以上そういう指定産地は増やしていかない方向性なのかどうか伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

この国の価格安定制度につきましては、産地の要件、それから産地の登録要件というのがございます。産地の要件としましては、ハクサイ等につきましては50ha以上ということになっております。それから、登録要件が出荷団体ということになっておりますので、JAが中心になろうかというふうに思っております。そこで、曾於市のほうでは、曾於市の指定野菜の価格安定協議会というのを持っております。

もちろん、JAさんのほうが事務局を持っていらっしゃるんですけども、そういった御意見をこの理事会の中で図っていただいて、できるかどうか、その辺を協議をしていただいて、令和3年度についてはもう承認が下りてきておりますので、令和4年度に向けてそれができるかどうかということで、こういった理事会等でそ

の協議をしていただくことが大事かと思っております。

○8番（今鶴治信議員）

皆さんの資材関係も、同じ曾於市内の農家でありますので、また契約栽培等の民間等とされた場合、大隅町のハクサイ農家と同じところで集まりがあったりするき、そういう、最近は、以前も話をしましたけど、出荷箱数に対しての1箱当たりの上乘せという感じで、産地配給はなかなか消費者の目もあるので、今はなかなかされてないというのは聞いております。

そういう中で、農協通して出荷してでも、後でそういう補填があれば再生産の価格になって、また来年も作れるという感じであるという感じで、そういうのはできないんでしょうかと私に聞かれたもんですから、今回ここに取り上げたところであります。

できれば本当、先ほどから言うように大隅が銘柄をつくっておりますので、同じ曾於市で、曾於市の有機センター等を利用すれば、こちらでも十分立派なハクサイができます。そういうところで、財部、末吉はちょっと若干冬場が寒いですので、11月、12月、1月中心に出して、あとを大隅町がしていただくというような感じに持っていけば、産地のリレーにもなると思いますので、143haが180haぐらいには伸びる可能性が十分あると思いますので、ぜひそこら辺の手だても、何かの会があったらしていただきたいと思います。

もう一回、今年は終わったということではありますが、私が聞いた中では、やはりそういう補填があった場合に、大隅町の契約農家の方はその分の積立金も既に積んであるということでありましたので、そういう条件等も含めて、ぜひそういう話もしていただければと思いますので、もう一回答弁をお願いします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今の大隅の南地区が中心だと思いますけれども、その積立ての件については私も調査しておりませんでしたけれども、その部分も含めて農協さんとまた事情を聞きながら進めていきたいと思っております。

○8番（今鶴治信議員）

続きまして、3番目の正式の名前が農業経営収入保険で、共済組合が窓口になって、令和元年度からできた制度だと説明を受けております。

その中で、私が9月議会で質問したときに、まだよく内容は分からないので検討して決めますということでありましたが、今回、当初予算で360万円ほど、加入者負担保険料の3分の1以内の上限として取り組んでいただいたということですね、非常に前進した事業であると思っております。

先ほどから、この前の9月議会のときも言ったんですけど、やはり、いろんなときに、まあ、こういう指定産地ももちろん大事なんですけど、やはり、先ほど、カンショの基腐等も今、非常に危惧されております。

そしてまた、お茶も、コロナ禍の折非常に急須で飲むのが減ってるということで、ここ二、三年に、農業だけじゃないんですけど、状況が非常に厳しいというか乱高下というか、予測不能になってきてますので、やはり農家も自分の身は自分で守らなくちゃいけないということで、この農業収入保険制度が創設されたということで、その中で一番は、私もいろんな人に説明をしてぜひ入ったほうがいいんじゃないかと言うんですけど、やはり経営の規模が大きい人は、最初の掛金が大きいものですから、こういうふうに市のほうで助成があるという、もう今年は12月で締め切りましたので間に合わないんですけど、こういう当初予算に付けていただくと今後の弾みにつくと思いますけど、今回これを取り入れていただいたということで、市長としての考えを伺います。

○市長（五位塚剛）

この制度は、国が農家を支援をするように提案されたものでありますが、この制度にもやっぱりいろいろ問題があるというふうに私は思います。青色申告の方しか対象にしないという、農家の方々は白色の申告の方もこれを認められていらっしゃるわけですから、この方々には対象にしないという状況であります。

それと、やはり掛金が非常に大きいということで、大型の農家は、それだけ投資しても大丈夫かという話もあったりですね、いろいろ悩んだんですけど、こういう制度がやっぱり普及していくためにも、市のほうも一定の期間支援したほうがいいだろうということで、新年度予算の中に今回、予算を計上したところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

以前、今、竹田農林振興課長が新しくまた介在していただいたんですけど、富吉課長とも、この保険に関しては、お願いをした経緯もあります。その中で、急にああいうふうに惜しい人が亡くなってしまったわけではありますが、その中で市長が、本当、私もそこは青色申告と認定農家等に限るという制約はついているのが、ちょっと全体的に農家の方々に普及していないのは、ちょっとそこは今後課題として、また国等に共済組合長に市長等かも書いていただくように訴えていっていただきたいと思っておりますが、その中で、青色申告者の中でも今回49名ほどの予算として組んだということでありましたので、大きく、私は、前進であると思っております。

以前もお話をしましたが、この基腐病がもうそこまで来ておりますので、今回は若干——1月、2月に寒波が来て非常にそういうので、カビ等も寒波で大分少なくなったんじゃないかという話も聞いています。やはり、鹿屋南部のほうからずっと

上がってきて、私の知り合いも志布志の松山町の農場に植えたところが、非常に壊滅的にやられて、もうそこの畑は返したというのを先日、聞きました。やはり、この温暖化の影響でずっと南から北上してきているのかなというのを危惧しております。その中で大体もう、たばこ等を作っておられた方が、遊休農地も増えたということで、十二、十三ha作っていらっしゃる方が、私の地元でもざらでございます。

そういう方は、先ほども言いましたが、ほとんどカンショ専門農家でありますので、そこでこの基腐病が出たら、それに代わる作物を取り組むまでに大きなダメージを受けます。その中で、こういう収入保険制度で、まあ、自分の積立てもちよつと、積立金はかかるんでありますが、それを含めると、最高、減収分の9割補填が可能であるという説明も聞いておりますので、そういうふうにして保険が入ってくれば、またほかの作物にも取り組んでいくと思いますけど、やはり非常に作物に対して、人間でも何でもですけど、設備投資の専門的な機械が要りますので、そういうことを含めても、農業という全般であります、専門的になっています。

先ほどの、そういう堆肥の助成もありますが、また、こういう収入保険ということで、一部であります、市が新たに取り組んでいただいたということで、非常に農家の方に対してもいい制度をしていただいたと思います。これに向けて、年度途中からは多分難しいんだと思いますが、来年の加入に向けて、こういうのができたんです、予算が通らないとですけど、市長としてどういうふうに啓蒙普及していく考えかどうかわかります。

○市長（五位塚剛）

この予算につきましては、共済組合のほうからの要望もありまして、当然ながら、議会が承認してもらえば、このことについての詳しい説明をして、また次年度に向けての対策を含めて支援ができると思います。

この、先ほども言いました、白色申告の方、認定農家でない方々の問題も同時にやっぱり国に対してもやっぱり要望書を上げて、ある程度広げてもらうような形も含めて交渉していきたいというふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

ぜひ、今後、新しくできた制度で、これがどういうふうに曾於市内に根づいていくかということは、大事なことだと思っております。

特に、私が聞いた範囲であります、大きな法人とかそういう方々が、特に加入をされているということですね、やはり外国人を含めて若い従業員、そういう方々の生活の保障もありますので、やはり何億円の農業収入を上げられる方はそれだけリスクも大きいということで、作物もたくさん作っておられます。そういう感じで、先進的に取り組んでおられますので、特に個人的なあれで、誰が入ったはまだ聞いて

てないんですけど、お茶を令和元年度に加入された方は、これまでがよかったものですから、相当の保険収入が入ったということで、また昨年度もまた想定外のコロナで、大変な売上げ減であったということで、また昨年入った方も対象になったと聞いております。

そういう感じで、徐々に誰かがそういうふうにして補償を受けたということが広まっていくと、いずれは広がっていくんでしょうけど、いかんせん、最初に苦しい中で、自分でもお金を出さなくちゃいけないものですから、市がこういうふうの一部で、3分の1以内であります、補助をしていただくということで、歯止めになると思いますので、ぜひ、予算が通った場合は、啓蒙推進していただきたいと思っております。

最後に、高規格道路の開通について、私のところでようやく、完成する時期が来て、本当、口蹄疫のときの飼料車の通行やら今でも騒音等で、地域の方が困ってらっしゃいましたが、いずれ開通すれば便利になるということで、我慢していただきました。その中で、ようやく開通のめどがついたということで、その中で、昨日の同僚議員の振興住宅ではないですけど、私の地域にもそういう振興住宅もたくさん造っていただきました。そういう住宅で、若い人が仕事は都城に行っていたとしてもいいと思います、住むところを曾於市であればですね。そういう中で、働く場、まあ、何かのそういう流通の場でもいいんですけど、インターチェンジができたということで、工業団地等の、まあ、将来的に考えるということでありましたが、その中で、なかなか、東部畑かん地域でありまして、畑があっても狭いところで農地であります。この前も言いましたけど、埋め立てるところは、全部海だったらそういうのになればいいなと思ったけど、造成工事が非常に難しいということも聞いております。

その中で、有機センターの後ろのところも埋め立てられて大分広いんですが、ああいうところは、今農地として利用されていますけど、臭いが気になることはあるんですが、それほど、私が思うにはしないと思うんですけど、ああいうところの有効利用等は今後考えられないものかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

有機堆肥センターの裏のところも、低くなっていった畑を、こういう捨土で非常にいい圃場になりました。

当然、今後の課題として有機堆肥センターを規模拡大するためには、あの裏も将来的には、何らかの形で施設の増設という形でも考えられると思います。

今後、この地区もやはり、都城まで行くのに非常に便利のいいところありますので、まず、この、今、埋立てをしているところは、早く埋立てをしたいと思いま

すけども、一定この志布市都城道路の捨土がもう、なくなってきましたので、今後
まださらにどこから砂を入れないとこれは有効活用できませんので、また何らかの
形で、市に無理のない形での事業をしながら、早く埋戻しをして、そして一定時期
が来たら有効活用は当然ながら考えていきたいとふうに思います。

○8番（今鶴治信議員）

今、開通に向けて、やっと進んでくるということで、将来的ですけど、この財部
地区の宅地分譲もされていくわけでありましたが、将来的に、残念なことに、もうち
よっとほかのところにもインターが、曾於市内にできればよかったですけど、末
吉の外れの私のところしかインターができておりませんので、その近辺に、ぜひそ
ういう宅地造成でもよろしいし、何か大きな工業団地でなくてもいいんですけど、
何らかのそういう有効利用した企業等の来るような場所を増設していただきたいと
思っております。

将来的なことではありますが、もう一度お伺いしますが、将来的にそういう考え
も、場所的なものを含めて、調査を含めて考えていらっしゃるかどうかもう一度伺
います。

○市長（五位塚剛）

都城志布志道路が開通すれば、車の流れが変わってくるだろうというふうに思い
ます。

檜校区の人たち、南之郷の人たちは、非常に、都城のほうに行くためには非常に
便利になるだろうと思います。そういう意味である近辺の人口増対策のためには、
何らかのやっぱり事業を含めて、今後検討しなきゃならないという、私は思ってお
ります。

○8番（今鶴治信議員）

今後の市の取組に期待をしまして、私の一般質問をこれで終わります。

○議長（土屋健一）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時50分
再開 午後 3時00分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○保健課長（櫻木孝一）

先ほど、今鶴議員の一般質問の中で、冷凍庫に何人分入るのかという御質問がありました。私の回答の中で9万7,500回分というような回答をしたと思っておりますが、正解は9,750回分、1桁間違っておりました。申し訳ありませんでした。

○議長（土屋健一）

次に、通告第8、久長登良男議員の発言を許可いたします。

○16番（久長登良男議員）

昨年は新型コロナウイルスの世界的大流行により、経済的な打撃は計り知れないほどあります。ワクチン接種により早く収束し、安全・安心な生活が一日も早く取り戻してくれることを願っています。本市でも感染者が発生し、いつでもどこでも感染することを再認識させられました。感染された方々の一日も早い回復と感染前の生活を取り戻されることを願っています。このようなことから、何らかの対策が必要であるのではないかと思います、一般質問をいたします。

先日、通告をいたしておりました一般質問として、新型コロナウイルス感染症についてと市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

1番目として、曾於市の感染者数は何人が伺います。

2番目として、現在、病院に入院及び施設で療養されている人は何人が伺います。

3番目として、感染前の生活に復帰されている人は何人かお伺いします。

4番目として、感染者に対する風評被害は、ないとは思いますが、調査はされているのかお伺いします。

5番目として、今後の感染予防対策の考え方を伺います。

6番目として、ワクチン接種の計画はどのようになっているのかお伺いします。

次に、市長の政治姿勢についてであります。

今年度の施政方針で、元気なまちづくりを目指す5つの基本方針を示されました。一つとして市民にやさしい市政運営、二つとして人と自然を生かした活気ある地域づくり、3つ目、教育、文化を促進し、心豊かなまちづくり、4、人口増を目指し、地域活性化の推進、5、農畜産物を生かした所得倍増のまちづくり、以上の5点について、具体的な考え方を伺います。

2番目として、五位塚市長は市長に就任して8年の間、国・県が推進することに対して同意しなかったことがあるのかお伺いします。

以上で、壇上からの質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、久長議員の質問に対してお答えしたいと思います。

1、新型コロナウイルス感染症対策についての①、曾於市の感染者は何人かにつ

いてお答えいたします。

令和3年2月19日時点で34人の感染が確認されております。

1の②、現在、病院に入院及び施設で療養されている人は何人かについてお答えいたします。

令和3年2月19日時点で、医療機関または宿泊施設へ入院、入所された34人の方は、全て退院または退所されております。

1の③、感染前の生活に復帰されている人は何人かについてお答えいたします。

感染された34人の方が全員退院または退所されたことは確認できていますが、県から個人が特定できる情報が届いていないため、感染前の生活に復帰されているかは確認できておりません。

1の④、感染者に対する風評被害の調査はされているのかについてお答えいたします。

県から個人が特定できる情報が届いていないため、感染者に対する風評被害の有無については調査ができておりません。

1の⑤、今後の感染予防対策の考え方についてお答えいたします。

令和3年2月17日から医療従事者等へのワクチン接種が開始されました。4月以降に65歳以上の高齢者から接種順位に沿って市民へのワクチン接種を実施いたします。

また、ワクチン接種には期間を要することや、ワクチン接種を受けることができない人もいることから、基本的な感染症予防対策を継続する必要があります。

1の⑥、ワクチン接種の計画はどのようになっているかについてお答えいたします。

現在、曾於医師会と2市1町とでワクチン接種体制について検討を行っております。医療機関での個別接種と公共施設を利用した集団接種の実施について、医療機関の意向を確認した上で計画してまいります。

2、政治姿勢についての①、基本方針についてお答えいたします。

まず、市民にやさしい市政運営についてであります。私は日頃から職員に対し、どんなに小さな市民の声にも耳を傾け、できることはすぐに対応するよう指示しており、市民の皆様からは職員の対応がよくなったとの評価も頂いております。

市民にやさしい市政運営とは、市民に寄り添い、その立場になって一緒に考え、行動して、課題を解決し、市政を発展させていくことであると考えております。

次に、人と自然を生かした活気ある地域づくりについてであります。私が市長に就任する前は、曾於市が持っている豊富な魅力を全国に発信する手段が少ないと感じておりました。そのため、ゆるキャラとして、そお星人を誕生させ、曾於市に

縁のある方々にPR大使に就任していただき、世界中の皆様にも曾於市を知っていただく取組を始めております。

人と自然を生かした活気ある地域づくりとは、人と人とのつながりを大切にし、曾於市の自然の恵みを生かした特産品等を広く発信し、曾於市の認知度を高め、人の流れを活発にし、地域発展を図ることであると考えております。

次に、教育、文化を促進し、心豊かなまちづくりについてであります。言うまでもなく、子供たちは宝です。無限の可能性を秘めた子供たちの健全育成のためにも、教育はもとより、連綿と受け継がれてきた文化を継承していくことが重要と考えております。市の仕事を知ってもらうために子ども議会をスタートさせ、吉井展への積極的な出品をいただき、そのほか音楽、スポーツなど様々な分野での活躍を後押ししております。教育、文化を促進し、心豊かなまちづくりとは、未来を担う子供たちの心身の健全育成に努め、将来的に曾於市の発展に貢献いただくことを期待した施策全般であると考えております。

次に、人口増を目指し、地域活性化の推進についてであります。人口を増やすことは努力をしても短期的に結果が出るものではありません。これまで地域振興住宅建設、住宅分譲事業、宅地取得祝い金、第3子以降出産祝い金などの施策に取り組み、その成果も出ているものと認識しております。

人口増を目指し、地域活性化の推進とは、人口増により市全域を活性化させることであると考えております。

次に、農産物を生かした所得倍増のまちづくりについてであります。曾於市の基幹産業は農畜産業です。農業公社をスタートさせ、今後も新規就農者支援にさらに取り組み、農業関連企業の誘致にも積極的に取り組んでまいります。農畜産物を生かした所得倍増のまちづくりとは、地元農家との連携を取りながら企業誘致等を促進することで、生産・加工に携わる方々が規模に関わらず安定した収入が得られる施策を展開していくことであるとと考えております。

2の②、国・県が推進する事業への同意についてお答えいたします。

特に同意しかねたことは、特にありません。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

それでは、項目ごとに伺っていきます。

まず、コロナの関係については、今回は11人の議員の中で8名が通告をされ、もう5人が一般質問をされましたので、重複する点が多々ありますので、その点は省略をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目の感染者の数でございますが、今言われたように、議会のほうでは

34名ということで承知はしておるわけですが、市民の方々は新聞紙上でしか知り得る機会がないわけですので、その点を、新聞では28名ということで6名の差があるわけですが、これは宮崎県の通勤とかそういう形で宮崎県で検査を受けられた6名の方が加算されて34名というふうに理解するわけですが、その点について宮崎県だけが6名だったのか再度お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

鹿児島県で発表された数字は28人で、宮崎県のほうで発表された数字が6人ですので、そのとおりでございます。

○16番（久長登良男議員）

今、市長が言われたとおり、そういう事細かなことが市民には伝わっていない関係で、34名と言っても誤差があるがということの内容から確認をさせていただいたところでございますので、これはそういうことで御理解をしていきたいと思っております。

2番目でございますが、2番目は、現在はもう34名の方が皆、病院、施設等から退所されておるとのことですので、このことについてはどうということもありません。

それから、3番目も同じことです。もう34名の方が復帰されているということです。

4番目ですが、4番目については、風評被害というのは、これは、医師会のほうで、全国医師会が調査をされておりますね。全国で698件の風評被害が出て、鹿児島県では1件ということで、10月から12月の間に病院等にいろいろ電話等とか、そういう嫌がらせの電話が来たり、看護婦さんが、いろんな、そういう、感染したところには風評被害があるということでもありますので、曾於市の場合はそういう調査ができないということですから、これ以上聞く必要もないし、また、調査もされていないわけですから、どうしようもないというふうに思うわけですが、個人からもそういう情報がなかったということに御理解すればよろしいわけですか。再度お伺いします。34名の方からの、そういう被害は、連絡も何もないということで御理解すればいいですね。

○保健課長（櫻木孝一）

お答えいたします。

その34名の方というのが、こちらのほうでも誰が感染しているかという情報もありませんので、本人さんたちからもそういう風評被害に遭ったという情報もこちらのほうにはないところでございます。

○16番（久長登良男議員）

田舎の場合は多々、誰が感染したというのが、すぐこう特定できるような地域です。風評被害があらせんやったかなというふうに思ったもんだからこういうふうに通告をいたしたとこでありますので、なければ非常にいいことであつたなというふうに思うわけでございます。

そしたら、5番目ですが、その、感染予防の考え方ということで、これについてももう同僚議員のほうから5人の方が質問の中でされておりますから、もうあまり詳しくは質問はいたしません、1つだけ申し上げますと、このことについても、大分、今日の新聞にも載ってございましたように、4月12日開始をするということで計画がずれ込むという大きな見出しで載っておったわけですので、これについて4月12日でありますと、前の同僚議員の質問の中に接種券というのを郵送するということが言われたわけですが、この接種券を送付するには、4月12日開始を始めるとしたならば、いつ頃にこの券を——クーポン券とかなんとかということでも言われておりますが、その券を郵送するのはいつが最終になるのかお伺いしておきます。

○保健課長（櫻木孝一）

接種券の配送、郵送につきましては全国一律でやる予定でございますので、まだ国からいつ発送しなさいというのは来てないところです。最初は、当初予定では3月12日までというような形で、最初、通知が来ていましたけれども、その後、3月中旬、3月下旬というふうな形で、今、そういう形で今連絡が来てますので、最終的には、いつ通知をしなさいというのが国から来るかと思っております。

○16番（久長登良男議員）

国のほうでも、日に日にそういう内容等が非常に難しいようですので、市のほうでも対応が苦慮されているのではないかなというふうに御理解するところでありますので、国のほうから来たときには速やかな対応をしていただきたいというふうに思っております。

6番目ですが、計画の中で、今度は、これも同僚議員の質問の中にもありましたが、医師会とそれと2市1町でのワクチン接種体制を検討しているということですが、いろんな各自治体に、国は任せるといような形の新聞報道もなされておりますが、この中で、かかりつけ医ですね、そういうところはかかりつけだから個人的な情報というのが知っていらっしゃるわけですね、お医者さんがですね、この人は高血圧症とか、この人は腎臓症とか——いろんなそういうものを知ってらっしゃるのでスムーズにいくんじゃないかなというふうに思うところでありますが、個人接種の場合は19、曾於市内の病院ということに、答弁の中でそういうふうに、私は聞こえたわけですが、それは本当だったか、じゃなかったかですね、確認と、そ

れから、医療機関は、まずは1か所で健康センターですということでありましたが、再確認ですが、医者の場合は、財部が何か所、末吉が何か所、大隅が何か所というのが分かっておればお聞かせしていただきたいと思っております。

○保健課長（櫻木孝一）

その個別接種の関係は、今、どこの医療機関が、うちもやりますよというところがまだ決まってないところです。

ただ、この前の19日の医療機関との協議の中では、うちもやっていいよというような話は聞いてますので、今、曾於医師会を除いて曾於市内で16医療機関という形になってますので、その方々が全て手を挙げていただければ16医療機関、どこでも接種ができると、で、かかりつけ医がその16医療機関の中であれば、そちらのほうで優先してワクチンの接種をしていただくというような形になろうかと思っております。

○16番（久長登良男議員）

旧町ごとには分からないということですね、今のところ、何か所か。

○保健課長（櫻木孝一）

今、何か所できるかというのは、まだ手を挙げてもらってませんので、先週、今週ですね、医師会のほうでアンケートを取っているということで、その中で協力できる、できないかの医療機関が分かるようになってますので、あした、また曾於市内の医療機関と協議をすることになってますので、その中で、曾於市内で何か所ワクチンの接種ができる医療機関ができるかというのは決まっていくかと思っております。

○16番（久長登良男議員）

初めてのワクチン接種ということで非常に難しい面もあろうかと思いますが、あと1か月ちょっとの間の短期間での接種が行われるわけですので、最善を尽くし、いろんな問題が起きないことを大いに期待して、この項目は終わらせていただきたいと思っております。

次に、2番目の市長の政治姿勢についての1番目ですが、市民にやさしい市政運営ということで掲げてある中で、市長の1回目の答弁の中では小さな市民の声も耳傾けながら対応できるということでもありますので、こういう文句で言うのは非常にばら色的に聞こえるわけですが、実際的にいろんな——大きなそういう問題ではなくて、いろんな苦情とか要望とか私たちの耳に来るわけですが、そういうのも、事務方に言ってすぐ対応もできるところもあるし、できないところも多々あるわけですが、そのできないところをどういう形でできないかと言うのも、1つの、やっぱり市民にやさしい市政運営の1つではないかなという、報告ですね、できない、そ

のまま放っておくんじゃないなくて、今回はどういう形でできないんですよというのを知らしめるのも一つの方法ではないかなというふうに思うんですが、その方法が取れないところもあったのではないかなというふうに思いますが、市長のほうにはそういう苦情は来ていないものか、再度お伺いします。

○市長（五位塚剛）

市に対して市民の皆さんたちから、毎月、投書がありますけど、月によってはないところもあります。本庁含めて3支所の中で手紙的なものがありますけど、具体的に名前と住所と電話番号を書いているところについてはちゃんと協議をして必ず返しております。ただ、名前が書かれてなくて一市民という方については毎月庁議を開いておりますので、その中で、課長全て参加した中で、そのことについての認識はしておりますけど、そのことについて返答はできないものについては、もうそれで終わっているところでございます。

○16番（久長登良男議員）

市民にやさしい市政運営を市でも取り組んでいるわけですが、一つの例としては、ばらばらでするよりも、こういう問題は、曾於市にあるいろんな団体ですね、というのは一つの例を取りますと社会福祉協議会、これがいろんな市民にやさしいような福祉政策をとっているわけです。というのは、校区ごとに社協ができて、その中でアドバイザーさん、あるいは、民生委員さん、そういう方々と、高齢者の方々の見守りをしたり、いろんな、買い物支援をしたり、そういうこともなされておるわけですが、そういうことも御理解されているとは思いますが、そういうのをタイアップしながら、地域の政策の1つとしてばらばらにするんじゃないかと、そういうものをいろんなところと話し合いをしながら一本化での、そこの支援とか、どっちかがするという方法をしたほうがより効率的、より、そういうやさしい政策になっていくんじゃないかなというふうに思うわけですが、もう1つ申し上げますと、コミュニティを、今、立ち上げておりますが、校区ごとに、これも社協がやっている校区社協のそれとちょっとダブるようなものもあるんじゃないかというふうに思うわけですが、また、それを立ち上げるとそっちのほうとの絡みというのも出てくるし、どっちのほうでの、市民というのが一人あればこっちでのサービス、こっちでの政策というのがいろいろ、こう、出てくるんじゃないかなと思うわけですが、そこらあたりの協議というのはなされなかったものかどうかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

市民の声を聞くという機会はいろんなところであります。直接私に電話かかってくることもあるし、両副市長を通じてもありますし、担当課を通じて来る場合もあります。社協の方々と1年間の取組、また、今後についての取組について市のほ

うと年に1回協議をしておりますので、社協からの要望についても、お互いに、できるものは一生懸命やるということで、予算化できるものは予算化しながらやっております。

今、市が進めているコミュニティーの関係は、やはり少子高齢化によっていろんな意味での問題点が、今、出てきておりますので、地域コミュニティーをやっぴり立ち上げていく意味で地域ごとにそういう、市から委託してお願いしてやっておりますけど、今後は、また社協のほうと連携が取れるものがありましたら、引き続き協議をして連携は取っていききたいというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

そうしたら、2番目に入りますが、人と自然を生かした活気ある地域づくりということで、これは、いろんな事業をするのはやっぱり人であります。人が動かなければそのまちは動かないというふうに考えておりますが、自然を生かしたということで、これも東京のまちを曾於市に持ってきてはならんわけですから、曾於市のまちもまた大阪にも持っていきやならんわけですので、その自然をいかに住んでいる人が魅力あるまちづくりを起こすかというのが大事であろうというふうに考えております。そのためには——いろんな、曾於市内にも施設があります。その施設を、市長は忙しい中ですが、いろんなポイントになる施設を回られたことが、最近、ありますか。

○市長（五位塚剛）

私は、曾於市にはすばらしい自然豊かな施設もあれば、弥五郎の里公園みたいに旧大隅町で作り上げた公園もあるし、また、財部には大川原キャンプ場を含めた溝ノ口洞穴やら悠久の森、また、いろんなものがあります。末吉にもまた、いろんな施設があります。基本的にはほとんどの施設を回っているというふうに思っております。

○16番（久長登良男議員）

例を取って申し上げますが、曾於郡区で一番高い白鹿岳、603.8m、20cmかさ上げをして604mという形で言われておりますが、あそこを林道という形で道路を栗谷のほうから柿木まで入れておりますが、財部町時代に、私のところに、あそこに行ったら非常に草木が道路を生い茂って通行に非常に行きにくいという苦情も来ております。そういうことで担当課を通じて言ったところ、1年に1回、正月が多いから、朝日を拝む方が多いから、そのときに払うんだということの回答だったということで受けておるわけですが、そういうところは常々にやっぱりきれいにしておったほうが、曾於市から、こう、来たときにいろんな人たちが来るわけですので、第一印象はそこがきれいでないと、そこにまた行ってみよう、また、住んでみ

ようという気には、私はならないのではないかなというふうに思います。そういうことで、1年に1回じゃなくて、1年にせめて2回ぐらいは、道路をびしゃっと整備をするような形で、見晴らしをよくすることによって、曾於市はいいところだということのイメージを与えたほうがいいのではないかなというふうに思っております。

それと、城山——財部の龍虎城跡ですね、あそこも、昔は子供連れが鉄棒やいろいろ——前も一般質問したことがあります、歴史の古い龍虎城跡地ですので、庄内の乱が1599年ですかね、そのときの城山城跡ということであそこにも標識も書いてあります。そういうところも整備をする必要があるのではないかなということで、いろいろそういう要望やら苦情等が私のところにも来ておりますので、再度、教育長も見ていただいて、たまには、そういうのを計画的に整備をしていただくことはいいのではないかなというふうに、人と自然を生かした活気あるまちづくりを進めるためにはそこらあたりも気配りをしていく必要があるんじゃないかなというふうに思うところでありますので、このことについて再度お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市民の皆さんたちからいろんな要望があります。その要望についてはなるべく年間予算の中で、予算持っていたら、それで対応するようにいたしておりますけど、どうしても予算がないときは補正まで含めてやっていきたいというふうに思います。

今言われた問題については、私も認識しております、要望も来ております。城山の問題については、今年予算で、道路がちょっとひび割れの起きておりますので、それはちゃんと補修もかけるようにしたいと思います。

白鹿岳については、私も正月に行ってきました。市民の皆さんたちからちょっとそのやぶの話も出ましたので、確認をいたしました。今は年に1回ということですけど、せめて、言われるように2回はしていきたいなというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

今、市長も認識されているようですから、城山のほうはもう工事が済んだのではないかなという、土曜、日曜日にも建設業者が頑張って、雨前だったから来ておったようですので、大分整備はされているなというふうに思っておったんですが、認識もされているようですから、今後もそういう形で苦情がない整備をしていただくことを大いに期待して、次の項目に入らせていただきたいと思います。

3番目ですが、これは、教育・文化促進の心豊かなまちづくり、今の2番と関連がありましたので、もうこれは飛ばします。

人口増を目指す地域活性化の推進ということですが、このことについては、昨日も同僚議員の中に答弁がありました、このことについては宅地分譲とか活性

化住宅、そういうところを作っていたところは人口増につながって、その周辺はなっているということで、非常に評価はいたしているわけですが、田舎と言うと語弊がありますが、旧町の町役場庁舎から離れた学校区、ここを中心に人口増を目指した地域活性化の中で、2人の副市長を中心に関係課12名で取組をしているということで、去年の11月に立ち上げられて6回の開催をされております。そういうことで、2人の副市長が2つのチームに分かれて入っているんだらうなというふうに私は思うわけですが、それか2つの内容等に2人とも入って12名で協議をされているのか、そこらあたりを、6回の中でどういう問題が出たかお聞かせしていただきたいと思っております。

○副市長（八木達範）

それじゃあ、お答えいたします。

全体でこの検討委員会しておりまして、一応、私、この企画課側の担当ですので、私が委員長をして、大休寺副市長が副委員長ということで実施いたしております。

○企画課長（外山直英）

私のほうから、少し説明が不足していたようです。

両副市長が入っていらっしゃる委員会につきましては人口減少対策委員会と——上部委員会とお考えいただいて結構です——その下のほうに専門部会を2つ設けております。暮らし子育て専門部会、それから暮らし住まい専門部会ということで、こちらには若い職員9名ずつが参加しているところでございます。

○16番（久長登良男議員）

今、地域というか、財部でいうと大川原とか南、中谷、こういう問題が出てきているのかどうか。もう、大隅では恒吉とか、それから、その人口増対策が話し合われているのかどうか、そこをお伺いしたかったわけです。

○企画課長（外山直英）

今回、この専門委員会あるいは専門部会を立ち上げた背景でございますけれども、曾於市全体を見据えた人口減少対策を打ちたいということでございまして、議員がおっしゃるようにその個別の案件を問題にしているわけではございませんで、全体を見据えた内容を検討しているところでございます。

○16番（久長登良男議員）

活性化住宅というのは小学校区を中心に、前は、その学校を、統廃合にならないようにということで若い人たちの流出を防ぐための施策の1つではなかったかなというふうに考えているわけですが、それが、そこには活性化住宅を作っても、分譲しても売れないという、今の実態ですよね、現在では。それを今度は、その住宅ばかりじゃなくて農業政策と、そういう絡めた政策をしていかなければ、今、大隅

北の分譲地も売れないということで、あそこに工業団地と住宅のセットとか、農業振興と住宅とセットとか、そういうものを考えていくのかなという、私はそういうふうに理解をして聞いておったわけですが、何かそういう総合的に——人口増だけでは、私はちょっと今の時世では人は来ないのではないかなという。何かが、自分の働く場所があってそこに住む、何かがあってそこに住むという、そうすることによって相乗効果があって開けていくのではないかなという。よそから、今、コロナの中で農業を求めて——新聞を見ると、たまに——移住してきた、それで、それがよかったというコメントなんかは農業新聞等にもよく載っておりますが、そういう話合いは6回の中では出なかったのかなという、そういうのが出たのかなというふうに、今、お伺いしたところでありました。何かあれば再度お伺いします。

○企画課長（外山直英）

今回のこの検討委員会の大きな趣旨ですけれども、全国の地方自治体のほうが様々な施策を打っていますけれども、なかなかこの人口減少対策には有効的な施策がなかなか見つからないという事情もございまして、この曾於市の人口減少対策委員会では、即効性のある、簡単に言いますとすぐ取り組んでできるような施策と中長期的に長いスパンで、まあ、長期間を見据えた目標を設定した施策、この2とおりを、先進地の研修を見ながら、曾於市に取り組むべきものはないか、あるいは、まねと言うと語弊がございましてけれども、曾於市に、取り組んでみて応用できる部分がないかといった大きな2つの視点でこの検討委員会を立ち上げているところでございます。

○16番（久長登良男議員）

そういう、今、6回ですから、あと、いろんなそういう先進地、コロナの関係で研修もできなかったのではないかなというふうには予測しておったわけですが、今後長い目を見た場合には、いろんなところの研修も必要ですが、まずは曾於市内のその実態を知り得なければ幾ら先進地を視察をしても、そのところを——私が今、さっきも言ったように、東京のまちをここの田舎に持ってくるわけにもいかないし、そういう形ですから、実態を十分把握しながら何がいいかをこちらのほうで考えて、先進地を見ながらそれを参考にすべきであろうというふうに私は思うわけですが、そのことについて何かあればお聞かせいただきたいと思います。

○市長（五位塚剛）

人口増を目指す取り組みについては引き続き努力をしたいなと思っております。

大隅北校区のちょっと話が出ましたので、今、大隅北校区のところの郵便局の前の敷地を、そこを有効活用しようということで、この間いろいろ検討してまいりました。

結果的に、いろんな方々の協力を頂いて土地を譲ってもらえることになりまして、ぜひとも、国の創生事業等を含めてあの地域を活性化させながら、同時に人を呼び込み、そして市が、今提供をしております宅地分譲についても人を呼べるような形をしたいというように思っております。

そういうことで、今後は具体的に地域の方々と一体となった取組をしないと、我々行政だけで、上から指示するやり方では、私は成功しないだろうと思っております。そういう意味で、今後はまた視点を変えながらいろんな取組をしたいというふうに思います。

○16番（久長登良男議員）

人口増についてはそういうことで、大いに、見守りながら、期待をいたしているところであります。

5番目ですが、農畜産物を生かした所得倍増のまちづくりということであります。

これも先ほどから申し上げておりますように、畜産を中心に曾於市は展開しておりますわけですので、この中で、畜産の場合は大型畜産が成功されている例が多いわけですが、中規模の畜産の中で、後継者が帰ってきて、そして、それを継承したいということで、何か補助事業はないだろうかという相談があったわけですが、このことについて何かいい政策が、畜産増等を図るための政策というのを——非常に、今1頭平均80万円ぐらい、いい牛でありますと血統書付のやつは高いわけですが、それに対する補助とかはないか、そういうものが考えられるものかどうか、そういう要望等がありましたのでお伺いしておきます。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

今、国の中でも、肉用牛につきましては増頭対策に力を入れておりまして、特に肉用牛の繁殖の増頭、これに対する支援というものが、国の中でも1頭当たり24万6,000円というような高額な助成等もございます。

また、市におきましても市単独事業で1頭当たり3万円の助成、また、畜産振興協議会等につきましてもそれぞれ導入保留する場合に優良牛に対しての助成というようなものがありまして、特に肉用牛の生産、元牛導入の増頭については支援を行っているところでございます。

○16番（久長登良男議員）

頭数的には、今、畜産課長が申し上げたとおりでございますが、それを増頭する畜舎、いろんなそういう備品とか、そういうものが、畜舎を作ると要るんじゃないかなというふうに思うわけですが、それに対しての補助とか、そういうものは、どういうふうになっているかお伺いします。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

市の単独事業の中で生産基盤の事業がございまして、その中で、牛舎に関わる整備の助成金がございます。

20頭以上でございまして、100万円を上限、また5頭以上でありますと、30万円を上限というようなものもございます。

また、資材等の中でも、連動スタンションに対する補助、または、堆肥舎、尿溜槽、いろんなそういうもの等へついでに助成等もございまして、特に、新規で始められる方、また、増頭をされる方につきましては、ほとんどの方々が、そういう相談にいられて、そういうものが利用できるような形で推進しているところでございます。

○16番（久長登良男議員）

今、畜産課長が言われたとおり、それに対して申請して、だめだったということはないわけですね。

○畜産課長（野村伸一）

これまで、いろいろそういう相談等がある中で、条件等もあるわけですが、ほとんどの方々が、そういうものを活用されているところでございます。

○16番（久長登良男議員）

それでは2番目の、市長の、国・県に対する問題でございまして、1回目の答弁では、特にありませんでしたと、ということで答弁を頂きました。ほっとしたかなというふうには思うところでありますが、そうするとならば私が、聞いたことを市長にお伺いしますが、肥薩おれんじ鉄道を、赤字だから、第三セクターで、これに対して、宝くじ助成金のほうから、これに援助しますよという、知事が、どこの会合で申されたか知りませんが、この会合に、五位塚市長は参加されておりましたか、いなかったか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

知事の会議には、参加しておりません。

○16番（久長登良男議員）

そういう話題があったときの会合等は、どこであったのかは私は知りませんが、そういう提案がされたときの会には出席されておりましたか。

○市長（五位塚剛）

宝くじの益金が、全ての県のほうに、自治振興の関係で入っております。

鹿児島県の市長会というのがありまして、市長会の中の、その他の項目で、そういう議論がされておりました。

最終的にあったのは、九州の市長会が、鹿屋市でありまして、九州市長会の中の12時の休憩のときに「鹿児島県の市長会の人たちは、急遽集まってください」ということで、昼休みに、鹿児島県の市長会は、集められました。

その中で、当時の森市長から、宝くじ益金の中の10億円を肥薩おれんじ鉄道に援助したいという、その提案がありましたけど、私は、正式な議題にも、議案にもなっておりませんでしたので、そこをここで決めるのはおかしいのではないですか、という御意見を申し上げました。

○16番（久長登良男議員）

私が、聞いたのと若干ずれておりましたので、それでたずねたところでありますので。はい、よく分かりました。そういう会合であったということですね。

私は、正式な会合があつて、そこで今のようなことを述べられたのかなあと思っております。

続きまして、高速道路です。

この問題で、隼人加治木ジャンクションですね、この間を——今、1車線ですが、2車線に広げるということで提案がされたというふうに聞いておりますが、このときの会合はどうだったのかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

このことも、具体的に一つの会として議案が出たわけではありません。

いろんな集會みたいなものがありまして、その中で、加治木から隼人西までの区間を4車線にしたいという、そういう話がありました。

ですからそのときに、質問で、なぜあそこを4車線化しなけりゃならないのか、という質問と、当然、市の負担が発生をするのか、ということと、土地の取得はどうするのか、という質問等をいたしました。

○16番（久長登良男議員）

今、正式な会ではないということでの答弁でありましたが、その中で、いろんなそういう、休憩とか、そういうことでの会かなというふうに今、市長の答弁では聞き取れたわけですが、そういうふうに聞いていっていいのか、また、その中で、反対ということは言われなかったというような形ですが、ニュアンスとしては、どういう形での、真意というか、そういうものはどういう形でそういう質問をされたのかどうか、再度お伺いします。

○市長（五位塚剛）

私たち、私も含めてですけど、当然、あの道路を利用しております。

今、私も、鹿児島に行くときは、ほとんどあの高速を利用しますが、今までの中で、曾於市から鹿児島に行くときに、あそこが渋滞をして、あそこが通れな

ったというのは、ほとんど記憶にはございません。

ですから、なぜ、あそこを4車線化しなきゃならないのですか、という質問をいたしました。

そしたら、当時の霧島の市長さんだったですかね、5月の連休のときに、隼人のほうから加治木まで混むんですよ、という御意見がありました。

それと、私は、当然、あそこを4車線化するとなると、私たち、地方の自治体も負担金が出てくるんですか、という質問をいたしましたら、あその場合は、道路公団のほうで全部責任持ってやります、ということをおっしゃいました。

それと、新たに4車線化するわけですから、今の2車線化のほかに両サイドともう少し土地を取得してトンネルを掘るわけですから、その土地の確保はどうなるんですか、と言いましたら、一部、土地の確保はできておりますので、問題はございません、と言われましたけど、私にとっては、非常にまだ疑問な点はありますが、そのようにお答えされたので、はい、わかりました、というふうに言いました。

○16番（久長登良男議員）

今、市長の答弁からいくと、反対は言わずに、意見を述べたというふうには、理解すればいいかなというふうに思うわけです。

それから、この2つの点については、今、市長の答弁を聞いて分かったわけですが、次に、これは、先ほど同僚議員が、高規格都城線が開通するという事もおっしゃいましたが、この中で、バイパスの問題が出ておりますね。

有明北から曾於弥五郎までは、これは、志布志市と曾於市の関係で、こっちのほうは進んでいるようですが、今度は、都城の平塚インターから末吉財部インター間の地域高規格道路のバイパス促進協議会というのが立ち上がっておりますが、市長はこのことについて、どのように理解されているかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

その前にですね、国道10号線を4車線化するという話が、いろいろ意見が出てきました。

当然、今の段階で、その国道を通山から柳迫を越えた平塚まで4車線化するというのは、現実的に、今、住宅を建てられた方もいるし、いろんな方々もいらっしゃるし、また、末吉の道の駅から通山までですね、国に対して、歩道をお願いをしたいということもずっと言ってきましたけど、それも実現していません。

ですから、その4車線化する前に、まず、そういう、歩道をつけるのが優先じゃないですかという御意見を申し上げました。

その後、その4車線化については、非常に厳しいという意見があって、バイパス的なものを作りたいということが、議論がされ始めましたけど、正式な形の会合、

会というのは、全くまだ参加しておりません。

ですから、建設業の方々、また、いろんな団体がそういう形で構想を持ってらっしゃる段階だろうと思いますけど、まだ正式なそういう会合は、出ておりません。

○16番（久長登良男議員）

今10号線の拡幅の問題は、あれ、いつだったですかね。八木秋博議員が一般質問をされたことがあったですね、前、何年か前そのときも、市長が今のようことを言われたような記憶が今よみがえったとこであります、この、末吉財部から平塚までのバイパスは去年の11月5日に、曾於市の商工会の3階で協議会が、設立準備委員会ですかね、そういう形で設立総会がなされております。

その中でも、都城のほうと曾於市と連盟されながら負担金の金額やら、今からの事業計画等が示されて、スタートしておるわけですので、このスタートしたことについて、積極的に、市長はこの協議会に支援される考えかどうか、再度お伺いします。

○市長（五位塚剛）

私たち曾於市にとって、バイパスが出来た場合は、今ちょうど末吉財部インターで降りられた方々が、末吉の道の駅を利用して、国道10号線で都城を通って行って、また、逆のコースが今きていますので、曾於市にとっては、今の状況のほうが、曾於市にとって私はいいと思います。

バイパスができると、もう曾於市には、そこを通行される方は、降りられずに、宮崎と鹿児島そのまま通過するのが、人の、車の流れに変わっていきたくらうと思います。

だから、最終的にはどうなるか、私もまだ、正式要請を受けておりませんので、市民にとって、将来、市のためにいいという状況と、また、市の負担金はどうなるのかとか、そういうものが全く白紙の状態ですので、今、どうかということは言えないところでございます。

○16番（久長登良男議員）

私のちょっと考え方としては、今言われるように、道の駅が真ん中にあるわけですので、そこを生かした道路網の整備が必要であろうというふうに思うわけですので、私は、この道路網の整備について、一つの考えというものを持っておりますから、もう言って終わりますが、道路網の整備なくしてまちの発展なし、というふうに思っております。

以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日26日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。御起立願います。一同、礼。

散会 午後 4時00分

令和3年第1回曾於市議會定例会

令和3年2月26日

(第4日目)

令和3年第1回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和3年2月26日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第9 宮迫 勝 議員

通告第10 松ノ下いずみ 議員

通告第11 岩水 豊 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番 重久昌樹	2番 松ノ下いずみ	3番 鈴木栄一
4番 岩水豊	5番 渕合昌昭	7番 宮迫勝
8番 今鶴治信	9番 九日克典	10番 伊地知厚仁
11番 原田賢一郎	12番 山田義盛	13番 大川内富男
14番 渡辺利治	15番 海野隆平	16番 久長登良男
17番 谷口義則	18番 迫杉雄	19番 徳峰一成
20番 土屋健一		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長	五位塚剛	教育長	瀬下浩
副市長	八木達範	教育委員会総務課長	橋口真人
副市長	大休寺拓夫	学校教育課長	川路道文
総務課長	今村浩次	社会教育課長	内山和浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳留弘	農林振興課長	竹田正博
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商工観光課長	安藤誠
企画課長	外山直英	畜産課長	野村伸一

財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
稅 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新 澤 津 順 郎
市 民 課 長	岩 元 浩	水 道 課 長	德 元 一 浩
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 查 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（土屋健一）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第9、宮迫勝議員の発言を許可いたします。

○7番（宮迫 勝議員）

おはようございます。日本共産党の宮迫勝でございます。

今回、私は大きく3つの点について質問いたします。

最初に生活保護行政についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中で困窮者への支援が喫緊の課題となっています。生活保護は最後のセーフティーネットとなっています。そこで曾於市の生活保護行政について数点伺います。

まず、生活保護申請から受給決定までの流れを説明してください。

2番目に、ここ3年間の申請件数と受給件数を述べてください。

3番目に、国会で扶養照会が議論されていますが、扶養照会とはどのようなものなのか、説明してください。

4番目に、ここ3年間の扶養照会件数と扶養照会に対し親族等から金銭的援助が可能と回答したのは何件であったか、伺います。

5番目に、国会では厚生労働大臣が扶養照会は義務ではないと答弁しているのに現場では扶養照会がやめられない、その理由は何か、お示してください。

6番目に、本人の同意なしでの扶養照会はやめるべきだと思いますが、見解を伺います。

次に原材料支給についてお尋ねいたします。

曾於市では市民の要望に応える形で砂利、碎石、生コン等の原材料支給を行っています。原材料支給を行っている担当課及び要綱を示してください。

2番目に、それぞれの要綱の目的を述べてください。

最後に新型コロナ対策について伺います。

曾於市のワクチン接種体制についての現状を報告してください。

2番目に、新型コロナウイルスのワクチン接種は初めてのことであります。市民はテレビや新聞等で全国の情報を得ることはできますが、曾於市の情報を得ることがなかなかできません。そこで、市民の不安解消のためにワクチン接種専用の窓口やコールセンター等の設置が必要だと思いますが、市長の見解を伺います。

最後に2月8日の臨時議会で可決された中小企業事業給付金の申請状況はどうであるのかを伺いまして1回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、宮迫議員の質問に対してお答えしたいと思います。

1、生活保護行政についての①生活保護申請から受給決定までの流れについてお答えいたします。

保護の申請があった場合、1週間以内に要保護者宅で面接調査を行い、生活状況や申請に至った理由を把握いたします。

また、要保護者世帯の資産及び収入の状況、健康状態等を把握するため、関係機関に対して生活保護法第29条に基づく調査を実施します。それらの調査を基に申請のあった日から2週間以内に保護の要否を判定し、資産や能力等を活用してもなお最低限度の生活が送れない場合に保護を開始することとなります。

1の②ここ3年間の申請件数と受給件数についてお答えいたします。

平成30年度の申請件数は60件、受給件数は49件、令和元年度の申請件数は40件、受給件数は27件、令和2年度の1月末までの現在の申請件数は29件、受給件数は24件です。

1の③国会で扶養照会が議論されているが、扶養照会とはどのようなものかについてお答えいたします。

保護申請があった場合、申請者の扶養義務者の存否や扶養の可能性について申請者に聴取する等の方法により調査を行い、扶養の可能性が期待される者について実地調査または書面により照会を行います。

照会内容は、金銭的な援助の可能性のほか、定期的な訪問や架電、書簡のやり取りといった精神的な支援の可能性についても確認するものです。

1の④ここ3年間の扶養照会件数と金銭的援助が可能と回答したのは何件かについてお答えいたします。

平成30年度の扶養照会件数は131件、金銭的援助が可能と回答した件数は0件、令和元年度の扶養照会件数は60件、金銭的援助が可能と回答した件数は1件、令和2年度の扶養照会件数は1月末現在で61件、金銭的援助が可能と回答した件数は0件です。

1の⑤国会では担当大臣が扶養照会は義務ではないと答弁しているのに現場でやめられない理由は何かについてお答えいたします。

生活保護法第4条第2項に「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、全てこの法律による保護に優先して行われるものとする」と規定されております。

現時点で厚生労働省から扶養照会の取扱いの見直しに関する通知はないところで、これまでどおりの規定や実施要領に基づき扶養照会を行っているところです。

1の⑥本人の同意なしでの扶養照会はやめるべきではないかについてお答えいたします。

これまでも、要保護者からの聞き取り調査によりその方の生活履歴等から特別な事情があると認められる扶養義務者については扶養の可能性が期待できないものとして状況把握に努め、扶養照会を実施していないところです。

ただし、入院、入所及び亡くなられた際の緊急連絡先や身元保証人を確保することが困難な事例が増えつつあり、扶養照会は精神的な支援の可能性を確認する上で必要かつ重要なものと考えているところです。

2、原材料支給についての①砂利や生コン等の原材料支給を行っている担当課及び要綱についてお答えいたします。

原材料支給を行っている担当課は、農林振興課、耕地課、建設課であり、農林振興課は、曾於市作業路等整備原材料支給規程に基づき、耕地課は曾於市農業用施設整備原材料支給規則及び曾於市農業用施設災害応急復旧工事原材料支給規則に基づき、建設課は曾於市集落道等整備原材料支給規則に基づき、原材料支給を行っております。

2の②それぞれ要綱の目的についてお答えいたします。

農林振興課の曾於市作業路等整備原材料支給規程の目的は林業基盤の整備を図ることであり、耕地課の曾於市農業用施設整備原材料支給規則の目的は農業生産及び農村環境整備を図ることであり、曾於市農業用施設災害応急復旧工事原材料支給規則の目的は農業用施設に災害が発生した場合に被害を最小限に食い止めることであり、建設課の曾於市集落道等整備原材料支給規則の目的は集落道等の整備促進を図ることです。

3、新型コロナウイルス対策についての①本市のワクチン接種体制の現状についてお答えいたします。

令和3年2月1日付で保健課内にコロナ感染症対策係を新設し、係長1人、係員1人を配置しました。3月からは会計年度任用職員3人を配置する予定です。

3の②専用の相談窓口やコールセンター等の設置が必要だと思うが、見解を伺い

たいについてお答えいたします。

相談窓口については保健課職員の保健師で対応することとしております。コールセンターについてはコロナワクチン接種の予約受付専用の電話回線を設けて会計年度任用職員3人で対応する予定です。

3の③中小企業事業給付金の申請状況はどうであるかについてお答えいたします。

2月19日現在、申請数14件、申請額は580万円であります。また、審査決定数、決定額とも同数です。

なお、直近の支払いは2月24日を予定しております。支払い件数は9件、支給金額は400万円です。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

では、2回目の質問に入ります。

まず、生活保護についてでありますけれども、1月28日の国会、参議院の予算委員会で、日本共産党の小池晃さんの質問に対し、2016年7月に保護を開始した1万7,000世帯に関して照会件数は3万8,000件、うち金銭的援助が可能と答えたのは600件にすぎないと答弁しております。

曾於市でも、今、答弁があったように、ほとんど扶養照会に対して金銭的援助をしてもいいですよということはここ3年間で1件だけなんです。だから、こういう本当に無駄なことは、私は無駄なことだと思いますが、やめるべきだと思うんですけども、できない理由は、厚労省からの通知が来ないからだという、これが一番の原因なんですね。

しかし、安倍さんも菅総理も国会答弁では生活保護は権利であるから申請してくださいと言いながら、こういうところに問題があってもなかなか申請ができないというのが現状なんです。

これに対して、市長、市民の生活を守る立場としてここをどうにかしなくちゃいけないんじゃないかと思うんですけども、市長のまず見解をお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

生活保護の申請は国民が最終的に自力して生活ができないというときの最後の手段としてあるわけですけど、生活保護を自由に受けられる環境づくりといたしますか、そういう社会を同時につくっていくことは大事だというふうに思っております。

○7番（宮迫 勝議員）

この答弁書のほうについて、2番目の30年度の申請件数が60件で受給件数は49件、元年度が40件に対して27件、令和2年度は29件に対して24件と申請件数に対して受給件数が少ないんですけども、この原因は何か、お尋ねいたします。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、答えたいと思います。

一応、申請については受付いたしているところでございます。

その申請を受けた時点で調査等を実施するというところで、取下げ等も中にはあるわけなんです、調査をした中で、預貯金がある、あと生命保険等の解約の返戻金等がある、あと年金で生活が可能ということ等がありまして、調査をした中で要否判定を行うわけなんです、取下げを行う場合、却下を行う場合という、そういう場合があるところで、申請件数イコール受給件数というふうになっているところではございません。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

令和2年度の7月末現在で申請件数が29件とありました。意外と少ないなと思いました。コロナの中で、困窮者、この前あった社協で扱っている小口資金の貸付け、これが五十数件に上る中でこちらの生活保護の申請が多いのかなと思って聞いたんですけど、意外でした。

一番問題になっているのが扶養照会なんです。鹿児島市では申請者の同意を得たものだけを扶養照会していると聞いたんですけども、これについての実態はどうか、福祉課長にお伺いします。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

合意がない場合、扶養照会はやめるべきではないかということですが、鹿児島市におきましては同意がない方の扶養照会は差し控えるというような形で今実施しているということでございます。

ちなみに、近隣の市町村等を調べましたが、近隣の市町村におきましては実施要領のとおりには照会等はやっているという現状でございました。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

実際に鹿児島市でそういうのがあれば、曾於市でも、本当に生活に困窮している方がいらっしゃれば本当に申請しやすい仕組みをつくってやる、今言ったように同意の得られた方だけを扶養照会する、そして先ほどあった身元の関係もありますけども、受給が決まった後にこういう条件で万が一のときの身元引受人として親族の方に問い合わせる、こういう方法もあるんじゃないかなと思うんです。どうでしょうか。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えいたします。

先ほど市長の答弁の中にあっただけですが、⑥の本人の同意なしで扶養照会はやめるべきではないかというところの中で、一応、要保護者からの聞き取り調査を行っております。特別な事情がある場合については、先ほど答弁いたしましたように市のほうも照会のほうは差し控えているところでございます。

ただ、現場といたしましては、現在、入院、入所とか亡くなった場合、緊急連絡先が本当に必要というふうに考えておりますので、そういうところにつきましては申請後に保護者の方とお話をしながら照会等をしてもらいたいという同意を得ながら照会を行っているところでございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

私は、この部分は、例の20年間も親族の間で行き来がないとか音信不通とか、そういう特例を厚労省が一例として出しているわけですが、これのことを言っているのかなと思っていました。

じゃあ、実際は曾於市では扶養照会については特別な事情がない限りはしていないと。こう確認してよろしいでしょうか。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

照会をしてもいいかということで保護者の申請の方と話をしまして、してくれるなどという場合にはしていない状況でございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

それを聞いて安心いたしました。

実際に何人か生活相談の中でそういうのが嫌だなという人もいらっしゃったんです。実態を知らないから答えていなかったんですけど、実際に生活保護を受けた方で、私の知っている人で、事故に遭い、仕事ができなくなったと。やむなく生活保護申請をして受給しました。半年から約1年かけて体調も元に戻り、復職して生活保護はやめられたんですけども、こういう方もいらっしゃるわけです。

生活保護イコール悪いものとか、一時期、お笑い芸人のお母さんが生活保護を受給しているということで非常にバッシングされました。ああいうのがあり、生活保護を申請するのをためらう方がいらっしゃる。

こういうのはやめて、厚労省も、それから総理大臣までが「生活保護は権利です。申請してください。」と言うのであれば、もっと、受給できる、申請しやすい体制にしていく。このことが必要だと思います。

そして、曾於市のホームページでも生活保護の申請に関してはそういうところを

もっとアピールしてもらえればそこを見た人がつながるんじゃないかなと思っております。

コロナの中で一つ紹介しますと、新型コロナウイルス感染症の影響による生活保護申請について、一時的に収入が減少し、生活保護制度を利用する場合であって早期に就労再開が見込まれる場合には通勤用自動車の保有を認めるなど柔軟な運用を行っている。こういう自治体があるんです。曾於市でもこういう対応ができますか。お伺いします。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

お答えしたいと思います。

今ありましたのは、コロナに関して、仕事を途中で辞めなければいけない、収入がなくなって一時的な保護の申請をして、また仕事を見つける上で車が必要という場合には、うちのほうも、ケース会議等を開きまして、その中で検討して回答を出しているところでございます。

○7番（宮迫 勝議員）

生活困窮されている方はなかなか情報が入ってこないとどこに行ってもいいかわからない。まず、入り口がわからない人がいっぱいいるわけです。こういうところも少しは情報を流してほしいと思っています。そこはいろんな工夫があると思います。

次に原材料支給についてお尋ねいたします。

答弁であったように、農林振興課の林道、作業道路の原材料支給、それから耕地課の農道に関する原材料、そして建設課の集落道に対する原材料支給があります。このことで市民の暮らしを守ることができるわけです。

今回、私がお願いしたいのは、通山自治会の方が共同墓地を管理されているんです。墓じまいがあつて、その撤去もしなくちゃいけない。そして、荒れているので、生コンの原材料が欲しいという相談を受けました。

ところが、要綱を見ても共同墓地に対する支援というのは災害に対する補助的な支援なんです。ふだんから、例えば墓地の中の改修とか荒れたところ、そういう砂利とか生コンの支給というのがなかったんです。

自治会の方々が市長に面談して要望を上げ、そして建設課から道路に関するところは生コン支給がありました。これに対しては本当に地元の方々がありがたいとおっしゃっています。市長は、この現場に行ってみて何か感想があつたらお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

通山自治会のお墓については、国道沿いでありましたので、よく見ておりました。集落の方々が車で中まで入ることはできなくて、近くの方の民地を利用しながらさ

れておりましたけど、今回のようにお墓を一部撤去することによってその跡地についての生コンの舗装の原材料ができないかという要望がありまして見させていただきました。

いろいろな特別な理由があって、まだもう一つは残っているみたいですけども、今後はこういう地域の集約の墓地の管理の在り方が非常に難しくなってくる時代に来ているのかなというふうに感じております。

○7番（宮迫 勝議員）

地元の方々も管理されている方は高齢化が進んでいます。そういう中で、先日も十数名の方が参加して、墓じまいをされたところの整地とか、それから生コンを打つための整地をされたんです。壊れていたブロックもちゃんと補強し、積み直して生コンを打てる状況にしてありました。

私も、その後、生コンを打ったところも確認しましたが、きれいになっています。ところが、一方では半分のほうはまだ整地されていないんです。転圧していますけども、段差があったりしています。

先日、お話を聞いたら「ここも生コンがあればありがたいね。凸凹がなくなればお墓に参ったときにつまずくこともないだろう」という声を聞いてきました。ここは、市民の暮らしを守るため、安全を守るためにも要綱を見直せばできるんじゃないかなと思うんです。

市民、課長にお尋ねしますが、共同墓地の要綱に原材料支給の部分をつけ足せば今言ったような市民の要望に基づいてできると思うんです。今の現状の要綱では原材料支給ができますか。できないですね。答弁を求めます。

○市民課長（岩元 浩）

お答えいたします。

この要綱でございます曾於市共同墓地災害等復旧工事補助金交付要綱につきましては、共同墓地における災害等の復旧工事により工事を実施する者に対して、経費が50万円以上でその経費の2分の1を交付するという制度でございます。したがって、当要綱と原材料支給とは、制度上、別であるというふうに思っているところでございます。

ただし、災害等の復旧工事による砂利やコンクリート等の工事の経費につきましては2分の1の補助対象となると思っているところでございます。

以上です。

○7番（宮迫 勝議員）

共同墓地の整備に三十数万円かかったと。基金は底をつきましたという話でした。さっき市長が言った高齢化の中でお墓の管理を維持するのは大変なことなんです。

ここで、一言、要綱に原材料支給の部分をつけ足してもらえれば、ここだけじゃなくてほかの共同墓地の維持管理に役立つと思うんですけども、市長の見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

曾於市内における集落の墓地の管理についてはどこもみんな同じ悩みがあるようでございます。当然、私たちの先輩の皆さんたちのそういうお墓を守るためでありますので、小さな集落では経営ができないというふうに思っておりますので、そういう部分について市が支援するのは基本的には大事だと思っておりますので、要綱の見直しを検討いたしていきたいと思えます。

○7番（宮迫 勝議員）

今度の施政方針で掲げた「市民にやさしい市政運営」、市民に寄り添い、その立場に立って一緒に考え、行動して課題解決に取り組んでいく、この姿勢をぜひ生かして要綱を検討していただきたいと思えます。

最後に新型コロナウイルス対策についてお伺いいたします。

ほとんどの議員の方が質問されていますので、私は専用窓口やコールセンターについてお伺いしました。

安心したのは、予約受付専用の電話回線、この中でも相談はできると考えてよろしいでしょうか。受付だけの電話じゃなくてワクチン接種やその他分からないことがあれば聞ける体制になっているのか、確認を求めます。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

市長の答弁のほうにもあるようにコールセンターについては予約専門の受付をするという形にしております。なぜかという、会計年度任用職員でございますので、専門的な相談があってもなかなか回答はできないだろうということで、相談窓口については保健課のほうの電話を使って相談していただくという形で検討しているところです。

○7番（宮迫 勝議員）

重要なのは周知なんです。市民の方にこういう専用の窓口もしくはコロナに関する疑問点があったら相談してくださいというお知らせ、これはどのように考えていますか。

○保健課長（櫻木孝一）

その周知については、接種券を各個人ごとに送りますので、その中に、相談窓口はこちらの電話、予約をするときはコールセンターの電話番号を一応記入して、それを同封して送る予定でございます。

○7番（宮迫 勝議員）

最後に昨日の海野議員の質問にもありましたけども、中小企業事業給付金、これの申請について、せっかくいい制度ですから、商工会とも連携したいということでした。

私なんかは、軽油免税の関係の事務もしておりますと、県の担当者が今年は3月末で期限が切れて4月から再発行になるんですけども、それぞれの免税券を使っている方に対して封書で何月までに事務をしてくださいという案内が来ているんです。だから、商工会では商工会の会員の住所とかそういうのが分かると思うんです。

そういうところにも封書なりはがきなりで「こういう制度があります。該当される方は」という案内をして活用してもらおうのが大事だと思うんですけども、市長、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

基本的には議会で議決を得ました事業についてはFMの放送やら市報を通じてやっておりますけど、また商工会のほうにも全部連絡してあります。商工会に入っている方々はそれに対応できていたと思うんですけど、それ以外の方々はできていない部分もあると思っております。どうしたらいいのかということを含めて、せっかくの予算を取っていますので、前向きに検討させていただきたいと思います。

○7番（宮迫 勝議員）

せっかくいい事業を開始しました。ぜひ、これを活用していただいて、市民の暮らし、生活が守れるように取り組んでいただきたいと思いますと申し上げて私の質問を終わります。

○議長（土屋健一）

ここで、10分間、休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時37分

再開 午前10時47分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第10、松ノ下いずみ議員の発言を許可いたします。

○2番（松ノ下いずみ議員）

2番、松ノ下いずみでございます。

今回は2つの項目について質問いたします。

2月3日のオリンピック・パラリンピック組織委員会の前会長森喜朗氏の女性蔑

視発言は日本ばかりか諸外国においても議論になりました。御存じのとおり、この発言は世論の批判を浴びて撤回、謝罪、会長辞職となりましたが、女性蔑視は日本全体に根強く残っているのではと思われます。

厳しい批判を受け、本来ならば組織委員会の副会長6人の男性の中から選ばれるのが一般的な流れですが、橋本聖子国会議員が選ばれ、一件落着、幕引きを図った感じですが、根本が改善されなければ何の解決にもならないと思います。許せない発言であります。今の日本にとっては、ジェンダーギャップを考え、改正していかなければならない良い機会になったのではないかと思います。

私が選挙で選出されたのが2017年12月、当時は女性の管理職の方が1人おられました。曾於市にも女性管理職がいるとうれしいでしたが、今は誰もおられませんので、まず女性管理職について質問いたします。

①職員の男女の人数と比率を伺います。

②2月4日付の南日本新聞に県内自治体の女性管理職数が掲載されていましたが、職員の反応はどうであったか、市長はどう思われたのか、伺います。

③女性管理職ゼロの今の現状をどう思われているか、伺います。

④適任者とはどのような職員か、伺います。

⑤今後の女性管理職の登用はどうするのか、伺います。

次に人口減少対策についてお伺いいたします。

人口の自然減少が続く中、今もって終息の見通せないコロナ禍で地方が見直され始めています。本来ならば曾於市の人口増加対策と言いたいところですが、増加は難しいような気がしますので、減少にストップをかけるための政策を伺います。

①令和2年9月議会答弁で空き家再生化を新年度の予算に出せるように対処していきたいとのことでありましたが、当初予算に計上されていません。その理由をお伺いいたします。

②移住体験や新規就農者向けの職業訓練校卒業後の受入体制は整っているか、伺います。

③コロナ禍で学生の地元志向・都市圏在住者の地方志向が増えていますが、対策は考えているか、お伺いいたします。

これで壇上での1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、松ノ下議員の質問に対してお答えしたいと思います。

1、女性管理職についての①職員の男女の比率と人数についてお答えいたします。現在の職員数は355人であり、そのうち女性職員は98人、27.6%であります。

1の②新聞記事に対する職員の反応、市長はどう思われたかについてお答えいた

します。

職員の反応は直接は聞いておりませんが、職員組合に1件2人の意見があったと聞いております。

私自身は県内43市町村の状況を改めて確認しましたが、全国の中でも管理職への女性登用が遅れている鹿児島県の中にあつて本市ではゼロでありますので、女性職員の課長職への登用はもちろん、課長補佐職や係長職への登用について今後も積極的に取り組んでまいります。

1の③女性管理職ゼロの今の状況をどう思うかについてお答えいたします。

行政を進めていく上で女性職員が管理職という立場で種々の施策を進めることや各種の意見を出していただくことはとても重要であると考えております。よつて、女性管理職ゼロの状況については早めに解消できるように人材育成等に取り組んでいきたいと考えております。

1の④適任者とはどのような職員かについてお答えいたします。

管理職の職員は、職員や市民の皆様に信頼されるとともに、判断力、説明力、業務執行力、組織統率力、人材育成力など、広範な分野で高い能力を保有し、常に広い視野と強い意欲を持つ人材であるべきだと考えております。

よつて、管理職の適任者とは、担当する政策部門を市民福祉向上のために積極的に管理運営できると同時に、行政全般、市政全般を大きく捉え、他の政策部門にも意見、具申できる職員であると考えております。

1の⑤今後の女性管理職の登用についてお答えいたします。

知識取得のための研修会や人材育成を目的とした研修会等への参加を促すことにより女性職員おのおののスキルアップを図るとともに庁内各検討委員会のメンバーに積極的に登用することにより幅広い知識や経験を有する女性職員の人材育成に努め、管理職にも積極的に登用していきたいと考えております。

2、人口減少対策についての①予算計上されていない理由についてお答えいたします。

令和2年度に空き家に係る実態調査を行い、市内全体の状況を確認することができました。令和3年度は、この情報を基に今後の活用方法を検討するための計画書策定を計画しているところです。

2の②移住体験や新規就農者の受入体制についてお答えいたします。

まず、受入時の補助事業について、移住体験は田舎暮らし体験事業や移住就業支援金などの事業を、新規就農者は新規就農者支援対策事業補助金や商工業新規就業者支援対策事業などとなっております。

職業訓練校卒業後の受入体制について、希望する地域に住居を確保することや就

農を安定させ補助金の活用を促すなど、全てが一連の流れで連動した体制はまだ完全とは言えないところであります。

2の③地元志向・地方志向の対策についてお答えいたします。

現時点において学生の地元志向や都市圏の地方志向がコロナ禍により増えつつあるという予想があることは認識していますが、正確な志向を把握する段階には至っていないところであります。

曾於市在住の学生が周辺地域へ就職するためにどんな施策が必要なのか、都市圏に住む人が地方に何を求めて移住するのかなどについて精査する必要があると考えます。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

1回目の答弁で、女性管理職について曾於市はゼロということで積極的に登用していくという答弁を頂きました。

それを受けまして、まず最初にオリンピック・パラリンピック組織委員会前会長の発言で改めて浮き彫りになった今のジェンダーギャップについて市長はどのように思われていますか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

通告外ですけど、答えたいと思います。

森さんの発言は国民が驚愕したようにあってはならない認識と発言だというふうに思っております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

自治体の首長である市長がそうお考えなら曾於市はこれからもっともっと女性の活躍ができる場所があることを期待して次の質問をしていきます。

課長補佐とか係長職への登用について今後も積極的に取り組んでまいりますという。その前に、職員組合に1件2人の意見があったということの内容がどのようなことか分かっていたらお聞きしたいんですけども。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

内容につきましては聞いていないところでございます。個人的なところもありますので、そこについては聞いておりません。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

曾於市の女性職員の方も、これは少ない、頑張っていかなきゃいけないなど思われたところもあるのかなと思います。

課長補佐と係長職というのは今も何人かおられるようですけども、この方たちを管理職に登用していくという予定はないでしょうか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

女性の職員を課長職に昇進させるためには、まず課長補佐としてある程度の実績を積まないといけないというふうに思っております。そういう意味で、4月からの人事でも女性の課長補佐職を増やして、実績を積んでいただいて将来的には課長職として市の職員として頑張っていきたいということを願っております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

課長補佐としての仕事をしていくというのは大体どのぐらいの年数とか経験が必要なものでしょうか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

私の考え方としては、職員は60歳が定年に今のところ一つの流れになっておりますけど、その年齢に近い人をとという年功序列的なものは考えておりません。若い職員でも、職員として非常に資質を持って、また現場を楽しく場を盛り上げていただいて信頼できる人であったら早く係長に指名するし、また係長からそういう課長補佐の役に能力があれば早くしたいなと思っております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

今の答弁を聞いて若い職員の方たちは「よし。絶対になってやるぞ」と思われる方もいらっしゃると思います。心強い発言だと思っております。

女性で、管理職になりたいと思うんだけど、係長からの積上げがありますけれども、私も頑張っていきたいというような職員が何人かおられるような感じはありますか。市長からの目で見えていかがですか。

○市長（五位塚剛）

女性職員の係長は、課長補佐も含めて優秀な方はたくさんおられますけど、課長職としてなった場合は、家庭の両立を、結婚されていたら、十分、理解ができていただければ飛び込んで課長職としてできるんですけど、なかなかまだその辺りが完璧じゃない部分もあります。

引き続き、私たちも課長職として頑張っていきたいということについては再度努力してまいりたいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

本当に課長職となれば責任重大になってきますし、時間的な余裕もなくなってくるから家族の理解は十分必要だと思いますけれども、女性職員が課長職になりたいと頑張っていらっしゃるのであれば家族は絶対に理解してもらえるので、そこら辺は家族の話合いでやっていけるのかなと私は思っております。

今、曾於市は時間差で出勤を実施されておりますけれども、それも、ある女性職員に聞きますと、私たち家庭を持っている身には物すごくありがたいと思っておられるようです。だから、柔軟に職場環境を変えていくことによって女性も本当に頑張っていってもらえるのではないのかなと私たちは思っております。

女性だけでなく男性でもですけども、課長になりたいという一番のネックは議会対応があるのかなと思っております。議会対応をしていくにはいろんな教育が必要になりますし、経験というか、いろんな研修を受けていくというのが大事かなと思っております。

その研修をしていくという答弁もされておりますので、これは本当に育成していくには必要でありますけれども、大体、ここに研修内容が書いてありますけれども、研修を受けるためには時間も必要でありますし、時間外となると女性職員も時間を取れないから行けないということもあると思っておりますけれども、それは勤務時間内とかは考えていらっしゃるでしょうか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

新しく職員に採用された新しい職員についても研修制度があります。それは当然ながら勤務時間の中で研修を行います。また、係長になった方もそれぞれの研修があります。当然ながら、課長補佐、新しく課長になった方も研修制度があります。それは、十分、基本的には勤務時間の中で対応できているというふうに思っております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

鹿児島県には、小林洋子副知事と、初代ですけども、その次に中村かおり副知事と2代続けておられますけれども、そういう副知事なんかの、お忙しい中であると思っておりますけれども、お話を聞いたりとか、そういう機会をつくるということは考えていらっしゃるでしょうか。

小林洋子副知事も、最初、管理職になった頃は髪の毛が抜けるように大変だったと言われておりますけれども、そういう話を聞くと女性の職員の方々も若いうちからそういう話を聞いて頑張っていこうという気持ちになると思っておりますけれども、市長はどのようにお考えですか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

私たちも女性副知事の活躍を見ております。私も直接お話いたしましたし、曾於市でも2年前に副知事に来てもらって講演をしていただきました。女性の職員を対象にしてやりましたので、非常に勉強になったのではないかなと思っております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

さすがに、五位塚市長、そういうことはしっかりやられているところで、あとは、

女性職員が30%不足ということは少ないので、人数的に少ないのかなと思いますけれども、これから、女性の管理職を何名か、前の課長も言われていましたけど、1人というのは話し相手もないから寂しいと言われていましたので、1人といわず2人、3人、一緒に登用できるような職員を育て上げていただければいいと思います。

女性職員も物おじすることなく、能力自体は男女にそう差はないということですので、頑張っただけであれば、昔からの悪い慣習で、男は外、女は内というのは今は考えられない時代ですので、どうか市民のために一生懸命頑張っただけのよう研修して励んでいってもらえたら市民サービスがもっとよくなるように思います。

女性職員についてはこれで終わります、次の質問に移ります。

人口減少対策についてもいろいろこれから計画書策定をしているところと書いてありますけれども、今から計画を立てていくんだったら聞きにくいところもあるんですけれども、単身者や子育て世代の方々で取りあえず田舎暮らしがしたい人のために、一、二年間、低家賃で体験できる施設を充実したいと答弁がありましたけれども、話は進んでいるのでしょうか。

そしてまた、末吉に農地つき空き家の物件があるということでしたけれども、この活用は進んでいるのか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

曾於市に人口を増やすため、曾於市外から来てもらうための努力をどうするかということで、人口減少対策について、この間、議論になりましたけど、特別な対策委員会も職員で立ち上げて議論しております。これはさらに強化したいと思います。

市民から提供された宅地については、今は転居されたみたいですけど、森の学校の方が住んでおられまして、体験的な形になりました。

また、今、市外からの方々の問合せもありまして、私たちもいろんな形で曾於市に来てもらえるように住居のあっせんも含めて個別的に今いろいろやっておりますので、引き続き、曾於市のホームページやら、またほかの分野とすぐつながるような体系的なものをしないとイケないと思いますので、努力していきたいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

森の学校が開校して8年になりましたけれども、実質的に増えた人数というのは、少しずつ、去年、おととしと二、三名ずつ入ってきておりますけれども、取り組むのが遅かったかなという感があります。

それでは、受入時の就業支援とかがありますけれども、商工業新規就業支援対策事業となっておりますけれども、こちらのほうはお店の賃貸借をしてリフォームとかは補助があると書いてあったりしますけれども、そういうのを利用された方はい

らっしゃるのでしょうか。お伺いたします。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、お答えいたします。

今言われますように、曾於市の中に、要綱といいますか、ありますが、曾於市店舗新築・改築補助金というのがあります。これにつきましては、今言われますように新築のお店を造る場合とか、あと新たに改築というものについて補助金を出しているところであります。

一応、補助金の内容といたしましては、20万円以上の事業費があるということ、補助金額につきましては、100分の30に相当する金額、上限を50万円としているところであります。

○2番（松ノ下いずみ議員）

利用された方というのはいらっしゃいますか。

○商工観光課長（安藤 誠）

令和元年では10件ほど申請があつて、その方々に合計で489万7,000円を、支給といたしますか、補助金を出しているところであります。

○2番（松ノ下いずみ議員）

商工業ではそうやって利用されている方がいらっしゃって、とてもいいことだと思います。

新規就農支援対策事業補助金というのがありますけれども、このことについて詳しくお聞きしてよろしいでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、お答えいたします。

新規就農支援対策事業につきましては、現在まで、令和2年の当初までで195名の方が受給されておりますけれども、就農されて1年を経過する頃に申請いただけます。

その中で、後継者でありますと、お1人の単身の場合については月5万円、そして御夫婦でされる場合については7万円、新たに新規で就農される場合については月10万円、そして御夫婦で就農される場合は15万円、それを2年間給付するというところになってございまして、年に2回、審査会を行いまして、決定いたしましたらそれを給付するという形になっております。

以上です。

○2番（松ノ下いずみ議員）

後継者じゃなくて新規で就農されるという方は、単身だと10万円、夫婦だと15万円ということですがけれども、この補助金を頂くには条件があると思うんですけれど

も、その条件をお伺いしてよろしいでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、お答えいたします。

この審査をする際に一番に基準となるのは継続して営農ができるかどうかというところがございます。そうでなければ、せっかく補助金を受けられても返納する事態が発生するということがございますので、まず経営内容、そして収入金額、それからどういった形態の農業で行くのか、そして5年間の経営計画を立てていただきます。

そういった中でこの人は十分やっていけるということで判断するわけですが、そういった観点から見ても、就農してすぐではなくてある程度の期間を置いてから申請していただく、いわゆる実績をつくっていただいて申請いただくという形を取っているところでございます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

その補助金の条件によれば、地元で土地があってトラクターとか機械がある基盤があって就農する方はそれもできるかと思えますけれども、移住してきたいという方にとっては物すごいハードルが高いように思うんですけれども、絶対にそれは無理なことのようには思うんです。

最初、移住してきてからすぐ新規就農いただくということは、とてもじゃないけど、できないと思えますけれども、それでもこっちで卒業した人が農業をしたいと言って何人かいらっしゃるんですけれども、私たちが見ていて、おとしにした人は、何とか、私たちが見ながら、助言しながら、その人はこの新規就農のを頂いていますけれども、去年、その前、おとし就農した人がいるんですけれども、その人は、トラクターも自分で買って、畑も少しですけれども、借りたんです。

借りたんですけれども、あと半年間の研修では生計を立てていくほどの技術は身につけていませんので、アルバイト的に学校卒業生の先輩のところへアルバイトに行き行って自分でも畑を借りて作っているんですけれども、先輩のところへ行って、修業、バイトですから、お金をもらいながら、自分はちゃんと研修になるわけです。

その研修を受けて何とか1年たち、その人は芋を作っているんですけど、その先輩が言うにはいい種芋ができて自信を持ってきたと言うので、今度はまたそれを植付けしているんですけれども、そんなふうになんか地道に地道にやっついていかないことには曾於市に移住してから農業に取り組むというのはとても難しいことだと思います。

農業公社でも受け入れていくということですが、農業公社はまだ受託作業が主で、今度、研修生を受け入れて野菜とかを作っていくということはまだ無理な

段階だと思うんです。その段取りができるまで、卒業生の方が研修できるような体制というのはできないですか。

私なんかは思うんですけども、曾於市には、野菜農家とかハウス農家とか農業法人、お茶、畜産など、たくさん、幾種類の農家もありますけれども、新規就農を目指す若者をいろんな農家が、受入れというか、アルバイトでもいいですし、農業大学校みたいな感じで研修制度で受け入れてくれたりという、そういう取組をしていくということはどうでしょうか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

そういう方が知り合いの中で、またそういう情報があったら、まず市の農業振興課のほうに相談していただきたいと思います。その人とよく話合いをして、その人が望むような支援をしなければいけないだろうと思います。

まず、私たちも、そういう方がいらっしゃれば、今、空いているハウスもあるし、空いている農地もいっぱいあります。そういうために農業委員会やいろんな団体と協力しながらやりたいと思います。そして、農業公社でもそういう研修生の受入れを現実的にやりたいと思いますので、声をかけていただければありがたいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

じゃあ、その人はトラクターとかいろんな農機具とかは持っていないでも大丈夫なんですか。お伺いします。

○市長（五位塚剛）

曾於市には本当に善人の方がいっぱいいらっしゃって、空いているトラクターを貸してあげようとか、いっぱいいらっしゃいます。だから、まず最初から大きなトラクターを買う必要はないと思います。中古品のトラクターでもいいし、また貸してくれる人もいっぱいいますので、まず相談してください。

○2番（松ノ下いずみ議員）

私たちが今まで本当に苦勞して一人一人と移住してきた人がやっていけるようにと頑張ってきましたけれども、今、その言葉を聞いて、次、また6月から研修が始まりますので、今年卒業する人はこういうことがあるよとぜひ紹介して、市役所のほうで相談に乗っていただいて、立派な後継者として育てていくように伝えていきますので、もしできることなら、そういう対策があるのであれば、学校卒業前に市役所から学校に言って、こういうことができますけれどもというのを取り組んでいただくことはできないんでしょうか。お伺いします。

○市長（五位塚剛）

森の学校の小野社長さんにも、市としてはそういう方がいらっしゃれば全面的に

協力しますので、声をかけてくださいということも一応お話ししてあります。具体的なチラシを市のほうから作ってお届けしたいというふうに思います。

今年の予算は市長選挙があるために骨格予算になっておりますけど、私が再選できたなら何らかの形のことをまた引き続き頑張っていきたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

じゃあ、そちらの農業に関してのことはそれでちゃんと取り組んでいただければありがたいと思います。

去年、訓練校を卒業したカップルが曾於市に住んでくれたんですけれども、今年、転入手続に行ったんですけれども、転入手続に行ったときに何か特典はありましたか、何かもらえましたかと尋ねたんです。そうしたら、何もなかったという返事があったんです。半面、子供のいる私の親戚になる家族は都城から転入して家も建てました。そうしたら、いろんな補助金がありまして、たくさんもらいましたと喜んでいました。

曾於市に来る人は特典を求めて移住するわけではないんですけれども、せっかく曾於市に移住してくれたのにとっても残念でした。だけど、転入手続は、ワンストップ化しているのか、ほとんど一か所で済み、楽でしたという言葉は聞きました。

ホームページを見ると、子育て支援や資金に余裕のある方々が市内に家を建てる購入などの補助は本当に充実していますけれども、お試的に曾於市に住んでみようと職業訓練校卒業後に曾於市で生計を立てていこうかと思う人にとっては、まず借家からの生活が始まると思うんですけれども、借家の家賃補助とかはできないものでしょうか。お隣の霧島市は、市外からの移住者はもちろん、山間地域への移住は家賃補助もしています。曾於市は考えられないのか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

私たちも曾於市に来てもらって生活される方を望んでおりますので、農村部の空き家に住んだ場合に家賃を補助できないかということも具体的に今論議しておりますので、また、今後、新たな政策として検討したいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

家賃補助があったら本当に移住してきた人は喜ぶと思います。今の若い人は、SNSを駆使して、こんなことがあったよ、あんなことがあったよと宣伝してくれると思いますので、いいことがあればそれを広めていくというのは本当に今の若い人は率先してやってくれますので、ぜひそういう取組をしていってほしいと思います。

新年度になると固定資産税納付書とかと一緒に空き家バンクのパンフレットが入っていますけれども、それは成果が出ているのかどうか。現在のホームページを見

ますと登録件数が17件となっておりますけれども、そのうちほとんどが売り物で、借家は1件のみでした。空き家バンクの件数を増やす策はこれ以外にないのでしょうか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

不動産の方に中に入っていて空き家バンク登録をしていただいておりますけど、問題になっているのは、亡くなられて、数年、空き家になっているけど、今、その建物について売却か貸すことはできますかというアンケートをいたしました。

その数字が出ているんですけど、その中からたんすとか仏壇とかそういうものがまだ整理されていないところが非常に多い現状でありますので、それに対する処分するための支援をしないと前に進みませんので、そういうことも含めて、今、移住、人を呼ぶために内部で検討委員会をやっておりますので、早く結論を出して何かの形での具体的な動きをしたいというふうに思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

確かに空き家になってそれを利用するというのは本当に難しいところがありますがけれども、私たちがお世話をした中で、すぐ住めるという状態は空き家になった時点で片づいているということがすごくいいことで、そこには、どっちも、貸すほうも借りるほうも何もなくなって、ちょっとは残っているんですけども、それがなくなることによってスムーズに貸借りができていきました。

荷物の処分とかですけれども、今からどんどん内容を詰めていくということですがけれども、私は思うんですけども、死亡届とかを出されたときに空き家になったという時点で空き家バンクというのを言わないと、私たちがお世話をしたところの人も持ち主さんもそういう空き家バンク制度があったのかというふうに聞かれるんですけども、届けを出された時点で、「こういう片づけをするための補助金がありますけれども、利用されませんか」というふうで、片づけのために。

前から何回も言いますがけれども、鉄コンテナが1つ2つもあれば結構片づくと思うんです。空き家になった時点で仏壇を処分するというのも、子供さんが持っていければそれでいいし、長いこと置いておくわけにいかない品物ですので、それなりに仏壇屋さんとかお寺さんとかに持っていってもらって処分してもらおうという方向もあると思うんですけども、そのような手続というか、補助なんかもしていくべきではないのでしょうか。

補助するにしても家自体を築年数とか家の状態とかを査定して全部が全部当てはまるわけではないと思うので、そういう取組もしていくのは必要なことではないでしょうか。お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今現在、曾於市内において古くなった建物や住めなくなった建物の解体工事が急激に増えております。そのために2年度も予算を増やしてしました。そういう解体する業者の方々が中にある仏壇とかたんすとかそういうものを含めて全部持ち出してクリーンセンターのほうに出してきて処分しておりますけど、この費用というのがかかり出てきております。

たんすなんかも、立派なたんすがクリーンセンターで廃棄されて燃やされております。そういう意味では、もうちょっと見直しをして、いいたんすなんかは欲しい人がおれば皆さんに差し上げるということも可能だと思います。

そういう意味で、もうちょっと私たちもいろんなものの使い道を再検討や見直しをするというのが第一に来ているのかなというふうに思っておりますので、そういうことも含めて、人口増対策の中でそういう建物の中身のことも含めてどうしたら支援できるかということを検討させていただきたいと思います。

○2番（松ノ下いずみ議員）

もったいないようなものを処分するのは本当に今からの時代に背いていかない。利用できるものは再利用していくというのは本当に大事なことです。

本当に何回も言うようですが、今度、住んだ人たちも、テレビとかたんすとかはまだ程度のいいのは使っていますよと言われて使っている人もいますので、そういうのは、ちゃんと、残しておきたいものは残して、要らないものは処分してというのがとても大事なことだと思います。

空き家とかは別にして、崩すのは別にして、利用できる空き家というのはもっとすぐ使えるような形でしていただきたいと思いますけれども、そのためにはどうすべきかと考えられていると思いますので、本当にもうちょっと考えないといけないということですが、また今年1年間、何人か来たいという方もいらっしゃると思いますけれども、その点は、慌てることなく、こういうところがありますというのは何件か持っておられたほうがいいのかと思います。

本当にコロナ禍の中で地元志向が見直されていますけれども、曾於市のホームページにも移住希望者への案内がありますけれども、九州で一番移住希望者が多いのがお隣の霧島市のようなようです。

霧島のホームページをのぞいてみれば移住したくなるような画面が次々に出てきます。移住支援に対して10ページのページが作られていて、見やすく、一つ一つ詳しく説明されています。

それに加えて、空港がそこにある。数え切れないほどの温泉がすぐそこにある。もし私が県外に住んでいて鹿児島に移住したいと考えるならば霧島市と曾於市をホームページ上で比較したら残念ながら霧島市を選ぶと思います。

曾於市も、地理的には、宮崎と鹿児島との2つの空港が1時間ほどの距離にあり、高速道路は複数のインターが利用できるし、高規格道路もほぼ完成してきていますが、それでも、人が優しい、空気がおいしい、風光明媚な曾於市ですので、霧島市より劣るというか、霧島市より選ばれない理由というのは私は補助金の違いではないかなと思います。

あと、お金に余裕があって子供もいて曾於市に移住してくる人にはたくさん補助金がありますが、それがない人にとってはもうちょっと補助するべきではないかなと思いますけれども、それも今から考えていかれるということでしたので、それを期待して、一人でも多くの方に曾於市に来ていただくようにしてもらいたいと思います。

最近、名古屋方面からUターンしてこられた御夫婦の方がおられますんですけども、その方たちもホームページを見て空き家をリフォームして住んでいらっしゃるんです。

リフォームの補助金も1年以内であれば申請できるということで、そのうち申請されると思うんですけども、その方が言われるには、曾於市のホームページは見にくいなのを指摘されました。

私も曾於市と霧島市のホームページを見比べてみたんですけども、曾於市のホームページを見ていると、移住・定住対策のコーナーがあるんですけども、そこからここを見ると、あちこち飛ばないと見にくいのかなというのがありまして、もう少しホームページの改善というのはできないものか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

今の曾於市のホームページは私が市長になってから改善しました。以前は、もっと見にくかったです。非常に県内でも見やすいホームページになったんですけど、その後、霧島市やらほかのところもホームページを本当に見やすいホームページにしております。

私も市のホームページを随時見えています。正直なところ、曾於市のスケジュールや行事が1月、2月、3月はゼロです。書いていないです。職員が残念ながらホームページを監視して見えない状況であります。ほかのところもいっぱいあります。私もこれではおかしいんじゃないかということで直接指導もしております。

企画課長もこれではいかんということで決意があるみたいですので、企画課長に答弁させます。

○企画課長（外山直英）

今、市長が申したとおり御指摘を受けまして、改善の方向に持っていきたいというふうに思っております。

○2番（松ノ下いずみ議員）

本当に、今の時代ですので、ホームページは唯一の曾於市の発信できる場所かなと思いますので、いいホームページを作っていただくように、職員の方も大変でしょうけれども、いろんなところを見て研修して、本当に見やすいホームページは、私たちみたいな年代にとっても見やすいほうがすごくいいですので、若い人はどんなことでもして見ますけれども、結構、高齢者にとってのホームページの検索というのは難しいところがありますので、本当に見やすいのは曾於市の発信になると思います。

今日は前向きな答弁がいろいろありまして、曾於市が変わっていくことを期待しながら私の質問を終わります。

○議長（土屋健一）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時39分

再開 午前11時43分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第11、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○4番（岩水 豊議員）

4番、新生会の岩水豊です。議長の許可を頂きましたので、質問いたします。

まず、1番目に新型コロナウイルス感染症の影響による中小・零細企業の支援についてであります。

①中小企業事業継続支援の市単独持続化給付金事業（第2期）は、国のコロナ対応地方創生臨時交付金を活用せず、一般財源で対応したことを大変評価しておりますが、この交付金で今後どのような対応策をするか、伺います。

②今回の支援策では個人事業者は市内居住者と限定していますが、近隣の市町村の対応はどのようなようであるか、伺います。

③昨年2月からコロナの影響で事業継続が困難で廃業を余儀なくされた事業者への支援は同じ支援が望めると理解していいか、伺います。

次に、臨時職員、任用職員、会計年度任用職員の任用、採用について。

①募集時の広報と採用基準について伺う。

②令和2年度の採用は上記基準で採用しているか、伺います。

③令和3年度の採用状況について伺います。

3番目に、市役所本庁増築についてであります。

合併後、1万人の人口が減ってきている中で、今回、新たに増築する計画であります。

これについて、①今後の計画、時期、財源について伺います。

②豪華過ぎる庁舎は再検討する考えはないか、伺います。

最後に小中学校のパソコンやタブレットの配備について。

①配備状況について伺います。

②現在の活用状況についてどのようになっているか、現状を伺います。

③今後のスケジュール・対応について伺います。

誠意ある答弁を望みます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1と2と3については私が最初に答弁いたしますが、質問事項の4については教育長に後から答弁させます。

1、新型コロナウイルスの感染症の影響による中小・零細企業の支援についての①この交付金は今後どのような対応策を講ずるのかについてお答えいたします。

この市単独持続化給付事業は2月8日の第2回臨時議会において議決していただきました。この予算を編成する際には新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金の通知がまだなかったため、全額、財政調整基金からの繰入れとなりました。

今後、補正予算にてこの交付金の組替えをお願いする予定であります。また、この交付金を活用した他の分野の支援策を計画しております。

1の②個人事業者は市内居住者と限定しているが、近隣の市町村の対応はどのようなものであるかについてお答えいたします。

曾於市が実施している支援金に類似していると思われる鹿児島県及び近隣市の要件の概要を報告します。

鹿児島県の事業継続緊急支援金給付事業では、対象となる個人の場合、申請時において、県内に主たる事業所を有する、または、納税地を鹿児島県内としている者としております。

霧島市の事業継続支援給付金は市内で事業を営んでいることとなっております。志布志市のウィズコロナ応援支援金では市内で引き続き事業を営んでいる事業者となっております。

鹿屋市の中小企業等事業継続支援金では市内に事業所・店舗を有する個人事業主となっております。都城市の営業時間短縮要請関連事業者等支援金では市内に住所もしくは事業所を有する個人事業者となっております。

確認した市のほとんどが市内に事業所または市内で事業を営んでいることになっております。

1の③昨年2月からコロナの影響で事業継続が困難で廃業を余儀なくされた事業者への支援は同じ支援が望めると理解していいのかについてお答えいたします。

市単独持続化給付金事業（第2期）は事業継続の意思があることが要件の一つでありますので、事業を廃業された場合はこの給付金の対象となりませんが、一時的に休業されている方で事業継続の意思がある場合は支給要件を満たせば市単独持続化給付金事業（第2期）の対象となるとしています。

事業廃止された方の支援については、一時金的な措置で対応できないか、検討したいと思っております。

2、臨時職員、任用職員、会計年度任用職員の任用・採用についての①募集時の広報と採用基準についてお答えいたします。

会計年度任用職員の募集時の広報については市報及びハローワークの求人情報に掲載しております。

採用基準については、それぞれの職種に必要な技能や経験を有し、業務への適性を有しているかを確認するため、所管課による面接を実施し、協調性や積極性など6項目についての評価結果に基づき、成績優秀と思われる上位の方から選考しております。

ただし、事務補助員については支所ごとに総務課や各地域振興課で一括して面接を実施し、選考しております。

各所管課における選考後、市長決裁等を経て決定することにしております。

2の②令和2年度の採用は基準により採用しているかについてお答えいたします。

令和2年度は会計年度任用職員制度開始の年でありましたので、令和元年8月から、関係課への説明や任用予定者数、従事日数等のヒアリングを実施するとともに、令和元年度に任用されていた臨時職員や非常勤職員への説明会を行い、先ほどお答えしました面接を実施し、評定結果に基づき任用したところです。

2の③令和3年度の採用状況についてお答えいたします。

令和3年4月1日からの任用については、1月28日から2月12日まで求人募集を行い、2月25日、昨日まで各所管課において面接を実施するよう通知していたところありますので、現時点では最終決定していないところもあります。

なお、募集人員に満たない職種もあり、それらについては、随時、求人募集を行い、応募があった場合は、その都度、面接を実施し、任用する予定であります。

3、市役所本庁増築についての①今後の計画、時期、財源についてお答えいたします。

本庁舎増築の今後の計画につきましては、実施設計を令和3年6月までに行い、9月議会に本体工事の仮契約の議案を提案いたしまして、10月から工事に着手し、令和4年10月に開庁を予定しております。

財源につきましては、事業費総額14億9,000万円に対して、緊急防災・減災事業債を3億130万円、合併特例債10億4,000万円を予定しております。

3の②豪華過ぎる庁舎は再検討する考えはないかについてお答えいたします。

今回、計画している増築庁舎につきましては、総合窓口ワンストップサービスを構築し、市民サービスの向上を図るとともに、防災センター機能を有することにより、災害時に迅速・的確に対応が行える整備をするものです。

また、平常時から一定のスペースを市民や各種団体が行う会議や打合せの場所として利用していただくとともに、土日や祝日も開放し、向江公園と調和したつくりにすることで市民にとって身近で利用しやすい庁舎となるように整備するものであります。

なお、当初予定していた免震構造をなくすことで事業費の抑制を図っているところではありますが、今後も事業費の抑制に努めていきたいと考えております。

あとは、教育長が答弁いたします。

○教育長（瀬下 浩）

4、小中学校のパソコン配備についての①小中学校のパソコンの配備状況についてお答えします。

小学校児童及び中学校生徒が使用するタブレット型パソコンについては、国のGIGAスクール構想により、全ての児童生徒がパソコンを1人につき1台使用できる環境を実現するため、本年度に必要な経費を予算化し、全ての児童生徒及び教師に対して令和3年1月末に配備が終わったところです。

本年度の購入実績は、小学校児童用を1,613台、教師用を147台、中学校生徒用を794台、教師用を103台購入しています。

4の②活用状況の現状についてお答えします。

各学校におけるパソコンを活用した授業は指導計画に位置づけたものや教科担当者の裁量によって取り入れたものがあります。

例えば、小学校低学年では、少ない時間ではありますが、パソコンに触れる授業を、高学年では総合的な学習の時間を中心に年間10時間から20時間程度、インターネットで調べる学習や調べた内容をパソコンでまとめて発表する学習などで活用を図っている状況です。

また、中学校では、技術科の授業で20から30時間程度、パソコンそのものの学習をするほか、他教科や総合的な学習の時間の様々な場面で活用しています。

新年度からは、今回、導入された児童生徒1人1台のタブレットを活用し、各教科の基本学習や深化・発展学習など様々な場面で活用を図っていくこととなります。

4の③今後のスケジュール・対応についてお答えします。

教師がパソコンを活用した授業を促進できるように学習支援ソフトを導入し、4月から使用を開始します。また、5月には児童生徒が主体的に学べるようにオンラインによる個別学習ドリルも導入する予定となっています。

活用についての教職員の研修については、今年の1月から各学校とウェブ会議によりタブレット端末の操作・運用の研修を進めているところであり、新年度には授業実践に係る研修会も実施する予定です。

また、各学校における実践研修の実施に対しましては指導者を派遣することとしております。

以上でございます。

○議長（土屋健一）

ここで、昼食のため、岩水議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後は、おおむね1時に再開いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開き、岩水議員の一般質問を続行いたします。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、まず新型コロナウイルス感染症の影響による中小・零細企業の支援について伺います。

さきの2月8日の臨時会において提案された一般会計補正予算（第12号）の総括質疑で今回の事業に国の交付金を回すのではなく今後の支援策に回すべきではないかとの質疑がありました。

そのときの答弁で、国の給付金事業が出てきていますので、次の段階で新たな事業を展開していきますと答弁されております。しかし、今回の一般質問の答弁では、この交付金の組替えをお願いする予定であると、今後。

この前の総括質疑で市民の皆さん方は大変期待していたと思うんです。私も先ほどの1回目の一般質問のときに申したとおり一般財源で対応したということを大変評価しておりました。

しかし、今回、聞くと、予算の組替えというようなことになっております。これ

は、市民は大変期待しているわけでありましたが、期待を裏切ることになると思います。これについての説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

コロナ対策事業については市民の皆さんたちのいろんな暮らしの状況を見ながら何が厳しいかということでもいろいろ検討して出しました。その時点では国からの事業の確定というのはまだ来ていませんでしたので、財調から取崩しを予算化しました。当然、国からの交付金については今まで使ったものについても対応できるというふうになっておりますので、そのような表現をしたところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

私が言うのは、2月8日の答弁と今回の答弁が異なるということについて、副市長も横で聞かれておったと思うんですが、8日のときには今回の交付金については新たな事業の展開に活用すると言われたんです。

しかし、今日、こうやって質問しますと、予算の今までした事業についての組替えというようになっております。これについては整合性が取れないと思うんです。その点についての説明を求めているんです。

○市長（五位塚剛）

予算の運用については私たち当局からの見解で進めております。一般財源を使うことも、また国からの交付金を使うことも市民のためのコロナ対策事業であります。当然、この予算の中にはまた新たに一般財源の中も含めて事業を展開していきたいと思えます。

○4番（岩水 豊議員）

私が言っているのは、2月8日のときに。私たちも予算の組替えということ自体については問題ないと思うんです。コロナ対策に使うための交付金として来るわけですから。

しかし、8日のときの市長の答弁では組替えには使わなくて新たな事業に使うということを明確に言われたんです。ですから、私も、ある意味、驚いたり感心したりしているところだったんです。

しかし、今回、それについての説明を一昨日の徳峰議員の一般質問の中でも聞いていて、私も前回と全然言われたことが違うと。本会議場で言ったことがそのときそのときに変わるということに対して私は今聞いているところなんです。一貫性がないということ。それについての説明を求めています。

○市長（五位塚剛）

一貫性がないという表現をされましたけど、私たちは、事業をするためには、一般財源を使ったり、後から国の補助事業があったり、いろいろあります。

そういう形で、その時点では国からの交付金はまだ来ておりませんでしたので、財調から取り崩して説明したところです。当然ながら、その後に交付金が決定すれば交付金の中から戻すことも十分あり得るわけですので、一貫性がないということではないと思います。

○4番（岩水 豊議員）

説明になっていないと思うんです。私が聞きたいのは、本会議場で新たに来る交付金については次の事業に使うと言ったんです。そのときそのときに発言される市長の説明を聞いて我々も対応しているんです。それを基に市民にも説明しています。

しかし、今度は一般財源から財調を取り崩して2月8日の12号補正ではこうやっていますよと。評価せんないかんという話になっていた。次の交付金が決定されればまた次の段階へ次の事業を展開していくと明確に説明されたから市民の人たちもまた期待を膨らませていたところなんです。しかし、聞いてみれば、今日になってみれば今度は全然違ふと。前回の分の財調で出した分の組替えに回すと。

私たちは、当初、組替えに使うだろうというふうに、国の予算が確定しないから、国の国会を通過していないから早く支援するために財調から取り崩して実施される場所だろうと思っていたけど、総括質疑の中では市長は明らかにその交付金はまた次の事業に使うと言われたんです。言われましたね。その確認をまずして。その違いをこっちは聞いているところなんです。

○市長（五位塚剛）

そのような表現をいたしました。しかし、国からの交付金を受けたとき、それは全くしないとは一言も言っておりません。

○4番（岩水 豊議員）

我々からすれば詭弁にしかすぎない。誰が聞いてもそのときの答弁を聞けば今度の5億円来た分については新たな事業に使うというふうにしか取れません。それを言うのであれば、今回の13号補正のときに、冒頭でその辺のことはちゃんと説明すべきじゃないか。12号のときに言ったことと。我々とすれば虚偽の答弁とまで捉えたいような答弁になってきていると感じているところなんです。

ですから、「そのときはそうでした。だけど、今回はこうやりました」ということを明確に言われるべきだと思うんです。我々は12号補正が終わってから市民にはそういうふうに言っているわけですから。それを私は言っているんです。

過度な期待を持たせて、蓋を開けてみれば13号補正で組替えに回っていたと。副市長、私の理解はおかしいでしょうか。副市長なり、財政課長でしたっけ、総務課長でしたっけ、説明していただいたと思うんですけど。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

今回の13号におきましては、今回の臨時地方創生交付金、これについては予算計上しておりませんので、今現在、13号段階ではそのまま動いているような形でございます、歳入歳出。

ですから、今後、新たに、14号、そういったものを出していきますので、その中で、活用、そういったものにも使っていくという形で今なっているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

12号のときに言った市長の説明と今回の答弁書の説明とは違うと。総務課長が議運で説明されたときには、組替えというような、まだ国の交付金が国会を通過していないからということでの説明だったと思うんです。私たちもそう思っていたら市長がそう言われたから私は過度な期待をしてしまったわけなんです。

ですから、今回、こういう答弁をされるのであれば、前回の12号のときの答弁とここはこういうふうに変ったということをちゃんと説明していただきたいということなんです。そこが抜けていると。それをただしているところなんです。

○市長（五位塚剛）

基本的な予算の提案の仕方は財調から取り崩して提案しました。だから、その中で事業の中身を説明しましたが、その後、国からの交付金も決定してきましたので、それは当然ながら提案したものについても使えるということですので、私たちも、そのほうが市にとってもいいわけですから、当然、それをしたいと思います。そのことについて説明が不足していたということになれば陳謝したいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

そうなんです。真摯に受け止めてそう言っていただければ。

我々も全然納得していないわけじゃないんです、予算の組替えについても、でも、その議会その議会で変わった答弁をした場合にはちゃんとそこを説明していただきたい。それをこっちは言っているということです。今後、こういうことがないように十分注意するように要望しておきます。

次に、市内に事業所を有する個人事業者も支援すべきではないかと考えているところではありますが、今回の交付要綱を見ますと3条の2項に市内に住所を有する個人または市内の本店を有する法人とあるんです。

これであれば市内で営業していて住所が例えば志布志市であったりという場合にこの支援金は申請できないということになると思いますが、先ほどの答弁では申請できるとして取ってよろしいのでしょうか。伺います。

○商工観光課長（安藤 誠）

それでは、先ほどの質問に対しましてですが、確かに要綱の中で3条の2項の中で令和3年1月1日から引き続き申請まで曾於市内に住所を有する個人または市内に本店を有する法人ということになっております。

この要綱からいきますと令和3年1月1日時点から申請までに曾於市に住所があった方々について支給するということが一つの条件になっております。

○4番（岩水 豊議員）

都城市のほうで考えれば、事業所を有する個人にも支援金を出しております。これは先ほどの組替えにも影響しますが、国からの予算で動いている事業であればどっかで支援を受けられるようにしないといけないと考えるところです。

都城で営業していて住まいは曾於市だったと。そういう方も支援金が出たというのを聞いております。しかし、曾於市で営業していて住所が都城もしくは、他であった場合は出ないとなります。

これを、市長、出すように、要綱ですから変えようと思えば変えられると。前回の徳峰さんの質問の中でも出ましたが、この辺の見直しということではできないでしょうか。お伺いします。

○市長（五位塚剛）

私たちは曾於市内に住民票がある方で営業されている方を対象にしておりますので、都城の方で曾於市で営業している方については考えていないところでございます。当然ながら、都城市に住所があるわけですので、都城のほうから該当するというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

都城のほうでは都城市内で営業しているということが条件です。ですから、私は営業の拠点と住んでいる住所と違う場合の支援がどっかで受けられないといけないと思います。

そういう人たちが結構いらっしゃいます。そういう方、例えば曾於市内で営業している方がもう続かんということで辞められるということになると曾於市のまちもまた疲弊していくということを考えれば、国からの交付金で動くわけですので、市内で営業している方を必ず支援するということが基本じゃなかろうかと思うんです。

今、市長が言われたのを聞けば、曾於市内に住んでいて志布志で営業している方には出しますかということになってくるんです。それは出さないでしょう、この要綱のままでいけば。ですから、営業を行っている場所がどこにあるかということの基本を考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私たちの考え方は、曾於市内に住んでいる方で例えば都城で営業されている方もコロナで影響があった方については支援したいというふうに思っております。

○4番（岩水 豊議員）

商工観光課、課長、今、市長が言われた曾於市内に住んでいて他市町村で営業している場合にも支援したいと。要綱のどこに書いてあるか、教えていただきたい。

○商工観光課長（安藤 誠）

要綱の中では第3条に支給対象ということで項目が7項目ありますが、その中で、これは全て要件を満たさないといけないわけですが、今言われています住所要件のこと、そこを説明いたしますと、曾於市に住所がある方で、都城もしくは志布志、市外にお店を構えていらっしゃる方につきましては、住所要件が曾於市であるということですので、第3条の第2号の要件でいきますと曾於市に住所があればほかの市町村にお店を構えていても支給されるということになります。

○4番（岩水 豊議員）

例えば、先ほどの例でいきますと、都城で営業している方で住まいは曾於市内だった方は都城の時短要求に応えた分については支援があったりということは私も聞いております。そうすると、今度は二重に支援を受ける可能性も出てくるんです。

近辺を含めて調整して、どっかで支援を受ける。万が一、二重に支援を受けることがないような。今の方法でいくと都城で営業していらっしゃる方とかになれば出る可能性が出てきます。霧島市も市内で営業を営んでいることとなっていますということであればそういう可能性が出てくるんです。

ここをぴしゃっと整理する必要があると思うんですが、私は市内で営業している方という線引きをすれば二重に支援金を受け取ることはないと思うんですが、その辺の整理というのはいかなるものなのでしょうか。伺います。

○市長（五位塚剛）

新型コロナ支援対策事業で各自治体独自でやっておりますので、分かりませんが、曾於市で受けて都城でも同じ条件の中身で受けるという方が本当に出てくるのかなということも危惧しますが、私たちは住民票が曾於市にある方を支援したいということで、たまたま都城の方が曾於市で営業しているからということとはまた違うという、そういう意味での線引きをしたところでございまして、そういう方々も、都城に住所がある方が曾於市でもし仮にしてやっても、それは、多分、都城で救済していると私は認識しておりますけど、ダブっているというふうなことはないだろうと私は思うんですけど、それは調査しておりませんので分かりませんが、ほかの市町村とその辺りを調整しようということは、今までもそういう相談もないし、全く考えていなかったところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

実は、志布志市に住所がある方で曾於市内で営業されている方がいらっしゃいます。業種を申し上げるわけにはいきませんが、個人が特定されるといけませんので、その方が今言われるのと一緒に志布志市に支援をお願いに行ったら、志布志市のほうは、先ほど調査していただいた内容で分かるとおりに、市内で引き続き営業を営んでいる事業者ということで、市内でお店を出していない方ということで支援は受けられなかったということなんです。どうしようかということで、廃業も視野に入れて、今、非常に悩んでいらっしゃる場所なんです。

そういう方に、個々に、そういうもし相談ということがあったら、その方の住所地と市町村との調整ということで支援できるように。市独自でやっていると言いますが、これはあくまでも国の交付金でやっているわけでありますので、国の事業ですから、どっかで支援が受けられないことには不平等が出てくると思うんです。

市長が言われる市内に住所があるということもそれはそれで一理あると思います。でも、私が言うような状況が近隣市でもあるし、そういうところの相談・調整ということ、相談窓口、商工観光課で他町村との調整というのはできないものでしょうか。伺います。

○市長（五位塚剛）

今の段階で志布志の方が曾於市で営業しているから給付金の対象にするために要綱を変えろということは何も検討していないところでございます。その方がもしいらっしゃったら、私も、志布志の市長さんに、一言、「志布志の住所がある方が曾於市でいらっしゃいますけど、ぜひ志布志で救済してもらえませんか」ということをお願いを申し上げたいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、その方に、その事実関係も必要でしょうから、商工観光課なりに相談に伺わせて、その声を聞いて隣接市町村との調整のほうをすることを要望いたしておきます。

特に、今、またそういうことで非常に支援を受けられなくて営業自体を悩んでいる方もいらっしゃいます。あと、また廃業を余儀なくされた方という方もいらっしゃいます、現実に。もう続かんで12月いっぱい閉めた。これ以上、借金が膨らんだら返すめどが立たないということで廃業された方もいらっしゃるんです。

③の中で今説明がありました廃止された方の支援について一時金的な支援で対応できないか検討したい。この回答は、いつ頃、出すことができますか。

○市長（五位塚剛）

今、確定申告も始まっておりますので、12月で廃業された方、また1月、2月、

3月で廃業される方もいらっしゃるだろうと思います。そういう方々についても、コロナの影響で廃業されるわけですので、何らかの支援は必要かなということは今検討しておりますので、この流れでいきますと3月までぐらいには結論を出したいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

一時的な休業というところでなく、借金が膨らんで負債が膨らんで廃業せざるを得ないという状況の方にも期待を持たせてよろしいということでしょうか。

○市長（五位塚剛）

営業をされる方は保健所の許可とかそういうのを頂いてしているわけですので、当然、そういう営業許可証を一旦はお返しするという、戻すということがはっきりしないといけないと思います。

そういう意味では、それを一時金にしてやっても、国民の税金、市の税金でありますので、ちゃんと明確にした形での対応をしたいというふうに思っておりますけど、また、金額とか何とか決定とか何にもまだ決めておりませんので、検討という形で進めさせていただきたいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、3月中に回答が出ることを期待するとともに強く要望したいと思いません。

次に臨時職員等の採用についてであります。

今回の会計年度任用職員等についてであります。今回、示されている予算説明書によりますと職員数が減っていないんです。説明と合わせると職員数が非常に多い計画になっておりますが、当初予算に関する説明書の75ページからなんです、本年度、前年度の職員数等が明示されております。

その次のページですかね。令和元年の9月議会で一般質問をしたときに会計年度任用職員等についてのこれからの計画と推移を伺ったところでありますが、それと比べれば、そのときは、188名ほど、令和3年度にはということですが、これを見ると248名というような数字になっているようであります。

予算につきましては令和元年度から1億2,000万円ほど膨らんでおります。これはいろいろな制度上の問題もありまして膨らんだ分もあると思いますが、説明とそのときの状況と大分違うようであります。予算説明書に出る職員数の数等についても現状と違う部分があるようではありますが、この辺について説明を求めます。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

今言われました説明書につきましては、一般会計の部分でございますが、これに

特別会計部分を含んで全体の会計年度任用職員ということになります。

直近の数字では会計年度任用職員は現在203名いるところでございます。当初予算につきましては期間的な会計年度任用職員を雇用する場合がございます。特に令和3年度は選挙がありますので、例えば6月ぐらいからはここに10名以上の職員を採用いたします。また、先ほどもありましたワクチンの関係でも新たに特別な事情で会計年度任用職員を採用することがあるところでございます。

当初予算の4月1日ベースでいきますと現時点では199名の会計年度任用職員になる予定でございますが、先ほどありました選挙等がございますので、7月には228名ぐらいにこのときは増えると。

また減っていったというような動きがあるというところでございまして、説明資料に載っている数字につきましては、例えば1か月2か月の会計年度任用職員も含めてというところの数字でございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

実は、この一般質問を挙げたのについては事情がありまして、若い女性の方だと思うんですけど、手紙が来まして、相談ということで、名前がなかったものですから直接的な相談には応じられなかったんですけど、その方の手紙の中身を見ると、臨時職員の採用についてですが、FMの放送や市報等に募集を載せてほしいと。希望する人がいるのだから広く募集してほしい。臨時職員も採用試験をすべきではないでしょうか。都城はちゃんとそういうやり方をしています。面接だけでなく、多くの人が希望しておりますから、よろしく願いしますというような、大体、内容で来ているんです。

ですから、現実的に市報とかホームページ、ハローワーク、市民に伝えるSOO FM、そういうのについて、積極的な採用に当たって、何月から採用する、その前の採用、今ここに出ていますけど、こういうところをクリアした形での募集になっているかを確認します。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

今回の答弁書に書いてございましたが、市報におきましては、今回、2月1日の市報で掲載したところでございます。本来ならばもっと早くというところがあったかもしれませんが、時期、いつからいつまでをハローワークに掲載するかとか、そういうところの決定を待ちまして、当初予算との関係もありましたので、そのようにさせていただいたところでございます。

あと、FM放送につきましては、今回は放送しておりませんが、今後、欠員、あ

とは、当然、今回、募集がありまして、面接等を終えたところかと思えますけれども、不足する部分につきましては、今後、FM等で流していきたいと思っております。

今おっしゃいましたとおり、もっと早い段階で、この頃に、何月頃にハローワークに掲載するとか、そういうことを、今後、FM等を通じまして周知を図ってきたいと思っております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

今回、4月1日からの任用に向けての募集を行ったということではありますが、何名ほどの募集人員になったところでしょうか。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

先ほど申しあげました4月1日現在は199名でございましたが、全体で228名でございます。

選挙等につきましてはまた今後募集いたしますので、4月1日現在で申し上げますと199名。これに対しまして応募が243名あったところでございます。

ですので、倍率といたしましては1.22倍でございますが、それは全く同じ条件ではございませんで、いろんな特別な資格あるいは特別な業務、例えば道路の維持作業とか斎苑の職員とかがありますので、いろんなことが考えられますけれども、全体では243人の応募があったということでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

課長も言われたとおり、早めの広報等をして、市民が、求職、募集する方々の目に触れる機会を事前に出す、1月28日からの募集を2月1日に載せるというのは、時期としては1月の最初か12月ぐらいには載せると。そういうのがあって当然だろうと思っておりますので、その辺は改善を要求しておきます。

それでは、次に市役所本庁増築についてであります。

本庁増築について、昨年11月にプロポーザルの結果で平面図というのが出されましたが、これが基本になって基本設計、実施設計と行っているところであるか、伺います。

○財政課長（上鶴明人）

今、議員がおっしゃったとおりプロポーザルで出された提案書を基に基本設計に向けていろいろ協議を行っているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

私は字が小さかったからやっと目についたんですが、今、新しい増築分にATM並びに指定金融機関窓口というのがありますが、たしか私の勘違いでなければ3月で廃止というふうに伺っておったと思うんですが、どうですか。その一点だけ伺います。

○財政課長（上鶴明人）

おっしゃったとおり、ATMは、一応、JAさんのほうで撤去という形で申出があって、そういうところになるところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○会計管理者・会計課長（桐野重仁）

それでは、お答えいたします。

今回、JAさんのほうから、ATMの撤去、2月いっぱいまで3月1日に撤去したいと。指定金融機関はJAさんでありますので、今後もまだずっと続いていきます。ATMの撤去だけが、今回、行われたものでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

プロポーザルで審査したときにATMを置いてある状態で通ったんでしょう、この設計事務所が。私たちからすればATMはたしか廃止だったよなというのをそちらのほうで審査会で審査して、ATMが設置のままの状態でこれが上がってきて議会に出されると。

これは本当に審査が慎重に行われたのかという疑いを持ちますが、この辺については協議があったのであれば議事録等を説明していただきたい。

○財政課長（上鶴明人）

今ありましたプロポーザルにつきましては昨年に行っております、業者選定をする段階です。ですので、その段階では私どものほうではATMを撤去するというのは全く聞いておりませんでした。

ですので、その段階で、ATMの設置場所、そういったことについての知識もなかったものですから、一応、それは今のとおり置かれるものという形で審査したところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、会計課長にお伺いしますが、ATMを撤去したいということでJAのほうから説明があって、私たちにも説明があったのはこの時期より前だったように感じるんですが、いつでしたか。

○議長（土屋健一）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時47分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開き、岩水議員の一般質問を続行いたします。

○会計管理者・会計課長（桐野重仁）

大変、失礼しました。

庁舎のATMにつきましてはJAさんと協議を行っていたわけなんです、令和2年の9月7日にATMの廃止ということでこちらのほうに打診がありました。

その間、いろいろと協議を行いました、JA側の強い要望で、一応、3支所のATMを廃止するというので、こちらのほうとしてもやむを得ない事情ということで承諾いたしまして、令和2年の12月22日の全員協議会のほうで報告いたしております。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

財政課長、9月7日にJAからの申出があったそうです。

私が言いたいのはATMだけのことではないんです。ほかのこの中で、庁舎の増築分の1階の屋外デッキや2階のテラス、これが本当に必要かと。1階のエントランスホールの広さ、これが本当に必要であるのか。

機能重視で考えて最低限の増築に止めるべきではないかと思うんです。こういうようなのを造れば、これこそ豪華な庁舎と言われる建物になってくるのではないかと思います。

先ほどのATMの件についてもしかり、精査としてのやり方がどうも正確性に乏しい。9月にそういう申入れがあったことが反映されないプロポーザルの審査ということになれば、これについては、どうもぜいたく過ぎる、そして精査が不十分であるというようなふうに考えますが、いかがですか。

○財政課長（上鶴明人）

今、議員からありましたATMの関係、それにつきましては、こちらのほうで、プロポーザルの中で、また私どものほうでも把握し切っておりませんでしたので、そのまま審査会のほうでは入っております。これにつきましては恐らく全業者の分が入っていたと思います。

それから、先ほどありましたデッキ、そういったものでございますが、今、この図面を基に基本設計を行っております。ワークショップを2回ほどやっております

が、その中でもいろいろな意見が出されております。また、職員の中からも色々な意見が出されております。

また、議員の方々からもこれまでの議会でもいろいろ出ておりますので、そこにつきましてもその意見等を加味しながら盛り込んで図面等は作成していきたいと思いますが、あくまでもプロポーザルというのは基本の図面でございます。

これに従ったこういう形になるというのはおおむね思っておりますが、先ほど言われたような形のデッキ、そういったもの、それにつきましても、市民の方々からは喜ばれるような形ではあるところがございますが、そういうのを含めて、再度といたしますか、今からですけども、今やっている途中ですけども、今後、そういった形で、また、検討といたしますか、協議していきたいと思っております。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、屋外デッキや2階のテラス、1階のエントランスホールの広さ、また先日の一般質問の中で出た売店について、市長の答弁では見直すというような話も出ておりますが、人口が1万人以上も合併当時から減ってきている中で、職員数もこの後は減っていくわけであります。

そういう中で考えたとき、余分なスペース、例えばエントランスホール等については期日前投票に使うということではありますが、実際に今までも庁舎内で期日前投票は済んでいたわけであります、既存の施設の中で。

ですから、そういうのを考えていくと、いかにコストのかからない、いかに必要最小限の、いかに負担の少ない施設にしていくべきだと考えますが、この辺について市長の見解をお伺いします。

○市長（五位塚剛）

市の庁舎の増築について、この間、いろいろと検討してまいりました。それで各企業にプロポーザルでいろいろと出してもらいました。その中から1者を絞って、今、図面が出来上がりましたが、その中で、これは企業が作り上げた図面でありまして、そこを見直しをしながら縮小できるところは縮小できるように指示しております。

2階の市民ホールのつなぎで外にベランダ的なものを造りますけど、そういうものも必要だと思います。会が、中であつた後市民が外の向江公園を見ながら外で談笑できるような部分も決して悪いとは思っておりません。

今は見直しの段階でありますけど、見直しできるものについては引き続き縮小させたいと思います。

○4番（岩水 豊議員）

2階のテラスの必要性を今言われましたが、それが市役所として行政の機関とし

て考えたときに本当に必要なのかと。財政的に余裕もあり、今、コロナ禍でこういう状況の中でどっちかといったら、もう一回、考え直す必要がある時期にもあると思うんです。そういう中で、どう見ても、こういう施設、膨大な費用がかさむ内容については見直すべきだと強くこれについては要望いたします。

次に財源につきまして詰めてお伺いしたいんですけど、緊急防災・減災事業債の3億円と合併特例債の10億4,000万円を予定していると。もちろん、このほかに一般財源からの予算もある、そのほかがあるということでもよろしいのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この間、皆さんに示しているのは、合併特例債と緊防債と一般財源が1億5,000万円、工事の前提としてなっていますということは紹介しているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

それでは、合併特例債と緊急防災・減災事業債の充当率はどのようになっていますか。財政課長。

○財政課長（上鶴明人）

緊急防災事業債につきましては充当率は100%でございます。合併特例債につきましては充当率は95%となっております。

○4番（岩水 豊議員）

庁舎増築に使う合併特例債は充当率95%というのは間違いないわけですね。国との間でも話がついているわけですね。

○財政課長（上鶴明人）

今言われたとおり対象事業費の95%が合併特例債の充当率になります。

○4番（岩水 豊議員）

庁舎増設については、いかに金のかからない、市民が納得できるか。末吉本庁舎だけがそういうところになった場合、末吉の近辺の方は利用するときそういう恩恵を受けるかもしれませんが、財部や大隅の方々については豪華過ぎると映るだけになると思いますので、十分、これについては大きな見直しを要求いたします。

次に小中学校のパソコン配備についてであります。

現在、配備が終わっているということではありますが、現在、学校での使用は進んでいるところでしょうか。

○学校教育課長（川路道文）

お答えいたします。

使用につきましては、現在、調べ学習等にはインターネットを使って使用している学校もあるようですが、本格的な運用については4月からというふうに考えてい

るところです。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

校内LANとか光とかを含めた通信の整備というのは全校終わっているということでしょうか。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

校内LAN整備につきましては、現在、全ての学校が済んでいるところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○教育委員会総務課長（橋口真人）

光につきましては、ちょっと待ってください。

現在、光のない、いわゆるADSL回線、この学校が6校ございます。これにつきましては、本年度、企画のほうで全市内の光回線工事を今進めているところですので、その完了次第で光のない学校につきましてはつなぎ込みをする計画であります。

○4番（岩水 豊議員）

教育長にお伺いしたいんですが、先だって、二、三日前だったかな、テレビで見たんですが、鹿児島市の桜島の小学校だったと思うんですが、タブレットを使った検索とかをしているのを見たと思うんですが、御覧になられたですか。

○教育長（瀬下 浩）

私も見ました。

○4番（岩水 豊議員）

それを見て私も感じたんですが、私たちのこういう同じようなタブレットでした。タブレットの画面を見ながら入力するとなると下のほうのキーボードで入れないといけないです。

そうした場合、大変、不自由ということで、その桜島の学校では、別に、テンキーを、キーボードですかね、セットで子供たちが使っていたんです。ぱっと見たときにこれのほかに長いやつがあったから何だろうかなと思って注視していたら、それはキーボードだったんです。

現実的に考えると、この画面でする場合には、キーボードは安いものです。安いものであれば1,000円程度であります。これについてはどういうふうにご検討されているところですか。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

今回、整備した授業用のタブレットにつきましては、まず中学校用につきまして

は通常のノートパソコンの小さい形、いわゆるキーボードが付属しているものでございます。それから、小学校につきましては、いわゆる我々の使っているこれのちよっと小さい iPad でございます。

ただ、学校におきましてはキーボードも使うということでございましたので、外づけになりますけども、キーボードも一応整備しているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

整備がいつ完了するんでしょうか。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

これにつきましては、iPadと一緒に購入しまして、学校のほうに既に配備が済んでおります。

○4番（岩水 豊議員）

それはよかったです。私はそれが非常に気になっておりました。

ただ、この前、桜島の学校でしたね、そこを見ていたときに非常に気になったのがキーボードの操作です。我々独学でパソコンを覚えた年代は、指4本かな、2本かな、あれば使っているんですが、職員の方を含めてみんな指を10本使ってやっています。

だけど、生徒さんたちの使うのを見ると指2本とかそういう形で、子供だから覚えが早いからそれでも間に合うんだろうけど、将来のことを考えればその辺の指導というのを優先して進めていかないと、我流になって、将来、社会人になったときに大変困るんじゃないかなと思うんですが、そういう基本的なところの指導というのはどのような体系でやっていくようになっていきますか。

○学校教育課長（川路道文）

お答えいたします。

現在、小学校の段階ではパソコンを直接習うという授業はありません。中学校になりますと技術というところで習う教科があるわけですが、小学校の場合は、1年生の頃からまずは慣れるということで、慣れさせるところからだんだん段階的にキーボードを打てるようにということで、総合的な学習の時間で情報を扱う単元を入れるようになっておりますので、そこで慣れさせて、また中学校では技術科につなげられるように段階的に指導をお願いしているところであります。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

子供たちに指導する指導者がいます。その指導者の指導者がまた必要になってくると思うんです。その辺の確保は、現在、どこまでできておりますか。

○学校教育課長（川路道文）

指導者につきましては、現在、学校教育課の中にICT支援員という職員を会計年度任用職員で1人採用しております、そういう研修については依頼があったらすぐに学校に派遣して指導するようにしてあること、またそのICT支援員が多忙な場合は外部指導者を呼ぶことができるように予算化しているところであります。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

今現在もそういう状況で進行していると考えてよろしいですか。

○学校教育課長（川路道文）

現在もICT支援員が非常に毎日のように出て行って校内研修あるいは一緒に子供たちと授業の中に入ったりして指導している状況であります。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

ICT支援員が1人、場合によっては外部から。全学校一斉に入ったわけであり、たくさんの学校をカバーできておると考えていいですか。

○学校教育課長（川路道文）

今後、先生方も扱いながら技能や能力が高まっていくものと思いますが、扱っている中で課題が見られてくるということで、来年度につきましては、市教委主催で学期1回程度は研修会を開いたり、また県からの派遣という講座もありますので、そういうのを開いたりしながら、また校内研修という学校内での研修会を各学校でしていただいて、そこに講師を派遣したりして研修会にかなり取り組んでいってカバーしていかなければいけないかなというのを感じているところです。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

箱は来た。箱は来たけど、開かずの箱になっている学校も現在あります。

これは私が1月に見たところでしたけど、学習発表会でしたかね、そういうときに見たんですけど、教室にあるのを使ってみんなが調べながらPower Pointを出して発表していたんですけど、できれば、もう少し、指導者の指導のマニュアルを作って、先生たちのレベル、どのレベルまでをいつまでに上げる、最終的なレベルに上げるのがいつだとか。

そして、パソコンですので、ウイルス対策もあつたり、バージョンアップもあつたりとかします。そういう機能までの習得を、教育長、いつまでに整えられますか。計画はどうなっていますか。

○教育長（瀬下 浩）

これまでもパソコンは各学校にあったわけです。いろいろ使い方があって、ただ

し非常に使い慣れている教員とほとんど使えない教員といて、使い慣れている教員は、今でも、この前のテレビのあったところもそうですが、以前からあって恐らくやっていたからあんなに早く子供たちが打てたんだろうと思います。そういうかなりの格差があると。しかしながら、各学校にも使える教員というものが徐々に今増えてきております。

そして、これから先は、教科書のほうも、今、コードがあつて、そこに当てると直接パソコンにつながったりとか、使わざるを得なくなっているような教科書が増え、そのうちデジタル教科書になってしまうと完全にパソコンを自動的に嫌でも使わなきゃならないと、先生方が。そういうことになってくるだろうと思います。

ですので、いつまでに全員がどの程度まで上げられるかということ、教職員の研修、教職員は忙しいですので、いっぱいいっぱいの中でやっていますので、必ずそういったのもっていつまでに全員を上げるというのはなかなか約束できないわけですが、少しずつ核を増やしながら、ある程度の時期になったらみんながある程度は使えるようにということで考えているところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

それぞれでしようが、大きな金をかけて予算をかけて各学校に配付したわけでありませう。先生たちのレベルによって違ふということになれば、その方々から指導を受ける子供たちは、ある意味、被害者とまでは言わないけれど、残念な思いをする部分もあると思ふんです。

差が出ると思ふます。生徒間、学校間、学年間の差があると思ふます。そういう考えでいいんでしようか。先生のレベルの差があるからということでもいいんでしようか。私たちはそれじゃいかんと思ふんです。

なかなか操作ができない方々でもどこまでに上げるという目標を立てて、その計画を持ってやらないと、漠然としたある一定の時期なんていう答弁じゃ我々は納得できません。例えば、1年先にはできるように全力を尽くすとか、それぐらいの気構えを持ってやっていただきたいと思ふんですけれど、いかがですか。

○教育長（瀬下 浩）

当然、各学級によってパソコンの使う頻度というのは変わっているだろうと思ふます。ただし、どういふふうな使い方をするかによって、パソコンを使ったから必ず学習効果が上がるわけでもなくて、いろいろな使い方があるんだろうと思ふますけれど、今、学校では、先ほど言いましたようにそういう核になる先生をつくりながら校内研修会というのを立ち上げていくわけですね。その中で学んでいただく。

それでも、うまくなる、なかなか遅い方のレベル差は出てくるだろうと思ふます。そこはお互いカバーし合いながら、先生方は、一つの学校集団、教育者としての集

団ですので、そこはあまり格差が出ないようにカバーし合いながらしばらくの間はやっていけるのかなど。

いずれにしろ、最終的には、そういう時代、使えなければ教師が務まらない時代が来ることは間違いないだろうと思います。

○4番（岩水 豊議員）

我々議員もタブレットを使いこなさないといけない。ですから、毎議会が始まる前にタブレット研修をして周知度の度合いの下を上げる努力をずっとしてきております。

1年生が使うパソコンの内容と、6年生が使う、中学生が使うパソコンの内容は大分変わってくると思うんです。文章を作るなり、いろんな図を作るなりというのは。ですから、その学年ごとにこういう基準を設けたりして、指導者の習得度、まずは。

そして、子供たちがパソコンを活用してすることの内容の習得度の度合いというのはしっかり計画を立てないと、これだけ大きな予算を使って出した価値がないです。いかがですか。教育課長でも結構です。

○教育長（瀬下 浩）

今、教科書の中にも、ここの部分でこういうふうにパソコンを使うとか、教科書会社のほうが指導計画の中にそういったものを入れ込んだものができております。それに従って先生方はやっていきますので、いずれにしろ、ある程度、使わなきゃならないわけです。

ですから、1年間、授業の中でしていく中である程度の習熟はほとんどの先生は達成できているんだろうと思うんです。あとは、年々、それを重ねることによってより高い習熟を図っていくと。最低限の習熟は1年あればある程度は身につくのかなというふうに考えております。

○4番（岩水 豊議員）

1年ということで、期待申し上げますが、実際、この前、子供たちの発表会の中である統計を調べるのをやったら、違う答えを出すグループがあったんです。僕は、これはすごいなと思ったんです。

班に分かれてしたら違う答えを出す人たちがいたんです。それは何の原因かというのなんかを話し合ったり、後で。

この違いが出ることにすごく感心したんです。子供たちがいろいろ意欲を持って、パソコンを使って調べたりするときに、一つのやり方じゃないやり方をしたから、そういう結果が出た。これは非常に見ていて気持ちがよかったです、違う答えを出したのが。正解はないわけですから、その中でのやり取りでしたので、非常に良か

ったと思います。

長らくとなりましたが、タブレットやパソコンの今度のG I G Aスクール構想にのっとして、より一層、早い展開ができることを要望して一般質問を終わります。

○議長（土屋健一）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は3月2日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時14分

令和3年第1回曾於市議會定例会

令和3年3月2日

(第5日目)

令和3年第1回曾於市議会定例会会議録（第5号）

令和3年3月2日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

第1 議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

（以下3件一括議題）

第2 議案第9号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第3 議案第10号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

第4 議案第11号 曾於市手数料条例の一部改正について

（以下3件一括議題）

第5 議案第12号 曾於市国民健康保険給付支払準備基金設置条例の一部改正について

第6 議案第13号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について

第7 議案第14号 曾於市介護保険条例の一部改正について

（以下5件一括議題）

第8 議案第15号 曾於市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止について

第9 議案第16号 曾於市道路占用料徴収条例の一部改正について

第10 議案第17号 曾於市都市公園条例の一部改正について

第11 議案第18号 曾於市営住宅条例の一部改正について

第12 議案第19号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

第13 議案第23号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第13号）について

（以下3件一括議題）

第14 議案第24号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

第15 議案第25号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

第16 議案第26号 令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）について

（以下3件一括議題）

第17 議案第27号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について

- 第18 議案第28号 令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について
 第19 議案第29号 令和2年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
 第20 議案第37号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第14号）について

（以下3件一括議題）

- 第21 議案第20号 押印の省略に伴う総務常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について
 第22 議案第21号 曾於市立学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
 第23 議案第22号 押印の省略に伴う建設経済常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について

（以下3件一括議題）

- 第24 発議第1号 曾於市議会会議規則の一部改正について
 第25 発議第2号 曾於市議会全員協議会規程の制定について
 第26 発議第3号 曾於市議会委員会条例及び曾於市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	湊合昌昭	7番	宮迫勝
8番	今鶴治信	9番	九日克典	10番	伊地知厚仁
11番	原田賢一郎	12番	山田義盛	13番	大川内富男
14番	渡辺利治	15番	海野隆平	16番	久長登良男
17番	谷口義則	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	土屋健一				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 梅木康
 主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市 長 五位塚 剛 教 育 長 瀬 下 浩
 副 市 長 八 木 達 範 教育委員会総務課長 橋 口 真人
 副 市 長 大休寺 拓 夫 学 校 教 育 課 長 川 路 道 文
 総 務 課 長 今 村 浩 次 社 会 教 育 課 長 内 山 和 浩

大隅支所長兼地域振興課長	德 留 弘	農 林 振 興 課 長	竹 田 正 博
財部支所長兼地域振興課長	荒 武 圭 一	商 工 観 光 課 長	安 藤 誠
企 画 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
税 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新 澤 津 順 郎
市 民 課 長	岩 元 浩	水 道 課 長	德 元 一 浩
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一
大隅支所建設水道課長	平 原 秀 人		
財部支所建設水道課長	上 集 基 志		

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（土屋健一）

日程第1、議案第4号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案の4号の辺地に係る総合整備計画の策定について質問をいたします。

質問の1点は、この財部地区においても、あるいは大隅地区の須田木につきましても、この間、年間に僅かな金額での辺地債の適用でありまして、結果として、僅か2,000m前後の短い市道が整備が通算10年以上たっております。

質問の第1点でございますけど、もっとこの金額を増やしてできないものかどうか。10年以上、まだめどが立っておりませんが、非常にかかっております。

例えば、旧末吉町でいいますと、一例でございますけれども、旧南之郷中学校から石之脇を経て、そして平澤津までの、同じく3,000mぐらいであるかどうか分かりませんが、建設課長も地元出身でありますので、当時から建設課におりますので、よく御承知のように、当時はもっとスピードを上げて年間数千万円単位で事業を行った経過がありますが、いずれにいたしましても、非常に延々として事業が進まない、このことについては、どういった市としての基本的な、この辺地債を使った考え方であるのか、お聞きをいたします。

2点目、関連いたしまして、どうしても辺地債に、この毎年の限度額があり、いわゆる行政需要が道路としての、多いのでありましたら、過疎債等々抱き合わせた形でもっと事業の促進を図るべきだと思うんですが、そうした考え方や議論はされていないのか。

以上、2点でございます。

○財政課長（上鶴明人）

今ございました辺地債の事業についてでございます。

合併同時から、引き続き辺地債を借りているところでございますが、やはり限度額がございます。

国の予算につきましても、全体としまして、平成30年度、それから令和元年度、令和2年度、約4,700億円ほど、それから令和3年度、来年度になりますと、一応500億円という額が確保されているところでございますが……

(「5,000億円」と言う者あり)

○財政課長(上鶴明人)

5,000億円ですね、すみません。5,000億円という形で確保されているところでございますが、その枠の関係で、どうしてもやはり市町村に入ってくる際には、申請の問題もありまして、額としては、事業ベースで約2億円ぐらいの、令和2年度でいきますと約2億円、起債を借りるような形で計画をしておりましたが、そういった形になっております。最終的な額としては、また若干下がってまいりますが、そのようなところもあるところでございます。

それと、過疎債との併用ということでございますが、同一起債の併用というのは、なかなか難しいものがございます。過疎債は過疎債のほうで、またいろいろな事業を計画しているところでありますので、今現在としましては、なるべく辺地債、やはり交付税措置率80%という有利な起債ですので、こちらのほうを活用させていただいてからという形で考えているところでございます。

以上です。

○19番(徳峰一成議員)

まず1点目は、いずれにいたしましても、地元住民はそうであると思うんですが、私もしょっちゅう通る中で、1年間に僅か100m前後を延々として進んでいないと。

財部にしても、大隅にしても、平成25年度以前に既に、どの事業か分かりませんが、一定区間整備しているわけですね。で、26年度以降、合併してから延々として進まないという。

こうした手法とやり方がいいのかどうかということなんですよ。

これは、もう市長のやはり方針というか、姿勢が非常に大事だと思っております。ですから、どうしても、事業を進める気があるんだったら、もっと金額を増やしてやるべきであると。辺地債の適用を絞ってやって、ほかは過疎債でやっていくと。

確かに辺地債は、条件がいいんですけども、そう大きく過疎債等と変わるわけじゃないんですよ。充当率を含めて、もちろん一定はいいんですけども、もっとスピードアップしてやるべきだと。もうこれは、基本的な市長の判断、姿勢にかかっていると思うんです。

そうした点で、やはり今までどおりに、100m前後で対応せざるを得ない方針を

行うのかどうか、この点でございます。

あわせて財政課長に伺いますが、例えば本年度、令和2年度の場合、辺地債が一応何億かけて、そして幾つの路線に、この辺地債を適用しておりますか。そして、そのそれぞれの路線について、2年度は整備の延長区間が何百mであったでしょうか。そう多くないですので、それぞれの区間についての本年度の整備の延長についても答えていただきたいと思っております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今、言われますように、辺地債については、限られた地域でしか事業として取り組むことができません。笠木・かんじん松線につきましては、この間、地元の要望がありまして、ある程度まではできまして、この事業を延長するために辺地債を利用して延ばすところを今計画しておりますけど、言われているように、非常に全部完成するまでは、私も10年ぐらいかかるんじゃないかなというふうに心配しております。引き続き、このことについては、事業費を認めてもらうように努力はしたいというふうに思っております。

また、財部については、辺地債でやる計画で進めているところもありますけど、地元からも相談がありまして、もう延長するより、カーブのところをカットして、そういうやり方でもいいという話もありましたので、そういうやり方も工夫しながら取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、お答えいたします。

今現在、令和2年度ですが、辺地事業債で取り組んでいるのが7路線でございます。起債の関係につきましては、繰越明許費等もございます。そういったものも含めますと、令和2年度では、一応2億円を起債ベースでは考えているところでございます。

事業費については、申し訳ございません。私のほうでは、ちょっと分からないところでございます。

○大隅支所建設水道課長（平原秀人）

それでは、事業費についてお答えいたします。

（何ごとか言う者あり）

○大隅支所建設水道課長（平原秀人）

恒吉についてでありますけども、神牟礼・沖上線は延長して85mとなっております。

須田木線につきましては、延長が55mでございます。

(何ごとか言う者あり)

○大隅支所建設水道課長（平原秀人）

大隅支所の管轄でいきますと、神牟礼・沖上線、それから須田木線、それから笠木・かんじん松線の3路線でございます。

○19番（徳峰一成議員）

だから、それぞれの延長と何mやったのかというのと事業費はそれぞれ幾らかかったかという2つの質問です。

○大隅支所建設水道課長（平原秀人）

ちょっと待ってください。

○議長（土屋健一）

暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時10分

再開 午前10時17分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○大隅支所建設水道課長（平原秀人）

大変申し訳ございませんでした。

まず、市吉辺地の笠木・かんじん松線でございますけれども、事業費が1,729万3,000円、延長が100mでございます。

それから、神牟礼・沖上線、事業費が1,680万5,000円、延長が83mでございます。すみません。

それから、須田木線、事業費が1,564万7,000円、延長が105mでございます。

以上です。

○財部支所建設水道課長（上集基志）

それでは、お答えいたします。

まず、荒川内・八ヶ代線、事業費が1,700万円。

延長が100mです。

続きまして、高塚線、延長が120m、事業費が1,435万4,000円。

桐原・溝ノ口線、延長100m、金額が1,882万円。

続きまして、馬水・高塚線、これは桐原橋になります。延長が30.2m、事業費が7,215万円です。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

今の各課長から答弁がありましたように、延長が、橋を除いて100m前後ということで、ですから10年たっても、まだほとんどがいつ終わるかがめどが立たないという現在の状況だと思うんですよ。

ですから、繰り返しますが、これは元締めの大休寺副市長に質問いたします。

だから、私は今の休憩時間にも同僚議員とお話ししていたんですけども、もっとこの辺地債の適用区間を、今あるのはもうやむを得ないとして、辺地債は今後とも続くでしょうから、やはり絞り込んで、もっとスピードアップ等図って、ほかの路線はほかの過疎債を含めて事業で対応するというのもっと工夫できないものかと思うんですよ。御承知のように、辺地債ですから、この地域は市内でも最も高齢化がすごいといいますか、激しいところでもありますので、このままでは多くが、人が住まない地域、今までもなっているしですし、完成した頃には、さらに人が住まなくなっている地域だと思うんですよね。

そうした点で、最初のこの取っかかりが、やはりこの方法論が教訓化すべき点があったのじゃないかと思うんです。辺地債は繰り返し今後とも大事な、全国にとって、曾於市を含めて、借入債の一つでありますので、もっとこの使い方を絞って、そしてスピードアップを図る立場で対応すべきじゃないかという点からの質問です。大休寺副市長、お願いします。

○副市長（大休寺拓夫）

先ほど、財政課長が申し上げましたとおり、辺地債はすごく充当率と交付税率もいいわけですので、その枠を最大限使っていくというのがもう基本でございます。

ただし、この3地区、3町ございますので、今なら路線同時にしていますが、早くやろうと思えば、1路線を全額、2億ほどかけてやれば、すぐ終わるわけですが、各地域の皆様方がずっと待っていらっしゃいましたので、行政としてはもう100mでも先に進めたいという思いで、今それぞれバランスよくやっているということでございます。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

予算枠は決まっておりますので、どうやるかという話になろうかと思いますが、今やっているところの自治会の方も待っていらっしゃいますから、これはもうこのままいきたいと思えます。

ただ、あと全路線を改修するとか、必要のないところも今ございますので、非常に広い幅員も取ってございます。そういうところについては、先ほど市長が申し上げ

げたとおり、カーブカットとか、そういう全箇所せずに、必要なところをやっていけば、事業費も抑えられますし、延長も延ばすこともできると。今やっているのが、八ヶ代線をそういう方法でやっておりますので、そういうところも研究しながら早く改修をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第2 議案第9号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第10号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第4 議案第11号 曾於市手数料条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、議案第9号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第4、議案第11号、曾於市手数料条例の一部改正についての以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○4番（岩水 豊議員）

議案第9号について伺います。

鹿児島県市町村総合事務組合に退職手当組合負担金として、五位塚市長になってからの毎年の市長退職金分の負担金額は幾らか伺います。また、これについては、本人の自己負担分もあるのか伺います。

他の特別職の退職金の支給額は幾らになるか伺います。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

1点目の県市町村総合事務組合の毎年の負担金額でございますが、平成25年度からというふうに思いますが、市長が8月分からということになります。8月分から8か月分となりますので、これを掛けますと、187万400円を最初の年は負担いたしております。その後、平成26年度から令和2年度まで、今年度までは負担は支払い

は終わっております。7年間で毎年280万5,600円でございます。

2つ目の本人の自己負担分でございますが、本人の自己負担分はないところでございます。

3つ目のほかの特別職の、これは退職金の支給額ということだと思いますが、副市長におきましては、お二方ともでございますが、739万2,000円でございます。

教育長につきましては、今回の任期より3年となっておりますので、3年分ということになるかと思っております。459万7,500円の見込みでございます。

以上でございます。

○4番（岩水 豊議員）

今回、この条例が上がったわけですが、例えば、市長就任時にこの条例を出して可決された場合には、この今言われた負担金は発生しないのかどうか伺います。

それと併せて、今の特別職3名の方は市長が任命されたわけでありますので、市長と歩調を合わせる意味で、それぞれ3人の方にお伺いしたいんですが、退職金を市長と同じように支給を見送りたいというような考えはないか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市長に就任するときに、市民の皆さんたちに、私の場合は退職金を受け取らないということを公約に掲げておりましたので、そのようにしたいというふうに思います。

教育長をはじめ、両副市長については、退職金については、同じようにするという一言も相談をしておりませんので、基本的には条例も出しておりませんので、同じような形での支給になるというふうに思っております。

○総務課長（今村浩次）

市長就任時に可決、この条例を可決した場合に負担が発生しないかどうかということでございます。これにつきましては、県の市町村総合事務組合に、曾於市では県内で鹿児島市を除いて42の市町村が加入をいたしております。

この組合の退職手当負担金条例というのがございまして、この第2条に特別職の退職手当に関する条例の規定の適用を受ける職員の給料の年間総額に1000分の280を乗じて得た額を普通負担金として市町村は負担しなければならないとなっておりますので、これにつきましては、市の条例が、市長就任時に可決されたとしても負担はしなくてはならないということでございます。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○議長（土屋健一）

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時29分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしましたように、両副市長と教育長については、退職金を受け取らないという条例も出しておりませんので、基本的に私が最初答弁していましたが、私については、公約を守るという立場と、そしてそれを実現するために県のほうにお願いをしましたが、県のほうがゼロという数字を入れてもらえませんでしたので、こういう手法を取ったわけでございます。

両副市長、教育長については、もともと退職金については受け取らないということについては、全く言明をしておりませんので、答える必要はないというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

私は、同じ五位塚市長が任命された3役の方ですので、ここの確認をしたいところでありますが、本会議場で答弁を拒否されたということは、受け止めておきます。

そこで、先ほど出ました26年度から280万ほどの市長分の退職手当組合負担金が発生しているということですが、今、市の退職金組合への負担金額が毎年幾らであるか、それと、今現在での不足金はあるかどうか伺います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

市の負担金額でございますが、令和3年度当初予算に計上している分でお答えいたしますけれども、2億7,934万8,000円でございます。これは全職員、それから特別職を含める分でございます。

今現在の残高ということになりますけど、4億4,271万5,779円、これは令和元年度末の決算状況でございます。プラスの4億4,200万円強という数字でございます。

以上でございます。

○議長（土屋健一）

次に、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

岩水議員と質問のダブる点はもうカットいたします。

まず、質問の第1点であります、8年前の市長選挙で、私も五位塚市長当選のために関わった一人として、現物の資料がないんですが、当時は市長の退職金廃止並びに文書によっては市3役の退職金廃止という表現で取り組んだように記憶しております。確かな今現物資料がありませんので。

質問でありますけども、これまで市長の退職金は廃止いたしました。これは率直に評価いたしております。ただ、全体としては、やはり市3役の教育長を含めた退職金の廃止が私は望ましいことだという立場から質問いたしますけれども、これまでお2人の副市長、あるいは旧、現在の教育長を含めて、退職金について市長のほうから、この廃止については全く1回も議論されたことはないのかどうか、この確認でございます。

それから、第2点目は、この市長の退職金についての算定基礎をちょっと説明してください。結果的に千七百何十万円ということではありますが、これは総務課長ですかね、算定基礎を教えてください。

それから、第3点目でございますが、やはり一回一回本日の形で、この条例改正の提案をしなければいけないものかどうか。望むべきは、本来ならば、一応条例制定して、市長が2期、3期やろうと、あるいは市長が交代しても、市長については退職金を、曾於市の場合は恒常的に廃止する、そうした条例はできないものかどうか。そうでないと、全市民から見て、やはり評価なかなかする人も多いでしょうけども、しかし、特に今回の市長選挙が近づく中でのこうしたやり方だと、やはり意見が率直に言って別れる、あるいは別れかねない様子も正直言ってあろうかと思っております。ですから、条例をもう恒常的な条例として、改正することはもう法律上、条例上、もうできないものか。もっと研究すべき課題があるんじゃないかと思うんですが、そのあたりについて、総務課長になろうかと思うんですが、答弁をください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

私が就任をいたしまして、両副市長、当時の教育長について、退職金を受け取らないという形での相談というのは一回もしておりません。

また、今言われる市長の退職金については、公約でありましたので、そのような形で努力をいたしました。県のほうの退職金組合の条例で縛られておりますので、その条例を変えてもらうように努力をしておりますけど、なかなか理解してもらえない状況です。

現在、志布志の現市長も受け取らないという方向で進んでおりまして、両市長からお願いもしたところですけど、残念ながら認めておりませんので、やむを得ない

方法としてこのような形で提案をいたしました。が、条例としては、市長の退職金は4年ごと受け取ることはできるというふうになっておりますので、それを本市の条例で市長が全部ゼロにするということは、私ができることではありませんので、基本的には就任される市長さんがいろいろと考えて提案されることだというふうに思っています。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

まず、1,670万円の積算基礎でございますが、これにつきましては、市町村総合事務組合の特別職の職員の退職手当に関する条例というのがございまして、ここに明記されているところでございます。市長村長にあつては給料月額に、勤続期間1年につき100分の500ですので、1年間に5か月分ということになります。ですので、83万5,000円掛ける100分の500、5掛ける4年ということになりますので、1,670万円という数字になるところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

はい。結果的には20か月を掛けると。4年間で20か月分の給料月額を掛けるというのが分かりやすい表現かと思えます。

もう一つの恒常的な条例はできないかということでございます。曾於市につきましては、先ほど申し上げました県市町村総合事務組合に加入いたしておりますので、これに加入している以上は市の独自の特例的な条例というのは設けられない、設けたとしても不支給にはできないというものでございます。

ですので、さらには通常この退職金の条例でその文言を入れますと、次の市長さんにも影響をいたしてきますので、結果としては、附則において、このように市の条例で給料月額をゼロ、退職する月の月額をゼロ円にする方法しかないところでございます。

極論的なところを申し上げますと、市町村総合事務組合から、もし脱退するのであればそのようなことも可能になるかもしれませんが、やはり、毎年の退職金等の積立て、たくさん退職された場合とか、いろんな場合が出てまいります。途中で退職者もいますので。

そういうことを考えますと、やはりこういう県の市町村総合事務組合で共同処理をしていただいたほうが、もし不足となったとしても賄えるということがございますので、この方法が妥当なのかなと思うところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの課長の答弁は、4年前を含めて、議論と説明があったわけですね。私もしっかりと記憶いたしております。

課長に質問いたしますが、もし答弁ができたらお願いします。答弁ができなかったらよろしいです。

現在、全国の市町村で市長をはじめとした3役を含めて、あるいは市長単独でも、退職金を受け取らないといいますか、廃止している形の市町村はどれだけあるのか。

その中で、恒常的な条例を作成しているのが幾つあるのかというのを報告していただきたいと思っております。

やはり、全市民に納得してもらうためには、市長選挙でお互い争ったとしても関係なく、やはり恒常的なやり方が望ましいと思うんです。選挙直前にこうした廃止やるというのは、私は率直に評価する立場でありますけども、そうとも言えない、いろんな考え方があるでしょうから、その点で全国の事例を報告してください。

いずれにいたしましても、これはもう市長答弁を含めて聞く限り、ちょっと今後の時間的な流れの中で対応しなければいけないという点は分かりました。よろしく願いいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

平成18年からの市の名前は持っておりますけれども、それはその当時は、そのようにその市長さん、あるいは町長さんがされておりましたが、今はされていないかもしれませんが、平成18年以降にそれを実施した、把握できた団体につきましては17あるところでございます。これは、一番直近では、2020年、昨年の茨城県つくば市もネット等でありましたけれども、があるところでございます。

例えば、山形県知事につきましても、昨日のちょっとネットで見たとところでございますが、4期目に入りまして、3期目までは就任直後に条例改正をしていらっしゃいましたけれども、今回はまだしていないということでございます。

県を含めまして、17団体というふうにしております。

その中で、恒常的な、恒久的な条例をしているところは、私のほうでは把握した中ではないというふう考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

課長答弁では、恒常的なはないということで、先ほど申し上げたように、やはり時間的なこの流れの中で、この点は考えていかなければならないということは分かりました。

市長でも担当課長でもいいんですが、3回目でありますけども、この条例改正というのは、ただいまの課長の答弁の一部にはありましたけれども、就任直後の条例改正でもできるもんかどうかです。そうであつたらやはり、できないんだつたらやむを得ないんですけど、できるんだつたら基本的には就任直後に議会に提案すべき点ではないでしょうか。やはり、市長選の直前になってやるというのは、いずれにいたしましても、客観的公平に見て、いかななものかという点もありますので、この点の確認をしてください。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

先ほど山形県の例をいたしましたけれども、その条例改正は就任直後でもできないことはない、できるというふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋健一）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第12号 曾於市国民健康保険給付支払準備基金設置条例の一部改正について

日程第6 議案第13号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について

日程第7 議案第14号 曾於市介護保険条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第5、議案第12号、曾於市国民健康保険給付支払準備基金設置条例の一部改正についてから日程第7、議案第14号、曾於市介護保険条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表の

とおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第15号 曾於市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止について

日程第9 議案第16号 曾於市道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第10 議案第17号 曾於市都市公園条例の一部改正について

日程第11 議案第18号 曾於市営住宅条例の一部改正について

日程第12 議案第19号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第8、議案第15号、曾於市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止についてから日程第12、議案第19号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正についてまでの以上5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まずは議案の16号について質問をいたします。

道路の占用料徴収条例の一部改正についてでございます。

質問の第1点でありますけれども、この条例は文案を見る限り、曾於市では旧町時代でありますけれども、昭和27年と大分長い歴史があるようでございます。

まず、質問の第1点は、改正の内容と改正額の基準です。改正する以上は、もちろん、そのよりどころとなる根拠、基準があろうかと思っておりますが、基準について答えていただきたいと考えております。

あわせて、これは令和3年度でよろしいんですけども、令和3年度、つまり改正後の1年間のこの条例に基づく収入見込額は幾らが考えられ、予算計上がされているのかどうか質問でございます。

次に、議案の17号の都市公園条例の一部改正についてでございます。

これは、担当課長、「なるかみ」と呼んでいいんですかね。「なるがみ」、場所は分かっているんですよ。

この鳴神公園は、これまではどこの所有で、どこが管理していたのか、これが質問の第1点でございます。

第2点目は、これまで鳴神を除いて、都市公園は幾つあり、管理されているのか。で、建設課が全て管理しているのか。そして、日常的な管理体制については一律であるのか。都市公園によって若干、日常的な管理の方法、典型なのがトイレ等の掃除でありますけれども、管理についてはどのような管理形態が行われているのかでございます。

次に、議案の18号、市営住宅条例の一部改正でございます。

これは、旧桜ヶ丘住宅の建て替えに伴う今回の条例改正でございます。

質問の第1点でございますが、まず、言葉の文言「ビューテラス」。ビューテラスの名称を今回つけた、いろいろ経過があらうかと思えます。経緯について説明してください。横文字の市営住宅というのは、曾於市で初めてだと受け止めておりますが、いずれにいたしましても経緯について説明してください。

質問の2点目は、38戸が一応入居予定となっておりますけれども、この38戸の入居予定者について説明をしてください。

なぜかといいますと、これまでも議会論議の中で、建設過程の中で、これまで入居されていた方は、当然のことながら、優先して入居ができるという市長答弁等がありました。ですから、この38戸の中で、これまで入居されていた方が何戸が、この今回のビューテラスに入居される予定であり、ほかに何戸が新たにこの市民等から入居予定しているのか、その内訳等を含めて説明してください。

それから3点目、関連いたしまして、これもこれまで議会で論議されて、改正等が行われておりますが、この家賃の軽減措置、入居予定者につきましては、全体がこれまで答弁でありますように、低年金の方々も多く含まれており、一定の期間を設けて、軽減措置が家賃については取られておりますが、これについても改めて説明をしてください。

さらに、38戸全部入居されたとして、1年間の令和3年度の家賃収入が大体どれぐらいになるか。当然、試算がされていると思えますので、答えていただきたいと考えております。

それから、それぞれのこの38戸については、床面積が当然広い部屋とそうでない部屋がありますけれども、床面積はそれぞれ何部屋で何㎡であるのか。

最後に、このビューテラス桜ヶ丘を建設するに当たりまして、総事業費はどれだけかかったのか。約10億円とあると思うんですけれども、この解体費を含めて、どれだけかかったのか、併せてその財源内訳は、どういった財源内訳で事業費はかかったのかも説明してください。

以上です。

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。

まず、議案第16号の曾於市道路占用料徴収条例についての説明をいたします。これについては、道路法施行令及び鹿児島県道路占用料徴収条例において改正されたために、それに伴う改正であります。

これについては、令和2年度1,036万8,000円を予算計上しておりましたが、令和3年度におきましては952万円を予算化をする予定でございます。約8%の減ということになります。

それから、議案第17号の曾於市都市公園条例の一部改正についてでございます。

これについては、大隅町鳴神町の公園でございますが、これまでにつきましては、大隅支所の建設水道課が伐採等の管理をしておりましたが、今回、整備をいたしまして、これからについても……

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

曾於市の所有でございます。

それにつきましては、今後につきましても、草刈り等の芝刈り、それから維持管理につきましても、大隅支所の建設水道課のほうで維持管理していくこととなります。

また、この都市公園についてでございますが、現在、市内に20か所の公園がありますが、今回の鳴神公園を含めまして、21か所の公園になるところでございます。

また、管理体系については先ほど申しましたが、維持管理については、大隅支所の建設水道課の管理といたしまして、シルバー人材センターへの委託を予定しているところでございます。

それから、議案第18号の曾於市住宅条例の一部改正についてお答えいたします。

これについては、ビューテラス桜ヶ丘の名称についてでございますが、この名称については、眺めのよい丘に建つ桜ヶ丘ということで、そういう名称をいろいろな人に協議をしながら決めたところでございます。

この住宅の管理戸数については、38戸でございますが、現在、そのうち19戸について、以前桜ヶ丘団地に住まれた方が、ほかの市営住宅に仮住まいされていた人たちが帰ってこられる、その方が19名ということでございます。

それから、ほかに2名の方が、大隅支所管内のほかの市営住宅等から政策空家等をお願いしている、そういう関係者から2名の入居があるところでございます。

そのほかの17名につきましては、今後、公募をして入居者を募集するということになります。ただ、この17名につきましても、市内に政策空家等をお願いをしている、その人たちを中心に募集を計画しているところでございます。

それから、家賃についてでございますが、これは以前もお話ししたところでございますが、特例措置というのがございますので、家賃の減額をするということで、5年間の軽減措置を行うところでございます。

それから、家賃収入でございますが、いまだ、先ほど申しましたが、半数の方しか入居は決定しておりませんので、なかなか試算には難しいところでございますし、家賃の軽減措置等もございますので、難しいところではございますが……

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（新澤津順郎）

38戸の方が全部入居していただくということで仮定しますと、743万5,000円程度の家賃収入を予想しているところでございます。

それから、この団地住宅の床面積等でございますが、1DK14戸でございますが35㎡、それから2DK20戸で50.7㎡、3DK4戸でございますが60.5㎡ということになります。

それから、総事業費、予算化してあるのが10億1,750万円ということでございます。

現在、精算の段階でありますので、額は今流動的ではございますが、今後確定するということになります。

そのうち、国からの交付金につきましては、対象額等勘案しまして、3億9,426万4,000円を計画しているところでございます。

またそのほかに、起債でございますが、公営住宅建設事業債ということで、6億2,320万円をしているところでございます。これについては、充当額100%であります。交付税措置がないという起債でございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案の16号の道路占用料の徴収条例、課長申し訳ないですけど、もう一回答弁してください。

今回の条例改正で8%の減になるということでもありますよね。増じゃなくてです。ですから、令和2年度と3年度は92万5,000円ということでもあります。改めてどれだけの額によるのか。

その理由は、県の条例の改正に伴う本市の条例の改正ということで間違いありませんね。受け止めておきます。

次に、議案の17号の都市公園条例の一部改正でございます。

課長答弁では、これまで都市公園が20か所ありまして、今回を含めて21か所になるということでありまして、一応建設課が支所含めて管理に当たっているということで、シルバーに委託してあるということでございます。

どこの市町村でも意見があるところでありまして、せつかくの都市公園でありますので、都市でありますので、地域に住む方々が少なからず日常的に利用されている公園だと受け止めておりますが、であるならば、日常的な管理というのが非常に大事でございます。

この鳴神公園につきましても、私が知る限りにおいては、この公園の真ん中に、これは緑葉樹ですか。落葉か、緑葉ですかね。木が一本、象徴的な木が植えてありますよね、課長。これも見る人によって違うでしょうけれども、これが春から夏にかけてはいいんですけども、落葉樹の場合が落ちると周辺の住民がこれを嫌がるという方がどちらかという点が多い点がありますが、いずれにいたしましても、この日常的な管理というのが非常に大事でありますけれども、建設課としては、トイレを含めて、シルバーにどのようなサイクルで小まめな、日常的な管理を運営しているのかの質問でございます。これ以外にございません。

ともかく、管理が徹底しておれば、地域住民から喜ばれると思いますので、その点で、大事なことでありますので、答えていただきたいと考えております。せつかくの公園でありますので。

次に、ビューテラスについて確認を含めて質問いたします。

課長答弁ですと、以前の入居者が19戸、政策空家からの入居者が2名、そして残りの17名についても、公募を基本とするけれども、政策空家の方々も入ってこれるということございました。間違いなければ、もう答弁よろしいです。

そして、軽減措置が5年間ありまして、家賃収入につきましては、743万円ということでございます。この方向で、一応理解いたしますが、いずれにいたしましても、総事業費が10億1,750万円、この中で地方債、起債が6億2,320万円、充当は100%あるといたしますけど、課長答弁にありますように交付税がないと。交付税措置がないということなんですね。だから、持ち出しにならざるを得ないと。一般財源を含めて約6億円。

で、市長に質問でありますけれども、率直に言ってこのビューテラスはお金が非常に多かった事業ではないでしょうか。確かに、解体費用が伴ったといたしましても、38戸前提として考えた場合に、これは大変な金額であります。

今後、この手法でもって、ほかの旧末吉町内でも既に市のほうから案内の文書が届いておりますけれども、これまで、古くなった住宅については。

こういった手法と方法で今後は市営住宅の建て替えについては、議論がされ、対応しようとしているのかどうか。総合振興計画にもまだ入っておりませんので、この点で答えていただきたいと考えております。

このビューテラス桜ヶ丘については、いろんな意味で私は教訓点が詰まっている事業だと考えられ、その点からの質問であります。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回、新しい建物が完成をいたしました。ビューテラス桜ヶ丘ということで、これはアンケートによって決定をいたしました。

P F I 事業の初めてのやり方でありましたけど、全体としては、当初の計画額と約2億円ぐらい減額になったのではないかなと思っております。

今後については、どのようなやり方がいいかというのは、またいろいろと検討はしてみたいというふうに思います。特に末吉の場合は、ある程度の木造の木づくり事業もいいのではないかなと思っておりますので、引き続き努力をしてまいりたいと思います。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

まず、道路占用料徴収条例についてでございますが、これについては、先ほど申しましたように、道路法施行令、それから県の道路占用料徴収条例に基づいてということでございます。

これについては、曾於市におきましては、平成28年からということ、平成27年だったですか、申し訳ありませんが、始まった年が徴収条例を設定した年、それからその徴収を始めた年が遅かったということで、県とかほかの市町村においては、もう既にこの改正は行っている状況でございます。

曾於市については、先ほども言いましたように、この開始年度も遅かったということで、県内の中で一番最後にこの減額の改正をするということでございます。これについては、九州電力、N T Tとの協議を重ねながら、最後のお願いをしたという経緯があるところでございます。

それから……

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

令和2年度につきましては、建設課の課内の予算ということになりますが、1,036万8,000円、令和3年度につきましては84万8,000円減の952万円ということ予想しているところでございます。

それから、都市公園条例の一部改正についてでございますが、この管理についてということでございます。

現在、この施設については、芝生広場、それから駐車場、フェンス、ベンチ等が設置されているわけでございますが、先ほど、議員のほうから言われました樹木については、社会教育課文化財係と協議をしながら維持管理をしていくということになります。

現在、まだ便所、それからあずまや等の整備はまだされていないという状況でございます。地元と協議をしながら、またこの公園の利用状況を見ながら、次の整備を検討していく、考えていくということでございます。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（新澤津順郎）

この公園につきましては、これからということになりますが、芝の管理、それから伐採等については、年に3回とか4回の計画をするということでございます。

(何ごとか言う者あり)

○建設課長（新澤津順郎）

先ほど申し上げましたが、便所、あずまや等については、まだ設置がされていないと、整備されていないという状況でございます。

それから、先ほど市営住宅条例の一部改正の中で、答弁の中で、建設事業費の中で公営住宅債を6億2,320万円と申しましたが、今回、補正で5億3,040万円に補正をお願いするところでございます。訂正して、おわびいたします。

○19番（徳峰一成議員）

途中で課長に口を挟むのも失礼であります。同じ質問で、議案の17号です。鳴神公園はトイレはまだこれからですよ。私も関心があって行っているんです。

課長が答弁でありましたように、ちょっと歴史的なのが残っておりまして、社会教育課のほうで、やはりそれについて表示もしてありますよね。ですから、私も非常に関心を持っているんです。

確認でありますけど、繰り返しますが、都市公園というのは日常的な管理が、特にトイレは必要なことでありまして、既存のこのトイレ等については、都市公園については、週に何回の割合で、このシルバーのほうで見回りをしているのでしょうか。この一点だけ確認です。

特にトイレの管理、これが非常に大事だと言えますので。

あと、このビューテラス桜ヶ丘、10億1,750万円の中で、起債対象が5億3,040万円、課長そうですね。残りが一般財源、いずれにいたしましても、交付税対象となっていなかったら、約6億円相当額がこの一般財源で対応するようなものでありま

す。

ですから、この点でこれを中心とした、特に、副市長の中では、大休寺副市長になりますよね。これは、議会を含めていろいろ議論をした経過があります。歳出費は、いわゆるPFI事業ということで、東京からも専門家来られて、私たち議員も講習を、研修を受けた経過がありますけれども、基本的にはこのPFI事業が当初の崩れて、今回のこの建設に至った経過があります。

今後のありようとして、特に末吉町を含めて、古くなった住宅がいっぱいありまして、市としてはこれまでも新たな入居者は募らないということで、近い将来のこの建て替えに伴っての案内がされておりますけれども、今後のこの市営住宅の建て替え等については、基本的にはこういった事業等、手法でもって対応していくという考えなのかどうか。

総合振興計画に入っていないけれども、一定の議論はこのビューテラスを踏まえて、していくべきだという点でございます。この一点だけ、最後に副市長の考え方を聞かせてください。

○副市長（大休寺拓夫）

今回、ビューテラスにつきましては、曾於市始まって以来のPFI事業第1号でございました。

結論から言いますと、削減効果はあったところです。先ほど市長が申し上げましたとおりに、大体2億円程度の削減が見込めたと。

一番の理由は、国庫補助金、社会基盤整備交付金のほうが、通常ですと30%なんですけど、50%満額来ましたので、その分が1億5,800万円ほどの削減と。

もう一つは、PFIということで、公共単価を使わずに、事業者独自で設計をして提案をすると。そこで削減を図られるんですが、曾於市の場合は、1者ということで、競争性が少しなくなったと。これが一番の課題だと思っております。

今後、いろんな住宅に限らず、学校施設とか、いろんな建物がございしますが、全国の例を見ましても、PFI方式は非常に低額でなっております。いろんな自治体によっては、PFIがもう主流でやっているところもございしますので、我々としましても、ほかの業者が参入しやすいようなPFIの方式をやはり考えていくべきじゃないかなと思っておりますので、今後はより研究をしながら、PFIにするか、直営にするか、そこあたりはまた検討をして、我々も研修しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

都市公園の管理についてでございますが、これについては、ほかの都市公園については、シルバー人材センターのほうに週2回から3回のトイレ等の見回り、それから清掃等をお願いしているところでございます。また、担当職員についても、週1回程度の見回りを実施しているところでございます。

それから、市営住宅の一般財源分、市負担分の負担についてでございますが、これについては、一般的には家賃収入でその一般財源をカバーしていくということになります。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案5件は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第23号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第13号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第13、議案第23号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第13号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず、岩水豊議員の発言を許可します。

○4番（岩水 豊議員）

一般会計補正予算（第13号）の予算に関する説明書の中で、繰入金の減額14億3,900万円ほどあります。このような額の減額というのは、近年まれに見ない、大きな額になっております。一般的に考えれば、繰入金の減額ということであれば、歳出のほうが同じく減額されたと考えます。内訳を説明を求めます。

次からは予算委員会説明資料によって質疑いたしますが、ページ13の企画課分、財産収入、不動産売却収入が0円になっております。令和2年度の施政方針に掲げている事業成果との検証について、どのように考えるか伺います。

次に、140ページ、企画課分のにぎわい「そお生」事業曾於市古民家再生活用モデル提案事業の減額の内容について説明を求めます。

次に、146ページの企画課分の宅地分譲地の公有財産購入費分譲費の減額について、これは財部の分譲地の購入かと思っておりますが、分譲地の買収は全てこれで

終了したその残金かどうか伺います。

次に、154ページの経済対策配布型商品券事業の商品券交付金の1,959万円の減額についてですが、事業が大まかにこれだけ減った内容について説明を求めます。

次に、175ページの税務課、徴税費の市税等徴収嘱託員の減について、これを見ると1年間不在だと考えられますが、この辺についての当初予算との兼ね合いでの説明を求めます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今議員から質問のありました、繰入金14億3,940万2,000円の減額の内訳についてということでございます。

先ほど議員からありましたとおり、今回、大きな歳出の減があったところでございます。今回の補正予算につきましては、実績見込みに伴う減額予算が主であったところでございますが、その減額が大きかったものについて、説明をさせていただきます。

歳出の減額の中で、3,000万円以上の減額があった事業を説明させていただきますと、まず、企画課の特別定額給付金事業が5,163万4,000円、同じく企画課の企業誘致・起業創業促進対策費が3,320万8,000円、それから耕地課の農地耕作条件の改善事業が4,610万円、同じく耕地課の現年発生農地・農業用施設災害復旧費が5億1,832万7,000円、それから保健課の老人福祉費の前期後期高齢者医療事業が3,964万8,000円、畜産課の畜産クラスター事業が4,575万7,000円、建設課の市道整備事業の過疎対策事業が3,467万円、社会教育課の末吉総合体育館の施設整備事業が4,959万8,000円の減となり、このような減があったことから、歳出のほうが減になり、それに伴いまして、今回の繰入金のほうも繰戻しという形で減になったところでございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

それでは、私のほうから、御質問のありました件でございます。

説明資料の13ページ、不動産売払収入についてですが、当初予算で大隅坂元地区2区画と大隅南地区の3区画の売払を見込んでいたところですが、いずれも販売実績がございませんでした。よって、収入のほう0円と補正減額させていただくところでございます。

また、施政方針についても、地域の協力を得ながら販売推進したいということ掲げておりましたが、実績につながりませんでした。

また、広告等も昨年の11月以降、坂元地区、南地区、双方広告やチラシ等を打ったところでございましたが、なかなか実績に結びつかないところでございました。

次に、140ページのにぎわい「そお生」古民家再生活用モデル事業についてですが、こちらにつきましては、補助金を500万円減額させていただいておりますが、昨年の6月にモデル募集を実施いたしまして、1者申込みがございましたが、その後、辞退されたところでございます。次に11月、再度実施しましたところ、別件の提案がありましたが、こちらについても申請の取下げをされたところでございます。よって、今回1月以降に再度事業者を決定する日程が確保できなかったために、今年度分の補助金については、全額減額補正させていただいたところでございます。

次に、146ページの宅地分譲についてでございますが、先ほど御質問ありましたとおり、財部地区の分譲地でございます。

6月議会にも財産取得で提案をさせていただいた件でございますが、こちらについては、今回の件で全て購入したところでございまして、不用額を全て減額補正するものでございます。

次に、154ページの商品券についてですが、こちらにつきましては、当初予算で約3万5,500人の対象者を見込んで予算計上させていただいております。実際、事業を開始いたしまして、対象者が3万4,004名で確定したところでございます。よって、不用額を補正したところでございます。

企画課分は、以上です。

○税務課長（山中竜也）

それでは、175ページ、徴税费、市税等徴収嘱託員の減についてお答えいたします。

市税等徴収嘱託員につきましては、市税等の納税勧奨や徴収の業務をお願いする会計年度任用職員ですが、業務の内容が特殊なことから、求人については市役所の退職者に声かけしているところでございます。対象者が見つからず、今年度不在となったため、減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

まず、繰入金の減で私がお伺いしたいのは、その今、説明いただいた中のこの減額に至った経緯をお伺いしたいところで、これが減というのじゃなくて、なぜこの例えば、クラスターが減になったのかとか、そういうことを含めてお伺いしたいところです。

それと、財産収入については、昨年の施政方針でも出ておりましたが、そのときでも柳迫の平成30年にあった分については成果があったと書いてありますが、ということは、分譲地については、人口増対策との兼ね合いで考えれば、成果がなかったというふうに捉えていいですかね。それについて伺います。

それと、曾於市古民家再生活用モデル事業の減額についてであります。要綱でいつも出てくるので、どうも我々議会としても気づかない部分があったりしておりますが、昨年、財産取得についても、寄附採納のあった分についても、明確にする必要、それと必要性、不要な財産取得という面に兼ね合わせて考えると、この計画している吉井画伯の跡地だったと思うんですが、改装して使うだけの状況にある建物かどうか。で、これの計画自体が再生価値の出る事業、提案事業自体にちょっと無理があったんじゃないかと、それをお伺いしたい。

それと、宅地分譲事業については、当初計画していた面積の購入が全て済んだのか。全て、当初計画していたとおりの、我々議会に示されたとおりの土地が購入できて、その不用額だったのか。それであれば、そのこれだけの額の不用額が出るということであれば、当初の予算組みの中でも、予算を立てたときの算出根拠と、予算を計上したときの根拠と比べて大きく食い違う部分について、説明を求めます。

また、商品券事業についても、これだけの額になるということであれば、実態把握がどうもそのほかのこういう配布型の支援については、実態把握が正確なのかどうか。これをお伺いします。

税務課の市税等徴収嘱託員についてであります。予算化して計画すべきことであれば、これが1年間不在というのは、重大な問題ではないかと思っております。各課でのその努力はされたとは思いますが、1年間もこれが続くということは、税の徴収に関する認識について、どのような考えの中で、1年間も不在ということが続いたのか、その辺の経緯、そして市長についても、この重大な徴収業務に関しては、欠落と考えられますが、その辺の認識を含めて、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

財産収入、不動産売払収入につきましては、あまり成果が上がっておりませんでしたので、申し訳ないなと思っております。

大隅南校区につきましては、今1戸買われまして、建物が今建設中であります。あそこの南校区の人たちから、農家住宅を造るにも、場所がないということで、そういう要望がありまして進めてまいりましたが、今後は、また買ってもらえる方が増えてくるのではないかなというふうに期待をしております。

大隅の坂元地区については、まだ残念ながら契約はできておりませんが、今後地域の方々といろんな今取組、話し合いをしておりますので、今後また地元の協力をもらいながら進めていきたいというふうに思います。

あと、にぎわい「そお生」事業の古民家再生の問題であります。吉井三郎先生の住宅を市に寄附を頂きました。壊すには本当にもったいない建物でありまして、希少価値のあるものでありましたので、このような形で市で頂いて、古民家再生事

業をやりたいということで提案をいたしました。

何組か、ある程度まで来たんですけど、どうしても工事をするための費用はちょっと見積りが最終的に決まらないということと、事業計画が途中で変わったりしまして、2件ともちょっと合意には至りませんでした。

今回はどうしても時間的余裕がないために、予算上はもう一旦落としたほうがいいだろうということでいたしました。令和3年度事業の当初予算で引き続き、またこれについては進めていきたいというふうに思います。

あとのことについては、担当課長のほうから答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほどありました繰入金の関係で、事業費が減になった理由という形でございました。

先ほど申しました大きなものの中で、企画課の特別定額給付金事業でございしますが、これは実績に伴う確定の数字に伴う減額でございました。

それから、同じく企画課の企業誘致・起業創業促進対策費ですが、これにつきましては、工場設置補助金を予算化しておりましたが、これにつきまして、予算の額よりも実績が少なかったということで、今回落としているところでございます。

それから、耕地課の農地耕作条件改善事業でございしますが、これは当初、令和2年度で予算計上を行っていたんですけども、県のほうからの割当てが令和3年度になりまして、このために令和3年度に工事を組み替えたために、今回減額になったところでございます。

また同じく、耕地課の現年発生農地・農業用施設の災害復旧工事費ですが、これにつきましては、末吉の頭首工の工事、3億円ほどでございましたが、これを令和3年度に組替えをした形でございます。それと、応急災害等の実績等に伴う減額、また、工事費の減額という形になっているところでございます。

それと、保健課の老人福祉費の前期後期高齢者医療事業税でございしますが、これは県からの確定の通知に伴う減額という形でございます。

それから、畜産課の畜産クラスター事業でございしますが、これは辞退者が出まして、トンネル事業でございしますが、この分を受入れをしなかった関係で、歳出のほうも落としたんですけども、そういった形で減額になったところでございます。

それから、末吉の総合体育館の施設整備事業でございしますが、これにつきましては、入札の実績に伴う減という形でございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

それでは、宅地分譲についてですけれども、まず、当初計画どおりの面積かとい

うことでしたが、取得内容につきましては、当初の計画どおりでございます。

また、予算の根拠についてでございますが、当初予算を提案させていただいたときには、農地の取得金額を3,000円で計上しておりました。平米当たり3,000円でございます。実際に取得する際には、相手方がいらっしゃいますので、交渉するためには幾らか余裕を持った予算計上が必要だということで3,000円を計上しておりました。その後、実際の交渉価格を決定する際に、不動産価格評定委員会において、交渉価格を決定いたしますが、その際に2,000円から2,200円程度幅を持たせた交渉価格で交渉したところですが、実際に購入できました金額は一番2,000円という割安な金額で、交渉させていただきましたので、その差額が今回の減額の理由でございます。

次に、商品券事業でございますが、こちらもその根拠が甘かったのではないかとことごとくございましたが、実は、引換券基準日対象者というものがございまして、基準日に3万5,096人の対象者がいらっしゃいました。実際に先ほど実績で申し上げました3万4,004人でございますが、100%でございませんで、96.9%、いわゆる引換券を引き換えられなかった方もいらっしゃいます。よって、こちらとしては、予算計上を最大値で予算計上をしておりましたので、こういった減額になってしまったところでございます。

以上でございます。

○税務課長（山中竜也）

それでは、徴収嘱託員のほうの1年間の不在の経緯について回答いたします。

一応、今年度からですけれども、徴収嘱託員は2名体制で令和元年度までお願いしていたところですが、先ほどの理由によりまして、なかなか見つからないというところで、今年度につきましては1名に減らして、代わりに電話催告の業務を委託をしまして、約500件を抽出し、休日に電話による催告を実施し、納税勧奨を行っているところでございます。

今後この実績のほうを分析をしまして、効果が高いようであれば、電話催告へ移行をしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

財政課長にお伺いしますが、先ほどクラスターはトンネル事業ということでしたが、ということは、これは県の支出金等の減という説明になるわけじゃないですかね。

それと、税務課について、お伺いしますが、徴収嘱託員が配置できなかったとい

うことであれば、この1年間、この嘱託員に代わる体制というのを職員で取られたのかどうか。徴収業務をそれなりに進めていったのか、それについてお伺いします。

○財政課長（上鶴明人）

先ほど申しましたクラスター事業の関係でございますが、これにつきましては県支出金でございます。これは、県支出金をそのまま受入れをしまして、それを個人の方に申請者の方のほうに補助として出す事業でございます。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

私が申しましたのは、繰入金なぜこれだけ減額になったのかという形で、その中では大きな事業としてこういったものが事業として減額がありましたということで、当初申しましたとおり、3,000万円以上の減額の大きい事業としては、こういったものがありましたという形で、その中で述べさせていただいたところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

はい。その予算そのものという形で意味合いとして捉えました。申し訳ございません。

○税務課長（山中竜也）

それでは、この徴収嘱託員に代わる業務を行ったのかということですが、今年度につきましては、催告書の発送を例年より1回増やして行っております。また、その催告書の中に、納付書を同封して、より収納率が上がるような対応を取ったところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

次に、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○8番（今鶴治信議員）

私は3点について質問いたします。

予算書の208ページ、福祉事務所関係の高齢者訪問給食サービス事業について、828万9,000円の減額になっておりますが、例年もこのぐらいの数字なのか、特に理由が何かあったのか伺います。

244ページの農林振興課分でございますが、農業公社に関する機械の導入ということで、この事業はポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業ということですが、それで買われた機械装置と、またこの革新プログラム事業というのは、ほかの事業には対象にならなかったのかどうか伺います。

そして、あと264ページです。同じく農林振興課であります。農業次世代人材投資事業の減額の理由について、531万1,000円ほど減額になっておりますが、予定していたのに採択がなかったのかどうかということで、その事由について伺います。以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、208ページの訪問給食サービス事業の主な減額の理由についてお答えしたいと思います。

訪問給食サービス事業の令和3年1月末時点での利用者が延べ人数で言いますと3,853人です。昨年度の同時期が3,950人で、今年度97人減少をしているところでございます。これに伴いまして、食数も減少しております。

この人数が減ったというところが大きな要因でございますが、減少した主な理由としましては、入院や施設入所により配食を停止した高齢者が増加したということで、今回の減額につきましては、実績に伴う減額というところでございます。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、まず244ページのポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業の内容についてということでございます。これにつきましては、県の地方創生臨時交付金事業ということで、ポストコロナに対応した生産・販売体制の構築推進のための事業でございます。

今回の補正予算につきましては、曾於市農業公社で導入いたします機械運搬車両1台分でございます。それに係るソフト事業も含まれますけれども、事業費が970万1,979円ということで、その5分の4の補助ということで、754万7,000円を計上するものでございます。

そのほかにはなかったのかということでございますが、一応畑かんセンターのほうで取りまとめをされておられまして、曾於市といたしましては、この事業と、あと直採と言いまして、市の予算を通らないということになります。七村地区の営農を考える会というところが申請を出されて採択を受けているところでございます。

続きまして、農業次世代人材投資事業264ページについてでございます。

当初予算では、6名を見込んでいたところでございまして、継続の方が2名おられます。そのほか、4名という形で見込んでおったわけですが、それぞれ審査に通らなかった方、あるいは市の事業へ、国ではなくて市のほうへ申請をされた方等がありまして、結果的に継続の2名分と令和2年度給付開始分1名という形の実績で終わったところでございます。

以上でございます。

○8番（今鶴治信議員）

訪問給食サービス事業であります。入院、施設入所による実績による減ということで、高齢者数は年々65歳以上としますと増えてきているわけですが、私が委員会に文教厚生常任委員会に所属しているときは、非常に訪問給食が増えてきているということで、高齢者が増えて、こういうサービス事業があつて非常に自分で食事をつくれない方に対して、見守りも含めていい事業だということでありましたが、結果として減ってきているということで、利用者のピークはもう年齢構成からして、ピークは過ぎて、今後減っていく予定であるかどうか伺います。

それと、農業公社の運搬車両を買われたということで、これはトラクター等そういう農機具などを広範囲の作業受委託ということで、運搬のために使われると思えますけど、その4トン車とか、そういうその車両の内容が分かれば、お伺いします。

あともう一つは、県の事業ということで、畑かんセンターの勧めということで、七村の営農を考える会というのも採択されたとありましたけれども、その会の運営に対する予算なのか、まだここに見えていませんので、どのぐらいの予算、またどういう事業内容か伺います。

それと、この農業次世代人材投資事業であります。非常に私も指導農業士として農大生等を受け入れています。この準備方ということで、一旦社会に出られた方が、ぜひ農業を目指したいということで、農大の2年のそういう研修期間も含めて150万円頂くとということで、使い勝手のいい、非常に農業を始める方々にはいい事業でありましたが、事業としてはなくなっていないということですが、最近非常にこの採択が厳しくなっているんじゃないかと思いますが、その中で、内容に書いてあります人・農地プランに位置づけられる人という、この非常に高いハードルがありますが、それがちょっと一般質問的になるかしらんけど、こういう初めて農業を始められる方が、人・農地プランに位置づけられるような人になるための曾於市でもそういう位置づけを前もって準備して、そういう申請された方をぜひそういうのに登録できるように努力をしないと、絵に描いた餅でこの事業を採択できないんじゃないかと思いますが、その辺の対策を今度当初予算も来ていますので、そこも含めて、市の対策について伺います。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

今後、人口につきましては、減少にあると思いますが、高齢者の65歳以上の比率につきましては、構成比は伸びていくんじゃないかというふうに思っております。

この高齢者訪問給食サービスにつきましては、高齢者の生活の維持、地域との交

流、安否確認ということで、大変喜んでいただいている事業ですので、今後も力を入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、まず農業公社の運搬車につきましてですが、これは4トンのユニックキャリアでございます。

今、進めております飼料用の収穫機械の購入を見据えまして、その運搬車両という形で、今考えてきているところでございます。

それから、七村地区でございます。七村地区につきましては、導入をされるのが、農業機械の導入、いわゆるスマート農業に向けた機械の導入ということで、自動操舵システムトラクター、アーム式のハンマーナイフモアという形で計画が挙げられているところでございまして、これにつきましては、総事業費が1,718万6,180円ということになっているところでございます。

それから、農業次世代の中の人・農地プランというところでございます。

確かに、その人・農地プランということで、その地域でのその人が、いわゆるどういう立場で農業を展開していくのかということ、そのプランを立てなければなりません。

そのためには、やはり地元の方であれば、理解が多く得られるわけですが、新たに参入された方、特に、転入されて新規にされる方については、その地域の理解というのが非常に重要になるのかなというふうに思います。

私どももその書類作成の中で、非常にそこは苦慮するところですが、この部分をその方がしっかりと持ったプランでやっていくんですよということで、その地域の方々にも理解を得ながらつくっていかねばならないというふうに思っております。

これについては、我々もまだ今からもう少し勉強しながら取り組んでいかなければならないだろうというふうに考えております。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

大体分かりましたけど、特に最後の農業次世代人材投資事業です。本当、市のほうでも一生懸命取り組んでいただいているんですけど、最後に国のこの人・農地プランに位置づけられる方という条件が、非常に高いハードルになっていると思います。その中で、地域的にもいろんな優良農地の荒廃されているところなんかもありますので、そういうところの農地を維持管理する考えがある方をこの人・農地プランに、特に、転入者、新規就農者でありますので、初めての人をその地域の中心に据

えるというのは非常に難しいことではありますが、そういう条件に今なっておりますので、ぜひそういう高齢者で、農業担い手の少ない地区にその人を位置づけして、そういう考えがあるかというのも聞きながら、市としてもぜひこの大変なハードルではありますが、この人・農地プランに位置づけられる人を育てていかないと、本当にすばらしい、150万円ずつ5年間最大頂けるという事業でありますので、それに大変ではあると思いますが、取り組んでいただきたいと思います。

もう一回、今年度も当初予算にも上がっておりますので、一般質問でもありましたが、松ノ下議員のところでも、森の学校でそういうふうにして研修された方が新しく転入されてくるときに、この事業を使えると非常に有利に農業に取り組んでいけると思いますので、そこを最大限に努力していただきたいと思います。もう一度その件についての考えがあるかどうかを伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今、議員のおっしゃるとおりでございます。やはり中心的な農業経営体という計画を立てていかなければなりません。ですので、その地域の方々の御理解を得ながら、また、今、農地中間管理事業等もごございます。そういった形の中で、農地の有効利用、集約化、そういったものを進めて、そういった新規の方々がそこに入っていけるようなシステムづくりというのが必要になってくるかと思っております。以上です。

○議長（土屋健一）

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、渡辺利治議員の発言を許可します。

○14番（渡辺利治議員）

令和2年度におけるいろんな事業がございました。

その中におきまして、執行残が幾らかというか多数出ておりますけれども、そのうちの7項目について、この市民生活にまた受益者にとっては、非常に関心のあるものでございますので、今回出されております執行残のことについて伺います。

これまでの市民による、受益者による要望あるいは要求のあったもの全てが終わ

って執行残となった結果の計上であるのか、それとも、中には明許繰りもあるように思われますが、これで明繰りがあった場合、次年度への計画の概要を教えてくださいたいと思います。執行残が全ての要望に終わってございましたら、その回答はもうありませんでよろしいです。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、まず269ページになります。

農林水産業費の中の林道管理費の中の50万円の減額ということですが、これは市内44の路線がございますけれども、その林道の維持補修の原材料費として当初予算で153万8,000円計上しておりました。これにつきましては、現在、執行100万円ほどしておりますが、あとの50万円については執行残という形でございます。

それから、276ページでございます。

143万円の減額ということで、これにつきましては、8月の5号補正のほうで林道の災害復旧費として計上させていただきまして、現時点で25路線、39か所が全て執行済みでございます、1,083万9,713円で。

今後、応急の復旧は済んでおりますが、支払いが68万円ほど残っておりまして、143万円は執行残という形になります。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、耕地課分についてお答えいたします。

③の308ページの農道等維持補修費のトラフ、蓋板等の維持補修用資材の分でございますが、791万6,000円の減額でございます。これにつきましては、積残なしの執行残見込みでございます。

④の310ページの農業農村活性化推進施設等整備事業の測量設計委託料225万2,000円の減額は、大隅南地区の排水路の工法変更によりまして、自前といいますか、職員で測量したことによりまして200万円の皆減と、それから、末吉飛山地区の用水路の執行残25万2,000円の減額でございます。

それから、用水路工事の390万5,000円につきましては、減額につきましては執行残でございます。

続きまして、⑤の311ページの市単独土地改良事業費663万5,000円の減額の主な理由でございますが、大隅の八合原8号線の排水路工事450万円を翌年度へ送ることによる皆減と、それから、財部上村の排水路を災害応急作業のほうで対応しましたので、その関係で、測量設計委託料100万円、用地取得費64万円、それから立木

補償25万円が皆減になったところでございます。

続きまして、⑥317ページの農地耕作条件改善事業の4,610万円の減額でございますけれども、これは県からの事業費の予算割当が令和2年度は測量設計委託料のみで、工事費の分が来ませんでした。工事費は、翌年度送りとなりましたので、その関係の減額でございます。

続きまして、⑦の319ページの災害復旧事業費の減額の主な理由でございますが、これにつきましては、工事請負費の減額が非常に大きな額で4億3,260万円となっております。これにつきましては、末吉の橋のところの大内田頭首工の工事請負費3億円、これが事故繰越を避けるために、翌年度に予算を組み替えることと、それから、国の災害査定に伴う工法変更があったこと、それと、単価組替えなどによりまして減額になっております。それから、崩土倒木除去などの災害復旧作業委託料につきましては7,407万7,000円の減額でございますが、これは執行残見込みでございます。

以上です。

(何ごとか言う者あり)

○耕地課長（小松勇二）

繰越明許につきましては、令和2年災、令和2年に発生した災害につきましては、金額の100万円以下の小さいものは年度内に終わりますが、それ以外については、ほとんどがもう翌年度への繰越しとなる予定でございます。

(何ごとか言う者あり)

○耕地課長（小松勇二）

それではお答えします。

令和2年の災害が118件ございまして、そのうち116件につきましては、もう全て入札済みでございます。あと2件がまだ未発注でございます。そのうちの1件は、先ほど言いました末吉の大内田頭首工の分、それからもう1件が財部の農道の災害でございます。それもまだ発注はいたしておりません。これにつきましては災害査定が、国の災害査定のと看簡易査定というのを受けておりまして、それはまた今から農政局と協議して重要変更することになります。ですので、まだ3月中に、農政局と重要変更の協議を行いますので、それが済みましてから入札という形になりますので、その2件がまだ発注しておりません。流れとしては、そういう形になっております。

以上です。

○14番（渡辺利治議員）

大体仕事を終わりましたという答えですけど、これは普通に市民から要望があつ

た蓋板とか、そういうところの積残しはないと思っていいわけですね。それが1点目。

あと2点目、今から査定に入るといことなんですけど、あの頭首工の辺、あれはもう早速今年、また4月から田んぼの時期になりますよね、そのときに大体の、いつぐらいに始まっていつぐらいが工事完了かというのぐらいは、めどがついてないと、あれができなくても水は全てに行き渡るんですか。それが心配だから尋ねているわけですよ。いつ終わるんじゃないかと、大体でいいんですよ。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

まず、原材料支給のほうからですが、これにつきましては、地元のほうから相談があった分については全て対応できる見込みでございます。

それから、大内田頭首工につきましては、私どもが考えておりますのは、約2年かかるということで、ですので、今回は令和2年度予算から落として令和3年度予算に組み替えたということになります。これにつきましては、水のその確保についてですが、本年度もポンプアップで応急で対応いたしておりますので、仮設の水を補給してポンプを2台設置しまして、用水路のほうに流して対応しております。この経費につきましても、国のほうで災害事業として見てくれるということでしたので、2年間分は、また今後2年間分は、そちらで見ると、経費で見るとということになります。

以上でございます。

○議長（土屋健一）

次に、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

一般会計補正の13号について、ちょっと質問項目が多いですので、漏れのないように答弁してください。

まず、質問の第1点は、今回のこの補正予算をざっと見て、一見して特徴的な一つが13億9,128万5,000円というかつてない大きな補正減額となったことでございます。かつてないというのは、恐らく合併後初めてのことであり、例えば、今年の補正予算でも5億2,000万円の補正減でありますから、昨年と比較しても13億9,000万円、約14億円の減というのは、かつてない大きな補正減額であります。

理由はいろいろありますけれども、もちろん第1は新型コロナの影響であろうかと思っております。もちろん、そのことでプラス面、マイナス面と両面から考えられますけれども、狭い意味で考えますとプラス面としては、財政調整基金への繰戻しが大変大きかったという側面があります。

しかし、大きな立場あるいは今後の曾於市政の市政運営の大きな流れ、特に市民の今後の暮らしやあるいは産業振興という点から見たら、マイナス面がはるかに私は大きいんじゃないかという立場でプラス、マイナス両面からの分析的な考え方を示してください。

2点目、その中で特に1億円以上減額となっている課ですね、各課について減額の理由を説明してください。

3点目、今回の新型コロナの影響で、例えば、金額はともかくとして使用料、手数料等の減収が見られますけれども、この内容について分類して報告してください。

で、第4点目、9ページでありますけれども、1人一律10万円の国の交付金事業によります、臨時交付金事業によります特別定額給付金補助事業についてでございます。

今回補正で5,264万1,000円減額いたしております。ですから、当初の予算の35億5,000万円が35億1,760万円となっております。

質問の第1点でありますけれども、この1人10万円の曾於市民に対する受給の対象者、これは提案時でも若干質疑がありましたけれども、受給対象者は何を基にしての受給対象者であるのか。例えば、市民課サイドの住民基本台帳を基にしたのであるのか、あるいは別な材料を基にしたのか、これが質問の第1点であります。そして全体として、3万何千人が対象となったのかでございます。つまり、対象者の捉え方、考え方についての質問であります。

2点目は、そして対象者を設定いたしまして、そしてその方々に対する連絡方法等についての質問であります。どういった方法や手段で連絡を取ったのか、あるいは結果として連絡は取れなかった方もおられると思います。その経緯を含めて、具体的な数字を含めて報告してください。

で、3点目、連絡が取れた方での受給者、あるいは数は極端に少ないと思いますが、断った人数、またその理由について説明をしてください。

次に、5番目の質問、19ページの普通交付税、普通交付税が6億7,107万5,000円でございます。これは、これまでが既定予算が70億300万円でありましたので、トータルで80億7,407万5,000円となりました。

質問の第1点は、増額となった理由やあるいは要因について説明してください。

2点目、結果として、この6億7,107万5,000円、そしてこれを含めて80億7,407万5,000円というのは、財政当局としては想定内の金額であるのか、あるいは思ったより若干多いなという感じであるのか答弁してください。

3点目は、一方この間、曾於市は毎年600名から700名人口が減少いたしておりますが、当然、この人口減少については、普通交付税の減額という形で若干、この減

額されていると思います。市としてこの毎年の人口減少、本年度2年度の場合、どれだけ減額となったのか、恐らく想定はできると思います。過去数年間を分析的に考えた場合は、想定ができると思えるんですけども、大体どれほどの人口減少が減額となったと考えるかの質問であります。

次に、質問の6点目、21ページから22ページの財政調整基金についてでございます。これも今回の補正予算で金額が非常に大きく、マイナスの13億7,265万2,000円であります。

もう一つは、ふるさと基金の繰入れの9,660万円の減額であります。

具体的な質問の第1点は、特にどの事業が大きな減額となったために、結果的に財調を中心としたこの基金繰入れが今回繰戻しとなったのか、どの事業が特に大きな減額となったのか、大きな事業だけでもいいですので、説明をしてください。

このことに関連して2点目、その大きな減額となったいわば教訓点ですね、教訓点として、私は厳しい言葉であります、元々の予算計上が大ざっぱでなかったのか、周到さに欠けた点はなかったのか、その点を心配いたしております。なぜかと言いますと、本年度に入りまして、一般会計でもこれまで7回のこの財調などからの取崩しを行っております。7回も取崩しを行っております。当初は別にいたしまして、当初の予算は別にいたしましてですね。そして、結果として、新型コロナがあつたにしても、財調一つ考えましても13億7,000万円を超える減額となっております。こういった大ざっぱさはなかったのか、これは今後の財政運営に生かす上でも分析的に、やはり議論すべきじゃないかと思っておりますが、その点での見解を伺いたいと思っております。財政調整基金は、このことで24億3,575万円となりそうでございます。

次に、大きな7点目の質問でございます。20ページから30ページにかけて、これは質問の9とダブりますので、まとめて質問いたします。

市債でございます。市債いわゆる地方債は、今回4億5,930万円減となっております。年度末には、この市債についてはほぼ同額の減がされておまして、昨年度の場合も4億1,000万円の減額であります、この市債の主な減額となった事業等について説明をしてください。

次に、質問の8番目、82ページの中山間ふるさと水と土保全基金、これは減額ではなくて3,000万円の繰入れでございます。これは条例の廃止、先日の提案にもありましたけども、一応基金が廃止による今回の繰入れでございます。説明書によりますと、平成5年に旧3か町、曾於市内の旧3か町が1,000万円ずつ積立てての3,000万円であつて、今回活用目的がないということで、この繰入れを行っております。

質問でございますけれども、この基金については、平成5年以降全く使ったことがないのかの確認でございます。

2点目の質問は、この3,000万円については、一般財源として扱うことが条例上も可能であるかの確認でございます。

以上、2点の確認を含めた質問であります。

次に、10番目の質問は、152ページの特別定額給付金事業の5,163万4,000円の減額でございます。これは35億9,260万円の執行残という捉え方でいいと思っておりますが、この残額の5,264万1,000円は、全額国に返済しなければならないのかでございます。本年度、国から曾於市に1人10万円支給の給付金をはじめとして、35億円を超える大きな臨時交付金が交付されまして、結果的に今回の補正予算で5,163万4,000円、若干一般財源が入っておりますけれども、いずれにいたしましても予算計上は、5,163万4,000円が一応減額となっておりますが、これは本年度内に国に返さなければいけないのか、あるいは新年度以降にこれをつなぐことができるのか、これは全国どこの市町村でも金額はともあれ、同じようなことが起きていると思っておりますけれども、確認を含めた質問でございます。

次に、11番目、157ページの企業誘致・起業創業促進対策費の3,320万8,000円の減額でございます。

これも毎年今の時期に、ある面では残念なことでありますけれども、少なくない金額が減額されております。昨年も同じ質問をいたしましたけれども、こうした3,000万円を超える大きな予算が減額となった理由事由について説明してください。これも今後に教訓として生かす点があるのか、あるいは社会状況を考えた場合に、努力してもいかんせん限界がある上からの今回減額の補正であるのかを含めて答弁してください。

次、12番目、256ページのメセナ住吉交流センターの管理費の1,100万円増額についてでございます。

説明書にも若干説明がありますが、質問の第1点は、本年度利用者はどれだけ減少しているのか。

質問の2点目、その中で、今回予算計上されているのは、宿泊をする方が減少した、そのことでの指定管理料に対する1,100万円のいわば増額でございます。質問でございますけれども、この宿泊者が減った場合に、市が減少分の一定部分を補填することは指定管理の協定書の中で一応うたわれているのか、うたわれていたらその文案を、文面を読んで答弁してください。さらに関連いたしまして、一方、宿泊者が増えた場合の取扱いはこの協定書等の規定ではどうなっているかも併せて答弁してください。

次に、13番目、303ページ、畜産クラスター事業の4,575万7,000円の減額についても説明してください。

次に、14番目、317ページの農地耕作条件改善事業の4,610万円の減額についても説明してください。

次に、15番目、319ページの災害復旧費の5億1,832万7,000円の減額についても特に主な事業内容について、なぜ減額となったのか説明してください。

最後に、341ページの同じく災害復旧費の6,205万2,000円は、これは増額となっております。主な内容について増額の理由を含めて説明してください。これは繰越明許の扱いとされているのかも確認をさせてください。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは今、議員からありました御質問にお答えいたします。

まず今回の13億9,128万5,000円という大きな繰入れの補正減があったところでございます。

この主な事業について、まずお答えいたします。

歳入は別といたしまして、歳出の関係では令和3年度へ組替えによる農地農業用災害復旧工事費、この工事費が4億3,260万円。それから災害応急委託料7,407万7,000円、それから末吉の総合体育館の施設整備工事費これが4,706万8,000円。そのほかで企画課関係で、企業誘致・起業創業促進対策費が3,320万8,000円。それから、そのほかでは保健課の老人福祉の前期後期の高齢者医療費が3,964万8,000円というのが大きなものがございます。

プラス面としましては、先ほど議員からも言われましたとおり、今回の補正に伴いまして、財政調整基金へ多額の繰入金の繰戻しができたというのは大変良かったことかなと考えております。ただ、そのほかにもありましたとおり、コロナの関係で実際、実施しなきゃいけない事業こういったものができなかった部分、そういったものについてはマイナス面であったんではないかと考えているところでございます。

続きまして、1億円以上減額となっている各課の補正減額のその理由についてということで、今回補正予算において、1億円以上減額している課が3つの課があるところでございます。

まず、初めに企画課ですが、総額で1億4,644万円の減額となっており、減額の主なものは、特別定額給付金事業の5,163万4,000円、企業誘致・起業創業促進対策費の3,320万円、これはいずれも実績による減額でございます。

次に、福祉事務所ですが、総額で1億314万4,000円の減額となっており、減額の主なものは、児童手当費2,003万円、児童扶養手当費2,100万8,000円で、いずれも

対象者数の実績による減額でございます。

次に、耕地課ですが、総額で6億972万8,000円の減額となっており、減額の主なものは、先ほども言いましたが、現年発生農地の農業用施設災害復旧費の5億1,832万7,000円でございます。これにつきましては、耕地課長のほうからありましたとおり、末吉地区の大内田地区の頭首工工事費3億円を翌年度へ組替えをしたことが大きな原因となっているところでございます。

続きまして、一般会計の予算の中で歳入全体の中で、新型コロナ等の影響で、使用料、手数料等が減収が見られた点について報告されたいということでございました。

歳入の項目別に申しますと、まず、分担金及び負担金の減収額が327万1,000円で、健康診査の負担金のがん検診料受診者の減が主なものでございます。

次に、使用料及び手数料の減収額が234万3,000円で、施設等の一時閉館に伴う影響により、大隅文化会館の使用料を53万円、末吉総合センターの使用料を62万3,000円、財部の運動施設使用料を33万1,000円と減額しているものが主なものでございます。

次に、諸収入の減収額が476万7,000円で、これにつきましてはメセナ住吉交流センターの指定管理料納付金の一時閉館による入浴者数の減の影響により350万円、それから生涯学習大会の中止により入学金107万円を減額するものが主なものでございました。

続きまして、普通交付税の6億7,107万5,000円についてでございます。

普通交付税の増になった理由ということでございました。今回、普通交付税が6億7,107万5,000円追加しておりますが、これにつきましては、まず基準財政需要額で約2億円、基準財政収入額でも1億1,000万円の増となっているところでございます。この基準財政需要額の増の主なものというのは、新たに新設された地域社会再生事業費、これが2億345万1,000円ということで皆増となっております。その他教育費等のほうで4,264万7,000円と単位費用等の増によって増となっておりますが、この2億円が大きかったものでございます。基準財政収入額のほうも1億円ほど増となっておりますが、これにつきましては地方消費税交付金等の増という形になっているところでございます。

この財政当局としてはどう考えているかということでございましたが、今回財政計画、令和元年度の財政計画で、それから2年度の予算を計上する時点で算定をした結果で一応当初予算を計上したところでございます。当初予算計上時に一応留保財源として3億円を見ておりますが、それを引いてもこれだけ大きい金額になったということは、大変良かったことだとは思っておりますが、やはりそれにつきまし

ては、先ほど言いました新たに新設された地域社会再生事業費、これに伴うものと考えております。

人口減少についての影響はということでした。

人口減少の影響は、確かにあるところではございますが、普通交付税の算定基礎となりますのは、国勢調査人口でございます。よって、令和2年度は、平成27年度の国勢調査人口を基に算出しております。3万6,557人でございますが、これに伴うものですので、これが5年間続いておりますのでこの影響はなかったものと考えているところでございます。

(「年間どれぐらいの減額、だから国調に基づくとして」と言う者あり)

○財政課長(上鶴明人)

国勢調査は5年間据置きの数値を使っております。27年度の数値をですね。28年度から令和2年度まで。ですので、この数値というのは減になっておりませんので影響というのはないところでございます。

続きまして、曾於市の一般会計予算、財政調整基金繰入金と13億7,265万2,000円と関連して、思いやりふるさと基金繰入金の9,660万円についてということでした。

これにつきましては、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金を13億7,265万2,000円減額しているところでございます。

令和元年度末の基金残高が27億8,540万2,000円でありました。令和2年度の当初予算から今回の補正予算13号までの繰入金を9億1,434万7,000円、同じく補正予算で13号までの積立金を5億3,378万8,000円計上しておりますので、現段階での令和2年度末の基金残高見込額としては24億484万3,000円となっているところでございます。

次に、思いやりふるさと基金の繰入金でございます。これは、各種事業の実績見込みにより9,660万円を減額しているところでございます。主な内容といたしましては、工場設置補助金等の減により企業誘致・起業創業促進対策費を3,200万円減額しております。

また、事業費の実績見込みにより、ごみ減量対策費のほうを2,840万円と減額しているところが大きなものでございます。

続きまして、市債の4億5,930万円減の主な内容についてでございます。

今回の補正予算に係る市債の主な減額内容につきましては、事業の実施見込みによるものでございます。大きなものでは、現年発生農業用施設災害復旧事業を2億5,880万円。これは先ほどもありましたとおり、頭首工の工事を令和3年度のほうに送った関係もでございます。それと市営住宅の桜ヶ丘団地の建て替え事業費、これ

を9,280万円、それから国庫補助金の増によります岩川小学校の改築事業を7,760万円減額しているものが大きなものとなっております。

以上です。

○企画課長（外山直英）

それでは、企画課分をお答えしたいと思います。

まず、④9ページの特別定額給付金の減額についてでございます。

歳出のほうと少し併せて御説明をさせていただきますが、まず対象者ということをお質問いただきましたので、そちらのほうから説明させていただきますが、国の要領に基づきまして、令和2年4月27日をもって基準日としておりますが、この日の曾於市におきます住民基本台帳登録者でございます。対象者のほうが3万5,222名、うち受給者確定数が3万5,186名となっております。この差額を減額したものでございますが、この住民基本台帳に掲載されております方のうち申請方法あるいは連絡方法として、感染拡大防止の観点から郵送あるいはオンラインで申請をするようにと国からの要領にあったところでございます。

また、今回のこの対象者の中で、受給を断られたあるいは辞退された方が2名いらっしゃったところでございます。

連絡方法といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、郵送あるいはオンラインで申請されておりますので、こちらからも電話あるいは郵送といったような連絡方法を取っていたところでございます。

次に、11番目になりますけれども、企業誘致・起業創業促進対策費の減額ですけれども……

（「課長、連絡、郵送が基本で、結果として郵送で届かなかった方が何名とか、そういうことで」と言う者あり）

○企画課長（外山直英）

郵送してこちらのほうに宛先不明返信件数として返ってきた件数は、12件でございます。

次に、起業関係ですけれども、今回大きな減額になっておりますが、今回につきましても市内に起業しておられます2社の事業対象者それぞれ825万円、345万円の補助を想定しております。その差額分を今回減額するものでございます。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、耕地課分についてお答えします。

まず、⑧82ページの中山間ふるさと水と土保全基金繰入金についてでございますけれども、2点御質問だったと思います。

まず1点目が、基金を使ったことがあるのか、それからもう1点が、一般財源に使えるのかということだったと思いますけれども、使ったことがあるのかということにつきましては、この基金そのものについては手をつけておりませんで、その運用益が事業に使えるということになっております。ということですので、今の金利が超低金利でございますので、年間数万円しかついておりません。ですので、一般会計の繰入れのみにとどまっているところでございます。

それから、⑭317ページの農地耕作条件……

(「すみません、2つ質問だから3,000万円は、今後一般財源として取り扱う」と言う者あり)

○耕地課長（小松勇二）

はい、これは財政課のほうになると思うんですけれども、一般会計で使えるという……

(「一般財源として」と言う者あり)

○耕地課長（小松勇二）

はい、一般財源として使えるということになります。

それから、317ページの農地耕作条件改善事業ですが、これ渡辺議員と同じ質問でございますけれども、大隅の新田原地区の水路工事をする予定でございますけれども、事業費の県からの予算割当てが測量設計委託料のみであったために、工事請負費は次年度送りになりましたので、その関係の減額でございます。

それから、⑮319ページの災害復旧事業費でございますが、これにつきましては、先ほども申し上げましたが、一番大きな理由は、末吉の橋野のところの大内田頭首工の災害復旧工事を事故繰越しを避けるために、令和3年度予算へ組替えしたことが一番大きな理由でございます。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、256ページのメセナ住吉交流センター管理費の1,100万円増額についてでございます。

まず、御質問の利用者の減少はどれぐらいなのかということでございますが、12月末現在でいきますと、昨年の利用者数が14万5,953名、今年度が10万2,466名ということで4万3,487名が少ないところでございます。宿泊者の減でございますが、令和元年度宿泊者数これは1月末で集計しております3,151人ですが、令和2年度は608名ということで、2,543名減少しているところでございます。

次に、補填をするに当たってのこの協定書の文面ということでございます。この協定書につきましては、基本協定の第31条というところで、指定期間中に賃金水準

または物価水準の変動により、当初合意された指定管理料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとなっております。

これを受けまして、年度協定書の第3条第2項及び3項のほうに地震・台風等や自然災害その他予見し難い事象の発生による指定管理料の変更の申出については、基本協定第31条の第1項を準用するというところで、この申出があった場合については、指定管理料の変更について甲は応じなければならないということになっておりまして、2月1日付で株式会社メセナ末吉のほうから、令和2年度のこの納付金の免除についての協議が申入れがあったところでございます。内容につきましては、今申し上げたとおり、3月までの想定をいたしますと約2,700万円ほど赤字が出るのではないかとということで、納付金も厳しい状況ということと、今後この赤字の補填をどうするかということで協議をしたところでございます。累積の余剰金が約4,676万円ほどございます。これで何とかしのいでいきたいということであったんですが、次年度、翌々年度を考えると、この累積余剰金も非常に厳しい状況になってくるということがありまして、株式会社メセナ末吉のほうから宿泊分で約1,120万円ほど減収しているというようなこともありまして、ここの分について指定管理料として補填いただけないだろうかということで御相談を受けたところございまして、そのように今回の補正でお願いをすることであります。逆に宿泊客が増えたので、これを増やす協定とかそういったことではございませんで。

(「それは協定があるのかという確認」と言う者あり)

○農林振興課長（竹田正博）

はい、ございません。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、303ページの畜産クラスター事業4,575万7,000円の減額についてお答えいたします。

減額の理由でございますが、2件の経営体におきまして事業の辞退があり、減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。

341ページ、災害復旧費の6,205万2,000円の増の主な理由でございます。

これにつきましては、末吉町二之方麓から緩毛原に通じる市道麓橋野線、現在通行止めをお願いしておりますが、そこに大淀川に架かる百入橋が昨年7月の豪雨に

より決壊したものでございます。その復旧のための補正予算をお願いするものでございます。併せて令和3年度へ次年度への繰越しもお願いするところでございます。その主な予算の内訳でございますが、橋梁設計業務委託料が2,293万9,000円、仮橋の設置工事が3,150万円、電柱移転補償費が500万円でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

三、四点絞って質問いたします。

繰り返しますが、今回の補正は、この13億9,000万円というかつてない大きな補正減額になって、その大きな理由は、言うまでもなく新型コロナの影響でありまして、狭い意味、狭義的な観点からは、財政課長言いましたように、大きな金額の財政調整基金への繰戻しもありますけれども、しかし、大局的な立場あるいはマクロ的な立場あるいは中長期的な立場から曾於市を考えた場合は、私は、はるかにマイナス面が曾於市にとっても市民にとっても大きな減額ではないかと受け止めております。ボクシングで言うと、ボディブロー的なやはりマイナス要因ではないかと思っております。

今、確定申告、税申告の時期であります。短期間的に見ましても恐らく税収の落込みは避けられませんが、これが中長期的になりますと、例えば、商店をはじめとして、場合によっては農家も、今まで牛の飼育を頑張ったけどもこの際やめようかあるいはやめたという事例もありまして、産業を含めて影響がこのマイナス面に出てきている途上にあるのではないかと思っております。

このあたりについては、特に市長や副市長は、大きな観点から議論を深めなければいけないと思っております。曾於市全体の市民の暮らしや、あるいは営業に行政としての責任を持つべきトップであるからでございます。その点について、もし議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。これが質問の第1点であります。

それから、質問の第2点目でございます。

このことが結果としても今後長期的には、中長期的には、財政にもプラスマイナスのマイナスの側面をこれは税収だけではなくて、いろいろな意味で与えるのではないかと心配いたしております。関連して併せて報告してください。

それから、質問の2点目でございますけれども、例えば、企画課長が先ほど答弁いたしましたけれども、1人10万円のこの定額給付金の給付ですね、これは後ほどの14号補正予算の商品券等にも関連いたしますけれども、いろんな幾つかの、私は、教訓点があるのではないかと思っております。例えば、課長、答弁にありましたけれども、住民基本台帳を一応使って全市民を対象として、郵送で基本的には通知し

たということであったですよ。それがほとんどの市民がこれを基に通知が届いたということですね、届いたということで届かなかったのは12件だったと。3万5,222人には郵送を中心して連絡して、届かなかったのがわずか12件ということですね。これは私びっくりしたんですよ。ここまでこの届いたのかということですね。これもう1回確認してください。

曾於市としては、今後、これをいろんな形で生かしていくべきじゃないか、これはコロナ対策だけじゃなくていろんな形で、つまり市のいわば、表現は悪いですけども手のひらに自治会に入っていない方々を含めて載っているわけでありますので、これをどんな形で今後、情報伝達を行うかを含めて教訓化すべき点があるのじゃないかと思っております。そのあたりのまだ議論はされていないのかでございませう。これ、質問でございませう。

それから、関連いたしまして、この段階で3万5,222人の中で、自治会に入っている人たちが何人で、未加入者が何人あったのか、もし把握していたら報告してください。で、特に未加入者の中でほとんどが連絡が取れたというのもこれは驚くべきことでありまして、その点も今後の方策に生かすべきじゃないか、もし議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。さらには、この入院、入所あるいは市外などに、学生の場合いた人も子供たちも多かったと思うんですが、これにも一応ほぼ全員連絡が取れたということでありませうけれども、この点でも教訓点があったら報告していただきたいと考えております。

次の質問、このメセナ末吉の交流センターの管理費ですね。これまでメセナ末吉に限らず指定管理を行っている団体において、新型コロナウイルスの影響で営業が厳しくなったということで、市としての補填措置が今回含めて取られております。このメセナ末吉交流センターの場合は、課長答弁では協定書さらに年度協定書に基づきまして、経営等が厳しくなった場合は、一応市への申入れによりまして双方が協議して、そして最終的には、宿泊者の減にいわば絞った形で1,100万円を計上したということでありませうね、課長ですね。質問でありますけれども、これも教訓点が幾つかあろうかと思っております。年度協定のあるいはことを含めてもっとこの中身を詰めて改善するべき点があるのじゃないかと思っております。つまりこのメセナ末吉の全体の中のどこの部門を市としては支援していくか、別にこの基準はないわけですよ、市としては。言わばお互いが胸三寸で基準がないまま議論して、結果として宿泊だけに絞った。これはほかの様々な指定管理を含めてあり得ると思うんです。これももっと行政当局でありますから、詰めたやはり協定の内容を客観的な基準をもし設けられたら設ける形で協定書を充実させる必要があるのではないかと思っております。一方、宿泊者つまり利用者が増えた場合はどうするか、その規定

はない。これもやはり整合性が見られない。その点も含めて、今後研究すべき、議論すべき課題があるのではないかと考えております。答弁をしてください。

次に、畜産クラスターの事業についてでございます。

課長答弁は、この事業の辞退があったということでございます。これは分かっているんですね。昨年もそうだったですよ、昨年私の質問でですね。ですからこのクラスター事業費、これは非常に何千万円単位の大変な大型事業の補助事業でありますけれども、せっかくのこの国からのこうした大きな事業が年度末で数千万単位で一応減額するというのは、ある面じゃ残念というかもったいない話であります。

ですから、もっとこの予算計上に至る過程の中で詰めた農家法人との協議はできないものかどうか、そのあたりがもし今後教訓点としてあったら、もう1回答弁をしてください。せっかくのもったいない事業でありますので、ぽんと最終段階で落とさない立場でのもっと工夫が必要じゃないかと言えます。昨年もありましたし、過去もありました。その点で、もし教訓点があったらお聞かせ願いたいと考えております。

ほかにも幾つかありますけれども、以上です。

○市長（五位塚剛）

令和2年度の事業で、今回はたくさんの金額の減額補正をいたしました。最終的には、財調への繰入れが非常に大きくなりました。これについては、言われるように新型コロナウイルスの関係でやむを得ない状況でありました。そのことによって、市民の暮らし、市民の生活に大きな影響があったのではないかと考えております。当然ながら、影響は出ているというふうに思っております。それを基にして、私たちも市民に対して支援をする場合、何が大事かというのを相当な内容でも、中身でも議論しました。それでコロナ対策事業という形で今しておりますけれども、また、当初予算の中にもそのことも入れ込んでありますけれども、今回は骨格予算でもありますし、新たな大きな予算は入れておりませんけれども、また今後、予算は進めていきたいというふうに思います。

指定管理の問題であります。指定管理については本来ならば、市が行政として進むべき事業を民間の方に指定管理としてお願いをしておる制度であります。当然ながら1年間のこの収支について、中味をお互いに理解し合った中での事業の協定書でありまして、当然、今回のような特別な事業にあるものについては、市が当然ながら補填をしないと、これは指定管理者、相手側にとってこれは大変なことになりますので、そのような形でいたしました。これについては随時、市と協議をするということになっておりますので、今後進めていきたいと思っております。あとについては、担当課長から答弁させます。

○企画課長（外山直英）

特別定額給付金関係ですけれども、昨年の5月でしたので少し事業概要について説明をさせていただきますが、1人当たり10万円の給付を国の責任で行ったものでございますが、対象者は先ほど申し上げました3万5,222名ですが、この支給については、世帯主へ支給するという受給者が世帯主ということで、郵送につきましてこの世帯主を対象に郵送したものでございます。

また、今回のこの給付金につきましては、施設入所あるいはDV等で住所地から離れている者、あるいは刑事施設等に入所されている方についても対象でございます。連絡がついた方は全て支給対象としたところでございます。

また、1万7,894が受給者いわゆる世帯という考え方になりますけれども、こちらが自治会に加入されているかどうかについては、この時点では不明でございます。

以上でございます。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

畜産クラスター事業につきましては、これは令和2年度より当初予算で計上するというので、これは国にあっては補正予算で予算がつくというようなことでございまして、この事業に取り組むに当たっては、事業実施の前の年の8月までに県と協議を済ませまして事業を進めていくわけでございますけれども、どうしてもこの事業にのせるためには市、町の当初予算に計上しておかなければ採択はされないというようなことでございまして、経営体につきましても、少しでも可能性があるとするばのせておいていただきたいというようなことで、本年度の2件につきましても、当初4月、5月頃までは、もう実施するというようなことでございましたけれども、夏以降、経営の関係いろんなそういうことで辞退届が来たところでございます。今後もやはりこの事業につきましては、県、経営体と合わせて協議を進めて推進をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

（「ちょっと答弁漏れが」と言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

指定管理について、若干答弁漏れがありましたので。

私の2回目の特に質問は、今回の新型コロナを含めてこの指定管理団体にとって、思わぬやはり経営環境の悪化が言わば外的な理由、あるいは事情によって当然あり得ることもあると思うんですね。そういった場合に、この年度協定あるいは協定書の中でうたわれている内容で、また申出に伴って市と協議するという形を今回も取ったわけでありまして、私の2回目の質問は、その場合に何を基準としてどれだけ

言わば救済していくのか、そして議会に予算計上していくのか、まだ具体的な中身の基準というのが曾於市の場合は出来上がっていないわけですね。今回が指定管理制度ができてからこういったケース初めてではないでしょうか、金額的にも。だからせっかくの今回のメセナ住吉交流センターに限らず、今回こうした事例がありましたので、そのお互いが市と協議する場合の基準ですね、基準をもっとこの詰めた形でつくることはできないものかという提起を含めた質問なのです。

一方、例えば、経営環境が良くなった場合、メセナ住吉交流センターで言いますと宿泊者が増えた場合はどうするかと、その場合はそのまましておくのか、ということを含めて、マイナス面だけじゃなくて、そのあたりはもっと詰めた形の基準づくりが必要じゃないかと、それを判断の材料としてより前向きなそうした対応の仕方ができるんじゃないかといった2回目の提起を含めた質問であったわけでございます。その点で、せっかくの事例でありますので、教訓化すべきじゃないかということでございます。答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

指定管理の全体的な考え方を御説明したいと思います。

今回の新型コロナウイルス関係で、非常に困ったところが末吉の道の駅、財部の道の駅、財部の温泉センター、末吉のメセナ住吉交流センター、温泉ですね、ここが中心になりました。財部の大川原キャンプ場とも指定管理しておりますけれども、ほとんど市からの支援というのはしておりません。それは、この間の努力によって一定の利益があって、基本的には市からの補填をしなくても大丈夫だということになっております。また、清寿園についても指定管理をしておりますけれども、コロナ関係で、何といいますか、利用者が少なくなったというわけではありませんので、コロナに対する支援等はしておりませんが、全体的な指定管理の在り方については、随時そういう形での協議をしております。また、たくさん儲かったときはどうするのかということですが、当然、利益を上げるために努力をしてくださいということをお願いしております。当然、売上げが増えた場合は、その指定管理の利益というふうになっておりまして、当然ながら税金の支払い、そしてその施設の会社の益金という形で、会社の利益に計上されております。そういう今までもメセナ末吉については、その利益の益金がどんどん少なくなってきていて、全体的にはマイナスの部分をつまみ補填してきましたけれども、非常に厳しいという状況がありましたので、今回のような措置を取ったところであります。

今後については、もっとさらに協定書の見直しも含めて努力をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（土屋健一）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第23号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時12分
—————・—————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

—————・—————
日程第14 議案第24号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
について

日程第15 議案第25号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
について

日程第16 議案第26号 令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）につ
いて

○議長（土屋健一）

次に、日程第14、議案第24号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてから、日程第16、議案第26号、令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————・—————
日程第17 議案第27号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）
について

日程第18 議案第28号 令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について

日程第19 議案第29号 令和2年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第17、議案第27号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）についてから、日程第19、議案第29号、令和2年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第37号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第14号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第20、議案第37号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第14号）についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第20、議案第37号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第14号）について説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2億9,793万9,000円を追加し、総額を346億535万2,000円とするものであります。

第2条は、繰越明許費の補正であり、5ページの第2表のとおり、経済対策配布型商品券事業第2弾ほか9件について、翌年度に繰り越しして使用することができる経費を定めています。

第3条は、地方債の補正であり、6ページの第3表のとおり、中学校施設整備事業ほか1件について、限度額をそれぞれ追加、変更しております。

それでは、予算の概要を配付しました補正予算提案理由書により説明しますので、1ページをお開きください。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関わる経済支援対策による増と、財源組替えが主なもので、歳入については、国庫支出金は新型コロナウイルス感染

症対策地方創生臨時交付金を4億2,816万4,000円、市債は中学校施設整備事業を2,020万円それぞれ追加し、繰入金は財源調整による財政調整基金繰入金を1億7,300万円減額するものが主なものです。

歳出については、新型コロナウイルス感染症に関わる経済支援対策等の追加により、経済対策を配布型商品券事業第2弾を2億544万6,000円、茶振興事業を1,844万6,000円それぞれ追加するのが主なものです。

以上で、日程第20、議案第37号を説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

私は、今の補正予算の歳出の14ページと15ページについて質問いたします。

今回、先ほど市長の提案理由の中で、お茶のPR活動ということで消費拡大ですかね、今回100gを1万8,000世帯に配るとというのが提案されましたけど、この間お茶も、以前、台刈り等すると10a当たり2万5,000円でしたかね、そういう助成制度があって、お茶の消費拡大は分かるんですけど、作物が偏った、反対するものではありませんけど、作物が偏った政策ではないかということで、今回の予算もですけど、以前、その中刈り程度の市単独の補助事業がありましたけど、そのときのお茶農家の申請状況は何件あったか、また、面積が大きいから非常にお茶農家にとっては何も反対することではありませんけど、非常に助かったんではないかと思えますけど、平均的に申請された方の助成の金額は幾らであったのか、伺います。

そして、15ページ、議運の中で、初めて私も分かったんですが、今回この800名の方の郵送費が、市長が一般質問等で答えられました有機センターの堆肥を農家に現物を支給するという予算であるということを知りまして、歳入歳出が出てこないものですから、今後の補正で出てくるかなと思ったら、いろいろ説明を聞いたところ、堆肥は市の施設で生産するから歳入歳出は計上がないということでありました。

そこで、この800名の方々の人の対象とした農家の方々、どういう方か、それと堆肥の1人当たりの金額、また量等はどのくらい計画されているのか、伺います。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

まず、14ページのお茶の関係でございます。今回、各世帯にリーフ茶を送るということで計画しているところでございますが、前段でありました茶品質向上対策事

業の執行状況ということでございますが、申請をされましたのが63名おられました。面積にいたしまして、227.8haでございます。

これを平均といいますか、10a当たり2万3,000円ということでございますので、総額で5,236万4,000円を支出をしているところでございます。

あと、有機センターの堆肥の関係でございます。これにつきましては、対象者といたしますのが曾於市の園芸振興会の会員さん、それから茶業振興会の会員、それから各農協に部会がございます農協の生産部会、カンショ部会等もでございます。

そういった部会の会員数を全て、重複されて加入されている方がいらっしゃいますので、重複分を差し引きまして、この800という数字を対象としたところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

その中で、歳入歳出はないということでありましたが、堆肥のことです。大体、これからのことでありましょうけど、800名の方にこれから希望を取るということのこの郵便料であるというような、この前議運の中で説明受けました。その中で、かぶるといふことではありますが、お茶農家の場合はこれまで5,236万円あったということで、そしてまた、この茶業振興ということで宣伝代にはいいと思うんですけど、この茶葉100g1,000円のその製品は、どのようにして市のほうで準備されるのか、そしてまた、この結婚祝贈答の7万6,000円組んでありますけど、どのぐらいのお茶をどのぐらいの結婚される方に配る予定であるか、伺います。

そして、有機センターの、前後してすみませんけど、ここの中で今聞いた説明によりますと、園芸振興会、茶業振興会それぞれの作物部会の方に、重複分は省いて800名に配られるということですね、これで平等的という感じで今回されると思うんですけど、私が一般質問でもしましたけど、肉用牛は1頭当たりの助成も安いときにごさいました。肥育農家もです。それでこの中でお茶、そしてカンショの基腐病、また焼酎用消費が落ちているということで、非常にカンショ農家も青果用を含めて苦労されておりますが、これがその堆肥をどれだけ無料配布されるのか、それと、もうちょっと大きくいろんな部会にも、コロナ対策で大体されていますので、平等的に、特に面積の多いお茶ももちろんなんですけど、ほかの作物部会もこの堆肥だけじゃなくて全体的に有機堆肥の補助をして、無料じゃなくてもそういう考えは今後取られられないのか、そのことについては市長に伺います。

○市長（五位塚剛）

今回は、園芸をされている農家の方々に何らかの形での支援をしたいということで、市の有機堆肥を対象農家1戸当たり4トンという形でいたしました。

これは何と云っても、曾於市の園芸農家が、やはり基本的には有機堆肥を使った農業を推進していただきたいという思いと、今、基腐病が入っておりますけど、これもやはり土壌改良が必要だと思って、このようなことも考えました。

今後、市のこの有機堆肥を推進するために、堆肥センターについても増設をして、堆肥を1年中できるように、今もっと力を入れておりますけど、今後また再度いろんな各種園芸農家の方々と懇談をしながら、どういう形が支援ができるかというのをまた検討してみたいというふうに思います。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、お答えいたします。

お茶の製品の関係につきましては、今、茶業振興会のほうに依頼をしているところでございます。茶業振興会のほうでも、どうせ配布をするのであれば、やはり一番茶で製造したいということでもございました。そういったことから、製造に入れるのが一番茶終了後に製造に入るということでもございます。市内のお茶の生産農家の方で割り振りをして、製造していただくという形を考えているところでございます。

それから、この堆肥の関係でいきますと、今、想定しているのが800経営体ということで約3,200トンほど、最高でいきますと3,200トンほどということになります。有機センターの製造能力的な部分を考えますと、やはりちょっと期間を設けないと、全てに行き渡らないかなということは考えております。

そこで、対象者につきましては、今、先ほど説明した形で考えておりますけれども、今後まだ配布が始められるのが、恐らく5月の連休明け以降からできればと思っておりますけれども、そういった対象者についても今後まだ協議をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

すみません、答弁漏れでした。

結婚祝いの関係は、当初予算で組んでおりまして、これにつきましては、市役所に婚姻届を出された方々に1袋ずつお渡ししております。ちょっと件数は、ちょっと今控えてございませんけれども、茶葉のほうは農林振興課で茶業振興会から購入しまして、あと各市民課の窓口のほうに預かっていただいて、婚姻の届けを出された方に記念品として差し上げているところでございます。

○8番（今鶴治信議員）

趣旨が分からないわけではございませんが、やはり広く堆肥を全体的に配られるということで、それで済まされるのかもしれませんが、4トンの、私も購入しているんですけど口座落としなもんですから、4トンの堆肥を購入した場合、運搬、

散布等を考慮した場合それぞれどのぐらい、そのまま4トン車で持ってきていただくのと、畑等で散布までされる場合はその料金が違うと思うんですけど、その辺はどのように想定されているのか伺います。

それと、本当、野菜農家からいろんな農家でコロナの影響を受けておりますので、堆肥の全戸配布というのもよろしいんですけど、やはり、これからアフターコロナに向けて何らかの振興策も今後ぜひ、その堆肥の助成を含め検討していただきたいと思えます。

以上をもう1回、市長と農林振興課長に伺います。

○市長（五位塚剛）

曾於市の農業を振興するためには、畜産については非常に高値で今取引されておりました、肥育農家の人たちも、マルキンの関係で一定の支援を受けておりますので問題ないと思えます。入荷についても頭数とかは、農家数は減っていますが、単価的に非常にいい経営状態であります。

そのほかの一般的な園芸農家という形になったときに、花農家につきましては、結果的にコロナの関係で外国からの花が入ってこなかったということで、最終的には収益が増えている状況にありました。

あとは一般的な農家ですけど、この方々についての状況というのは、場合によっては厳しい農家もありますので、今後そういう、実際今後の確定申告が行われますので、そういう状況を見ながら、また品種についても今後また検討は進めていきたいというふうに思えます。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、有機センターのその堆肥の形状によってということで、どれくらいかかるのかということでございます。

想定していますのは、4トン車1台ということでの、有機魂の商品で考えております。これが、4トン車が2万2,680円でございます。あと、それぞれ袋入りは対応できないのかという御意見もありまして、袋入りは15kg入りで310円、それからフレコンバッグの500kgで3,930円という形になりますので、あと散布予定につきましては2トン車で、散布車は2トン車しかございませんので、これが、2トン車が1万4,600円ということになっております。

まだ、有機センターのほうがどこまで対応ができるかというのを今協議中でございます。想定ができる部分をなるべく対応はしたいと思うんですが、やはり有機センターのほうも通常の業務がございますので、期間的にできるかどうか、そこはまだ詰めが必要かというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（海野隆平議員）

1点だけお聞きいたしますけど、新型コロナウイルス感染症でマスク配布事業というのがあるわけでありまして、500円掛けの1万5,000個、825万という予算になっているわけでありまして、マスク事業であります、ほとんどの方は今、マスクは家庭に常備され、着用されている状況にあるわけでありまして、消毒液、マスク、今後これは現在だぶついているんじゃないかなというように思うわけでありまして、今回このように提案された要因等については、どのような考えでこの提案されたのか、お聞きしたいと思います。

それと、今回のマスクについては、国からの何か指示等もあったのか、併せてお聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今、マスクについては大分普及をしております、安く手に入るようになりました。ただ、高齢者の方が同じマスクをずっと使っているという方が相当いらっしゃるということで、もうちょっとマスクを、やっぱり毎日取り替えるという意味での習慣をしていただきたいということで、今回特別に高齢者向けに配布をしたいと思っております。

それについても、箱も分厚いのじゃなくて薄いやつでということで準備しておりますけど、基本的には市内の高齢者向けに、マスクをきれいに清潔に使っていただきたいという意味で感染防止の対策でやるということです。

また、分からなかったら担当課長に説明させます。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

今回、新型コロナ感染症対策マスク配布事業ということで、65歳以上の高齢者の方を対象にしたということで、今市長からあったように、一応高齢者につきましては重症化しやすいということで、感染予防を図るということから、今回65歳以上の高齢者の方々に配布をしようというところでございます。

あとは、高齢者の見守り訪問等をやっているわけなんですけど、先ほど市長からありましたように、高齢者の方がなかなか同じマスクを使って交換されていないと、やはり病院とか行かれるときに同じマスクを使っているような様子であるということでありましたので、やはり交換をしていただきたいという意味からも、今回マスクをお願いをするところでございます。

あと、国からの指示があったかということですが、国からの指示はないところでございます。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

ただいまの答弁で、ある程度の概要は分かったところでありますが、先ほどの市長のほうからは500円のマスクの内容というか、ちょっとまあよく分からんですけど、かさばらないようにというような答弁でありましたけど、どういった中身、内容のマスクになっているのか、もうちょっと詳しく答弁いただきたいと思います。

それと、配布の方法ですけど、今回郵送というふうになっていますけど、これなかなか郵送やかさばるのがありますけど、この郵送の予算でできるのか、また郵送となれば、いつからの郵送になるのか、配送になるのか、ここを聞きたいと思います。

○市長（五位塚剛）

薬局で売っているのは、ちょっとティッシュ箱みたいに、ちょっと高さがある箱になっていますけど、郵便局のほうで配達してもらいますので、郵便局のほうと相談いたしまして、留守の場合はポストにかけられるような形での対策ということで、その入れ物も今薄型の入っているものだという事ですので……

説明させます。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

今回郵送で考えているわけなんですけど、不織布の50枚入りの箱ということで、A4ぐらいの大きさ、A4よりもちょっと小さいんですけど、郵便で送れる定形内の形がございまして、それに入ったマスク50枚入りがありますので、どうしても四角い大きなやつになりますとポストに入らないということで、やはりポストに入りやすいということで、今回そういう形の入ったマスクを準備しようということで計画をしているところです。

今月中にこの予算が通った場合には、今月中に入札をいたしまして、4月には配送ができるんじゃないかというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（渡辺利治議員）

今回またお茶農家の方々には大変ありがたい事業でございまして、お茶を買っていただけるわけですから、本当によい事業であるんですけど、コロナが、これが流行る前から、お茶農家は大変経営的に苦しい状況に置かれているわけです。やはり、リーフ茶が何で伸びないか、結局急須がない、それが原因で結局はペットボトルのほうでどんどん売れ出して、若い人たちは急須を持たずにペットのほうに走る。で

すから、リーフ茶が売れなくなった。で、今回、一番茶のいいお茶を買っていただけるちゅうのはありがたいんだけど、じゃあ、丹精込めて作ったお茶を各家庭がもらったときに、リーフ茶を入れる急須がなければ、それはもう、大変作った方々には失礼な話になるんじゃないかなと私思っております。

実際、私だっでもらったものを食べないものは食べないんだから、だから、作る人の気持ちになってもらえたら、この手法じゃなくして、別な方法で考える方法もあろうかと思えます。どっちにしろ、お茶農家を救済するわけですから。

それともう一つ、堆肥還元のやつ、これも確かに今回このような事業を設けますけど、有機魂そしてまたそれでない堆肥も結構売れております。ですから、私も十分あそこ、結構使っております。ですから、あそこは、このような形でする方法もいいんだけど、農家によってはそれほど要らないとか、いろんなものもあるんでしょうけど、やはり先ほど農林振興課長が申しましたように800戸数掛ける4トン、必然と堆肥のお金が出ます。だったら、有機センターのほうで煩雑な仕事を避けるためにも、そしてまた、配布が遅れることのないようするためには、金額が出るわけですから、それを現金給付そのほうが一番手っ取り早くて確かに喜ばれます。現金給付にしたって、あそこの堆肥が売れ残るわけではございません。十分消費されていくわけですから。

だから、両方とも手法をもうちょっと変えてやらんと、目先の手法にしか見えなんでしょうよ。ありがたい事業なんだけど、もうちょっと手法を考える必要はないんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回初めての手法でございます。曾於市の有機堆肥センターの堆肥を使ってもらうというのも、大きなPRになります。それと、やはり今の状況では畜産農家の堆肥を全て受け入れることがちょっとできておりません。やはり、このサイクルを見直す必要があるだろうと思えます。そのために、基本的には1年中立派な堆肥を作って、1年中供給できるようにしたいと思いますけど、今回の場合は、農家によっては規模がありますので、1年かけて配りたいというふうに思います。

今後については、また新たなことについてまた検討してみたいと思えますけど、これについては、農林振興課のほうでいろいろ意見を聞いた上で、ぜひこれをやりたいという思いで計画をいたしましたので、ぜひ認めていただきたいというふうに思います。

（何ごとか言う者あり）

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○16番（久長登良男議員）

堆肥のことですが、これは委託というか、そういう形で作らせておると思うんですが、この場合の特別会計ではないんですが、収入は出てこんわけですよ。これは、収入も出てきて、支出はここに上がっておりますが、少なく、そういう一貫体制側の中では、やっぱり、くれても収入という形でどこか受けんとですね、これはおかしい形になるんじゃないかなというふうに思います。というのは、前ここで問題がありましたように、現金で売った場合には幾ら製品ができたのか、あるいは、どういう経費が要ったのか分からずに行くと思いますので、この製品というのは、くれても市のほうで支出というのを受けながら、これもう受けてありますが、ほいで収入も受けて当たり前の会計、特別会計までいなくても、補助等的にそういう量が幾らできて、その中から収入があつて幾ら出したという、そういう的な会計の原則というか、そういうものに従って支出をするべきではないかなというふうに思うわけですが、どこかの担当で分かっておれば、そういうふうに考えられなかったのか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

堆肥を作る担当課は畜産課であります。配る担当課は農林振興課であります。全体的な財政的なものをつかさどるところは財政課でありまして、この問題については、今言われるように、議会に出す場合に、その歳入歳出両方とも出したほうが基本的に分かりやすいのではないかということでありましたけど、基本的な条例上といえますか、会計上はできないということでありました。そのことについて、財政課長から答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今の堆肥の配布についてお答えいたします。

今、市長のほうからもありましたとおり、歳入として今現在、市のほうで受入れをしております。購入された方からお金を受け取っているわけでございます。それが大体、令和3年度で申しますと、4,200万円という予算額が出てきているところでございます。

支出につきましては、あそこで作っていただくための人件費、それから維持管理等もろもろあるんですが、それを委託では支払っておりますが、堆肥の販売までの委託をしております。要するに、歳出をするんですけども、収入、売れる側、要するに市ですね、市が市に請求書を出すような形になってしまいます。

ですので、今回は、あくまでも当初予算で4,200万円という額を計上しておりますけども、補正でそれだけ配布した分を減額、歳入を要するにそれだけ見れなかったという形でしたほうがいいのではないかとということで、結論に至ったところでござ

ざいます。

ですので、あくまでも歳出として組んでしまうと、要するに、ここで仮に1,000万円歳出を組んだとします。そうしまして、歳入に1,000万円、当然歳入と歳出というのを、市長が市長に請求を出すことはできませんので、それがどっかに1か所、どっか1回置ければ、必ずそこへ行くんですけど、それができませんので今回はこういう形になりました。

ですから、1,000万円の歳入歳出を組んだとしても、歳入の1,000万円は出さなきゃいけないわけですね、そうすると、市は支出の1,000万円は出ますが、歳入も1,000万円増えるということで、要するに全く差が出なくなってしまいます。

今回の場合は、コロナ対策という形で経済対策です。当然、市としては、それだけ市民の方々に還元したという形になります。それをどこで見るかということ、歳入が減額になるという形で一応見ていただくという形で、今回このような予算計上になったところでございます。

以上です。

○16番（久長登良男議員）

そういう方法を取ると、畜産課の場合は堆肥を作っても、一つも仕事をした形にならんわけですね、一生懸命あそこで従業員が、ほら仕事をして、委託管理か何かされておりますが、そういう人たちは一生懸命いい堆肥を作っても、それをただでくれるわけですから、作った量というのはもう数字的には出てこんわけですよ、そういう感覚ですとですね。私はやっぱり、そう出したものは収入という形でどこでか受けるべきであろうというふうに会計の原則からいくと、そういう形を取ったほうがいいんじゃないかなという。

市長は、払うんじゃないくて、よそにくれたのをまたこう受けるという形で、何かそういう会計の流れというのは、そりゃどこでか会計士か何かの説明があったわけですかね。そういう指導を受けて、このような方法を取られたのか。今もされておるから分かりませんが、どういう形でのやっぱりそういうシステムをしたのか、お伺いをします。

○財政課長（上鶴明人）

これにつきましては、先ほどあったように、市のほうでいろいろ関係課交えて話をしたところでございます。あくまでも、先ほど言われました、久長議員の言われる仕事をしたという量は、実数、生産量という形では畜産課のほうでは把握をできます。要するに、容量は分かりませんが、5,000トンのうちに4,000トンは収入があったけども、5,000トンは作ったと。で、1,000トンに対しての部分は市民への、今回のこの事業に対しての配布という形での事業になったという形で考えてはどう

かということで、今回このような形の予算計上させていただいたところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

(何ごとか言う者あり)

○1番（重久昌樹議員）

庁舎管理費の中に、3支所ともサーマルカメラ一式ということでのせてございますが、175万円ということで大変高額でもあるわけですが、これはどういうものなのか、どういった使い方をするのか、お伺いしたいと思います。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、議員からありました質問にお答えいたします。

今回、サーマルカメラ、それから非接触型の検知器、そして自動の手指消毒器という形で購入を考えております。これにつきましては、庁舎には多数の方の来庁者がございます。その庁舎の出入口に非接触型の体温検知器、こういうのを設置いたしまして、今よくお店なんかでもあるんですが、顔を近づけていったときに自動で体温が表示できるというような形がございます。

それと、サーマルカメラにつきましては、空港等であるときに、多くの方が通られるときにも一緒に撮影ができて温度を検知できる、そういうのを購入しようと考えております。

これをつけることによって、来庁者の方が新型コロナウイルス感染症の意識をちょっと高めていただきまして、それと、やはり感染拡大防止につながる安心・安全を提供したいという形で考えたところでございます。

大隅支所のほうに3か所、それから財部支所のほうにも3か所、そして本庁のほうに4か所という形で出入口に設置をしたいと考えております。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

あと、この非接触型の検知器と連動しているのか、このカメラで検知した発熱のある方の対応等についてはどうされるのか、このあたりまで考えられているのか、お伺いします。

○財政課長（上鶴明人）

このカメラ及び非接触型の検知器につきましては、検温をしたときに体温の表示が出るだけではなくて警告音も出ます。ですから、近くにいらっしゃる方が体温が高いようですねというお声がけもできますし、そういった形でなるべく知ってもら

うと、来庁者の方に知ってもらうという形を大前提に考えたところでございます。

連動といたしましては、あくまでもサーマルカメラとこの非接触型検知器は別々という形でございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

堆肥の支給についてお伺いいたします。

（何ごとか言う者あり）

○議長（土屋健一）

私語を慎んでください。

○4番（岩水 豊議員）

今回、歳入歳出も計上されていないわけでありまして、要綱によってこれをしようとしているわけなんですね、ですから、議会で採決しようにも、どこでこれについて採決する機会が一つないように思います。

そしてまた、この事業は令和2年度の事業としてするわけでありまして、令和2年度でするのであれば、例えば歳入の減を予算化すべきか、じゃないか、それと歳出の増にするのであれば、繰越明許、令和2年度の予算に上げてするべきじゃないかと感じて、令和2年度に上げるべきではないかと思えます。

まず要綱でこういうのが出れば、議会側はどこで何を審査できて、採決できるのかということの疑問が出ております。

以上。

○財政課長（上鶴明人）

今回、計上しましたこの予算額6万8,000円でございますが、通知をする分という形で6万8,000円を計上しております。これにつきましては、事業といたしましては、来年度事業、令和3年度事業という形で配布のほうにはなりますので、今回、先ほど言われました繰越明許費そういった形の事業としては捉えてなかったところでございます。

○4番（岩水 豊議員）

ですから、議会側とすれば、そういう通知を出すということであれば、通知を出すということから事業が始まるわけですね。で、事業が始まるということは、令和2年度の事業になるのではないのでしょうか。

ですから、令和2年度の予算で歳入の減額なりを上げて、しないと、事業は令和2年度に上がって、で、それは3年度の事業ですよとなるけど、実際、もう令和

2年度にそのスタートを切るわけじゃないですか。ですから、令和2年度の新たな事業としてスタートするんじゃないんでしょうか。予算計上の基本的な考えというのが、どうかということです。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

今、岩水議員が言われた令和2年度の事業ということではございます。それにつきましては、実施要綱を今回設ける形で出しております。その中で、議会のほうでは委員会のほうで出して、それで予算関連の例規という形で、配付は今回の補正予算と一緒に配付をされているようでございます。

ですので、その中で要綱等は出ておりますが、あくまでも先ほど言いました6万8,000円というのは、その準備という形の、先ほど言われた配布に向けての郵便料という形で出したところでございます。

(何ごとか言う者あり)

○4番（岩水 豊議員）

マスクしていたから聞き取りづらいのかと思ひまして、外して言いますが、令和2年度の事業として今度補正を組むわけですね、組みますね。そのうち、事業として組むのであれば、先ほどから財政課長の説明で、歳入、雑入なのか、堆肥の売上げがその分しないから、落とさないといけないんでしょ、落とすのであれば、予算として今度計上するわけ、補正予算として計上するんであるから、令和2年度の予算に入れないといけないんじゃないですか。

(何ごとか言う者あり)

○4番（岩水 豊議員）

それが令和3年度の、まあどっかでお落としますよなんていったら、その予算の立て方、事業の進め方としては、それでいいんですか。なんかこう、我々は、だから審査しようがないちゅうことだ。その封書の予算しか上がってなければ、この事業が総額幾らになって、どういうところで、どういうふうになっていくかというところが全く出てこないから、我々審査のしようがないと、議会としては。

ましてや、要綱で上がっているから、条例とかで上がってれば、そういうところも含めて議会で審査することができます。だけど、審査するものがない。で、何を審査せえということになるのかちゅうこと。一つのこういう堆肥の無料配布、で、コロナによる配布事業をしようとするのことにして審査する材料がない。

その説明を求めます。

○財政課長（上鶴明人）

今言われました関係でございます。

予算としまして確かに6万8,000円しか出しておりません。実質歳入が減額になるのは、令和3年度でございます。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長(上鶴明人)

継続といいますか、継続という言い方おかしいんですけども……

(何ごとか言う者あり)

○財政課長(上鶴明人)

2年、歳入の繰越明許費というのはございませんので、ですので……

(何ごとか言う者あり)

○財政課長(上鶴明人)

ですから、今回6万8,000円を出しているのは、あくまでも通知をするという形でございます。

今、岩水議員が言われたように、確かに出てこないじゃないかということでございました。そのことについては、今度、委員会で関係例規といいますか、要綱等設けておりますので、その中で話をさせていただくという形になろうかと思っております。

(何ごとか言う者あり)

○議長(土屋健一)

ほかに質疑はありませんか。

○19番(徳峰一成議員)

ちょっと、議長、考えて指名してくださいよ。途中から手を挙げたいので、一番最初から手を挙げているんだから。

(何ごとか言う者あり)

○議長(土屋健一)

議題に入ってください。

○19番(徳峰一成議員)

いや、それはちょっとおかしいですよ、議長の采配として。通告要旨の場合、一番最後でいいんですけどね。

まず、質問の第1点でありますけども、先日も岩水議員が質問してくれましたけども、私はこの新型コロナ関係については、特に昨年段階では7億円から、この10万円は別にいたしまして、国から臨時給付金が入ってきて、その中の実に4億6,000万円を光ファイバーに回したりということで、結果として項目はいくつかあるんですけども、ほかの市町村に比べて新型コロナ対策が弱いんじゃないか、薄いんじゃないかということで問題提起を含めて昨年12月の一般質問でもいたしました。

そして、今年に入って先月、一応市単独の臨時給付金が行われました。そのとき

に、2月の臨時議会では2億5,065万円生活困窮者と特に中小業者に対しての支援が、これは市単独の事業として財調から全額繰り入れて行いました。率直に、私だけやないと思うんですが、評価いたしまして、ただ、今後、国の第3次補正によりまして、国から大きな財調の交付金が入ってくるということで、2月臨時議会でも、市長に対して、今後国から入ってくる臨時交付金については、今後の新たなコロナ対策に使うべきやないかという立場で質問いたしました。つまり、この2億5,065万円には、一部組替えはすべきでないという立場から質問したところ、市長もその立場で対応したいということでございました。

これは同僚議員も含めて記憶にあると思いますし、私はその日の午後、企画課長とこの立場で意見交換をいたしました。課長そうだったですよ。しかし、いずれにいたしましても、この5億2,000万円前後の国からの臨時交付金が入ってくるということは非常に大事なことということで、先日の一般質問でも確認を含めてこのことを質問いたしましたが、一転しまして市長答弁は、今後の国からの交付金については、一部これまで使った、そうしたコロナ対策に回すような意味合いの答弁がありました。当日は一般質問項目が多かったために、事後の本日の議会で取り上げたいということで、あえて追加質問いたしませんでしたが、これは本会議で議事録の残る形での、しかも1億円、2億円の大変な金額をどのように使うか、扱うかという大きな大事な問題でありまして、この国からの臨時交付金をどういった形で使うか、新たな対策として、全額使うか、それとも一部組替えの形で使うかは、最終的にはもちろん市独自の判断であるでしょうけども、しかし、この間の本会議での答弁が変わってきているために、結果論になりますが、先日の一般質問での答弁では丁寧に、やはりそのことも含めて答弁すべきでことではなかったかと、これは誰が見てもそう思います。

この点で、先日は岩水議員に対して陳謝という言葉での答弁がありましたけども、当事者の私に対して明確な誠実ある答弁をしていただきたいと思いますと考えております。これが第1点であります。

それから、第2点目の全然違った質問でありますけども、コロナ臨時交付金がこれまで、今回の補正で4億2,816万4,000円この14号補正で計上されております。質問でありますけれども、残りの臨時交付金はいつ頃、そしてどれだけ入ってくるのか、これが質問の2点目でございます。

それから、質問の第3点目、歳出の中での商品券5,000円発行、2億544万6,000円でございます。

前回と違う点は、特に今回は地元店と大型店に分けた、前回の昨年場合は5,000円の商品券でありましたけども、結果として約4分の3が大型店のほうに流

れたといえますか、この点で、今回は地元店と大型店に分けた形での扱いが違う点ではないでしょうか。確認をさせていただきます。

そして、質問の2点目、今回500円券でありますけれども1枚、飲食店に限っては100円高くして600円とするという、このことでどれくらい飲食店での利用が期待できるのか、当然議論されていると思いますので、600円券が結果としてどれくらい利用されるという目標値を持っているのかどうか、せっかく600円にしたわけありますから、そこまで議論すべきでございますが、目標値についてもお聞きをいたします。

それから、マスク配布は同僚の海野議員と全く同じ考えでありますけれども、質問をカットいたします。

次に、茶業振興についてでございます。

これも昨年の議会で、お茶農家が63戸ありますけれども、5,865万円という少ない金額での予算計上がされまして、先ほどの答弁では5,236万4,000円が執行されたということでございます。今回新たに1,844万6,000円という、全体としてほかの業種に比べたら手厚いといえますか、政策でございます。これについて云々は申し上げませんが、質問でありますけれども、前もって課長に聞いたところ、この配布のやり方、1万8,000世帯に対して、大体1,000円相当の100gのお茶を配布するというところでございますが、一応自治会加入の方々は自治会を通して、そして入っていない方々は、市役所、支所に取りにきてもらうということでございますが、大体1,000円のお茶袋をどれだけ市民が市役所や支所にもらいに行くのでしょうか。これも当然議論されていると思います。大体、この1万8,000世帯の中で、最終的には何世帯を目標値として、今回予算計上をされているのかでございます。単純な質問でありますけれども、お茶農家に対しての質問でございます。

次に、この6万8,000円予算計上の有機堆肥の提供でございます。

質問の第1点であります。農家からのこれは要望に基づく今回の提案であるのか、経過理由を含めてお聞かせ願いたいと考えております。

基本的には大きく言いまして、コロナ対策というのは、コロナの影響で営業等に支障を来している、その補填のための、言わば補償のためのコロナ対策もあるのではないのでしょうか。

二つ目は、そうではなくって、言わば対象者、もっと言って全市民を対象とした配布型の事業もあろうかと思えます。今回のこの堆肥提供については、どういったことを目的として予算計上されているのかでございます。これが質問の第1点であります。

それから、質問の2点目でございますけれども、もちろん堆肥の提供を受けた方々

は喜ぶでしょう。しかし、特に1町歩も10町歩も20町歩も作っておられる大型農家、4トン車で1台、どれだけこの喜ばれるでしょうか。あるいは、高い評価が受けられるでしょうか。今回一律1台としたその理由と考え方について説明してください。

3点目は、有機センターの職員も大変だと思うんです。800世帯に対して畑に持って配布する。ある農家の畑の場合は、散布までしていくと。まあ言わば、新たな仕事が入ってくるわけですので、その職員の対応はできているのかでございませう。過度な労務とならないよう、心配りが必要ではないかという質問でございませう。

次に、問題となっている、この6万8,000円しか予算計上されていない点でございませう。これは、どう考えてもおかしいんじゃないでしょうか。これだけ詳しい説明書にるる書いてあるのに、予算額が6万8,000円という。6万8,000円を超えた言わば予算説明書であるわけでしょう。担当課長に前もって聞いたところ、大体この経費が1,900万円くらいかかるんじゃないでしょうか、課長、そうですね。1,900万円、1,900万円が何らこの形で予算計上されないまま、私たちは市のたたき台に基づいて議論しているんですよ。これはもう、財政課長の言葉は理屈としか聞こえないんですよね、理屈。1,900万円が計上されないまま、私たちは議論しているんですよ。1回目の質問でありますけど、それ、もっと市民の目から見て、議会の目から見て分かりやすい形で説明してください。1,900万円が全くここの、計上されていないことをどう考えるか。まず1回目はその質問でございませう。

最後に、園芸農家等に対しても支援策が弱いんじゃないかって、再三渡辺議員が言っているとおりでございませう。市長答弁は、今後検討したいということとございませう。またしても、先ほどの残されたコロナ臨時給付金が期待できますので使っていただきたいと同時に、私はもう一つ、医療従事者に対してもやはり一定の支援策をすべきじゃないかと思っております。この、今後ワクチン接種を含めてこれは大変な作業となろうかと思っておりますが、医療従事者等に対しては全く支援は考えていないのかどうか、以上でございませう。

○市長（五位塚剛）

まず、コロナ対策のこの予算の問題でありますけど、国が国民に対してコロナに対する一定の、やっぱり救済をするということで、国が各地方自治体にコロナ対策のための事業をなささいということで交付金が出されました。

これは、私たちの曾於市だけでなく、全国の自治体がこの交付金を使ってコロナ対策をされております。当然ながら、一般財源も利用しながら、財調崩しながらやっております。それで、今回も第3次のコロナ予算が出されるということで私たちも聞いておりました。ただ、この予算が出てから、歳入が入ってからでは市の対策が

間に合わないということで、財調から何をすべきかということで提案をいたしました。当然、これはもう当たり前のやり方であります。その時点では、計画があってもできないわけですので。

今回の場合は国からも、当然市が使った事業に対しては、コロナ交付金で充ててもいいですよということでもありますし、当然そういう形でも対応しました。ただ、財調から崩したときに、提案したときに、この財調のお金で、一般財源で全てこの事業が済んでいるということは言うておりません。ですから、そういう表現をいたしましたけど、議会の皆さんたちに、市民の皆さんに誤解を与えたと思ったら、これは大変申し訳ないなと思っております。今後また当然第4次が出てきますので、それもそういう形でも対応する場合はあるし、一般財源を使う場合もあります。また、1億円を令和3年度に繰越しをしておりますので、また新たな事業についても農家支援を含めてまた検討したいというふうに思います。

あとについては、各担当課長から答弁をさせますけど、その堆肥の問題ですけど、市の堆肥を農家の方々に配るわけですから、それについて市の財産ですから、それをこの会計上のせることができないという非常に難しい結果でありましたので、これについて非常に私たちもどうしたほうがいいのかと議論しました。最終的には、市の堆肥を無料で配るわけですから、そういう意味では御理解をいただきたいというふうに思います。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうから、お茶の振興の関係の配布の方法についてということでございました。

自治会へ加入されている方々につきましては、自治会長便で配布していただくということで、今予算を組んだところでございます。あと、未加入の方々については、当初郵送でということも考えたんですけども、未加入の方々については引換券を発行いたしまして、御足労ですけれども市役所のほうまで来ていただくという結論に達したところでございました。

それから、この堆肥の……

（何ごとか言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

全世帯ですので、1万8,000世帯……

（何ごとか言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

今想定しているのはその部分でございまして、それで差し引いて未加入者が5,300世帯ほど見ておるところでございます。

それから、堆肥の関係で、どういった経過、目的であったのか、また大型農家もあるけれども、一律とした理由ということでございますが、経過といたしましては、やはり有機センターの堆肥というものを広く使っていただきたいということがございました。

それから、もう一つは、やはり農家支援という考え方の中で、いろんな作物があり、そしていろんな作型、類型がある中で、支援策として非常に絞り込めないという部分もございました。そういった意味から、今回それぞれ作付の面積も異なるわけですが、有機堆肥の利用促進ということも目的として、一律としたということでございます。

私のほうからは、以上でございます。

○企画課長（外山直英）

商品券につきましてお尋ねでしたので、お答えしたいと思います。

まず、第2弾の商品券配布事業ですけれども、前回10月から12月にかけて1人当たり5,000円、飲食店で6,000円というこの仕組み自体は変わりません。ただ、前回の実績といたしますか、反省点を踏まえまして、前回約2億円、約1億8,000万円程度ですが、この実績のうち店舗で使用されたものがおおむね82%、飲食店で使われたのがおおむね18%という実績でございました。また、この店舗の82%のうち、いわゆる大型店、大規模店と申しますか、1,000㎡以上の店舗面積を持つ大型店、あるいは本店、あるいは本社機能が曾於市にない大型店といたしますか、こちらが上位10社で約1億円でございます。

こういったことから、今回の第2弾につきましては、商品券の、ある程度小規模店あるいは飲食店へ誘導したいという考えの下から、商品券を半分に分けて地元店と大型店でも使えるものと2種類区分をしたいというふうに考えております。

目標値のお尋ねがございました。先ほど言いました、店舗が82%、飲食が18%でしたので、飲食店を倍、36%から40%程度に誘導できないかという期待値を持っているところでございます。

以上でございます。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（外山直英）

今後の交付金の見込みにつきましては、まだ国のほうからも具体的な内容が示されておられません。先ほどありました、第3次につきましても2月に連絡がありましたのは、あくまでも限度額という通知でございまして、まだ確定通知ではございません。

以上でございます。

○保健課長（櫻木孝一）

先ほどの御質問の中で、医療従事者等への支援は考えていないかということでございましたけれども、現在市のほうでは発熱外来の補助金ということで、1医療機関に50万円の限度額で補助という形で今上げてあるところです。

あと、医療従事者へということでございましたけれども、医療従事者等については、県のほうからの支援金が出ているということで、こちらのほうでは今のところ検討していないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

前後いたしますけど、医療従事者関係もっと実態を調べていますか。曾於市内の医療従事者の今までの困難な状況を、実態を調べていますか。答弁してください。

調べた上で、県から、県からも大事ですけどね。今後本当大変だと思うんですよ、全ての市民を対象にワクチン接種でありますから。県からのそれで十分だったら、もう基本的には考えなくてもいいって。

我が足元の曾於市民の医療従事者でありますから、実態を調べた上で答弁をしていただきたいんですよ、ですよ。再度、後ほどでいいから答弁をしていただきたいと思います。そうした医療従事者関係からも要望が出されているために、私質問しているんですよ。私の一人勝手な質問じゃないんですよ。

まず、今後のコロナ対策でございますけども、先日の臨時議会があった日、終わってから全員協議会が開かれて、企画課長から具体的な数値も出されたですよ、5億2,000万円。それまでは4億ってことで出されて、私もそれを、その数字を使つての臨時議会での質問であったんですが、具体的に5億2,000万円という数字も全員協議会で課長から出されたためにそれを基にして、私だけでないと思うんですけども、議員は頭に入っていると思うんですよ。ですから、今回が4億2,000万、差し引きまして約1億円がいつ頃かなという、先ほどの単純な質問だったんです。

ですから、これまでの経過がありますので、1億円が本当に期待できるのか、どれだけ入ってくるのか定かでないということでございますけども、いずれにいたしましても、1億円が宙に浮いたわけじゃないでしょうから、答弁をしてください。

先ほどの、こだわるようでありますけど市長答弁でございます。

やはり、この1億円、2億円を交付金で使うのか、あるいは、その中で一般財源、財調基金をどれだけ使うのかというのは非常にこれは大事な問題ではないかと思えます。金額があまりにも大きいからでございます。ですから、くどいようでありますけども、先日の臨時議会では、私の質問に対して、これまで使った2億5,065万円の財調からの繰入れについては交付金は使わないという、言葉の表現は議事録見ないと分かりますけども、明確な答弁だったんです。これは、同僚議員も記憶に

あるし、お二人の副市長も記憶あるでしょ。もう蒸し返したくない、今日で終わりにしたいと思うんですよ、議事録見たら。ですから、私も率直に評価したんです。ある意味では高く評価したんです。しかし、それでもやはり金額があまりにも大き過ぎますので、一般質問で重ねて確認の意味を含めて私質問したんですよ。そして、一転してといいますか、市長答弁は、臨時交付金の一部はこれまで使った財源に回すということで、本日提案されております。それをどうのこうのということは私はもう言いたくないんです。

もし、そうした1億単位のお金が組替えをするんであったら、先日の一般質問の答弁の中で、この間の経過から、一応言いまして誠実な答弁をしてほしいんです、誠実な。これが議会論議におけるお互いの信義を深めることにもなるでしょ、少なくとも。これは、市長だけではなくて、私を含めて議員にとってもそういった誠実な対応は必要だと、自分を戒めて質問しているんです。そうした誠実な対応と答弁が欲しいなと思っております。その点で、くどいようでありますけど、再度答弁をしてください。誠実な対応、もうこれ以上は質問いたしませんので。

次に、お茶農家に対してでありますけども、細かいですけども1万8,000世帯を対象として、自治会に入っていない世帯が5,300世帯、5,300世帯については支所並びに市役所に取りにきていただきたいって。大体、この1,000円相当のお茶を、どれだけの自治会に入っていない方が取りにくるのかと聞いたところ、やはり基本的には全員というか、1万世帯を目標にしているという課長答弁であったでしょう、それでいいのでしょうか。

これ、お茶余ったらどうするのかを含めて、そう難しいことではないかもしれんけども、やはりこの点は歩留りというか、考える必要はないのかということでございます。

先ほどの10万円給付の場合は、驚くというか、ほとんどの方々が10万円ですから受けられましたけども、1,000円相当のお茶の場合もそうなるのかという単純な質問なんです。答弁をしてください。

最後に、有機センターの堆肥を配布することについて、まず、大きな農家に対しても一律1台という捉え方、こうした捉え方にしてありますけども、もっと幅を膨らまかして対応する必要性はないのか、まだ改善の余地があるかと思うんですが、再度答えていただきたいと考えております。

最後に、6万8,000円しか予算計上されていないという点でございます。

実際は、1,900万円前後予算を使うわけでしょ、つまり、市の施設とはいえ、有機センターの堆肥が1,900万円前後、言わばなくなるわけです。ですから、それが本来だったら、この基本的には有機堆肥として販売して収入に入る部分でしょ。そ

の収入に入る部分が、だから市の提供によって少なくなるわけですから、何らかの形でその分を含めて予算計上した上で、今回、あるいは少なくとも新年度当初予算で計上すべきでしょ。

質問でありますけども、単純化して質問いたします。新年度予算の当初予算において、1,900万円前後減額して収入で入れてありますか。ということを含めて答弁していただきたいと思っております。

ちょっとこのような議論は、私は初めてなんですよ。1,000万円、2,000万円の予算が何らかの形で予算計上されないまま、今回の予算がいいかどうかは別にいたしまして、当初予算を含めて議論されているという。これはどう考えても、私は素人から見たらおかしいって、一般の市民感覚から見たら納得がいかないんですけども、再度説明してください。本当にいいんでしょうか。

○議長（土屋健一）

徳峰議員に申し上げます。ただいまの発言については、議題外にわたっておりますので注意してください。

○19番（徳峰一成議員）

具体的に言ってください、具体的に。

○議長（土屋健一）

例えば、医療従事者の件はこの議題には入っておりません。

○19番（徳峰一成議員）

それは狭い範疇ですよ。議長は狭い範疇でおかしいでしょ、狭い範疇での議長の指示ですよ、狭い範疇の、おかしいわ、これは……

○議長（土屋健一）

会議規則第55条発言の内容の制限であります。

会議を続行します。

○市長（五位塚剛）

コロナの予算の関係で、いろいろ指摘を受けました。私たちもコロナ対策で市民に対してどういう事業が本当に救済になるかということ、何回も何回も議論いたしまして、早く救済のための予算を出そうということでした。それが今までの、これまでの予算の出し方でありました。

それで、国からの交付金が、今第3次まで来ておりますけど、この交付金を市が全部目的を持って使わないと、これはもう国に返金することになります。これが流れでございます。ですから、国のこの交付金事業を使って有効的につくっていくというのも、我々行政の役目でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

ただ、その説明の中で議会の皆さんたちに、予算の組替えは当然ありますという

ことを前提として言わなかったのは、本当に申し訳ないというふうに思っております。

あとのその堆肥の問題であります。このことについても、かなり私たち行政も議論をいたしました。正直なところ、これが正しかったのかどうか分かりません。要するに、市が歳出の部分を、市の予算を、堆肥をどういうふうにして予算を組めば、会計上も非常に悩みましてこういうような提案をいたしましたけど、議会のほうがこうしたほうがいいということが決定されれば、そのようにしていきたいというふうに思います。

あとは、各担当課長から答弁させます。

(何ごとか言う者あり)

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

私のほうからは、お茶の配布の方法についてということでございます。

先ほどの答弁で、若干、私1万世帯と答弁したのかどうかちょっとあれですけども、総体が1万8,000世帯ということで、そのうちに自治会の加入世帯を1万2,700世帯と未加入が5,300世帯というふうに捉えておるところでございます。

議員のおっしゃる歩留りといいますか、私どもは全世帯にやはり配布をしたいというふうな形で取り組みますので、全員の方にやはり受け取っていただきたいということで、予算立てをしているところでございます。

それから、堆肥の関係でございますが、そのやはり量的なもの、経営に応じた量ということでございますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、やはりこの堆肥を使っていただくということも目的の一つでございます。確かに10haほど作っていらっしゃる方については微々たる量であるかもしれません。しかしながら、この堆肥の効能といいますか、作物、土作りに関しては重要なんだということを認識していただきたいという思いがございますので、こういった形にさせていただいたところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

農林振興課長をはじめとして担当課長が頑張っておられますので、私はこの堆肥やお茶を含めて、とにかく一刻を許さず早急にやるということが非常に大事であって、言葉は適当でないかもしれんけど、少々荒っぽいやり方であってもいいと思うんです。そういった立場でどんどんやっていくという点で、農林振興課長含めて担当課長誤解のないように、企画課長もですね。とにかくどんどんやっていくと。多少いろいろあったとしても、どんどんやっていくということで、細かい点にはこだ

わる必要ないという点で御了解をいただきたいと考えております。

この有機堆肥についても、同様でございます。細かいことはもう、質問がありましたけども、そのような大きな気持ちで私言っておりますので。

先ほどのこの答弁漏れでありますけど、3回目でありますけども、何らかの形で予算計上すべきと。これはもう当たり前のことですよ。何らかの形で今回するか、新年度予算ですか。予算計上してないのを説明書に書いてあって、私たちはそれを基にして質問しているか、そうした私だけでなくって同僚議員質問しているわけです。当然のことでありますわね。それが、だけでも肝心な予算が入っていないと、これをどうしますかという単純な質問しているんですよ、私を含めて。

先ほど答弁漏れありましたけれども、新年度当初予算で有機堆肥の減額約1,900万円前後が予算計上されていますか、そのことをもう1回答弁してください。いずれにいたしましても、これは一時不再議の議会との関係がありますので、特に同僚の総務委員会の皆さん大変でしょうけどもよろしくお願いします。

以上ですが。

(何ごとか言う者あり)

○市長（五位塚剛）

今言われるように、早く事業をしたいという思いで提案をいたしましたけど、今言われる市の堆肥については、歳入と歳出を何らかの形にきなさいと言われれば、私たちも今後検討はしてみたいと思います。ぜひ皆さんが納得できるように進めていきたいというふうに思います。

(何ごとか言う者あり)

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、配付いたしております議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時44分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第20号 押印の省略に伴う総務常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第22 議案第21号 曾於市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

日程第23 議案第22号 押印の省略に伴う建設経済常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（土屋健一）

日程第21、議案第20号、押印の省略に伴う総務常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定についてから日程第23、議案第22号、押印の省略に伴う建設経済常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定についての以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

質問の第1点は、今回のこの議案については、国の法律あるいは政令、省令あるいは文書何らかの曾於市にも連絡通知等があったと思うんですが、何を根拠にして今回の改正であるのか、提案であるのかが質問の第1点でございます。

それから、質問の第2点目は、先ほども同僚議員と議論したんですけども、今回の提案は、曾於市の無数というか、多くの押印をすべき文書等から見て本当ごく一部だと思うんですけども、もし答弁準備されていたら、現在、市が扱う文書の種類等は、押印を要する、どれぐらいに上るのかどうか、その中で今回提案されているのは大体どれぐらいに当たるのか、1%にも満たないと思うのですが、これは質問の第2点目でございます。

第3点目は、今回の提案をきっかけとして、今後さらに押印しなくてもいいと、場合によってはサインでもいいというのを広げる見通しや考え方が一定あるのかどうか。

以上でございます。

○市長（五位塚剛）

国の押印をしなくてもいいというのが非常に話題になりまして、具体的に事業が進んでいるようでございます。

私たちもこのことについて議論をいたしまして、もう現在既に個人の、本人の認めるが要らないという文書については、もう指示をいたしまして進めているところで

ございます。

ただ、本人の確認、本人の意思がどうしても必要な実印等を求めなきゃならないもの等については、引き続きそれについては進めていきますけれども、全体的な数字等について、また、内容等についての答弁させたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

今回の提案の根拠でございますが、国におきまして規制改革・行政改革担当大臣ということで、メディアでもいろいろあったところでございますが、地方公共団体における押印見直しマニュアルというものが県を通じまして市町村にも届いているところでございます。これに基づきまして、押印の手続の見直しを進めるように求められたものでございます。

その理由でございますが、将来的にはデジタル化の推進ということで、例えば、押印はなくても本人と確認ができれば押印なしでも例えばメール等で、書類を役所等に届けられるということによりまして、密を避けるということもあるし、事務の簡素化というのがあるところでございます。そのようなところで、国からの通知に基づきまして、曾於市におきましては少し早めに取り組んでいるというような状況かと思えます。

数でございますけれども、現在1月15日の市報等にも載せましたけれども、現在170種類の様式の押印廃止をもう既に行っているところでございます。これ以外にも、今回の条例全部で7件、今提案をいたしておりますが、条例の7件、それから規則あるいは要綱等も370件ほど、条例、要綱の数で370件ほどございます。そのようなものにつきましても、国の法令に基づかないもの、国の法令では押印を求めているものを除きまして、4月1日から今回条例を可決していただきますと、規則も同じように改正をいたしまして、4月1日から370件ほどの規則を改正して進めていく予定でございます。

そのほかに各課にいろいろ調査をしましたところ、国・県の法令により取組が現在のところ不可能というのが386種類ほどございますので、今後、国・県も進んでこれを進めて押印廃止を進めていくと思っておりますので、それに応じてこの386件部分についても押印廃止を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

課長答弁では、市町村に国から県を通してマニュアルが示されて、通知という表現でありましたけれども、このマニュアルは確認いたしますが、法律・政令・省令等の中でどの範疇といいますか、根拠に基づくものであるのか、これが第1点で、

再度の確認方々の質問であります。

2番目については、それに基づきまして、市としては今回条例7件でございますけれども、これまで言わば議会議決を必要としない規則廃止、4月1日現在で370件ということですね、これももう1回確認してください。

そして、386、これは種類という表現でありましたけれども、386種類については、やはりこの法律等の改正かあるいは条例等の改正かが質問でありますけれども、必要とするということで、そう簡単に、単純にできないというふうに受け止めていいのかどうかですね。となりますと時間がかかります。で、例えば、もう印鑑登録等、住民票とかですね、そういったのは押印としては現状難しいと思いますが、それは386種類の中に入るのかどうか、一応確認でございます。

で、今後の方向性としては、特に386種類、今後の方針計画ですね、一定議論がされておられたら今後の手順等について一応数字上にのせていたら報告をしていただきたい思います。

以上です。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。答弁漏れがありましたら、また後ほどまた指摘をいただきたいと思います。

まず、通知は何かということでございますが、まず一番最初は、昨年の令和2年7月17日の閣議決定によりまして、規制改革実施計画というのが閣議において決定をされました。

それを受けて、その中に押印の廃止等がたくさん何か所か出てくるところでございます。これを受けて、河野大臣でしょうかね、河野大臣がいろいろとメディアで発表されたものというふうに思います。

その後、通知ではございませんで、通知というのは、県の鹿児島県総務部長のほうから市町村長宛に来ているものでございまして、これは通知というところから来ております。その中に、国の規制改革・行政改革担当大臣から県知事に来た文書がついておりまして、その下にこの地方公共団体における押印見直しマニュアル、内閣府が作成したものがついているものでございます。その中に、押印廃止等を進めていただきたいというような旨が書いているところがございます。通知そのものは、通常の通知で来ているというものでございます。

それから、4月1日からが370件ということでございますが、規則、要綱等につきましては370件でございます。あと386種類でございますが、国・県の法令、国の法令あるいは県の条例、これらに基づくものが今把握している段階では386種類ありまして、今の段階では4月1日に即廃止というのはできませんけれども、国が市

町村に、地方公共団体にこのようなことを求めている以上、国も早めに改正をしていくのではないかと思いますので、それに準じて早めに改正できるのではないかと我々も思っているところでございます。

先ほど、少しあったかと思いますが、例えば、住民票等の請求の印鑑等も既に1月15日時点で既に廃止をいたしております。それは国の法令等に基づきませんので、そして市の条例・規則にも基づきませんので、それにつきましては既に廃止をいたしております。もう既に173件、先ほど申し上げましたけれども、そのようなものにつきましては廃止をしているところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案3件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第20号、押印の省略に伴う総務常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、曾於市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、押印の省略に伴う建設経済常任委員会所管の関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

-
- 日程第24 発議第1号 曾於市議会会議規則の一部改正について
日程第25 発議第2号 曾於市議会全員協議会規程の制定について
日程第26 発議第3号 曾於市議会委員会条例及び曾於市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

日程第24、発議第1号、曾於市議会会議規則の一部改正についてから日程第26、

発議第3号、曾於市議会委員会条例及び曾於市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○18番（迫 杉雄議員）

お疲れさまです。

日程第24、発議第1号から日程第26、発議第3号まで別紙のとおり、地方自治法第112条及び曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出し、一括して説明いたします。

令和3年3月2日。曾於市議会議長、土屋健一殿。提出者、曾於市議会議員、迫杉雄、賛成者、同上、岩水豊、宮迫勝、今鶴治信、原田賢一郎、渡辺利治、海野隆平。

まず、発議第1号、曾於市議会会議規則の一部改正について説明いたします。

標準市議会会議規則における地方議会議員の本会議や委員会への欠席理由及び請願に関する押印の規定の改正並びに地方自治法第100条第12項の規定による協議等の場として、曾於市議会全員協議会を会議規則に規定するため現行規則の一部を改正する必要があることから本案を提案するものであります。

次に、発議第2号、曾於市議会全員協議会規程の制定について説明いたします。

曾於市議会会議規則の第7章に協議の場として、曾於市議会全員協議会規程を会議規則に加える一部改正とすることから新たに規程を制定するため、本案を提案するものであります。

次に、発議第3号、曾於市議会委員会条例及び曾於市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について説明いたします。

押印の省略及び改元により平成を削除するため、本案を提案するものであります。

一部改正案、制定案、別紙のとおりですので、御参照ください。

以上、決議くださいますようお願いいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、発議3件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、発議第1号、曾於市議会会議規則の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号、曾於市議会全員協議会規程の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号、曾於市議会委員会条例及び曾於市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月11日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 4時00分

令和3年第1回曾於市議會定例会

令和3年3月11日

(第6日目)

令和3年第1回曾於市議会定例会会議録（第6号）

令和3年3月11日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第6号）

- 第1 議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
（総務常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第2 議案第9号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第3 議案第10号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について
第4 議案第11号 曾於市手数料条例の一部改正について
（総務常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第5 議案第12号 曾於市国民健康保険給付支払準備基金設置条例の一部改正について
て
第6 議案第13号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について
第7 議案第14号 曾於市介護保険条例の一部改正について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下5件一括議題）

- 第8 議案第15号 曾於市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止について
第9 議案第16号 曾於市道路占用料徴収条例の一部改正について
第10 議案第17号 曾於市都市公園条例の一部改正について
第11 議案第18号 曾於市営住宅条例の一部改正について
第12 議案第19号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について
（建設経済常任委員長報告）

- 第13 議案第23号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第13号）について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第14 議案第24号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
第15 議案第25号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

第16 議案第26号 令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

第17 議案第27号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）
について

第18 議案第28号 令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について

第19 議案第29号 令和2年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

（総務常任委員長・建設経済常任委員長報告）

第20 議案第37号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第14号）について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いずみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	渕合昌昭	7番	宮迫勝
8番	今鶴治信	9番	九日克典	10番	伊地知厚仁
11番	原田賢一郎	12番	山田義盛	13番	大川内富男
14番	渡辺利治	15番	海野隆平	16番	久長登良男
17番	谷口義則	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	土屋健一				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚剛	教	育	長	瀬下浩
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長	橋口真人	
副	市	長	大休寺拓夫	学校教育課長	川路道文	
総	務	課	長	今村浩次	社会教育課長	内山和浩
大隅支所長兼地域振興課長	徳留弘	農林振興課長	竹田正博			
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商工観光課長	安藤誠			
企	画	課	長	外山直英	畜産課長	野村伸一

財 政 課 長	上 鶴 明 人	耕 地 課 長	小 松 勇 二
稅 務 課 長	山 中 竜 也	建 設 課 長	新 澤 津 順 郎
市 民 課 長	岩 元 浩	水 道 課 長	德 元 一 浩
保 健 課 長	櫻 木 孝 一	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	桐 野 重 仁
介 護 福 祉 課 長	福 重 弥	監 查 委 員 事 務 局 長	吉 元 剛
福 祉 事 務 所 長 兼 福 祉 課 長	竹 下 伸 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 山 純 一

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（土屋健一）

日程第1、議案第4号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

議案第4号については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案7件を、3月3日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第4号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための特別措置等に関する法律の規定に基づき、恒吉辺地における公共的施設を整備するものです。

道路幅員の違いについての質疑に対し、幅員を大きく取れない地形・地質によるものであるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の第4号の辺地に係る総合振興計画について質問をいたします。

先日の本会議での議案質疑でも質問いたしましたが、今回、この関係のある恒吉地区の市道整備をはじめとして、市当局から7か所ほどのこの辺地債を利用した道路整備について報告がありました。質疑でも質問いたしましたが、全てが毎年わずか100m前後ほどの整備で終わっておりまして、結果的に10年あるいはそれ以上全体の事業費が整備されるまでにはかかるのではないかと、こうした整備の在り方も含めて再考すべき、そうした点はないかといった立場の質問をしましたが、これ

らを含めて委員会審議の中、踏み込んだ質疑がされていたら御紹介をしていただきたいと思います。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいま徳峰議員の質問に対してお答えいたします。

辺地債が100m前後であるが、10年以上かかるということで、こういう点に対する審議がなされたかという質問でございました。委員会では総括質疑も出ましたけど、全体の国の枠が500億円前後であるということで、曾於市には1億円前後の枠が来るということで、その点について幅員を7mから5.5mあるので、5.5mにして距離を伸ばす方法は取れないかという質疑に対しまして、幅員を大きく取れない地形・地質によるものであるという答弁があったところです。それ以上の意見はなかったところであります。

○19番（徳峰一成議員）

先日も質問いたしましたけども、委員会審議の中で、先日当局から報告、答弁がありました、辺地債を活用した市道整備については7か所が報告ありましたけども、今後そのほかに、こうした辺地債を使うか使わないか別として、辺地債が適用対象となる市道の、そして整備が必要な箇所がどれぐらい曾於市内には今見られるかが、審議されていたら紹介をしていただきたいと思います。

2点目、先日の質問に関連いたしまして、ただいま、委員長報告にありましたように、どうしても国の全体予算が辺地債については枠がありまして、曾於市の場合も1億円前後ですか、限られておりまして、しかし、いわゆる辺地債を活用した望むべきそうしたいいわゆる行政需要と見られる市道は少なからずあるわけですね。その点で今後、ほかの起債を活用した点も考慮すべきではないかといった、踏み込んだ質疑がなされてたら報告していただきたいと思いますと考えております。そうすると結果として、ますます辺地対象の地域の道路整備が遅れて、過疎化が一層進むことが危惧される点があるのではないかとといった立場からの質問でございます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

今回は予算審議に出たのが、恒吉辺地の2路線だったために、そういう意見は委員会では出なかったところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第9号 曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第10号 曾於市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第4 議案第11号 曾於市手数料条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、議案第9号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第4、議案第11号、曾於市手数料条例の一部改正についての議事3件を一括議題といたします。

議案3件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第9号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

本案は、現に在職する市長の退職手当を不支給とするための措置として、同市長が退職する日の属する月における給料月額を改定するため条例の一部を改正するものです。

特別職報酬等審議会の答申についての質疑に対し、審議会では、給料月額をゼロ円に改定することについては様々な意見があり、その適否を明確に判断するには至らず、審議会としての意見は統一できなかったとの答申であったとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関連する規定を改正するものです。

なお、本案に対する質疑・意見は特になかったところです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号、曾於市手数料条例の一部改正について。

本案は、手数料を徴収する事務のうち、字絵図面閲覧及び字絵図面謄本を削除し、航空写真を加えることに伴い、関連する規定を改正するものです。

航空写真の更新は何年かとの質疑に対し、5年であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の第9号の曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ただいまの委員長の報告の中で、特別職報酬等審議会の答申についての質疑に対して、給料月額をゼロ円に改定することについては様々な意見がある。審議会としての意見を統一できなかったということで、様々な意見というのが、もし委員会審議会の中で具体的に質疑がされていたら報告をしてください。これ1点です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

この報酬等審議会に対する内容については、非公開であるということの説明でございました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第9号、曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

○7番（宮迫 勝議員）

議案第9号、曾於市特別職の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

首長などの退職金については、受け取らない自治体が全国的に増えています。お隣の志布志市でも市長が表明されています。委員会の審議の中では退職金の受け取りをしないということは、法律違反ではないとの答弁もありました。さらに、今回の条例改正は五位塚市長にだけ適用するものであり、公約どおりに退職金をゼロにする条例改正に賛成し、討論を終わります。

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、曾於市国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、曾於市手数料条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号 曾於市国民健康保険給付支払準備基金設置条例の一部改正について

日程第6 議案第13号 曾於市国民健康保険条例の一部改正について

日程第7 議案第14号 曾於市介護保険条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第5、議案第12号、曾於市国民健康保険給付支払準備基金設置条例の一部改正についてから日程第7、議案第14号、曾於市介護保険条例の一部改正についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案8件を、3月3日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第12号、曾於市国民健康保険給付支払準備基金設置条例の一部改正について。

本案は、国民健康保険制度改革により療養諸費の審査支払手数料、葬祭諸費及び出産育児諸費を除く保険給付費について、全額が県補助金の交付対象とされたことに伴い、主に保険給付に要する費用の支払いを設置目的としてきた基金を国民健康保険事業全般のための基金とするために改正するものです。

改正の具体的な内容についての質疑に対し、これまでは療養給付費等の財源が不足した際に、基金を繰り入れてきたが、今後は県から全額補助金として交付対象となったため、国民健康保険事業を実施する際、財源が不足する場合において、当該不足を補うための財源に充てるときに限り、基金の全部または一部を処分できるようになったとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号、曾於市国民健康保険条例の一部改正について。

本案は、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたことに伴い一部を改正するもので、これまで同法の附則の中に位置づけられていたものが削除され、新型インフルエンザ感染症等と位置づけられたことにより、文言等の修正等所要の措置を講ずるものです。

改正により新型コロナウイルス変異株のウイルスなども対象となるかとの質疑に対し、対象については変わりはないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号、曾於市介護保険条例の一部改正について。

本案は、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、第1号被保険者の介護保険料に関して不利益が生じないよう見直しを行うこと及び新型インフルエンザ等の対策特別措置法等の一部改正する法律の施行により、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたことに伴う改正並びに令和3年度から令和5年度まで、第8期介護保険事業計画中の第1号被保険者の保険料の額を定めるために改正するものです。

改正に至った経緯についての質疑に対し、通所サービスが伸びてきた関係で、令和3年度は1億1,000万円ほどの財源が不足するため、第8期介護保険事業計画において、3年間の総給付費から第1号被保険者が納付すべき金額(23%)を算出し、調整交付金と基金を繰り入れて差し引いた金額を基に算定した結果、保険料が14.7%増加し、月額853円増の6,669円の標準月額になったとの答弁がありました。

不足する1億1,000万円を一般会計から繰り入れると国からペナルティーはあるかとの質疑に対し、ペナルティーがあると聞いていないが、他の自治体で会計検査時に指摘があったと聞いていると答弁がありました。

低所得者の保険料軽減についての質疑に対し、第3段階まで保険料の軽減があるとの答弁がありました。

委員より、国の負担割合を増やすように働きかける必要がある。不足する財源を

一般会計から繰入れすべきではないかとの意見がありました。

今後、第8期からの展望についての質疑に対し、通所等が年々伸びており、団塊の世代が75歳に到達する2025年問題もあり、介護認定が増加すると給付費が伸びてくると思われるので、今後も認定サポーター制度や体操教室など介護度が上がらないよう介護予防に力を入れ、伸びを抑えていきたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会として、本案について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○7番（宮迫 勝議員）

1点だけお伺いします。議案第14号、介護関係で、委員会の中で国の負担割合を増やすよう働きかける必要があるという意見があったということでした。委員会の中で意見書等を上げようではないかということは、これ以上なかったのか、この1点だけ確認します。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

委員会の中では、その意見がありました。最終本会議について発議として出したという意見でした。終わります。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第12号、曾於市国民健康保険給付支払準備基金設置条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、曾於市国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、曾於市介護保険条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

私は、議案第14号、介護保険条例の改正には反対をいたします。

反対する理由は引上げ幅が14.7%、1人平均で1か月853円とあまりにも大きく、新型コロナ禍の下で市民生活が厳しい中、引上げについては凍結と中止を求める立場からの反対であります。

最終本会議の、ただいま宮迫議員から質疑がありましたが、国に対して被保険者の負担軽減を求める議員発議については、当然のことながら賛成であります。このことも大事なことであります。しかし、今回の大幅引上げは以下に述べます引上げの算定の在り方にも問題点がありまして賛成できません。

第1点、介護給付費の今後3年間の伸びを初年度3.19%、2年目1.86%、3年目2.18%としております。特に初年度を3.19%多くいたしますと、介護保険は3か年事業であるために今回の引上げ率に大きく影響を致しております。1%違うだけで年間数千万円に近く、そして大きな誤差が生じてきます。ちなみに3年前の初年度は1.29%、6年前の初年度は伸びが1.05%とされておりました。今回は国の介護保険報酬の引上げ0.7%ほどを考慮したとしても、3.19%の伸びに妥当性があるか判

断が分かれるところであります。

第2点、市は14.7%引上げの計算の根拠として、今述べた3か年の給付費の伸び合わせて7.23%の伸びを前提としております。一方、被保険者1万4,259人の今後3年間の所得の伸びは計算に入れておりません。

第3点、14.7%の引上げとした市の算定の在り方にも疑問と問題点があります。

委員会審議でも私は具体的資料を示しましたが、私の試算では年間3,448万円必要以上の引上げを市はしているのではないかと。

第4点、市の介護保険の基金積立ては、本年度末で1億3,000万円になると見られます。問題なのは、この1億3,000万円を今後の3年間の給付費の伸びからくる財源の穴埋めに計算として入れていないという点であります。委員会審議での私の指摘に、市は私の指摘が間違っているとは答弁がありませんでした。つまり、今回の引上げは、3年間の財源不足分を被保険者の保険料引上げだけから計算しているのであります。

ですから、市の基金からの今後3年間の初年度3,000万円、2年目、3年目、それぞれ4,000万円の予算上取崩しを行ったとしても、予期せぬ介護給付費の大きな伸びがない限り年度末には基金繰入れに対する基金の繰戻しを行うこととなり、今後も基金は少なからず残るものと思われまます。このことは本年度を含めて過去3年間にも毎年見られた事例であります。

最後に5点目、一般質問でも特に指摘した点であります。加入者が9,737人の国民健康保険は、新年度、市は一般会計から2億5,000万円を繰り入れて値上げを抑えております。しかし、加入者が1万4,250人の介護保険は一般会計から値上げ回避の予算措置を行っておりません。言わばまま子扱いをしている点を指摘せざるを得ません。

今回の大幅引上げによる3年間の増税額は、約3億6,000万円であります。今まで指摘した年間3,448万円、3年間で約1億円の必要以上の引上げ、加えて1億3,000万円の基金が引上げの計算に入っていない、この2つだけで合わせて2億3,000万円となり、3億6,000万円から差し引くなら1億3,000万円ほどの財源不足となります。1年間に四千数百万円の財源不足となります。国民健康保険のように、この四千数百万円を一般会計から繰り入れはできなかつたものかどうか、そうすれば、値上げは基本的には回避できたのではないかとといった疑問点が残ります。

以上、述べた点を含めて、市はもっと慎重に深い分析の基に市民の生活の視点でやるべきではなかつたかといった点があり、こうした疑問が残るために、今回の条例改正には賛成できず反対であります。

○議長（土屋健一）

賛成の討論はありませんか。

○7番（宮迫 勝議員）

ちょっと会派で分かれて申し訳ないんですけども、議案第14号、曾於市介護保険条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

介護保険制度ができてから約20年。3年ごとの改定のたびに保険料が引上げられてきました。3年前の第7期の改定時には私たちの議会の要望もあり小幅な引上げで済みましたが、その影響もあり今回の14.7%引上げになった一つの要因と思い、責任の一端を感じています。引上げをしないことにこしたことはありませんが、介護保険の制度上3年先、6年先のことを考えた場合、緩やかな引上げが望ましいと思います。市長も議会も引上げはしたくないのが本音であります。

最後に、国の負担割合を増やすように曾於市議会として賛成、反対関係なく、国に意見書を出すことを提案して討論を終わります。

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号 曾於市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止について

日程第9 議案第16号 曾於市道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第10 議案第17号 曾於市都市公園条例の一部改正について

日程第11 議案第18号 曾於市営住宅条例の一部改正について

日程第12 議案第19号 曾於市地域振興住宅条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第8、議案第15号、曾於市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止についてから日程第12、議案第19号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正についてまでの以上5件を一括議題といたします。

議案5件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を

終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案9件を、3月3日に委員会を開き執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第15号、曾於市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止について。

本案は、本基金の設置目的と同趣旨事業が国において実施されたことに伴い当該基金を廃止し、基金残高3,000万円を繰入れとして処理するものです。

長年活用されていない基金の一つとして、委員会で指摘していたものであります。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号、曾於市道路占用料徴収条例の一部改正について。

本案は、電柱や電話柱の占用料の額を改定するものです。改正により占用料が約8%減額する見込みであるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号、曾於市都市公園条例の一部改正について。

本案は、大隅町鳴神町に位置する鳴神公園を都市公園として管理するため追加するものです。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号、曾於市営住宅条例の一部改正について。

本案は、ビューテラス桜ヶ丘建設に伴い、1棟5階建て38戸の集合住宅を市営住宅に追加するものであります。

入居予定についての質疑に対し、現在桜ヶ丘団地からの再入居が19戸、政策空家からの入居が2戸であるとの説明がありました。

委員より、残り17戸の入居の募集を早めを実施し、全戸入居となるようにとの意見がありました。

また、条例施行が4月1日であるので、それまでに建物の引渡しを完了することが、前提であるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について。

本案は、末吉町深川の原口西団地に2戸、末吉町南之郷の見帰団地に1戸、大隅

町恒吉の恒吉団地に1戸を追加するものであります。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案の第18号の市営住宅条例の一部改正について質問をいたします。

今回のこの市営住宅、約10億円事業でありますけども、PFI方式と呼んでいいのかどうか、あるいはPFI方式を基本としていいのかどうか、この事業での今回の建設であります。幾つかの教訓点があると思われませんが、そのことについて審議がされていたらお聞かせください。

さらに、今後の、ただいまの委員長報告とダブる点があって申し訳ないんですが、入居の選定の在り方、今まで旧住宅に住んでいた方はもちろん優先されるとして、それ以外の入居住宅の希望者、予定者に対しての選定の在り方、あるいは今後の在り方について、さらに住宅周辺の市有地の土地利用の在り方などについて議論がされていたら報告してください。

次に、議案の第19号、地域振興住宅条例の一部改正について質問をいたします。

本年度建設の4戸について、まず入居の希望者がそれぞれ何戸あったのか。次に、入居前の住所地はどこにおられて来られたのか。さらに、特に恒吉団地に入居予定については、個人的に持っていますが、子供数が少ないために評価したい点になりますが、入居される1戸の子供の人数がもしお分かりなら報告してください。さらに、4戸の宅地面積あるいは今後の地域振興住宅条例の役割等について、議論がされていたら報告してください。

以上です。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

まず、議案第18号については、今回は市営住宅にビューテラス桜ヶ丘を追加するもので、追加するための条例改正でありますので、PFI方式についての議論さらに入居者の選定については、先ほど報告したとおり、住宅周辺の市有地の利用については、議案外でありますので議論しておりません。

次に、地域振興住宅条例改正についても、同じく、この4戸を市営住宅に追加するものでありますので、入居の内容については、個々の入居者の世帯の人数とかについては、議論しておりませんが、1戸希望がありましたが辞退があったということだけを議論しただけであります。また、今後の市営住宅の役割等については、議案外でありますので議論しておりません。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの委員長報告の中で4戸の中で1戸については、もう入居予定者が一応
辞退だったということで、これから入居するまさに建設が完了した段階で、ちよっ
と珍しいことじゃないかと思うんですが。

[何ごとか言う者あり]

○19番（徳峰一成議員）

4戸、それだったら分かります。じゃよろしいです。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第15号、曾於市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止について
討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決で
あります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めま
す。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に議案第16号、曾於市道路占用料徴収条例の一部改正について討論を行います。
反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、曾於市都市公園条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、曾於市営住宅条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、曾於市地域振興住宅条例の一部改正について討論を行います。
反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

————— . ——— . —————
日程第13 議案第23号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第13号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第13、議案第23号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第13号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第23号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第13号）について（所管分）。
本案は、各事業の確定及び執行見込みなど精算的なものによる増減が主なものです。

審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

財政課関係では、自動体外式除細動器の21万9,000円の減額についての質疑に対し、当初35万1,000円の予算を計上していたが、13万2,000円の入札結果によるものであるとの答弁がありました。

総務課関係では、新型コロナウイルス感染症による新規採用職員研修等の影響についての質疑に対し、宿泊せず、日帰り研修で対応したとの答弁がありました。

企画課関係では、財部地区の宅地分譲整備事業の状況についての質疑に対し、開発行為・農地転用の許可待ちで、6月以降から工事に入り、令和3年度末で完成する予定であるとの答弁がありました。

古民家再生事業についての質疑に対し、6月に1件申請があったが辞退され、11月にも1件あったが取下げになったとの答弁がありました。

市民課関係では、塵芥収集及び運搬処理委託料の1,202万6,000円の減額の理由についての質疑に対し、財部地区の委託料について、2者による入札の結果によるものが主であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

議案第23号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第13号）について（所管分）。

本案は、各事業の確定及び執行見込みなど精算的なものによる増減が主なものであります。

審査過程での主な質疑内容の結果を報告します。

福祉事務所関係では、訪問給食サービス事業で828万4,000円が減額されていることについての質疑に対して、令和元年度は月平均506人が利用していたが、今年度は415人と減少し、入院、施設入所による減が主な要因であるとの答弁がありました。

幼児学園の現状についての質疑に対し、深川幼児学園が令和2年度から廃止しており、現在の入園者数は、高岡幼児学園3人、檜幼児学園9人、諏訪幼児学園46人であるとの答弁がありました。

また、3園の経営状況についての質疑に対し、3園から毎月報告を受けており、昨年からの無料化も始まって、親の共働き世帯が多くなり、保育所や認定こども園等に預ける傾向が高まっているとの答弁がありました。

委員より、厳しい経営状況が続いていると思うので、今後も存続できるように検討すべきものではないかとの意見がありました。

保健課関係では、国民健康保険特別会計繰出金で法定外繰出金2,000万円を繰り出すことになった要因についての質疑に対し、国保会計を精算する中で2,000万円が不足することとなり、今年度、繰出金の合計は1億6,900万円である。主な要因は、被保険者が1万人を切ったこと等により、県の交付要件基準が変わって減額され、県の特別調整交付金1,864万円の減額と県繰入金2号分1,328万8,000円が減

額になったとの答弁がありました。

介護福祉課関係では、介護保険特別会計繰出金が主なもので、特に質疑や意見はなかったところです。

教育委員会総務課関係では、奨学資金管理費の遅延損害金について返済が困難な方への対応はどうなっているかとの質疑に対し、相談を受けた上でその方の状況に合わせた形で延期や分納などの対応しており、今年度は3人の相談があったとの答弁がありました。

学校教育課関係では、学校活動支援員の確保についての質疑に対し、期限付教員が不足してギリギリの状況であり、支援員の中には教員免許を持ってない方もいるが、支援という立場であり、担任の指示によって支援に当たっているため、問題はないとの答弁がありました。

社会教育課関係では、新型コロナウイルス感染症による大会等の中止や規模縮小による減額が主なものであります。

末吉中央公民館整備事業の繰越明許費の補正について、公民館本体工事は当初の工期どおり3月26日に完成予定であるが、外構工事については今後、雨等の天候不良により工事が遅れる可能性があることから、外構工事の予算のみの繰越しであると説明がありました。

外構工事の内容と公民館のオープン予定についての質疑に対し、駐車場の舗装工事等が8,794万6,000円、ブロック積み等の附帯工事が1,350万8,000円で、5月初旬にオープン予定であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第23号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第13号）について（所管分）。

本案は、各事業の確定及び執行見込みなど精算的なものによる増減が主なものであります。

次に、主な質疑内容と結果を申し上げます。

商工観光課関係では、地域商品券発行事業のプレミアム無商品券が好評であり500万円の増額補正であるとの説明がありました。

農業委員会関係では、農地利用最適化推進委員より農業委員に選出された委員がいたため、空白期間が生じ、報酬等が減額になったとの説明がありました。

農林振興課関係では、メセナ住吉交流センターが、新型コロナウイルス感染症の

影響で大幅な売上減になったため、歳入で指定管理納付金350万円を皆減し、歳出では指定管理料として新たに1,100万円を計上したとの説明がありました。

支援の根拠はあるかとの質疑に対し、基本協定・年度協定により協議の申入れがあり、協議の結果、対応をすることになったとの答弁がありました。

委員より、さらなる経営改善をするようにとの意見がありました。

畜産課関係では、畜産クラスター事業補助金の減額についての質疑に対し、2経営体の辞退によるものであるとの答弁がありました。

耕地課関係では、現年発生農地・農業用施設災害復旧費で大内田頭首工の工事費が次年度への組替えとなったため、大きく変更したとの説明がありました。

事業の完成はいつ頃になるかとの質疑に対し、2年がかりの工事で令和4年度を見込んでいるとの答弁がありました。

建設課関係では、委員より、辺地対策事業、過疎対策事業等の道路改良工事が、繰越明許費として毎年度多く補正されているが、当初予算で計上されている事業については、早期発注に努め、年度内に完成できるよう計画的に執行すべきとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、総務委員長に2点質問いたします。

この13号補正は、基本的には年度末の補正でありまして、委員長報告にも冒頭ありましたけれども、多くが精算的な内容であります。その中で特に歳入で目指すといえますか、大きい一つが、財政調整基金の13億7,265万2,000円のいわゆる繰戻しであり、また同様にふるさと基金の9,660万円の繰戻しが特徴の一つじゃないかと見られます。これらを含めて年度末における曾於市の財政についての議論が深めら

れていたら報告をしてください。

次に、説明書の157ページ、企業誘致関連の3,320万円の減についてでございます。毎年、年度末になりますと、残念と言いますか、こうした少なからず補正減が計上されております。このことで議論が深められていたら報告してください。

今の厳しい国内外の情勢を反映しての表れかと言えますけれども、議論があったら報告してください。

次に、建設経済委員長に2点質問をいたします。

まず、説明書の256ページでございます。先日の総括質疑でも質問いたしましたし、ただいまの委員長報告の中でも丁寧に報告がされております。メセナ住吉交流センターの管理費の1,100万円の指定管理料についてでございます。委員長報告にありますように、基本的には年度協定並びに基本協定に基づきましての今回の1,100万円の予算計上ではありますが、この1,100万円を算定した根拠としての基準が、まだ曾於市の指定管理料については見られないのであります。そうした点から、改善すべき点が議論が深められていたら報告してください。

次に、319ページの農地・農業用施設災害復旧費の5億1,832万円の大きな減額であります。これも大きな部分は頭首工のいわゆる繰越明許に関わる次年度への予算計上が大きな部分であります。これらを含めて、こうした年度末における災害復旧関連の補正減について、議会サイドとして改善点が見られなかったか、教訓点はないか、議論が深められていたら報告してください。

以上、2点です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいま徳峰議員より2点質問がございました。

歳入で大きいのが財調の13億7,265万円、またふるさと基金の9,600万円の繰戻しであるということで、これを含め年度末に送る市財政についての議論がなされたかということであります。先ほども徳峰議員からありましたけど、今回は新型コロナウイルス感染症による事業の縮小、また中止による影響によって繰戻しが多かったところがございますが、その中で委員より、年度末の財政の見込みはどのくらいかという質問がありました。その中で国の特別交付税の交付が例年どおり3月20日以降であるため、その額がはっきりしないと分からないところであるが、今年は昨年度より災害等も多く、大きくは見込めない今のところであるということ、一応3億円を想定しているという答弁でありました。

それで、これからにもよりますけど、これから執行残の見込みにもよりますが、最終的に昨年並みにいくかどうかということであるが、今年は難しいんじゃないかという答弁でございました。それと。

[何ごとか言う者あり]

○総務常任委員長（今鶴治信）

財政調整基金の積立額です。失礼しました。それと、企業誘致関連の3,320万円の減についての議論がなされたかということでございましたが、先ほど委員長報告でしていただいた内容が主なものであり、この企業誘致関連の3,320万円の減については、意見が出なかったところでございます。

以上です。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

メセナ住吉交流センターの管理費についてであります。剰余金が4,676万円あるという中で、赤字が2,780万円、残り1,900万円についての支援ということで、そのうちの1,100万を支援するというところでなっております。委員会の審査の中でも経営改善について意見が出たところで、例えば、取締役員に対する報酬及び退職金等についての経営改善を今後努めていただきたいということでありました。

また、次の農地・農業用施設災害復旧費については、先ほど報告のとおりでありまして、夏場の雨の多い時期には工事ができないということを鑑み、このような処置を取ったというような説明でありました。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

建経委員長に1点だけ、2回目の質問をいたします。

この農地を含めて、建設課サイドでも言える点かもしれませんが、この年度末における言わば全額予算執行ができなく、やむなく翌年度への事業の繰越しを行うというのは、金額はともあれ毎年行われております。2つの点から審議されていたか報告してください。

一つは、災害は毎年曾於市の場合もちろんありますけれども、その場合に市として災害に対してももちろん現場に急行いたしますが、そして調査した上で査定を行っての予算計上となりますけれども、その辺りの関わり方について工夫改善がないのかどうかの議論がされていたら報告してください。

2点目、昔といいますか以前に比べて業者の方々の施工能力というのが、一応体制的にもだいぶ弱くなっていると見られますが、このことを含めて教訓点というのが議論されていたら報告してください。

以上2点です。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

今言われた2点についての議論はされておられません。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第24号 令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
について

日程第15 議案第25号 令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
について

日程第16 議案第26号 令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）
について

○議長（土屋健一）

次に、日程第14、議案第24号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてから日程第16、議案第26号、令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

議案第24号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。

本案は、保険税等の収入見込みや執行見込みによる増減が主なものであります。歳入の保険給付費等交付金 2 億円と歳出の一般被保険者療養費給付金 2 億円についての質疑に対し、今年度の実績見込みについて積算したところ、2 億円不足することとなり、一般被保険者療養給付費は全額が県の補助対象であることから、歳入と歳出の同額を補正したものであるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号、令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について。

本案は、保険料等の収入見込みや執行見込みによる増減が主なものであります。後期高齢者の医療費の伸びと被保険者数についての質疑に対し、医療費については前年並みで推移しており、被保険者は1月末時点で7,805人であるとの答弁がありました。

また、後期高齢者医療広域連合納付金が減額となったことについての質疑に対し、市で保険料を徴収後に県へ納付しているが、その分が減額となった。被保険者が減少していることが主な要因であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号、令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）について。

本案は、国庫支出金等の収入見込みや執行見込みによる増減が主なものであります。令和3年度繰越金の見込額についての質疑に対し、最終的には実績の状況を見ないと現段階では分からないとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会として、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○15番（海野隆平議員）

1点だけ質問をしたいと思います。

国民健康保険で、一般療養給付費 2 億円の増ってことで、委員長報告も具体的には書いてあるわけでありまして、今回 2 億円の増ということになっているわけでありまして。県の補助金で全部県の給付金で賄えるということにはなっているわけですが、昨年は療養給付金 7,000 万円、今年は 2 億円というようなことで、非常に給付費があがってきている状況にあるわけですが、その点について委員会のほうでなぜこういう上がってきているのか等の意見があったらお聞かせください。

それと予防医療も含めてやはり当然給付医療された分には予防医療も大事になるわけですが、その点についての意見とか出ていたらお聞きしたいと存じます。

以上です。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

今の質問に出ていた2億円の件ですけれども、一般医療保険が2億円ところで、給付金の何%占めるかという意見も出たところあったんですが、全体的には療養費、それから高額医療費、それから医療費ということが県が補助金になるということの答弁でありました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第24号、令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和2年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第27号 令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）
について

日程第18 議案第28号 令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について

日程第19 議案第29号 令和2年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
について

○議長（土屋健一）

次に、日程第17、議案第27号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）についてから日程第19、議案第29号、令和2年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、

審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第27号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について。

今回の補正予算は、事業費の確定及び執行見込みによる増減が主なものです。

浄化槽市町村設置型事業で、新規の浄化槽設置は令和3年度末までの事業であるが、今後はどのようにしていくのかとの質疑に対し、末吉町、大隅町と同じく個人設置型合併浄化槽に助成するとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第28号、令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について。

本案は、各事業の確定及び執行見込みなど精算的なものによる増減が主なものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号、令和2年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について。

本案は、各事業の確定及び執行見込みなど精算的なものによる増減が主なものであります。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第27号、令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和2年度曾於市水道事業会計補正予算（第5号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、令和2年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決で

あります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第37号 令和2年度曾於市一般会計補正予算（第14号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第20、議案第37号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第14号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第37号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第14号）について（所管分）。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に係る経済支援対策による増額と財源組替えが主なものです。

企画課関係では、経済対策配布型商品券の形態についての質疑に対し、前回は大型店の利用が多かったため、今回は、地元店と飲食店に限定した500円券5枚と全店で使用できる500円券5枚の2種類の商品券を発行するとの答弁がありました。

財政課関係では、新型コロナウイルス感染症対策で導入する、サーマルカメラ等の設置予定はいつかとの質疑に対し、4月中旬に入札予定で、在庫次第であるが、できるだけ早く設置したいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

議案第37号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第14号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。

福祉事務所関係では、新型コロナウイルス感染症予防のために、市内の65歳以上の方を対象に1人50枚のマスクを配布する事業であるとの説明がありました。

マスクの提案はどこから出てきたのかとの質疑に対し、高齢者見守り訪問専門員より、高齢者は同じマスクを何度も使っている傾向があるとの報告があり、新しい

ものに替えて感染予防対策にしてほしいとの意見があったことから提案をさせていただきたいとの答弁がありました。配布方法はどうかとの質疑に対して、ポストに入るような形で封入して、対象者へ配布したいとの答弁がありました。

教育委員会総務課関係では、国の第3次補正に対応するもので、空調設置工事はどこの学校で実施するかとの質疑に対し、財部小学校の理科室と新たに設置する特別支援教室、中学校はいずれも理科室で末吉中に3基、大隅中に2基、財部中に1基と末吉中に新たに設置する特別支援教室に1基を設置予定であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第37号、令和2年度曾於市一般会計補正予算（第14号）について（所管分）。本案の審査過程での主な質疑内容と結果について報告します。

農林振興課関係では、茶消費拡大用茶葉を全世帯に配布することで、茶農家の支援を図るものであるとの説明がありました。

曾於市経済対策有機堆肥配布事業を令和3年5月以降に実施するため、本年度は農家の需要を把握するための通信運搬費6万8,000円を計上したとの説明がありました。

委員より、この支援事業の全体像が見えないことや要綱での実施計画で審査の対象になるか、事業が今回の補正予算に反映されていないこと等の意見がありました。

本委員会では、今後の実施予定の計画書の提出を求め、審査を行いました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、総務委員長に1点質問いたします。

歳入の4ページの新型コロナ臨時交付金4億2,816万4,000円が計上されております。先ほどの補正13号とも関連性がありますけども、国の第3次補正に伴う曾於市には約5億2,000万円が配分があると報告されておりますが、この中の4億2,816万

4,000円とあります。今回の予算の歳入を使って歳出での新型コロナ対策を含む臨時交付金の配分の在り方について議論が深められたら報告してください。

基本的には、14号補正のそれぞれ3名の委員長から御報告がありました予算だけじゃなく、これまで使ったコロナ対策へも回すとの答弁はこれまででありましたけども、これらを含めてさらにこのことと関連して財政調整基金の1億7,300万円の繰戻しにも関連がありますけれども、関連性についての議論が深められていたら報告してください。

次に、建設経済委員長に1点だけ質問いたします。

ただいまの委員長報告にもありましたし、先ほどの全員協議会でも報告がありました環境保全型農業推進事業いわゆるこの堆肥を約800世帯の農家に配布する在り方についてでございます。予算計上に一つはついてでございます。先ほどの全員協議会ではですね、今後約1,600万円の予算については、一般会計の補正で対応したいと市は考えているようであります。

質問であります、つまり今後一般会計で改めて予算計上するという事は、やはり本来なら今回の予算計上を基本とすべきという点から、言わば変則的、例外的という捉え方であるというふうに委員会としては受け止めたのか、また、市としてはそうした反省教訓を含めての報告であったのか、報告してください。

私だけでなく、長年の議員でも恐らくこうした事例は初めてじゃないかと言えますけれども、その点を含めて予算計上に対する理解と基本的な在りようについて、いわば変則的だと言えないかどうかを含めて報告してください。

次に、配布の在り方。先日も質疑で言いましたけども、市内の広い農地に800世帯に配布する在り方について、議論が深められていたら報告してください。

併せて職員の対応力といいますか、についても課題は残らないか議論が深められていたら報告してください。

大きくは3点であります。

○総務常任委員長（今鶴治信）

徳峰議員の質問に対してお答えいたします。

新型コロナ臨時交付金の4億2,816万円と、また歳出での新型コロナ対策を含む臨時交付金の配分等に議論がなされたかという質問でございました。特に歳入のところではなかったとございまして、先ほど建経委員長に質問がありました有機堆肥の配布につきましては、そのことについてこれは臨時交付金の対象にすることはできなかったかという質疑に対しまして、市の直営のところでは生産された堆肥であるため、そういうことは対応できなかったという答弁がございました。

また、今後、さらなる市のコロナ対策の予算を計上した場合に、どういうことで

対応するかということで、市の持ち出し分はスピード感を持ってやるには、財政調整基金を使うのが必要でないかという答弁がございました。

以上であります。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

今回の予算については6万8,000円の通信運搬費だけの計上ということで、それについての議論しかできない状況にあるのではないかとということでありました。本委員会では過去に経験のない審査になったことで、新年度の予算の内容であります配布事業に対して審査といたしますか、調査する必要があるということで、皆様にも配布いたしました計画書を提出してもらったところであります。新年度、令和3年度予算の1号補正において、歳入についての減額をしたいという予定であるとの説明と、歳出のほうについては、6月補正等で状況見ながらしたいということでありました。

なお、新年度事業につき、職員の対応等についての議論は新年度の予算の中で、特に1号補正の中で議論する内容であるということで、今回は議論はありませんでした。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

建経委員長に2回目の質問に移ります。

6月の定例議会の補正で、一応市としては堆肥散布に必要な歳出については考えているってということでありますね。私はそうじゃなくて、事業が4月以降一定の支出を伴うのが始まるかもしれませんので、専決処分っていうふうにあるかなというふうに受け止めていたんですけども、専決じゃなくて6月補正っていうことで理解していいんでしょうか。今後の事業の進め方に支障はないのかどうかを含めて報告してください。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

先ほど言いましたとおり歳入については、1号補正で対応したいという予定であるという説明で、有機センターの歳出については状況を見て、堆肥の生産等については日常かかっておるわけですので、それについての歳出というのはもう当初予算で計上されております。その予算で賄い切れない分については、状況を見て6月で提案しなければならないのではないかと説明いたしました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日12日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時43分

令和3年第1回曾於市議會定例会

令和3年3月12日

(第7日目)

令和3年第1回曾於市議会定例会会議録（第7号）

令和3年3月12日（金曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第7号）

第1 議案第5号 曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について

（以下2件一括議題）

第2 議案第6号 曾於市被災者生活再建支援資金貸付基金条例の制定について

第3 議案第7号 曾於市災害対策援護資金貸付条例の一部改正について

第4 議案第8号 曾於市宅地関連等災害復旧事業基金条例の制定について

第5 議案第30号 令和3年度曾於市一般会計予算について

（以下3件一括議題）

第6 議案第31号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計予算について

第7 議案第32号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について

第8 議案第33号 令和3年度曾於市介護保険特別会計予算について

（以下3件一括議題）

第9 議案第34号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について

第10 議案第35号 令和3年度曾於市水道事業会計予算について

第11 議案第36号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計予算について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	重久昌樹	2番	松ノ下 いずみ	3番	鈴木 栄一
4番	岩水 豊	5番	湊合 昌昭	7番	宮迫 勝
8番	今鶴 治信	9番	九日 克典	10番	伊地知 厚仁
11番	原田 賢一郎	12番	山田 義盛	13番	大川内 富男
14番	渡辺 利治	15番	海野 隆平	16番	久長 登良男
17番	谷口 義則	18番	迫 杉雄	19番	徳峰 一成
20番	土屋 健一				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 梅木 康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚	剛	教	育	長	瀬	下	浩						
副	市	長	八木	達	範	教育委員会総務課長	橋	口	真人						
副	市	長	大休寺	拓	夫	学校教育課長	川	路	道文						
総	務	課	長	今村	浩次	社会教育課長	内	山	和浩						
大隅支所長兼地域振興課長		徳留	弘	農	林	振興課長	竹	田	正博						
財部支所長兼地域振興課長		荒武	圭一	商	工	観光課長	安	藤	誠						
企	画	課	長	外山	直英	畜産課長	野	村	伸一						
財	政	課	長	上鶴	明人	耕地課長	小	松	勇二						
税	務	課	長	山中	竜也	建設課長	新	澤	津順郎						
市	民	課	長	岩元	浩	水道課長	徳	元	一浩						
保	健	課	長	櫻木	孝一	会計管理者・会計課長	桐	野	重仁						
介	護	福	祉	課	長	福重	弥	監	査	委員	事務局	長	吉	元	剛
福祉事務所長兼福祉課長		竹下	伸一	農	業	委員会事務局	長	中	山	純一					

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第5号 曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について

○議長（土屋健一）

日程第1、議案第5号、曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

今回の条例制定は積極的な意義を持つものじゃないかという立場で、二、三、質問をいたします。

質問の第1点は、議員並びに市長のポスターについて、条例では法律に基づきまして上限を定めた配付枚数が示されておりますが、改めて、市長並びに議員の場合は何枚が上限であるのかお聞きいたします。

その作成について、条例が制定されますと、基本的には無料で、公費で助成することとなります。示された資料では525円6銭の掲示場プラス8万8,000円という規定となっておりますが、この算定の根拠について答弁をしてください。

関連いたしまして、当然、私たち議員サイドとしては、それにプラスアルファの枚数が必要となります。個人によって違うでしょうけども。それは、示された基準では全額自己負担となるのか、あくまでも掲示場の数を前提とした、補助と理解しているのかでございます。

併せて、近隣を含む県内の主な市の状況については、この公費についての補助はどういった現状にあるのか、大きくはこの2点についての質問であります。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

まず、枚数の上限でございますが、現在のポスター掲示場が211か所、市内にありますので、211枚が枚数の上限でございます。

作成についての無料……。

(何ごとか言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

211枚でございます。いずれもポスター掲示場は、現在211か所でございます。

それから、作成についての525円6銭と8万8,000円の根拠でございますが、まず、これにつきましては、このポスター作成につきまして任意制選挙公営制度と申しますが、ポスター、それから選挙運動用自動車の使用、ビラの頒布、これが公職選挙法の改正によりまして、市町村で条例を定めれば、これを原則無料とできるというものでございます。

この、まず、525円6銭の根拠でございますが、公職選挙法施行令の114条の4に掲載をされております。ポスター掲示場が500か所以下の場合はこの金額でとなっております。さらに、プラス8万8,000円というのがございます。8万8,000円につきましては、それぞれの市町村で任意でできるわけでございますが、県内の市町村を見ますと、この制定当時が約8万円に消費税、8%の場合は8万5,600円というのがほとんどでございますので、本市の場合は、現在の8万円に10%の消費税分を掛けまして8万8,000円というふうに定めたものでございます。

それから、関連をいたしますけれども、自己負担の関連でございますが、211枚に係ったものしか、市としては支出できないということになっておりますので、例えば100枚作られる場合もあるかもしれませんが、100枚に1枚当たりの単価を掛けたものしか市としては支出できないということになっております。

さらに、自己負担がある場合がございます。これは、法定の得票数が、市長であれば有効投票者数の10分の1以下の場合、市議会議員選挙の場合は有効投票数を定数で割って10分の1以下の場合、通常2万人ぐらいの方々が投票されておりますので、議員選挙でいいますと100票以下の場合には供託金が没収されますけれども、この没収された場合には全て自己負担、市からは支払わないというのが規定をされているところでございます。

県内の状況でございますが、県内につきましてはいろいろされているところはございます。現在、このポスターの作成につきまして、ないところが、曾於市と南九州市と志布志市の3市は実施していないところでございます。そのほか、先ほど申し上げましたビラあるいは自動車につきましても、全て公営で実施しているところは現在11市、ポスターと自動車のみが5市というところで、全てないのが曾於市を含む3市でございます、今回……。

(何ごとか言う者あり)

○総務課長（今村浩次）

ポスターと自動車を無料の対象といたしまして、ビラを対象としていないところ

が5市、それから全てないところが曾於市を含めまして3市でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

先ほど聞き忘れましたが、条例は、何という法律に基づく条例であるのか、確認をさせていただきます。これが第1点。

それから第2点は、ただいま課長の答弁にありましたように、県内でも全面的に実施しているところもあれば、まだ過程、曾於市を含めて過程にあるところ、まちまちであります。金額も一様でないようであります。

ただいまの課長の答弁にありましたけども、ビラについて、とりあえず第一歩としての今回の提案ではないかと受け止めておりますが、次に、ポスター、自動車等についても、曾於市を含めて5市がまだ制定化されていないということで、これらについては今後どういった考え方を持っているか、これは市長ですかね、答弁をしてください。

以上2点です。

○市長（五位塚剛）

曾於市における選挙というのは、市民の皆さんたちに関心を持っていただいて投票率を上げるというのは大事だというふうに思っております。そういう意味での第一歩として、ポスターについての、市からの公費で賄うことによって立候補者の軽減も図りながら少しずつ改善していきたいと思っておりますけど、あとについては、まだ具体的に決定はしていないところでございます。

○総務課長（今村浩次）

根拠の法令でございます。今回提案しております条例の第1条にも書いてございますが、公職選挙法第143条第15項でございます。これに、先ほど申し上げました金額等につきましては公職選挙法施行令第110条の4でございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

よろしいですか。

岩水豊議員に申し上げます。質疑は通告制となっており、提出期限が定められております。今後、十分留意されることを求め、発言を許可いたします。

○4番（岩水 豊議員）

御指示に従い、今後、期限内に提出するようにいたします。

先ほど、徳峰議員からの質疑である程度お分かりしたんですが、公職選挙法の141条の車両、142条のビラの作成等を公費で負担できることができるとある中で、今回、ポスターのにだけこうした根拠をお伺い、まず、いたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

今回、ポスターの作成についてのみ条例をお願いしている根拠でございます。

一つは、昨年9月の議会におきまして市選挙公報に関する条例というのを可決していただきました。今回の市長選挙、それから市議会議員選挙から、ポスターではなくて選挙公報を全家庭に配布するという経費を、今回、当初予算に計上させていただいております。これが市長、市議合わせまして約300万円という新たな一般財源を計上いたしております。今回の、このポスター作成につきまして、市長選挙、市議選挙合わせまして約550万円の一般財源を追加をお願いをいたしております。合わせまして約850万円の経費が一般財源で必要でございました。

さらに、これにビラ、それから自動車を足しますと、市長、市議合わせまして約814万ほどの経費が必要かと思っております。これにつきましては、県内各市も取り組んでいく方向ではありますが、これを一挙にいたしますと1,600万円ほどの一般財源が必要になるということもありましたので、今回はその段階的な措置というところで、今後の状況等も見ながらでございますが、ポスターの作成のみとさせていただきます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

例えば、新たに市長選、市議選に立候補したい方、そして女性の方を含め多くの方の立候補を促すためにも、先進的な市町村では公費でこういう車両、ビラ作成等も行っているわけであります。予算の面だけではなく、いかに選挙が活性化して投票率が上がるかということを考えれば、そういうところの議論はされなかったのか、今後の見通しとして段階的措置ということであれば、いつをめどにその辺の改善を考えているのか伺いたい。

○市長（五位塚剛）

先ほども言いましたように、市民の皆さんたちに選挙に関心を持っていただきたいというのと、また、選挙が行われる場合は投票率を上げるという、これも大事な行政の役目であります。そういう中で、第一歩として候補者のポスターの軽減を図りながら、立候補された方々のどういう気持ちで自分の政策を述べるかというビラを、少なくともそれは必要だろうということで議論をいたしました。

そのほかのことについてもいろいろありましたけど、予算の関係もありまして、今回はそういう形にいたしましたけど、また引き続き、選管のほうともまた議論していきたいと思っておりますけど、いつまでに結論を出すということについてはまだ決めておりませんが、引き続き議論をさせていただきたいというふうに思います。

○4番（岩水 豊議員）

選挙も近づいてきておる中で、新しい方の立候補を促すためにも、公費による負担ということについて議論というか、候補者がいかに多く出たりするという面、それと候補者の負担軽減——特に新人の方等を含めて、新たな方が挑戦する機会ということについては議論はなかったでしょうか、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市民の中から、市長選挙、また市議会議員選挙に、自らの決意をもって立候補したいという方についての一定の我々の行政側の努力は引き続き重要だというように思っております。女性の議員についても、やはりたくさん立候補していただき、女性の立場で議会を含めていろんなところで活躍する場を設けていきたいというように思っておりますけど、具体的な内容の中では、そのことについては議論は出なかったところがございます。

○議長（土屋健一）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第2 議案第6号 曾於市被災者生活再建支援資金貸付基金条例の制定について

日程第3 議案第7号 曾於市災害対策援護資金貸付条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、議案第6号、曾於市被災者生活再建支援資金貸付基金条例の制定について及び日程第3、議案第7号、曾於市災害対策援護資金貸付条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第8号 曾於市宅地関連等災害復旧事業基金条例の制定について

○議長（土屋健一）

日程第4、議案第8号、曾於市宅地関連等災害復旧事業基金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

今回の条例制定についても、全体として積極的な意義を持つのではないかという立場で質問をいたします。

これまで毎年、大きな災害を含めて、曾於市の場合も災害を受けてきておりまして、これまでこうした国・県の補助がなかったのを市単独で行っていなかったといえますか、条例を制定してというのが、振り返りますと不可思議という点があります。その点で積極的な意義を持つものであります。

まず、1点目の質問であります。これまで、例えば昨年の場合でもいいんですけども、今回条例を制定するに当たって様々な事例が、市内でも被災はあります。特にどういったケースの、参考、教訓として今回の条例制定となったのか。いっばい、これはあると思います。その点で条例制定のきっかけとなった教訓等について答弁してください。

第2点目、特に条例の中身でございます。条例の内容において、特に市として力を入れたかった、強調したかった点はどの項目になるのかでございます。

また、関連いたしまして、条例の中で特に注意した点、留意した点、当然あるのかと言えますけれども、その点についても報告してください。

また、関連いたしまして、あくまでも民間、市民の方々が被災した、そして国等の補助の対象となっていないのが前提であろうかと言えますが、その点で実際の運用では大変微妙な、そうした適用範囲におきまして、あるかと言えます。その点で、どういった点について議論がされて、条例、要項等に盛り込まれているのかでございます。

最後に、当然、条例制定を検討するに当たって近隣の自治体も調査されたと思いますが、近隣の市町村で教訓となった事態がもしあるとしたら報告してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回、宅地関連等の災害復旧事業という条例をなぜ提案したかということですが、実際この数年の間、市道沿い、また農道沿いに住まれていた方々が集中豪雨、また台風等によって崖崩れがあつて、その方々についての救済措置というの

がなかなかありませんでした。場合によっては、激甚指定を受けたものについては、県・国からの支援金という形でありましたけど、実際、一昨年、大隅町で亡くなられた方についても、そういう救済するのがありませんでした。また、昨年の大隅町における市道を越えたのり面が台風によって崩れ落ち、住宅を押し潰したわけですが、これについて、建物を除去するのに、そういう救済措置がありませんでした。

そういうことを含めてもろもろ検討いたしまして、私たち行政も、本当にそういう困っている方々に対する支援策はないかということで議論をいたしました。全国の中では幾らかあるかもしれませんが、県内の中ではなかなかそういうのが見当たりませんでした。そういうことで、全面的にはできませんけど、何らかの形で、建物の解体を含めて、少しでも支援ができるという立場でこのような条例を出したところでございます。

細かい点については各担当課長から答弁させます。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

おおむね市長のほうで答弁いたしましたので、私のほうから特別に答弁するところはないんですが、建設課内の中で、災害等で被災を受けた住宅等について、担当職員が現場に出向いたときに、その市民の状況を考えますと、どうにか救済できないかというところをこの数年苦慮してきたところでございますが、それをどうしても解消したいということで、市長はじめ副市長とも協議をしながら、建設課内でも相当議論をしたところでございます。

そのときに近隣市町等についても調べたところでございますが、これについても市長が申したとおり、この近隣の市町村にはそういった事例はないところでございます。また、あったとしても補助金額は2分の1、100万円というような大きな補助を出すような自治体は近隣にはなかったところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

先ほど申し上げましたように、実際の運用上では、いろいろ判断が、適用においても微妙なところがあるかと思えます。

2回目の質問であります。まず一つは、100万円と上限を規定したことについて、近隣にないということありますので、何か物差しがあつての100万円ですが、これが質問の第1点であります。

それから第2点目は、例えば自宅の裏の崖が、——これは自分の私有地あるいは他人の崖の場合——崩れて、そして崩壊した場合、これも適用範囲となるのか、これが第2点目であります。

それから第3点目は、先ほど市長答弁では自宅が崩壊した場合と言われましたけども、自宅が崩壊した場合は、建設課サイドでこれまでよく利用されている危険廃屋の補助制度があり、かなりこれは利用されておりますが、これはこれで別な、これまでの既存の制度で補助を受けながら、この100万円以下の補助については別枠でこの対応ができるのかどうかです。たしか、南之郷の場合はそうした適用だったと言えますけれども、これらについての適用範囲の判断についてどのような議論がされて、今回、まとめた制定となったのか報告してください。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

この補助額の100万円についてでございますが、これについては、いろいろな打合せをする中で、ここ数年間の宅地災害等の状況を把握したときに、大体個人の上限額は100万円程度ではないかというところではございましたが、そういう救済をする目的で、少し大きな工事費まで対応するというところで200万円までとし、それに合わせて2分の1、100万円の補助としたところでございます。

また、議員のほうから言われました住宅に隣接する裏山が崩壊した場合の対応でございますが、これについても根本的には所有者ということになります。もちろん隣接の人と打合せをするということになります。宅地の場合、所有者が申請するということになります。つきましては、例えば裏山から崩れた崩土があった場合は、その宅地の崩土がある所有者が申請をするということになっているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

この問題については、当初、新年度予算でも通告要旨を出しておりましたけども、これはカットいたしまして3回目の質問といたします。

繰り返しますが、ただいまの2回目の課長答弁を实际運用するとなりますと、特に災害が大きな年においては、金額はともあれ、申請件数が少なくない数に上がることが予想されます。その点で、もう一回、非常に大事な点でありますので確認をさせていただきます。

昨年の災害の場合も自宅の裏の崖が、他人名義の崖を含めて崩れたケースは恐らく100件を超えるんじゃないでしょうか、100件ですね。その被害がどれだけあったかは、人それぞれ、様々であります。ですから、シラス地帯でありますので、こうしたケースの場合も原則として申請ができて補助が受けられるのでありましたら、この辺りについては、この予算措置を含めて十分な深い検討が必要ではないかと思っております。

新年度では5件ほど対象であります、これらを含めて、もっともっと、これは利用されるべき積極的な意義を持つ条例でありまして、その点についても検討が十分されていると思いますので、重ねて課長の答弁を聞かせてください。

○建設課長（新澤津順郎）

お答えいたします。

この基金条例の中に関連しますが、補助金交付要綱というのをつくっております。その中で、補助対象事業ということで宅地への土砂の流入、それから宅地からの土砂の流出、それから流木・倒木等の支障物の撤去、それから崩壊したのり面の整形・保護、ブロック塀等の設置等は事業の対象ということになります。

建設課の対応といたしましては、できる限り多くの方を救済してあげようということで、今、要綱についても見直しが必要ではないかという議論もあるところでございます。そういったところで、対象事業をできるだけ拡大をして救済していきたいと思っております。その中で、令和2年度におきましても、現在12件の申請があるところでございます。まだ、今、そのほかにも二、三件の相談があるところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第30号 令和3年度曾於市一般会計予算について

○議長（土屋健一）

次に、日程第5、議案第30号、令和3年度曾於市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、重久昌樹議員の発言を許可します。

○1番（重久昌樹議員）

委員会説明資料の221ページ、ドライブレコーダー設置事業補助金についてでございますけれども、主に市内を巡回する事業者を対象としているんですけれども、普及方法はどのように考えられているのか、また、具体的にどのような事業者が考

えられるのかお伺いいたします。

あと、委員会説明資料の228ページ、移動式期日前投票バス借り上げ料についてでございますけれども、市長選挙なり市議会議員選挙にこの借り上げ料が計上されていますが、台数、設置場所、内容等についてお伺いいたします。

それと、委員会説明資料の233ページ、防災無線簡易無線購入についてでございますが、17台増設の内訳、分団にそれぞれ設置だと思っておりますけれども、その内容について内訳をお伺いいたします。

それと、消防団員自動車運転免許取得費補助金についてでございますが、今回15名分の予算計上がされておりますけれども、各分団の所有車両と、その車両を運転できる団員の免許資格の実態把握はされているのかお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えいたします。

まず、ドライブレコーダー設置事業補助金についてでございます。普及方法、具体的な事業者等というところでございます。

まず、具体的な事業者等の想定でございますが、可能な限り市内を巡回される事業者等の車両が望ましいというふうに思っておりますが、具体的には、例えばデイサービスの送迎車、病院の送迎車、あるいは宅配業者、建設業者、測量会社の業者、あるいは個人でいいますと獣医師、あるいは家畜人工授精師等、市内をくまなく回られる方々を想定しておりますが、当然、それ以外の事業所でも対象となるというふうに考えております。

普及、周知方法ということだと思っておりますけれども、周知方法につきましては、通常の市報等は当然実施いたしますけれども、それ以外に自治会長行きの文書に入れたり、あるいは安全運転管理者協議会とか、あるいは安全安心協会とかいうところに、それぞれの事業所が会員となっております。そのようなところに普及啓発をしていきたいと思っておりますが、少し聞いたところでは、事業所によってはもう既に設置しているところもありますので、全ての事業所がというところではないと思っております。

続きまして、選挙の関係のバスの活用についてでございます。

台数、設置場所、内容というところでございますが、まず、台数につきましては、1台のバスを借り上げたいと思っておりますが、市長選挙で1台を3日間、市議会選挙でも1台を3日間というふうに借り上げたいと思っております。

設置場所につきましては、現在、移動式期日前投票を市内15か所で実施いたしております。その場所にバスを持っていきまして、駐車場等でそれを実施するというふうに思っております。

さらに、今回これを実施することで初期の投票所の設置等の手間が省けますので、新たに、今考えているのは曾於高校の3年生、18歳以上は対象となりますので、曾於高校の敷地内にバスを乗り入れて、そこで期日前投票所を実施したいというふうに考えているところでございます。

内容につきましては、通常の期日前投票を、移動式を行うというようなところでございます。メリットといたしましては、通常の、今までの15か所の投票所でございますと、それぞれ投票箱を持ちまして、それを持ち出したり入れたりという作業がありまして、大事な投票用紙の紛失とか、そういうおそれがあったわけでございますが、今回は1つのバスの中でずっと移動できるということで、その安全管理からも有効ではないかと考えております。

防災無線についてでございます。

17台の内訳でございますが、現在、この防災無線簡易無線機につきましては112台を所有いたしておりますが、現在配備されていないものがございまして。財部支所の消防指揮車に1台、財部支所の地域振興課に1台、あと消防団の副分団長の中で末吉方面隊だけは副分団長は持っておりますが、大隅方面隊と財部方面隊が所有しておりませんので、ここをそれぞれ1台ずつで15台、合わせまして17台を整備するものでございます。これによりまして129台となりますが、市の消防団の本部9名、それから各分団長27名、各副分団長27名、それから消防車両52台全台と消防指揮車全車両というところで、全てにおいて配備が終了するというものでございます。

それから、消防団員の免許でございます。

今回は予算といたしまして10万円を限度といたしまして、予算上は15名分というところで計上をさせていただきました。

所有車両でございますが、先ほど申し上げました軽積載車を含めまして全体で52台があります。その中で、道路交通法、法律の改正によりまして、平成19年6月2日以降から平成29年3月11日までに普通免許を取得した者につきましては、この52台中6台が運転することができないというような現状にあります。

それから、平成29年3月12日、約4年前以降に普通免許を取得した方につきましては、原則3.5トン未満というふうになっておりますので、52台中34台が運転できないというような状況になっております。

そのようなところから、今回は緊急時に誰でも運転できるような体制をしかないといけないのではないかとということもありますし、消防団員の確保という観点からも、この2分の1補助を行うところでございます。

以上でございます。

○1番（重久昌樹議員）

ドライブレコーダーにつきましては、今年度100台の計画でありますけれども、将来的に何台ぐらいにするというような計画があるのかお伺いをいたします。

また、移動式期日前投票のバス借り上げ料ですけれども、衆議院選挙には計上されていらないように思われるんですけれども、理由をお伺いしたいと思います。

それと、防災無線簡易無線機についてですが、課長の答弁で全てに終了というような答弁があったようでございますが、今回の増設によりまして、火災現場等における団員活動の支障はほとんど軽減されるというか、台数が足りている状況と考えてよいのかお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

ドライブレコーダーにつきましてはの将来の計画台数でございますが、現在、計画台数というものは持っておりません。先ほど申し上げましたとおり、それぞれの事業者が独自にそれを整備しているところもございます。

今回は、これを、整備補助事業を設置した理由につきましては、曾於市ではということで補助をして、いろんな事業者がドライブレコーダーをつけていますよということで犯罪の抑止等を図りたいというのを市内外にPRしていきたい、犯罪者が市内に入らないようにしたいという意味合いもありまして出しております。

ですので、将来の計画台数というところまでは考えていないところでございますが、2分の1は補助いたしますが、2分の1は自分たちで出さなければなりませんので、台数が多い事業者につきましては相当数の負担がありますので、そんなに多くはならないのではないかとこのふうには思っておりますが、今後また、この反応等を見させていただきながら、今後検討していきたいと思っております。

選挙につきましては、衆議院選挙にない理由でございますが、御存じのとおり、衆議院議員選挙の場合は3つの投票、通常、ございます。ですので、そのバスの中に3つの投票箱を置くということが少し狭いというふうには思っております。このバスにつきましては、2つの扉があるバスでないと動線がよくありませんので、そういうことを考えたときに、それからその投票所、そんなところの駐車場のスペースとか考えたときに、大きなバスというのもなかなか使えない状況にございますので、今回、市長選挙、市議選挙におきましてこれを活用いたしまして、今後の検討材料とさせていただきますと思っております。

防災無線につきまして支障はないのかということでございます。先ほど申し上げました127台でしたでしょうか、今回、整備をいたしますので、通常の消防活動には、さらに、これが有効に活用されるものというふうには考えているところでございます。

以上です。

○1番（重久昌樹議員）

すみません、最後に1点だけ。選挙の関係ですけれども、投票箱の関係でということでしたが、衆議院選挙については投票には支障はないのか伺いたと思います。

○総務課長（今村浩次）

失礼いたしました。

衆議院議員選挙につきましては、従来どおり15か所におきまして公民館等で実施する予定でございます。バスは使わない、それから曾於高校へ行っての投票も日程上できないというふうには思っておりますが、通常どおりの投票はできるようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋健一）

次に、鈴木栄一議員の発言を許可いたします。

○3番（鈴木栄一議員）

予算委員会説明資料の321ページ、生活困窮者自立支援子ども学習支援事業費について伺います。

前年度予算事業費350万5,000円、本年度の事業費は前年度の約1.7倍強の618万8,000円の予算が計上されています。支出の内訳を見れば事務委託料という説明でするので、次の4点をお聞きします。

- 1、コロナ禍の中、仕事の減少で生活困窮者が増えると予想されての予算でしょうか。
- 2、支援員の人数と事業内容。
- 3、今年度の予想人数は、支出内訳の保険料の50人でしょうか。
- 4、前年度の実績、できたら小・中・高でお願いします。

以上4点をお伺いします。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、予算委員会説明資料の321ページ、生活困窮者自立支援子ども学習支援事業費の質問事項につきましてお答えしたいと思います。

まず、コロナ禍の中の事業化ということですが、この事業につきましては、平成27年の4月に生活困窮者自立支援制度というのが始まっております。その中の任意事業の一つでございます。今のNPO法人に委託をして実施している形につきましては、令和元年度から実施をしておりますので、コロナ禍での対応というわけではございません。

支援員と内容についてですが、支援員につきましては、現在NPOのそお文化村のほうに委託をしているところがございますが、支援員につきましては塾の講師、あとは曾於市の教員の補助、あと南九州大学の生徒さん、あとは幼稚園に勤務されている方等が支援員になっております。現在、15名の方の支援員の登録をしているところがございます。

内容につきましては、現在、毎週土曜日4時間程度、令和3年度につきましては市内3か所で学習支援を実施する予定になっております。第2土曜日だけにつきましては学校があるということで午後からの開催になっているところがございますが、令和2年度までは市内2か所で開催をしておりました。末吉と財部のほうでしております。昨年の予算が350万円程度で、今回600万円に増えたということでございますが、今回、大隅のほうを新たに1か所増やす、年間52週を、毎週土曜日を実施するというように考えておりますので、その費用に係る分が増えたということでございます。

令和2年度の参加でございますが、小学生の1年生から6年生まで参加しておりますが、現在25名、中学生が21名、高校生が6名ということで、現在のところは52名の参加があるところでございます。

以上です。

○3番（鈴木栄一議員）

令和3年度は、まだ募集はしていないわけですね。この募集する場合は、生活保護に向けての自立支援ということで書いてあるんですけども、これは生活保護の申請とか相談に来られた方の子供たちに、一応声かけするという事なんでしょうか。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

対象となる方々につきましては、住民税の非課税世帯の小学生、中学生、高校生、あと就学援助を受けている世帯の小学生と中学生、あと独り親世帯に属しております小学生、中学生に対しまして、一応、案内文書を送ろうというふうに今計画をしているところがございます。

○3番（鈴木栄一議員）

先ほどあった、その支援員の大学生とかいるんですが、条件とか資格は別に必要ないわけですね。

それと、この施設使用料、今回は大隅町も入れて4施設で使うということなんですけども、施設1が1か所1万円、ほかは大体2,000円で5倍か、これ何でお金に差があるんでしょうか。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

施設使用料の1万円につきましては、ここにつきましては、特に中学生が高校を受ける受験の時期になるということで、ここにつきましては塾を経営しているところの施設を借りまして集中的に授業を行うということで今計画をしておりますので、その借上げにつきまして1万円を計画をしております。

あとの施設使用料につきましては、今のところ、末吉では生きいき健康センター、財部では財部中央公民館、大隅では大隅農産加工センターを今計画をしておりますので、その分をそこに計上をしているところでございます。

支援員の資格ということでございますが、やはり学習をするということでございますので、ある程度の経験がないといけないということで、先ほど申しましたように塾の講師の先生とか、あとは曾於市の教員の補助をされている方々等をお願いをしているところで、それぞれ教員等の免許を持っていらっしゃる方、あと、生徒につきましては、今それに向けて教員の取得をしようという方々でございますので、そういう方々を支援員としてお願いをしているというところでございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時50分

再開 午前10時59分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岩水豊議員より発言を求められておりますので許可します。

○4番（岩水 豊議員）

委員会説明書資料に則って質疑いたします。

まず19ページ、宅地分譲地売払い収入の取組の計画についてであります。令和2年度も実績はゼロでありました。今回もまた、昨年と一緒の金額が歳入に計上されておりますが、今年はそれなりの取組の計画がどのようになるのか、それなりの計画、取組が変わったのかどうかについてお伺いいたします。

次に、29ページの個人事業税交付金の昨年対比2倍になっておりますが、その根拠を示してください。

次に243ページ、地上デジタル放送共同受信施設維持管理補助金の交付要綱等見ながらあります。今回、新たに15組合に対しての補助金が出ておりますが、補助の内容、具体的な補助要件等を含めてお伺いいたします。

次に、252ページの桜のにぎわい回廊整備の内容について、いつまでに完了予定か、そして、どの場所等を計画しているか伺います。

最後に254ページ、財部地区宅地分譲事業の完成予定、財源内訳について伺います。

○企画課長（外山直英）

それでは、企画課所官分をお答えしたいと思います。

まず、説明資料の19ページ、不動産売払い収入ですが、議員御指摘のように、昨年度の実績はゼロでございました。今回、改めて当初予算のほうに同じ実績を計画させて頂いておりましたが、取組ということで広告料等を大幅に増額させて頂いております。

ちなみに2年度につきましては、印刷製本費、広告料、手数料、合わせて34万6,000円でしたけれども、令和3年度におきましては、同じく印刷製本費24万5,000円、広告料107万8,000円、折り込み手数料3万3,000円、合計の135万6,000円計上させて頂きまして、対前年比391%の広告料を掲載させて頂いております。

これらのことから、広告を重点的に行いまして、実績を確保したいと考えての予定でございます。

次に243ページの、地上デジタル放送施設関係の補助金でございます。

今回新たに、交付要綱を作成させて頂きまして、地理的条件によりましてテレビの視聴が個々には著しく困難であるため、その地域でテレビ共聴施設の改修に対する補助によって地域間格差の是正に寄与することというような目的で要綱を作成しております。

この中で2つの組合がございまして、NHK共聴施設組合、そしてもう一つ、自主共聴施設組合、この2つが曾於市内に、NHK共聴施設組合のほうは11組合、自主共聴施設組合が29組合、合わせて40組合ございますが、これら全てに対しまして、数年かけて補助金等を交付したいというふうに考えているものでございます。初年度の令和3年度につきましては、議員御指摘のように13組合に補助をしたいというふうに考えております。

補助の内容でございますが、この組合に属しております世帯当たりに基準額の7,000円というものを設けておりまして、それらの基準額を越す、あるいは組合の規模に応じて補助額を決定するものでございます。

次に、254ページのほうを先に説明をさせていただきます。

財部地区の宅地分譲でございますが、完成予定につきましては、令和3年度末を予定しております。

財源内訳につきましては、工事請負費2億5,791万7,000円につきまして、歳入の

15ページにございますが、定住促進団地整備事業補助金4,652万4,000円と、同じく49ページ、宅地分譲整備事業過疎債1億5,320万円となっております。これらの残りの残額につきましては、思いやりふるさと基金からの繰入金ということになっております。

○大隅支所長兼地域振興課長（徳留 弘）

それでは、252ページの桜のにぎわい回廊整備の内容について御説明申し上げます。

鹿児島県の地域振興推進事業によりまして、令和2年度から実施をしているものでございます。令和3年度に完成予定としているところでございます。

場所につきましては、弥五郎伝説の里の東側の斜面でございます。そちらのほうに、遊歩道のほうを742.5m整備をする予定にしております。

なお、その他にもあずまや、それからソーラー照明、それから案内看板、こういったものを一緒に整備をする予定でございます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、29ページの法人事業税交付金の昨年度対比2倍の根拠は何かについてお答えいたします。

法人事業税交付金につきましては、県が法人事業税の収入額に7.7%を乗じて得た額を、市町村に対して法人税割額と事業者数割で案分して交付されるものでございますが、令和2年度につきましては、経過措置といたしまして、この7.7%が3.4%と低かったことから、令和3年度は令和2年度に対して約2倍ほどになったものでございます。

以上です。

○4番（岩水 豊議員）

まず、宅地分譲の財産収入であります。広告等、今までも霧島市とか近辺市町村をはじめ出されていたと思うんですが、今回の大幅な増ということで、広告料が大幅に増ということで、どのような計画内容かお伺いしたい。

そして、243ページの地上デジタル放送共同受信の件であります。補助の戸数掛ける補助率がちょっと今出てこなかったんですが、補助率がどのようになっているか。

それと今、要綱を探しているんですけど、ちょっとどこにも見つからないようですが、どこに記載されているか、それをお知らせください。

以上です。

○企画課長（外山直英）

まず、宅地分譲整備事業の広告についてですけれども、対前年比約4倍でござい

ますけれども、さらに広告地を広めまして、各種広報誌がございますが、霧島地区、鹿児島地区、あるいは都城地区、これらに重点的に大幅な広告を打ちたいというふうに思っております。

また広告時期は、まだ検討している段階でございます。

それから、難視聴地域の補助率についてですけれども、先ほど申し上げました基準額が7,000円というものがございますが、これを、工事自体を実施しているところ、それから今後実施するところに分けて、この7,000円を3分の1と、2分の1に一旦分けます。この分けたものの中から、組合の戸数が11戸以上あるかないか。11戸以上あれば基準額の3分の1にすると、10戸以下ですと、この3分の1の規定はなくすと。少し複雑なやり方なんですけれども、それぞれの組合の構成される戸数に相当開きがあるものですから、基準額7,000円に対して、そういった率を掛けて補助金を算定するというところでございます。

少し説明が分かりにくいかもしれませんが、令和3年度につきましては、NHK施設組合のほうを一応2組合、それから自主共聴組合を11組合、それぞれ補助を交付する見通しでございます。

要綱については、委員会のほうには提出させていただいたんですけれども、ここは少し確認をさせていただきます。

(何ごとか言う者あり)

○企画課長（外山直英）

はい。少し確認をさせていただきたいと思います。

○議長（土屋健一）

暫時休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時10分

再開 午前11時13分
—————・—————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画課長（外山直英）

大変申し訳ございませんでした。

要綱につきましてですが、当初予算の予算委員会の常任委員会のほうに提出するというところでございました。

○4番（岩水 豊議員）

要綱等今ある例規集のほうで見ておりますが、どうも出てきておりませんので、

新たな要綱なんでしょうか。示されないと、我々も審議に当たって、どこまでどういう形が出るかということは、細かいことは分かりませんので何うとこでありますので、全議員が、必要でありますので、総括質疑前には、提案の時点ではほかのものは全部提案されていますので、同じように扱っていただきたい。扱ってない理由等を示してください。ほかの新たな要綱等については全部示されていますね。だけど、これがどうしても示されていない。補助の計算等についても示されていれば、こういう質疑はしないとこなんですけど、この補助がどれだけ有効なのかということも精査できない。

ですから、質疑としても、まともに質疑できない状況にありますので、ここはどうしても早めといいますか、至急提示してください。

○企画課長（外山直英）

すぐ準備させていただきます。

○議長（土屋健一）

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時19分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画課長（外山直英）

大変申し訳ございませんでした。今、お手元に届いたかと思いますが、少し説明をさせていただきます。

目的と定義につきましては、先ほど御報告させていただきましたので、1ページの第4条、補助金の額及び交付期間について説明をさせていただきます。それぞれの組合、NHKと自主共聴組合に分かれまして、基準額が7,000円ですけれども、戸数によって3分の1を適用するかしないか、あるいは2分の1を適用するかしないかというような算出根拠になってございます。

2ページを御覧いただきますと交付期間を記載しております。令和3年度から令和5年度までの3年間、ただし申請は1組合につき1回限りというものでございます。

これらが主な点でございます、大変申し訳ございませんでした。失礼いたします。

○議長（土屋健一）

次に、今鶴治信議員の発言を許可します。

○8番（今鶴治信議員）

私は、まず403ページの育苗センター、カンショ苗生産委託料についてお伺いいたします。以前は500万円ぐらいの予算だったと思いますが、350万円ということで、一般質問でもしましたけど、サツマイモ基腐病の対策としても、非常にカンショ苗委託の事業は有効ではないかと思えますけど。そこでお伺いしますが、令和2年の実績、本数について伺います。

また、いろいろ、コガネセンガンから青果用の苗等ありますけど、その種類が何種類かあるかどうか伺います。

続きまして、411ページの農業振興地域計画全体見直しについて伺います。

これから3年にかけて農振地域を見直していくということでありましたが、前回、見直しの中で、高松土地改良区の国道269号線の流れが農振除外になりましたがその後、宅地の利用の要望があって、そういうふうにされたのかと私は想像していたんですけど、住宅が建った形跡もなく、そのときの農振見直しの目的はどうだったのか、お伺いします。

今後また、大幅な優良農地等が農振除外等に候補として挙げられている地区が、今からなんでしょうけど決まっておいたら、そこがどういう内容でされるかお伺いします。

431ページの、一般質問でもしましたけど、今回、新たに市が農業経営収入保険加入推進事業補助金制度を創設していただきましたので、3分の1以内の、上限が15万円と書いてありますけど、それがどういうふうに対象農家のほうにはなるのか、申請はどうなるのか伺います。

471ページの活動火山周辺地域防災営農対策事業でありますけど、これも以前、一般質問でもしましたけど、令和3年度にそういう農業公社が飼料作物収穫調整機械を導入して、今回5,301万円の事業でありますけど、どういう機械を導入されて、農家の方々にはどういうふうにご利用されていくのか伺います。

497ページの大内田頭首工工事の工程についてですが、委員長報告の補正予算でも昨日説明がございましたが、改めて、昨日聞いてある程度分かったんですけど、令和4年までかかるという委員長報告がありましたけど、令和3年、令和4年はどういう工事をされる予定なのか伺います。

そして、567ページの学校活動支援員配置事業でありますけど、コロナ禍で、非常に小学校、中学生の修学旅行等も苦慮されると思っておりますが、去年はどのような修学旅行等の、曾於市内は取組であったのか伺います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

高松地区の農振除外について、私のほうからちょっと報告したいというふうに思っています。

末吉から大隅方面に向かっていきますと農協のガソリンスタンドがありまして、それを過ぎたあの並びからニシムタの前のところの、この右側のほうについて、以前、企業といたしますか、スーパー等が進出をしたいというお話もありまして、農振地域でありましたので、将来的にはあの269沿いは商業店舗にふさわしいところでありましたので、そのような経過措置をしたところでございます。

ただ、今は具体的にどこの企業が入ってくるという状況ではありませんので、申請があれば当然ながら地権者と相談して、そういう相談は進めていきたいというふうに思います。

あとは、各担当課長から答弁させます。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうは、403ページの育苗センターカンショ苗生産委託料についてを、まず答弁いたします。

この育苗センターのカンショ苗生産については、JAそお鹿児島農業協同組合さんへ委託しているところでございまして、令和2年産の苗の生産量は7種類ございます。約72万3,000本ほどを生産をいただいているところでございます。

品種別で申し上げますと、コガネセンガンの普通苗が約46万本で最も多く、あと、バイオ苗としましては6万3,500本ほど生産されているという状況でございます。

あと、経費等につきましては、この項に係る事業費としては900万円ほどでございまして、市のほうといたしましては、今回350万円ということでございまして、あとは農協さんのほうで負担していただいているという状況でございます。

それから、高松地区の農振除外につきましては、今、市長のほうから答弁がございましたけれども、28年に土地改良区と協議を重ねまして、住宅建設、小規模商業施設、そういったものを計画していたわけですが、現在まで申請はないという状況でございます。

それから、農業経営収入保険の内容についてということでございます。

補助対象者としては、青色申告者で、令和3年の4月1日時点で加入されている方ということにさせていただきます。補償割合と支払い率については、70%以上を選択されている方の市内居住者が対象ということにしております。補助金の額につきましては、経営主の加入負担保険料の3分の1以内ということで15万円を上限としたところでございます。

また、この申請についてでございますが、要綱の中で農業共済組合に委任するこ

とができるとしておりますので、ほとんどの方が農業共済組合から申請をいただくという形を取りたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

471ページの飼料作物収穫調整用機械の内容についてでございますけれども、曾於市農業公社で計画しておりますコントラクター事業で利用する飼料作物の作付作業から収穫までの一連した作業機械の導入を計画しているところでございます。

具体的に申し上げますと、植付け作業につきましては、元肥散布、肥料散布あるいは耕うん、耕起、また、収穫作業につきましては、刈取りから、反転、集草、梱包、ラップ、運搬といった一連した機械の導入を計画しているところでございます。全部で14台の機械の整備を行いたいというふうに考えております。

その中でも、特に高齢者等の小規模農家、こういうところにも対応するように、特にロールベラー等につきましては大規模農家用と小規模農家用ということで、2つに分けて2種類導入する計画でございます。

また、利用方法につきましては、今後、市の農業公社のほうから肉用牛農家を中心に委託の希望調査をしようということで計画しているところでございます。この調査内容につきましては、どのような作業で利用されますかというような、そういうことで具体的に面積あるいは作業内容、こういうところまで調査をするところでございます。そういうことを調査を行った上で利用をしていただくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、497ページの大内田頭首工の工事についてお答えいたします。

大内田頭首工につきましては、梅雨前線豪雨で被災したわけでございますけれども、今までの形が2門の角落し堰といたしまして、板を入れて堰をかけるような堰でございましたけれども、今回の復旧では可動堰、いわゆる転倒堰ですが、2門の転倒堰で復旧する予定でございます。

昨日から今日にかけて、九州農政局のほうに担当が出向きまして、県と九州農政局と、今、詳細について詰めているところでございます。恐らく、今日帰ってくると、その内容等がはっきり分かりますので、それを受けて、今度は3月末に九州財務局を入れた重要変更の協議がございまして、そこで、はっきりとした金額、工法等が決定するものと思っております。

それを受けまして、金額的には恐らく2億円を超えるような金額、3億円程度の

金額になると思いますけれども、当然、議会の議決事項になると思いますので、工期等につきましては令和3年の6月から令和5年の3月までを予定しているところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（川路道文）

それでは、567ページの学校活動支援員配置事業に関連しまして、コロナ禍の中で各学校の修学旅行の状況についてお答えいたします。

令和2年度の小学校の修学旅行は、年度当初に実施を3校予定しておりましたが、10月から11月に3校全て実施しております。中学校は、年度当初に全ての3中学校で実施を予定しておりましたが、11月に実施した学校が1校で、残り2校は令和3年度に延期しております。

令和3年度、来年度は全小中学校23校で実施を予定しているところであります。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

それでは、お答えいただきましたが、2回目の質問としまして、育苗センターですね、相当な実績を上げられて、72万3,000本ということでした。その中でバイオ苗が6万3,500本ということで、これはウイルスフリー苗では7種類あるということでありましたが、バイオ苗を入れて7種類になっているのかを伺います。

それと、農振の見直しということで、そういう商業施設等も反対側のほうはいっぱいできて、水田等で土地の値段も大変差額があったわけでありましたが、私も市長と一緒に農業委員のとき大型商業施設があるということで、結果的には進出ができなかったわけでありましたが、それから住宅等もまだ1軒も建っていないということで、そういう商業施設、住宅地には非常にいいところでありますが、住宅的にした場合、やはり1軒も建っていないということは、排水路関係、また、土地改良区の水利組合等の、もし宅地申請をした場合に、そういうふうにはどこも問題はなかったのかどうか、ないのかどうか、建たない理由ですね、それを伺います。

それとまた、農業経営収入保険制度であります、新たに曾於市で今年取り組んでいただくということで、以前も質問しましたが、曾於市で取り組んでいただくということでありますが、志布志市の場合を前、資料いただいたとき3年されて、1年目、2年目、3年目として、金額はそれぞれ減額されている内容でありました。また、大崎町でも取り組んでられるということで、曾於市とは違うんですけど、農協管内でいうと、そお鹿児島農協管内でありますので、そこら辺で、もし、それぞれの市、町の取組が分かっておられたらお伺いします。

それと、農業公社がいろいろアンケート等もされて、これまで準備されて、よう

やくそういう機械の導入で、高齢者の農家等にも、新たな機械導入をせずに植付けから収穫までされるとすれば利用される方がいるんじゃないかということもありますが、この機械が来て、実際、今から希望を取られるんですけど、そういう作業が、機械が来ていないわけですから、収穫作業機でも来たら、今年度中にそういう体制に入れるかどうか伺います。

大内田頭首工につきましては、これから農政局、財務局との打合せということで、今後の推移を見守りたいと思います。

また、コロナ禍の修学旅行ということで、3校が希望されて実施できた、ほかの学校はできなかったということで、中学校も1校ということで。対象の学年は、それぞれ小規模校とあれて違うんでしょうけど、大体中学校は2年生が行くとは思いますが、去年行けなかった方々は今年の方と含めてどういうふうな対応に、これからのことでしょうか、されるのか伺います。

また、小学校も小規模校は何学年か一緒に行かれる、ほかの学校とも行かれるのかもしれませんが、今年コロナがどういう状況か分かりませんが、一応のところ、10月、11月のところで実施する予定か。行かれたところは、新聞等で、近場のそういう観光地じゃないところを利用されたとか、農業体験に行ったとかいうところもありましたけど、それぞれ行かれた学校のその場所等はどのような内容であったか、もし分かるところはお聞きします。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうから、育苗センターのバイオ苗が6万3,500本ということで、何種類かということでございますが、7種類の中で、コガネセンガンのバイオ苗、それから高系14号のバイオ苗、シロユタカのバイオ苗ということで、この3つと、あとはもう普通苗で、コガネの普通苗、高系の普通苗、シロユタカの普通苗、そしてその他の品種という形になっているところでございます。

それから、農業振興地域の排水路等の問題はなかったのかということでございます。住宅を申請されるには、まず農振除外されて、それから農業委員会の転用の申請が必要になろうかと思えます。私どもも28年度に高松の土地改良区と協議をさせていただきまして、そういった施設が建ちますと排水路等の流末が非常に心配であるという協議でございました。そういった中で、いわゆる排水路の容量を超えるような排水というふうに計算になった場合には、市のほうとしても対応するというところで一応協議をいたしまして、文書で回答をしているところでございます。

それから、収入保険制度でございます。志布志市につきましては、おっしゃるとおり3年間でございます。当初は上限の15万円、そして2年目以降は10万円という

ふうになっているようでございます。大崎町につきましては同じく志布志方式という形になっております。鹿屋市においても、方式的には3年間の変動制ということを取り組むということになっているようでございます。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

作業機の納入次第では、今年度の対応は可能かというような御質問でございましたけれども、この事業の完了を、今年の秋の頃ではないかなというふうに見込んでいるところでございます。

飼料作物等の収穫等につきましては、一般的には春から夏までというようなことでございまして、今年度の、その通常の方々の分については間に合わないのかなというふうに思いますけれども、最近では秋・冬作の作付を早くされて、年内収穫というふうなところも出てきております。そういう方につきましては対応もできるのかなということで、今後その内容等につきましても委託の調査内容等に入れて、調査をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○学校教育課長（川路道文）

それでは、お答えいたします。

まず、中学校の修学旅行の学年ですが、議員がおっしゃったとおり、2年生が修学旅行に行くわけですが、本年度行けなかった2年生は、来年度3年生になって行くということで、その2校については2年生と3年生の修学旅行が2回あるという形になります。

小学校につきましては、末吉小、岩川小、財部小は単独で6年生が実施しております。柳迫小も単独ですが、ここは2年に1回ということで、5、6年生が一緒に行きますので、本年度はありませんでしたので、来年度行くという形になります。

あと、小規模校については隣の学校とグループで行きますので、これが櫛小、高岡小、岩北小、岩南小、この4つで1つのグループで5、6年生で行く。ここにきましても今年ありませんでしたので、来年合わさっていくという形になります。

また、諏訪小、光神小、深川小が1つのグループ。大隅の菅牟田小、笠木小、大隅北小、恒吉小、大隅南小、月野小、この6校が合わさって5、6年生で実施すると。本年度はありませんでしたので、また来年度実施するという形になります。

あと、財部地区の小規模校、財部北小、財部南小、中谷小、この3つは5、6年生で実施するというので、本年度ありませんでしたので、来年度行くという形になっております。

行き先は鹿児島市のほうが多いですが、来年度の計画については県外に行くグループ、学校が5校、4つはグループになりますが、そういう形で計画をされているようです。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

カンショの育苗について、もう一度伺いますが、とにかく基腐病対策として、こういうバイオの種苗用に加工するために大事な事業であると思っております。特に高系14号系が、もう壊滅的に被害を受けているというのを聞いておりますので、優良苗、また、今後いろんな情報があると思えますけど、本日もいろんな対策で消毒の農薬がまた1種類登録された。先日も、糸状菌による影響ということで茎下から5cm以上で切らなくてはいけないとか、いろいろ対策も考えられていますが、とにかく優良な種芋を確保していかないと今後の継続も難しいと思えますので、可能ならば、このバイオ苗をもうちょっと増産して、農家の種芋対策として農協に委託されているんですけど、そういう対策はできないか伺います。

また、農業経営収入保険制度も、今年新たに組み組んでいただいて、大体もう予算がついたんですけど、実際上は、昨年入った人はいいんですけど、今年の12月までに入らないと来年度が、だから来年度の対象になっていくと思えます。昨年入られた人は対象になると思うんですけど。

私の今後の提案としましては、やはり志布志市、大崎町、鹿屋市が3年取り組んで、金額は変わっていくんですけど、3年取り組む。曾於市も、今後のことですけど、そういうふうに足並みをそろえて取り組んでいただきまして、ましてや農業共済組合のほうの委託ということでありますが、そお鹿児島農協も、曾於市の足並みをそろえていただいて、全国的にも農協も助成を併せてやっているところもありますので、農協のほうも足並みをそろえて、市からも要請をしていただきたいと思います。その点について、最後に伺います。

○市長（五位塚剛）

農家の収入保険につきましては、今回補助するようにはいたしました。この問題については、農家支援でありますけど、同じ農家でありながら対象にならない、要するに青色申告でないと対象にならないという状況でありまして、こういう制度上の問題もあるというふうに思っております。この辺りも含めて、やはり私たちは同じ支援をするなら、やっぱりその辺りも考えるべきだというふうに思っております。今後については再度協議させていただきたいと思えます。

また、JAさんについても、本来なら、私も同時に支援すべきだというふうに思っております。また、JAさんと語る会がありますので、引き続き要望したいとい

うふうに思います。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、カンショの育苗についてでございます。

この高系14号のバイオ苗につきましては、令和元年度が1万2,950本生産されているようでございます。令和2年になりますと1万1,600本、若干減っておりますので、この辺につきましても、また、JAそお鹿児島さんと協議を重ねながら、増産できるのかどうか、そういったところも協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（土屋健一）

次に、海野隆平議員の発言を許可いたします。

○15番（海野隆平議員）

数項目出しておりますので、明快な答弁をいただきたいというふうに存じます。

まず、307ページ、曾於市被災者生活再建支援資金貸付基金について、先ほどの議案第6号とも関連がありますが、今回の提案は曾於市災害対策援護資金貸付条例の廃止に基づき、新たに曾於市被災者生活再建支援資金貸付条例の制定により提案されているわけでありましたが。

そこでお聞きしますが、基金の予算としては一応2,000万円というふうになっているようでございますが、これは限度額についてはどうなっているのかお聞きしたいと存じます。

それと2点目であります。今までの災害対策援護資金貸付条例についての貸付実績はどうであったのか、それと今回の再建支援資金についての貸付リースと返済方法等について、お聞きしたいと存じます。

次に、387ページ、新型コロナウイルスの感染症対策事業についてお聞きしますが、今回、2,070円掛ける3万3,223人掛ける2回と、それとも2,730円掛ける1,200人、1人2回というふうに提案されているわけでありますが、まず、なぜ金額が違うのか、同金額でないのか、お聞きしたいと存じます。

それと、今回の予算は全市民に接種できる予算となっているのか、併せてお聞きしたいと存じます。

それと、ワクチンの接種については国のほうも二転三転といたしておりますが、曾於市として具体的には接種はいつになるのか、また、接種券の発行、これは、いつ出す予定であるのか、お聞きしたいと存じます。

同じく387ページのPCR検査の補助金についてであります。末吉の松岡救急クリニック分院が診療審査の医療機関として現在指定されているわけであり

けど、大隅、財部については指定医療機関というふうにはならないわけでありまして、やはり利便性を考えたときには、当然、指定医療機関を設けたほうがいいんじゃないかなというふうに思っているわけでありまして、その点についてお聞きしたいと存じます。

それと、PCR補助として、1万円掛ける1,000人というふうにあります、この予算の根拠です、それとまた個人負担はあるのかお聞きしたいと存じます。

同じく387ページに超低温フリーザー管理委託料72万円というふうにあります、この委託先はどこになるのか、そして何基分なのか、超低温フリーザーの中での何名分の管理が可能なのか、お聞きしたいと存じます。

次の431ページの農業経営収入保険加入推進事業については、先ほど今鶴議員のほうからいろいろ質疑が出ましたので、もうこれはよろしいです。

次に、525ページ、危険廃屋解体の撤去事業についてお聞きします。

昨年の実績と、今までの累計はどうであったのかお聞きしたいと存じます。それと、解体業者は地元の業者利用というふうになっていると思っておりますが、そのようになっているのか、併せてお聞きしたいと存じます。

次に、529ページの末吉百入橋梁災害復旧工事についてお聞きいたします。

昨年の7月の豪雨災害で水かさ等が増えてダメージを受けたということですが、現在、百入橋の災害調査のため、令和2年の12月13日から当分の間、全面通行止めというふうになっているわけでありまして。

そこでお聞きしますが、工事の概要と工期について説明をいただきたいというふうに存じます。

それと、546ページと552ページに小学校教育振興費、電子黒板20台、中学校教育振興費、同じく電子黒板10台という計画となっておりますが、これの計画の目的と利用についてお聞きしたいと存じます。

最後に580ページ、自主文化事業開催委託料についてお聞きいたします。

まちづくり曾於へ事業委託というふうになっておるわけでありまして。今回、4公演、1,750万8,000円の予算が計上されておりますが、年間事業はどのように決めていらっしゃるのか。年間事業の内容、また、本年度の事業内容はどうかお聞きいたします。

以上です。

○議長（土屋健一）

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、おおむね1時、再開いたします。

休憩 午前 1 1 時 5 4 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、海野議員からありました307ページの曾於市被災者生活再建支援資金貸付基金2,000万円についての貸付実績、貸付利率、貸付けの返済方法についてお答えしたいと思います。

平成17年から令和2年、先ほど議員が言われましたように曾於市災害対策援護資金貸付条例で、災害を受けられた世帯については貸付けということで基金を設置していたところでございます。

旧大隅町時代に貸し付けられた返済が1件あったところでございますが、合併後の新規の貸付け、平成17年から令和2年、今年度まで新規の貸付けについては1件もないところでございます。

また、今回、議案第6号で提案しております曾於市被災者生活再建支援資金貸付基金2,000万円を財源といたしまして、議案の第7号でございますが、曾於市の災害対策援護資金貸付条例の一部改正をするということの内容の中で、今回、貸付利率と返済方法の変更はないところでございます。それぞれ利率につきましては無利子でございます。返済方法は据置期間を1年経過後から10年以内に返済をするということで、貸付けの上限につきましては100万円としているところでございます。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、387ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業についてお答えいたします。

まず、2,070円と2,730円の違いは何かということでしたが、2,070円については6歳以上の接種委託料でございます。2,730円については6歳未満の接種委託料ということになっております。その6歳未満の乳幼児の予診費用については、診療報酬の乳幼児加算の金額660円が加算されているものでございます。

あと、全市民が対象かということでしたが、現在、国が承認しているワクチンにつきましては、ファイザー社が1つだけでございます。そのファイザー社につきましては、現在承認されているのが16歳以上となっているところでございます。

予算については全市民分計上してありますけれども、今後ほかの会社、アストラゼネカ社、モデルナ社等の薬事承認等も今後されていくことになるかと思っております。

その中で接種対象者については広がっていくと考えられるということで、一応全市民、予算のほうは計上しているところでございます。

あと、具体的にいつからかということでございました。現在、高齢者向けのワクチンの配送については、新聞等でも出ていましたけども、4月5日の週に2箱、あと12日の週に10箱、19日の週に10箱という形で示されていたかと思いますが、こちらのほうでは県のほうからアンケート調査が来まして、いつ希望するかということでありましたので、一応12日の週、19日の週、両方希望するという出していました。それが、本日朝、連絡が来まして、19日の週にワクチンが来るということになりました。

そのワクチンについては誰から打つかということで、2月の26日に医療機関との検討会をしました。その中で医療機関の方々から出たのが、高齢者施設から先に打ったほうがいいんじゃないかということでありますので、最初、4月19日に配送される分については、まず、高齢者施設から打っていくというような、今のところ予定をしているところです。

あと、接種券はいつ発行するのかということでございましたけれども、医療機関との検討会の中で、高齢者施設が済んだ後はワクチンの供給量にもよりますけども、年齢の高いほうから、例えば90歳以上、80歳以上というような形で段階的に下っていくような形で接種をしてはどうかということでしたので、そこあたりはワクチンの供給量によってまた違ってくるかと思いますが、一応その予定ではいるところです。

あと、PCR検査の関係です。大隅、財部については指定医はないのかというような御質問であったかと思いますが、この診療・検査医療機関については県のほうで指定をするわけです。公表されている医療機関については、今のところ、この松岡救急クリニック分院が公表されているということでございまして、ほかに大隅、財部にあるかないかと言われたとき、こちらとしては公表がされていませんので把握ができないところでございます。

あと、1万円の1,000人の積算はということでございました。これについては、同じような補助金を出している南さつま市がありまして、そこが大体一月40日ぐらいで100件ぐらいの申請があったというようなことでございましたので、それを参考にさせていただいて1,000件という形で計上させていただいたところです。

あと、フリーザーの関係です。超低温フリーザーについては、国から3基配置ということになっています。あと、1月の補正で3基分、市で購入するというところで計画しておりました。

しかしながら、最初、国の説明では、超低温フリーザーからほかの医療機関に配

送するには3医療機関までですよということで最初縛りがあったところでしたけれども、現在、そこあたりが変わってきまして、必要に応じて医療機関を増やすことができますよというふうに変わってきました。それに伴いまして、現在、市で購入する予定のフリーザーについては購入する必要がなくなったという形になります。

今、その委託先はどこかということですので、1基目につきましては、もう曾於医師会立病院のほうに配置されているところです。次、4月にもう1台来ますけど、それについては昭南病院のほうに配置する予定でございます。残りの1基については市役所の保健課に置いて、それぞれの医療機関に、そこからワクチンを配送する計画でございます。

あと、そのフリーザーに何名分入るのかということでもございましたけれども、フリーザーも二通りありまして、最初、医師会のほうに配置される分につきましては10箱まで入るということです。1箱が975人でございますので、5人で計算したときには9,750人分は入ると。もう一つのほうが20箱まで入るということですので、その倍、1万9,500人分は入るという計算になるようでございます。

以上であります。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、建設課分についてお答えいたします。

525ページ、危険廃屋解体撤去事業の昨年の実績と今までの累計についてお答えいたします。

令和元年度の実績については103件、1億1,548万7,936円の事業に対しまして2,723万2,000円の補助を行ったところでございます。1件当たりの補助金は26万4,388円ということになります。

それから、昨年までの実績ということでもございますが、平成21年度に事業を開始しまして、令和元年度までの11年間で725件、1億8,017万9,000円の補助金を交付したところでございます。平成25年度からは100件前後の申請件数を推移し、現在、増加傾向にあるところでございます。

それから、529ページ、末吉百入橋の橋梁災害復旧工事の概要と工期について説明いたします。

この災害の原因につきましては、先般も述べましたが、末吉の二之方麓から緩毛原に通ずる市道麓橋野線において、大淀川に架かる百入橋が、今年の7月6日の豪雨により、増水が原因で橋脚に堆積した雑物による河床の洗掘が広がり決壊したものであるところでございます。

現在、通行止めをしておりますが、その間、応急措置と経過観察をし、県と協議を続け、12月に国交省の査定官と協議をいたしまして公共災害として申請できる旨

の回答をいただいたところでございます。その後、1月の災害査定を受け、仮橋設置についても認めていただいたところで、こうした数か月も過ぎた災害に対しましては珍しい採択であるところでございます。

予算についてでございますが、本年度3月補正で橋梁設計業務委託、それから仮設の仮橋を設置しますが、この予算については認めていただいたところでございますが、令和3年度の当初予算において下部工、それから上部工の工事、それから仮橋撤去工事等、それから積算施工監理業務委託等の予算をお願いしているところでございます。

工期についてでございますが、補正予算をお願いしました橋梁設計業務委託、それから仮橋設置工事については、できるだけ早い時期に発注、着手できればと思っていますところでございます。業務委託につきましては3月のうちに発注できと思っていますところでございます。順調に進捗すると仮定しますと、6月の梅雨前には仮橋が通行できるようにと計画しているところでございます。

それから、その後につきましては河川管理者と河川協議を続けていくわけでございますが、6月から9月の出水期につきましては施工はできないという条件がありますので、次年度の出水期後、今年の10月からということになります。現在の橋梁の解体撤去工事、それから橋梁の本体工事等を着手することになります。この上部工、橋桁、それから護岸工、仮橋の撤去工事等を発注した場合に、令和4年度末、令和5年3月までには工期が完成する予定でございます。ただ、順調に進捗すると仮定しますと、来年、令和4年になります。12月には竣工できるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、小学校教育振興費と中学校教育振興費の電子黒板につきまして御説明いたします。

この小中学校の電子黒板につきましては、平成21年に導入後、現在12年が経過しております。老朽化の状況を考慮して、令和2年度から10台程度ずつ更新を始めたところであります。

今回、予算に計上している小学校の20台分のうちの10台は令和2年度に購入した分、残りの10台が令和3年度新規分でございます。中学校につきましては10台計上しておりますが、令和3年度分の新規分でございます。

この電子黒板につきましてはパソコンも附属しており、今までデジタル教科書や市販の学習ソフト、あるいはインターネットの閲覧、教師が作成した資料等での活用が主でありましたが、今後は、本年度、教師・児童・生徒1人につき1台配付し

ましたタブレットの学習支援システムや画像転送装置、いわゆる画像転送装置とは、タブレットの画面をそのまま瞬時に電子黒板に映せる機能でございます。こういう機能を活用して、今まで以上に電子黒板を活用する機会が増えることから、今後も計画的に電子黒板を更新していく計画でございます。

現在、小中学校には、小学校が132台、中学校が38台の合計170台を配備しているところでございます。

以上です。

○社会教育課長（内山和浩）

それでは、580ページの自主文化事業開催委託料の年間事業内容はどのように決めているかについてお答えをいたします。

曾於市文化施設運営委員会設置条例の10名の委員によりまして、1月頃までに会議を行っておりまして、末吉総合センター、大隅文化会館及び財部きらめきセンターの運営等について御意見をいただいているところでございます。

また、課長以下生涯学習係、委託先のまちづくり曾於を含め検討会議を行い、幼児から高齢者まで楽しんでもらったり、後学となるようなものをバランスよく考えながら事業を進めております。

今年度の事業はということについてお答えをいたします。

令和3年度は1,750万8,000円の予算計上をしており、事業内容としましては、今後、企画会社との打合せ等で変更になるものもあるかもしれませんが、1つ目は小田純平のコンサート177万2,000円、2つ目はものまねお笑いライブ559万1,000円、3つ目は劇団飛行船、幼児向けになりますけれども、173万1,000円、4つ目はミュージカルを考えております、716万8,000円です。このほかに宝くじ助成事業で、朝倉さや・フィーチャリング・中孝介で124万6,000円の5つの事業を計画しているところでございます。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

それぞれ答弁をいただいたところでありますが、まず、307ページの曾於市被災者生活再建支援資金貸付基金についてであります。貸付利率はないということと、貸付けの年度は10年というようなことで、長期の貸付けになるということと理解いたしました。前回、いわゆる、曾於市災害対策援護資金貸付条例ですよ、これはあったにもかかわらず、ほとんどゼロと、利用者が。大隅に1件はあったみたいですけど、ほとんど利用されていないというような答弁であったわけですが。こういう非常にいい条例ができて、市民が利用されんから何もならんわけであって、今回の条例を含めて周知徹底する必要があると思うんですけど、その点について

ではどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと存じます。

次に、387ページの新型コロナウイルス感染対策事業についてであります。4月の19日あたりをめどに接種券を発行していきたいということで、高齢者を対象に、まずは施設に入っている方を対象にして接種を進めていくというような答弁であったというふうに思っておりますが、接種についてはワクチンの関係やいろいろありますので、そこ辺はまた計画に準じて、多分もうスケジュールできていると思いますので、市民にどういう形で徹底していくのかを含めて、まず市民に知らしめることが大事だと思いますので、どのように徹底していくのかお聞きしたいと存じます。

それと、あと接種会場でありますけど、個別接種、そしてまた集団接種になるというふうに聞いておりますが、特に集団接種については末吉の生きいき健康センターを利用するというような答弁であったわけですが、大隅、財部も含めて接種会場を検討できないものかなというふうに思っておりますが、答弁いただきたいというふうに存じます。

それと、自治体によってはバスを1台借り上げて、そしてバスで接種を巡回していくというようなところもあるみたいですので、そういったことは検討されたのかお聞きしたいと存じます。

それと、PCR検査の補助金であります。南さつま市を参考にしたというような答弁でしたが、先ほども答弁の中で個人負担ですよね、個人の負担、これは答弁がなかったわけですが、どうなのかお聞きしたいと存じます。

それと、超低温フリーザーの管理委託料でありますけど、これについてもマスコミ等で、もう課長も御存じだと思いますけど、これは初歩的ミスで電源が切れて、マイナス75℃以下を維持しなければいけないわけですが、マイナス20℃ぐらいになっちゃって、せっかくのワクチンが無駄になったというようなことも聞いておりますけど、その辺の指導等は徹底されているのかお聞きしたいと存じます。

それと、危険廃屋解体の撤去事業であります。先ほど答弁の中でなかったのが解体事業者の地元利用等についてでありますけど、地元を利用するというのが多分条件になっているというふうに思っているわけですが、そのようになっているのか、再度お聞きしたいと存じます。

それと、補助は上限額30万円というふうになっており、一律30万円というふうになっているわけですが、先ほどの答弁では約26万円ぐらいでしたか、平均で。ただ、鉄骨解体など、面積や撤去内容によっては補助額を上げてほしいというような市民の要望もあるようではありますが、そのことについては検討されたことがあるのかお聞きしたいと存じます。

それと、百入橋橋梁災害復旧工事についてでありますけど、約2年ぐらい、令和5年度末までには本体工事完成の予定というような、早ければ令和4年末ぐらいになるんじゃないかと思えますけど、この事業について市民の方々が、中身、内容等の工事の概要について知らない市民の方も結構いらっしゃるみたいで、この百入橋というのは非常に交通量が多いんですよ。そして、なおかつ小中高生の通学路というふうになっているわけでありまして、やはり該当する小中高、それとまた自治会に対しては、今、課長が答弁にあったことなんかをきちんと整理して説明すべきじゃないかというふうに思いますが、答弁いただきたいと存じます。

それと、私も見に行きましたけど、橋の中間部分に、ちょっと間が空いているんですよ。人が入れる程度ぐらいの間が空いていますけど、あそこを小学生が通っていたという話も聞いていますので、徹底して封鎖するんだったら、バリケード置くにしても徹底して封鎖すべきじゃないかと思えますけども、そこ辺はどのように考えているのかお聞きしたいと存じます。

それと、電子黒板のことではありますが、随時更新していくというようなことで、小学校に132台、そして中学校に38台配備されているというような答弁であったわけではありますが。設置されてから12年やったかな、11年やったかな、配備されてから経過しているということではありますが、今までの電子黒板で、もう使用されていない電子黒板ですけども、現在何台あるのかお聞きしたいと存じます。

そしてまた、小学校は今回20台、中学校で10台の更新というふうになっていますけど、この更新企画どのようになっているのか、更新はどのようになっているのかお聞きしたいと存じます。

それと、自主文化事業の開催の委託料についてであります。

答弁をいただきました4公演、ミュージカルとか子供向けとかいろいろあるようですが、今現在1,750万8,000円という予算を今回組んでありますけど、1回、公演が平均しますと大体438万円というふうに思うわけでありまして、これじゃあ思い切った公演はできないんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。

曾於市は文化・芸術を推進するまちとなっているわけでありまして、この予算を見る限り、あまりにも予算は少ないというふうに思うわけでありまして、事業内容、予算については再度、十分な検討が必要じゃないかというふうに思うわけでありまして、答弁いただきたいと存じます。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（竹下伸一）

それでは、曾於市の被災者生活再建資金の貸付けの今後の活用、周知についてという御質問でございますが、今回の条例の中で建設課が出しております宅地関連等

災害復旧事業の補助金というのを今回出していますが、その伴う基金を出してありますが、この基金における補助金については上限が100万円ということでございます。この貸付基金につきましても100万円ということで上限を定めているところでございますが、合併時から本年度まで1件もなかったということですので、今回この建設課の出された宅地関連の補助金が100万円、2分の1の100万円出ると、あとの不足する分については、こういう被災者生活再建資金の貸付けという基金がありますよと、据置期間も1年置いて返済も10年という、こういう貸付事業はありますということで、そういうところを説明しながら今後の活用に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、ワクチン接種をどのように周知するのかということでございました。

やり方としては、今、検討しているのが接種券を全市民の方に送る予定でございます。その中に接種のやり方の説明書等は同封するというところになっています。そのほか市の広報誌、ホームページ、FM等を使って周知を図っていきたいというふうに考えているところです。

あと、接種会場について、大隅・財部会場は考えないのかということでございました。

現在のところ、協力していただける医療機関のほうは13から14という形となっております。その方々が、その医療機関の1日の接種人数等を当たれば200人をちょっと超えるぐらいの人数になるようでございます。1週間に換算したところ1,000人ぐらいにはなるということで、そのワクチン供給につきましては1箱とか2箱の状態であるような、今のところでは、まだその後の供給量等が決まっていませんけれども、増えても、あっちこちなかなか集団接種会場を増やすということができないということで、今のところは末吉の生きいき健康センターを考えているところです。その後、供給量が増えた場合、また医療機関と協議をしながら、財部、大隅のほうにも広げるというような形を取りたいと思っております。

あと、バスの関係ですけれども、バスについても検討したところです。ただ、このワクチン接種については予約制という形にしていますので、バスをどこを、走らせるルートをなかなか難しいということで、今こちらのほうで検討しているのがタクシーを利用した送迎、一部自己負担はありますけれども、そういう形でその助成はできないかというところで検討をしているところです。

あと、PCR検査の個人負担についてでしたけれども、PCR検査の行政検査になった場合は個人負担はないことになっています。発熱等あって、医師のほうが発

いがあるという形でPCR検査をした場合は自己負担はありません。

ただ、今回計上してあります補助金につきましては、個人でどうしても不安があつてPCR検査をしたいという方々のための接種費用の補助金でございます。もし、2万円かかった場合は、1万円が上限となっておりますので1万円が自己負担と、2分の1の1万円が自己負担という形になります。

あと、フリーザーについてですけれども、事故等私も聞きましたけれども、うちとしては委託をお願いする中で、非常用電源設備を利用した安定的な電源の確保をしてくださいという形で、委託のほうのお願いはするところです。そのほか不測の事態に備えるために、蓄電池の購入を今検討しているところでございます。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、説明いたします。説明をする前に、先ほど答弁の中で数字の間違ひがありましたので訂正させていただきたいと思ひます。

まず、危険廃屋解体撤去事業の11年間の実績ということになりますが、11年間で936件、2億3,661万4,000円の補助があつたところで、1件当たり25万2,792円となつたところでございます。申し訳ありませんでした。

この質問の中で解体事業者の条件になりますが、交付要綱の中で第2条第2項で「市内に本店、営業所、事業所その他これに類似する施設を有し、危険廃屋解体及び撤去の資格を有する者」と決められているところでございます。

それから、この補助金の30万円の限度額の設定でございますが、これについては申請される方が、確かに議員がおっしゃるように、もう少し上限を上げてもらえないかという要望はあるところでございます。

ちなみに、昨年度、元年度におきましても103件中50件が100万円を超える事業費になっておりますので、検討は必要ではないかと思ひているところではございます。

それから、災害復旧の百入橋でございますが、議員のおっしゃつたとおり市民への説明については今後行う予定ではございましたが、できるだけ早い時期に説明会なりチラシ等を使って、今回の事業についての周知を図りたいと思ひているところでございます。

それから、現場の中で小学生等が通行しているのではないかという御指摘を受けましたが、早急に現地を調査し対応いたしますのでよろしくお願ひいたします。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、電子黒板の状況でございますが、まず、電子黒板につきましては、令和元年度に使用不能に近い状態が7台ほどございました。今回、令和2年度に10台替えましたので、この7台は廃棄しております。ですので、先ほど答弁したとおり、

170台につきましては老朽化しているものもあるんですが、使える状況が全て170台でございます。

それから、今後でございますが、電子黒板につきましては1台当たりが50万円程度かかります。これにつきましては、例えばタッチパネル機能であったりパソコンを附属させたり、あるいは画像転送装置をつけたりすることにより50万円をちょっと超える形、予算上は58万円ぐらいで計算しております状況でございます。そうすると10台買うことで500万円を超える金額になりますので、教育委員会としましては、一般財源ですので10台あるいは20台程度で、今後も計画的に入替えを行っていきたいと考えております。

ただし、このような国のG I G Aスクール構想もありますので、こういう電子黒板に対して国の補助事業等がありましたら前倒しで更新ができればいいかなと考えているところです。

以上です。

○社会教育課長（内山和浩）

先ほどありましたとおり、平成25年度あたりでは2,500万円程度の予算要求をしております、ここ四、五年、2,000万円を下回っているような計画となっているところでございます。1つの事業が400万円前後、450万円前後ということで、なかなか数多く呼べない状況になっております。ここ二、三年のうちに20%ほど、委託契約料も高くなってきているような現状でございます。

また、いろんなジャンルのものを呼びたいんですけれども、なかなか高額なために全てのジャンルを呼ぶというわけにもいきませんが、今後、予算要求をやっていききたいというふうに考えております。

○議長（土屋健一）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

質問項目は多いですが、2項目はこれまで同僚議員が質問しておりますので、もうカットいたします。

まず第1点は、毎年質問いたしておりますが、一般会計の当初予算化するに当たっての各課のこれまでの予算要求並びに査定、そして予算計上に至った経過について説明してください。

2点目は、歳入の中での税込、使用料これは諸収入を含めてあるいは交付税、補助金についてであります。絞って質問いたします。

特に、市税の中では幾つか落ち込みが見られますが、特徴的なものを前年度対比で、その理由を含めて説明してください。これは特に落ち込みが大きいものについて絞っ

て説明を、理由を含めてしてください。

第3点目は、歳入の中で地方債、市債についてでございます。

予算編成資料の17ページにも書いてありますけども、総額は32億3,000万円と大変大きな金額でございます。この中で特に特徴的な地方債について、その大きな事業に絞ってでもいいですので報告してください。

次に、関連いたしまして、この当初予算を計上するに至った段階での主な財政措置でございます。率直に言いまして、この財政措置は、基本的には市税はもう大体決まっておりますので、大きくは繰入金の35億円と諸収入、思いやりふるさと基金を中心とした諸収入の約20億円の頼っていかざるを得ない点がありますが、当初予算の段階でのこれらについての基本的な考え方について、数字を含めて、予算計上に至った理由について説明してください。

次に、建設課サイドの区画整理地域の保留地の処分についてでございます。

これまで平米単価、坪単価を何回か金額を少なくしておりますが、現在の平米単価、坪単価について、そしてこれまでの坪単価の流れについて、そして新年度は2,150万円でありまして、前年度は2,500万円と若干少なくなっておりますが、その基本的な考え方について説明してください。併せて、残りの土地が何筆でどれぐらいあって、今の坪単価で売却した場合に見込める最終的な収入額は幾らと試算されての今回の予算計上であるのか報告してください。

次に、240ページのコミュニティFMの負担金2,400万円でございます。

これも以前に聞いたことがありますけども、この負担金の算定の考え方、要綱があると思いますので、その要綱を示しながら説明してください。

ちなみに、本年度は2,500万円の当初予算に比べて、今の見込みでは大体どれぐらいの実績となるのかも報告してください。

次に、242ページの自治会放送管理費の撤去業務についてでございます。

委託料が2,730万2,000円ありますが、本年度末でどれぐらいの電柱等が残っているのか、その中での3年度の撤去となりますが、その後も幾らか残るのかどうか、残るとしての撤去計画も示してください。

また、これは全額一般財源となっておりますが、一般財源に頼らざるを得ないのか、補助関係は全くないのかも報告してください。

次に、247ページのDVの被害者一時避難関連の事業費296万6,000円、毎年、企画課サイドで計上されております。少ない予算ですが、その内容で、また、この予算で対応できるのかどうか、これは第1点。

それから、2点目、全額一般財源とありますが、これに対する国の財政支援はないのか。最近では、このDVに対しての報道が非常に多いのでありますが、国の財

政支援はないのか、確認の質問であります。

3点目、これは内容から見て福祉事務所が担当すべきといった感もありますけれども、やはり企画課で対応していく考えなのか答弁してください。

次に、249ページの交通対策費の9,050万6,000円。全体として、前年度比、どれほど利用者が減少しており、また、その上での予算計上であるのか。特に新年度に変わった点があったら報告してください。

次に、520ページの地域振興住宅1億1,371万9,000円。市長答弁では、これまで5戸は建設したいといった私への答弁でありましたが、激しい農村地域の人口減、若者、子供の減少傾向から見て少ないといった感じで受け止めておりますが、やはり5戸計上を基本とするのか。

それから2点目、1億1,371万9,000円の財源内訳でございます。財源の中に地方債、その他とありますが、この地方債、その他というのはどういった内容であるのか報告してください。

次に、509ページの市道橋梁の修繕工事4,311万2,000円でございます。修繕を要する市道関連の橋は非常に多いと思うんですが、全体を通して管理するのは幾つの橋となっているのかでございます。そして橋梁の修繕の基本的な方針に基づく新年度の予算計上であると思いますので、基本的な方針も聞かせてください。

そして、1,100万円の市の予算では30の橋の点検・調査の計画とあります。点検・調査の内容について、どの程度まで点検・調査を行われているのかでございます。

先ほども海野議員が質問いたしました。先ほどのこの橋についても点検・調査を行ったと思うんですけども、やはり災害で壊れている。どの程度まで点検・調査を行っているのか、その点についても説明してください。

次に、宅地関連はカットいたします。

276ページの庁舎整備事業についてでございます。

3年度が6億1,500万円の予算計上ですが、まず質問の第1点は、2か年事業であります。一応床面積は2,300㎡ということで理解していいのか。なぜかといいますと、例えば売店の面積は100㎡から減らすような答弁もありましたけども、あるいは各部屋の配置の在り方についても検討がされるかもしれないということでございますけれども、総体の床面積2,300㎡は、これは基本とするのかでございます。

2点目、9月に請負の議案が提案される予定でありますけれども、これは共同企業体の下で請負議案を提案する意向であるのかでございます。

3点目、今回の予算を見ますと、例えば本庁舎の向江公園に面して増築した場合

に樹木がありますが、樹木の撤去を含めた予算計上がされておりませんけれども、市はどういった考え方であるのか。樹木に詳しい方に聞きますと、本年度増築するのに、急にこの樹木をほかの場所に移したとして、全部育つか疑問であるといった意見もあります。しかし、予算計上されていないようでもありますけども、この点も報告してください。

次に、484ページの県営土地改良事業3億921万4,000円でございます。2つに絞ります。

1つは北部畑かん関連でございます。この新年度の事業の対象地域と事業内容について説明してください。そして全体事業費と、これまで令和2年度までの到達状況と今後の状況についても説明してください。

また、負担金が全て21.5%となっておりますが、これは条例は鹿児島県も市もないと思うんですけども、この21.5%は法的には何に基づいての取組なのか。根拠があるのかも確認かたがた答弁してください。

次に、南畑かんについても同じように事業内容、進捗状況、そして令和3年度の今後の見込みについても報告してください。

過年度事業の3億円については、もう質疑がありましたのでカットいたします。497ページの過年度災害事業の3億円は質問いたします。

この3億円って、3、丸、丸、丸ということですね。非常に大ざっぱな感じがするんですが、3億円と決めたその算定の根拠、大ざっぱではない立場からの説明、答弁をしてください。

2点目は、今後、雨期に入りますけども、これは令和3年度では全部対応できないという感じがいたします。令和2年度からの、これは繰越しでありますけども、そのあたりについては、今後のめどはどうなっているのか。やっぱり令和4年度までかかるのかどうか。

そして、これは地元業者で全て対応できるのかでございます。3億円という大きな事業を地元の業者が、施工能力から見て対応できるかも答弁してください。

次に、財源内訳です。一般財源が全体の中で僅か270万円、1%そこそこであります。残りは県支出金、国県だと思っておりますが、なっておりますが、これはどういった事業の下でのこうした、ほとんど全額国県の補助事業であるのか、その事業内容についても一応説明してください。

以上です。

○議長（土屋健一）

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、徳峰議員からありました質問にお答えしたいと思います。

まず、1番目でございます。各課の要求、それから査定、予算計上に至る経過についてということでお答えいたします。

まず、予算編成につきましては、10月1日に各課に対して当初予算編成の基本方針をお示しし、それから11月6日までの提出を依頼したところでございます。

その後、各課からの要求に対しまして、11月12日から副市長査定を延べ17日間、12月24日と25日に市長、両副市長による普通建設事業に係る査定及び現地調査、年が明けましてから1月13日から現地調査を含む市長査定を3日間行いまして、当初予算を編成したところでございます。

歳入のほうは、当初265億7,991万4,000円であり、歳入のほうは219億5,473万4,000円でございますので、歳入不足額が46億2,518万円ほどあったところでございます。その後、新型コロナ対策事業費や災害復旧事業費等の追加を行いながら、市長査定等による予算不足の調整を行った結果、最終的には財源調整といたしまして、基金の繰入金で35億6,194万円計上したところでございます。

続きまして、税金、使用料、交付税・補助金などの主な歳入についてということでございます。

大枠で申します。まず、市税につきましては、予算額が31億8,793万円で、前年度に対して1億4,396万6,000円、4.3%の減となっております。主な要因としましては、固定資産税の家屋が6,793万5,000円、8.2%の減となっているのが一番大きかったものでございます。

次に、地方交付税についてですが、予算額が78億7,863万9,000円で、前年度に対して1億7,563万9,000円、2.3%の増となったところでございます。普通交付税は、前年度の実績等を考慮して算定いたしまして75億7,863万9,000円、特別交付税は昨年と同額の3億円となっております。

それから、使用料及び手数料についてですが、予算額のほうは2億7,121万1,000円で、前年度に対して722万5,000円、2.6%の減となっております。主な要因としましては、市営住宅の使用料が462万7,000円、3.4%の減となっているところでございます。

続きまして、国庫支出金については、予算額のほうが33億9,279万5,000円で、前年度に対しまして3億246万6,000円、9.8%の増となっております。主な原因としましては、学校施設環境改善交付金のほうが2億2,627万1,000円、165.8%の増となったところでございます。

次に、県支出金についてですが、予算額のほうが21億194万4,000円で、前年度に対して9,817万3,000円、4.9%の増となりました。主な要因としましては、過年発生の農地・農業用施設災害復旧補助金が2億9,730万円ほど皆増となったものが大きなものでございます。

続きまして、3番目の関係で、各市債の内訳とそれぞれの総体事業についてというところでございました。

市債につきましては、当初予算額32億3,160万円で、前年度に対しまして8億760万円、20.0%の減となっております。

起債事業別で申しますと、辺地対策事業債の起債対象事業費が1億6,924万8,000円、起債額が1億6,920万円となっております。

過疎対策事業債のほうですが、過疎ソフト事業を含んだ起債対象事業費が27億7,734万4,000円、起債額が16億9,100万円となっております。

合併特例債事業につきましては、起債対象事業費が5億8,894万3,000円、起債額が5億5,940万円となっております。

緊急防災・減災対策事業債ですが、起債対象事業費が1億5,630万円で、起債額も同額となっているところでございます。

それから、公共施設等適正管理推進事業債でございしますが、起債対象事業費が2,100万円、起債額が1,890万円となっております。

それから、防災対策事業債でございしますが、起債対象事業費が2,600万円、起債額が2,100万円となっているところでございます。

それから、災害復旧事業債ですが、起債対象事業費のほうが2億2,487万5,000円、起債額のほうが6,730万円となっております。

臨時財政対策債でございしますが、今回の当初予算編成における一般財源の不足を補填するために5億4,850万円を計上しております。以上が、主な起債の内容でございました。

4番目でございます。当初予算を計上する段階における主な財政措置等についてということでございます。

まず、各課において予算要求をしていただくわけですが、まず、各課が計画している事業について、該当する国県補助金等がないかを、まず精査していただいております。その関係で、もしある場合は、それを財源として確保に努めていただい

いるところでございますが、その後、財政課のほうに予算要求書が提出されまして、財政課ではそのほかの財源の手だてとして、市債の適債性の有無の確認を行いながら、適債性のある場合は市債の計上を行っているところでございます。

今回計上しました32億3,160万円で、前年度に対しては8億760万円、20%の減となっていたところでございます。

その後、その予算額でまだ不足する部分については基金の繰入れ、これを行っております。目的に応じた基金がございますので、その各種基金を繰り入れているところでございます。

その後、どうしても財源の手だてのつかなかったものについては、財政調整基金いいますか、一般財源の対応というところになってまいります。

それから、10番目の庁舎整備事業についてでございます。

まず、ありましたのが6億1,500万円の工事費ということで、2,300㎡以下と理解してよいかということでございました。2,300㎡以下で今計画をしているところでございます。9月に議案として出されるということであったということで、その内容についてということでございまして……。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

2,300㎡以下ということで、今計画しております。

(何ごとか言う者あり)

○財政課長（上鶴明人）

はい、2,300㎡以下ですね。

それから、入札の方法でございますが、今現在、大きな金額でございますので、公募型の指名競争入札による共同体でと考えているところでございます。

それから、樹木の撤去、活用についてということで、予算措置はされていないというところでございました。これにつきましては、令和2年度の予算計上、造成工事費1,799万3,000円というのがございまして、これを繰越明許費で設定しております。その中で見ているところでございます。そのほかの撤去と活用につきましては、今現在、建設課長のほうにお願いしておりますので、そちらのほうで答弁をいただこうと思っております。

以上でございます。

○税務課長（山中竜也）

それでは、市税の収入についてお答えいたします。

先ほど、財政課長のほうからありましたとおり、前年度比で1億4,396万6,000円、4.3%の減となったところでございます。こちらにつきましては、ほぼ全てがコロ

ナ感染症の影響によるものということでございます。

税目ごとに申し上げますと、主なものとしましては、市民税が前年度より8,335万4,000円、7.1%の減となっております。個人市民税の均等割額は、納税義務者数の変動は少ないと見込みまして、前年度より84万8,000円、1.6%の減で計上し、所得割額は特別徴収の前年分等を勘案しまして、前年度より5,252万7,000円、5.6%の減となったところでございます。

また、法人市民税につきましては、令和元年度の決算額を基に、均等割額は前年度より166万4,000円、2.7%の増で、法人税割額は前年度より3,164万3,000円、28.1%の減額と見込んでいるところでございます。

固定資産税につきましては、前年度より5,713万4,000円、3.2%の減となっております。土地は、令和3年度が評価替えの年であることから、仮課税標準額を基に積算を行い、前年度より940万3,000円、2.6%の増となったところでございます。また、家屋につきましては、コロナウイルス等による減免分を勘案し、前年度より6,793万5,000円、8.2%の減となったところでございます。

償却資産につきましては、コロナウイルス等の減免分を勘案し、前年度より28万5,000円の微増となったところでございます。

以上でございます。

○企画課長（外山直英）

それでは、企画課分をお答えしたいと思います。

歳出の240ページ、FM放送局の2,400万円についてですが、まず、考え方についてでございます。コミュニティFMの本体であります一般財団法人まちづくり曾於でございますが、こちらの会計内容は、収入で市の負担金や広告収入の2つが大きな財源となっている構造上、変動があります。これらをもって毎年負担金の変動しております。

実績でございますが、設立時が、平成28年ですが1,689万6,000円、平成29年が1,800万円、平成30年度が1,700万円、令和元年度が1,800万円と、約1,800万円前後で推移しておりましたが、令和2年度につきましてはコロナによる広告収入の減少、それからまちづくり曾於の別の部門でありますイベント等の開催ができていないことから、令和2年度の負担金見込みが2,100万円となる見込みでございます。このことから、令和3年度につきましても、予算額として2,400万円を確保したいというところでございます。

また、根拠については、設立時の使途の取決めというところで根拠を持っているところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（外山直英）

負担金等についてですが、初年度の広告収入が1,500万円、運営費に関する市の助成が約2,500万円、市からの運営費補助は上限を3,000万円と定め、今後、これらを計上していくというようなものでございます。

次に、242ページの自治会放送管理費の撤去業務でございますが、まず、実績のほうを御報告させていただきます。平成29年度が1,032本の電柱を撤去しております。平成30年度が2,482本、令和元年度が1,680本、今年度が2,004本、合計で7,198本となっております。今後、撤去しなければならない本数の残りが3,518本ございまして、当初、3年間で撤去する予定でございましたけれども、作業が思いどおりにいっておりませんで、令和3年度で撤去を完了したいというふうに考えているところでございます。

また、財源につきましても一般財源となっているところでございます。

次に、247ページのDV関連でございますが、まず、こちらの対応でございますが、企画課内にあります統計・男女共同参画係と、それから福祉事務所にあります自立支援業務を行う生活支援相談センター、この2か所共同で行っているものでございます。

昨年度の実績で申し上げますと、一時保護した件数が4件程度、それから人数にいたしまして11人ほどを一時保護しております。一時保護という形態を取っておりますので、そのものが、ほかの補助や国の措置費等の対象になるものではございません。

また、今後、福祉事務所と連携して措置を行っていきたいというふうに考えておりますが、体制につきましても場所が違うこと、それから離れた庁舎であったりしていることから、今後、何らかの連携が必要かというふうに考えているところでございます。

次に、249ページの交通対策ですが、特に大きな変動のありました思いやりタクシーについて、昨年度の利用実績が1万3,073人となっております。令和2年度、現時点までの見込み数も含めての人数ですが1万165人となっております。約3,000人ほど減少している状況でございます。当然、コロナの影響もございますが、思いやりタクシーの補助金等につきましては、乗車客の収入も原資として入っておりますので、乗車される方が少なくなれば、当然補助金も増えるというところがございます。よって、令和3年度につきましては、少し大幅な増額をしたところでございます。

企画課分は以上です。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、耕地課分について御説明申し上げます。

まず、484ページの県営土地改良事業でございますが、畑かん事業についての御質問だったと思いますけれども、曾於市管内では曾於北部畑かんと大隅南畑かんが事業実施しているところでございます。

まず、21.5%の市の負担率の件でございますが、これにつきましては県営事業の要綱の中で、国の補助率が50%、それから県が28.5%、地元が21.5%となっているところでございます。

それから、曾於北部畑かんは受益地でございますけれども、財部、末吉、大隅の1,997.6haを対象にパイプラインの敷設等を行っております。それから、大隅南の畑かんにつきましては、受益面積200haについてパイプラインの敷設、給水栓の設置等を行っているところでございます。

事業費ですが、曾於北部畑かんの総事業費につきましては213億7,700万円、工期につきましては平成20年度から令和9年度までの計画となっております。それから、大隅南の畑かんですが、総事業費が25億8,056万円、工期につきましては平成23年度から令和5年度までの計画となっております。

進捗率ですが、曾於北部畑かんの進捗率につきましては、工事費ベースで52.5%、それから大隅南畑かんの進捗率につきましては、工事費ベースで90.4%となっているところでございます。

続きまして、497ページの大内田頭首工の災害復旧工事の分ですけれども、まず、事業費の3億円ですが、この3億円につきましては、まだ仮の段階でございます。昨年度は熊本の人吉市のように非常に頭首工の被害を受けたところが数百か所ございまして、国の方針で簡素化査定という、ちょっと変わった特殊な査定を受けております。その中でははっきりした事業費は出さずに、災害として認められるかどうかという、その査定と現地調査があったところです。金額等につきましては、また局と協議しながら詳細については詰めていきたいと思いますということになっております。ということで、昨日から今日にかけて、局と県と協議をしております。ある程度めどがつかまりましたので、3月末に、今度は九州財務局も入れまして重要変更協議を行って、その中で工事費等が決定するものと思っているところでございます。

それから、地元の業者で施工ができるかということでございましたけれども、土木工事になりますので、地元業者で対応可能でございます。ただし、角落し堰から転倒堰・可動堰に直して復旧する予定でございますが、その可動堰の部分につきましては、専門業者に外注ということになると思います。それから、補助率ですが、これは激甚災害に指定されまして、さらに補助率増嵩申請というのをしまして、補助率がかさ上げになりまして、補助率が99.1%という非常に高い補助率となったと

ころでございます。

以上でございます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、建設課分についてお答えいたします。

まず、168ページ、新年度を含む保留地処分の計画、これまでの坪単価の流れ等についてお答えいたします。

末吉町上町土地区画整理の分譲地の処分については、全体で160筆、面積で約4万7,708㎡、金額にいたしまして約9億5,629万円あるところでございます。そのうち、これまでに処分された117筆、面積で3万2,833㎡、金額で約7億6,914万1,000円となっているところでございます。残りが、現在43筆、面積で1万4,875㎡、金額で1億8,714万9,000円あるところで、現在これを分譲地として売り出しているところでございます。

また、これまでの坪単価の推移についてでございますが、当初、平成3年度から平成13年度までにつきましては、1坪当たり17万3,800円で、平均ですが売り出していたところでございます。その後、平成13年度に見直しをいたしまして、16年度までになります。平均7万1,600円、2回目の見直しが平成16年度見直しして、平成20年度までになります。5万5,500円、3回目が見直しをして、令和2年12月までということになります。4万8,500円ということになっております。

今回、令和3年1月からになります。4回目の見直しをいたしまして平均4万100円で分譲しているところでございます。この坪単価の変更によりまして、1区画当たりの価格を見直したわけでございますが、その坪単価に掛けて1区画が500万円から430万円に平均が下がったということで、歳入を2,500万円から2,150万円になったところでございます。

それから、520ページの地域振興住宅についてでございますが、これについては令和3年度も5戸の建設を計画しているところでございます。これについては、先般の一般質問でも市長が答弁いたしましたが、申込み者数、応募者数の状況によって、建設戸数については対応するという答弁をしたところでございます。

また、この財源につきましてでございますが、令和3年度につきましては過疎債が3,620万円、それからまちづくり基金繰入金が2,000万円、思いやりふるさと基金繰入金4,400万円、そのほか市有住宅使用料90万7,000円を見込んでおるところでございます。

それから、509ページの市道整備の中の橋梁修繕工事についてお答えいたします。

橋梁の修繕につきましては、基本的な考えといたしましては、曾於市橋梁長寿命化計画に基づいて行うところでございます。この基本的な考えですが、損傷が進んで

からの対応では工事費がかかるということで、損傷が軽微な段階で予防保全型の転換することで橋梁の長寿命化を図り、併せて予算の平準化と維持管理のコスト縮減を図ったところでございます。それに伴い、次世代への大きな負担をかけることなく、道路交通の安全性・信頼性を将来にわたり確保するということを目的としているところでございます。

令和3年度の予算につきましては、現在、その点検を5年に1回義務づけられているわけですが、その点検の中で4段階に分けて判定をしているところでございます。健全、それから2段階が予防保全段階、3段階が早期措置段階、4段階が緊急措置段階としてランクづけをしているわけですが、その3段階は早期措置段階に該当するものが25橋あるわけですが、この25橋を長寿命化計画で整備を計画しているところでございます。この25橋のうち、現在15橋を修繕済み、または施工中ということであります。残り8年間で残りの早期措置段階にある10橋を修繕するということになります。全体で209橋あるところでございます。

それから、先ほど財政課長が答弁した中で、庁舎整備事業に係る中で、その対応を要する樹木等の移植についてお答えいたします。

これについては、旧末吉町政時代に町民から寄贈された樹木でございますが、その対応については、これまでもいろいろ検討したところでございます。その樹木のうち、残せるものは可能な限り残す、移植ができるものは移植し、伐採するものについては、大きな樹木になるところでございしますが、材料として、例えば天井にする、壁材として使用する等を検討しているところでございます。

また、この寄附していただいている方々につきましては台帳が整備してありますので、これから、その提供者の方々に連絡をして、お断りをして対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に移ります。

まず、順を追って税収等でございますが、一つは課長答弁にありましたように、市民税が、代表される8,300万円減を含めて市税が減額となっております。

まず、質問の第1点は、こうした減額は令和3年度だけと見ていいのか、市としては、それとも、4年度以降もやはり続くのかどうか。当然、財政的な見通しを検討していると思いますので、お答え願いたいと考えております。コロナの下だけが中心の減額か、それともいわゆる構造的ということも含めての減額と見ていいのか。

質問の第2点目は、固定資産税の中で家屋と償却資産が横ばいであります。家屋は旧町時代から、この間ずっと理由は幾つかありますけれども、増額傾向でありま

して、2つ目の、特に償却資産が著しく増額していたのが、ここ一、二年横ばい、家屋の場合は、新年度は減少傾向であります。これをどう見るか説明をしてください。

税収は以上であります。

次に、財政課長の1回目の答弁にありましたように、この予算要求に対して、歳入をいかに確保するかで、いろいろ検討と苦労があったと思います。その一つが、やはりこの収支を整えるために、一つはこの市債、市債の中での課長答弁にありましたけども、臨時財政対策債を5億4,850万円計上いたしております。この考えた位置づけについて、再度答弁をしてください。これは、後に償還も含めて影響を及ぼすからでございます。

それから、第2点目は、この歳入の中での市税は今申し上げましたようにもう限度がありますので、やはり歳入を確保するためには特に2つあります。一つは、新年度では繰入金35億6,000万円、大変大きな金額であり、市税の31億円を超しております。繰入金は、言うまでもなく財政調整基金をはじめとした基金の繰入れであります。特にその中で特徴的なのが、この新年度予算では財政調整基金を9億円取り崩しております。また、合併特例債は限度額がありますので限界がありますが、過疎債が16億9,000万円でございます。このことについての、特に借入金については、ふるさと基金からの繰入れと、それから財調等からの繰入れが大きいのでありますけども、基本的な考え方について報告してください。

それと併せて、私が気になったのがこの新年度の予算見ますと、一方で財産収入の中で寄附金18億円を計上いたしております。思いやりふるさと基金の寄附金が18億円、一方でこのふるさと基金からも、これは20億円ですか、繰り入れておりますけれども、あまりにもこのふるさと基金に頼っている感がありますけれども、これについての考え方を示してください。本当にふるさと基金をこれだけ予算計上して、そして基金に組み入れていいのかどうか。寄附金というのは不確定な要素があり、あくまでも寄附金でありますので、その点で本当に新年度大丈夫ですか。これが、もし見込み違いだったら財政がパンクしますけれども、そのあたり検討されていると思いますけれども、大事な考え方でありますのでお聞かせ願いたいと考えております。

次に、コミュニティFMについて質問いたします。

以前も質問したんですが、課長答弁でありますように負担金の考え方が、上限を3,000万円として、その範囲内で、いわゆる不足分は計上するという考え方でございます。確かに一つの考え方でありますけども、大切な税金を使うにはあまりにもこの負担金の考え方が粗雑といいますか、粗っぽいんじゃないでしょうか。ほか

の負担金を含めて補助金について、もっと厳密な、明確な要綱を含めて規定があるのじゃないでしょうか。その点で、もっとこの点は厳密な意味で、負担金について検討すべきじゃないかと言えますけども、そのあたりは議論されているのかどうかです。年によって、ですからこの決算の段階で非常にアンバランスがあります。その点で検討されていたら報告してください。

次に、DVについては、これまで企画課サイドと福祉課サイドでやっておりますけども、連携は保たれているのでしょうか。できたら、もう一本の下でやったほうがスムーズだと思うんですけども、これまで同様、二本立てで、福祉事務所と企画課のほうでやっていく計画であるのかどうか。答えていただきたいと考えております。本来だったら福祉事務所と考えられるんですけども、いきさつがあろうかと思えますけども答えてください。

次に、庁舎建設についてです。これは確認を含めて、一、二点質問いたします。

総体事業費の中で、基本的には本体事業の10億2,500万円と床面積2,300㎡は変わらないという、以下ということは当然のことであるでしょうけれども、変わらないということで、その下での対応ということで確認していいのかお聞きいたします。そうありますと、一例でありますけども、売店を縮小するといっても、そう大きな変更にならんわけですね。この点で確認をさせていただきます。

それから、2点目はもう細かいことは聞きませんが、樹木の取扱い、従前から気になっていたんですけども、課長答弁では残せるかどうか、移植するかどうか、伐採するかどうか、この3つを一応基本として、樹木を提供された方にはこれからお断りということでありまして、やっていきたいということではありますが、あまりにも対応が遅いんじゃないでしょうか。

この点については、特に旧末吉町の私たち議員としては、当時の田崎町長が非常に植物等には関心と造詣が深く、市民から協力を受け入れて、そしてこれを植えた経過があるわけですね。ですから、大きな樹木は、先ほども同僚議員と話したんですが、もう伐採しかないと思うんですよ、今の段階では。大きなケヤキとかクスノキは、もう移植はできないでしょう。あまりにも対応が遅いんじゃないですか。これは、庁舎建設がどういった形でやるかは見解の相違があるとしても、造ること自体は恐らく全員賛成でありますので、ですから、少なくともこの樹木については、協力していただいた御家族が納得いく形で、もっと早め早めに対応すべきじゃないかと思えます。この新年度予算でも、言わばゼロ計上でしょう。これを令和4年度で予算計上するということは、結局、市が考えた計画の俎上によって、そして提供された御家族には、言わば事後承認的なお断りをしていくという、あまりにも礼を失するのじゃないかと考えておりますが、どのように考えるか答えてください。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの発言は議題外にわたっております。御注意いたします。

○市長（五位塚剛）

まず、財政的な考え方でございますが、当然ながら、基本的には市税を含めて、税収、固定資産税、基金、総合的に判断しながら、また、事業をする場合は、合併特例債を使えるものについては使う、過疎債を使えるものは使う、辺地債についても場所によっては使いたいというふうに思っております。当然ながら、先を見越して計画的に予算を編成しております。

あと、庁舎の問題を言われましたが、庁舎については向江公園のほうに増築してまいります。前提として樹木については、小さなものについては、動かせるものについては移植を考えますが、当然ながら大きなものは移植はできません。伐採を計画しております。これを、大きなものを移植したら相当な費用がかかりますので、当初からそれを移設する考えはありませんでした。また、それについては、提供者についてはちゃんと説明をしたいと思っております。

あとについては、各担当課長から答弁させます。

○税務課長（山中竜也）

それでは、税収についてお答えします。

市民税の減が令和3年度だけかということですが、コロナの収束の時期によるものではありませんが、仮に収束したということであれば、住民税の個人分については令和3年度だけというふうになりますが、法人税につきましては、申告時期によりまして令和4年度も影響が出るかというふうに考えるところでございます。

次に、固定資産の償却資産のほうで横ばいということで、それをどう分析するかということでありましたが、一応、償却資産につきましては、令和3年度につきましてはコロナウイルス等による減免分を勘案しておりますので、この減免が約1,800万円ほどあるというふうに見込んでおりますので、それを差し引きますと1,800万円ほどは増になるというところでございます。

以上です。

（「家屋について」と言う者あり）

○税務課長（山中竜也）

失礼しました。家屋につきましては、今回、コロナウイルスの減免分が6,450万円で見込んでおりますので、6,450万円を差し引きますと、実際、約200万円ほどの減額となるところでございますが、この減収につきましては、今後、同じような減収が続いていくというふうに考えているところでございます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、徳峰議員からありました質問にお答えいたします。

まず、臨財債の考え方についてということでございました。臨時財政対策債につきましては、国の地方交付税特会への財源が不足したときに、地方交付税を交付すべき財源の不足する場合につき、普通交付税の交付額を減らして、その部分を市債で借り、市町村のほうに借りるといふ地方債を発行させる制度でございます。これにつきましては、後年度、100%元利償還が交付税算入されるところでございます。令和3年度につきましては、国のほうでは前年度の市町村分につきましては約1.5倍を想定して財政計画等では示されているところでございます。

今回、曾於市のほうでは、今現在、臨財債のほうを昨年の約1.37倍、1.4倍弱という形で、今計上させていただいているところでございます。

それと、繰入金の関係でございます。思いやりふるさと寄附金の繰入金についてということでございました。思いやりふるさと寄附金を、今年18億円寄附金が来る想定でございます。今年繰入れをする19億円につきましては、昨年といたしますか今年度なんです、令和2年度中にたまった寄附金額、これを基金に積み立てます。この基金を、来年、令和3年度の繰入金として19億円繰入れをするところでございますので、今年の18億円の積立とは全く別物と考えていただければと思っております。

それと、財政調整基金の考え方についてということでしたが、これにつきましては、こういうコロナ、いろいろ災害、こういったものが起きますと、やはり迅速に財政を動かしていくためには、絶対必要不可欠な基金だと考えております。特に財政調整基金につきましては、当初予算でも今回9億600万円ほど繰入れをして、大変助かっている基金でございます。年度末に向けて、少しでもこの基金を積み立てていきたいとは考えているところでございます。

また、過疎債につきましても、交付税算入率が70%という大変有利な起債ですので、合併特例債につきましては令和7年度までで終了しますが、今のところ過疎対策事業債につきましては新法もできるということでございました。今後10年間は使えるということで、今後も計画的に使っていきたいものと考えているところでございます。

それから、庁舎の関係でございますが、庁舎につきましては、今現在、昨年といたしますか、令和2年度の補正予算で継続費の設定を行っております。12億1,800万円と総額で行っておりますので、この事業費内で収めたいと考えているところでございます。

以上です。

○企画課長（外山直英）

それでは、FMに関して、2回目の答弁をさせていただきます。

まず、3,000万円の根拠が粗いのではないかと御指摘でございましたけれども、28年度に設立して5年間経過しておりますが、当時からの負担金の平均を出しますと1,817万9,000円ということで、今年度は2,100万円見込みですが、約1,800万円前後で推移しております。結果的にですが、やはり、この1,800万円ぐらいは負担金として考えるべきではないかというふうに内部では検討しているところでございます。

また、DVについてですが、連携につきましても、御指摘のとおり、できれば一本化すべきというふうに担当レベルでも検討しております。

ただ、男女共同参画を担う所管課であります企画課といたしましては、現状では、まず予算につきまして企画課で所管させていただいて、福祉事務所、あるいは保健課、あるいは学校教育課などと連携をさせていただいておりますが、今後は一本化につきましても検討させていただきたいというふうに考えております。

○19番（徳峰一成議員）

質問が前後いたしますが、まず企画課長に、このコミュニティFMについては、もう発足してから何年たちますかね。課長答弁にもありましたが、今平均で1,817万9,000円ですね。これを前提としたならば、最初に市でつくりました要綱かどうか、上限を3,000万円というのには、大きく言えば1,200万円開きがありますので、こうした点は条例事項じゃないですので、その都度、現状に即した形で見直すのが本来じゃないかということで、再度答弁をしてください。何も減額しろということは、さらさら私は聞いていないんです。

次に、財政について一言だけ質問をいたします。

新年度予算を見ますと、客観的に、どう考えましても、ふるさと基金に大きく依存している、依存せざるを得ない状況でございます。確かに2回目で課長が言いましたように、繰入金19億円のふるさと基金からは、前年度の基金積立てからの取り崩しでありまして、また、この寄附金、一方で18億円というのが二本立てで予算計上されております。もちろん新年度はこれで対応できるかもしれませんが、曾於市の財政構造というか、総合振興計画にのっとっての今後の支出がふるさと基金に大きく依存している点について、問題、心配はないのかどうかという立場からの質問でございます。非常に大事な億単位の、10億円単位の、ある面じゃ20億円単位の予算計上をしている大事な歳入でありますので、この点で再度答弁をしてください。本当に大丈夫ですか。新年度ということじゃなくて、今後の事業の在り方としてもですね。

○市長（五位塚剛）

ふるさと納税の基金は、市の予算措置をするために約50項目の事業に充てておりますので、大きなウエートを示してきているのはもう事実であります。そして、このふるさと納税制度については国が廃止をするという表明されておられませんので、当面は続くだろうというように思っております。私たちは、このふるさと納税制度は曾於市にとって、非常に特産品もたくさんありますし、また、いろんな事業所やいろんな関係団体のものを含めて、さらにまだ伸ばしたいと思っております。

それで、新年度からこのふるさと納税については係をもうちょっと詰めて、観光協会等の関係で今後移行していったら、さらに事業の拡大を図っていきたいというふうに思っております。

ふるさと納税だけに頼るわけではありませんけど、基本的にはこの制度が続く限り、私たちは今のうちに力をつけて基金として積み立てて、また今後も市民のための一般財源として充てていきたいという考えでございます。

○企画課長（外山直英）

FMについて再度御指摘がございました。

今年度の見込みが対前年比1.17倍でございますので、上限額3,000万円というところを2,500万円程度に限度額を見直したいというふうに考えます。

以上です。

○議長（土屋健一）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分
—————・—————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第31号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計予算について

日程第7 議案第32号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第8 議案第33号 令和3年度曾於市介護保険特別会計予算について

○議長（土屋健一）

次に、日程第6、議案第31号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計予算についてから、日程第8、議案第33号、令和3年度曾於市介護保険特別会計予算についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました海野隆平議員の発言を許可いたします。

○15番（海野隆平議員）

国保会計についてお聞きしたいと存じます。

11ページに、法定外繰入金の2億5,000万円について聞くところではありますが、保険税の負担を軽減するために毎年繰入れを行っているわけでありまして、昨年は1億5,000万円、本年度は2億5,000万円と大きく増額しているわけでありまして、本年2億5,000万円と大きく増額した根拠について、まずお聞きしたいと存じます。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、国民健康保険特別会計当初予算の11ページ、法定外繰入金2億5,000万円の繰入れを行った根拠についてお答えいたしたいと思っております。

国民健康保険特別会計の当初予算額について積算いたしましたところ、歳出総額が56億4,236万5,000円となったところでございます。

一方、歳入では前年度と比較して大きな減となったものが多く、その主なものは国民健康保険税が5,829万5,000円の減、県支出金の特別交付金が4,281万6,000円の減、繰入金の保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金を合わせまして1,606万4,000円の減、あと基金繰入金が5,000万円の減、繰越金が8,460万円の減など、歳入総額の積算額は53億9,236万5,000円となったところでございます。この不足分を法定外繰入金として2億5,000万円繰り入れることとしたところでございます。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

厳しい国保会計でありまして、やむを得ない措置であるというふうには思うところでありますけど、ただ、社保との関係についても、やはり考慮すべきではないかなというふうには思うところであります。どこかに、やはり法定外繰入、一般会計から繰り入れてはいますが、やはり限度額があってもいいんじゃないかというふうには思うわけでありまして、去年は1億5,000万円、今年は2億5,000万円、年々増えているわけでありまして、この限度額についてはどのように考えているのかお聞き

したいと存じます。

それとまた、基金についても5,000万円繰り入れる、現在もう682円と、ほとんど枯渇した状態になっているわけでありますが、基金の構築についてはどのように考えているのかお聞きしたいと存じます。

それと税金についても、今後4方式から3方式に移行することになるわけですが、今後の税金についての見込み、基本的な考え方についてお聞きしたいと存じます。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

いわゆる法定外繰入れの考え方なのですが、平成21年度までは繰入れは一切しておりませんでした。不足額については、当然これ特別会計でございまして、その中で税率を引き上げたり下げたりという調整をしておりましたけれども、平成22年度を機会に非常に財源が不足するというのと、あと、あまりにも上げ幅が大きいということで8,000万円というのをやったところでございまして。そういうのをしながら、基本としては1億5,000万円くらいかなということで、当局のほうでは相談をしてきたところであります。

当然22年度からは税率等も改正しておりませんので、見直すべきところに来ておりました。1人当たりの医療費も下がることはなく、右肩上がりでやってきておりましたので、そこをタイミングを見ておったわけですが、しかしながら県へ統一をされました。あと、3税方式に移行するというのもございましたので、また、コロナの非常な影響もございましたから、今年はやらないということで見送ったところでありまして。当然ながら、来年、再来年度に向けて3税方式に移行しますから、そのときに、いかほどの繰入れができるか、財政状況を見ながら市長と検討していきたいと思っております。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

基金の考え方については、基金を積み立てていきたいんですが、不足額があまりにも大きくて、そこまで至らないというのが現状です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表の

とおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第34号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について

日程第10 議案第35号 令和3年度曾於市水道事業会計予算について

日程第11 議案第36号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計予算について

○議長（土屋健一）

次に、日程第9、議案第34号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算についてから、日程第11、議案第36号、令和3年度曾於市公共下水道事業会計予算についてまでの以上3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○19番（徳峰一成議員）

簡潔に質問いたします。

まず、議案の第35号の水道事業予算について。

質問の第1点は、新年度予算での主な事業の内容について説明してください。

2番目は、財政状況の現状について。例えば、内部留保資金等を含めて、積立金等を含めて説明してください。

3点目は、一般会計からの繰入れ。これは新年度含めて、合併後からどういった繰入れの推移であるか説明してください。

議案の第36号の公共下水道の予算について。

質問の1、これも新年度の主な事業内容について。

2番目、財政の現状について。

3点目、一般会計からの繰入れ。これも合併後の繰入れを含めて、推移を含めて説明してください。

以上です。

○水道課長（徳元一浩）

それでは、お答えいたします。

まず、議案第35号の令和3年度曾於市水道事業予算についての主な事業でございますが、水道事業は清浄な水を安定的に供給し、施設の強靱化を図る目的で令和3年度も予算を組んでおります。

主な事業ですが、水道の布設替えということで全体で7件あるんですけど、7件の予定のうち主なものは末吉地区の上水道整備工事でございます。9,500万円が主な事業となっております。建設改良費でいきますと、前年度より1億2,800万円ほどの増額となっております。

次が、2番目の財政状況でございますが、令和2年度の実績見込みを基に、業務予定量といたしまして給水戸数が1万5,103戸、年間配水量を328万9,790トンの予定で、収益的収入を5億8,075万3,000円の収入と見込んでおります。収益的支出でございますが5億6,678万5,000円、資本的収入については本年度は計上いたしておりません。資本的支出が3億5,964万2,000円となりますので、この不足分につきましては内部留保資金で補填をする予定としております。

次に、3番目の一般財源からの繰入れについてでございますが、令和3年度の水道事業への一般会計からの繰入れといたしましては6,671万4,000円の繰入れをしてもらう予定としております。合併後から3年度までを含めてですが、17年間で9億738万円となっております。

次に、議案の第36号、令和3年度曾於市公共下水道事業予算でございますが、これも主な事業についてです。公共下水道事業は、生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁防止を目的に、令和3年度より公営企業会計になっております。令和2年度完了いたしました汚泥脱水施設の外構工事が今年は主なものとなっております、600万円が主な事業でございます。これは単独予算でございます。

次が、公共下水道予算の財政状況でございます。令和3年度は施設の維持管理及び下水道加入促進に取り組みを基に接続戸数が1,725戸の予定で、収益的収入が2億5,190万6,000円、収益的支出が2億2,998万3,000円と、あと資本的収入が2,080万円、資本的支出1億1,723万4,000円となりますので、不足分については内部留保資金で補填する予定でございます。

3番目の一般会計からの繰入れについてでございます。公共下水道事業につきましては元年度までが特別会計でございましたので、一般会計では、3年度におきましては1億2,775万5,000円の繰入れと、合併後17年間で下水道におきましては18億2,989万6,000円となっているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

今後の事業について質問でありますけれども、これまでの二、三年、新年度で見ますと、新年度も末吉上水道が9,500万円ということで、末吉の上水道、南之地区を含めて投資がされておりますけれども、質問であります、大隅町、財部町の上水道は計画的にするほどでもないのか、今後、この1点でございます。

次に、財政の中での積立基金等については、安定的であるというふうに解釈していいのかわかるかとございます。この2点であります。

次に、公共下水道について、これまで2か年事業だったですかね、下水道の浄化センターを2億円以上かけての修繕がありましたけれども、今後それに類似する下水

道管を含めた修繕等は全く考えなくていいのか、これが質問の第1点であります。

それから、第2点目は、加入戸数が1,725ということでありますけども、今後多くは望めないと思うんですが、入戸数については、どのような利用する人たちが推移する見通しであるのか聞かせてください。

以上2点です。

○水道課長（徳元一浩）

お答えします。

大隅、財部はどうなっているかということでございますが、財部につきましては、もう整備が一応終わっておりますので、今のところ大きな工事はございません。大隅につきましては、一昨年、大隅の吹谷第1井戸がちょっと不都合がございましたので、2年前の長期計画を示した順番からいきますと若干早めに優先順位を持ってきておりまして、令和3年度に新たな井戸の改修工事を行う予定となっております。

財政的には、今のところ一般会計からの繰入れが年間6,000万円ぐらいでずっと推移していく予定でやっております、これは毎年、財政課と協議をしながら進めたいと思っております。

次に、下水道事業でございますが、下水道事業につきましても、昨年と一昨年、汚泥脱水処理等の施設を令和2年で完了するんですけど、今後は大きな修繕等は今のところはない予定でございます、それにつきましては今年度、ストックマネジメントという国交省の補助事業がありますけど、それで今までの長寿命化計画ではなくて、維持管理と建設を行わないといけない、その辺の長期計画的な策定が、今年度その委託業務を行いますので、それに基づいて今後の下水道事業の進め方をやっていきたいと思っております。

あと加入戸数につきましては、議員の言われるとおり、若干、数年前からすると加入戸数は減ってはきておりますが、新築の家は当然出てきますので、今のところの加入戸数としては今の数字くらいで推移していくのではなかろうかと思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

最後に、市長に、一般会計からの繰入れについて質問いたします。

水道事業についても、企業会計でありますけども従前のおり行っており、下水道事業についても行っております。先ほど審議されました各特別会計でも少なからず行っており、また、介護保険の場合は行っておりません。この特別会計について、公共下水道、水道事業もそうではありますが、考え方はこれまでどおりに対応していきたいということで、新年度予算はその計上でありますけども、基本的にはその考

えでいきたいということで確認してよろしいのかどうか、1点だけ伺います。

この水道事業については、特に企業会計ということで過去いろいろ議論がありましたけども、これまで行っております。これの是非についての質問じゃなくって、これまでどおりやっていく考えかの確認でございます。

○市長（五位塚剛）

今までどおりのやり方で進めていきたいというふうに思います。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は3月25日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時17分

令和3年第1回曾於市議會定例会

令和3年3月25日

(第8日目)

令和3年第1回曾於市議会定例会会議録（第8号）

令和3年3月25日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第8号）

- 第1 議案第5号 曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について
(総務常任委員長報告)

（以下2件一括議題）

- 第2 議案第6号 曾於市被災者生活再建支援資金貸付基金条例の制定について
第3 議案第7号 曾於市災害対策援護資金貸付条例の一部改正について
(文教厚生常任委員長報告)

- 第4 議案第8号 曾於市宅地関連等災害復旧事業基金条例の制定について
(建設経済常任委員長報告)

- 第5 議案第30号 令和3年度曾於市一般会計予算について
(総務常任委員長、文教厚生常任委員長、建設経済常任委員長報告)

（以下3件一括議題）

- 第6 議案第31号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計予算について
第7 議案第32号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について
第8 議案第33号 令和3年度曾於市介護保険特別会計予算について
(文教厚生常任委員長報告)

（以下3件一括議題）

- 第9 議案第34号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について
第10 議案第35号 令和3年度曾於市水道事業会計予算について
第11 議案第36号 令和3年度曾於市公共下水道事業会計予算について
(総務常任委員長、建設経済常任委員長報告)

- 第12 議案第38号 令和3年度曾於市一般会計補正予算（第1号）について

- 第13 発議第4号 介護保険制度の改革を求める意見書案

- 第14 閉会中の継続調査申出について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	重久昌樹	2番	松ノ下いづみ	3番	鈴木栄一
4番	岩水豊	5番	渕合昌昭	7番	宮迫勝
8番	今鶴治信	9番	九日克典	10番	伊地知厚仁
11番	原田賢一郎	12番	山田義盛	13番	大川内富男
14番	渡辺利治	15番	海野隆平	16番	久長登良男
17番	谷口義則	18番	迫杉雄	19番	徳峰一成
20番	土屋健一				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 持留光一 次長兼議事係長 森岡雄三 総務係長 梅木康
主任 富田洋一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26名)

市	長	五位塚剛	教	育	長	瀬下浩									
副	市	長	八木達範	教育委員会総務課長	橋口真人										
副	市	長	大休寺拓夫	学校教育課長	川路道文										
総	務	課	長	今村浩次	社会教育課長	内山和浩									
大隅支所長兼地域振興課長	徳留弘	農	林	振	興	課	長	竹田正博							
財部支所長兼地域振興課長	荒武圭一	商	工	観	光	課	長	安藤誠							
企	画	課	長	外山直英	畜	産	課	長	野村伸一						
財	政	課	長	上鶴明人	耕	地	課	長	小松勇二						
税	務	課	長	山中竜也	建	設	課	長	新澤津順郎						
市	民	課	長	岩元浩	水	道	課	長	徳元一浩						
保	健	課	長	櫻木孝一	会	計	管	理	者	・	会	計	課	長	桐野重仁
介	護	福	祉	課	長	福重弥	監	査	委	員	事	務	局	長	吉元剛
福祉事務所長兼福祉課長	竹下伸一	農	業	委	員	会	事	務	局	長	中山純一				

○議長（土屋健一）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は配付いたしております、議事日程により進めます。

日程第1 議案第5号 曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について

○議長（土屋健一）

日程第1、議案第5号、曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務常任委員長に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案3件を、3月15日から18日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、議案3件についてそれぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第5号、曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について。

本案は、曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関し、必要な事項を制定するもので、令和3年度より、曾於市議会議員及び曾於市長の選挙における供託物没収点以上の得票を得た候補者に、市費により選挙運動用ポスターを作成するものであるとの説明がありました。

ポスター作成についての質疑に対し、市費により支払うことができる枚数は、候補者1人につき、現時点での市内のポスター掲示場の設置数である211枚以内、1枚当たりの上限単価は943円、印刷業者は市内、市外どちらでもよい。作成費用は業者から市へ請求してもらうとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

委員長に1点質問いたします。

全体としては、この条例は積極的な内容であると思えますけれども、今後実施する上での例えば留意点、あるいは改善点など、今後検討すべき点など議論がされていたら、報告をしてください。これは、私たち議員についても直接関係・関連がある内容であります。委員長の答弁をお願いいたします。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいま徳峰議員よりの質問にお答えいたします。

委員会の中で、今回はポスターによる助成の条例であるという説明がございました。その中で参考にした自治体はあったのかという質問がありまして、全体的ほかの市町村を参考にしたということでありました。

そしてまた、その中で今回はビラ等は検討されなかったかという質問に対しまして、市長の場合は1万6,000枚が限度である。市議会の場合は4,000枚のビラが公職選挙法で決まっているということで、今回は効果のほども4,000枚だったらどうかということと、また今回から広報紙にそれぞれの立候補者のことも公約等も載せるということで、全世帯に出すのでそちらのほうで対応したという説明がございました。

そしてまた、今回のことで評価するところであるが、今後、新しく立候補されるのにこういう選挙の軽減されることによって立候補者が増えることで政策論争等は活発になり、非常にいいことではないかということと、引き続き、選挙カー、ウグイス等、ほかの等も徐々に公費で見てもらおうとますます新たな人が立候補する可能性が増えるんじゃないかという意見が出たところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

具体的な内容は条例ではなくて、それを補う意味での要綱に記載されてありまして、議会サイドからの意見が今後、見直しが当局の内部的にもできる点ではないかと言えます。

2回目の質問でありますけれども、例えばこのポスターの枚数ですね、公営掲示板だけに限らず、当然選挙事務所にも少なくとも何枚かは必要であって、そう大きな金額ではないですので、それらを加えた一定の枚数の上限枠の見直しとか、あるいは手作り上、極力簡易な形でできるようその点での議論がされていたら報告をしてください。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいまの徳峰委員の質問にお答えします。

紙質とかは統一されているかという質問に対しまして、先ほど述べました予算の範囲以内であれば自由であるという答弁がありました。それと、枚数に関しては掲示板の数が211か所であるので、業者からの請求は211枚の費用としてみているということで、それ以上に頼まれる方は本人の自己負担であるという答弁がありました。以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

総務委員長にお伺いいたします。

先進的な市では鹿児島市、薩摩川内市等では選挙用の車両及び運動員等についても公費でのある一定の支援があるわけでありますが、若い人、初めて選挙に出る人、また経済的に負担が大きいと思われる方等がいかに選挙に出れるかを考えれば、その辺のところまで公費で見るといような議論はなかったでしょうか。

そして、近隣市町村でそこまで見ている市町村についての質疑等はなかったでしょうか、お伺いします。

○総務常任委員長（今鶴治信）

先ほど意見があったというところで述べましたが、今回、まずはポスターが公費でということ、これまではがきは認められていたんですけど、一步前進であるという評価と、先ほども言いましたが今後いろんな人が立候補できるような環境整備のために、先ほど岩水議員がおっしゃいましたそういう選挙カー及びウグイス運転手等も検討すべきではないかという意見がありました。その中で、都城市議会選挙、市長選挙もでしょうけど、そういう公費で負担がされているという意見もあったところでした。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第6号 曾於市被災者生活再建支援資金貸付基金条例の制定について

日程第3 議案第7号 曾於市災害対策援護資金貸付条例の一部改正について

○議長（土屋健一）

次に、日程第2、議案第6号、曾於市被災者生活再建支援資金貸付基金条例の制定について、及び日程第3、議案第7号、曾於市災害対策援護資金貸付条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。

議案2件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案6件を、3月15日から18日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

1、議案第6号、曾於市被災者生活再建支援資金貸付基金条例の制定について。

本案は、災害対策援護資金貸付基金条例を廃止し、市内において発生した災害により、その財産に甚大な被害が生じた市民の生活再建に資するため、新たに条例として制定するものです。

これまでの災害対策援護資金貸付基金条例と内容について変わりなく、暴風や豪雨等で被災した方への生活再建を支援するための基金2,000万円を積み立てるとの説明がありました。

関連する議案第7号による貸付額と近隣の市町同様の貸付条例があるかとの質疑に対し、貸付額は10万円以上100万円以内で、近隣市町に条例で制定している自治体はないと答弁がありました。

以上、審査を終えて、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、議案第7号、曾於市災害対策援護資金貸付条例の一部改正について。

本案は、災害対策援護資金貸付基金条例を被災生活再建支援資金貸付条例とすることに伴い、一部を改正するものです。

条例の名称や文言等の修正であるかとの質疑に対し、名称や文言等の修正であり、内容等についても変わらないとの答弁がありました。

委員より、貸付要件で市税等の滞納がないこととあるが、被災者は困っている状況であり、税金の滞納があるなしに関係なく、災害対応は平等であるべきではないとの意見がありました。

以上、審査を終えて、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○15番（海野隆平議員）

委員長に2点ほどお聞きしたいと思います。

まず、今回の条例、これはいい条例だと私も賛成するわけでありまして、やはりこの案件については前回条例を作っても利用者がほとんどなかったというような説明を前回聞いたところでありまして、やはりこの周知等が一番大事じゃないかなと思うんですよ。やっぱり市民の方々にこの条例があるということを知ってもらうことが、私は大事なことじゃないかと思うところでありまして、その点について、委員会のほうでこの周知方について意見が出ていたらお聞かせいただきたいというふうに存じます。

それともう一点、税金の滞納があるなしに関係なく、災害対応は平等であるべきであると。まさにそのとおりだと思います。非常に困窮している中で、やはり市民の方々に平等に接するべきだと。また、災害で困っているわけですので、やはりそういう中で、やはりこういった意見が出たのはごもっともではないかなというふうに思うところでありまして、その点についてどういった中味ですね、突っ込んだ意見が出ているのか、2点ほどお聞きしたいと思います。

以上です。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

1番目の質問の中では、今海野議員がおっしゃった内容でいきますと、大変ありがたい制度だという話が出まして、委員の中でもそういう話が出ました。それと、先ほど出ましたように有意義な助成であるということの中には、やはり査定と申しますか、やはり困窮者を含めて、滞納を含めて生活困窮のされる方には、そういつ

た税金の滞納とか、あるいはそういうことのある人の対象を短縮して出す話も出ました。

以上です。

○15番（海野隆平議員）

ある程度大まかには分かるわけでありまして、その周知方の方法ですよね、もうちょっと詳しく、いい条例だと思うんですよ。やはり市民にまず知っていただくことが私は基本だというふうに思うし、そういった中でやっぱり市民にどういった形で周知させるかと、周知するかということが大事じゃないなと思うんですけど、もう一回その点についてお聞かせください。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

周知についての質問はなかったところでございます。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第6号、曾於市被災者生活再建支援資金貸付基金条例の制定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、曾於市災害対策援護資金貸付条例の一部改正について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

私は、議案第7号の曾於市災害対策援護資金貸付条例の一部改正については、基本的には賛成いたします。

委員長報告の中にも盛り込まれてありますけれども、例えば災害の場合、税金が滞納者を含めて災害については憲法の25条にのっとって基本的には市民全員を救済する、支援するということが災害に限っては大事なことではないかと受け止めており、今後、その点については税金の滞納者があるから、差別をするようなことがないように今後検討をしていただきたいと考えておりますが、そのことを含めての賛成討論といたします。

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第8号 曾於市宅地関連等災害復旧事業基金条例の制定について

○議長（土屋健一）

次に、日程第4、議案第8号、曾於市宅地関連等災害復旧事業基金条例の制定についてを議題といたします。

本案については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案4件を、3月15日から18日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告しま

す。

1、議案第8号、曾於市宅地関連等災害復旧事業基金条例の制定について。

本案は、集中豪雨等による災害において、宅地関連等の被害を早期に復旧することを目的とした基金を設定するものであります。

この基金は、曾於市宅地関連等災害復旧事業費補助金交付要綱により補助金を交付する原資に充てるものであるとの説明がありました。

要綱の定義について不十分なところがあるのではないかとの質疑に対し、今後見直しを検討していくとの答弁がありました。

委員より、要綱を見直した場合は議会に説明をほしいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の第8号は先日の総括質疑でも質問いたしました。例えば、民家の裏庭が崖崩れで被災を受けた場合に、国県等の災害復旧はありませんけれども、しかし曾於市の場合は昨年、一昨年の場合も非常にこうした事例が多く、その点でこれらを踏まえて今回市のほうで基金設置の条例制定を行ったことは非常に積極的な内容があり、既に新年度予算でも基金設置のための予算も計上されております。

ただ、この定義等につきましては委員長報告の中にも触れてありますけれども、どこまでを一応この条例を活用した、基金を活用した対象とするかを含めていろいろ深く今後検討をするべき内容もあろうかと思っております。

その点で委員会審議の中で、今後実施する上での留意点、あるいは改善点など、さらには検討すべき点など議論がされていたら報告をしてください。

関連いたしまして、委員長の報告の中でも要綱の定義について不十分なところがあるのではないかとの質疑に対し、今後見直しを検討していくとの答弁がありましたが、具体的には委員会審議の中でどのような点で定義の中で不十分な点が議論がなされたのか、合わせて答弁をお願いいたします。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

今回は、あくまでも基金を設置する条例であります。この条例自体は昨年9月に議会で提案されました宅地関連等災害復旧事業費補助金交付要綱、この事業に基づくための基金として設定されたわけで、これについては内容については徳峰議員

も御承知のところであるかとは思いますが、一応定義の中で、災害の最大24時間雨量が80mmまたは1時間雨量が20mmを超えたときに発生した災害という災害の規定があります。それについて、これはあくまでも観測地点での問題であり、また地形により雨量は少なくとも1か所に集中して雨水が流れ込む地域とかありますので、この定義についての見直しを委員会でも出たところです。

もう一つ、補助金対象者についての定義等について、不明瞭な部分が見られました。宅地関連等の所有者、所有者の相続人代表共有地の代表者及び当該敷地に権利を有する者でということになっており、市内に住所を有する個人でかつ住民台帳に記録されているものであることということが条件になっておりますが、この辺についても、実際には両親が住んで亡くなられて、まだ宅地があると。でも、これは将来的に使う必要があるということで、管理している宅地があった場合、実際にそれを所有している人は市外という可能性というのが十分にあります。その辺の内容等についての精査がもう少し必要ではないかということが出ております。その辺についての見直しをして、するということが執行部のほうからも出ましたので、それについては先ほどの報告のとおり議会のほうにも要綱の見直しをした場合には、議会に報告してほしいということで意見が出たところであります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

委員長から答弁がありました雨量とあるいはこの所有者の対処の在り方は、まさしくそうだといえますが、そのほかにも今後、実行する中でどこまでをこの補助の対象とするかを含めて、経験を積み重ねる中で新たな見直し点も具体的にいえるんじゃないかと思っておりますが、いずれにいたしましても当局も見直しについては前向きに捉えてあるようでありますので、今年令和3年度の災害から、もうすぐこうした見直しを含めて適用をすべきといえますけども、その点で総則見直しがされると本年度から考えてよろしいのか、委員会で当局の考え方が示されていたら報告をしてください。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

徳峰議員、昨年9月に出た交付要綱は御存じと思いますが、その交付要綱の中で令和2年4月1日以降ということで、昨年発生した災害についても、この要綱で支援するというようになっておりますので、それについては要綱を再度よく見ていただきたいと思っております。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第30号 令和3年度曾於市一般会計予算について

○議長（土屋健一）

次に、日程第5、議案第30号、令和3年度曾於市一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第30号、令和3年度曾於市一般会計予算について（所管分）。

審査における各課の主な質疑内容と結果を報告いたします。なお、本案については現地調査も実施しました。

財政課関係では、普通交付税についての質疑に対し、平成22年から平成27年の間に2,664人の人口減少により試算したところ、約4億円、普通交付税の減少があった。令和2年度国勢調査の人口減少が危惧されるところである。令和3年度の地方交付税について、国の予算としては地方財政対策として、前年度より5.1%増の予算措置が講じられているとの答弁がありました。

また、思いやりふるさと基金を充当する事業についての質疑に対し、6つの項目で51事業に充当しているとの答弁がありました。

歳出で総務管理費の未登記分の分筆登記委託料について、残りの件数は何件かとの質疑に対し、大隅町584件、末吉町549件、財部町147件で、合計は1,280件であるとの答弁がありました。

庁舎整備事業について大隅支所の建設予定地の質疑に対し、2つの候補地があるが、まだ決定していないとの答弁がありました。

委員より、早期に決定すべきとの意見がありました。総務課関係では、防犯対策事業の防犯カメラ設置事業のカメラの設置場所はどこかとの質疑に対し、各町3か所、学校、商店街等での設置を検討しているとの答弁がありました。

ドライブレコーダー設置事業補助金の対象についての質疑に対し、市内を巡回する病院・福祉施設等の事業所の自動車や、市内を巡回する獣医師・人口受精師等の個人事業者の自動車を考えているとの答弁がありました。

消防費の防災無線17台購入の配備先についての質疑に対し、まだ配備されていない大隅方面隊・財部方面隊の副分団長及び財部支所地域振興課執務室内、財部支所消防指揮車であるとの答弁がありました。

消防団出動手当について、国から7,000円を交付税措置されているが、現在支出している5,100円を引き上げる考えはないかとの質疑に対し、現在は、県内でも高い状況にあるため、今後の他市町村の動向を見極めながら検討したいとの答弁がありました。

議会事務局関係では、議場放送音響設備等改修工事の工期の質疑に対し、4月から7月にかけて議会運営委員会の委員による先進地研修を実施し、研修内容を参考に入札執行仕様書の決定、8月から9月に入札を実施、入札後12月末までに機材等の調達、12月定例会終了後から3月定例会の開会前までには、改修工事を完了する予定であるとの答弁がありました。

企画課関係では、コミュニティFMの運営負担金の質疑に対し、これまでの実績は例年約1,800万円で推移してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響で広告収入が減少した。令和2年度は2,100万円の実績であったことから、令和3年度の予算額についての現状維持としての答弁がありました。

大隅北の宅地分譲地のチラシの効果はどうであったかとの質疑に対し、令和2年度3件の問い合わせがあったが売買の成立には至らなかったとの答弁がありました。

会計課関係では、今年度から取り組む市税等のスマートフォン決済についての質疑に対し、収納手数料はコンビニ収納と同じ1件につき57円で、コロナ禍で人との直接的な接触を伴わず納付できるので、新型コロナウイルス感染症予防対策の一つとして利用できるとの答弁がありました。

税務課関係では、納税相談の件数についての質疑に対し、電話や窓口の相談は夜

間8日間で6件、休日9日間で12件であったとの答弁がありました。

市民課関係では、国民年金未加入者数についての質疑に対し、未加入者数は鹿屋年金事務所でないと分からないが、被保険者である加入者が4,941人である。市民課では、免除制度、学生免除の周知・案内をしているとの答弁がありました。

会計年度任用職員の人件費の増額についての質疑に対し、マイナンバーカードの登録者を増やすため、令和3年4月から出張申請等を実施し、取得率のアップを図るとの答弁がありました。

ごみの搬入状況の質疑に対し、令和元年度は可燃ごみ量が5,586トンであった。今年度も2月までの推移は、前年同様のペースだが、粗大ごみの量は増えているとの答弁がありました。

各課の質疑を終え、委員審査の中で出た意見等は次のとおりです。

消防団員数の入団者が少ない中、消防団員の出動手当を引き上げるべきである。

人口減少により、地方交付税、市税、所得税等の収入が減少していく中で、市民生活の向上、インフラ整備等厳しい財政運営は予想される。今後、歳入歳出のバランスを図りながら、財政計画、総合振興計画等との整合性を持ったしっかりした財政運営に取り組むべきである。

デジタル化の関係で、マイナンバーカード登録が市民課、その他の関係課に分かれているので、横のつながりを持つために一つの課にまとめるべきである。

移住定住関係は、窓口の一本化を今後目指すべきである。

宅地分譲は、これまでも議会の中で販売区画数、販売価格等を見直すべきであるという意見が出ている。今後、議会の意見を踏まえた対応を望む。

庁舎整備事業について、人口減少の中で、多目的ホール、テラス、喫茶コーナー等華やかな施設は無駄遣いという市民の声があるので、見直すべきである。

同じく、庁舎整備事業について、一般財源の持ち出しを抑えるため有利な起債を利用して事業である。防災拠点や市民の利便性の向上につながるワンストップサービス窓口等を充実させるため、早期の建設を望む。

続いて討論では、反対討論として、庁舎整備事業については耐震化のない大隅支所の建設を優先すべき。避難場所はほかの施設で十分対応できる。本庁舎整備は必要最低限に抑えるべきであるとの反対討論がありました。

賛成討論として、南海トラフ地震が予想される中、本庁舎増設工事を早期に終了し、農業委員会等の支所機能を再編し、耐震化のない大隅支所、財部支所の建設を急ぐべきとの賛成討論がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

議案第30号、令和3年度曾於市一般会計予算について（所管分）。

審査過程での主な質疑内容と結果を報告します。なお、本案については現地調査も実施いたしました。

福祉事務所関係では、令和3年度の新規事業についての質疑に対し、成年後見制度利用支援事業と芙蓉之塔管理費、放課後児童健全育成事業とスジャータクラブ整備事業が主なものであるとの答弁がありました。

敬老祝い金を口座振込する理由についての質疑に対し、75歳から84歳までは市の職員で配布しており、85歳以上の方は民生委員が配布しているが、85歳以上の方々の人口が増加しているため、民生委員の中で多い人は60件以上配布している人がいる。不在により何回も足を運ぶ方がいることから、民生委員と職員の負担軽減のために口座振込へ変更し、負担軽減による民生委員の成り手不足解消にもつながればいいとの答弁がありました。

委員より、民生委員への成り手については、やがて限界が来ると思われるので、自治会活動の中に取り込んでいくべきではないかとの意見がありました。

保健課関係では、二次救急医療体制整備事業補助金についての質疑に対し、令和元年度に鹿屋市から話があり、大隅半島の4市5町で構成する協議会で協議を重ねて、令和3年度から開始するとなった。救急搬送された医療機関に1人1万3,000円を補助する制度であり、曾於市では昭南病院、松岡救急クリニックの分院が対象である。財源については80%が特別交付税、20%が一般財源であるとの答弁がありました。

新型コロナウイルスワクチン接種についての質疑に対し、全市民2回分のワクチン接種費用であり、今後、ワクチンの供給量によるが、医療従事者の次に高齢者施設入所者を優先して摂取し、その後は高齢者から年齢の高い順に接種券を郵送して、個別接種と集団接種等を計画しているとの答弁がありました。

市内でのPCR検査の実績と1,000人分の検査補助についての質疑に対し、申請受付を開始した1月から29人が検査を受けている。今後は、年度末、年度初めで移動が増えることから1,000人分を見込んでいるとの答弁がありました。

介護福祉課関係では、柳迫地区皆来館の運営状況についての質疑に対し、柳迫校区社協が運営しており、今年度の事業費41万5,000円の計画であった、週3回と各週土曜日に1人常駐しており、令和元年度は年間1,495人の利用があったとの答弁がありました。

委員より、地域に密着したすばらしい制度だと思っていたが、事業規模が縮小でされて残念であるとの意見がありました。

教育委員会総務課関係では、教育長の出席を求め、学力向上、GIGAスクール構想、コミュニティ・スクール、35人学級及び通学バスなどの説明を受け、質疑を行いました。

学校施設整備基金の運用状況についての質疑に対し、現在の基金は約7億円であり、今後は岩川小学校で2億円、給食センターで2億円、末吉小学校で3億円の繰入れを予定しているとの答弁がありました。

委員より、令和元年度は基金を積み立てていなかったが、今後も学校整備事業は過疎債や基金が中心になると思うので、財政課と基金の積立てについて協議をしないと厳しい状況になるのではないかと意見がありました。

小学校遠距離通学補助金の内容や対象についての質疑に対し、4km以上の児童に月額1,000円の補助計画をしており、財部地区はスクールバスが運行していることから、末吉、大隅地区児童1,641人中70人が対象であるとの答弁がありました。

学校教育課関係で、学力向上の課題や新年度の方針、指導の力点はどこに置いているか等の質疑に対し、令和2年度鹿児島学習定着度調査により小学生では4科目全てが地区や県の平均を下回ったが、中学1、2年生は科目によっては地区、県平均を上回る教科が出てきている。今後も、引き続き個に応じた演習問題の充実を図っていけるよう、タブレット用デジタルドリルを導入し、それぞれ児童・生徒に応じた指導、教育によって学力を定着させていきたいと答弁がありました。

コミュニティ・スクールの目的や内容についての質疑に対し、これまでの学校評議委員会に代わるもので、学校、家庭、地域社会が一体となってよりよい学校教育の実現に取り組めるようにするため、学校運営協議会を導入するものである。協議会は、校長が作成した学校運営の基本方針の承認や、学校運営について校長や教育委員会に意見を述べることでできる一定の権限と責任があり、学識経験者や校区の住民、保護者等から委員が選ばれるとの答弁がありました。

また、令和3年度は、末吉小、岩川小、財部小、末吉中、大隅中、財部中の6校のコミュニティ・スクールを導入していくとの説明がありました。

社会教育課関係では、社会教育課所管施設の管理方針についての質疑に対し、全59施設を所管しているが、木造の施設は耐用年数も超えるものが増え、年々維持管理費が増加しているとの答弁がありました。

公民館管理費の新年度の主な事業についての質疑に対し、財部中央公民館の耐震改修工事ですが、この「9,900万円」となっていますが、「990万円」の訂正をお願いします。恒吉地区公民館の駐車場簡易舗装工事35万円が新規事業であり、財部中

央公民館は今後、内装や設備の改修も検討していきたいとの答弁がありました。

総合大学の新年度の計画についての質疑に対し、今年度予定していた瀬古利彦さんの講演を6月1日に開校式で実施を計画している。講座は、108から101の講座となり、子ども体力アップ講座やウクレレ講座、着付講座など5講座を開設予定である。今年度は、コロナ禍で開校できなかった講座があったが、58を実施したことの答弁がありました。

委員より、財部城山運動公園の管理について、社会教育課、産業振興課、建設水道課と管理が分かれているため、一つの課が総体的に管理すべきではないかとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第30号、令和3年度曾於市一般会計予算について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。なお、本案については現地調査も実施いたしました。

建設課関係では、各町別の道路事業改良率についての質疑に対し、末吉町74.11%、大隅町77.34%、財部町45.66%であるとの答弁がありました。

土木費について、昨年度より減額されている理由についての質疑に対し、合併特例債を財源としていた事業を減としたためであるとの答弁がありました。

特殊地下壕等対策事業の事業内容についての質疑に対し、旧海軍航空基地跡に地下壕があり陥没箇所が確認されたため埋めるとの答弁がありました。

委員より、国庫補助は2分の1となっているが、県内で発生した地下壕陥没事故の復旧工事の補助率を調査し、国庫補助の大幅な補助率増を要望するようとの意見がありました。なお、特殊地下壕等対策事業については、現地調査を実施しました。

委員より、住宅事業について平成30年度から新たな定住促進への政策転換を図るとあるが、大隅北校区、大隅南校区の宅地分譲の成果が見えないため、明確な転換策を示されたいとの意見がありました。

また、当初予算審議後は通常工事分は速やかな執行で繰り越さないようとの意見がありました。

農業委員会関係では、食料、農業、農村計画に基づき、適正な農地行政に努め、

優良農地の確保と農地を最大限に有効活用する活動を積極的に展開するとの説明がありました。

水道課関係では、水道事業会計、公共下水道事業会計への企業債の償還財源として繰出金が主なものであります。今後の償還計画についての質疑に対し、今後10年間は現状の一般会計からの繰出しが必要との答弁がありました。

委員より、企業会計への移行で健全な収支バランスが保たれるよう努めるようにとの意見がありました。

商工観光課関係では、商工関係利子補給事業についての質疑に対し、令和2年度までは限度額100万円であったが、今年度から経営改善資金については20万円、設備投資資金については30万円に変更したとの答弁がありました。

商工業後継者育成事業については、新規就業者は毎年横ばい状態であるが、後継者が年々減少しているとの説明がありました。

委員より、4年連続予算が減額されているため、政策の見直しを検討すべきではないかとの意見がありました。

観光関連団体育成事業の曾於市観光協会において、令和3年度より事務局長として職員を1人出向させるとの説明がありました。審査の過程で、事務局長分の給与が総務課の商工総務職員給与と観光協会補助金の人件費で二重計上されていることが判明したため、厳しく指摘し、早急に対応するよう強く求めました。

耕地課関係では、曾於北部地区と大隅南地区の経営畑地かんがい事業の完了時期についての質疑に対し、曾於北部地区は令和9年度、大隅南地区は令和5年度に完了予定であるとの答弁がありました。多面的機能支払い交付金事業の活動組織の状況についての質疑に対し、前年度より1増の36組織になっているとの答弁がありました。

委員より、構成員の高齢化や書記、会計のできる人材がいないため、支援が必要になっているとの意見がありました。

農道台帳整備の事業内容についての質疑に対し、末吉管内で交付金参入を目的として台帳の整備を行いたい路線が33路線、約17kmほどあり、年次的に整備したい。令和3年度は6路線4,795mを整備するとの答弁がありました。

畜産課関係では、畜産農家の現状についての質疑に対し、高齢者の離農や後継者不足等から肉用牛繁殖経営戸数の減少が続いており、58戸減少しているが、繁殖牛頭数は370頭の増となっている。肥育戸数は、1戸減であるが141頭の増であり、規模拡大が進んでいる状況であるとの答弁がありました。

畜産振興協議会事業では、JAとの協議により前年度より各200万円の補助金減額で、総額400万円の減額になったとの説明がありました。

委員より、有機センター管理費については、収支計画を見直し、独立採算がとれるよう努めるべきであるとの意見がありました。

農林振興課関係では、新規就農者補助金が減額されている理由についての質疑に対し、昨年から新規就農者が少なくなっているためであるとの答弁がありました。

委員より、就農支援の政策の効果が見えないのではとの意見がありました。

新規事業の農業経営収入保険加入促進事業について、近隣市町の補助内容との格差はないかとの質疑に対し、曾於市では1年間の上限15万円であるが、志布志市、鹿屋市、大崎町では、3年間の補助期間であり、近隣市町が補助内容は拡充されているとの答弁がありました。

委員より、支援の在り方について検討するようとの意見がありました。

林業の振興については、森林環境譲与税を活用し、再生林の推進を重要課題として取り組んでいくとの説明がありました。

委員より、鳥獣被害防止対策について、国の事業の推進に取り組むよう意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

渡辺利治議員の発言を許可します。

○14番（渡辺利治議員）

ただいま議題となっております令和3年度曾於市一般会計予算の中の、庁舎整備事業に対する修正案を提出する動議をいたします。

○議長（土屋健一）

ただいま渡辺利治議員より動議が出されましたが、所定の賛成者がおられますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対しては、渡辺利治議員ほか5名から修正の動議が提出されました。

提出者の説明を求めます。

○14番（渡辺利治議員）

議案第30号、令和3年度曾於市一般会計予算に対する修正案。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

令和3年3月25日、曾於市議会議長、土屋健一殿、提出者、曾於市議会議員、渡辺利治、同じく、岩水豊、渕合昌昭、大川内富男、久長登良男、九日克典。

議案第30号、令和3年度曾於市一般会計予算に対する修正案。

議案第30号、令和3年度曾於市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中、268億7,500万円を262億6,000万円に改める。

第1表、歳入歳出予算及び第4表地方債の一部を次のように改める。

第1表歳入歳出、歳入、款19繰入金項1基金繰入金35億6,194万円を35億4,864万円に改める。款22市債項1市債32億3,160万円を26億2,990万円に改める。

歳出、款2総務費項1総務管理費25億4,388万6,000円を19億2,888万6,000円に改める。

第4表、地方債庁舎増改築事業の限度額6億170万円をゼロ円に改める。

詳細は、事項別明細書を御覧いただきたいと思いますが、本修正案は事項別明細書の3歳出項1総務管理費目2財産管理費の節14工事請負費から本庁舎増改築工事費用の6億1,500万円を減額するものであります。本庁舎整備事業は、市民の声をもっと聞くべきであります。

新型コロナウイルス感染症も、曾於市においては静けさを感じておりますが、商店街をはじめ、いろいろな分野でかつてない状況に置かれ、さらに厳しい現実が続いております。ワクチンが開発されても、いまだに市民は接種の計画はあっても受けていない。さらに追い打ちをかけるように変異型ウイルスまで鹿児島で確認されており、予断は許されません。

庁舎増設の役目の中に、南海トラフ地震を想定した防災構想もありますが、曾於市においては津波こそ到達しませんが、豪雨に弱く、特にシラス層からなる地質、地形であり、地震がなくても令和元年、2年、続けての豪雨による堤防決壊や山崩れによる住宅災害、また耕作放棄地が増え、主要幹線道路が今でも不通であり、数年前の広域農道の復旧には苦情が多くあったことは身に染みていると思われま

す。曾於市は、十分な活動のできる自主防災組織がほとんどないと、3月22日付の新聞に報道されているとおり、まずは危険にさらされている地域、特に大隅支所を中心とする川を挟んでの旧末吉町、旧大隅町の集落は、今でも水害に対する怯えは消え去っておりません。防災拠点は大切ですが、尊い命を奪った後での司令塔はいかなるものかと思われま

す。まずは、市民の安全が優先されるべきであります。

私は、今回も市民の声をたくさん聞いてまいりました。届きました。市が本庁方

式に対するアンケートを実施したときと今では様変わりしています。コロナ禍で非常に不安である。完成予想図を見せると広過ぎる、豪華過ぎる、金がかかり過ぎる、おまけにコロナ対策の一つである密を避けるどころか、逆に密を誘発する。

一時避難所としても、ごく一部のものであり、近くに既存のものがある。平成17年の合併後に商店街はさびれ、不便になったのに本庁方式となると、さらに悪化する。市民の声を無視している。本庁に全てを集めなくてもリモート会議は当たり前、押印は省略化、電子決済もなるようになったのに、今さら強引になぜ進めるのか。

大隅庁舎の移転・改築は聞いているが、土地の選定はいまだに決まらず不安であるなど、よい話は一つも聞こえておりません。それが現実の声でした。

以上、市民の声を述べましたが、議員の皆さんは執行部の提案を市民に伝える、また市民の声を執行部に届ける役目を担っての議員であります。市長も市民の代表であります。議決権は議会にあります。

議員の皆さん、選挙のときを思い出してください。皆さんのために頑張ります。市民生活を優先でございませと、市民の声を背に受け当選されておられるのであるならば、いま一度考えてください。垂水市は住民投票して白紙、始良市は原案そのものを否決されました。ここは曾於市議会です。市民の代表の議員の皆さん、この修正案に御賛同していただくことを切にお願いいたしまして、終わります。

○議長（土屋健一）

ただいまの各常任委員長長の報告及び修正案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、総務委員長に4点質問をいたします。

まず、第1点は特にこの新年度予算を見ますと、市税の中での市民税が大きな落ち込みがあります。この落ち込みは、新型コロナの影響に伴う、言わば一過性のものであるのか。それだけでなく、もちろんその影響もありますが、そのことだけでなく、今後懸念される材料を抱える、言わば構造的な落ち込みであるのか、これらの点で委員会で議論がされていたら、報告をしてください。

2点目、財政調整基金の基金の積み方についてなど議論がされていたら、報告してください。私はこれまでも、本会議でも繰り返し再三この問題は取り上げております。これまで市長答弁は、財政調整基金は目標として30億円を目標としたいということで再三答弁がありましたが、この令和2年度末が26億円前後となるそうでございますが、この基金の積立について議論がされていたら、答弁してください。

3点目、関連いたしまして、財政問題の中での思いやりふるさと基金でございます。この新年度予算を見ましても、財政調整基金に変わらして、思いやりふるさと

と基金が一般会計での財政運営の、言わば柱をなしております。積極的な内容はもちろんありますが、今後の在り方として、例えばふるさと基金はあくまでも寄附金でございます。

ですから、しっかりした今後の見通しを立てることができない、まだ側面もあるのではないのでしょうか。そうした意味で、ふるさと基金の積み方、あるいは今後の活用についてなど、議論があったら御報告してください。

次に、説明書の276ページの庁舎整備、特に新年度は末吉本庁舎の増築分についての予算計上がされておりますが、事業内容の見直しについて委員会で議論がされておられるのでしょうか。関連いたしまして、床面積2,300㎡の縮小についてなど議論がされておられるのでしょうか。そのほか、委員長報告になった点で議論がされていたら、報告してください。

次に、建設経済委員長に6項目質問をいたします。

まず、委員長の先ほどの御報告の中で、2点質問をいたします。

一つは、建設課関係では各町別の道路事業改良率についての質疑に対し、末吉町が74.11%、大隅町77.34%、財部町45.66%であるとの答弁がありました。質問がありますが、この市が定めた道路事業改良率ですね、改良率についての質疑がされていたら一応御報告してください。

例えば、極端な例でいいますと、今から40年、50年前に道路改良が行われたところが、当然数十年たっておりますので、今はもう荒れていると思うんですが、手を加えなければ。そうした数十年前に改良したのも、この改良率の中に含まれているのか、あるいは改良率の基本的な考え方として一定年度の年数の制限があるのか。

なぜかといいますと、大隅町が最も77.34%と改良率が高い、実際、私たちが足を運びますと大隅町の市道が最も全体としては道路が荒れているのではないかといった実感があります。その点で、改良率についての定義といいますか、もし議論がされていたら報告をしてください。

次に、委員長報告の中で曾於市の観光協会において、御指摘の総務課の商工総務職員給与と観光協会補助金の人件費で、二重計上されていることが判明したって、一般的にこれは考えられないことではありますが、この点は新年度に限ってのこうした二重計上であるのか、2年度までもあったのかどうか報告してください。

また、関連いたしまして、午後に補正予算の1号でこの関連の計上がされているようではありますが、このことと関連があるのか、報告をしてください。

次に、3点目、説明書の一般会計の437ページから444ページに至る清流の森大川原峡、悠久の森、湫谷の森大川原峡、花房峡憩いの森、大川原峡周辺公園整備事業など、管理や整備あるいは指定管理の在り方について議論が深められていたら報告

してください。

次に、435ページの有害鳥獣駆除事業について議論がされていたら報告してください。

この委員長報告の中でも少しは触れておりますが、先の一般質問でも同僚議員からもこれまでこの点はいろんな角度から議論がありましたけども、議論があったら報告してください。

次に、445ページの森林環境譲与税事業の新年度を含め今後の事業の進め方、在り方について議論がされていたら報告してください。

今後の、曾於市の森林の整備を進める上での、予算額的にも大きな今後ウエート占める大事な事業であるとの立場からの質問であります。

最後に、509ページの市道整備の中の特に橋梁寿命化修繕事業を進める上で、今後の課題等を含めて議論がされていたら報告してください。

先の本会議でも末吉町内の2つの橋の改善については、言わば災害待ちといえますか、災害を受けての予算計上であります。災害の場合は、大変補助率が100%に近いそうした制度がありますけれども、通常市道整備に中の橋についての修繕関係について議論が深められていたら報告してください。

以上です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいま徳峰議員より4点質問を受けましたので、順次お答えいたします。

まず、市税収入等の落ち込み、また新型コロナの影響に伴う一過性のものか、またそのことでなく今後の懸念材料こと的なものを議論がされたかということにお答えいたします。

まず、歳入につきましては、市税収入等の減少があるというのは説明を受けたところでございました。しかしながら、今後の市税収入についての影響については、意見が出なかったところであります。

歳入につきましては、先ほど委員長報告にありましたが、人口減少による普通交付税の減少が一番危惧されるという説明があったところでございます。

続きまして、財調の基金の積み方について議論がされたかについて、お答えいたします。

令和2年度末残高が25億7,700万円程度であるという説明がございました。今後、30億円は無理だがどのくらい財調を積立てできるかという質疑に対しまして、補正13号でほとんどのコロナ感染症による影響等々の事業中止などによる繰入金が出たところである。今後は、さほど見込めないのではないかという説明と、3月22日以降、国の特別交付税が決定するので、それを3億円程度は見込んでいくという答弁

がございました。

そしてまた、財調は先ほど徳峰議員からもございましたが、スピード感をもっていろんなことに対応できるので、できるだけ余裕があれば財調の基金を積み立てていきたいという答弁がございました。

また、思いやりふるさと基金の積み方や活用についてなど討論がされたかということでございますが、先ほど私が述べましたように6つの事業です。活力あふれる施策づくりに関する事業、少子高齢化及び定住対策に関する事業、福祉及び医療に関する事業、教育文化及びスポーツの振興に関する事業、地場産業の振興に関する事業、環境の整備に関する事業ということで、19億円ですね、合わせて、その6つの項目の中の51事業に使っているという説明がございました。

なお、委員会で説明資料を要求したところ、皆さんのタブレットの中にその6つの項目に対する51事業の内容が示されているので、後ほど参照にいただければと思っております。

そして庁舎整備事業、末吉本庁舎増築についてでございます。事業内容の見直しについて議論がなされたかということでございます。その中で、市民より関心の高い庁舎増築であるが、多目的ホール、喫茶ルーム、またテラス等ほどのぐらいの面積かという質問に対しまして、まだ実施設計ができていないので、そこはまだ分からないところであるという説明がございました。

また、関連して床面積2,300㎡の縮小についてであります。そこもまだはっきりは決まっていないということでございました。その他、委員長報告でなかった点で議論がなされたということで説明しますが、大体主な意見は先ほど述べたところであります。ほかに合併特例債、緊急防災債など有利な起債を今回利用するというので、速やかにこの事業を完成するべきであるという意見と、また先ほど述べましたように、このコロナ禍、また人口減少の中で華美な建設は必要でないんじゃないかという意見で、それを全ての内容がはっきりしていないので、この際、庁舎建設事業そのものを修正案を出すという意見が主な意見でありました。

以上であります。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

お答えいたします。

建設課の改良率についての質疑であります。改良率については一級市道、二級市道、その他市道の3分類に分かれている中で、整理されているところでありまして、それぞれに舗装の改良舗装ができていない部分、未実施部分というところも出ております。そこを勘案した率であると認識しております。

次に、商工観光課の観光協会への人件費についてであります。これは2月の15

日の理事会で市の観光協会のほうで、現在の事務局長ですか、局長が退任されるということが承認されたということで、時間的なものもあり、またあと総務課のほうで全協で出向が説明がありましたが、その間総務課と商工観光課の間での横の連携が不十分であって、このような状況になったのではないかと推測されます。

この二重計上については、令和3年度が初めてであり、前年度から観光協会ができていますので、前回はそういうことはありませんでした。

建設経済委員会の中でも、これについては重大な問題であり、修正案も検討する中でありましたが、諸事情を鑑みて、1号補正で早急に対応するということで了承した次第であります。

また、清流の森大川原峡等の指定管理の在り方等については、特に議論はありませんでした。

有害鳥獣駆除事業等については、鹿屋市等で実施されております農地を広域にわたって柵で囲んであると事業等が、国が推進しておりますが、それについての曽た市の取組というのがなかなか実施されていない。そして、それを市民に広く伝えていないということで、それについて3年度には現在のところ、その申請が2地区出てきているということで、こういう事業等についてももう少し市民に伝えてほしいという等の、この議論はあったところであります。

森林環境譲与税等についての報告は、先ほど報告述べた内容でありました。

次に、市道整備の橋梁長寿命化修繕事業については、百入橋等が長寿命化のための修繕を実施したが、水面より下ということでの今回の被災で修理をするわけでありまして、長寿命化事業自体には新しい橋を造るというわけではありませんので、修繕については限界があるというのは認識しておりますので、それ以上の議論はなかったところであります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問、総務委員長、まず1点質問いたします。

先ほどもおっしゃいましたが、新年度予算を見ますと今やといいますか、財調に変わりました予算額的にも思いやりふるさと基金が一般会計の中の中心を、中核を果たしております。

それほど大事な基金であります。新年度を含めて、この本市の思いやりふるさと基金の積立てと活用については、ほとんど一応積立てた金額を翌年度に基金取り崩しを行っているやり方でございます。

特に、この財調を見た場合に、合併後これまで本市の場合は合併特例債と過疎債を基軸とした運用がされておりますが、今後、合併特例債がなくなる中で特に思い

やりふるさと基金を、もっと基金を常時積み立てて財調のように、そして安定的なふるさと基金の今後の計画的な活用の在り方が大事ではないかという点での議論がされていたら、つまり基金をもっと常時積み立てることを、やはり設定すべきじゃないかといった議論がなされていたら、報告をしてください。

全国的にもそれを行っている地方自治体が、今ではあるからでございます。

次に、建設経済委員長に一、二点質問いたします。

先ほどの、まず道路関係であります。私の質問がちょっと不明瞭であったのであると思っておりますので、再度同じ質問をいたします。

例えば、この道路改良率についての定義というか、考え方、極端なところ40年前、50年前に改良を行ったところも引き続き改良率の数字の中に含まれているのではないかといった、そうした質問であります。当然、道路でありますから、50年たちますと道路が荒れます。荒れたところも改良率に含んで、もしいるとしたら、大隅町がそうであるかどうか分かりませんが、77.34%という高い数字となります。

その点で改良率の考え方、定義について議論が深められていたら報告してください。単純な質問でありますけど、これ1点だけでございます。

次に、この鳥獣駆除の事業について質問をいたします。

委員長報告の答弁にもありましたけども、鹿屋市の事例がありました。これも全国的には各市町村、曾於市を含めて非常にいろいろ工夫して、また努力しております。私は、昨年6月9日議会でも本会議で質問いたしました。当時は、農林関係が、課長が富吉課長でありました。

つまり、有害鳥獣の駆除についていろんな角度から、視点からこの問題は取り組むべきではないか、有害鳥獣を駆除することはもちろん第一義的には大事でありますけれども、今有害鳥獣がイノシシを中心として曾於市にどれだけ実際広がっているのか、その分布調査も行うべきではないかといった質問で、当時の課長は今後そうしたいと言ったことでございました。

例えば、先日の宮崎日日新聞を読みますと、宮崎県でもいろんな角度から取り組んでおり、宮崎市の場合はこれまで新年度を含めて、言わば小動物がどれだけ分布しているのか広がっているのか、言わば衛星放送を通した、そうしたデータ分析も徴収も行ってありますが、こうしたことでの議論が深められていたら報告してください。

この点だけの質問であります。以上です。

○総務常任委員長（今鶴治信）

ただいま徳峰議員の質問にお答えします。

財調の積戻しを極力すべきでないかという意見は、委員会……。

(「ふるさと基金ですよ」と言う者あり)

○総務常任委員長（今鶴治信）

ふるさと基金でしたね。ふるさと基金についてもですが、とにかく歳入が今度、計画より46億円少なかったということで、今回ふるさと開発基金、まちづくり基金、そしてまた思いやり基金等も取り崩して、予算編入したということでした。その中で、思いやりふるさと基金は御存じのようにふるさと納税の関連でありますので、その使い道については質疑があったところではありますが、ただいま質問にあったところはなかったところがあります。

それと先ほど、私がコロナ関係で繰入金と申しましたが、繰戻金の間違いでございましたので、訂正いたします。

以上です。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

市道の現状の改良率であります。市道を一旦改良した部分については、改良率に参入されているというところで認識しております。

それと、有害鳥獣については曾於市では電柵と、あと駆除隊に対する事業等で補助等の事業をしておりますが、広域に地域を囲む電柵等の事業については、実質のところ推進しておりませんでした。そこがあり、それについての事業を、国の事業であります。それを市民に啓発するということが必要ではないかと、鹿屋市等についても非常に申込みが多いという中で取り組んでほしいということで、議論されたところがあります。

○19番（徳峰一成議員）

建設経済委員長に3回目です。1点だけ質問をいたします。

委員長が2回目答弁がありましたように、道路については一旦改良を行いますと、年数に定めがないといいますが、となりますと例えば大隅町が非常に旧3か町の中でも最も高い77.34%ということで、誰しもの数字を見ると誤った誤解を生むような、そうした数字になりかねない、恐れ、心配があります。

これは国が定めた、もし方針で、規定であるとしたら、市独自に実態にあった形でのやはり改良率についての考え方を見直すというか、議会や市民に対しても実態に即した形での数字を出す必要があるという立場で議論が深められたらお聞かせ願いたいと思います。今後の課題といえる立場からの質問であります。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議論はありませんでした。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。原案に賛成の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

私は、令和3年度一般会計当初予算については、末吉本庁舎等の整備の在り方など、個別的には同意できない点があり、賛否については迷いましたけれども、一方で産業政策、地域活性化対策、保健等福祉政策、教育行政など、全体として総体としては評価すべき予算内容であるために賛成をいたします。

今後の支所再編については、個別的な対応を行っていくことを含めて、原案には賛成であります。

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

原案及び修正案に反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

原案に賛成の討論はありませんか。

○7番（宮迫 勝議員）

私は、令和3年度曾於市一般会計予算、原案について賛成の立場で討論いたします。

今回の予算において、本庁舎増改築が議論されてきました。支所再編、本庁舎増改築については、平成30年度から行われてきた大隅地域活性化推進委員会、財部地域活性化推進委員会、さらに行政改革検討委員会等の答申を受けて、今日まで進められてきました。執行部は、その都度、全員協議会で進捗状況を報告、市民の皆さんには市政説明会等で説明を行ってきました。

議会は、関連する予算に対して認めて今日に至っています。それを今になって見直せというのは、私は道理がないのではないかと思います。近い将来起こると予想される南海トラフ地震に備えるためにも、防災センターは必要だと思います。

さらに、耐震性のない大隅支所、財部支所の建て替えは急務です。議会が反対して支所の建て替えが遅れて、地震災害にあったというようなことは言われたくないという同僚議員の発言は、大変心強く感じました。そのほかにも、人口増対策のための財部地域での宅地分譲事業、子供たちが楽しみにしている岩川小学校の建て替

え事業などが含まれており、停滞させてはならないと思います。市民の願いに応えるためにも、本予算を可決して計画どおりに進められることを期待し、討論を終わります。

○議長（土屋健一）

修正案に賛成の討論はありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

渡辺議員より出されました修正案に賛成いたします。

今回、コロナ禍による社会の不安、まして国からの補助金、それと地方交付税については、先の見えない状況にある中で、そんなに急いでどうするかというような気持ちがあります。あわせて、今回計画されている内容を見ますと、テラスや広い玄関ホール、売店、ましてや全員協議会に示された案、計画の中でも農協の現金自動支払機はもう既に撤去されているのに、そのスペース等も確保された図面が議会に示されております。

このような社会的不安の中で、また人口も大幅に減ってきている中に、現在まで整っていた防災対策本部の設置等の場所は確保されている状況にあり、豪華過ぎる庁舎増築について反対いたします。反対するということで、修正案に対する賛成といたします。

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

先ほど総務委員長としましては賛成多数の報告でありましたが、私は個人的に修正案に賛成の討論をいたします。

先ほど委員長報告でもございましたが、今人口減少中で、またそしてコロナの影響で昨年度より大きく様子は変わっております。その中で、市民の方々からいろいろ今度の増築関係のことが大体分かってきつつあって、そういう多目的ホール、喫茶コーナー、テラスとか必要なのかということで、必要最低限な庁舎にするべきじゃないかという意見が非常に多いところでございます。

その中で委員会でも質問しましたが、その面積等はまだはっきりしていないという説明でございましたので、庁舎そのものに対する反対ではございませんが、そういう華やかな庁舎建設は無駄遣いではないかという点で、今回先ほど渡辺議員よりありました修正案に賛成の立場で討論いたします。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。まず、本案に対する渡辺利治議員ほか5人から提出された修正案について、起立により採決いたします。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決いたします。原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立多数であります。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第31号 令和3年度曾於市国民健康保険特別会計予算について

日程第7 議案第32号 令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第8 議案第33号 令和3年度曾於市介護保険特別会計予算について

○議長（土屋健一）

次に、日程第6、議案第31号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計予算についてから日程第8、議案第33号、令和3年度曾於市介護保険特別会計予算についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に精査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

議案第31号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計予算について。

審査の過程での主な質疑内容と結果を報告します。

一般会計からの2億5,000万円の法定外繰入金についての質疑に対し、保険税の歳入が約5,800万円減、県支出金の特別交付金が約4,280万円の減、一般会計繰入金約1,600万円の減、基金繰入金が5,000万円減、繰越金が8,460万円減等であり、新年度予算編成では総体的に2億5,000万円が財源不足となったため、法定外繰入金で対応するものであるとの答弁がありました。

また、保険税の減の主な要因としては、新型コロナウイルス感染症による市民の

所得減少や、被保険者の減少、税制改革による個人所得課税の見直しによる個人事業主に対する基礎控除額の拡大の影響等による減を見込んでいるとの答弁がありました。

国民健康保険税率の見直し時期等についての質疑に対し、課税方式については令和5年度までに4方式から3方式へ検討が行われており、将来的には県内で保険税率を統一する話もあるが、今後の協議次第であるとの答弁がありました。

委員より県内の市町村で、保険税の収納状況や財政状況はばらばらであるため、県内統一の保険税の導入はとても厳しいと思えるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号、令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について。

審査の過程での主な質疑内容と結果を報告します。

医療費の伸びと被保険者の推移についての質疑に対し、医療費は県の予算ベースで1人当たり1.5%の伸びであり、被保険者数は令和元年度8,193人、令和2年度7,978人、新年度は7,814人で減少傾向であるとの答弁がありました。

また、1.5%伸びの見込みでは少ないのではないかと、支障があった際にはどのように対応するか等の質疑に対し、財政安定化基金が今年度末で53億円あるので、基金で対応することになるとの答弁がありました。

新年度の新規事業についての質疑に対し、保険料をコンビニで収納できるようシステム改修委託料として110万6,000円を計上しているとの答弁がありました。

以上、審査を終えて、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号、令和3年度曾於市介護保険特別会計予算について。

介護保険サービス給付費の推移についての質疑に対し、居宅介護サービス給付費で15億円、地域密着型介護サービス給付費で14億5,200万円、施設介護サービス給付費で17億1,000万円と、3つの給付費合計で46億6,200万円となり、介護保険予算全体の85%を占めている。居宅介護サービスのみが増えているのではなく、いずれも給付費も年々増加傾向にあるとの答弁がありました。

介護予防住宅改修負担金の内容についての質疑に対し、介護認定を受けた方が自宅へ手すりの取り付けや段差解消、洋式トイレ改修等を行った際に、所得に応じて1割から3割負担で住宅改修ができる事業で、限度額が20万円であるとの答弁がありました。また、市内の介護認定者は3,000人で、施設入所者は900人であるとの答弁がありました。

委員より、実態をよく調べて、住宅改修を必要とする方が利用しやすい制度へ改

善の余地がないか、取り組んでほしいと意見がありました。介護保険の認定申請期間についての質疑に対し、申請から認定までの期間が平均37.8日、最短では8日、長くても100日を超えるものがあり、医師からの意見書等の手続で遅れることもあるが、年々改善され短縮されてきているとの答弁がありました。

委員より、全体を通して令和3年度からの第8期介護保険事業計画の介護保険料の増額により、市民への負担が増えることから国へ介護保険制度の改革を求める意見書を提出すべきであるものとの意見がありました。

以上、審査を終えて、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（土屋健一）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○15番（海野隆平議員）

委員長に、3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、国保会計についてのみでありますけど、委員長報告にもあったとおり大変厳しい国保会計になりつつあるなというふうに私も感じているところであります、法定外繰入れ一つとっても昨年は1億5,000万円、今年は2億5,000万円と、非常に逼迫した状況になりつつあるなというふうに感じているところであります。

コロナの件につきましても先ほど報告もありましたけど、その人の問題が多いんじゃないかなというふうには思うわけでありまして、やはり国保会計も今の現状のままでは、私はいかんというふうに思うわけでありまして、委員会の中で国保会計、今後打開策を含めて、厳しい国保会計でありますけど、こういった形で改善していけば国保会計の高低差をじゃないですけど、やはりある程度はまた法定繰入金を少なくして済むというような状況も出てくるんじゃないかと思うんですけど、そういった点について、話が出ていけばお聞きしたいと存じます。

2点目でありますけど、基金についてでもありますけど、非常にこれはもう枯渇状態にあって、基金もほとんどないというような状態でありますけど、今後基金についてもやはり構築していく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、やはり基金構築に向けて何らかの対応をしていかないかんのではないかなと思いますけど、基金についての限度が出ていけばお聞きしたいと存じます。

3点目でありますけど、令和5年度より4方式から3方式に移行するという考えでありますけど、今後の課税の仕方でありまして、資産割をなくした場合、どこをどのように改善していけばいいのかですよ。その点について、委員会のほうで意見が出ていたらお聞かせいただきたいと思っております。

以上であります。3点です。

○文教厚生常任委員長（淵合昌昭）

今、海野議員から3点の質問をいただきました。まず、保険料の改善について御質問なんですが、今、文教厚生委員会のほうでは、全般的な内容的な意見がなかったところだったんですが、医療費のことについてはやはり人口が減ってくる。あるいは被保険者が減ってくるという中での改善で、やはりこれは基金やら、そこを積み立てて改善していくという話がありました。

それから、基金の積立ての件ですけども、思った質問はなかったところですよ。

それから、4方式も質問はなかったところですよ。

以上です。終わります。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第31号、令和3年度曾於市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、令和3年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、議案第32号、令和3年度後期高齢者医療予算には、制度上まだ

透明性から言っても問題があり、反対いたします。

新年度予算は6億1,949万2,000円ですが、県の広域連合で運営されており、曾於市の被保険者7,814人で県連合の予算を案分いたしますと八十数億円を超える大きな予算となります。県内の限られた市町村長と議長で構成される、いわゆる広域連合の議会が、わずか2時間足らずで令和2年度も13%の大きな保険料の引き上げを行うなど、改革すべき制度上あるいは透明性の大きな課題が残っているために反対をいたします。

○議長（土屋健一）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、令和3年度曾於市介護保険特別会計予算について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案第33号、令和3年度介護保険当初予算については、介護保険料の14.7%の引き上げ分1億2,000万円を含んでいるために反対をいたします。

委員会審議のまとめの中で、私は国への意見書の発議とともに、市に対しても被保険者の負担を軽減する立場での一般会計から介護保険会計への繰入れを行うことを検討すべきではないかと意見書提出の提案をいたしました。残念ながら合意には至りませんでした。このことも添えて、討論といたします。

○議長（土屋健一）

賛成の討論はありませんか。

○2番（松ノ下いずみ議員）

私は、議案第33号、令和3年度曾於市介護保険特別会計予算について賛成の立場

で討論します。

介護保険制度は加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護、医療を要する方々の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができることを目的に、平成12年4月から始まり、3年おきに保険料の改定が行われてきました。

今回の第8期計画は、令和3年度から令和5年度までの給付見込みに対する新たな保険料を設定しています。14.7%のアップ、月額853円増をお願いすることは大変心苦しいのですが、第1から第3段階の第1号被保険者については、保険料を権限する措置も実施されますし、団塊の世代が75歳に到達する2025年問題等を考えたとき、介護保険制度を維持し、介護サービスを提供するためには今回の改定はやむを得ないと思います。

最後に、今の制度では第1号被保険者の負担割合が23%と大きく、3年おきの改定で保険料引き上げの原因になっています。利用者の負担軽減を図るために、国の負担割合の引き上げを求めて討論を終わります。

○議長（土屋健一）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時10分、再開いたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時10分

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第34号 令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について

日程第10 議案第35号 令和3年度曾於市水道事業会計予算について

日程第11 議案第36号 令和3年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について

○議長（土屋健一）

次に、日程第9、議案第34号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算についてから日程第11、議案第36号、令和3年度曾於市公共下水道事業特別会計予算についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件についてはそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（今鶴治信）

議案第34号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について。

本案の審査における主な質疑内容を報告いたします。

令和3年度で市町村設置型の浄化槽事業は終了するが、今後の計画についてはどのようなようになるかとの質疑に対し、合併浄化槽整備検討委員会では、今後約1,000基の合併浄化槽を設置から10年経過したものを随時市民に無償譲渡する方針を出している。そのためには条例の改正が必要であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（岩水 豊）

議案第35号、令和3年度曾於市水道事業会計予算について。

水道事業は、給水戸数1万5,103戸、年間総給水量328万9,790m³、1日平均給水量9,013m³の予定であり、令和3年度も一般会計より6,671万4,000円の繰入れをしなければならない状況であるとの説明がありました。

委員より、末吉地区上水道整備については、一体的な取組が必要であるとの意見がありました。

また、一般会計からの繰入れが少なくなるよう企業会計としての役割を果たすようにとの意見がありました。

なお、末吉地区上水道整備の高松地区については、現地調査を実施しました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原

案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号、令和3年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について。

公共下水道事業は、接続戸数1,727戸、年間総排水量36万9,252m³の予定であり、下水道事業収益は2億5,190万6,000円のうち、一般会計からの繰入金1億2,775万5,000円となっており、今後は令和5年度をピークに減少傾向になるとの説明がありました。

委員より、最小の繰入れで最大の効果を求めるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、原案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（土屋健一）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第34号、令和3年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、令和3年度曾於市水道事業会計予算について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、令和3年度曾於市公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第38号 令和3年度曾於市一般会計予算（第1号）について

○議長（土屋健一）

次に、日程第12、議案第38号、令和3年度曾於市一般会計予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第12、議案第38号、令和3年度曾於市一般会計予算（第1号）について、説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に7,212万1,000円を追加し、総額を269億4,712万

1,000円とするものであります。

それでは、予算の概要を配付いたしました補正予算提案理由書により説明いたしますので、2ページをお開きください。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う、ワクチン接種に係る経費の追加及び有機堆肥無償配布に伴う財産売払収入の減で、歳入については国庫支出金は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を5,457万6,000円、繰入金は財源調整による財政調整基金繰入金を3,424万9,000円それぞれ追加し、財産収入は有機センター製品売払収入を1,670万4,000円減額するものです。

歳出については、新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種等経費の追加により、新型コロナウイルス感染症対策事業を7,023万1,000円、学校給食費負担軽減補助金の追加により、学校給食助成事業を539万5,000円、それぞれ追加し、曾於市観光協会補助金の減により、観光関連団体育成事業を350万5,000円減額するものです。

以上で、日程第12、議案第38号を説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（土屋健一）

暫時休憩いたします。直ちに全員協議会を開催いたしますので、議員控室にお集まり願います。

————— . ——— . —————
休憩 午後 1時20分

再開 午後 2時12分
————— . ——— . —————

○議長（土屋健一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○4番（岩水 豊議員）

全協でありましたけど、一応確認のためにお伺いいたします。

先ほど、全協の中で財産収入の減の兼ね合い、有機肥料配布の堆肥の無料配布事業であります。申請期限が4月15日までとなっております。市長、あまり短いのではないかと。それについて、もう少しここを再検討できないか。

それと、配布について今農家の方への要望を聞いておりますが、その中に畑は不可ということになっている。その見直しができるか。それとユズ農家等については、袋詰めでないとはらで受け取っても、配布について非常に不便であるということと、申込み自体を辞退する方が出てくる可能性があります。その辺の見直しをさ

れるか、それについて伺います。

それと、商工観光課の関係で、総務費の中の人件費と二重計上であったと。そのための補正が出ておりますが、このような事態を招いたことに対する市長の見解をお伺いしたい。

○市長（五位塚剛）

コロナの関係で堆肥散布を農家に無料配布したいというお願いをいたしました。これについては、農家のアンケートを含めていろいろと声があるようでございます。基本的には、堆肥センターの方々にあまり無理のないような形を進めていきますけど、ある程度農家の要望を聞きながら対応はしてまいりたいというふうに思います。

あと、観光センターに対する人件費の問題で、二重計上をしたということで、これについては申し訳ないなと思っております。二重計上しておりましたけど、最終的には6月補正で落とす予定でもあったみたいですけど、議会からの指摘で今回第1号の補正で削減という形をいたしましたけど、今後、このようなことがないように精査をしながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

私のほうからは、この申請期限のことがございました。これにつきましては当初3月15日付出しておりますので、1か月間ということで、6月の歳出の補正の積算もあったものですから、そういった部分になったところでございますけれども、今回、またいわゆる畑の配達、こういったものが不可とか、そういった部分が出されました。そして、袋詰めに対応ができないのかという部分もございました。

そういった形で、今回この堆肥の配布事業の、この通知を再度対象者の方々に送付をさせていただきまして、極力農家の方々が使いやすい形で要望も伺いながら進めたいと思っておりますので、当然この申請期限についても、4月15日じゃなくて、若干延ばしていかなければならないというふうに考えております。

○14番（渡辺利治議員）

先ほど全協の中でいろいろ伺いましたけど、今市長のほうで答弁で対応していくと言われましたけど、具体的な対応策が今言われたのはたった一つ、農林振興課長が言われただけであって、これは農家には届かないんですね。

だから、しっかりした答えを、どのものに対してはこういうふうに対応しますっていうのを書いて出さないと、今のこの中では対応しますだけでは分からないんですよ。

それとまた、今提出の方法が4月15日になっているけど、それを延ばすことができ

と言われました。これが、12月を末としていますけど、ユズ農家は寒肥を終わらせて、もう今度は8月からですから、一応11月の初旬までユズの出荷に追われて、12月にはまた剪定もあるんでしょうけど間に合わない。だから、せめて1月ぐらいまで延ばしてもらわな、カンショ農家と一緒にです。11月までは計画出荷のために、堆肥散布どころではございません。ですから、12月じゃなくして、これもまたできたら2月なんですけど、そこをちょっと曲げて1月に延ばすことはできないでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

先ほど答弁いたしました部分で、再度この対象者には通知を出しますので、今おっしゃられました申請期限については延ばすということですが、これをあと令和4年の1月、あるいは2月まで延ばせるかどうかということは、またちょっと有機センターとの協議も必要となりますが、申請していただいた段階で柔軟には対応させていただきたいと思っております。

また、通知を差し上げるまでには有機センターとの協議を行いたいと思っておりますし、我々も12月以降の1月、2月、もし延ばせるようであれば、そういった対応をさせていただきたいと思っております。

○14番（渡辺利治議員）

1つ漏れておりました。堆肥はばらでそこに置くということになっているんですけど、100%これが受け入れられるかという受け入れられない状況なんです。実際の農家の現実と照らし合わせますと。だから、散布費用を払うから、堆肥代はただに。そうしたら結構いると思っておりますよ。その手法も考えられると思っておりますけど、それについてはいかがお考えなんでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

散布につきましては、今有機センターの現状でいいますと、散布車両の台数、それから今散布の申込みというのが、有機センターの配布の中で50%以上を占めているという状況ということをお伺っております。

1年間の稼働日数からいって、平均で1日、今8台の散布があるということをお伺っております。そういった形でありまして、有機センターのほうも散布はちょっと厳しいだろうということでありましたので、散布についてはこれにも記載はされていないところがございます。

確かに、散布をしていただきたいというのが実情要望なんでしょうけれども、現状として今の通常業務の中でプラス・アルファという形で対応ができないというのが現状でございます。

○14番（渡辺利治議員）

3回目ですから、やはりこうした農家のために行う事業なんですから、一番いい施策なんですけど、逆に農家を困らせるような施策になってしまうので、再度そこら辺りを考えるべきじゃないんですか、でないとなんのためにいい施策なんですか。結局農家は諦めるわけですよ。量を半分にしても振ってもらいたい。そんな気持ちなんです。堆肥の質がいいのは分かっておりますから。再度お願いします。

○農林振興課長（竹田正博）

散布につきましては、私どもも想定は今のところしておりませんでした。ただ、極力農家の方々の要望には応えていきたいというふうに思っております。

ただ、いかんせん有機センターの対応ができるかどうかという部分がございます。そういった中で、期間を延ばす、あるいは量的にこれしかできませんよという形になるのか分かりませんが、農家の方々が申込みに来られた時点で、そのような御要望も承りながら進めてまいりたいというふうに思っております。

（何ごとか言う者あり）

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（今鶴治信議員）

いろいろ出ましたけど、私は畜産課長に1点質問したいと思います。ただいま、農林振興課長からもございましたけど、全体量の半分が散布までということで、私も利用させていただいておりますが、現状としまして有機センターまで引き取りに来られる方、またばらで運んでいる現状はどういう感じでしょうか、伺います。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

今の有機センターの製品の農家の使い方なんですけども、先ほど農林振興課長のほうがありましたとおり、散布のほうは今51%でございます。全体の年間6,000トン程度の販売の中の3,100トン程度が散布ということで、そのほかにばらのほうは今年間でいいますと、約30%程度でございます。そのうち、有機センターのほうに取りに来られる方につきましては、1割弱というようなことで、ほとんどの方が有機センターの車両による運搬また散布というようなことで、自己取引という方は少ないところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

さっき言った散布は51%、ばら取引が30%、残りの20%は袋に詰めた製品かと思えますけど、その中で今回800戸の農家が対象であるということでありましたが、

これまで使われた方は有機センターの堆肥を何らかの形で利用されておりますので、今回、これで無料で配布される分はその分需要も減ると思いますけど、その中で散布まで含めて配達、市外のほうの注文にも対応されているのかどうか伺います。

○畜産課長（野村伸一）

これまで有機センターの製品につきましては、地元優先ということで販売しておりました。その中でもやはり、市内価格、市外価格ということで分けて、市外につきましてはちょっと高めの価格で販売しておりました。特に、市外からの施設園芸等の要望が多くて、ここ最近では施設園芸でのピーマン部会なり、そういうところ等の大口の取引が多くて、市外のほうへも出しているところでございます。

以上です。

○8番（今鶴治信議員）

素朴な質問で最後ですけど、実際、今回これまでより、これまでの売上げが減るということで、これまでの量を想定しているということで、増産は予定していないのか、また今の畜産農家からも非常に苦情が来ているんですけど、堆肥の引き取りが非常に間隔があいているということでございますが、私は今回こういうことを利用されて堆肥ももうちょっと消化するための政策もあるのかと思いましたが、全体的にした場合は量としてはもう現状維持で、それ以上の製造はされないのかどうか、最後に1点伺います。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

製造のほうにつきましては、今現状有機センターの稼働日数を260日ということで計画しておまして、処理量が1日50トンということで、年間にいたしますと1万3,000トンの減量を投入して製品を作っております。1万3,000トンのうち製品ができるのが50%、約6,500トンでございます。

今年度、令和2年度におきまして有機センターも堆肥舎の整備、また車両等の整備等をしていただきました。これに伴いまして、処理量のほうが最大でいきますと1万6,000トン程度投入できるということで、製品につきましても、最大で8,000トンまでできるというようなことでございます。そういうことで稼働日数も若干、土日等の営業等もいたしまして、稼働いたしまして製造量につきましても増やしていくという計画でございます。

以上です。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、ワクチン関係について質問をいたします。

まず、第1点は歳入の項目で国庫支出金が5,457万6,000円計上されておりますが、これは時期的にはいつまでにこの国庫支出金は入ってくる見通しであるのかが第1点であります。

次に、歳出の中でワクチン関係では、例えば医療従事者に対しては、医師が1万5,000円、1時間当たり、これを6時間ということで8回、6か月、3人で計上されておりますが、質問であります、この1万5,000円、並びに看護師の5,000円は国が示した指針であるのか、確認でございます。

全国的に、一応予算計上がされていると思いますので、国の方針だと思うんですけども確認をいたします。これが2点目。

それから3点目は、今回提案されておりますこのワクチン関係の予算で、曾於市の場合は一応市民全員2回接種を想定しての予算計上であるのか、これも確認方々の質問でございます。今後、新たに追加はないと思うんですけども、そのように解釈していいのかでございます。

それから、タクシー運行業務については、これは市の単独の措置でありますけども、この予算計上するに至った算定基礎ですね、細かく全体として2,000人を前提として計上いたしておりますが、基本的な算定の考え方について説明をしてください。結果としては、大分予算が余ることにもなりかねない、そうした不透明な予算計上であろうかと思えます。当局に責任はないわけではありますが、次の質問でございます。

堆肥散布について1点だけ質問をいたします。私も総括質疑を含めて、また課長との意見交換の中でも、農林振興課長との、この点は質問いたしましたけども、課長自身も3月の予算審議を含めて、当時の段階で堆肥散布については一応希望される農家に畑まで持って行って、一応有機センターのほうで散布する、配布するっていう説明を受けております。それが、もちろん望ましい、全てじゃないけども一つでありますけれども、ただ有機センターの職員が対応できるのかって、例えば大隅町も財部町も末吉から一番遠いところで二十数km、あるいはそれ以上かかるんですよ。

ですから、物理的にも人的体制からも大丈夫という疑問も申し上げたんですけども、それを含めて総合的に検討されなかったから、先ほどの全員協議会を含めてのそうした農家の立場からの対応として、結果としてなっていない中での今回の予算計上ではないかと思っております。

渡辺議員も全協を含めて指摘いたしましたけども、できたらこの畑での散布、袋詰めを含めてユズ農家ですね、やはりせっかくのコロナ予算でありますから、一人

でも多くの農家の方々が納得いく、あるいは結果として利用できるような体制の在り方を、今後一定の歳出が伴う関連もあろうかと思いますが、その点は大きな立場で検討をするべきではないかと考えております。

基本的な当局として対応の在り方、立ち位置といえますか、その点だけ一応答弁をしてください。細かい点は、今後検討されるでしょうから。基本的な観点を、農家の立場で一人でも多くの方々に喜んで利用できるような形をやるのが、やはりこの新型コロナに対する市としても目標であろうかと思っておりますので、答弁をしてください。

次の質問でございます。

これは、教育委員会関係であります。学校給食の助成事業ということで539万5,000円が計上されております。これは、学校給食費がこのままでは保護者に負担増となるということでの市の独自の補助金ではないと考えておりますけれども、実際そうであるのか、確認をいたします。

この点は、先日の一般会計の当初予算の中での文厚委員会の中でも私質問しましたが、そのときのわずかまだ1週間、10日前の話ですよ。当局の説明では、新年度から関係する保護者の皆さんには一定の負担増をお願いしていますといった、記憶に間違いがなければそうした当局の答弁説明だったと思うんですよ。それが結果として補助金を支出することになったのか、経過を含めて報告をしてください。

もしそうであるならば、文厚委員会のメンバーは私を含めて新たな保護者の負担増となるということで受け止めての、審議を終えているわけですよ。ですから、もし私の質問が間違いがなければ、当然少なくとも文厚委員会には前もって説明、了解を得た上での今回の補正予算への計上をすべきでなかったかと、審議の関係からもうですね、言えるんですけども、そのことを含めて答弁をしてください。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

まず、歳入の5,557万6,000円について、いつから入ってくるのかという質問だったと思いますけれども、一応、予定では年度末に実績報告を出して入っているという計画でございます。

（「2年度ですか」と言う者あり）

○保健課長（櫻木孝一）

3年度の。

（「3年度の年末」と言う者あり）

○保健課長（櫻木孝一）

そうです。あと、報償費です。医師、看護師等の報償費ですけれども、1万

5,000円と5,000円については国が示したものであるのかということをごさいますけれども、国のほうでは医師、看護師の報償費については示していないところです。また、県のほうでも示しがないところをごさいます。ただ、近隣の市町村等確認したところ、都城市、大崎町、鹿屋市等が1万5,000円で計上してありますので、その金額で合わせて計上したところをごさいます。

あと、2回接種の予定である、この予算は2回接種全員分カバーしているのかということをごさいましたけれども、これで全員分カバーしている予定をごさいます。

あと、タクシー業務の積算基礎をごさいます。2,000人の積算基礎ということで、75歳以上の方が対象ということで、この2,000人を上げてありますけれども、75歳以上の人数が8,300人ほどいらっしゃいます。そのうち、施設入所者が880人程度いらっしゃいます。

あと、75から84歳は比較的まだ車に乗れる方が4,300人程度いらっしゃいます。それを引きますと、約3,000人ぐらいになります。3,000人のうち、接種率という形で市のほうでも70%を目標にとということで、その70%をかけたところ2,100人程度になります。そのほか、夫婦で利用されたりとか、子供さんたちが送迎等されるという方もいらっしゃるということで、一応2,000人という形で積算したところをごさいます。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

堆肥の取り扱い方についてということで、農家の立場に立った市の考え方をということでごさいます。

今回出している通知の中身を、先ほど全協の中でもるる御指摘をいただいたところをごさいます。また、私どもも農家の方々の意向に十分添えるような形で有機センターと打ち合わせをしながら進めてまいりたいと思っております。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、私のほうから今回の補正の内容についてお答えいたします。

まず、今回、学校給食費の値上げになった経緯をごさいます。この件につきましては令和元年度に対しまして、令和3年度の給食日数が10日ほど多くなりました。その理由としましては、コロナの影響で授業数の確保をするということで、行事の見直しにより、学校内で行事をするあるいは年6回ある始業式、終業式のうち4回を午後も授業あるいは行事をするということで、したいということで、給食が提供していただければしたいということでしたので、じゃあ提供を前提として計算してみますという話をしたところをごさいます。

そういう中で、直接の原因は値上げよりも日数が10日多くなったということでございます。ちなみに1週間当たりの単価で申しますと、小学校が235円、中学校が275円、単純に10日分が多くなるという形でございます。

それでは、経過でございますが、3月のまず私どもの補正の委員会が3月3日でございます。その後、この来年度の給食費を決める給食運営委員会というのが大隅給食センター、財部給食センター、あるいは末吉中学校、末吉小学校、それぞれ別々にございます。

財部のセンターと大隅の給食センターは4日、5日にありまして、運営につきましては各学校の校長、それからPTA会長がいらっしゃいますが、給食費の単価を下げるよりもやはり上がってもいいので現在の状況を確保してほしいということでございました。

そういうことから、この給食費の値上げが決まったところでございます。その後、この値上げした件を教育長とそれから市長、副市長のほうに報告をしたところでございます。報告をして、いろいろ協議したわけでございますが、やはりこのコロナ禍の中で保護者の負担を増やすのはどうかなという議論になりました。

その中で、それじゃあ6月補正辺りをお願いしようかなという話も出たんですけど、今回、この会期中におきまして1号補正予算を提案するという話が出てきましたので、私どもとしては4月からこの補助があれば、保護者の方々も少しでも負担が減るかなということでお願いしているところでございます。

ちなみに、給食費につきましては、例えば財部給食センターと大隅給食センターが現在月額4,000円でございますが、4,200円になります。これが、補助金が1,000円から1,200円になりますので、現在と同じ3,000円という形でございます。それから、末吉小学校につきましては現在4,200円でございます。これが4,350円に上がるということで、これを1,200円の助成をしますと、末吉小学校につきましては3,150円となります。

それから、中学校ですけれども、財部給食センターと大隅給食センターが現在4,700円で、200円上がりまして4,900円となりますが、補助金が200円増えますので、保護者の負担は3,700円と変わらないところでございます。末吉中学校につきましては、現在4,800円ございまして、末吉中学校につきましては給食日数、終業式、始業式、授業を行うんですが、全体的な給食日数は少し増えるが、影響はそれほどないということで、4,800円のまま来年度もいくということで、ここが200円上がりますので、補助金も200円上がらずにそのままありますので、逆に保護者の負担金は200円下がって3,800円から3,600円になるということでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

まず、ワクチンの国庫支出金の質問であります。課長の答弁では令和3年度の年度末に遅くとも5,457万6,000円が一応入ってくるだろうということですよ。このワクチン接種はもう新年度、3年度の早々から一応始まるわけですよ。ですから、その間の約5,000万円になるかどうか分かりませんが、財源不足はどこから持ってくるのでしょうか。数千万円というのは少くない金額であります。どこから、この予算は持ってくるのでしょうか。単純な疑問と質問なんですよ。お答え願いたいと考えております。通常は、事業を行う大体おおむね並行して、国等からのお金が入ってくるのが一般的ではないでしょうか。その点で答弁をしてください。

それから、2点目の質問、ちょっとこまかくて申し訳ないんですけども、担当課長、よろしいですか。医師の1万5,000円、看護師の5,000円は私は国の示した全国的な統一指針だと考えて理解しての質問だったんですが、課長答弁ではなく、そうでなくて一応近隣の市町村も調べて、大体この金額がいいのじゃないかという説明であったかと思えます。

質問でありますけれども、そうならば国が示したこの歳入の国庫支出金との間でお金が余るか足りないか、当然差異が、違いが出てきますよね。その点は、現状では一応市のほうでこの予算計上では不足分についても一般財源の中に計上されていると理解していいのかどうか、あるいはそうでなくて国の予算で十分間に合うと、おつりが出るというふうに考えていいのかどうかですね。

基本的には、これは国が10分の10出すのが当たり前だと思うんですよ。これは、国会答弁を見てもですね。ですから、その辺りはちょっと納得いかないんですが、説明をしてください。これが質問であります。

次に、教育委員会の総務課長に質問いたします。

繰り返しますが、文厚委員会の審議の中は、保護者に負担をお願いするという課長答弁だったですよ。ですから、当然私だけでなく、同僚議員どなたもが教育至るまでそのような受け止め方をしているわけですよ。このように、保護者負担ではなくて、市のほうで補助をすること自体はもう誰が見ても喜ばしい、歓迎すべきことでもありますけれども、私が申し上げたいのはせつかくの決められた正規の予算審議でありますので、もしそこでその後変更修正ができてきた場合は、少なくとも文厚委員会の正副委員長には事前に了解を求めた上での本日の提案をすべきじゃないかと思うんです。

ですから、それが私審議といいました。これは私も文厚委員会時代も、ほかの課でもあったんですよ。ですから、その点はやはり今後に生かしていただきたいと思えます。一言だけでいいですので、答弁をしてください。

以上です。

○会計管理者・会計課長（桐野重仁）

それでは、先ほど徳峰議員のありました、この国保支出金の財源につきましては、ほかの補助事業も一緒でございますが、大体出納閉鎖期間に国庫補助金等が入ってきます。その間、事業に関しましては普通交付税、または一般財源等で賄いまして、最終的には実績が出ろうかと思いますが、その実績に応じて国庫から入ってくると思います。その間、一般財源で対応してまいります。

以上です。

○保健課長（櫻木孝一）

それでは、この国の事業でこれを、もし足りないときはどうなるのかというような話でございましたけれども、この事業につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金というのと、同じくワクチン接種体制確保事業補助金というのがあります。接種に関する、ワクチンを接種する分については負担金で支払うことになっております。国から負担金が来るという形になります。そのほかについて確保対策事業のほうで補助金に来るようになっております。

もし、この負担金で不足する場合は、補助金で対応するよという形でなっておりますので、この予算で不足することはないと思っております。

○教育委員会総務課長（橋口真人）

それでは、お答えいたします。

今回の補正1号につきましては、私のほうで文厚委員全員にお願いしようという考えがありましたので、当初委員会で今回の追加で1号補正でお願いいたしますという形で答えたところでございます。これ以前に、文厚委員、こういう意見がありましたら、皆さんがそろう前に、文厚委員の皆様がそろう前に文厚委員長のほうに報告したいと思っております。

○19番（徳峰一成議員）

ワクチンの確認であります。今、2回目の答弁でありましたように、全国一律やないということを前提にした場合に、結果としてどのような結果になろうとも国が10分の10、100%ワクチン関係については責任を持って補助金、あるいはそれに相応する負担金で一応全額国のほうで対応するということがいいですね。その点で答弁してください。いや、国会答弁でもそのように私理解いたしているものだから、このことを質問しているんです。

○保健課長（櫻木孝一）

先ほど申したとおり、接種に関する負担金で足りないものは補助金で対応しなさいということです。ただ、その補助金は限度額がありますけれども、その限度枠ま

では曾於市場場合は到底、届いておりませんので、この予算で100%大丈夫だと思
っているところです。

○議長（土屋健一）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号については会議規
則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ます。これに御
異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、議案第38号については委員会の付託を省略する
ことに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の
方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第4号 介護保険制度の改革を求める意見書案

○議長（土屋健一）

次に、日程第13、発議第4号、介護保険制度の改革を求める意見書案を議題とい
たします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○2番（松ノ下いずみ議員）

発議第4号、介護保険制度の改革を求める意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり曾於市議会会議規則（平成17年曾於市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月25日。曾於市議会議長土屋健一殿。

提出者、曾於市議会議員、松ノ下いずみ、賛成者、淵合昌昭、原田賢一郎、大川内富男、徳峰一成。

提案理由。2021年度からの第8期介護保険事業計画に向けて議論がなされており、今後は本市を含め全国で令和7年度、2025年に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、令和22年、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上に到達することから、ますます要支援・要介護認定者や認知症高齢者、独り暮らしの高齢者、老々介護等の支援の必要な方が増加し多様化するため、介護保険制度の改革について国が責任を持って対策を講じる必要があることから、関係機関に意見書を提出するものであります。

別紙、意見書案につきましてはお目通しください。

以上、御審議の上、賛同くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（土屋健一）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の

方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋健一）

起立全員であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第14 閉会中の継続調査申出について

○議長（土屋健一）

次に、日程第14、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長、高校跡地利活用調査特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋健一）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

今回の3月議会は、令和3年度の一般会計の当初予算並びに特別会計への予算を詮議していただきました。予算並びに条例等も含めて、全て可決をしていただき、引き続き市民の予算として執行してまいりたいと思います。

また、執行に当たりましては、議会の皆さんたちからいただいた意見等も組みながら、市民のために執行を進めてまいりたいと思います。また、今回の議会を最後として3月いっぱい定年される職員、その中で課長の方が4名おられます。そして学校教育課長も次の新たな学校現場に異動ということになりました。

皆さんの大きな御支援に対して、心から感謝申し上げ、お礼に変えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（土屋健一）

以上をもちまして、令和3年第1回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時55分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	全会一致 可 決
議 案 第 9 号	曾於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 10号	曾於市国民健康保険税条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 11号	曾於市手数料条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 23号	令和2年度曾於市一般会計補正予算（第13号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 27号	令和2年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 37号	令和2年度曾於市一般会計補正予算（第14号）について（所管分）	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 12号	曾於市国民健康保険給付支払準備基金設置条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 13号	曾於市国民健康保険条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 14号	曾於市介護保険条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 23号	令和2年度曾於市一般会計補正予算（第13号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 24号	令和2年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 25号	令和2年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について	全会一致 原案可決

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 2 6 号	令和 2 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 3 7 号	令和 2 年度曾於市一般会計補正予算（第 1 4 号）について（所管分）	全会一致 原案可決

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 1 5 号	曾於市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止について	全会一致 原案可決
議 案 第 1 6 号	曾於市道路占用料徴収条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 1 7 号	曾於市都市公園条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 1 8 号	曾於市住宅条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 1 9 号	曾於市地域振興住宅条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 2 3 号	令和 2 年度曾於市一般会計補正予算（第 1 3 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 2 8 号	令和 2 年度曾於市水道事業会計補正予算（第 5 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 2 9 号	令和 2 年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 3 7 号	令和 2 年度曾於市一般会計補正予算（第 1 4 号）について（所管分）	全会一致 原案可決